

調査研究資料 No.140

2023



戦後職業訓練関係資料集

《昭和20年～昭和33年》

〈中〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

戦後職業訓練関係資料集

《昭和 20 年～昭和 33 年》

〈中〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

研究チーム

原 案 佐々木 輝雄 職業訓練大学校
元教授

編 集 田 中 萬 年 職業能力開発総合大学校
名誉教授

企 画 新 井 吾 朗 職業能力開発総合大学校 能力開発応用系
准教授

事務局 砂 田 栄 光 基盤整備センター 企画調整部企画調整課
統括マネージャー

第V編 通牒・通達編

VI部 一般労務・職業指導関係 …………… 1

五―一―一 大東亜戦争終結ニ伴ウ国民勤労動員令施行ノ為ニスル
 応急措置ニ関スル件

五―一―二 戦争終結ニ伴ウ工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件

五―一―三 連合軍進駐ニ伴ウ労務確保ノ準備措置ニ関スル件

五―一―四 終戦ニ伴フ産業報告会ニ関スル措置ノ件

五―一―五 地方勤労行政機構ノ改正整備ニ関スル件

五―一―六 地方行政機構ノ改正ニ伴フ厚生行政整備ニ関スル件

五―一―七 日雇労務ニ関スル事務処理ニ関スル件

五―一―八 定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱について

五―一―九 緊急就業対策実施ニ関スルノ件

五―一―一〇 勤労署業務運営に関する通牒

五―一―一一 知識階級失業応急救済事業実施に関する件

五―一―一二 公共事業に失業者を優先雇傭するの件

五―一―一三 昭和二二年度失業応急事業実施に関する件

五―一―一四 公共事業日雇労務者標準賃金に関する件

五―一―一五 昭和二二年度失業応急事業の実施に関する件

五―一―一六 年少者の就業に関する件

五―一―一七・一八・一九 労働部設置に関する件

五―一―二〇 職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件

五―一―二一 新制中学校の職業指導に関する件

五―一―二二 各種学校の取扱いについて

五―一―二三 労働省所管公共事業共同作業施設設置方針

五―一―二四 地方職業安定行政主務課公共職業安定所の組織及び事務文章につ
 いて

五―一―二五 労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局）了
 解事項について

五―一―二六 労働学校の取扱について

五―一―二七 行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策実施につ
 いての援助方依頼について

五―一―二八 行政整理の実施に伴う失業対策に関する件

五―一―二九 緊急失業対策法の実施について

五―一―三〇 看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について

五―一―三一 職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について

五―一―三二 学校教育法第八三条及び第八四条の一部改正について

五―一―三三 昭和二六年三月学校卒業者の職業紹介について

五―一―三四 年少者（児童福祉施設収容児童等）の職業紹介について

五―一―三五 技能者養成制度の趣旨徹底について

五―一―三六 労働教育行政について

五―一―三七 技能者養成に関する協力方について

五―一―三八 国民一般に対する労働教育の実施について

五―一―三九 労働学校の設置及び運営について

五―一―四〇 ソ連地区からの引揚者に対する職業援護について

五―一―四一 失業保険施設設置要綱

五―一―四二・四三 公共事業等による失業者吸収措置の強化について

五―一―四四 簡易職業紹介業務取扱要領

五―一―四五 新規大学卒業者の就職促進について

五―一―四六 孤児・母子家庭児童等に対する就職援護の実施について

五―一―四七 補導生、共同作業所員に対する労務加配米の配給要領について

五―一―四八 共同作業所月報の提出について

五―一―四九 特別失業対策事業の実施について

五―一―五〇 体力検定の実施について

五―一―五一 失業者特別指導訓練の実施の推進について

五―一―五二 昭和三〇年度新規大学卒業者の就職促進について

五―一―五三 駐留軍及び国連軍労務被解雇者の就業対策について

五―一―五四 神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱

- 五〇一―五五 力の制定について
- 五〇一―五六 体力検査実施要領の一部改訂について
- 五〇一―五七 駐留軍及び国連軍関係離職者の就業対策について
- 五〇一―五八 駐留軍及び石炭山関係離職者の就職促進について
- 五〇一―五九 団結権、団体交渉その他団体行動に関する労働教育行政の指針について
- 五〇一―六〇 共同作業所所則（内規）基準の制定について
- 五〇一―六一 労働福祉事業団法の施行について
- 五〇一―六二 労働福祉事業団法の業務に関連し事前に連絡を要する事項について
- 五〇一―六三 駐留軍撤退に伴う離職者の対策について

V2部 公共職業補導関係 ……………

- 五〇二―〇一 神奈川県立厚生職業補導所規程
- 五〇二―〇二 職業補導実施要綱に関する件
- 五〇二―〇三 神奈川県横浜木工補導所設置規程
- 五〇二―〇四 神奈川県第一語学要員養成所設置規程
- 五〇二―〇五 神奈川県傷痍者職業補導所設置規程
- 五〇二―〇六 職業補導所等新設拡充に関する件
- 五〇二―〇七 授産共同作業特別施設の設置に関する件
- 五〇二―〇八 昭和二二年度職業補導並びに授産共同作業実施計画調の件
- 五〇二―〇九 公共事業年間実績報告に関する件
- 五〇二―一〇 授産共同作業特別施設の設置について
- 五〇二―一一 公共事業四半期報告について
- 五〇二―一二 職業安定法施行に伴う職業補導実施に関する件
- 五〇二―一三 共同作業施設の運営について
- 五〇二―一四 職業補導所及び養成所を各種学校に指定
- 五〇二―一五 職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規定との関係について
- 五〇二―一六 職業安定行政手引き
- 五〇二―一七 授産施設の労働基準法適用について
- 五〇二―一八 授産施設の労働基準法適用について

- 五〇二―一九 職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規程並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規程との関係について
- 五〇二―二〇 公共職業補導所の実習収入金について
- 五〇二―二一 公共職業補導所の経営について
- 五〇二―二二 補導事務必携
- 五〇二―二三 公共職業補導所における実習について
- 五〇二―二四 神奈川県立公共職業補導所設置規程
- 五〇二―二五 公共職業補導所台帳の公民科の取扱について
- 五〇二―二六 公共職業補導所台帳の作製について
- 五〇二―二七 戦傷病者を中心とする身体障害者の公共補導所利用促進について
- 五〇二―二八 身体障害者公共職業補導所における補導生（戦傷病者）の募集計画について
- 五〇二―二九 所外実習に伴う補導生出張旅費の取扱について
- 五〇二―三〇 身体障害者職業障害部位別職業補導種目選定基準の作成について
- 五〇二―三一 作業所作業員の加工料の額承認について
- 五〇二―三二 職業訓練の現況と課題
- 五〇二―三三 自動車整備士受験資格について
- 五〇二―三四 公共職業補導所補導生旅客運賃割引書の取扱について
- 五〇二―三五 神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱の改正について
- 五〇二―三六 公共職業補導所におけるラジオ聴取料の免除について
- 五〇二―三七 公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について
- 五〇二―三八 業務運営状況報告について
- 五〇二―三九 公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について
- 五〇二―四〇 公共職業補導所補導生の災害補償について
- 五〇二―四一 身体障害者公共職業補導所補導生補導記録について
- 五〇二―四二 神奈川県職業補導所補導生の災害補償について
- 五〇二―四三 公共職業補導所補導生の災害補償について
- 五〇二―四四 公共職業補導所修了生の技能者養成認可について
- 五〇二―四五 技能者養成制度との連携に伴う職業補導事業の運営について
- 五〇二―四六 補導生に対する失業の認定について

五―二―四七	公共職業補導所における追指導の強化について	五―二―七八	神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の実施について
五―二―四八	公共職業補導所補導生に対する旅客運賃の学生割引適用について	五―二―七九	神奈川県身体障害者職業補導所における実習収入金の分割後納制の承認について
五―二―四九	公共職業補導所補導生に対する身分証明書の発行について	五―二―八〇	公共職業補導所台帳の整備について
五―二―五〇	生活指導要領の送付について	五―二―八一	代用教科書の取扱について
五―二―五一	夜間職業補導の実施について	五―二―八二	小田原婦人公共職業補導所美容科における実習モデルとなる者及びその者から徴収する料金について
五―二―五二	夜間職業補導における訓練方法について	五―二―八三	職業補導用代用教科書の承認申請手続きについて
五―二―五三	学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱について	五―二―八四	職業補導所の事業状況の報告について
五―二―五四	補導生用学校学生生徒旅客運賃割引書の取扱について	五―二―八五	神奈川県公共職業補導所等に関する規則
五―二―五五	公共職業補導所理容科並びに美容科に通信課程併設について	五―二―八六	神奈川県共同作業所等に関する規則
五―二―五六	委託契約書（労働大臣と神奈川県知事）	五―二―八七	自動車整備士技能検定規定の一部改正について
五―二―五七	神奈川総合職業補導所規則	五―二―八八	補導生補導記録の一部改正について
五―二―五八	補導生指導記録について	五―二―八九	総合職業補導所の技能者養成規程第一五條第二項の施設としての指定について
五―二―五九	神奈川身体障害者公共職業補導所の経営について	五―二―九〇	職業補導用代用教科書の承認申請に対する決定について
五―二―六〇	体育科指導要綱の制定について	五―二―九一	補導生指導要録、補導生指導手帳の改訂及び補導所体操用レコードについて
五―二―六一	補導所入所、修了、就職状況調査について	五―二―九二	補導手当の支給額改定について
五―二―六二	昭和三〇年度事業計画について	五―二―九三	代用教科書の取扱について
五―二―六三	総合職業補導所の運営要領	五―二―九四	身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について
五―二―六四	神奈川総合職業補導所経営委託費配布申請書	五―二―九五	補導所入所、修了、就職状況調査実施要領の一部改正について
五―二―六五	職業補導所補導生の災害補償について	五―二―九六	身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について
五―二―六六	入所、修了式等式次第について	五―二―九七	「神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱」の一部改正について
五―二―六七	作業指導票の作成利用について	五―二―九八	「神奈川身体障害者公共職業補導所及び神奈川県共同作業所における給食実施要綱」の制定について
五―二―六八	職業補導所補導生の災害補償について	五―二―九九	作業所作業員の加工料の額承認について
五―二―六九	職業補導所修了生名簿の提出について	五―二―一〇〇	作業員の加工料の額承認について
五―二―七〇	総合職業補導所自動車整備科修了生の自動車整備士技能検定試験受験資格について		
五―二―七一	補導所入所、修了、就職状況調査について		
五―二―七二	職業補導用教科書の取扱について		
五―二―七三	職業補導用代用教科書の指定について		
五―二―七四	補導生用労務加配用普通外米の配給割り当て要領について		
五―二―七五	職業補導所の実習並びに実習製作品処理要綱について		
五―二―七六	予算経理状況報告について		
五―二―七七	身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について		

- 五―二―一〇一 要綱の一部改正について
- 五―二―一〇二 承認代用教科書の申請について
- 五―二―一〇三 指定代用教科書について
- 五―二―一〇四 訓練生の所外実習の取扱について
- 五―二―一〇五 総合職業補導所に対する委託料の基準について
- 五―二―一〇六 労働福祉事業団総合職業補導所委託料基準について
- 五―二―一〇七 通学定期乗車券発売対象施設としての指定手続きについて
- 五―二―一〇八 総合職業補導所の溶接科修了生に対する溶接士試験の取扱について
- 五―二―一〇九 総合職業補導所における訓練生等の取扱について
- 五―二―一一〇 溶接科修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について
- 五―二―一一一 職業補導所安全週(旬)間の実施について
- 五―二―一一二 職業訓練法制定に伴う準備事務について
- 五―二―一一三 職業訓練法の要点及び施行に伴う当面の措置事項について
- 五―二―一一四 総合職業訓練所訓練生災害手当支給要綱
- 五―二―一一五 神奈川新身体障害者公共職業補導所の経営委託契約について
- 五―二―一一六 総合職業補導所の名称変更に関する件
- 五―二―一一七 神奈川県一般職業訓練所設置条例
- 五―二―一一八 神奈川県一般職業訓練所等に関する規則
- 五―二―一一九 所則の内規の制定について
- 五―二―一二〇 総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について
- 五―二―一二一 北九州総合職業訓練所所則

V3部 技能者養成関係 …………… 242

- 五―三―一〇一 技能者養成規程の一部改正並びに同規程第一八条の規定に基づく技能者養成指導員資格検定期施行について
- 五―三―一〇二 技能者養成指導員資格検定に関する件
- 五―三―一〇三 告示されていない指定技能の養成実施について
- 五―三―一〇四 技能者養成指導員資格の検定について
- 五―三―一〇五 技能者養成指導員資格検定問題作成依頼について
- 五―三―一〇六 技能者養成資格免許証の交付について
- 五―三―一〇七 技能者養成規程第二二条第三項の規定に基づく証明の取扱いについて
- 五―三―一〇八 労働基準法の疑義について
- 五―三―一〇九 技能者養成指導員資格の免許について
- 五―三―一一〇 技能者養成指導員資格について
- 五―三―一一一 指導員資格の疑義について
- 五―三―一一二 技能者養成規程に関する疑義について
- 五―三―一一三 技能者養成規程第一八条別表第四使用者資格第一号の疑義について
- 五―三―一一四 技能職種に関する疑義について
- 五―三―一一五 技能者養成指導員資格検定と自動車整備士検定との関係について
- 五―三―一一六 技能者養成資格の疑義について
- 五―三―一一七 技能者養成指導員規程の施行について
- 五―三―一一八 技能者養成規程及び技能者養成指導員検定期則の一部改正施行について
- 五―三―一一九 技能者養成指導員資格認定基準について
- 五―三―一二〇 技能者養成第一三条の規定に基づく教習事項の基準について
- 五―三―一二一 査察指導の実施について
- 五―三―一二二 技能者養成促進指導の実施について
- 五―三―一二三 技能者養成実施促進に関する協力方について
- 五―三―一二四 技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について
- 五―三―一二五 製パン工技能者養成運営機関の設置について
- 五―三―一二六 技能者養成指導員資格検定実施について
- 五―三―一二七 技能者養成指導員研修について

五―三―三四 職業補導に於ける既往の教育を受けた者に対する取扱について
五―三―三五 技能者養成指導員資格検定問題参考資料送付について
五―三―三六 昭和二七年度第二回技能者養成指導員資格検定問題基準答案につ
いて

五―三―三七 技能者養成に対する地方公共団体等の援助について

五―三―三八 技能習得者の技能検定問題の調査について

五―三―三九 技能者養成規程の一部改正施行について

五―三―四〇 技能者共同養成費補助金交付規程の施行について

五―三―四一 技能者養成修了者に対する労働安全衛生規則第四四条に定める特
殊技能者の免許について

五―三―四二 労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準
規則、技能者養成規程等の施行について

五―三―四三 技能者養成教習指導について

五―三―四四 技能者養成と職業補導との提携協力について

五―三―四五 技能者養成規程別表第二に定める養成職種に関する学科の判定に
ついて

五―三―四六 技能者養成指導員研修について

五―三―四七 技能養成工にして定時制高校生徒たる者にかかる技能者養成の教
習事項の取扱について

V 4部 監督者訓練関係 ……………

五―四―一 工場事業場の行う監督者訓練に封する技術援助

五―四―二 職場補導員候補者の選定について

五―四―三 職場補導員研修日程について

五―四―四 職業安定法施行規則の一部改正について

五―四―五 職業安定法施行規則の一部改正と、それに伴う監督者訓練業務の
今後の運営の方針について

五―四―六 職業安定法施行規則の一部を改正する省令及び援助関係申請書等
の記載要領について

五―四―七 職業訓練法と監督者訓練

ISSN 1340-2404

調査研究資料 No.140

2023

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT
POLYTECHNIC UNIVERSITY

第V編 通牒・通達編

第V編 通牒・通達編

V1部 一般労務・職業指導関係

昭和二〇年八月二一日

〔五―一―一〕 厚生省勤労局長より各地方長官宛

大東亜戦争終結ニ伴ウ国民勤労員令施行ノ為ニスル応急措置ニ関スル件

- (一) 解雇退職ノ制限ニ関シテハ近ク通牒相成可キ「工場事業場従業者ノ戦後応急措置ニ関スル件」ニ依リ措置スベキコト
- (二) 男子就業ノ禁止又ハ制限ハ之ヲ廃止スルコト
- (三) 土建等日雇統制ヲ除キ雇人就職ニ関スル規制ハ之ヲ廃止スルコト
- (四) 理科系学校卒業者雇人制限ハ之ヲ廃止スルト共ニ従来ノ雇人割当ハ之ヲ取消スコト
- (五) 労務供給業者ニ依ル従業者ノ使用又ハ之ヲ事実上停止スルコト

『行政二』

昭和二〇年八月二一日

〔五―一―二〕 厚生次官より各地方長官宛

戦争終結ニ伴ウ工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件

(応急措置の方針として)

戦争終結ニ伴フ労務ノ再配置ニ付テハ産業転換ノ進展ニ即応シ逐次為サルベキモ差当リ緊要ナル民需産業ニ必要ノ労務ヲ確保スルト共ニ特ニ軍需産業ノ従業者ニ付急激ナル混乱ヲ防止併セテ離職従業者ニ対スル給与ノ基準ヲ定ムルハ現下喫緊ノ要務ナリ因テ左ノ要領ニ依リ応急暫定的措置ヲ講ゼントス

(要領として)

- (1) 緊要な民需産業については雇用主の一方的意志による解雇を制限すること
- (2) その他の産業で事業の休廃止による整理については輸送、住宅事情に応じて順次解雇すること
- (3) 徴用者は前職が、㊦農林水産業、㊧大工、左官・とび職、屋根職、板金、土工、㊨女子では家庭に復帰するもの、㊩民需産業または商業に従事していたもので原

職復帰できるもの、㊪自営できるものの順序にしたがつて解除すること。

(4) 学徒、女子身体障害者については学校、家庭に復帰させること。 『行政二』

昭和二〇年九月七日

〔五―一―三〕 厚生省勤労局長より庁府県長官・地方総監あて (厚生省発勤第一九九号)

联合国軍進駐ニ伴フ労務確保ノ準備措置ニ関スル件

(準備を要する労務者の範囲)

宿舍、電気、ガス、上下水道、暖房等联合国軍進駐に伴い必要な設営および道路、鉄道、埠頭その他の施設の修理ならびに各種荷役、運搬作業に要する ㊱一般労務 ㊲技術的労働および半熟練労働 ㊳荷役および仲仕 ㊴道路、鉄道、埠頭その他の修理 ㊵联合国占領軍用の住居およびその関連施設の建造であり、労務供出については、土建、荷役、輸送労務者については労務報国会等を督励し当該労務者の登録整備に努めさせ、常にその現況を明らかにしておくこと、特に荷役、輸送労務者については日通、港運、自動車統制会社その他関係組合の積極的な協力を求めること

『行政二』

昭和二〇年九月二八日

〔五―一―四〕 厚生・内務次官、各地方長官・警視総監・地方鉱山局長宛 (厚生

省発勤第二〇八号・内務省発警第一〇四号)

終戦ニ伴フ産業報告会ニ関スル措置ノ件

今般終戦ニ伴フ新事態ニ対処スル為大日本産業報国会ハ九月末日ヲ以テ之ヲ解散スルコトト相成候ニ付テハ都道府県産業報国会及大日本産業報国会鉱山部会モ同様可及的速ニ之ヲ解散セシムル様可然御措置相成度追而右ハ工場事業場ニ於ケル単位産業報国会ヲモ直ニ解散セシメントノ趣旨ニテハ無之其ノ存廢改組等ハ各其ノ成立ノ経緯運営ノ事情等ニ即シ自主的ニ決定セシムル様致度為念

厚生省勤労局長から地方長官あての内翰

拝啓 時下御清勝之段奉賀陳者本日別途厚生、内務次官ヨリ産業報国会ノ解散ニ付通牒相成候処今後ノ勤労諸情勢ヲ察スルニ工場事業場ノ勤労者ニ付可及的厚生施設ヲ充

実シ其ノ福祉ノ増進、教養文化ノ向上ヲ図リ以テ産業平和ノ維持、民需生産ノ増強ニ資スルノ要極メテ緊切ナルモノ有之、中央ニ於テモ之ガ実施推進体設立ノ氣運モ有リ当省トシテモ之ニ関シ考慮研究致居次第第二御座候ニ付テハ貴地方ニ於テモ右趣旨ノ団体結成ノ計画アルトキハ中央団体設立ノ際ニハ其ノ支部トナシ得ル如ク可然御配慮相煩度都道府県産業報国会（鉱山部会）ノ精算ニ当リテハ此ノ辺御含ミノ上御指導相成度此段得貴意候 敬具 『行政二』

昭和二〇年一月一〇日

〔五―一―五〕厚生省労政局長・勤労局長、各地方長官宛通牒（労発第三二号）

地方勤労行政機構ノ改正整備ニ関スル件

第一 行政機構ニ関スル事項

一 庁府県

(一) 地方庁ノ勤労並ニ労政主務課ハ之ヲ警察部ヨリ内政部ニ移管スルコト（警視庁ニ在リテハ勤労部ヲ廃シ東京都民生局ニ移シ労政、勤労ニ課設置ノ見込大阪府ニ在リテハ勤労部ヲ廃シ内政部ニ移管スルコト）

(二) 従来警視ヲ以テ充当スル労政主務課長並ニ警視庁及大阪府警察局勤労部ノ警視課長定員ハ之ヲ事務官ニ改メラルモノナルコト

右ニ伴ヒ労政主務課ニ専属スル警部以下ノ警察官ノ定員ハ之ヲ属ニ改メラルモノナルコト、此ノ振替職員定員ハ貴庁名ノ予定ニシテ本職員ハ全額国庫支弁ノ予定ナルコト

(三) 従来労政主務課ノ所管事項中、汽罐取締事務ハ内政部ニ移シ瓦斯取締事務ハ警察部ニ残置スルコト

(四) 勤労署職員ノ人事、予算、経理等庶務ニ関スル事務ハ勤労主務課ニ於テ処理セシムルコト

二 勤労署

(一) 労政行政ノ第一線事務ハ従来警察署ニ於テ所掌シ来レル処今般之ヲ勤労署ニ移管スルコトトナリタルコト

従ツテ関係官制中勤労署ノ所管事項中ニ労政行政ヲ所掌シ得ル如ク所要ノ改正ヲ加フルト共ニ勤労署ニ新ニ労政課（係）制ヲ設ケシムルコト（本件ニ関シテハ迫テ指示アルベキコト）

(二) 右ニ伴ヒ警察署ノ定員中労政主務係ニ属シ居ル警察官ノ定員ヲ属ニ振替へ勤

労署ニ配置スルコトトナリ其ノ数ノ貴庁振替ハ左表（略）ノ通りニ付各勤労署別配属定員数ヲ定メ十二月二十日迄ニ必着スル様報告セラレタキコト

(三) 勤労署ニ於ケル労政行政関係職員ヲ配置スルニ当リテハ其ノ業務内容ニ鑑ミ多数ノ工場事業場ヲ所管スル署ニ重点ヲ置キ他ノ勤労署ニ在リテハ極ク少数ノ人員ヲ配置スル如ク配意スルコト

尚右属設置ノ経費ト併セ雇員其ノ他事務補助員ノ設置費ニ付テモ各庁府県ニ於テ可然配意アリタキコト

三 前各号ノ職員ニ関シテハ国及地方費ニ付行政整理ニ依リ夫々相当範囲縮減セララル見込ナルヲ以テ予メ考慮シ置カレ度キコト

第二 行政運営ニ関スル事項

一 地方庁

(一) 労政行政ノ内政部門移管後ニ於テモ警察部門ハ関係法令違反ニ対スル司法処分、労働争議ニ際シテノ刑事犯ノ取締等緊密ナル関聯ヲ有スル事項多カルベキニ付常時不即不離ノ連繫ヲ保持スルコト

二 勤労署

(一) 勤労署ニ担当セシムベキ労務行政ハ

1 工場法、商店法、其ノ他労働保護法令施行上ノ指導監督

2 労働情勢ノ把握、情報ノ蒐集及報告

3 関係諸法令ニ基ク諸種ノ申請、届出等ノ受理及示達並ニ上級官庁ヨリ委任セラレタル許、認可ノ施行等ノ予定ナルコト

(二) 然レ共移管早々多量ノ事務ヲ勤労署ニ負荷スルハ勤労署事務ノ運営上支障ヲ来ス虞レアルニ付差当リハ出来得ル限り本庁ニ於テ行フヲ主眼トシ勤労署ニ於ケル労政行政関係職員ノ充実、事務ノ習熟等ヲ考慮シ逐次勤労署ヲシテ事務ヲ執行セシムル様配意セララルコト 『行政二』

昭和二〇年一月一五日

〔五―一―六〕厚生次官より東京都長官、北海道庁長官、府県知事宛（発労第八号）

地方行政機構ノ改正ニ伴フ厚生行政整備ニ関スル件依命通牒

一 庁府県及勤労署等関係職員ノ人事ノ刷新ニ意ヲ用ヒ優秀職員ノ確保ヲ期スルト共ニ民間有能者ノ積極的登用ヲ図ラレタキコト

二 今後ニ於ケル行政就中勤労行政ニ在リテハ失業対策、労働者保護等社会的施策ヲ中心ト為スベキニ付此ノ際官権の気風ノ一掃ヲ期シ関係職員ノ資質ノ向上ヲ図ラレタキコト

三 労政行政ノ第一線機関ハ勤労署トナリタルモ当分ノ間労働組合、労働争議等ノ重要事項ハ努メテ庁府県自ラ之ヲ行フコトトシ工場監督ニ付テモ勤労署ニ於テ所掌セシムル事項ハ必要最少限度ニ止メ事務慣熟後逐次委譲スル如ク配意セラレタキコト

四 庁府県及勤労署ニ於ケル労政関係職員ハ今回ノ移管ニ伴ヒ其ノ陣容弱体化ノ虞アルヲ以テ国費配当職員ノ外地方賞ヲ以テ之ガ充実ヲ図ラレタキコト

『行政二』

昭和二〇年二月二七日

〔五―一―七〕 厚生省勤労局長から各庁府県長官宛通牒（勤発第一、一八一号）

日雇労働二関スル事務処理二関スル件

（一） 関係日雇労働者ノ登録整備ヲ為シ常ニ其ノ所在、技能及就労状況等ヲ明確ニシテ置クモノトス

（二） 日雇労働者ノ就労斡旋ニ当リテハ特ニ左ノ諸点ニ留意スルモノトス

1 事業ノ緊要度ニ従イ其ノ配分ヲ為スコト

2 特殊ノ技能、経験ヲ有スル者ニ付テハ之ガ活用ヲ図ル如ク措置スルコト

3 事業主ト特殊ノ関係ヲ有スル者ニ付テハ之ヲ充分尊重スル如ク配意スルコト

（三） 勤労配置規則第六条ノ規定ニ依ル紹介又ハ承認ニ付テハ其ノ内容ヲ表示スル紹介票又ハ承認票ヲ交付スルモノトス

（四） 集合日雇労働者が需要数ニ不足シ又ハ超過シタル場合ハ他ノ日雇勤労署又ハ一般

勤労署ト聯絡シ之ガ需給ノ調整ヲ図ルモノトス

（五） 進駐軍労働ノ取扱ニ付テハ特ニ左ノ諸点ニ留意スルモノトス

1 常ニ要求数ニ対スル完全充足ヲ目途トシ労働者ノ積極的開拓、隣組、部落会ノ活用等ニ依リ之ガ責任供出ヲ為スモノトス

2 労働者ノ引率、作業現場ノ監督、作業終了引上等ニ付テハ可及的速カニ凡テ職員ヲシテ之ニ当ラシムル如ク措置スルモノトス

3 賃金支払、物資配給ニ付テハ特ニ之ガ適正ヲ期スル如ク留意スルモノトス

『行政二』

昭和二一年二月（日付け不詳）

〔五―一―八〕 勤労局長通牒

定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱

(1) 引揚者の職業相談に際しては内地の職業事情に周知徹底

(2) 積極的な求人開拓

(3) 雇用勸奨

(4) 職業補導施設・授産施設・救護施設との連絡

(五) 上陸地への職員の派遣

『行政二』

昭和二一年三月二日

〔五―一―九〕 厚生省勤労局長より各地方長官宛（厚生省発動第八号）

緊急就業対策ノ実施二関スル件

経済危機緊急対策ノ一環トシテ曩ニ別紙ノ通「緊急就業対策要綱」閣議決定相成候処之ガ実施ノ具体的施策ニ関シテハ目下鋭意準備取進メ中ニ有之候処取り敢ヘズ要就業者ノ就業斡旋措置ニ付テハ別紙要領ニ依リ実施スルコトト相成候条左記御了知ノ上之ガ運営ニ付万遺漏ナキヲ期セラレ度

記

一、失業調査ノ実施期日及実施ニ関スル詳細ハ近ク通牒スベキモ調査票（様式ハ示ス）

ノ用紙ノ入手其ノ他ノ作成ハ速急ニ困難ナルヲ以テ今回ニ限り各都道府県ニ於テ調整スル如ク予メ所要ノ手配ヲ講ジ置クコト

予算ニ付テハ別途考慮中ナルコト

二、就業対策実施ニ関スル連絡機関（委員会）ハ直チニ設置シ積極的ニ之ヲ活用シ実施ノ円滑ヲ期スルコト

三、適正ナル就業斡旋ノ成否ハ職業開拓ニアリ極メテ重要ナルニ付単ニ勤労署ノミニ委ネルコトナク都道府県、勤労署一体トナリ積極果敢ニ之ガ開拓ニ努ムルコト

四、授産、内職施設、社会救護事業施設等ノ内容所在地等ハ必ズ勤労署ニ熟知セシメ置クト共ニ常ニ緊密ナル連絡ヲ保持セシメ此ノ方面ニ対スル斡旋ニ齟齬ナキヲ期セシムルコト

緊急就業対策要綱（編注・略）

就業斡旋実施要領

第一 緊 急

就業対策ノ実施ハ一ニ計画的且綜合的ニ要就業者ヲ判定シ、之ガ各種計画面事業其ノ他一般事業ニ斡旋シ以テ健全ニシテ且適性ナル職業ヲ附与スルニ在ルヲ以テ左ニ依リ円滑迅速ナル斡旋措置ヲ講ズルモノトス

第二 措 置

一、失業者ノ把握

常時失業者（就職ノ意志ト能力ヲ有シ就職ノ機会ヲ得ザルモノ）ノ数ヲ明ニスルト共ニ其ノ生活状況其ノ他之ガ実態ヲ把握シ緊急就業対策遂行上ノ基礎資料タラシムル為定期又ハ臨時ニ失業者ノ調査ヲ実施ス

(一) 定期調査、年二回全国一斉ニ施行ス

(イ) 調査時期 三月十五日及九月末現在トス

(ロ) 調査対象 年令満十二年以上満六十年迄ノ男子及年令満十二年以上満四十年迄ノ女子ニシテ現ニ失業中ノモノトス但シ国民学校在学中ノ児童並ニ学生生徒ヲ除ク

(ハ) 調査事項 住所、氏名、年令、性別、配偶者ノ有無、學歷、家族ノ状況、

特技、前職、失業ノ期間、希望職業、希望産業、就職希望地

(ニ) 調査ノ方法 所定ノ調査票ヲ市町村ヲ通ジ町内会（部落会）ニ配布、該当者本人ニ所要事項ヲ記入セシメ町内会（部落会）ニ蒐集ノ上市町村ヲ通ジ勤労署ニ提出ス

(二) 臨時調査

(イ) 都道府県ハ定期調査実施後次回調査実施ニ至ル迄ノ間ニ於ケル失業者ノ異動状況ヲ明確且具体的ニ把握スル為必要ニ応ジ勤労署ヲシテ市町村協カノ下ニ臨時所要ノ調査ヲ実施セシムルモノトス

(ロ) 調査ハ市町村別ニ時期ヲ定メ各町内会、部落会ニ付失業者ノ連名表ヲ作成セシメ、新タニ失業者トナリタルモノニ付テハ所定ノ調査票ニ依リ記入セシメ夫々調査ス

(三) 本調査実施ノ為左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 市（町内会）ノ町村ニ調査指導職員ヲ配属スルモノトス

(ロ) 隣組長ニ調査手当ヲ支給スルモノトス

二、調査票ノ分類保存並ニ統計

勤労署ニ集括セル調査票ハ前項調査ニ依ル以外ノ失業者ニシテ別途勤労署ニ求職申込ヲ為シタルモノノ求職票ト併セテ左ノ通りニ分類保存シ個々人ノ具体的調査並ニ就業判定、斡旋ノ資料トシテ利用セラルル外中央ニ於ケル失業救済需給計画大綱策定ノ基礎統計トシテ報告セラルモノトス

(一) 分類

第一 分 類 知識階級並ニ一般勞務者別

第二 同 性別

第三 同 希望産業別

第四 同 希望職業別

(二) 整理

調査票ハ右分類ニ整理セラルルモ臨時調査又ハ就業斡旋ニ依リ訂正、除去等ノ整理ヲ為スモノトス

(三) 統計

調査票ハ左ノ事項別ニ集計セラレ、地方庁經由厚生省ニ報告スルモノトス

集計項目

1 知識階級失業者統計

性別、年令別、前職別、失業期間別、希望産業別、希望職業別

2 一般失業者統計

性別、年令別、前職別、失業期間別、希望産業別、希望職業別

三、関係機関ノ連絡

本施策ノ綜合關連性ニ鑑ミ関係機関ハ常ニ密接不離ノ連絡ヲ保持スルノ要アルヲ以テ左ノ如ク連絡ヲ維持スルモノトス

(一) 中央機関

(イ) 關係各省ハ厚生省ヲ中心トシテソノ所管事業ノ計画、施行場所、施行時期、終了時期、所要勞務者数、就業条件等具体的連絡ヲ為スモノトス

右ノ為ニ厚生省ニ設置セル失業対策各省連絡本部ヲ改組シ新タニ官制ニ依リ臨時就業対策本部ヲ設ケ之ガ機能ヲ活用スルモノトス

(ロ) 關係各省ハソノ所管事業遂行上必要ナル勞務ハ原則トシテ勤労署ノ斡旋ニ依リ受入レルモノトシ出先機関ニ対シ此ノ旨指示スルモノトス

(二) 地方機関

地方庁ハ關係各省ノ系統部課間ニ常時緊密ナル連絡ヲ保持スル為職業行政主

管部課ヲ中心トシ必要ナル委員会等ノ組織ヲ確立スルコト

(三) 現地機関

勤労署ハ各勤労署相互間ノ連絡ヲ密接ニ保持スルノ外事業場及各省出先機関ト常ニ連絡シ就業、賃金、給与等ノ調整ヲ図ルモノトス
四、労務需給計画ノ策定

本施策ノ実施ハ計画的且総合的ニ行フノ要アルニ鑑ミ之ガ実施ニ当リテハ労務需給ニ関シ必要ナル計画ヲ樹立スルモノトス

(一) 厚生省ハ関係各省所管事業ノ計画、実施、進捗ヲ綜合勘案シ失業救済需給計画ノ大綱ヲ策定スルト共ニ地方庁ニ対シ関係各省所管事業ノ計画ヲ通報スルモノトス

(二) 地方庁ハ厚生省ヨリ通報セラレタル関係各省所管事業ヲ始メ地方庁自体ニ於テ起興スル各種事業其ノ他民需産業ニ於ケル労務ノ需要ヲ綜合的ニ勘案シ之ガ労務需給計画ヲ策定実施スルモノトス

右計画ハ差当リ四月以降六ヶ月間ニ付之ヲ行フモノトシ至急之ガ樹立ヲナシ之ヲ厚生省ニ報告スルモノトス

(三) 厚生省ハ前項ノ報告ニ基キ必要アル場合ハ之ガ全国的需給調整ヲ行フモノトス
五、就業相談、指導、判定

勤労署ハ保管セル失業調査票ニ基キ管内地区別ニ巡回相談班ヲ組織シテ要就業者ト面談シ又ハ勤労署若ハ市町村職業相談機関ニ出頭ヲ求ムル等ノ措置ヲ講ジテ相談、指導ヲ為シ其ノ者ノ就業ニ付左ノ如キ判定ヲ為スモノトス

判定ノ区分

- ① 勤労能力ノ有無
- ② 知識階級者及一般労務者別
- ③ 知能程度
- ④ 技能程度
- ⑤ 適職
- ⑥ 職業補導ノ要否
- ⑦ 救護ノ要否

六、職業開拓

都道府県、勤労署ハ常ニ管内ニ於ケル産業ノ振興、各種事業ノ実施状況等ヲ的確ニ把握スルト共ニ左ニ依リ職業開拓ノ計画ヲ樹テ積極的ニ之ヲ実施スルモノトス

(一) 都道府県ハ各委員会ヲ利用スルノ外随時官公署各種産業団体及主要事業主ヲ網

羅セル懇談会協議会ヲ開催シ就業対策ノ趣旨徹底及職業開拓ニ資スルモノトス

(二) 勤労署ハ職業開拓班ヲ実施シ開拓ニ当リテハ必ず要就業者ノ特技希望条件等ノ内容ヲ携行シ出来得ル限り具体的ナル結果ヲ収ムルニ努ムルモノトス

(三) 勤労配置規則ニヨル事業主ノ事前雇人届出制並ニ事前解雇報告制ヲ励行セシムルト共ニ本規定ニ該当セザルモノト雖モ原則トシテ勤労署ト常時緊密ナル連絡ヲ保持セシムル如ク指導スルモノトス

七、斡旋

就業斡旋ハ計画的且総合的ニ之ヲ為スノ要アルニ鑑ミ各種計画事業及一般事業場ニ於ケル労務者ノ雇入ニ付テハ勤労署ト緊密ナル連絡ノ上之ヲ為サシムル如ク指導スルモノトス

(一) 勤労署ハ要就業者ノ判定ニ基キ其ノ適性ヲ考慮シ就業斡旋シ得ルモノニ付テハ直ニ之ガ就職ヲ斡旋シ然ラザルモノニ付テハ夫々左ニ依リ適当ナル部門ニ斡旋スルモノトス

① 職業補導施設へ斡旋

② 授産内職施設へ斡旋

③ 社会救護事業施設へ斡旋

(二) 斡旋ニ当リテハ要就業者ノ扶養家族生計状況等ヲ斟酌シ生活ノ逼迫セル事情ニアルモノヨリ順次就業セシムルモノトス

(三) 他ノ管内ニ於テ就業斡旋スルヲ適当ト認ムル者ニ付他ニ連絡ノ必要アルモノハ其ノ者ノ失業調査票及判定ノ結果ヲ添ヘ之ヲ為スモノトス

八、就業後ノ補導

勤労署ハ就業者ノ就業、給与、生活、環境等ノ改善ニ付受入事業場ト密接ニ協力シ之ガ補導ニ努ムルモノトス

備考

付言(略)

『失対一』

昭和二年八月一七日

(五十一一〇) 厚生省勤労局長、各地方長官宛(勤発第四三八号)

勤労署業務運営に関する件通牒

終戦後に於ける職業行政は国民の完全就職を目的として大いなる転換を見た次第であるが、逐次増加の一途を辿りつゝある、尨大な失業者を有する今日におい

ては、失業問題の解決が職業行政における最緊要事と言はねばならないのである。而して失業問題解決の第一線現場機関である勤労署においては、失業者の実態把握をなすと共に管内の産業、経済事情につき精密なる知識を保有する必要があることは申す迄もないことであつて、かゝる状況把握の下に広く全国的労働市場の趨勢を洞察し、克くこれが負荷の重責に任せねばならない。

今回別紙の通り勤労署業務運営要綱が策定せられたのも全くかゝる趣旨によるものであつて左記御留意の上勤労署業務の合理的且効率的運営につき万全の努力を致されるやう格段の御配慮を願ひたい。

記

一、勤労署業務運営要綱については近く本省主催をもつて打合会を開催し細目に亘り指示する予定なるも不取敢勤労署長研究会その他適當の方法により内容並びに効果的なる実施方法の研究検討を行ひ来る九月より貴管下主要勤労署より逐次着手し得るやう留意すること。

二、調査統計表は常に最新の資料により作製する如く順次訂正補遺を加へ労働市場の現況把握に遺憾なきやう留意すること。

三、調査統計表は労働市場に関する基本調査資料として別綴すると共に必要に応じてこれをグラフ図表として加工作製し調査のための調査に終らざるやう常に業務運営の基本的資料として活用するやう留意すること。

四、調査統計表中※印あるものは作製又は訂正補遺の都度これを勤労署より庁府県へ提出せしむると同時に当局（企画課）宛勤労署より直送せしむること。

五、労働市場における労務需要の趨勢を把握することは単に労務の需給調整上の基本的資料であるばかりでなく勤労署における業務の重点的所在を明にする所以にして刻下喫緊の要務なるをもつて調査統計表中※印あるものを提出するにあつては、本表を中心とする管下労働市場の構成動向労務需給調整上の諸問題勤労署の業務の重点的所在其他につき概説したる報告書を添附提出せしむること。尚調査統計表中第二十号及第二十一号の作成に当つては本年度は差当り一〇、一一、一二月及一、二、三月の二期報と前期分については速かに当局に到着せしむるやう留意すること。

（別紙）

勤労署業務運営要綱

第一、署員の服務並びに指導教養に関する事項

一、署員には戦時と戦後における職業行政の轉換せる所以を徹底的に了得せしめ且つ職業紹介事業の本旨に鑑み設備その他につき充分なる改善を加へると共に特にその第一線業務に従事する現業員たるの心構へを充分体得せしめ求職者に対する応接求人者に対する連絡その他事務の執行にあたりては飽怠懇切、公正、迅速を第一とし求職者の最後の一人に至る迄健全なる職業を斡旋して産業再開の促進、民生の安定に寄与することに留意し強権的、官僚的態度の如きは完全にこれを払拭せしめること。

二、現業官庁たる勤労署の使命は所謂窓口における職業紹介事務の懇切公正迅速なる遂行にあるのであるから、窓口の求人、求職の受付、相談等の係にこそ有能にして熟練せる職員を出来得る限り多数配置し、窓口事務の刷新充実を図ると共に署長自ら陣頭に立つてこれを指導監督すること。尚ほ窓口設備は窓口来訪者の流れを円滑ならしむる如く改善を加へること。

三、労働人口と、職業との配分結合の調整を主なる内容とする職業行政の対象は人口と職業の両面に亘りその背景は広く政治、経済、社会、教育等の総合国策と密接に関連するのであるから之が施策の運営に際しては常に其の総合性格を銘記してこれと関連する諸般の事項の動向に留意すると共に広く高き見識の養成に努むること。

四、管内諸事情殊に労務の需給状態、地方産業及び労働事情の調査研究に習熟せしめるやう指導訓練すること。

五、定期的に実務に関する講習会、研究、打合、懇談の会合を催す等の方法を講じて事務の連絡、改善に資し常に新規の工夫に努むること。

六、訓示通牒等趣旨の徹底滲透に努めると共に一定の方針を樹て計画的合理的に業務を遂行せしむる様に指導督励すること

第二、労働市場の実態把握に関する事項

一、終戦後における職業紹介は原則として労働の自主性を尊重する自由なる労働市場における求職（労務供給）と求人（労務需要）との結合を仲介斡旋してこれを促進し又は便宜を与へ全国的又は一定地域内における労働市場の組織的形成を促進することを本務とするのであるから、管内における労働市場の実態、即ち可働人口と職業の実態を実証的且つ総合的に把握することが、職業紹介業務を適正に運営するための基本要件であるので常時これが調査研究に努めその結果を分類整備すること。之が為三〇人以上の職員を有する勤労署に在つては労働市場の調査を専掌する調査課を設けること。

二、労働市場の実態把握にあたりては、必ずしもその管轄区域に拘束されることなく、特定の産業（労務需要）区域を中心としてこれに対する労務供給の給源、交通運輸等の実態を究明し、その需給の状況、特に主要作業における労務需要の現状とその将来における見透し、及び労務給源の有無、失業労務ある場合はその需要の可能性等を検討しその時々における勤労者業務の重点の所在を明確ならしむると共に必要に応じてはその合理的基礎に基いて産業起興、失業救済公共事業の起興又は職業補導の必要の有無を判断し必要な情報と共に都道府県並びに厚生省に申報すること。

三、前項の労働市場実態把握の目的は署長以下全署員に徹底的に了得せしめその一貫せる思想の下に上下左右緊密一体の連絡を保持してこれが実態把握に努むること、そのためには可働人口及び主要産業の両面に且り三ヶ月乃至は四ヶ月毎に調査を実施するものとする。

四、労働市場実態把握は左の事項を中心として行ふこと。

(一)可働人口の実態を把握すること。

(イ)職業行政の対象は単に勤労署に出入する求職者、或いは雇用関係に在る者ばかりのみではなく凡そ労働可能の年齢に達している者はすべてこれを含みこの点に於て雇用関係に在る者のみを対象とする労政行政とは著しくその範囲を異にするから、常にその視野を広くし可働人口の全体に亘りこれが実態の把握に努むること。

(ロ)失業人口については現在の深刻なる失業問題に対応してこれが体策を実施せねばならないので、特にその実態を詳細且つ的確に把握する必要がある。これがためにはある一定時期における調査統計を基礎として(例へば失業調査)その静態を把握すると共にその後における変動、特に復員軍人、引揚者の帰還及び新規学校卒業業者等による失業人口の増加並びに石炭、繊維等重要産業或ひは公共土木事業等に吸収される失業人口の減少等により失業指数調査を実施する地域においてはこれを活用しその動態を把握し、両者の総合修正に努むること。

(ハ)可働人口の実態把握の分類及び調査方法

可働人口	調査項目及び分類	調査方法
就	1就職人口の総数及地域的分布状況	1内閣統計局の人口調査

職 人 口	失 業 人 口	未 就 職 人 口
2 性別 3 年齢別 4 産業別 5 職業別 6 就業上の地位別	1 失業人口の総数及地域的分布状況 2 性別 3 年齢別 4 前職別 5 失業原因別 6 失業又は離職期間別 7 希望産業別 8 希望職業別 9 知識技能者と一般労務者別 10 就業希望地別	1 国民学校数及児童数 2 中等学校数及生徒数 3 大学高等専門学校数及学生数 4 各学校卒業修業者数 5 進学者、修業者その他の別 別表第十一号参照
2 失業指数調査 3 その他	1 失業調査 2 失業指数調査 3 実地調査 4 その他	1 文部省学事統計 2 その他

備考

1 調査にあたりては上記各種調査統計を活用するの外都道府県統計資料を利用すること。

2 市町村其の他官公衝と緊密なる連絡を保ち調査資料の蒐集に努むること。

3 その他常時積極的に実地探訪調査研究に務めこれが実態を把握すること。

4 調査研究の結果は各別表により整理分類し管内労働人口の状況を明瞭ならしめ置くこと。

(二)産業の実態を把握すること。

(イ)職業行政の対象としての職業は凡そ職業といはれるものゝすべてを含むのであるから、管内における職業の総数及びその地域的分布並びに職業の分化と構成について詳細且つ的確に把握すること。

(ロ)職業は政治、経済等の変動に伴って常に変動するからその動向に留意し管内における各職業部門の消長に伴う労働需要の増減を的確に把握すること。

(ハ)特に一般産業の振興及び各種公共事業の実施等による新規の労働需要の動向に留意すること、これがため三ヶ月毎主要なる工場事業場の新規労働需要につき調査すること。

(ニ)産業の実態把握の分類及び調査方法

調査項目及分類	調査方法
1 農林業	1 労働調査統計
2 水産業	2 農業調査統計
2 農業調査統計	3 商工省の各種調査統計
3 鉱山業	4 人口調査統計
3 商工省の各種調査統計	5 実地調査
4 工業	
5 商業	
4 人口調査統計	
6 交通運輸業	
5 実地調査 7 公務自由業	
8 家事用人その他	
9 重要工場の従業状況並に需要状況	
別表第十二—第二十二参照	

備考 可働人口の実態把握における各項目に留意すること。

(ホ)その他

管内主要工場又は事業場に関しては、特に次に掲げる労働市場要素の実態を把握しその労働市場の形成に与へる影響を具体的に検討し、労働需給調整上の資料たらしむること。

(1) 生計費

(2) 賃 金

(3) 工場給食

(4) 寄宿制度その他厚生福利施設

(5) 生産の障碍又は隘路

(三)労働の移動の実態を把握すること

(イ)管内における季節労働者の流出入状況の把握に努むること

(ロ)管内における従業者の移動状況の把握に努むること

(ハ)労働移動の実態把握の分類及び調整方法

調査項目	調査方法
1 労働者流出入状況	1 人口調査
2 従業員の移動状況	2 労働調査
別表第二十四—第二十五参照 (略)	3 その他各種調査
	4 実地調査
	5 職業紹介成績

第三 職業紹介業務運営に関する事項

一、職業紹介業務の重点職業と稼働人口との結合を仲介斡旋する職業紹介は勤労者における業務の中核であつてこれが運営の適否は職業行政全般の成否を決するものであるからこれが業務の運営については、周到なる計画、積極的実行と細心の注意を必要とするが、現下の我国の急迫せる国情に照らして特に次の四点に重点を置くと共に左記各項に留意して業務の適切な運営を図ること。

(イ)進駐軍労働の完全充足

進駐軍の要求に係る労働供出は日本政府の責任において完全充足をなすべき最も重要な事項であるから、地元市町村その他関係団体と緊密なる連絡を保ち、実情に即応せる有効適切な施策工夫を凝らしその完全なる充足に萬遺憾なきを期すること。尚労働供給業者に依る労働供出については今後においては絶対にこれを使用せざることに留意し、現に実施している向においては速かにこれを廃止して日雇労働者をして直接これに当らしむ

るやうに指導すること。

(ロ)重要産業労務の充足

急迫せる経済危機を克服し民生安定の基礎を築くためには基礎的必需物資特に食料、住宅、石炭、繊維、肥料等の生産、配給、を増加又は促進することが根本であるから、これ等重要産業の所要労務については全力を傾注して完全充足すること。

(ハ)公共事業の労務充足

国又は地方公共団体においては実施する各種公共事業の所要労務は原則として勤労署を通じてこれを紹介斡旋することとし、失業者中要救済者及び社会救済の対象者として労働能力を有する者は優先的にこれを斡旋すること。

(ニ)全国的労務募集計画の完全なる実施

石炭、繊維又は住宅建設の所要労務の如き、厚生省の一元的計画の下に全国的規模において実施する労務の募集は、その時々における最も重要な部門における労務の充足であるから、これが計画の完全なる実施に努むること。

(ホ)カード交換の計画的実施

求人、求職の連絡、交換を計画的に実施して、求人又は休職の地域的偏在を解消し、全国に亘る労働市場の組織的形成を促進し、国营職業紹介所の真面目を発揮すること。

二、その他留意すべき事項

(一)求人開拓

(イ)官公署、各種産業団体及び主要事業主等と定期又は臨時に懇談会協議会を開催する外常時緊密なる連絡を保持すること。

(ロ)求人開拓班を組織し各官公署別、産業別、地域別等に計画を樹て定期又は臨時に巡回求人開拓を実施すること。

(二)求職開拓

(イ)学校その他各種団体との連絡提携並びにラジオ、文書、ビラ、ポスター、隣組回覧板等を利用し求人口の所在、労働条件及び福利施設等を周知せしめると共に併せて経済産業事情、勤労意欲高揚等の啓蒙宣伝を実施すること。

(ロ)求職開拓班を組織し定期又は臨時に巡回求職開拓を実施し出来得れば

現地銓衡を行ふこと。

(ハ)前号の場合は必ず予め準備し置きたる求人内容を携行し市区町村長

(担当吏員)、国民学校長、青年学校長、連絡委員その他関係者等と連絡協議を為すこと。

(三)職業指導

(イ)国民学校に対し

(1)巡回職業相談を行ひ職業選択に関する指導啓蒙を行ふこと。

(2)学校担当職員の指導並びに研究協議会を開催すること。

(3)父兄会、就職指導懇談会を開催すること。

(4)職業指導に必要な資料を供給すること。

(ロ)職業相談に際しては求職者の特性、健康、家庭状況等個人的特殊事情を勘案し併せて生活相談、家庭相談にも応ずる如くこれが適切なる指導に努むると共に、職業補導、授産施設等との連絡を緊密にし、これが活用を図ること。

(四)求人票、求職票及職業紹介成績表の整理

署長は毎週少く共一回査閲指導を行ひ紹介事務の渋滞を防止しこれが進捗を図ること。

(五)就職後の補導

就職斡旋したる者に対しては通信補導又は面接訪問補導を行ひこれが定着指導に激励に努むる。

別表(編注…略)

労働市場実態把握上の資料作製整備に関する注意(編注…略)

『失対二』

昭和二十一年九月一三日

〔五一―一一〕厚生省勤労局長、各地方官宛(勤発第四七三号)

知識階級失業応急救済事業実施に関する件

今次公共事業の一環として知識階級失業者を吸収活用し食糧増産のための開墾技術指導作業並びに公衆衛生のための飲食物監視、伝染病等防疫作業に従事せしめることとなつたので五月四日勤発第二八三号通牒「知識階級失業応急救済事業実施要領」によるの外左記事項御留意の上これが事業の実施に万遺憾なきを期せられたい。

一、貴県に対する配当人員は別表の通りであつてこれに対する補助額は就業手当一人一日八円一ヶ月二十五日稼働月二〇〇円及び事務費としてその一割の各七ヶ月分なること。

二、本事業に採用する知識階級失業者は左の事務に従事せしめるものなること。

1. 食糧増産のための開墾技術指導事務

右は別途九府県において実施する簡易なる公共事業中食糧増産のための戦災地整理開墾及び緑地帯開墾の技術指導に当らしめるものなること。

2. 公衆衛生のための

(イ) 飲食物衛生監視事務

右は府県における飲食物衛生その他清掃衛生監視事務に当たらしめるものとし、その実施細目については別途通牒によること。

(ロ) 伝染病等防疫事務

右は府県の保健所事務に当たらしめるものとしその実施細目については別途通牒によること。

三、本事業の実施主体は都道府県とし市町村をしてこれが実施に協力せしめること。

四、国庫補助申請（本年九月分より計算し年度内七ヶ月分）は遅くも本月末日までに当省必着を期し提出すること。

五、本事業は九月より実施するものなるにつき職業行政主務課をして関係部課と緊密なる連絡をなさしめ速かに所要の措置を講ずること。

別表

都道府県	食料増産		公衆衛生		合計
	開墾技術指導	飲食物衛生監視事務	伝染病等貿易事務	計	
北海道	一	二六七	六〇〇	八六七	八六七
東京都	五八〇	五八四	七八〇	一、七六四	二、三四四
京都府	一六〇	二七〇	二六〇	五三〇	六九〇
大阪府	三七〇	四七四	六〇〇	一、〇七四	一、四四四
奈良県	七〇	三三二	二六〇	五九二	六六二
兵庫県	一〇〇	二五四	四二〇	六七四	七七四

香川	徳島	和歌山	山口	広島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎
一	一	一	一	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三八	二二	六五	一七九	一一九	六一	三五	二七	六一	八三	一九	三九	六三	五三	四二	五二	八四	八六	六八	四四	二四	一三五	二八四	一〇五	一九	六二	三六	一一三	七九	〇二	九〇	一七
一八〇	一四〇	一六〇	三二〇	三八〇	二八〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二八〇	二八〇	一六〇	二〇〇	一四〇	二八〇	二八〇	二二〇	三〇〇	二二〇	二〇〇	一四〇	二四〇	四二〇	二〇〇	一六〇	二二〇	二二〇	三〇〇	一六〇	二四〇	三四〇	二二〇
二一八	一六二	二二五	四九九	四九九	三四一	二三五	一二七	二六一	三六二	二九九	一九九	二六三	一九三	三二二	三三二	三〇四	三八六	二八八	二四四	一六四	三七五	七〇四	三〇五	一七九	二八二	二五六	四一三	二三九	三四二	四三〇	三三七
二一八	一六二	二二五	四九九	五三九	三四一	二三五	一二七	二六一	三六二	二九九	一九九	二六三	一九三	三二二	三三二	三〇四	三八六	二八八	二四四	一六四	四一五	八〇四	三〇五	一七九	二八二	二五六	四一三	二三九	三四二	四三〇	三三七

愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	合計
八六	三〇	四〇	七〇	二六	八二	四九	四九	一、五〇〇
三〇〇	一〇〇	三〇二	二八〇	一〇〇	二四〇	一四〇	二六〇	五、六八〇
三八六	一三〇	八〇二	三五〇	一二六	三二二	一八九	三〇九	一、二二二〇
三八六	一三〇	八四二	三五〇	一二六	三二二	一八九	三〇九	一七、九〇〇
三八六	一三〇	八四二	三五〇	一二六	三二二	一八九	三〇九	一九、四〇〇

『失対二』

昭和二十一年一月十五日

〔五―一―一二〕 経済安定本部第四部長関係各省次官宛（経四第三三号）

公共事業に失業者を優先雇用する件

公共事業については目下それぞれ実施を進めておられることと思うが、これが実施に当って主として工事の受益者たる地元農民および農閑期の労務を使用するためややもすれば失業者が就職の機会を得られない場合が相当多いように見受けられる。

いまでもなく今回の公共事業は、日本再建計画の一部として生産的かつ緊要なる公共事業を実施し、生産の増強経済の安定に寄与するとともに、これが実施に当ってはでき得る限り多くの失業者を活用し、もって現下の深刻なる失業問題にこたえ、民心の安定を期せんとするものであるのに鑑み、今般別紙の通り閣議決定となつたので、左記事項御留意の上すみやかにこの趣旨を各事業実施主体に普及せしめられて失業者の雇用活用に遺憾なきを期せられたい。

記

- (一) 失業者にして公共事業に就労を希望する者あるときはこれを優先雇用すること。
- (二) 失業者の就業を容易にするためでき得る限り収容施設等の設備をなし失業者の雇用あつ旋上便宜の措置を講ずること。
- (三) 賃金は地元農民等を使用する場合に比し若干高額を要するもやむを得ないこと。

(四) 所期の事業の完成を主眼とすべきもつとめて多数の失業者を雇用したため事業費の増額をきたし所期の事業量に若干の減少となることがあつてもやむを得ないこと。

(注) 別紙〔略〕

『雇用』

昭和二十二年三月十九日

〔五―一―一三〕 厚生次官より各地方長官宛（発勤第二二号）

昭和二十二年度失業応急事業実施に関する件

現下の深刻な失業状況は一般公共事業の実施のみをもっては失業者の吸収活用を期し得ない状況であるから昭和二十二年に於ても多数失業者の存する地域に於て一般公共事業への就労困難なる者のために簡易且機動的な失業応急事業を実施せられることとなつたので、右趣旨を充分お含みの上左記各項に留意し別紙要綱による国庫補助申請書を提出せられたい。

記

- 一、国庫補助申請書は四月五日迄にその提出を完了すること。
- 二、国庫補助申請書は本年四月より明年三月三十一日までの一ヶ年分についてこれをなさるべきこと。但し国庫補助指令は四・四半期（三ヶ月）に区分してなされる見込みであること。
- 三、事業関係予算書の添付に当り府県又は市会の正式可決なき向にありては予算案にて支障なきこと。
- 四、事業実施主体は都道府県並びに高度の失業者ある都市に限定せられたきこと。
- 五、事業実施主体は国庫補助の外に必ず所要経費（労力費一人一日一〇円、事務費一人一日一円）を計上するを要すること。
- 六、事業実施主体が市の場合には貴官に於て内容を審査し、必要なる意見を附したる副申請を添付すること。
- 七、昭和二十一年度末に於て簡易公共事業及知識階級失業応急事業に就業中の者については能ふ限り他部門への就職斡旋に努めることとし、就職困難なるものは引き続き就業せしめるも支障なきこと。
- 八、四月五日迄に国庫補助申請なき向は事業を実施せざるものと認め処理せられるに付予め了知すべきこと。
- 九、失業応急事業は昭和二十一年度の如く「簡易公共事業」「知識階級失業応急

事業」の区分を設けざる取扱ひとするにつき事業種目の分類は要項「二」記載事項に留意すること。

昭和二十二年失業応急対策実施要領

一、趣 旨

各省計画の公共事業は、事業の遂行に重点を置くの余り、稍ともすれば失業者の分布状況と吻合しないものもあり、且現下の交通、住宅等の関係から、充分これを吸収活用出来ないかのような憾みがある。

一方大都市がその周辺地区においては、多数の失業者が存在するにもかゝらず、これを吸収活用出来るやうな適当な事業がなく、これをその儘放置するときはその赴くところ勢ひ闇商人その他不健全職業に転落するの外なくかくては一層インフレを助長する虞が多分にあるので、これが救済こそ刻下焦眉の急務と言わねばならない。

よつてこれ等失業者の吸収活用が極めて容易であつて、且つその活用により生産の増強と併せ社会福祉の増進に寄与し得るやうな失業応急事業を実施する必要がある。

従つて本事業の実施にあつては次のような諸点を充分考慮する必要がある。

- (1) 失業者の多数存在する地域の都市に重点を置いて行うこと。
- (2) 失業者を容易に就業せしめ得るやうな簡易な事業を選び行うこと。
- (3) 同時にこれ等の事業は生産増強に又は公衆衛生等社会福祉の増進に寄与し得るやうなものであること。
- (4) 現下の物資需給の状況に鑑み、資材を要しないものを選定すること。
- (5) 交通、宿舍等につき就業者に便宜なる地域を選ぶこと。

二、事業 種 目

- (1) 食糧増産その他生産増強のための
 - ① 戦災地整理開墾事業
 - ② 緑地帯の整理開墾事業
 - ③ 薪炭生産事業
- (2) 公衆衛生等社会福祉増進のため
 - ① 堆積塵芥汚物尿処理事業
 - ② 溝渠排水路等清掃事業
 - ③ 公共便所の清掃および整備事業
 - ④ 公園緑地の清掃および整理事業

㊦ 飲食物衛生監視事業

㊧ 伝染病等の発生防止並びに昆虫駆除その他公衆衛生事業

- (3) その他各地方に於て特に緊要と認める事業（事業種目は別紙配当人員予定表記載のごとし）

三、実 施 場 所

- (1) 前項事業種目中(1)及(2)の①乃至㊦の事業は失業者の特に多数存在する東京都、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、愛知県、静岡県、石川県、長崎県、広島県、福岡県、熊本県の主要地域に於てこれを実施するものとする。

- (2) 前項事業種目中(2)の㊦、㊧及び(3)は前号の都府県の外失業者の特に多数存在する道府県に於てこれを実施するものとする。

四、救 済 人 員 二、八三〇人 内別紙の通り

五、国 庫 補 助

- (1) 本事業の予算単価は労力費一人一日三〇円事務費一人一日三円であつて国庫補助額はこれが総額につき各々「三分の二」である。従つて本事業実施主体は右予算単価による所要経費の各三分の一を必ず負担せねばならぬこと。

- (2) 国庫補助額の算出は別紙人員配当予定表に基きこれを一日平均人員として左の計算によること。

① 労力費一人一日二〇円の年（三〇〇日稼働）六、〇〇〇円

② 事務費一人一日 二円の年（同 ） 六〇〇円

- (3) 国庫補助申請書（編注・中略）

六、事業施行上の注意事項

本事業は昭和二十一年九月閣議決定の「公共事業処理要綱」によつて行はれる事業であるから一般公共事業実施の諸原則に従うは勿論更に左の諸点に留意を要する。

- (1) 本事業に就労せしめる労務者は当該事業に定着せしめず漸次健全なる産業部門に就労せしめるやう配慮すると共に、失業者発生の増減に応じ随時作業の拡大、縮小を行ひ機動的且効率的な事業の運営を図ること。

- (2) 賃金は成るべく勤労署に於て毎日又は週間払とすること。

- (3) 別紙人員配当予定表の第二表記載の諸事業は所謂知識階級失業救済のため諸事業であるから概ね大学、専門学校卒業生又は中等学校卒業生であつて

相当の経験、技術を習得し且筋肉的労働に適せずと認められる失業者の救済にあてること。

- (4) 就業者の採用に当っては、失業者にして生活困窮の者を優先せしめること。
- (5) 国庫補助の対象となるべき労力費、事務費の相互流用は認められない。又事業計画の変更には予め厚生大臣の承認を要すること。尚資材費のごとき特定の経費を必要とする場合は事業実施主体に於て別個に経費の支出を考慮すべきこと。
- (6) 就業者の実際の賃金は当該地方において普通支払はれる同種の作業の賃金程度とすること。

七、その他

① 本事業は総べて公共事業の一環として実施せられるために四、四半期毎の認証を要し且昭和二十一年度において提出せられてゐた公共事業月報その他諸報告を提出する必要がある。尚次期認証は右報告に基いてなされるのでこれが提出については特に、正確、迅速を期すること。

② 本事業に対しては経済安定本部、厚生省等より臨時査察がなされる予定であること。

別紙(1)(2)省略す。

『失対三』

昭和二十二年三月二〇日

〔五―一―一四〕厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛（労発第一五五号）

公共事業日雇労働者標準賃金に関する件

公共事業における日雇労働者の標準賃金は、昭和二十一年十二月二十一日附（経円第五二号経済安定本部第四部長、労発第六五八号、厚生省労政局長）通牒別添「臨時日雇労働者賃金調査要綱」による調査ならびに標準賃金案に基き別紙「公共事業日雇労働者標準賃金準則」のごとく決定しこれを四月一日より実施することとなつた。なお本件に関しては関係方面とも慎重審議した結果決定したもので

あるから特にその実施に当つては万遺憾なきを期されたい。

別紙

公共事業日雇労働者標準賃金準則

- 一、所定就業時間一日八時間以内の場合における標準日給額は別表に掲げられたものとする。
- 二、所定就業時間が著しく短い場合は所定就業時間の割合に応じて前号の標準日給額を減額すること、ただし必要があるときは右の額に対し前号の標準日給額の二割以内の額を増加することができる。
- 三、個別の労働者に対する日給額は技能経験その他の事情により標準日給額の割の範囲内において標準日給額を超え、または下つて定めることを得ること。
- 四、別表に標準日給額の定められていない職種の場合は標準日給額の定められていない職種との均衡を考慮してその日給額を定めること。
- 五、就業時間が八時間を超えるときは八時間を超える一時間に付日給額（特殊作業場にあつては特殊作業手当をまた役付者にあつては役付手当を加えた額）の時間割額を五割増する割合で計算した額を支給すること。
- 六、(一) 左の各号の一に該当する場合は日給額（役付者に在つては役付手当を加えた額）の三割に相当する額の特殊作業手当を文給すること。（以下略）
- (二) 役付者には左の役付手当を支給すること。（以下略）
- (三) 本来の住居を離れて働く労働者の手当その他特別の場合に対する手当を支給する必要があるときは、その都度厚生省に申請し厚生省および安定木部の承認を得ること。
- 七、請負制により就業させる場合は、標準作業量を遂行した場合に標準日給額が得られるように請負単価その他の条件を定めること。特殊作業の場合は第六号(一)の率により単価を別増すること。役付手当は第六号(二)の趣旨により一定額を支給すること。

別表 公共事業地方別標準日給額

職種別	大工	左官	鳶工	石工	土工	人夫A	人夫B	板金工	瓦葺工	配管工	塗装工	造園工	自動車 運転手	同助手	荷車曳 (車無)	荷車曳 (車持)	荷馬車曳 (馬車無)	荷馬車曳 (馬車持)
	九〇	九〇	七五	九〇	五〇	四五	四〇	八〇	九〇	九〇	八〇	六五	八〇	五〇	六五	八五	七五	三〇〇
地方別	五五	五五	四五	六〇	三五	三〇	二五	六〇	六〇	六〇	五五	四〇	四〇	三〇	三五	四五	四五	一五〇
東北北海道地方																		

(単位 円)

関東甲信地方	五五	五五	四五	五〇	四〇	三〇	二五	五〇	五〇	五五	四五	四〇	三五	四五	四五	一五〇
京浜地方	五七	七五	六〇	八五	五〇	三五	三五	七五	八〇	五五	六〇	四〇	五〇	六五	六〇	三〇〇
東海地方	五〇	五〇	四五	四五	三五	三〇	二五	六〇	六〇	五五	五〇	四〇	四〇	五〇	五〇	一五〇
近畿地方	七〇	七五	六〇	六五	四五	三五	三〇	七〇	七〇	六五	六五	五〇	五〇	六〇	二〇〇	
京阪神地方	九〇	九五	八五	九〇	五六	五五	四〇	九五	九五	一〇〇	九〇	七〇	六〇	八〇	七〇	二〇〇
山陰中国地方	六五	七〇	六〇	七〇	四〇	三五	三〇	七〇	七〇	五五	六五	五〇	四〇	五〇	五〇	一五〇
四国地方	六〇	七〇	五五	五五	四〇	三〇	二五	七〇	七〇	五〇	七〇	四〇	三〇	四五	四五	一五〇
九州 (福岡 その他)	五〇	六〇	四五	五五	四〇	三〇	二五	五〇	五〇	五〇	五〇	四〇	三五	四五	四五	一五〇

『行政二』

昭和二十二年五月二十六日

〔五一―一五〕厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第二九八号）

昭和二十二年失業応急事業の実施に関する件

五月十三日厚生省発職第三号を以て、国庫補助指令せられた昭和二十一年度（第一、四半期）失業応急事業は三月十九日厚生省発勤第二二号厚生次官通牒の通り、現下の失業状態は依然として深刻であるばかりでなく、更にその度を深めつゝあるのに鑑みこれが対策として実施せられる公共事業の一環をなすものである。す

なはち、経済再建に必要な生産的事業と併せ社会公共福祉増進とに寄与する事業を行ふと同時に、できるだけ多数の失業者を吸収活用しその生活の安定を図らんとするものであるから、各位におかれては、本趣旨の存する処を充分了承せられ、これが実施に当っては右通牒の趣旨は勿論左記事項御留意の上その実効を挙げるに万遺憾ないよう期せられたい。

記

一、都道府県失業対策実施本部並びに公共職業安定所労務配置委員会は都道府県内に於ける失業対策の総合的実施を図ると共に公共事業に対する重要な推進機関であるが従来の実情は動もすれば、その運営の円滑を欠く向あるばかりでなく、甚しきに至っては、設置以来そのまゝ放置せられてゐるが如き向もあるやうであることは、公共事業に及ぼす所の影響も亦少なくなく、甚だ遺憾と存ぜ

られるから今後之が運営については一層の配意を払われたいこと。
尚本機関の運営その他実情を承知したいから別紙によりご調査の上六月十日迄に回報せられたい。

二、公共事業に失業者を優先雇用することについては既に通牒せられてゐる通りであるが、この趣旨の不徹底によるか未だ失業者の完全な吸収活用されてゐるとは言ひ得ない実情にあるので公共事業の趣旨と併せこの点についても一層これが徹底を図り、極力失業者を吸収活用せられたきこと。

三、公共事業就労者勤労加配米は失業者の吸収活用の一の裏付けともなるのであるから、この取扱ひに過誤なきを期せられたきこと。尚未だ実施してない向にあつては速急実施に移されたいこと。

四、市の行ふ公共事業については、常に緊密な連繫を得て必要に応じ指導督励を加へる等、以て本事業の円滑な運営を図られたいこと。

五、本補助金は補助指令条件により交付せられるものであるが尚左記了知せられたいこと。

(一) 支出額の三分の二により算出した金額が補助額より超過した場合はその超過額を控除して補助せられること。
すなはち補助金額を以て止められること。

(二) 支出額の三分の一より算出した金額が補助金より著しく減少する場合は補助指令条件四により措置せらるべきことがあること。

別紙様式（編注…略）

『失対三』

昭和二十二年一月一日

〔五一―一六〕労働省労働基準局長、労働省婦人少年局長、文部省学校教育局長より各都道府県知事宛（婦発第四五号）

年少者の就業に関する件

昭和二十二年十一月一日を以て労働基準法中女子及び年少者に関する規定がすべて施行されることになり、今回「女子年少者労働基準規則」が公布された。これらの規定の中十五才未満の者は、非工業的な職業で、修学に差し支えなく且つ児童の健康、教育及び福祉に害がない場合は、労働基準監督署長の許可を受けて就業できることが定められ、このために詳細な使用許可証明書制度が実施されることになった。

この制度は義務教育の過程にある生徒並に児童の心身の発達を考慮すると共に、劣悪な労働状態から保護することがその目的であり従ってこれらの規定の施行は生徒並に児童の養育上重大な意義をもつものである。しかもこれらの規定の完全な施行と円滑な運用は、学校当局、家庭及び労働保護官署間の緊密な連絡によらなければ所期の成果をあげないものであるから、各方面に法の趣旨を充分周知徹底せしめると共に、左記の点お含みの上然るべく御手配を煩わしたく通牒する。

記

- 一、別紙一及び二の労働基準法及び女子年少者労働基準規則の抜粋の内容について、学校当局に充分徹底せしめられたいこと。
- 二、生徒、児童及び父兄にも機会ある毎にこの制度の意義及び証明書の様式等を知らしめ、生徒並に見童自身の間でも自発的に討論研究せしめるように特に配慮ありたいこと。
- 三、別紙三の労働基準監督署の所在地を学校当局及び父兄に充分徹底せしめられ、住所に監督署のない場合は、最寄の監督署に郵便で就業許可申請書の用紙を請求するよう指導されたいこと。
- 四、就業許可申請書の記入については、児童、使用者及び親権者又は後見人が必要事項を記入したあとで、学校長が記入するようにせられたい。
- 五、修学に差し支えあるか否かについては、学校長は各学科担任 教師と充分協議の上、慎重に判断されたいこと。
- 六、就業している児童については学校長は常にその心身の状態に留意して、就業が、有害であると認められた場合は労働基準監督署長に連絡を取るよう措置せられたい。
- 七、その他就学児童の就業については、都道府県労働基準局長又は最寄の労働基準監

督署長と常に連絡をとり、この制度運用について充分の認識及び協力を與えられるよう、学校当局にも特に徹底せしめられたいこと。 『時報』

昭和二十二年二月一日

〔五一―一七〕労働次官より各都道府県知事宛（労働省発四一号）

労働部設置に関する件

今般地方自治法の一部改正に伴い、従来民生部又は教育民生部において所管していた労働に関する事務は、経済部又は都道府県知事において設置することができる労働部の所管に移されることとなった。

思うに、健全な労働組合運動を育成促進し、労働関係の合理的な調整を図り、以て産業の再建に寄与すべきことは、現下喫緊の要務であると共に、労働争議の平和的解決は主として労働委員会の機能昂揚に期待すること極めて多く、かくして労政関係は一層雑多となり、これが事務量も益々増加の一途を辿りつつある。

一方職業関係行政については、愈々深刻化しようとする失業問題に封処して今般職業安定法、失業保険法及び失業手当法の三法律の制定実施をみるに至り、これに伴う行政事務は一層の重大性を加えるに至ったのである。

中央における労働省の新設は、以上の如き労働問題の重要性とこれが新しき展開に対処して、実施されたものであって、地方においてもこれに即応して、活潑且つ強力に労働行政を運営する必要がある。

これがため従来、都道府県においては労働局（部）を設置し、労働に関する事項を専掌してきたものであるが、貴官においても貴管下労働に関する行政の愈々重要性を加へ、これが事務量の益々激増してきてある現状に鑑み、この際労働に関する事務を専管する部を設置し、以て行政運営の完璧を期せられるよう御高配を煩わしたい。

『時報』

昭和二十二年二月一日

〔五一―一八〕労働次官より（労働省発総第四三号）

労働部設置に関する件

標記の件については、さきに労働省発総第四十一号を以て御高配を煩わしたのであるが、御承知の如く地方自治法の一部改正は来る昭和二十三年一月一日より施行せら

れることとなつておるので、同法施行の際にできるだけ速に労働に関する事務を専管する部を設置せらるるよう、重ねて御高配を煩わしたく貴意の程至急御通報願いたい。

なほ、労働部設置に伴う豫算に関しては、昭和二十三年一月以降の労働部長の俸給その他の事務費の半額を国庫補助することに決定致したのでお含みおき願いたい。

追つて、労働部長の人選に関し貴部内において適当な人を得ることの困難な場合には、当省において御推薦申上ぐべく、念のため申添える。 『時報』

昭和二十三年一月四日

〔五―一―一九〕労働次官より各都道府県知事宛（労働省職発総一―号）

労働部設置に関する件

標記の件に関しては、さきに労働省発總第四一―号及び第四三―号を以て御高配を煩はしたのであるが今般特に本件についてG・H・Q經濟部労働課長ジェームス・S・キレン氏より別紙の如き御懇篤なる書翰に接した。右書翰は、都道府県における労働行政の重要性とその事務量の廣汎に亘るに至つたことに鑑み、労働部を速に設置することが必要であるとの労働省の見解に対し、G・H・Q經濟部労働課の立場より全面的に同意である旨を簡潔明瞭に表明したものであり、各位におかれては、本件の処理については、右書翰の趣旨を十分に御了承の上、労働部の設置に関し速かに特段の御高配を煩わしたい。

拝啓

私は去る一九四七年十二月十六日附を以つて労働省より発せられた労働部設置に関する通牒を興味深く拝読した。この通牒は本年一月一日より施行せられ、而して各府県における労働に関する事項の所管は、これを専管的労働部の所管又は商工・農・労働その他の事項を併せ所管する經濟部の所管に属する事を規定した地方自治法の条節に鑑み特に重要なものである。

私は、貴下が未だ労働部を設置していない各県の知事に対し、出来るだけ速かな機会に、かかる労働部を設置するの措置を講ぜらるべき旨の勧告をなされた事に対し全面的に満腔の同意を表すものである。労働組合法の成立に端を發して以来、過去二箇年間に日本の労働者及びその組合の福祉を保護助成することを前途とする労働立法並びに各種労働行政の面においては、極めて急速なる進展がみられた。この新しき立法及び行政事務は、必然的に中央並びに都道府県知事に対し、新しき責務を賦課するに

至つたものである。

日本の新憲法及び極東委員会において採択した諸原則の定むる所に従い、日本における労働者は、労働組合の健全なる発達、団体交渉の効果的なる実行、職業安定事業の進歩的なる実施、担当者に対する失業保険給付の迅速なる支給並びに労働基準法の強力なる施行等を助長する政府の各種の計画並びにサービスの有効なる実施を期待することが出来るに至つたのである。

中央政府においては、これ等機能の極めて緊要なることが確認せられ、さきに労働省の設置となつたのであるが、これは即ち労働に関する事項が、政府の主要なる任務と認めらるるに至つたことの証左である。併し乍ら、中央における一省のみを以つてしては、全国数百万の労働者及び事業主の日常生活に利害関係を有する幾多の労働施策の完全なる成功と健全なる実施とを保証しがたいと応えるものである。これがためには、府県の責務とせられた労働施策運営の掌に当たる地方職員の誠実不屈の努力に俟つてのみ、その成功を確保できるものと考へる。

これら地方職員の職責の本質に鑑み、府県知事の職責に属せしめられた労働に関する諸施策が、労働問題のみに専ら注意を傾倒し、且つ他の行政事務をして同時に併せ所掌することに依り、その注意の傾倒を阻害せらるゝことのない強力にして且つ有効なる専門的労働部において所管せしめることが最も望ましいことである。日本の再建、民主的労働運動の發展、健全なる労働関係及び職業安定に関する諸事業の遂行の成否は、一にかかつて各府県における労働行政の力と誠実に依るものである。

従つて各府県の知事が、労働に関する行政の重要性とその事務量の広範に亘るに至つたことに想いを至し、独立の労働部の速なる設置を考慮せられたき旨の貴下の希望に対し、私も茲に同様の希望を表明するものである。

一九四八年一月十二日

敬具

『時報』

昭和二十三年一月二九日

〔五―一―二〇〕労働次官より各都道府県知事宛（労働省職発七―号）

職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件

現下の社会情勢に鑑み、各人にその有する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに戦後經濟の興隆に寄与するため、政府は職業紹介事業の画期的刷新を行うこととなり、さきにこれが基本法として職業安定法を新たに立案し、第一回国会の審議を経

て、客年十一月三十日法律第四百一十一號を以て公布せられたのであるが引続き同施行規則も十二月二十九日労働省令第十二号を以て公布せられ、ここ□法律体系の整備をみたのである。職業安定法各章□趣旨とすると□は別紙のとおりであつて、今後この法律及び規則□適正な運営を図るためには、その立法の趣旨と規定の意義を的確に把握することが肝要であるのに鑑み各位におかれては、関係職員に對□よくこれが徹底を図ら□この法律制定の精神が日常職務の上具現するよう一段の御努力をお願いする。なお規定の具体的な適用については、今後必要に応じて通牒等により指示されるが、従来の職業紹介業務規程その他の通牒は職業安定法及び同施行規則に抵触するものを除いて暫定的に従前のとおり業務執行の指針として活用されたい。

職業安定法の要旨

第一章 総則

この章は、本法の目的を掲げると共に新憲法の精神に則り、職業選択の自由及び均等待遇の如き憲法的規定を設け、本法の趣旨を明らかにしている。

第二章 政府の行う職業紹介職業指導及び職業補導

第一節 通則

この節は、職業安定行政機関の職務権限と職員的人事及び職業安定委員会の設置その他について規定している。即ち職業安定行政の特質に鑑み、公共職業安定所を労働大臣の管理に属せしめ、郡道府県知事に対してこれが監督権を委任すると共に、人事については一定の基準に従つてこれを行うこととしている。又職業安定行政の民主的運営に資するため、同数の労働者、使用者及び公益代表者から成る中央、都道府県及び特別地区職業安定委員会を設置することとしている。

第二節 職業紹介

この節は、公共職業安定所の行職業紹介業務の運営方針につきその大綱を示したもので、即ち公共職業安定所は

- 一 個人の自由意思を尊重するため、特別の例外を除いていかなる求人、求職も受理することを必要とし
- 二 求人者及び求職者に最適のあつ旋を行うため予め労働条件の明示を必要とし
- 三 求人又は求職についてその連絡を行い
- 四 又その中立の立場を推進するため労働争議に介入しないことを規定している。

第三節 職業指導

この節は新規学校卒業生、年少者等職業知識が乏しく、新たに職業に就こうとする

者、又は身体に障害がある等の事由により適職に就くことの困難な者に対して、職業に関する知識の授与、適性検査の実施等により、適職の選択並びにその選択した職業への適応を容易にするための援助□遺憾なからしめることを、目的としたものである。

第四節 職業補導

この節は、職業補導の原則及び運営について規定したもので、その大綱は次の通りである。

- 一 補導種目は労働力の受給状況に即して定めなければならないこと。
- 二 補導施設の設置及び運営は都道府県知事がこれを行うことを建前とし必要ある場合は経営に就いてのみ他に委託することができること。
- 三 職業補導事業経営の基準は労働大臣が定めるものであること
- 四 補導を受けるべき者の選考及びあつ旋は公共職業安定所が行うものであること。
- 五 政府は都道府県が行う職業補導事業に関し経費の補助、その他必要な援助を行うこと。

右の外職場□行われる作業訓練に就いては、共同作業施設の場合においては、特にこれを職業補導として取扱ひ、政府は必要な経費の補助を行い得ることとし、一般工場事業場において行うものに対しては都道府県知事が技術の援助を与えなければならないことを規定している。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

この節は、政府の職業安定機関で取扱うことの困難□特殊技術を必要とする職業にあつ旋するための有料又は営利の職業紹介事業、及び無料で経営する職業紹介事業については、特に弊害を伴わない限り、政府以外に行う労働大臣の許可を受けて行うことを認めたものである。

第二節 労働者の募集

この節は、刊行物、文書等による労働者の募集は、障害を伴うことが少いので、原則的に自由に行うことを認めると共に、募集主自ら、又はその被用者、若くは被用者以外の者が行う労働者の募集については、弊害の発生を防止するためすべて許可制とし、且つ必要な制限を附して募集行為を厳重に監督することとしている。即ち労働力の適正な需給調整を図るため募集地域、募集時期等について必要な制限を行うと共に、従来労働者の募集に関して特にその傾向の著しかった人身売買的な募集行為、人頭税的な報償支給等の悪弊を除去するため財物等の給与禁止規定を設け、且つ労働状態の明示を必要とする規定を準用している。

第三節 労働者供給事業

この節は、労働者供給事業を全面的に禁止する一方労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けて無料の労働者供給事業を行うことを認めている。労働者供給事業を禁止したのは、その実体が対建的な従属関係に基き労働の中間搾取を行い、且つ強制労働の悪弊を伴い勝ちなものであり、その存在が個人の基本的な人権を尊重する憲法の趣旨に反し労働の民主化を著しく阻害するものがあるからであって、労働組合が無料の労働者供給事業を行うことを認めたのは、自主的な労働者の固結により、前記の弊害を排除すると共に、従前の労働者供給事業が有していた社会的経済的な機能を活用しようとするためである。

第四章 雑則

この章は、この法律を実施していく上に必要な諸般の事項につき規定したものである。

第五章 罰則

この章は、この法律の違反行為に対する罰則についての規定で特に労働者の保護に重点が置かれてある。

『時報』

昭和二三年二月七日

〔五―一―二二〕 文部次官・労働次官より都道府県知事宛（発学第三八号）

新制中学校の職業指導に関する件

新制中学校においては教育基本法及学校教育法の趣旨に基き職業指導を行うことになつてゐるが今般職業安定法が実施せられ（昭和二十二年十二月一日施行）公共職業安定所が行う職業指導も右に協力することになつたので学校及び公共職業安定所はその実施について左記の方針によりこれを行うこととなつたから貴管下教育施設並に職業安定機関に徹底し実効を収めるよう格段の御配慮ありたい。

記

一、学校においては職業知識の啓培、職業実習、個性に關する調査及び諸検査進路指導進学及び就職卒業後の指導等を行い就職あつ旋及び就職後の指導については公共職業安定所に必要な資料を提供する等緊密なる連絡をとりこれに協力しなければならぬ。

二、公共職業安定所においては、学校と連絡の上、職業に關する資料の提供職業適性検査の援助工場事業場等における職業実習に対する協力及び職業相談（具体的求人

口及び職種等に関するもの）就職あつ旋並びに就職後の指導職業安定に關する事項を行わねばならない。

三、職業指導は前述の両機関の各内容を一連的に実施することによりその成果を収めるものであるから、これを行う学校及び公共職業安定所は互に協力援助し、その実績をあげねばならない。

『時報』

昭和二三年三月一日

〔五―一―二二〕 学校教育長より都道府県知事宛（発学八一号）

各種学校の取扱いについて

学校教育法第八十四条の運営については基準の明瞭でない点があり、かつ無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態をもたらす虞のある実情にかんがみ、これら各種学校の取扱いについて、左記のように通達するから、遺憾のないよう取計われない。

記

一 以上の教科もしくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するものは、すべて学校教育法第八十四条の規定によつて、これを各種学校として認める。従つて、同第八十三条において準用された第四条の規定によつて各種学校設置の認可を受けさせなければならぬ。（但し学校教育法第一条に掲げる学校及び既に認可を受けた各種学校を除く）もし認可を申請しない場合には都道府県監督庁が各種学校として指定することができる。

二 当該教育施設は前項の都道府県監督庁の認可を受けるまでは、教育を行なつてはならない。

三 講習会及びこれに準ずるものについては、前二項は適用されない

四 第一項に該当するものの校長もしくは学校を代表して校務を掌る者は、この通達交付後二ヵ月以内に、各種学校の設置について都道府県監督庁の認可を受けなければならない。

『近代』

昭和二三年四月一日（実施）

〔五―一―二三〕 労働省職業安定局決定

労働省所管公共事業共同作業施設設置方針

(一) 公共事業原則と共同作業施設と、関係

1 共同作業施設は、一般公共事業及び失業応急事業の実施によつてもなおお吸収することの困難な失業者を対象とする公共事業であること。

2 政府が公共事業費より国庫補助金を交付し、本施設を設置運営せしめることは、これを政府の行う失業対策に資せしめるためであり、その運営はあくまで公共事業の原則によるべきものであるから、従来民間工場等に委託経営せしめた如きはこれを採らず、新たな考え方に徹することが必要であること。

(二) 基本方針

共同作業施設は左の基本方針に則つて設置し運営されるものでなければならないこと。

1 軽労働に適する失業者を收容して、差当り就業の機会を与えてその生活の安定に寄与すると共に就職上必要な知識技能を得させることを目的とする工場的な簡易作業であること。

2 経営主体は、都道府県でなければならないこと。

3 市町村は、都道府県知事の監督の下に経営主体となることができること。

4 民間工場の下請はできないこと。

(三) 共同作業施設の設置

1 位置

失業者の分布状況、交通事情並びに生産資材の人手の難易を考慮するの外利川者が一部に偏するおそれのない地点を選定すること。

2 作業種目

作業種目は、公共事業の本旨に則り、生活必需品の生産配給を増加又は促進することに寄与するものを主眼とするの外郷土産業の振興等に資するものを選定すること。

3 名称

他の類似の共同作業施設と区別するため、本施設の名称は共同作業所の文字を用いると共に、必ず経営主体を明瞭ならしめる文字を冠すること。

4 建物及設備

新設を要するものについては、なるべく既設建物を利用するに努めること。
本施設は労働基準法の適用を受けるものとし、これが安全と衛生の確保に努めること。

5 機械器具

機械器具は一般に不足している現状に鑑み、新設の場合においては、多額の経費を要しない簡易なものを選定すること。器具の融通等の方途を講じ、これが効率的利用に努めること。

(四) 職員

1 所長

所長は専任とするを原則とすること。但し技術職員を専任することができること。

所長は、本事業に深き理解と熱意等を有し、人格識見共に共同作業施設の経営管理に適格なる人物を選定すること。

2 技術職員

技術職員は左の条件を具備する者を選任すること。

(1) それぞれ担当の専門作業につき、体系的学理を概略了得し、実際作業に相当経験を有すること。

(2) 教育上の識見を有し、指導力を有すること。

技術職員は、生産能率、作業指導方法等につき、不断の研究を行うと共に作業員に対しては常に懇切丁寧に技術指導を行い、特に新入者については作業に慣熟するまで細心の指導をなすこと。

3 事務員

事務職員は、共同作業施設の人事管理、物品管理及び会計事務につき能力識見を有すると認められる者を選任すること。

4 職員の選定に当つては、左の各号の一に該当する者はこれを排除すること。

(1) 昭和二十二年一月四日勅令第一号及びそれに基く昭和二十二年一月四日内務省令第一号に掲げられた公職から排除された者。

(2) 昭和二十一年十二月十四日厚生、運輸、内務省令第一号に基き、労働に関する団体の主要役員から排除され、又はその団体の重要役員への就職を禁止されたもの

(五) 作業員

1 定員

作業員の定員は概ね五十名とすること。但し施設の規模及び生産能率を考慮し、若干の増減は差支えないこと。

2 募集

作業者の選考については、本施設の趣旨を周知するに努め、公共職業安定所に求職申込をなす者の中から公共職業安定所のあつ旋により入所せしめること。

3 選考

作業者の選考に当たっては、公共職業安定所と密接なる連繋により、勤務の意志と能力を有するにかかわらず、失業の状態にあり、しかも、直ちに就職ができないものを優先入所せしめること。

身体に障害がある者については、作業種目に応じて、通常の能力を有すると認められる場合は、何等の差別をしてはならないこと。なお必要に応じ、官公立その他の医療機関と密接な連絡を保持して遺憾なきを期すること。

4 賃金

賃金については、労働基準法の定めるところによるが、特に作業種目、熟練度並に作業時間に応じ、その地方で行われている同種作業に普通支払われている賃金に比し低くならぬように賃金基準を定めなければならないこと。賃金の支払は少くとも月一回以上一定の期日を定めてこれを支払い、分類所得税その他法令の定めるものの外賃金より差引くことを得ないこと。

5 其の他の労働条件

労働時間、災害補償^{（ア）}等その他の労働条件については、労働基準法及び労働者災害補償保険法の適用を受けること。

6 作業者の就職あつ旋

公共職業安定所と緊密な連繋を保ち、絶えず作業者の技能と適性に注意し、より適当な職業への就職あつ旋に努めること。

(六) 経営

1 経営方式

(1) 経営は、経営主体の直営でこれを行うこと。

(2) 本施設を経営主体の直営とする原則は公共事業の本旨に基くものである。

2 作業方式

作業は、場内作業と居宅作業に分ち両者を総合的に考慮して作業方式を定めること。

なお居宅作業は、作業種目、設備、熟練度に応じて実施し得るも、その人員は定員外として取扱うものとする。

3 資材

(1) 資材は正規の流通機関を通じてのみ入手すること。

(2) 資材の確保については、経営主体において各関係方面と密接な連絡を保ち、その確保に努力すること。

(3) 中央において特に操作を必要とする資材については、本省においてその確保に努めること。

4 製品

(1) 製品の販売については、各関係方面と連絡し、販路の開拓に努力すること。

(2) 特にこれに関し、共同作業施設相互間の共同販売、又は作品展示会開催等の方法をも考慮すること。

(3) 統制品に関しては正規の配給機関を通じ、それ以外のものについては統制価格に従い販売すること。

5 経理

(1) 事業収益は、本事業の趣旨並びに国庫補助あるに鑑み、作業者の給与及び災害補償等作業の厚生福祉に充当し、なお余裕ある場合は事業運営の基礎を確立するため積立金とすること。

(2) 経理は、厳正に取扱ひ、関係簿冊はこれを整備し、関係者に対しては即座に提示し得るよう心がくること。

(七) 国庫補助

1 政府は、共同作業所の経営に要する費用につき、その一部を公共事業費から補助する。

2 前号の補助金は、各四半期毎にこれを分ち交付する。

3 補助金の内容は、共同作業所の新設に要する費用及び施設の運営に要する人件費、事務費及び消耗資材費等を含むものとする。

4 本補助金を受けようとするときは、所轄都道府県知事は、当該都道府県及び管内市町村の経営にかかる本施設につき、一括して労働大臣に対し事業計画関係予算及び補助金の交付を必要とする事由を記載した国庫補助金交付申請書を提出しなければならない。

5 労働大臣は、経営主体が法令及び通牒に違反し、又はその成績を著しく不良と認めるときは、補助金を減額、停止し、或は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(八) 労働法規との関係

1 本施設は、労働基準法、並びに労働者災害補償保険法が適用されるものであること。

- (九) 指導監督及び監査
- 2 本施設は、失業保険法は適用されないものであること。
 - 1 本施設に対しては、労働省及び経済安定本部により随時査察されるものであること。

2 都道府県知事は、管内各共同作業施設の事業の運営及び経理状況並びに失業者の吸収状況等につき常時これが査察を行い指導監督に当ること。

- (十) 報告
- 3 前号の監査の徹底を期するため、担当職員を定め前号の監督を行わしめること。

1 共同作業所長は、毎月末現在における事業の運営状況につき左の事項を、翌月五日までに所轄公共職業安定所長に報告し、公共職業安定所長は、その月十日迄にこれを取りまとめ、意見を附し、所轄都道府県知事に報告すること。

- (1) 事業の総合的経理状況
- (2) 失業者収容状況
- (3) 作業者の就業状況
- (4) 資材の入手及製品の販売状況
- (5) 経理状況
- (6) その他特記すべき事項

2 本施設は公共事業として実施されるものであるから都道府県知事は、職業安定局長に対し左の報告を提出しなければならないこと。

- (1) 公共事業月報
- (2) 公共事業四半期報告書
- (3) 特定日作業実人員報告
- (4) 公共事業年間実績報告

⑪ 簿冊

共同作業所には法令上備えるべき簿冊の外左の簿冊を備え、常に之を整備しておかなければならないこと。

- (1) 庶務に関する簿冊
- (2) 作業者に関する簿冊
- (3) 会計経理に関する簿冊

『年鑑』

昭和二十三年六月九日

〔五十一—二四〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第六三五号）
地方庁職業安定行政主務課公共職業安定所の組織及び事務分掌について

職業安定行政の的確且つ能率的な運営を図るためには中央地方を通じてこれを一貫脈絡して組織を改編強化し各職務の内容とその担任職員の責任の所在とを明確にする必要がある。今般標記に関する組織系統及び事務分掌を別紙のとおり定めたから貴庁職業安定行政主務課及び公共職業安定所の組織の整備、庶務細則の改正に当つては左記を併せて御留意の上六月末日までにこれを実施完了するよう特に御高配を煩わしたい。

追つて本通牒は近く手引に通牒の予定につき了知されたい。

一、主務課の名称はこの際これを職業安定課と改められたきこと（失業保険徴収課については五月十一日発職第八号通牒によること）

二、主務課及び公共職業安定所をそれぞれA級B級C級の三階級に分ち更に事務内容を数部門に分け、前者は係制を、後者は課制を採用すること。

三、主務課における級別は、職員定員、管内人口、工場事業所数同従業員数、職業紹介成績等の総合的見地から比較決定したもので、A級十二都道府県、B級二十二県、C級十二県である。貴庁は 級に該当する。

四、公共職業安定所の級別も概ね右の諸要素の総合点数により決定したもので近く詳細な資料により検討を加えるが、取敢えず本案により実施されたきこと。

五、公共労働安定所にありては従来の課制によるが将来公共職業安定所にその業務を統合した場合は必要により別に労働課を設け、職業課の日雇労働者職業紹介に関する項及び、労働者用厚生物資取扱に関する項を労働課において所掌せしめること。

六、別紙事務分掌はそれぞれA級に概当するものについて示したものでA級、B級については級別組織表によられたきこと。

七、主務課の監察係にありては他の係の係長と監察員の官職（号俸）とを勘案し必要

あれば担当区域を分つ等の方法によりそれぞれに係長（例第一係長、第二係長）を設けるよう措置せられたきこと。

八、本件に関する、都道府県条例及び庶務細則等改正の上はその写及び一月十三日発

職第八号通牒による分掌事務責任者名（係長又は課長のみ官職氏名）を逆に職業安定局長宛提出されたかきこと。

地方庁職業安定行政主管課事務分掌（A級）

一、庶務課

- (1) 職員の人事及び給与に関すること。
- (2) 職員の教養訓練に関すること。
- (3) 文書の收受、輸送及び整理に関すること。
- (4) 一般会計の予算経理に関すること。
- (5) 物品の取扱い及び保管に関すること。
- (6) 公共職業（労働）安定所の庁舎及び備品の営繕に関すること。
- (7) 公共職業（労働）安定所用物資の需給に関すること。
- (8) 公共職業（労働）安定所の名称、位置及び管轄区域に関すること。
- (9) 公共安定委員会及び主管課団体にに関すること。
- (10) 職業安定行政全般の情報宣伝に関すること。
- (11) 他官庁との連絡に関すること。
- (12) 他の係に属しないこと。

二、失業対策係

- (1) 失業対策に関すること。
- (2) 公共事業の労務配置及び労務査察に関すること。
- (3) 失業応急事業に関すること。
- (4) 授産、共同作業施設に関すること。

三、職業係

- (1) 一般職業紹介に関すること。
- (2) 日雇労務者職業紹介に関すること。
- (3) 労務者用厚生物資の取扱いに関すること。
- (4) 重要産業労務充足に関すること。
- (5) 産業奉仕に関すること。
- (6) 職業指導及び適性検査に関すること。
- (7) 身体障害者の職業指導に関すること。
- (8) 失業保険に関する失業の認定及び保険給付に関すること。

四、監督係

- (1) 有料、営利、職業紹介事業に関すること。
- (2) 無料職業紹介事業に関すること。
- (3) 労務者供給事業に関すること。
- (4) 労務者募集に関すること。

五、補導係

- (1) 職業補導事業の運営に関すること。
- (2) 補導施設の指導、監督に関すること。
- (3) 補導用資材の需給に関すること。
- (4) 共同作業施設の作業訓練に関すること。
- (5) 工場、事業場に対する技術援助に関すること。

六、調査係

- (1) 調査資料の蒐集整理に関すること。
- (2) 労働市場調査に関すること。
- (3) 職業分析調査に関すること。
- (4) 失業問題の分析に関すること。
- (5) その他の統計調査に関すること。

七、監察第一、第二、第三係

- (1) 公共職業、労働安定所の業務執行状況査察に関すること。

失業保険徴収課（A級のみ）省略

失業保険徴収係（B級、C級）

- (1) 失業保険法同手当法の企画運営に関すること。
- (2) 失業保険特別會計の予算、経理に関すること。
- (3) 事業所の適用に関すること。
- (4) 保険料その他徴収金の収納に関すること。
- (5) 保険料其の他徴収金の収納に関すること。
- (6) 保険金（手当金）の資金前渡に関すること。
- (7) 支払元受高に関すること。
- (8) 失業保険監査に関すること。

公共職業安定所事務分掌（A級）

一、庶務課

- (1) 所員の服務、教養、官印の官守及び機密に関すること。
- (2) 用人の命免に関すること。
- (3) 文書の受発及び整理に関すること。
- (4) 予算の経理及び安定所用物資の取扱いに関すること。
- (5) 庁舎備品の営繕及び庁内取締に関すること。

- (6) 保険金その保険給付（現金支払のみ）に関する事。
- (7) 情報宣伝に関する事。
- (8) 他の係に属しない事。

二、職業課

- (1) 一般職業紹介に関する事。
- (2) 日雇労働者職業紹介に関する事。
- (3) 労働者用厚生物資の取扱いに関する事。
- (4) 職業指導及び適性検査に関する事。
- (5) 産業奉仕に関する事。
- (6) 職業補導に関する事。
- (7) 公共事業に関する事。
- (8) 失業保険に關する離職票の受理及び受給資格の決定に関する事。
- (9) 失業の認定、保険給付（現金支払を除く）に関する事。

三、監督課

- (1) 有料職業紹介事業に関する事。
- (2) 無料職業紹介事業に関する事。
- (3) 労働者供給事業に関する事。
- (4) 労働者募集に関する事。

（以下略）

『時報』

昭和二三年七月二八日

〔五―一―二五〕労働労政局長・文部省社会教育長より（発社二〇九号）

労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局）了解事項について

労働者の教育に関する労働省（労政局）及び文部省（社会教育局）の行政事務所管の限界について疑義があり、そのために地方庁における右に関する事務執行上円滑を欠くおそれがあるように思われるので、両局において協議の結果左記のとおり了解を得たので、左記御了承の上該教育行政の振興に努められたい。

記

一、労働省（労政局）の所管する労働者に対する教育行政（以下甲とする）と文部省（社会教育局）の所管する労働者に対する教育行政（以下乙とする）とは次のよう

にその重点を異にする。

目標甲 健全中正な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的平知的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

乙 公民教育の一環として社会の一員たる労働者が健全なる社会人乃至公民として必要とする教養の向上、知識の培養、人格の陶冶に資する。

内容甲 一、労働関係諸法令の普及徹底に関する事項、二、内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項、三、その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。

乙 一、一般公民として必要な知識の向上に関する事項、二、科学技術の原理及び応用に関する事項（工場内において行われる技術訓練を除く）、三、情操陶やに関する事項（芸術、文学、音楽に関する教育、視覚教育等を含む）、四、その他公属としての資質向上に必要な事項。

二、右のように甲と乙とはその目標及び内容におのずからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画することは困難な場合が多いと思われるので、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、相協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり随時必要な調整をなすよう努めなければならない。

『近代』

昭和二三年八月六日

〔五―一―二六〕学校教育局長、都道府県知事宛（発学八一号）

労働学校の取扱について

先に各種学校の取扱について通達したのであるが、各種学校たる労働学校の取扱については未だ疑義あるやに聞くので、今回労働省と協議の上左記によって取扱うことと致したから遺憾のないよう取計われたい。

記

一、労働学校及びこれに準ずる教育施設は本年三月一日附発学八一号「各種学校の取扱について」の通牒によって処理せられること。

二、継続的な正規の課程を有せず、又は、教育計画がほぼ一週間以内に完了する

ような労働教育施設は、前記通牒第三項の講習会及びこれに準ずるものとして取扱われること。

従って都道府県知事の認可を要しない。

三、第一項による都道府県知事の認可等については事前に教育主管部局は労働主管部局と協議すること。

『近代』

昭和二十四年六月七日

〔五一―一二七〕労働次官より各省次官宛（労働省発職第一三七号）

行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策実施についての援助方策依頼について

経済九原則の強力な実施は、先に単一爲替レートの設定を促し、民間企業の合理化に拍車を加え、大量離職者続出の趨勢を見せているが、一方第五回臨時国会を通過した行政機関職員定員法の施行並びに五月二十四日閣議決定「地方公共団体の人員整理に関する件」の具体化に伴い、官庁地方公共団体における人員整理も愈々本格的な実施時期に入らんとしつつある。

行政整理による離職者の失業対策については、労働省においても三月三十一日の次官会議決定に基き、一般失業対策の一環として、遺憾のないよう企図しつつあるが、更に萬全を期するためには、行政整理による失業情勢の推移に留意して的確な情勢把握を行い、且つ要就職者についてはその職業の確保を積極化する必要があるため、今般別紙のとおり、失業対策実施の第一線機関である公共職業安定所の奉仕活動を推進することとなった。

ついては、別紙に基いて、行政整理による離職者のために行う公共職業安定所の、情勢の調査、情報の入手、職業の相談、就職のあっ旋等に関しては、右次官会議の決定の次第もあり、円滑にこれを遂行して所期の効果を収めることができるよう特別の援助と便宜とを賜わるとともに、貴庁管轄の最先機関等に対しても公共職業安定所の活動に協力と支援とを與えるよう手配方 特段の御配慮をお願い致したい。

添附書類

(1) 公共職業安定所における行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業封策の概要

(2) 行政整理による離職者に対する失業対策(昭二四、三、三一次官会議決定)
公共職業安定所における行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策

の概要

一、行政機関の調査及び情報の蒐集

1、公共職業安定所は管内の全官庁、公共団体、公団、公社についてその

(A)名称(B)所在地(C)電話番号(D)その長及び人事担当者の氏名(E)職員数(従前の定員)(F)行政整理の対象となる者の予定数及びその時期の見込を調査する。

2、公共職業安定所は前項の調査に当っては初回は公共職業安定所長が自ら行政機関を訪問し、爾後は係員の訪問又は電話等の方法により当該行政機関と常時密接に連絡をとり行政整理に関する情報を集める。

二、行政整理実施に関する情報入手の場合の措置

1、公共職業安定所は行政整理実施に関する情報を入手したときは直ちに当該行政機関について

(A)整理実施時期(B)整理の対象となるべき職員数(C)整理基準(D)整理対象者(E)職員の整理に対する動向(F)その他参考となるべき事項(G)整理対象者が判明したときはその者の職業紹介を行うについて必要な事項を調査する。

2、公共職業安定所は整理対象者が判明したときは当該行政機関の協力をうけてその者について

(A)退職後就職の必要があるか。

(B)就職を必要とする場合公共職業安定所の紹介を受ける希望があるか。

(C)公共職業補導所への入所希望があるか。

(D)退職手当金の金額如何により失業保険金との差額支給の必要があるか。

を調査し、夫々希望に応じ必要な手続をとる。

3、公共職業安定所は、同時に且つ大量に退職者が発生する場合は係官を当該行政機関に派遣して、職業相談所を臨時に開設し、職業相談を実施する。退職者が少数の場合は公共職業安定所に出頭を求める。

4、行政整理実施に関する情報は別紙様式に基いて月報として公共職業安定所より都道府県を経て労働省に報告せられる。

三、行政整理対象者の就職あっ旋

公共職業安定所は行政整理対象者が公共職業安定所の職業紹介を希望するとき直ちに求職申込を受理し、そのあっ旋計画を樹立し、各種の方途を講じて積極的なあっ旋を行う。

四、就職あつ旋困難な場合の措置

- 1、公共職業安定所であつ旋の困難な者については公共職業補導所への入所のあつ旋公共事業への就労あつ旋の外、必要に応じて緊急失業対策法による失業封鎖事業に就労せしめるよう措置する。

- 五、六ヶ月（臨時雇員、傭人又は 工員にありては七ヶ月）以上勤務した政府職員はその退職金額が失業保険法に基いて算定した失業保険金に相当する額に満たない場合は公共職業安定所においてその差額の支給を受けることができるので行政整理担当者はこの趣旨を徹底する。（この措置は地方公共団体職員についても準用される。）
- 六、その他

労働省及び都道府県は公共職業安定所の行う調査の実施、情報の蒐集について援助する。

『時報』

昭和二十四年六月八日

〔五一―一―二八〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第七七七号）

行政整理の実施に伴う失業対策に関する件

第五回臨時国会を通過した行政機関職員定員法の施行並びに五月二十四日閣議決定「地方公共団体の人員整理に関する件」の具体化に伴い官庁地方公共団体等における人員整理は、愈々その実施時期に入り、その対象となる人員は、全国において二十万名に近い数に上ることが予測せられている。

民間産業においては単一為替レートの設定以来、その企業の合理化が急激に進涉しつつあり、これら企業合理化に伴う失業情勢については、先に指示した雇用状態調査の活用により把握するよう御配慮を願つて来たところであるが、行政整理に因る失業情勢について非常にその推移に留意し、適確な情勢把握を行つて、その失業対策に遺憾のないようにしなければならぬので、左記により処理せられるよう特段の御配慮を煩わしい。

なお、行政整理に関する情報別紙のとおり添付しておくから参考にせられたい。

記

一、行政機関等の調査及び情報の蒐集

- 1、公共職業安定所は、その管轄地域内にある全官公庁等（公団公社を含む。以下同様）について左記事項を調査し、「官公庁名簿」を作成すること。

この調査の対象となる官公庁等は本所、出張所、分所等その名称の如何を問わ

ずすべての官公庁等とすること。

(イ) 官公庁等の名称 所在地及び電話番号

(ロ) 官公庁等の長及び人事担当者の氏名

(ハ) 職員数（男女別）

① 従前の定員

② 新 定 員

(三) 行政整理の対象となる者の予定数及びその時期の見込

- 2、公共職業安定所は前項の調査に基き、管内の官公庁等に対して訪問又は電話等の方法により、当該官公庁等と常時密接に連絡をとり行政整理に関する情報入手すること。

- 3、公共職業安定所が行政整理に関する情報を入力するための連絡の第一回目は、できる限り公共職業安定所長が、当該官公庁等の長は人事担当者を直接訪問し公共職業安定所の機能等を了得せしめ爾後の連絡を円滑に行うことができるよう措置すること。

二、行政整理実施に関する情報入手の場合の措置

- 1、公共職業安定所は行政整理実施に関する情報を入力したときは直ちに当該官公庁等について左記事項を調査すること。

(イ) 整理実施時期

(ロ) 整理の対象となるべき職員数（男女別）

(ハ) 整理の基準

(三) 整理対策

(ホ) 職員の整理に対する動向

(ヘ) その他参考となるべき事項

- (ト) 判明すれば整理の対象となつた者の氏名、住所、男女別、年齢、特種技能等公共職業安定所において職業紹介等を行うについて必要な事項

- 2、公共職業安定所は、行政整理により退職者（他の官公庁等へ配置転換せられる者を除く）が発生することが判明したときには、当該官公庁等の長又は人事担当者と打合せ、その退職者について左記事項を調査するとともに、公共職業安定所の職業紹介、公共職業補導所の入所あつ旋を希望する者又は退職手当金額と失業保険金額との差額支給を必要とする者に対しては、直ちに所要の手続を行うこと。
- (イ) 当該官公庁等退職後、就職する必要があるか。

(ロ) 就職を必要とする場合公共職業安定所の紹介を受ける希望があるか。

(ハ) 公共職業補導所へ入所する希望があるか。

(三) 退職手当金の金額如何により失業保険金額との差額支給の必要があるか。

3、前項の調査は、退職者が同時に且つ大量に発生する場合は、公共職業安定所の職員を当該官公庁等に派遣して、相談所を臨時に開設し、職業相談の方式により実施すること。退職者が少数の場合は退職者に対して公共職業安定所に出額を求め、又は当該官公庁等の人事担当者に依頼する等の方法により調査を実施すること。

4、前各項の調査は、当分の間別紙臨第一号様式によりこれを毎月とりまとめ、前月分をその月の三日までに都道府県に報告し、都道府県は別紙臨第二号様式によりこれをとりまとめ労働省に報告すること。

労働省への報告期限は、前月分をその月の十日までとし、報告提出先は、労働市場調査課とすること。

三、行政整理対象者の就職あつ旋

1、行政整理の対策となる者が公共職業安定所の職業紹介を希望するときは直ちに求職申込を受理し、その就職あつ旋に努めること。

2、同時に大量の求職申込があつたときの求職申込の受理、あつ旋計画の樹立、並びにあつ旋の実施等については三月三日職発第二九五号（企業整備等による大量解雇発生の場合における職業紹介活動に関して『職業紹介業務手引』追補の件）通牒により処理すること。

四、就職あつ旋困難な場合の措置

1、行政整理の対象となるものであつて、差当り就職あつ旋の見込がなく且つ退職金の消費により生計の維持が困難なものについては、就職口を確保するまでは公共職業補導所への入所のあつ旋、公共事業への就労あつ旋等を行うの他必要に応じて緊急失業対策法による失業対策事業に就労せしめるよう措置すること。

2、六ヶ月（臨時の雇員、雇人又は工員にあつては七ヶ月）以上勤続した政府職員であつて離職の結果失業者となつた者の退職金額が、その者につき失業保険法に基いて算定した失業保険金に相当する額に充たない場合は、その差額の支給を受けることとなっている（四月三十日秘収第六九二号『労働基準法等に伴う政府職員に係る給与支給措置に関する法律（昭和二十二年法律第一六七号）による給与支給準則の一部改正について』労働人臣官房秘書課長会計課長連名通牒）ので行政整理の対象となるものにこの趣旨を徹底するよう関係官公庁等の協力を得て必要な措置を講ずること。但し、これらの者に対する公共職業安定所の失業の認定

については五月二十日付職発第七〇五号『昭和二十二年法律第一六七号に基き給与準則第一四条の改正に対する応急措置に関する件』により措置すること。

なお右の政府職員の退職手当金額と失業保険金額の差額支給及び失業の認定は地方公共団体の職員についても準用せられるので政府職員と同様の措置をとること。

五、その他

1、都道府県においては本通牒に基く公共職業安定所の調査並びに各種の措置が円滑に実施出来るよう各官公庁等及びその監督機関等と連絡を密にし、これら機関の積極的な協力を求めるよう措置すること。

2、労働省、都道府県は行政整理実施に関する情報を入手したときは、行政整理を実施しようとする官公庁等の所在地を管轄する公共職業安定所に通報して当該公共職業安定所の積極的な奉仕活動を促すものとする。 『時報』

昭和二十四年六月二一日

〔五一―一二九〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛通牒（職発第八四三号）

緊急失業対策法の実施について

第五国会において新立法として制定せられた「緊急失業対策法」は去る五月二〇日法律第八九号をもって公布せられ、これが施行規則等関係命令も今回それぞれ別紙のとおり決定せられたが、右は申すまでもなくいよいよ深刻化する失業状況に対処し能う限り多数の失業者に対する就職の機会を提供し、もつて社会不安の除去と経済復興に寄与することを目的としたものであつて、公共事業ならびに失業対策事業に対する失業者の吸収による社会不安の除去については、かかつて本法運用の適否にあるといたすべく、職業安定機関の効率的な運営と相俟つて、本法の円滑な運用を図ることといたしたい。ついては、左記ご留意の上特段のご努力を煩わしたい。

記

一、失業状態の把握

(1) 法第五条による失業状態の分析把握については、従来の各種統計報告中でも、公共職業安定所の業務状況報告、雇用状態調査および企業整備状況等により雇用の傾向、失業者数の推定等が可能であるが、この失業状態の把握は、失業対策事業の実施その他失業対策の基本となるものであるから施行規則第

二条に準じて管内の失業情勢の把握に努めること。

- (2) 失業対策事業実施の計画策定に当っては、必ず右の失業状態を基礎とする

二、失業対策事業

失業対策事業については、別紙要綱によるが、特に左の諸点に留意すること。

- (1) 本事業は、全く失業者救済のためのものであって、失業者の発生状況に依り、その規模、実施時期、事業種目等が決定せられるものであること。

- (2) 失業対策事業のための一般計画は、法第六条により労働省において樹立するが、実際に実施しようとする具体的な事業については、その計画を事業主体から都道府県知事を通じて、事業主管の主務大臣に提出し、その事業種目のうちから、法、規則、実施要綱等にも明記されているように、経済安定本部と労働省が協議して決定するものであること。

- (3) したがって、この事業の実施は事業主体の事業主務部課の所掌である。これが実施は公共職業安定所の窓口にあられる失業者数の増減に応じて事業を増減するようには必要があるので、その点を事業主務部課に徹底せしめるとともにその間の調整を円滑にできるよう組織を考えること。

国庫補助関係書類の取纏め、事業の総合的調整、事業に対する就労査察は労働主務部の所掌となること。

- (4) 失業対策事業に使用される労働者は、すべて公共職業安定所の紹介する失業者とする原則に鑑み、常用労働者の使用、門前募集等による労働者は使用しないことはもちろん、公共職業安定所の形式的な紹介も今後は絶対に行わないこと。

すなわち、窓口から紹介する失業者に限るものとする。

- (5) 公共職業安定所をして毎日の就労状況を査察せしめ、就労状況の把握をなすとともに作業現場に係員を出張せしめること等により毎月二回以上必ず職業相談を実施し定職への紹介に努めること。

- (6) 公共職業安定所は、本事業の就労人員、稼働状況、支払賃金等労務については、常にその状況を把握すること。

- (7) 事業費の支出については、経理所管課と事業局課の連絡不充分のため、兎角放漫に流れる傾向があるから常に両者の密接な連絡を保持するとともに毎月の経理状況（特に支出状況）について事業局課においても明確にすること。

- (8) 労力費から事務費への流用は禁止せられているので、都道府県の指導監督

者、賃金支払事務職員等の給料は事務費より支出すること。ただし現場監督者等で公共職業安定所の紹介する失業者から採用した者の給料は、労力費の一部から支払うことができること。

- (9) 賃金の支払のための事務職員は、原則として事業現場に配属するものであるが、必要によっては、公共職業安定所に駐在させることができること。

- (10) 本事業就労者の賃金は、別途通牒（昭和二四年六月一〇日職発第八〇一号）されているとおりであること。

三、公共事業に対する失業者の吸収

- (1) 公共事業に対しては、昨年七月から行政的措置により失業者吸収率を設定し、失業者の吸収責任量を示していたが、その実績は必ずしも良好とはいえない現状であった。今回別紙告示のとおりその率に若干の改訂を加え、法第一二条に基いて明定したので（別紙告示参照）、この率に該当する数までの失業者は、常に完全充足するよう公共職業安定所の活動を促進するとともに貴管下関係部課ならびに各事業現場に対してこれが徹底を図る措置を講ずること。

- (2) 右の吸収率の改正は、昭和二一年閣議決定の「公共事業処理要綱」に明記されているとおり公共事業が公共的建設事業であるとともに多数の失業者の吸収を図る目的の具体的措置であること。特に事業主体が、常用労働者の範囲を不当に拡張解釈して、失業者の吸収を排除することのないように監督指導すること。

- (3) 従来公共事業の就労人員は、公共職業安定所の形式紹介を含むものがあつたが、爾後は一切形式紹介を含まず、公共職業安定所の窓口にあられた者のみに限ること。

- (4) 従来の「失業者吸収率」は、直営事業にのみ適用せられていたが、今回の法律により請負その他非直営事業にも適用せられることとなっているが、これは新たなことでもあるので、特に事業の施行主体に対しては、法第一六条第二項の遵守の方法により本事業の周知徹底の措置を講ずること。

- (5) 今回決定された失業者吸収率は、従来の実績により固定的に決定されたものであるから、この率の不都合を発見した場合速かに当省にその理由とともに意見を付して報告すること。

- (6) 法第一三条（施行規則第一〇条）の直接雇入承諾請求書および承諾書は、様式一号および様式第二号によること。

(7) 法第一四条（施行規則第一一条）の規定による公共事業の施行通知書は、様式第三号によることとし正式の認証がなくても申請中に事業を行う場合は、所定様式の通知をなさしめるよう指導すること。

四、その他

(1) 失業状況の変化に伴い公共事業に対する失業者の吸収度を高めるため事業主体ならびに施行主体に対する職業安定機関による就労状況の査察を頻繁に行わしめること。

(2) 公共職業安定所長は、失業対策事業および公共事業の事業主体もしくはその予定のものに対して管内の失業状況を少くとも四半期毎（著しく急変の場合はその都度）に通報し、失業者の吸収に当たつての便宜を供与するとともに相互の連絡を密にすること。

(3) 法第一七条の規定による違反を公共職業安定所が、事業主体に通知する場合は、様式第四号によるものとし、法第一八条の規定による進達は、様式第五号によるものとする。

(4) 法第二二条第二項（施行規則第一二条）の規定による証票は、様式第六号によること。

（様式略）

『行政二』

昭和二四年六月二四日

〔五―一―三〇〕労働省労働基準局長・労働省婦人少年局長より労働基準局長宛（基発第六四八号）

看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について

保健婦、助産婦、看護婦法に基づく看護婦養成所の生徒は、将来看護婦となるべき素養を取得するために教育を受けているものであり、その教習課程中の実習も、教育の目的でのみなされるべきものであるから、その生徒は原則として労働者とはみなすべきではないが、従来の慣習により、生徒を一般看護婦と同様に勤務せしめている場合があり、たとえ形式的にいわゆる生徒と称して実習に従事していても、その実態においては、労働基準法第九條にいう労働者とみなされる場合が少なくない。

従つて、爾今次の各号のすべてに該当する場合を除き、当該事業経営者と生徒との間には、実質的な使用従属関係が存在するものと認められ労働基準法を適用すべきも

のであるから、その労働の実態を調査し、法の適用について遺憾なきを期せられたい。本件は、養成中の男子たる看護人についても、同様に取扱われたい。

一、一日の授業時間が、学科（専門学科以外の体育その他教養科目を含む。）及び臨床実習（外来及び病室等の見習勤務を含む。）を通算して九時間を超えないこと。ただし、当該養成所において四週間を平均して一日について九時間、一週間について五十四時間を超えない定をしている場合には、その定によることができる。

二、実習時間外はもとより、実習時間中といえども、教習及び教習の場所に関係のない作業、事務、その他雑用に使用されないこと。

三、卒業後の服務不履行について違約金を定め、又損害賠償額を予定する契約がないこと。

四、生徒の管理については、責任者が定められ、生徒の教習と一般看護婦的労働が明確に区別されていること。

なお、本件は保健婦助産婦看護婦法第五十条第二項に基づく旧制度の養成所（昭和二十六年三月三十一日まで存続）についてのみ適用あるものとし、同法第二十一条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号若しくは第二号の規定に基づく新制度の学校又は養成所に対しては、将来別途取扱を定める方針であるから念のため。

『時報』

昭和二四年一〇月八日

〔五―一―三一〕労働省職業安定局長・文部省大学学術局長・文部省初等中等教育局長より各都道府県知事・各国公私立大学高等専門学校長・各都道府県教育委員会宛（職発第一、三二八号）

職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について

経済情勢の変動に伴い、近時学生、生徒及び新規学校卒業者の職業問題が深刻化しようとする現状にかんがみ、今般職業安定機関と学校との協力体制を整備しこの問題に対処するため、職業安定法の一部が大要左記のとおり改正されたから御了知の上、職業安定機関と学校とは相互に密接な連絡をとり、学生生徒等の職業紹介に万全を期せられたい。

更に職業安定法に基いて処理すべき問題は、とりあえず左記により処理することとし、必要な手続は十一月十日までに至急とり進められるようお願いする。

記

一、職業安定法改正の要点

1 学生、生徒及び学校卒業者の職業紹介について、公共職業安定所は学校と協議の上その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させること。(法第二十五条の三)

2 前項による外、学校自体が事業としてその在学生又はその学校の卒業生の職業を無料であつ旋しようとする場合は、学校の特殊性及び公共的性質により、単に労働大臣に届け出ることによつて行いうること。(法第三十三条の二)

3 その他公共職業安定所は学校に対し、労働力の需給状況その他職業に関する情報を提供し、学校は公共職業安定所に、就職しようとする学生生徒に関する情報を與える等、相互に緊密な連絡をはかり、公共職業安定所と学校との協力体制を整備したこと。(法第二十五条の二)

二、公共職業安定所の業務の一部を学校の長に分担させる場合の取扱(法第二十五条の三、施行規則第十七条の二)

1 公共職業安定所の業務の一部を学校の長に分担させる場合は、それが何れの発意であつても、両者間の協議が整い、業務の執行について、完全な諒解が成立することを要する。

2 学校の長の分担する業務の対象となるものは、その学校に在学する学生、生徒又はその学校を卒業した者に限られる。双方を対象とするか、その何れかにとどめるかは公共職業安定所長と学校の長の協議によつて決定すべきである。

3 学校の長の分担する業務は、職業安定法第二十五条の三第二項に列挙されているが、必ずしもそのすべての事項を学校の長に行わせなければならないという趣旨ではない。公共職業安定所長と学校の長の協議によつて、その一部に限定することもできる。

三、学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合の取扱(法第三十三条の二、施行規則第二十五条の二)

従来学校の行う学生生徒等の職業紹介事業に関する職業安定法の適用については、若干疑問の点があつたが、今般職業安定法の改正により適用関係が明確になつたので、学生生徒等の職業紹介事業を行う学校の長は、十一月十日までに所定の手続を行われない。

1 学校の長が行う無料職業紹介事業の対象となるものは、その学校に在学する学生生徒又はその学校を卒業した者である。ただし中学校の卒業者については、卒業後六ヶ月以内の者に限られる。

2 中学校の長は、労働大臣の許可を受けた場合を除き、その学校の生徒又は卒業生をその住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介することはできない。

3 学校の長の行う職業紹介事業については、教育と学校の特殊性とにかんがみ、取扱うべき職種の種類、その他取扱の範囲を定めることができる。その決定及び業務の運営は、職業安定法の趣旨に則り、適正に行われなければならない。

4 学校の長が無料の職業紹介事業を行わうとするときは、学校所在地の公共職業安定所長に、左の様式による届出書を提出しなければならない。学校に二つ以上の事業所がありそれが異つた公共職業安定所の管轄区域に所在するときは、事業所在地の公共職業安定所長に夫々届出書を提出するものとする。

届出書を提出するときは、業務運営規定、学則、学生生徒の定員数及び現在員数調を添附書類として提出することを要する。届出書並びに添附書類の作成部数は、正一通、副三通、計四通とする。

学校の長は、届出書並びに添附書類の寫一通に、届出受理の月日を記載の上、大学(旧令による大学高等専門学校を含む)にあつては文部省大学学術局長あて、公立の高等学校(旧令による中等学校を含む)以下にあつては都道府県教育委員会経由、私立の高等学校(旧令による中等学校を含む)以下にあつては都道府県知事経由、文部省初等中等教育局長あて提出するものとする。

(様式略)

『時報』

昭和二五年五月二日

〔五―一―三二〕管理局長より都道府県知事、都道府県教育委員会宛(文管庶第一〇八号)

学校教育法第八十三条及び第八十四条の一部改正について

四月十九日付法律第一〇号をもつて学校教育法の一部が改正され、四月一日から適用されることになつたことに伴い、各種学校及び各種学校類似の施設の取扱いが、従来とは、相当異なることになつたので、左記の点に御留意されるよう通知する。

記

一、第八十三条第一項の改正によつて、職業安定法に基づく職業補導所、児童福祉法に基づく保育所等は、「当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの」として各種学校の範囲から除外された。ここに「当該教育を行うにつき

他の法律に特別の規定のあるもの」とは、労働大臣が職業安定法第二十九条の規定に基いて、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間について必要な基準を定め、教科書の編さんについて援助をなし、(職業安定法施行規則第二十条参照) また厚生大臣が、児童福祉法第四十五条の規定に基き、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六三三号)第五章の規定により、保育所の設備基準、保育時間、保育内容等を定めているごとく他の法律に特別の規定あるものを意味する。なお理容師養成施設、看護婦養成所等についてはそれぞれ理容師法、保健婦助産婦看護婦等の規定があるが、これらの法律は、単にこれらの教育施設の卒業者の資格付与の条件について規定しているものには認められない。従って、これらは従来通り各種学校として取扱われる。

二、各種学校類似の教育施設に対する第八十四条の規定の改正は、旧規定の意図するところを詳細に規定したものである。「各種学校の教育を行うもの」とは一般的には学校教育に類する教育を行うものをいうが、このうちには、第八十三条第一項の改正規定に明らかなように、(一)に述べたものを除く。

三、法第八十四条第二項の規定による命令については、監督庁の一方的な判断にまつことなく、私立学校審議会の意見を聞くこととして、運用の公正を図る意味である。

四、なお、改正第八十四条第二項の規定による命令は、認可されている学校又は各種学校に対する閉鎖命令に相当するものである。従って、(この命令違反に対しては第八十九条の一部が改正され)閉鎖命令違反と同種の罰則が適用される。『近代』

昭和二十五年一月一三日

〔五―一―三三〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛(職発第七七五号の二)
昭和二十六年三月学校卒業者の職業紹介について

標記の件については、十月十七日職発第七七五号の通達に基いて已に御配意中のことと存するが、文部省においても、明年三月中学校及び高等学校卒業生中就職希望者の就職を確保するため、学校と公共職業安定所との緊密な協調の下に、職業指導、就職あっ旋、並びに求人開拓等を積極的に実施するよう、今般初等中等教育局長より、各都道府県教育委員会教育長等に対し別紙写のとおり通達されたから、職業安定機関

においては、今後一層教育関係機関と緊密の度を加え、相互協力して、近時の労働市場状況より見て、益々困難が予想されるところの、これら新規学校卒業者の就職確保について特段の御努力をお願いする。

なお、別紙文部省通達写の中「労働省職業安定局長より各都道府県知事あての写資料」とあるのは、十月十七日職発第七七五号通達「昭和二十六年三月学校卒業者の職業紹介について」のことであることを申添える。

昭和二十六年一月二二日

〔五―一―三四〕労働省職業安定局長・厚生省児童局長より各都道府県知事宛(職発第二九号)

年少者(児童福祉施設収容児童等)の職業紹介について

児童は心身ともに健全な社会人として、独立の生計を営めるまでに保護育成されなければならないのは自明の理である。この保護育成は、その肉身によつてその家庭内においてなされるのが最良の道であるが、社会には保護者のない児童又はあつても監護することが不適當な保護者をもつ児童が多数いるのである。国はこれらの児童を児童福祉施設に収容し、或は里親等に委託してその保護育成を図っているのであるが、これらの施設収容児童は一般に家庭で育成されている児童と異なり、児童の域を脱すれば当然生活の本拠を児童福祉施設より他に移し、自立しなければならぬ者が大半である。然し現在の社会情勢下にあつては、これらの児童を直ちに就職させ又は各児童の能力に適した職業補導を行うことは容易なことではないのである。

従つて爾今公共職業安定所、公共職業補導所並びに児童相談所は相互に緊密な連けいを保ちこれらの児童に対しよき相談相手となつて、それぞれの生活環境に応じた就職の途の開かれるような左記により格段の御努力を願いたい。

記

一、雇用主の啓蒙について

1. 現在の社会事情下にあつては、これらの児童の就職は容易なことではないが、公共職業安定所並びに児童相談所は協力してできる限り機会をとらえて雇用主に對し、これらの児童に対する一層の理解を深め、就職に積極的ならしめるようその啓蒙に努力すること。

2. 公共職業安定所においては、一般工場事業場に対する職場開拓の宣伝啓蒙の一阶段として、例えば、水産試験場・農事試験場・工業試験場・営林署・造幣局・

専売局・印刷局、等の如き公的事業施設との連絡を密にしこれら児童の受入について協力を得ること。

3. これらの児童の雇用促進のため、都道府県知事は地方青少年問題協議会及び地方児童福祉審議会を大いに活用して社会一般の理解と協力を得るよう周知宣伝に努めること。

二、職業あつ旋並びに公共職業補導所の入所あつ旋について

1. 児童福祉施設の長及び里親は、收容児童或は受託児童が就職することを適当とし、又はこれらの児童のうち学校教育法に定める義務教育を修了した者（学校教育法第二十三条第四十条の規定により就学の義務を猶予又は免除された者を含む）で職業補導をうけさせることを適当と認めた場合は児童相談所に通告すること。

2. 児童相談所は、右の通告のあつた児童を鑑別し、それが職業に就くことが適切であるか又は職業補導をうけさせることが適当である場合には別紙様式（求職児童通報票）により意見を附して公共職業安定所に通報すること。

3. 公共職業安定所は、児童相談所よりの通報を大いに活用し、求職児童通報票の作成された児童に対しては、職業指導業務担当係が主体となつて職業相談を実施し、求人係、紹介係及び雇用主係と密接な連絡をとつて收容児童、委託児童のアフタケヤーの緊要性にかんがみ、職業あつ旋並びに職業補導のための積極的且つ継続した努力を傾注すること。なおこれらの児童の中には住む家のない者が大部分で、そのため通勤困難であるから、求人係は求人受理に際し、住込求人については特に留意し雇用主係は、これらの児童の特殊事情を考慮し、生活環境にに応じた求人開拓を実施するよう積極的な努力を注ぐことが肝要である。又職業指導業務担当係は求職児童通報票より必要事項を求職票に転記した後は、就職後の補導或いは公共職業補導所修了後における就職あつ旋の場合の参考の資となるよう一括保管しておくこと。

4. 公共職業安定所において通報のあつた児童に対し努力したが適当な求人がなかったり、紹介しても未就職に終わった場合はその理由を附して児童相談所にその旨を通報すること。但しこの通報によつて児童に対する職業あつ旋は修了したものでなく、引き続き求人開拓に努力し、適当な求人があつた場合は直ちに当該児童相談所に通報すること。

三、就職後の補導について

児童が就職した場合、公共職業安定所は、できるだけ児童相談所と打合せて、児童の職場における順応性、定着性等を考慮して就職後の補導を行うことが望ましい。

その他児童福祉司、児童委員は特に生活環境に重点をおき、効果的な補導を行うこと。

四、その他について

これらの児童の職業補導は、公共職業補導所において行われるが、公共職業補導所が児童福祉施設に対し、遠隔地にあるとき通勤が困難となるため都道府県は右の点を考慮してこれらの児童を対象とする児童福祉施設を大都市等において都道府県立又は市立により設置するよう努めること。

（様式 略）

『時報』

昭和二六年一月二五日

〔五一—三五〕労働省労働基準局長、労働省職業安定局長、文部省初等中等教育局長より都道府県労働基準局長より都道府県知事、都道府県教育委員、教育長宛（基発第八三三号）

技能者養成制度の趣旨徹底について

標記については、客年二月六日付基発第九五号をもつて通達したところであるが、今般講和条約の批准を契機として、いよいよ経済自立達成による独立態勢が緊急且つ強力に要請されるに至つたのにかんがみ、これに対処する一方策としての本制度の趣旨徹底を図り、この国家目的に沿うよう、常時一層の努力をいたさなければならぬ。

ついでにはさしあたり学校卒業期を控え、新規に就職を希望する者並びに新規求人事業場その他一般を対象とし、左記事項に留意の上、労働基準監督機関、職業安定機関並びに教育機関は緊密な有機的連けの下に、実効をあげようよう特別の配意を煩したい。

記

一、技能者養成制度の趣旨徹底を図るためには、使用者、労働者その他一般に対し、常時継続して、普及指導に努めなければならないが、さしあつたての重点的对象を主として中学校卒業予定者中の就職希望者及び技能者の養成実施を必要とする求人事業場とする。

二、右の普及指導は、主として中学校において行う職業指導に関連せしめてなすこと。

三、都道府県労働基準局、都道府県職業安定課並びに都道府県の教育委員会は、

できる限り連絡協議のための会議を設け、管内における技能者養成の実施事業場、新規求人が必要とする事業場等の状況その他地方の事情を勘案し、本制度の趣旨徹底のための計画の大綱を定めること。

四、労働基準監督署、公共職業安定所並に市町村の教育委員会に対しては、労働基準監督署管轄区域を単位に、便宜の地区毎に本件について連絡協議のための会議を設けるよう取り計らうこと。

五、右会議においては、本制度の趣旨徹底のための計画の大綱に基づいて、具体的な実施計画を樹立せしめるものであるが又、事務の円滑な連絡を図るため少くとも次の事項につき留意し、必要に応じ開催せしめること。

(1) 技能者養成実施事業場の現況紹介
(2) 新規中学校卒業者を対象とし技能者の養成実施を必要とする求人事業場の現況紹介

(3) 公共職業安定が行う職業指導計画の紹介

(4) 各中学校が行う職業指導計画の紹介

(5) 中学校の職業指導担当教諭の打合計画がある場合はその紹介

六、前三項及び第四項の連絡協議会の開催等庶務事項一切の手続は主として労働基準監督機関がこれにあたるものであること。

七、労働基準監督署に対しては、おおむね次の事項を行わしめること。

(1) 新規就職希望者を対象とする趣旨徹底についての指導計画は、公共職業安定所並びに各中学校で行う職業指導計画を参照し、できる限りこれを同調するよう考慮し、その実施にあたっては関係公共職業安定所並びに中学校と事前に緊密な連絡をとること。

(2) 公共職業安定所からの連絡に基づき、技能者養成の未実施求人事業場に対しては養成実施のための促進指導を行うこと。

(3) 関係公共職業安定所並びに中学校に、管内技能者養成実施事業場名簿を送付すること。

(4) 中学校の職業指導担当教諭の打合会等の開催につき連絡のあった場合には、できる限りこれに出席し、協力を求めること。

(5) 技能者養成実施事業場が求人申込をする際は、必ずその養成計画の概要を記載するよう指導すること。

(6) 技能者養成を必要とする事業主の懇談会等は、できる限り職業安定機関並びに教育機関の協力を得て三者が共催するよう計画すること。

(7) できる限り地方報道機関を利用し、前第一項の対象に重点をおき、趣旨の徹底を図ること。

八、公共職業安定所に対しては、おおむね次の事項を行わしめること。

(1) 技能者養成を実施している事業場からの求人申込の受理に際しては、求人票にその技能者養成の概要を記載するよう指導すること。

(2) 管内に所在する技能者養成未実施の求人事業場で養成の実施が必要と認められるものについては所轄労働基準監督署に連絡すること。

(3) 養成実施事業場並びに実施せんとする事業場からの求人については、積極的に求職者を紹介あつ旋すること。

(4) 技能者養成実施事業場からの求人に対する紹介は、技能者養成の指定職種に対する適格者であつ旋するように努め、且つ就職後の補導に意を用い、その職種に対する適応性の増大に対してできる限り援助を与えること。

(5) 職業指導を行う際は、個々の求職者の指定職種に対する適性を充分考慮すると共にこの制度の趣旨を徹底させること。

(6) 新規中学校卒業者の求人者を召集し、雇用主懇談会等を開催する際は、労働基準監督署に連絡し、雇用主の協力を求めること。

九、中学校に対しては、おおむね次の事項を行うよう指導すること。

(1) 職業指導を行う際は、本制度について周知させること。

(2) 労働基準監督署から、本制度の趣旨徹底のための協力依頼があつた場合は、積極的に便宜を与えること。

(3) 労働基準監督署と連絡の上、もよりの技能者養成実施優良事業場の視察等ができる限り計画実施すること。

(4) 職業指導に関する父兄懇談会、学級P・T・A等の会を開催する場合は、なるべく労働基準監督署に連絡し、本制度の趣旨徹底に協力すること。

(5) 職業指導担当教諭の打合会等の開催の際は、世話役学級が所轄労働基準監督署に連絡し本制度の実施把握に努めること。 『技通』

昭和二八年六月六日

〔五一―一三六〕労働事務次官より各都道府県知事宛通達（発労第一四号）

労働教育行政について（抄）

一 労働教育行政の目的

労働教育行政の目的は、発展して止むことのない自由にして民主的な社会において、労働組合及び労働運動、並びにこれと他の社会的存在との間に生ずる経済的社会的諸関係の正義と秩序を基調とする調和的な発展を図ることにあり、且つこれによつてかかる社会自体の発展に寄与することにある。

二 労働教育行政の基本的立場

労働教育行政を行うに当つては、まずその基本的要素たる労働組合及び労使関係に対してこれを如何に認識し評価し、且つその上に立つて如何なる方向において教育が行われるべきか、という基本的立場を確認しておく必要がある。

(1) 労働組合

イ、労働組合及びその機能は、その歴史的発展及び社会的基盤の上において、

また特にそれが国際的視野において、認識されなければならない。

ロ、労働組合の日本における歴史的環境下における実情及びあるべき姿が、認識され、発見されなければならない。

ハ、労働組合は、かつて広く考えられ、現在なお一部において考えられているが如き社会における必要悪的存在ではなく、社会の発展のため積極的要因、進歩的要素であるということが、日本国憲法の立場であり、このことが特にこの際確認されなければならない。

ニ、労働組合は、その本質的性格において社会の現状を自己に更に有利なものにして行こうとするものであることが認識されなければならない。

ア 労働組合の存在の基盤をなす自由にして民主的な社会は常に流動進歩して止まることなきものである。それ故にこそかかる性格を固有する労働組合の存在と発展を許容し、むしろそれを自らの進歩のための要素として摂取するものである。従つて労働組合の右の本質的性格を全く否定しようとするならば、それは労働組合そのものの否定に通じ、ひいては社会の固定化をもたらさんとするにもなるものである。

バ 然し乍ら社会的存在としての労働組合は、正義と秩序を基調とする調和的発展においてのみ意義を認められ、存在を是認されるのである。従つてその立場を固執し、強調するのあまり、秩序そのものを無視し、その他この調和を素すに至ることは、社会として到底堪え得るところではなく、且つそれは同時に自らの存在の基盤を否定することである。

ホ、以上の如き基本的認識の上に立つて、労働組合のあり方と、労働組合及

びその活動の基盤をなす客観的諸条件との科学的な検討が常になされていなければならない。このことこそ労働教育行政の最も有力な基礎づけである。

ヘ、然し乍ら社会も、また労働組合も流動して止まないものであり、加えて労働組合、労使関係等に関する科学的な検討がなお極めて不十分な現状にあつては労働組合のあり方の全貌を具体的且つ詳細に叙述することは不可能である。従つて現在においては、一面科学的検討を不断に強力に推進すると共に、他面既に明白な事柄及びその時々々の状況において必要とされるものを良識及び社会通念に従つて労働教育行政において取り上げてゆくべきものである。

(2) 労使関係

労使関係に関しては、特に左の諸点に留意しなければならない。

イ、労働教育行政が、現象面において常にその重点を労使関係の安定におくべきことは当然のことである。労使という相対立する二者の間に生ずる関係が安定したものであるためには、発展して止まない自由にして民主的な社会における正義と秩序を基調とする調和的発展という点にその安定の根拠が求められなければならない。従つてその労使関係の安定は、流動的な安定であつて、静的な安定乃至は固定であつてはならない。若干の摩擦の時に生ずることはあつても全体として社会全般の調和を保ちつつ、常にその時々々の情勢に応じて変化し進歩して、窮極において社会全般の発展を指向するところに労使関係の安定の根本がある。

ロ、具体的な労使関係の安定方策は、従つてその時々において流動するものであるが、その基調は社会的経済的諸条件及び労使の主體的諸条件の科学的な検討、客観的な把握を前提とし、その上に立つて現実に即応し合理性に裏づけられたものであるべきであり、且つその根本は労使の自覚と国民の声とにある。

(3) 合理性と現実性

労働運動、労使関係等は、最も現実的であり、且つ合理的であるべきであり、従つて労働教育行政の基本は、常に現実に即応した合理性でなければならない。

イ、労働組合、労働運動、労使関係等の正しい発展は、すべて合理性にその基礎を置くことによつてはじめて期し得られる。このことは極めて自明の

事であり乍ら、然も繰り返し強調されなければならない。従つてまたその前提として労働組合、労働運動、労使関係等の科学的な検討と基礎づけと
の努力が常に払われなければならない。

ロ、合理性の出発点は、まず現実の把握にある。労働組合も、また労使関係
の他方の当事者たる使用者も、まず自らの主体的条件を卒直に把握すると
共に、常に社会、経済情勢について十分の認識を持ち、そのうちにおける
自らの地位を見定めることがすべての行動の前提でなければならぬ。現
実は恣意的に歪められて、又は無自覚に散漫に受け取られたのでは無意味
であつて、これが合理的に把握されてはじめてその意味を持つ。

ハ、労働運動、労使関係における現実においては、客観的な社会的経済的諸
事実と並んで、その時々における国民世論の声が、大きな比重を持つ。

労働組合の社会的存在が大きくなればなる程、又労使関係の社会的影響
が大となればなる程社会国民はそのあり方に対して益々重大な関心を持た
ざるを得ず、国民は労働組合、労働運動のあり方、労使関係の発展につ
いて、人きな期待を持つと同時に社会全般の立場からこれに対して時に種々
の批判を持つに至る。この国民の声は、労働組合、労働運動、労使関係等
の正しい認識と判断の上に立つものでなければならぬが、同時に素朴な
国民の声と雖も、労使の当事者によつてそれは正当に受け容れられ、卒直
謙虚に耳を傾けられなければならない。その力の大きくなるに従つてま
すその自制が要求され、国民の声にその存在、行動を規定されることは、
民主的社会における社会的存在としてその当然の運命であり、義務である。
国民の声が正しく受け容れられるものであるためには、国民一般に対す
る労働教育によつて国民の声が合理的な認識判断の根拠に立ったものであ
るようにするために不断の努力が払われなければならない。同時に他面現
実のなまの国民の声は労働教育を通じて伝えられることにより合理性を濾
過して労働組合乃至労使関係の当事者に受け入れられるようにされる必要
がある。

ニ、合理性とは、冷い抽象的な合理性であつてはならない。窮極の原理は何
者にも知り難い。理論の相剋を解決するものは、現実である。現実の前に
謙虚であることが合理性の第一前提である。労使それぞれの実体、社会経
済の現状、またそこから生ずる国民世論の声、その他諸々の諸現象から遊
離して理論を遊ぶことは、却つて合理性に背馳するものであり、現実性と

合理性とは、表裏一体をなすものである。現実を卒直にみつめ、現実を廣
い視野で把握し、これに対する正しい即応を発見することこそ、合理性の
最も重要な要素である。今日の如くめまぐるしく世界が変転し、一面労働
組合、労働関係の基礎尚浅い時にあつては、この態度は特に重要であり、
今後あらゆる努力を払つてその涵養が図られなければならない。

『行政二』

昭和二十八年一〇月一日

〔五——三七〕労働事務次官より各都道府県知事宛（発基第八七号）

技能者養成に関する協力方について

労働基準法に基く技能者養成の実施促進に関しては、従来種々御配慮を煩わし、
逐年この制度に対する労使その他の関係者はもとより一般の認識を深め、生産企
業における技能者養成は、量的にも亦質的にも飛躍的に進展をみ、いささか労働
者の福祉の増進と産業の振興に寄与しつつあるものと確信する次第である。

然るに、現今内外の諸情勢に思いを致せば、今後一段とわが国経済力の基盤を
強化すると共に、国際経済競争の激化に対処する方途を講じなければならないが、
特に全産業における技能労働者を維持培養し、労働生産性の向上を図ることが喫
緊の用務である。従つて、技能者養成制度の早急なる拡充を図ることは国家の基
本的な問題として、ここに強く採り上げられるに至つたのであるが、技能者養成
の現状をもつてしては、なお未だ充分とはいひ難い実状である。

故に昭和二十八年年度においては、大企業は勿論わが国産業の大半を占める中小
企業に対しても積極的に養成を推進し、殊に経済力に乏しい中小企業に対しては、
事業主が共同して養成を実施するよう極力指導勧奨するとともに、これ等の企業
が行う共同養成のために別添告示の通り国家的助成制度を設ける等技能者養成の
充実と発展に力を致し国家の要請に応えんとした所以である。

共同養成費補助にあたり、共同養成体の行う技能者養成計画及びその実施につ
いては、貴都道府県の関係部長に連絡し、これに関する必要な意見を求めること
等によつて技能行政が地方行政と緊密な連携を保持しつ、運営されるよう、別紙
の通り出先労働基準監督機関宛通牒致したので、貴職におかれても本件の趣旨を
充分諒とせられ技能者養成の初期の成果を収め得るよう格段の御協力を煩わした
い。

『神綴り』

昭和二十八年一〇月七日

〔五―一―三八〕 労政局長より各都道府県知事宛通達（労発第二二三号）

国民一般に対する労働教育の実施について（抄）

国民一般に対する労働教育が、労働組合及び使用者に対する労働教育と並び、労働教育の重要な一環をなしていることは、昭和二十八年六月六日労働省発勞第一四号労働事務次官通牒「労働教育行政について」にも明示されている所であるが、国民一般に対する労働教育が、労働組合及び使用者に対する労働教育に比し、從來兎角等閑に附される傾向にあったことは、否めない事実である。

このことは、戦後における我国労働関係の特殊性に基き、労働教育として健全な労働組合及び労使関係の育成が喫緊の要務であり、その努力の大半をこれに指向しなければならなかつたこと、及び国民一般に対する教育に内在する種類の技術的困難性等にその原因が考えられる。

併しながら、昨年電産炭労ストの経験が教えるように、独立後我国における労使関係の紛争解決に有力な影響力をもつものは、国民世論の力であり、ここにおいて、国民一般に労働問題に関する正しい理解と認識を培い、公正妥当な国民世論を涵養することが緊要と考えられる。

よって、別添「国民一般に対する労働教育実施要領」を定め、公正妥当な国民世論の涵養を推進することとしたから、各都道府県においては、地方の状況を十分に加味し、関係機関、団体ともよく提携の上、本要領実施に、遺憾なきを期せられたい。

追って、本要領については、文部省とも協議済であり、文部省からも、各都道府県教育委員会に対し、本要領実施に関する協力方について、別途通牒されることとなっているから念のため申し添える。

（別添）〈国民一般に対する労働教育実施要領〉

一 目的

昭和二十八年六月六日労働省発勞第十四号労働事務次官通牒「労働教育行政について」に基き、独立後の我国労働関係の新段階に対処する労働教育の一環として、国民の労働問題に対する公正妥当な認識を涵養することを目的とする。

二 実施機関

国民一般に対する労働教育は、都道府県労政（労働教育）課及び労政事務所が、都道府県及び市町村の教育委員会その他の関係行政機関、報道、芸能機関、各種民間団体等との緊密な協力提携のもとに実施するものとする。

三 教育内容

一 国民一般に対する労働教育においては、通常その対象の知識水準が著しく懸隔していることを勘案し、教育に当っては、教育内容が常に何人にも理解し得る程度のものであるよう考慮する。

二 教育内容は、国民経済との関連における労働問題、労働組合の本質、特にその社会的意義等を中心として、適宜教育課題を選定する。

三 特に国民経済との関連における労働問題については、各種統計資料による労働経済の実態等について平易な図解等による説明を行う。

四 教育方法

国民一般に対する労働教育の具体的方法としては、次の方法が考えられるが、その実施に当っては、随時関係機関、団体等と連絡協議を行い、都道府県労政（労働教育）課及び労政事務所が、関係機関、団体等の協力を得て自ら行う外、これらの機関、団体、労働組合等においても、労働教育が実施されるよう積極的に働きかけ、労働教育資料の提供その他労働教育上の便宜供与を行うものとする。

特に都会地における労働教育は、新聞、ラジオ等の利用、労働展、講演会等の開催及び婦人会その他の団体に対する労働教育に重点を置くものとする。（以下略）
『行政二』

昭和二十八年一〇月七日

〔五―一―三九〕 労政局長より各都道府県知事宛通達（労発第二二三号）

労働学校の設置及び運営について（抄）

労働教育が、その効果を最大に挙げ得るためには、一定の施設により、組織的、体系的に実施されることが必要であり、この観点から、労働学校は、労働教育施設中、最も重要な地位を占めるものである。

近時各都道府県において、労働学校設置に対する熱意が高まり、かなりの設置数を見るに至っていることは喜ばしい次第である。

併しながら、現在実施されている労働学校教育においては、その内容、講義方法、期間等について、検討を要するものがあり、新に設置を計画する都道府県からも、その運営について種種照会して来る事情もあるので、今般、これらの要請にこたえ、取り敢えず、別紙の通り、「都道府県労働学校設置運営基準」を定め、この基準及びこれに伴う別紙「運営上の留意事項」に準拠し、左記事項参照の上、貴管下における労働学校教育の充実強化について、今後一層御尽力を煩わしたい。

記

一 本基準は、各都道府県の実情を加味し、適宜変更することはもとより差し支えなく、従って既設のものを、必ずしも直ちに、本基準に準拠せしめて改正することを要求するものではない。

殊に、本基準に示した名称は、三種の労働学校について、事務取扱上便宜的に附与したものであるから、これに統一する必要はない。

二 労働学校の種類及びその学校数、開講回数等についても、各都道府県の実情に応じ、適宜決定されたいが、おおむね、次の通り、設置開講することが望ましい。

(1) 普通労働学校

新しく労働者となった者が、全員受講できるよう、地区（劳政事務所管轄地域）別に、少くとも一校を設置し、その開講回数を定める。

(2) 高等労働学校

各都道府県ごとに、少くとも一校を設置する。

(3) 労働大学

地元大学の状況その他の事由により、単独で設置困難の都道府県においては、近接都道府県と適宜協同して開設する。

三 本基準による労働学校の所要経費については、都道府県の責任において、適宜経理せられたいが、労働省においては、既に直接実施している、労働関係教育講座と関連せしめ、全国的に、労働学校教育の体系を整備するため、将来その経費の若干を負担することとし、目下関係方面と折衝努力中である。

四 本基準は、都道府県において直接経営する労働学校について定めたものであるが、労働組合、市町村その他各種団体が経営する労働学校にも準用し得るものであるから、この際この種の団体がこれを参考としてその実情に適した労働学校を設置することを勧奨する。

（別紙）（都道府県労働学校設置運営基準）

一 目 的

労働学校は、主として、労働者及び使用者に対し、労働問題に関する知識を体系的に附与し、合理的労使関係の確立と労働組合の健全な発展に資することを目的とする。

二 実施主体

都道府県とする。

三 施 設

一定の施設によるものとする。

四 責任者

知事又は労働主務部長とする。

五 職 員

所要の職員を置くものとする。但し、都道府県職員をあてることができ。

六 種 類

普通労働学校、高等労働学校及び労働大学とし、その対象、講義水準、科目等は、次の通りとする。

(1) 普通労働学校

一 対 象

主として、新しく労働者となった者とする。

二 講義水準

新制中学卒業と同程度以上の学力をもって理解し得る水準とする。

三 講 師

関係行政庁職員、学校教職員、公民館職員その他の者とする。

四 講 義

原則として、次の基準による。

イ 講義式によること。

ロ 講義の開始は、就業時間終了後とすること。

ハ 日曜日及び国民の祝日を除き、連日開講とすること。

ニ 一日の講義時間は、三時間以内とすること。

五 科目及び時間数

別表一（略）によることとし、その講義時間総数は、一八時間とする。

(2) 高等労働学校

一 対象

主として、普通労働学校の修了者又はこれと同程度以上の労働者若しくは労務管理従事者とする。

二 講義水準

新制高校卒業と同程度以上の学力をもって理解し得る水準とする。

三 講師

大学教授、労働組合指導者、関係行政庁職員その他の者とする。

四 講義

原則として、次の基準による。

イ 講義式によること。

ロ 講義の開始は、就業時間終了とすること。

ハ 日曜日及び国民の祝日を除き、連日開講とすること。

ニ 一日の講義時間は、三時間以内とすること。

五 科目及び時間数

別表二（略）によることとし、講義時間総数は、九〇時間とする。

六 短期教育

情況により、特に短期教育の必要が認められる場合には、次の基準により、短期高等労働学校を開設する。

イ 期間は、五日ないし一〇日とすること。

ロ 受講者は、原則として、宿泊させ、昼間及び夜間において講義その他を実施すること。

ハ 科目は、前号の科目中から、適宜選定すること。

ニ その他は、前各号の基準に準ずること。

(3) 労働大学

一 対象

主として、高等労働学校の修了者であって、労使関係の直接の当事者たる労働組合指導者又は労務管理従事者とする。

二 講義水準

新制大学卒業と同程度以上の学力をもって理解し得る水準とする。

三 講師

大学教授を中心とし、必要に応じ、関係行政庁職員その他を加えるものとする。

四 講義

原則として次の基準による。

イ 講義式によること。但し、科目内容及び講師の都合により、演習式を併用することができる。

ロ 講義の開始は、就業時間終了後とすること。

ハ 日曜日及び国民の祝日を除き、連日開講とすること。

ニ 一日の講義時間は、三時間以内とすること。

五 科目及び時間数

別表三（略）によることとし、講義時間総数は、二三四時間とする。

六 専門課程

情況により、さらに高度の教育研究を実施する場合には、次の基準により、専門課程を開設する。

イ 原則として、演習式により、必要に応じ、適宜講義式を併用すること。

ロ 期間は、八週間とし、週二日、一日の演習時間は、二時間以内とすること。

ハ 科目は、前号の科目中より適宜選定すること。

七 試験

高等労働学校及び労働大学において、原則として、各科目につき、試験を実施する。

八 修了

(1) 修了者に対し、修了証書を交付する。

(2) 試験を実施した場合には、原則としてその合格者を修了者とし、試験を実施しない場合は、出席日数等を基準として修了者を決定する。

九 その他

(1) 労働学校運営審議会

一 開講時期及び期間、科目、講師、受講者、修了者、受賞者等の決定、受講者の募集、宣伝その他労働学校運営に必要な事項を審議するため、知事の諮問機関として、労働学校運営審議会を設置する。

二 労働学校運営審議会の委員は、学識経験者を中心とし、これに労働組合側及び使用者側代表を加える。

三 必要に応じ、各地区（労政事務所管轄地域）ごとに、労働学校運営審議会地区部会を設ける。

(2) 学級委員

労働学校事務局及び講師と受講者との間の円滑な意思の疎通並びに受講者相互の親睦を図るため、受講者のうちから、学級委員を選任する。

(3) 同窓会

労働学校教育が短期教育であることから生ずる欠陥を補うため、同窓会を設置し、次の基準により運営する。

一 会 員

会員は、労働学校修了者をもって構成し、特別会員として、講師を加えるものとする。

二 幹 事

会員のうちから、幹事を選任し、相互の連絡に当るものとする。

三 経 費

経費は、会員の会費、寄附金、補助金等をもってあてる。

四 事 業

イ 都道府県が実施する労働教育事業を利用する。

ロ 研究会、見学、リクリエーション等を実施する。

ハ 連絡機関誌を発行する。

ニ 会員の住所録を作成する。

ホ その他適当な事業を行う。

『行政二』

昭和二十八年一月二〇日

〔五一―一四〇〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第七四五号）

ソ連地区からの引揚者に対する職業援護について

ソ連地区からの邦人の引揚者については目下促進されつゝあり、近く実現されることは既に御了知のことと存するが、引揚援護庁の調査によると、今次の引揚の対象となる者は、一、二七四名で、その内訳は捕虜四二〇名、一般八五四名である。これらの者は二次に亘る引揚船により内地に送還される予定であり、第一次引揚予定者約八〇〇名は既にナホトカ港に集結を完了し、引揚船の到着を待っている模様である。引揚船の配船についても準備は完了し、第一次には興安丸が第二次には白龍丸が予定され、興安丸は近日中にナホトカ港に向け出発する予定となっている。

今次の引揚者の職業援護については、昭和二十八年一月一六日付職発第二五号を以て通達した「中共地域からの引揚者に対する職業援護について」を始め、その後の累次の通達による取扱に準じ、一肩強力に実施されたく、特に今次の引揚者は内地における職業経験の少い壮年男子がその大部分を占めているものと認められ、従ってこれが職業援護に際しては従来よりも一肩の困難が予想されるので、過去における数次の引揚者に対する職業援護業務遂行上得た知識、経験、紹介技術等を十全に發揮し、これが受入態勢の整備に遺憾なきを期せられたい。

なお、参考までに外務省調査、引揚援護庁提供による留守家族に対し通信のあったソ連未帰還者の都道府県別数を添付する。との数字は必ずしも今次の引揚者数に見合うものではないから念のため申し添える。（別表略） 『時報』

昭和二十八年（編注…二月八日か）

〔五一―一四一〕労働省決定

失業保険施設設置要綱（抜粋）

一、設置目的

失業保険制度は、被保険者が失業した場合に失業保険金を支給して生活の安定を図ることを目的とするが、さらに進んで生活内容の向上及び勤労意欲の増進を図るとともに就職を容易ならしめ、且つ、これを促進する等の措置が必要である。以上の目的を達成するために失業保険施設として、労働者の福利施設職業補導施設及び共同作業施設を設置するものである。

二、設置及び経営の主体

失業保険施設は、失業保険特別会計の経費をもって、国が設置し、これが経営を都道府県知事に委託することを原則とする。

三、設置及び経営に要する経費

- (一) 福利施設
- 建物に国費をもって直接設置し、経営に要する経費は、全額受託者の負担とする。
- (二) 職業補導施設

施設は国費をもって直接設置し、機械器具の購入費及び人件費の全部又は一部を委託費として受託者に配賦する。

右以外の経営に要する経費は受託者の負担とする。

(三) 共同作業施設

建物は国をもつて直接設置し、機械器具の購入費は、委託費として、受託者に配賦する。運営に要する経費は、全額受託者負担とする。 『要覧』

昭和二十九年八月二五日

〔五―一―四二〕労働、自治庁、経審、防衛庁、大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、建設各次長、事務次官より各都道府県知事外局長、部長、等宛
(発職第一〇二号)

公共事業等による失業者吸収措置の強化について

現下の失業情勢に鑑み、政府はこれが対策の一環として今般別紙のとおり、「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」を閣議決定したところであるが、これが成否はその運営の衝に当る第一線機関の協力如何にかかるとあり、本目的の達成は今日の失業問題、ひいては社会不安の緩和に大きな影響を有するものであるから、今後これが運営に当って、右閣議決定の趣旨を十分体せられ、左記各項にご留意の上、これが実施に遺憾なきを期せられたく、特に管下各機関に対しても十分これが趣旨の徹底を図られたい。

一 公共事業について

(一) 閣議決定中公共事業に関する事項の第一号に関する事項については、

(編注…中略)

(五) 第五号の事項については、

(1) 事業実施機関は所要労働者の雇入れに当っては、その技能程度、体力、経験等求人条件の詳細につき公共職業安定所に連絡するよう措置せられたること。

(2) 公共職業安定所は右の求人条件に基き、適格者の紹介のため、求職者につき体力等の検定を行い、予め適格性を検定した後、求人条件に適した者を紹介するよう指導せられたること。

(3) 右の適格労働者の紹介のため、必要があると認められた場合は、事前訓練を行うこととし、失業対策事業において短期訓練を実施する等の措置を認めるものとする。

(編注…以下略)

『時報』

昭和二十九年八月二五日

〔五―一―四三〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第四七三号)

公共事業等による失業者吸収措置の強化について
体力検査実施要領

測定心得

- 一 検査のやり方をよく読み、同僚と測定者、被測定者になり合つて検査のやり方に熟達せよ。
- 二 検査のやり方に我流を加えたり、規定を守らないようであつてはならない。
- 三 検査用器具を十分に点検した後使用し、点検した後に格納せよ。
- 四 女子の測定には女子測定者が当る。よう、特に胸囲、体重、上膊囲測定に際しては男子一人で測定に従事せぬよう。女子を少くとも立会わせよ。
- 五 女子の体重を測定する場合、シュミーズ位は着用させよ。
- 六 肺活量、背筋力の測定器具の操作が困難であるので、単に機械的に行うことなく被検査者のやり方を見て、適宜な注意を与えねばならない。
- 七 測定者と助手と二組となり、助手は測定値を記録票に記入する。
- 八 この体格、体力測定の結果、規準に合格した者凡てが必ずしも軽作業、重作業に適する者とは断定し難い。内部疾患を検査していないから、それは又別に例えば結核とか、心臓弁膜症とかは診断せねばならない。
- 九 この検査では被検査者が故意に重作業規準に至らない程度で最低規準を通過しようと努力することも予想されるが、この四つの項目には相互に相当高い相関関係があるので、身長の高い者が肺活量が少いとか、上膊囲が太い者や体重の重い者が背筋力が低いということは先ずありえないと考えるべきである。

体格体力測定結果報告書

一 この報告は当分の通一暦月中に測定した結果を取りまとめ、前月分を毎月一日に作成し、都道府県を通しその月の十五日までに労働市場調査課へ提出するものとする。

二 各項目ともに代表値を記入する。

身長、体重、胸囲、上膊囲、ベルベック指数は一回しか測らないから、測定値即代表値である。肺活量と背筋力とは三回測定の中最大値を代表値とする。

体格体力測定結果報告書

公共職業安定所名称 _____

報告年月日 _____

被測定者 番号	満年 令	性別	身長 cm	体重 kg	胸囲 cm	ベルベッ ク指数	上膊囲 cm	肺活量 cc	背筋力 kg

三 なお備考欄を設け、この測定結果に関する意見を報告されたい。

一 身長

(一) 器具、木製身長計又はマルチソ氏人体測定器。

A 尺柱は鉛直に立っていないければならない。

B 頭上に当るべき横規は尺柱と直角に交わらなければならない。

(二) 測定法

被測定者を裸足で良い自然の直立態度で立たせ、踵、臀部、背を鉛直の壁又は柱に触れさせる。腕は伸ばして体側に垂れ、掌を大腿の側面に対接せしめ、肩を高挙することなく、足尖は少しく開き、頭は正面に向わせ、側方に傾けしめず、右側の眼窩の下縁と耳角上縁とが同一水平面に在るように頭の位置を直す。この為には、被測定者の右側から己の左手を被測定者の頭の後面と壁との間に挿入し、被測定者の後面と壁との間に挿入し、被測定者の頭をこれに接せしめ、且つ十分に頤を引かせるとよい。かくして耳限線が水平線を為すとき、身長計の横規を右手で被測定者の顛頂部に静かに接せしめ、左手でこれを調節して尺度をよみとる、

マ氏人体測定器を使用するに当って、測定者は被測定者の右側に立ち、右の三本の指で推導小匣の下部を保持し、器械を牀上に被測定者の正中面に鉛直に立て、長く抽出した横規を顛頂二三センチメートル高く引上げ、然る後推導小匣を徐々に引下げて横規の下縁が顛頂に接するようにする。

尺度はセンチメートルで計ること。

二 体重

(一) 器具、自動秤、分銅式秤何れでもよいがキログラムで計ること。

A 衡器は一年一回位正確であるか否かを検査すること。

B 秤台を水準器又は重錘を用いて水平に保つこと。

(二) 測定法

A 重錘置換の器械では分銅をおかないで零を示さしめる際における横杆の位置は適当であることが望ましいから横杆の静止する位置に白エナメルで印を付しておくがよい。

B 重錘置換の器械では、被測定者が秤に乗る前に横杆の先端を動かさないようにおさえておくがよい。

C 重錘置換の器械では分銅は大きいものから置いて漸次小さいものを追加すべ

測定値記録票

公共職業安定所番号名称 _____

被測定者番号氏名 _____

性別 年齢 満 歳 男

測定年月日 昭和 年 月 日

項 目	測 定 値			代表値
身 長	cm			
体 重			kg	
胸 囲			cm	
ベルベレク指数	$\frac{\text{体重 kg} + \text{胸囲 cm}}{\text{身長 cm}} \times 100$			
上 膊 囲			cm	
肺 活 量	(1) cc	(2) cc	(3) cc	
背 筋 力	(1) kg	(2) kg	(3) kg	
判 定	重上、	重下、	軽、	否

きである。

D 台に乗った被測定者が足の位置を換えたり、手で物に支えたりすることのないようにしなければならない。

E 測定単位は〇・一キログラムである。

三 胸囲

(一) 器具、ミリメートルまで分割された尺帯又は巻尺、布製のものより鋼製のものがよい。

(二) 測定法、安静呼吸、中位

尺帯を後面は肩胛骨の直下にあて、側面は腋下において高く、前方は精密に乳房の上部に走らせ、左右何れかの前胸部において安静呼吸の中位（安静呼吸をさせその呼吸の終り）においてミリメートルまでよみとる。

尺帯を胸壁に当てるには、腕を尺帯の通り得る範囲に挙げさせ決して水平に挙げさせてはいけない。測定に際しては腕を自然に躯幹の側方に垂れさせる。

女子において乳房の発育が大であるときは、尺帯を少し高く乳腺上第四肋骨の水平線に充てると多くの場合、乳房の「ふくらみ」を避け得るものである。尺帯を当てた状態を側面から見れば、尺帯は床面に対して水平ではなく、肩胛骨直下部より乳房直上部の方が上位にあるから、尺帯は前方がやや高く背部に向つて下り気味となる。肩を後に引き、胸を張らせてはならない。

女子の測定には女子を当てよ。

四 上膊圍

(一) 器具 胸圍測定に用いたものと同じ。

(二) 測定法

利手の掌を下方（床面）に向け、腕及び指を伸したまま、略々水平に前側方に挙げさせる。

全身、特に水平に前側方に挙げた上肢の筋をなるべく弛緩させ（掌は決して握ったり、力を入れたりさせぬ）二頭膊筋（上膊をまけるとき力こぶとなる筋肉）の一番太いところを長軸に直角に尺帯をまわす。

尺帯は皮膚に喰い込まず又皮膚の上を尺帯が移動できる程度にして目盛をミリメートルまでよみ、四捨五入してセンチメートルにとどめる。

五 肺活量

(一) 器具 器具は様式の異なるものがあるのでそれぞれその用い方には注意せよ。

A 足の調節器を用いて器具は水平におくこと。

B 水温（器具内の）は常に摂氏三十六度か三七度に保つこと。又は水温を測定し

てその時に相当する目盛をよむこと。KYS（山越製作）肺活量計では水温を測定し、その温度に合致した目盛線で目盛を読むこと。

(二) 測定法

被測定者に予め深呼吸を数回繰返させ、急激に強い呼吸をしないようにする。被測定者は気楽な直立姿勢をとり（脚は軽くひらく）、出来得る限り深く吸気し、そのまま吸気しないで、口当を口に当て、片手の指で鼻孔をふさぎ、息を口唇の裂目及び口当の辺縁部より洩さない為に急激に呼吸せず、徐々に呼吸して呼吸を肺活量計内に吹入れ、続いて最強の呼吸をなし、肺内の空気を十分に吹入れる。三回やらせ最大値をとる。コックをひねり、筒内の空気をおくり出し、筒を元の位置に戻す。被測定者が吹き込む前に呼吸が筒の内に入るようにコックをあけることを忘れてはならない。被検査者には準備運動として深呼吸を数回やらせることが大切である。急に吹きこませると頭痛を訴えるものがある。

六 背筋力

(一) 器具 背筋力計には数式があるからその様式による使用法を会得して貰いたい。

目盛のあるものであるから年に1回位検定することは望ましい。

(二) 測定法

被測定者に背筋を曲げたり伸したりする運動、上体を前後左右に曲げたりする運動をさせて準備運動をさせる。踏板の足型に合せて被測定者を踏板の上に立たせる。膝をまげず、上体を猫背にまげないで三〇度前方へ倒させる。これは肘関節を伸し、掌をひらいて指をのばしたままにしていると中指の尖端が丁度膝蓋骨の下端に触れる位置である。この姿勢で器具のハンドルをにぎらせる。目盛のある部分又は踏板をむすぶ鎖の環を調整して、上体を三〇度まげたまま器具を一杯に床面から釣り上げた形とする。被測定者をして膝をまげず、肘をまげずに、力の限り上体を肘関節及び脊柱で伸展させる。即ち上体をぐつと起させる。測定者は踏板の前方を足でおさえて、被測定者が後ろへ倒れるのを防いでやる。一、二、三と掛声をかけてやる。三回計り、最大値をとる。各回の間に十秒位間隔をおく。五キログラム単位に目盛をよむ。

被検査者に準備運動として上体の屈伸運動を数回やらせよ。急激にやらせると、俗にいうがっくり腰となつて脊柱の痛みをおぼえるものがある。妊婦には決してやらせてはならない。

『年鑑』

昭和二十九年九月二十七日

〔五―一―四四〕職業安定局長通達

簡易職業紹介業務取扱要領（概要）

（一）取扱うべき公共職業安定所の範囲

本省の指定するもの、またはその承認をえたもの

（二）登録

1 原則として技能経験その他その者の能力から見て常用労働者たりうるものが、定職を希望しながら差当ってその機会をえず、短期就労によって本人のもつ技能の活用を図りうる者を対象として登録する。既に登録は原則としてその者が常用を希望する者であつて、一般の求職の申込が受理されていることを前提としてなされるものである。但し、一般家庭内作業系統に属する職種については、例外として簡易職業紹介係において直接申込の受理及び登録をなしうる。

2 登録に際しては、米穀通帳によつて身元を確かめ、登録した者に対して証票を交付する。

3 求人者の状況等を勘案して無制限の登録を避ける。

4 登録の取消は、次のとおりとする。

(1) 一般求職票が無効となつた場合

(2) 本人より申出のあつた場合

(3) 常用として就職した場合

(4) 呼出等を行うも本人の都合により一カ月の中日も係まで出頭しなかつた場合

(5) その他公共職業安定所において必要と認められた場合

イ 就労先において不正行為を行ったとき

ロ 虚偽の申出により証票の交付を受けたとき

ハ 証票を貸与譲渡し、又は不正行為を行ったとき

ニ 死亡その他

(6) 紹介後就労期間が一カ月を経過し、更に引き続き雇用を継続する場合であつて実質的に常用と認められるもの。

（三）求人受理

一 求人受理は一般の雇用主係で行うことなく、直接簡易職業紹介係において

行う。

2 求人受理は極力簡易を旨とし、係は求人整理簿をもつてこれを整理し、要すれば求人票の作成も省略する。

（四）紹介

1 紹介は適格紹介の原則に従い、申込まれた求人条件に対し最も適格なものを登録者中よりあつ施する。

2 紹介は通常登録者を呼び出し、連絡票（求人者から公共職業安定所に対する連絡）の連絡されている紹介状を交付の上、求人者に差むけるのであるが、緊急求人等に対処するため登録者との連絡態勢を確立しておく。

(1) 登録者個々につき連絡方法を予め定めておき、呼出電話の利用、訪問、呼出等を行う。

(2) 距離の関係から直接求人先に直行させることもあり得る。この場合紹介状は後送しあつ旋された登録者は証票を提示させることにより身分を証明する。

(3) 登録者の居住地域、職種等を勘案してグループが形成できる場合は必要に応じ連絡者を定め、これを来所せしめて紹介の円滑化を図ることも差支えない。

(4) 求人者が紹介期限を超えて引き続き同一人を使用するような場合は、当該求人者から公共職業安定所に連絡するよう事前指導を行つておく。

(5) 登録者が公共職業安定所の紹介によらないで就労する場合は事前に連絡するよう指導しておく。

3 紹介期間は一カ月を限度とする。即ち雇用期間一カ月以内の短期雇用の求人のみを対象とする。

（五）就労確認

就労確認は本人に就労期間終了後、求人者から連絡票を受領せしめ、公共職業安定所に提出させることにより行う外、公共職業安定所は随時電話等により求人者につきこれを確認する。

（六）主なる対象職種

従来労働課で扱っているものを除いてあらゆる職種に亘るのであるが、その主なるものは次のとおりである。

事務系統

一般事務員、経理事務員、筆耕、タイピスト、翻訳、守衛、販売店員、店員

売子等

技術工員系統

自動車運転手、設計製図、ポスター図案、包装工、印刷工、仕上工、板金工、製本工等

一般家庭内作業系統

家政婦、洗濯婦、掃除婦、留守番、賄婦等

『行政三』

昭和二十九年二月一日

〔五一―一四五〕労働・文部事務次官より各都道府県知事・各大学長宛（労働省

発第一四七号・国大第二三〇号）

新規大学卒業者の就職促進について

現下の経済情勢において新規学校卒業者の就職は容易ならざるものがあるが、特に大学（短期大学を含む。）の新規卒業者の就職は、その卒業者数の増加と相まって困難をきわめつゝあるもので、とりあえず当面の緊急措置として、都道府県を中心として、市、大学及び経営者団体が相互連携して、一般企業への就職促進を図ることとし、別紙のとおり「学生就職対策本部設置要綱」を定めたのでこれが運営については左記の諸点に御留意の上、職業安定機関及び大学の連繫を密にし、特に経営者団体の積極的な理解と協力を得て、新規大学卒業者の就職促進に万全を期せられたい。

記

一、学生就職対策地方本部を設置する都道府県以外の県の措置

別紙要綱三の（一）に掲げる都道府県以外の県においては、その地方的事情を勘案して、次のいずれかの方法により、本措置を推進すること。

この場合、その措置の内容を労働省職業安定局長あて報告すること。

1 別紙要綱に準じて各県において、学生就職対策本部を設置すること。

2 各県労働主管部において、本通達に準じた方法による業務取扱をすること。

3 十都道府県に設置されている学生就職対策都道府県本部のうちいずれか近接したものに参加すること。

二、経営者団体を通じて行う雇用勧奨

（一）学生就職対策本部の就職促進方策を強力かつ効果的ならしめるため、都道府県は、経営者協会、商工会議所等の経営者団体に対しその主催になる事業主懇談会等雇用促進に資する諸行事を開催するよう要請すること。

（二）事業主懇談会は、経済情勢、雇用状況等の情報の交換に終ることなく、今後における雇用勧奨、求人開拓等の方途について打合せを行いでき得れば、具体的求人を出し等の実効ある運用を図ること。

（三）雇用勧奨に当たっては、従来大学卒業者を雇用している大企業に対してのみでなく中小企業、地方企業に対しても経営状態を勘案し、重点的に行うものとし、特にまだ大学卒業者を雇用していない企業に対し、その実情に即応した方途をもつて、大学卒業者を雇用する機運を造成するよう重点を指向すること。

三、学生就職対策本部における職業安定機関及び大学等の行う求人確保方策

（一）職業安定機関及び大学は、密接な連繫を保ちつゝ新規大学卒業者の求人開拓を組織的且つ機動的に展開すること。

（二）職業安定機関は、次の要領により有効適切な求人開拓を行うこと。

1 求人開拓の実施に関する計画は、都道府県において樹立すること。

2 求人開拓は、公共職業安定所と大学が相互に密接に連繫を保ちつゝ行い、公共職業安定所及び大学の全能力を充分に發揮しうるよう措置すること。

（三）大学卒業者に対する求人者は、その多くが、大都市に偏在している現状に鑑みその採用予定地域が、その地域外にわたるものについても、職業安定機関は、積極的に開拓を実施し、迅速な求人連絡の方途を講ずること。なお、中小都市においても強力な求人開拓を行い、零細な求人も、もれなくこれを開拓し、その就職促進を図ること。

（四）職業安定機関において確保した求人は、その内容に応じ適当と認められる大学に連絡して、その職業紹介の線に乗せ、又は、職業安定機関に対する新規大学卒業者の求職申込状況に応じ、職業紹介を行う等これが適切な措置を講ずること。

（五）右の外、学生就職対策本部は、経営者協会、商工会議所等の経営者団体に対し積極的な雇用勧奨、求人開拓を依頼し、求人口の確保に万全を期するとともに、その獲得した求人に対する職業紹介については四に準じて大学、職業安定機関の連絡調整を図り、職業紹介の円滑化を図ること。

四、啓発広報

（一）新規大学卒業者の就職促進について、中央、地方を通じて、報道機関の協力のもとに、強力な広報活動を展開すること。

（二）広報活動は、中央、地方を通じて、学生就職対策本部が中心となり、経営者団体の実際の活動と相まって、パンフレット、雇用勧奨状、新聞、ラジオ及び事業主懇談会等あらゆる方法と機会を利用して行うこと。

(三) 広報活動は、大都市、大企業に対する雇用勧奨にとどまらず、特に中小都市、中小企業等大学卒業者の就職未開拓分野の啓発に重点を置くこと。

(四) 大学においては、新規大学卒業生及び在学者に対し、大都市、大企業への集中の傾向を打破し、広い視野に立つ就職を図るよう有効適切な指導助言を行うこと。
別紙(編注…以下略) 『時報』

昭和三〇年三月一〇日

(五—一—四六) 労働部長より各公共職業安定所長宛 (三〇職安第一四九号)

孤児・母子家庭児童等に対する就職援護の実施について

現在の経済情勢下において社会的に不利な条件にある孤児・母子家庭児童等の職業紹介については昨年九月二十八日付二九職安第五二九号をもって通達したところであるが、その就職は一層困難となる傾向があり、ひいては不当に差別取扱いを受けるおそれもあるので、これから児童等の就職援護に万全を期するため、今般労働省では別紙のとおり「孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱」を定め、関係各機関の協力を得てその就職促進を図ることとなったから、左記事項にご留意の上関係機関との密接な連携を保持するとともに、特に雇用手の積極的な理解と協力を得るよう格段のご配慮を願いたい。

なお中央少年問題協議会第四回全国会議において行われた標記援護対策に関する決議に基づき、内閣は各種事業主団体に対し本措置についての理解と協力を要請したところであるが、同時に発表された労働大臣談話は別紙二のとおりであるから承知されたい。

記

一、本措置の対象について

1. 本措置は孤児、母子家庭児童等、両親又はその一方がいないために就職するに当たって不利益な取扱をうけるおそれがある者についてその弊害を除去し、一般の青少年と同様の条件の下に就職せしめようとするものであること。
従って孤児、母子家庭児童等であっても、就職するに当たって一般青少年と同一の取扱を受けられる者については、一般の職業紹介の線に従って就職あつ旋を行うものであること。

2. 公共職業安定所は孤児、母子家庭児童等の職業紹介に当たって直ちに本措置による取扱を行うことなく、本人の家庭状況、就職希望状況、職業相談、

職業指導の結果、求人状況等の諸般の情勢を勘案して、不利益な取扱を受けおそれがあると思わせられる場合に本措置による取扱を行うこと。

二、就職の促進について

(一) 孤児、母子家庭児童等の中にはその生活環境、或は家庭的貧困等により職業適応を阻害する性格的要因を有する場合も考えられるので、次の法により孤児、母子家庭児童等に対する職業指導計画を樹立すること。

1. 公共職業安定所の長期職業指導は、その性質上、単に公共職業安定所のみよって行うことは適当でないので予め学校、養護施設等と密な連絡を保ち、問題の所在、指導の方向等につき充分な打合せを行い取扱の統一を図ること。

2. これら児童の大部分はそれ自体、他の児童と何ら変わりはなく充分な職業適応性を有するものであり、単に不当な社会的偏見のみにより不利な取扱を受けるおそれがある点に鑑み、職業講和事業所見学等を通じて職業生活の意義、適職選定に必要な具体的知識等の供与、日常生活指導を通じての勤労の気構えの培養、更に明記してよく他と協調する性格の陶冶等に主眼を置いて職業指導をおこなうこと。

3. 家庭環境、或はこれにより生ずる家庭の貧困等により職業適応を阻害する性格的要因を有する一部児童に対しては、学校、養護施設等から日常観察による通報を受けることとし、その個々について、必要な場合には関係者による職業相談会議を開き、その障害の程度種類等により矯正の担当を決め、これの解決を図ること。

4. 適職選定に当たっては、その児童について、その時期に至る迄に入手したあらゆる情報と職業指導の経過に基づき、具体的な援助を行うこと。

この場合、適職の選定はあくまで一般的な原則に従って行われるものであり、その家族構成の欠陥の故に特殊な指導を行うことのないよう注意すること。

(二) これら児童の職業紹介に当たっては特に左の諸点に留意し慎重にこれを行うこと。

1. 職業紹介はこれら児童を重点的に取扱うものとするが、孤児、母子家庭児童なるが故に一般青少年と別個の職業紹介をおこなうことなく、一般の職業紹介の線に則って行うこと。

但し、積極的な啓蒙活動にかかわらず未だこれら児童に対し固く門を閉ざしたることが明白な事業所に対し、不用意に紹介して徒に児童の心を傷つけ、自信を喪失せしめることのないよう注意すること。

2. 職業紹介に当たっては、これら児童の家庭環境等を考慮し、その服装・言語・挙指等につき特に留意し、面接に当たって、これらの点から不利な印象を与えることのないよう援助すること。

(三) 公共職業補導所への入所斡旋については、特別な考慮をもって取り扱うこととし、家庭の貧困な者については生活保護法の適用等につき関係機関に連絡する等必要な措置をとること。

三、障害の除去について

(一) すでに新規学校卒業者の採用選考時期に入っているので、当面の緊急措置として適当な身元保証人のないため就職できない児童であつて、身許を保証することが適当であると認められる者に対しては、できる限り婦人少年室協助手員、児童委員、民生委員等から適当な身許保証人を選定委託する措置を講ずる等身許保証の欠如に伴う障害の除去に努めること。

(二) 身許保証人の委託にあつては事前にこれら児童と身許保証人との接触の機会を造り、親しみのある関係におくよう配慮すること。

四、就職後の補導について

新規学校卒業者職業紹介年間計画に基づき工場事業場において就職後の補導を実施する際には、学校、養護施設、保護者等の協力を得て、これら児童等の就職後の状況については特に慎重を期し、その定着性の増進、明瞭性の向上に努力すること。この場合にこれら児童が一般の青少年から差別された補導を受けているという感じを与えないよう留意すること。

五、啓発宣伝について

関係各機関と連携の上特に次の事項について積極的な啓発を展開すること。
なお孤児、母子家庭児童等を採用しない、又は採用を好まない雇用主からその具体的理由等を把握することに努め、その打開についてその有効適切な措置を講ずると共に、これら児童の就職に関する好事例をあげて啓発宣伝の促進を図ること。

1. 孤児、母子家庭児童等が家族構成の欠陥が原因となつて不良化する場合は極めて一部に過ぎないものであり、大多数の者は、よく困苦に耐え、着実に健全な精神の持ち主であること。

2. 事業主が採用選考に当たつてこのような家庭状況をもつて直ちに不適格と判断することなく、他の作業遂行上の能力、資格、個人的特質等の要素について充分検討することが最も適切な採用方法であること。

3. 職業安定機関としては孤児、母子家庭児童等の斡旋に当たっては、関係機関とも充分連絡の上、身許の保証及び好ましくない性格の改善、育成等について措置をも講じ、万全を期していること。

4. その他孤児、母子家庭児童等の就職についての好事例の紹介。

別紙一

孤児、母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱

（昭和二十九・一一・一二）
（労働）省

一、方針

雇用情勢の悪化は社会的に不利な条件であるものに対して強く反映する傾向があるが、孤児又は片親を欠く児童が職業に就こうとするに当たつて、単にその家族構成の欠陥を以つて直ちに本人の性格又は身許保証等について欠けるところがあるものとして、差別的取扱を受けるおそれがあるので、これが就職援護について、万全を期するために次の対策を講じるものである。

二、対策

この要綱の対象となる者は、両親又はその一方がないために職業に就こうとするに当たつて不利益な扱いを受けるおそれのある者で二十年に満たない者とする。

三、措置

職業安定機関は関係所機関と緊密な連絡の下に、関係諸団体特に使用者の協力を得て次の措置を講ずる。

(一) 障害の除去

(1) 職業安定機関は、孤児、母子家庭児童等が身許保証人のないために職業に就こうとするに当たつて不利益な取扱を受けることを防止するため、児童委員、婦人少年室協助手員等適当な身許保証人（以下委託保証人と云う）を予め選定しておき、必要がある場合にこれに身許保証を依頼するものとする。

(2) 委託保証人を附して就職した孤児母子家庭児童等が就職后一年以内において事故を発生し、委託保証人がこの損失を償う必要がある場合は、共同募金その他の寄附金をもって、補填する方途を講ずるよう関係機関に要請すること。

(二) 就職の促進

(1) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等に対する長期職業指導計画を樹立し、養護施設、母子家庭福祉施設及び学校の長の協力を得て、孤児母子家庭児童等が職業に就くまでにおける長期に亘る職業指導を行うこと。

(2) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等の就職につき、求人者の指導啓発その他必要な措置を講じ、積極的な職業斡旋を行うこと。

(3) 職業補導施設を整備拡充して、次の措置を講ずるものとする。

① 孤児母子家庭児童等を優先して入所せしめること。

② 寄宿舎等の収容施設に孤児母子家庭児童等を優先して収容すること。

③ 孤児母子家庭児童等のうち、生活保護法の適用をうけつつある家庭の孤児母子家庭児童等に対しては、その補導機関中における作業衣、交通費等必要な経費を支給すること。

(4) 国、公共団体及びこれに準ずる機関は、孤児母子家庭児童等を優先して雇用するように努めるものとする。

(三) 就職後の補導

孤児母子家庭児童等の就職後の補導を行うに当たっては、特に慎重を期するものとする。

(四) 啓蒙宣伝

労働省、厚生省及び文部省等関係機関は、国民一般特に事業主に対し孤児母子家庭児童等がその由来する所は、大多数が戦争犠牲者であることの認識と理解を深め、事業主が労働者を雇用するに当たって単に孤児母子家庭児童等であることを理由として差別的扱いをしないよう、関係団体等の協力を得て、その啓蒙、広報活動を積極的に行うものとする。

別紙二

労働大臣談話

孤児母子家庭の児童等両親が健全でないものについては、雇用主の一部において両親が健全でない故に、その採用を忌避する傾向が見受けられ、特に現下の雇

用情勢下については、かかる傾向が著しくなってくるおそれがある。これらの孤児及び母子家庭児童は、その多くが戦争による直接間接の犠牲によるものであり、恵まれない家庭環境のもとに育成せられたのであるが、その就職に際し、勤労能力が一般の青少年と相違しないにかかわらず、単に両親が健在でないという理由だけで就職の門を閉ざす傾向のあることは、適材適所の見地からも、又社会的に見ても由々しき問題である。

労働省としては、従前からその差別的取扱いの是正につとめ就職の促進を図つて来たのであるが、これがためには特に雇用主の積極的な理解と協力が必要であり、青少年問題協議会においても、この問題につき政府に善処方を要望している。よつて国、公共団体、公共企業体等においても、これらの児童を率先して採用するように努めることとしたので、雇用主各位においても孤児、母子家庭児童等の就職問題に関する理解を深められ、その採用に積極的な協力をお願いする。

『神綴り』

昭和三〇年四月一八日

〔五一—一四七〕労働部長、各所長宛（三〇職補第一〇三号）

補導生・共同作業所作業員に対する労務加配米の配給要領について

標記については、屢次の通達により指示したところに従いその配給を実施しているところであるが、このたびその配給要領を左記のとおり定めたので、承知の上その取扱に遺憾のないよういたされたい。

記

補導生・共同作業所作業員に対する労務加配米の配給要領

一、配給実施の根拠

食糧管理法第八条の三・同施行令第四条を根拠法令として実施されている

「米穀の配給要綱」。

二、配給の基本事項

(一) 配給品目・配給基準量及び配給割当数量

1. 配給品目

米穀（内地米・指定外米及び外米）とする。

2. 配給基準量

職業補導については、一日当たり八〇瓦とする。但し、全職業補導種

目平均八〇瓦になるよう次に定める種目別加配基準量による。

種 目 名	1日当り加配基準量	備 考
自動車整備・板金・溶接・建築	九〇瓦	・第二部(夜間)については、一日当加配基準量の二分の一を一日当加配基準量とする。
電気機器修理(重電気)・機械・旋盤・仕上・電気(電工)・木工・塗装・自動車電気・オート三輪車運転及び整備	八〇瓦	・生産世帯所属の対象者においては、完全生産世帯の保有期間の者は四〇瓦をそれぞれ差し引いた数量とする。
時計修理・無線通信・洋裁・男子服・ミシン縫製・謄写印刷・義肢・美容・製靴・袋物(皮革加工)・編物・英(和)文タイプ・製図	六〇瓦	・生産世帯所属の対象者においては、完全生産世帯の場合八〇瓦を不

3. 配給割当数量

配給基準量に稼働日数(出席日数)を乗じた数量と、この数量に知事が別に指示する外米配給割合を乗じた数量とを加えたものとする。

(二) 配給の対象

加配対象種目(一)の2)の職業補導生・共同作業所作業員及び当該種目の指導職員。

(三) 配給の期限

配給の期限は、配給月の末日とする。但し、配給庁が特別の事由により当該期限までに配給を受けることが困難であると認められた者については配給月の翌月末日までとする。

(四) 生産世帯に属する加配対象者の把握

1. 加配対象者となったものは、対象者となった時、及び米穀年度毎に原則として受配代表責任者において、同一市・区・町・村の居住者毎に一括して別紙様式(一)により連名により証明を受けること。
2. 1により処理することの困難なものについては、対象者個々に別紙様式(二)により各居住市・区・町・村より証明を受けること。

三、配給の方法

(一) 購入券

1. 農林大臣の発給する購入券の中

「工場事業用労務加配主食食料購入通帳」を使用する。
2. 主要食糧購入通帳の取扱要領

(i) 新・旧購入通帳の切換交付期日は、毎年二月一日とする。但し、別に期日を定めたときは、これによる。

切換交付手続きは、配給庁において新購入通帳を交付機関を通じて受配代表責任者に交付し使用済みの旧購入通帳を切換期日までに回収する。

新購入通帳は、切換期日以後において配給割当数量を記入する分から使用する。

(ii) 購入通帳の表紙は、配給庁・交付機関において記入し、配給割当数量欄は配給庁において毎月記入する。

(iii) 購入通帳をなくした場合、受配代表責任者から事情聴取の上、止むを得ないと認められた場合に限り「小売販売業者」の配給済証明書及び所轄警察長の亡失届出済証明書を提出せしめ、購入通帳の表紙に「再交付」として交付し、亡失購入通帳の無効を登録小売販売業者に通知する。

(二) 受配代表責任者の選定

1. 受配対象施設(総合職業補導所・公共職業補導所・共同作業所)においては、予め協議の上受配代表責任者を選定し、交付機関に届出で認証を受ける。

2. 1の受配代表責任者は別紙様式(三)に示す。委任状を書く受配者より微し、認証の際提示し確認を受ける。

(三) 労務加配割当

1. 受配代表責任者は、毎月十日までに、受配者の前の稼働積分に対する「労務加配割当申請書」別紙様式(四)(別表4の(1)により業種所管地方庁に提出する。

2. 1により提出された「割当申請書」を審査確認の上業種所管地方庁は

3. 「割当申請書」の提出が遅れた場合は、原則として「割当申請書」で要請している稼働実績に対するか加配の割当は行わない。

(四) 受配者に対する配給

1. 受配代表責任者は割当を受けた購入通帳により登録してある小売販売

業者から米穀を貰い受け「個人別配分明細表」別紙様式(五)(別表6)に記載されている職種(種目別を記載する)労働強度(記載の必要はない)保有米の有・無稼働日数(出席日数)等により各個人に配分し、個人毎に受配印を押捺させる。

2. 1の受配米穀の買受に当っては、受配代表責任者に於いて直接現品の配分をすることなく小売販売業者より各受配者が購入するよう手配すること。

3. 1の「個人別配分明細表」は、三通作成し一通は配分台帳として受配代表責任者が、一通は小売販売業者に、又残余の一通は県職業補導課へ提出すること。

◎ 受配代表責任者、県職業補導課保管分には受配印を確実に押捺せしめること。

別紙様式(編注…以下略) 『神類集』

昭和三〇年七月一五日

〔五―一―四八〕職業補導課長、神奈川共同作業所長宛(三〇職補第九一号)

共同作業所月報の提出について

共同作業所作業員の就労状況を把握し、業務運営上の資料としたいので左記により標記月報を提出されたい。

記

- 一. 月報は別紙様式により作成すること。
- 一. 昭和三十年七月分より作成提出することとし、提出期日は翌月六日までとする。
- 一. 報告様式は二部作成し、そのうち一通は控えとして保管し一部を提出すること。

一. 様式作成要領

- 1. 様式1…6までは公共職業補導所月報に準じて記入すること。
- 2. 収容人員…作業種目毎に定められている収容人員数を記入すること。
- 3. 今月中の異動…報告に含まれる一暦月中の作業員の異動状況を入所退所に分けて記入すること。

別紙様式

共同作業所月報

- 1. 共同作業所名
- 2. 所在地
- 3. 報告年月日
- 4. 報告内容(昭和 年 月 日～ 月 日)
- 5. 共同作業所長
- 6. 報告作成者

(1) 作種 業目	(2) 収人 容員	(3) 今月中の異動				(4)今月末		(5)4のうち		(6) 作 業 賃						備考
		3a		b		現在々所者		在寮者の数		6a 月 額			6b 月間 支払総額			
		入所者数		退所者数		計	女子	計	女子	最 高	最 低	平 均				
		計	女子	計	女子									計	女子	
合 計																

4. 入所者数…：作業員として新たに入所した者の数（男女の合計数と女子とに分け）を記入すること。
5. 退所者数…：就職その他により退所した者の数（男女の合計数と女子とに分け）を記入すること。
6. 今月末現在在所者数…：報告に含まれる月の月末現在における作業員の在所者数を記入すること。
7. (4)のうち在所者の数…：(4)の今月末現在在所者数のうち報告に含まれる月の月末現在在所に居る者の数（男女の合計数と女子とに分け）を記入すること。
8. 作業債…：報告に含まれる月の月末に作業員に支払う作業債を記入すること。
9. 月額（最高・最低・平均）…：月末に作業員に支払う作業債を最高・最低・平均に算出してこれを種目別、男女別に記入すること。
10. 月間支払総額…：月末に作業員に支払う作業債の月支払総額を種目別に記入すること。

『神類集』

昭和三〇年七月二六日

〔五―一―四九〕労働、建設および運輸各事務次官より各都道府県知事あて通達

（労働省発職第八九号）

特別失業対策事業の実施について

緊縮政策の推進に伴い失業問題の重大化しつつある折から、今般政府においては、失業対策を一段と効果あらしめるため、別紙要領に従い特別失業対策事業を計画実施することとなったので、左記事項をお含みの上事業の施行に遺憾なきを期せられたい。

なお、管下関係地方公共団体に対しても、この旨を然るべく御伝達方相煩わしい。

記

一 特別失業対策事業は、失業者の多数発生している主要都市及び重要産業地帯において、生産的建設的事業を対象に比較的労働力の高い失業者を吸収することにより、その労働能力の保全培養と、事業の経済的効果の向上とを図ることを目的とするものであること。

- 二 本事業に要する予算は労働省に計上の上、事業の実施に際しては、建設省又は運輸省に移替えて実施するものであること。
- 三 特別失業対策事業の補助率は、別紙要領に示す如く特別な割合が定められているが、これは本事業の特質に鑑み、予算積算上従来の例にかかわらず、労力費及び事務費については五分の四（但し、地方交付税不交付団体に対しては三分の二）、資材費については二分の一の額を補助するものとした結果であること。
- 四 本事業の実施に当っては、昭和二九年八月三日閣議決定「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」に基く労働対策連絡協議会の効果的運営により関係機関の緊密なる連絡の下に円滑なる施行を図られたいこと。

別紙

特別失業対策事業実施要領

一 目的

特別失業対策事業は、失業者の多数発生している主要都市及び重要産業地帯において、生産的建設的事業を対象に比較的労働能力の高い失業者を吸収することにより、その労働力の保全培養と、事業の経済的効果の向上とを図ることを目的とする。

二 事業の種類

特別失業対策事業の事業種目は、次の四種とする。

- (一) 特別失業対策道路路事業
- (二) 特別失業対策都市計画事業
- (三) 特別失業対策河川事業
- (四) 特別失業対策港湾事業

三 事業の実施地域

特別失業対策事業の実施地域は、別表第一に掲げる市町村（特別市及び特別区を含む。以下同じ。）及びその隣接市町村の区域であつて、公共職業安定所の別表第一に掲げる市町村の区域にある事務所（出張所、分室等を含む。以下同じ。）においてその紹介の事務を行う失業者が通常通勤できる範囲とする。

四 事業主体

特別失業対策事業の事業主体は、地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。）とする。

五 失業労力費の最低限度

特別失業対策事業の事業費のうち失業労力費の占める最低限度は、事業種目別にすべての事業計画を通じて、それぞれ百分の四十を下らない範囲において、事業ごとに定めるものとする。

この場合において失業労力費とは、失業者に支払われるべき賃金の総額をいい、失業者とは公共職業安定所の紹介により就労する失業者及び第一〇項(1)の④但書の適用により就労する者をいう。

六 事業計画

(一) 特別失業対策事業の事業計画は、労働省と建設省又は運輸省とが協議して定める。事業計画を変更する場合も同様とする。

(二) 事業計画には、次の事項を含まなければならない。

- (1) 事業主体
 - (2) 事業種目
 - (3) 施行場所
 - (4) 施行方法
 - (5) 開始期日および施行期間
 - (6) 吸収失業者数（四半期別延数）
 - (7) 工事種別
 - (8) 事業費内訳（事業費、失業労力費及び失業労力費の最低限度）
- (三) 事業計画の策定に当っては、新たに失業者を吸収するように事業の選定を行うものとする。

七 予算の移替

予算において労働本省に計上された特別失業対策事業費補助は、前項の事業計画に基づき、四半期ごとに建設省又は運輸省に移替えるものとする。

八 国庫補助金の算定及び補助条件

(一) 特別失業対策事業に要する経費にかかわる国庫補助金の額は、各事業ごとに次の補助率により算定するものとする。

当該事業の事業主体が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定する基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定する基準財政需要額をこえる地方公共団体（以下不交付団体という。）である場合 百分の六十

当該事業の事業主体が、地方交付税法第十四条の規定により算定する基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定する基準財政需要額をこえない

地方公共団体（以下交付団体という。）である場合 百分の六十五

当該事業の事業主体が、地方公共団体の組合（全部事務組合を除く。）又は港湾局であつて、特別失業対策事業に要する経費について当該組合の規約又は港湾局の定款で定めるところにより当該組合又は港湾局を組織する地方公共団体のうち不交付団体であるものの分担する割合が、交付団体であるものの分担する割合より大である場合 百分の六十

当該事業の事業主体が地方公共団体の組合（全部事務組合を除く。）又は港湾局であつて、特別失業対策事業に要する経費について当該組合の規約又は港湾局の定款の定めるところにより、当該組合または港湾局を組織する各地方公共団体のうち不交付団体であるものの分担する割合が、交付団体であるものの分担する割合以下である場合 百分の六十五

(二) 建設省又は運輸省は、特別失業対策事業にかかわる補助金を事業主体に交付するに当っては、次の事項を補助条件とするものとする。

- (1) 吸収失業者数
- (2) 失業労力費の最低限度
- (3) 開始期日および施行期間
- (4) 施行方法（直営の場合）
- (5) 事業主体が請負契約その他の契約に基いて他の者をして事業を施行させる場合にあっては(1)号から(3)号までの事項を契約の内容とし、これを遵守させること。

九 事業の施行

特別失業対策事業は、その事業計画に従い、事業主体が直営をもって施行するものとする。但し、特に失業者の吸収に支障がない場合に限り、個々の事業につき労働省と建設省または運輸省とが協議の上認めるときは、事業主体は請負契約その他の契約に基いて他の者をして事業を施行させることができる。この場合において事業主体は、施行主体（事業主体との請負契約その他の契約に基いて特別失業対策事業を施行する者をいう。以下同じ。）との契約上失業者の吸収を確保する措置を講じなければならない。

一〇 事業の運営

(一) 就労者

(1) 雇入れ

④ 特別失業対策事業に吸収する失業者は、公共職業安定所の紹介する失

業者でなければならない。但し、技術者、技能者及び監督者であつて公共職業安定所において紹介することが困難な者は、この限りでない。

④ ①の失業者は、原則として公共職業安定所の別表第一に掲げる市町村の区域にある事務所において、その紹介の事務を行う失業者でなければならないものとする。

⑤ 特別失業対策事業の事業主体又は施行主体は、公共職業安定所の紹介する失業者が、その者の能力からみて不相当と認める場合を除き、当該失業者の雇入れを拒むことができない。

(2) 特別適格者

公共職業安定所は、失業対策事業紹介適格者の中から昭和三十年四月十二日職発第五一一号通達「地域別有効求職者数調査の実施について」による調査の結果に基づき、別に指示するところにより、特別失業対策事業の一般就労者に紹介すべき者（以下「特別適格者」という。）を指定する。

(3) 一般失業対策事業への紹介の禁止

公共職業安定所は、この項(1)の⑤による雇入れの拒否があつたとき及び(4)の⑥に該当するときを除いては、特別適格者を一般失業対策事業に紹介してはならないものとする。

(4) 就労日数の調整

① 公共職業安定所は、特別失業対策事業が開始されるとき又はその規模の変更があるときは、当該公共職業安定所における特別適格者の数を定めておくものとする。この場合において、公共職業安定所は、特別適格者の就労日数（一暦月において、公共職業安定所の紹介により就職できる日数をいう。以下同じ。）と特別適格者以外の失業対策事業紹介適格者（以下「一般適格者」という。）の就労日数とが、できるだけ同一になるよう配慮しなければならないものとする。

② 特別適格者の就労日数と一般適格者の就労日数とが著しく相通するおそれがある場合においては、公共職業安定所は、特別適格者を一般失業対策事業に紹介し又は一般適格者を特別失業対策事業に紹介することができるものとする。

(有) 紹介の方法

特別失業対策事業への一般就労者の紹介は、三日乃至四日の継続紹介を原則とする。

(二) 賃金および就業時間

(1) 賃金

① 特別失業対策事業に就労する失業者に支払われる賃金の基準は、同一の地域において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額を基準として労働大臣が定める。

② 前項の賃金の額は、職種別に、作業量に応じて段階別に定めるものとし、特別失業対策事業の事業主体または施行主体は、就労者の作業量が該当する賃金を日支払うものとする。（編注…以上、『時報』より）

(2) 就業時間

特別失業対策事業の就業時間は、原則として一日につき八時間、一週間につき四八時間をこえない範囲で、事業主体または施行主体が定める。

一一 申請 手続

特別失業対策事業を実施しようとする事業主体は、別表第二による特別失業対策事業計画表を建設省または運輸省に提出するとともに、この写を労働省に送付するものとする。

一二 事業実施手続

この要領に定めるものを除く外、特別失業対策事業の実施に関する手続については、労働省と建設省または運輸省とが協議して定めるものとする。

(別表略)

『行政三』

昭和三〇年八月一七日

〔五一一—五〇〕職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第九一三号）

体力検定の実施について

（編注…本文不明）

体力検定実施要領

（体力検定の目的）

一 今回実施する体力検定は、失業対策事業就労者等の質的構成に鑑み、科学的根拠に基づく基準によつて体力の検定を実施し、その結果に基いた個人の体力に相応する作業へ適格紹介を行うとともに、公共事業等に就労し得る体力の判定と、別に定める指導訓練を受けることによつて公共事業等へ就労し得る能力を修得し得るか否かを判定することをもつて目的とする。

(体力検定の基準)

二 体力検定に用いる基準は、別紙「失業対策事業就労者の体格、体力検定基準(案)」(略)による。

注 右の検定基準は暫定的に案として作成されたものであり、体力検定の実施機関がこの基準に基いて検定を実施したのち、別に定める検定結果の報告に基いて所要の検討を加え、爾後においてこれを決定する予定である。

(体力検定を受ける者の範囲)

三 体力検定を受ける失業者の範囲はつぎのとおりとする。

1 失業対策事業就労者および就労希望者

2 公共事業等への就労希望者

(実施範囲)

四 体力検定の実施機関は公共職業安定所とする。ただし、現在の公共職業安定所の機能等より、すべての失業対策事業就労者等について実施することは困難と思われるので、公共事業等の労務需要が僅少と認められ、かつ、指導訓練を実施しない地域については、当分の間体力検定を行わなくても差支えない。

(体力検定担当者)

五 公共職業安定所は、体力検定を実施するため、担当者および補助者を職員の中から定めなければならない。また必要がある場合は他の体力検定を行う技術者を委嘱することができる。

(趣旨の徹底)

六 公共職業安定所は、体力検定を行う場合はこれを受ける者に対し、一に述べた趣旨を十分に理解せしめるよう努め、検定の結果によって現に失業対策事業に就労中の者を直ちに就労不適合者として排除することを意図するものでないことを事前に周知して無用の刺戟を避けるよう努めるとともに、これを受けることを拒む者および体力検定において正当な能力を発揮しない者に対する措置についても充分徹底せしめ、かかる者の絶無を図るよう努めるものとする。

(検定を拒否する者の処置)

七 公共職業安定所は、正当の理由がなく体力検定を受けることを拒む者を職業安定法施行規則第二二条第三項の規定に基き、職業安定局長の定める求職申込および紹介手続にしたがわない者として、失業対策事業および公共事業

等への紹介を中止すること。

(検定結果の措置)

八 体力検定の結果の措置については左記によること。

1 失業対策事業へ就労中のものであって体力検定に合格したものについては失業対策事業へ紹介するに際しても、その結果に基き適格紹介を行うことはもちろんであるが、不合格となったものについてはこれを直ちに排除することなく、作業区分中軽度の作業へ就労せしめるよう措置することとするが、その者の作業能力を勘案して、将来において生活保護あるいは内職の附与等その者の生活について適宜な措置を講じたのち、これを排除することを考慮すること。

2 例えば失業対策事業の重作業に従事していた者が、体力検定の結果軽作業に適すると判定されたような場合は、重軽作業の吸収度合およびその者の日常の作業能力等を勘案して、これをひきつづき重作業へ就労せしめることは差支えない。

3 新規に失業対策事業へ就労を希望する者であつて、体力検定に不合格となつたものについては、就労適格者としてはならないが、この場合その者の体格、体力が軽度の土木作業に従事することについても身体におよぼす影響の人であることを懇切に指導することが必要である。

4 内部疾患および身体的機能障害を有し、作業に従事することが困難と認められるものについては、たとえ体力検定に合格した場合であっても、失業対策事業あるいは公共事業等へ紹介してはならない。

九 体力検定担当者の指導訓練については、各都道府県において適当な講師を選定して講習会を開催し、あるいは各公共職業安定所において所在地の保健所によって指導を受ける等適宜な方法により、体力検定技術の附与に努められた。

『行政三』

昭和三〇年九月一二日

〔五一―一五一〕職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第一、〇二二号)

失業者特別指導訓練の実施の推進について

(編注…本文不明)

失業者特別指導訓練実施要領

一 昭和二十九年八月三日閣議決定「公共事業等による失業者の吸収措置の強化について」に基き、できるだけ多くの失業者を公共事業等に就労させるため、必要に応じて事前の指導訓練を行うよう要請されているので、当面の措置として以下に述べる要領に基いて指導訓練を実施するが、都道府県及び公共職業安定所は、本指導訓練の趣旨を体し、所期の目的を達成せしめるため、今後管轄区域内において実施される公共事業等の事業主体又は施行主体と緊密な連繫を保ち、もってその的確な求人把握と失業者の紹介に努めなければならない。

二 指導訓練の実施

1 指導訓練の実施主体は失業対策事業を実施する地方公共団体とする。

2 指導訓練は、失業対策事業の現場（以下指導訓練を行う現場を「特別指導現場」という）において行うものとする。

3 指導訓練の実施主体は、指導訓練の実施に当っては、この要領に規定する事項の外、職業安定行政手引に規定された失業対策事業に関する事項によって行わなければならない。

4 指導訓練を実施しようとする地方公共団体は、当該指導訓練開始十五日前までに次の様式による「特別指導訓練実施申請書」を労働省に提出しなければならない。但し当該地方公共団体が市町村である時は当該申請書都道府県知事を経由する事としこの場合においては当該都府県知事は副申書を添えるものとする。（様式略）

5 指導訓練実施の申請に当っては、次の諸点に留意しなければならない。

(1) 特別指導現場の数及び規模は、当該地域における公共事業等の労働需要を勘案して定めること。従ってその労働需要を正確に把握するために必要と認める場合は、当該公共事業等の事業主体又は施行主体と、その吸収し得る失業者数について協議することが望ましい。

(2) 特別指導現場における失業対策事業は、指導訓練を受ける者に、当該作業を利用して土木作業の基礎的知識能力を附与し得るに足る内容のものであること。従って現行の失業対策事業の事業種目のうち、環境衛生整備事業は除外される。その他の事業種目についても簡易な作業内容の補修工事は除外される。

(3) 特別指導現場における失業対策事業は、(2)の要件を具備すれば足りるが、当該地域において実施される公共事業等の作業内容を充分調査研究の上、できるだけ類似の作業内容を有する事業を選定することが望ましい。

三 指導訓練を受ける者

1 指導訓練を受ける者（以下、「訓練就労者」という。）は、次に述べる選定方法により選定された者とする。

2 訓練就労者の選定方法

公共職業安定所は、「公共事業等に対する失業者吸収強化措置要領」に基いて公共事業等に紹介すべき失業者の中、別に定める体力検定に合格した者について面接を行い、次に述べる順序によりこれらの者を訓練就労者として決定する。

(1) 面接の結果、指導訓練を受けることを希望する者について、体力等の能力が高位であると判定された者から順次訓練就労者を決定する。

(2) 指導訓練を希望する者のみでは、その予定人員に満たない場合には、体力等の能力が高位であると判定された者から順次訓練就労者を指名し決定する。

3 正当な理由例えば七日以内に自己の希望する職業つくることができる場合、本人の健康上又は一身上の事由により一定期間指導訓練を受けることができない場合等の理由なくして前項の公共職業安定所の行う指名を拒否する者は、労働の意思のない者として他の失業対策事業への紹介を中止し、又は特定期間紹介を停止するものとする。

4 家計の主たる担当者以外の者は、指導訓練の対象としない。

四 訓練就労者の紹介

1 指導訓練期間中においては、訓練就労者は輪番紹介の対象からはずし、特別指導現場へのみ紹介すること。

2 訓練就労者の特別指導現場への紹介は、六・二に述べる指導訓練日に応じて継続紹介を行うものとする。例えば四日経続紹介を行い一日紹介を停止する等の方法をを用いる。

五 指導訓練担当者

1 特別指導現場における指導訓練は、指導員がこれに当る。指導員は、土木作業に多年の経験を有し、独立の判断に基いて土木作業処理に関し指導し得る知識・能力を有する者を選定しなければならない。

2 指導訓練は、指導員がこれに当るが、指導訓練は失業対策事業の現場においてなされるものであるから、事業実施面における指揮監督は、監督員及び技術者がこれに当るのである。従って指導員と監督員及び技術者の職務責任は予め明瞭にしておき、指導訓練の実施につき混乱を生じないように処置する必要がある。但し、監督員及び技術者も、その職務責任の範囲内において指導員の行う指導訓練に協力するように努めなければならない。

3 特別指導現場における副監督員及技能者は、それぞれ事業実施面における職務責任を遂行すると共に、指導員の指揮の下に、指導訓練を補佐するものとする。

六 指導訓練の実施基準

1 指導訓練の期間

指導訓練の期間は二カ月とする。但し、当該地域における公共事業等の作業内容及び労務需要並びに指導訓練を受けるべき者の質及び数、その他の諸条件を勘案して二カ月を要しないと認められる場合又は指導訓練に二カ月を要しては公共事業等への失業者吸収の目的を達し得ない場合、その他必要と認められる場合には、この期間を短縮することができる。

2 指導訓練日の調節

一カ月間における指導訓練実施日数は、当該地域における失業対策事業就労者の平均就労日数と同日数とする。

従って指導訓練は、訓練就労者に画一的に実施し、指導訓練日数を当該地域における失業対策事業就労者の平均就労日数と同日数とするため、数日継続してこれを行ない、適宜当該現場における作業を停止して休業日を設定する方法により指導訓練日の調整を行うことが望ましい。例えば四日継続して指導訓練を行ない、一日当該現場における作業を停止して休業日を設定する等の方法である。

3 指導訓練を受ける者の数

指導訓練を受ける者の数は、指導訓練が有効且つ円滑に実施されるよう、指導員一名につき二十人を基準とする。但し、当該地域における公共事業等の労務需要及び指導訓練を受けるべき者の数とを勘案して、指導員一名につき四十人を限度として増加することができる。

七 指導訓練の内容

1 指導訓練は土木作業の基礎知識能力を修得せしめることをその内容とするのであるが、具体的には、概ね左記の作業種目について訓練するよう努めること。

A 土木作業

- ① 切土
- ② 盛土
- ③ 水中掘さく
- ④ 土羽打ち
- ⑤ 芝付
- ⑥ 運搬（トロ、リヤカー、肩）

B ほ装作業

- ① 砂利及び採石撒布
- ② 乳剤撒布

C コンクリート作業

- ① 混練
- ② 填充

D 石積作業

- ① 割石積

2 指導訓練を分けて基礎訓練と作業訓練とする。基礎訓練と作業訓練の時間配当

は、作業訓練にその大部分を充当するものとし、基礎訓練は作業訓練の間に適宜行うようにすること。即ち、基礎訓練と作業訓練は時間を区切って実施することなく、例えば基礎訓練として工具の使用方を教えた場合は直ちに作業訓練としてそれを実習するよう両者を適切に組合せ配分するよう留意しなければならない。

A 基礎訓練

基礎訓練は、工具の使用、手入及び整理の方法、災害防止、就業規則を中心とする労務規律、その他土木作業実施にかかる作業処理の基礎的知識の付与をその内容とする。

工具の使用、手入及び整理の方法の指導については、概ね左記の種類の工具について行うこと。

a シヤベル

- ① 円び
- ② シヤベル
- ③ 角シヤベル
- ④ スコップ

b 鶴はし

- ① 両鶴
- ② 肩鶴
- ③ 玄能鶴
- ④ ピーターピック

c くわ

- ① 唐くわ
- ② 万能くわ

d 掛矢

- e 木たこ
- f じよれん
- g ハンマー
- h モッコ

i パイスケ

- j ねこ車
- k ローラー
- l トロ

B 作業訓練

作業訓練は、基礎訓練において修得した土木作業実施にかかる作業処理の基礎的知識を作業に即して実習することをその内容とし、合わせて、公共事業等において実施されている小間割制に堪え得る能力を付与することをその目的とする。

八 指導訓練の方法

(1) 基礎訓練は、指導訓練期間の前半一ヶ月においてこれを終了するものとし、爾後の期間においては作業訓練のみを行うこと。

(2) 指導訓練は特別指導現場の実状に即応するよう作業区分に従い盛土班、切土班、運搬班（又は第一班、第二班、第三班）等の如く作業班を結成し、各班毎

にその作業処理方法につき指導することが望ましい。但し、編成された班の現場の状況に応じて指導訓練が円滑に実施されるよう副監督員及び技能者の配置を考慮すること。

(3) 指導員は訓練就労者の作業状態を常時観察し、その作業能力が通常の作業能力に到達したと認められる場合においては、順次他の班に交替又は編入し、すべての訓練就労者が作業種目の全過程を終了するよう配慮すること。

(4) 指導訓練担当者は、基礎訓練の指導結果が作業訓練に有効に反映しているかどうかについて常時意を用い、指導事項の徹底を期すること。

(5) 日々の作業状況について各人毎の記録をとり、各人の処理しうる作業量を通常の作業量に近接するよう逐次増加すること。

(6) 作業訓練は、公共事業等において実施されている小間割制に堪え得る能力を附与することをその目的とするものであるから、指導訓練が一定段階に達し、訓練就労者の作業能力が増大し、重作業に堪え得る能力を取得したと認められる場合においては、小間割制の訓練を行うこと。

この場合においては、訓練就労者の作業能力の増大と共に作業量を徐々に増大し、指導訓練の最終段階においては、概ね公共事業等に見合う作業量を処理し得るよう指導訓練すること。

九 六、七及び八に述べた事項は、主として土木作業に関するものであるが、土木作業以外の作業に関し指導訓練を実施する場合においても、これに準じて実施すること。

十 指導訓練からの除外

1 指導訓練終了前に能力を取得した者に対する措置

(1) 指導訓練を終了しない以前に指導員が公共事業等に就労する能力を取得したと認めた者については、これを当該指導訓練を終了した者と見做し、この者については爾後指導訓練を行うことを要しない。この場合においては当該指導訓練の実施主体の長（実施主体が都道府県である時は事業現場の長）はその旨公共職業安定所に通報しなければならない。

(2) 公共職業安定所は、(1)の通報を受けた場合には、直ちにその者を公共事業等へ紹介するように努めなければならない。

2 指導訓練を受けても能力を取得し得ない者等に対する措置

(1) 指導訓練の期間中において指導員が爾後指導訓練を行っても公共事業等に就

労しうる知識能力を修得し得ないと認める者及び指導訓練を受ける意思を欠くと認める者については、指導訓練を中止するものとする。この場合においては、当該指導訓練の実施主体の長（実施主体が都道府県である時は事業現場の長）はその旨を公共職業安定所に通報しなければならない。

(2) 公共職業安定所は、(1)の通報を受けた場合には、除外の理由となった事実を充分調査すること。

指導訓練を行っても公共事業等に就労し得る知識能力を修得し得ないと判定された場合には、公共職業安定所は、その者を爾後他の失業対策事業に紹介することができる。

指導訓練を受ける意思を欠くと判定された場合には、公共職業安定所は、その者を労働の意思のない者として爾後他の失業対策事業への紹介を中止し、又は特定期間紹介を停止するものとする。

十一 訓練就労者の賃金

訓練就労者に支払われる賃金の額は、その従事する作業内容の高効率段階による額とする。

十二 指導訓練終了後の措置

1 公共職業安定所は、指導訓練を終了した者（指導訓練の期間中において指導訓練を終了したと見做される者を含む。以下同じ。）について当該指導訓練の実施主体の長（実施主体が都道府県であるときは事業現場の長）より各人の能力・技能等に関する通報を求め、その通報に基づいてA・B・C等の段階を設け、求職票にその旨を記述しておくき、公共事業等への適格紹介に資するようにしておかなければならない。

2 公共職業安定所は、指導訓練を終了した者をすみやかに公共事業等へ紹介するよう努めなければならない。

3 指導訓練を終了した者が、左に掲げる正当な理由がないにもかかわらず公共事業等へ紹介を拒否した場合には、労働の意思のないものとして爾後失業対策事業への紹介を中止し、又は特定期間紹介を停止するものとする。

正当な理由と認められる場合

(1) 紹介された公共事業等の作業内容が、そのものの能力からみて不相当と認められるとき。

(2) 紹介された公共事業等の現場が非常に遠距離にあるため、通勤困難と認めら

れるとき。但し、トラックその他輸送の便を供せられる場合又は適当な宿泊施設がある場合はこの限りでない。

(3) 紹介された公共事業等の労働条件が、法令に違反することが明らかな時、又は賃金が同一地域における同種の業務について行われる一般の賃金水準に比べて不当に低い時。

(4) 職業安定法第二十条の規定に違反して労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。

(5) 七日以内に自己の希望する職業に就くことができると認められるとき。

(6) 本人の健康上、または一身上の事由により一定期間公共事業等に就労することができないとき。但し、これらの事由が消滅した以後においては、この限りでない。

『年鑑』

昭和三〇年二月九日

〔五―一―五二〕労働省職安局長、中小企業庁長官より各都道府県知事宛（職発第、三〇七号、三〇企庁第五、五二一―号）

昭和三十年新規定大学卒業者の就職促進について

本年度における新規大学卒業者の就職促進対策については、かねがね格別の御高配を煩わしているのですが、このたび中小企業、中小企業等協同組合その他中小企業団体への就職を強力に促進することとし、これが実施方策ならびに雇用勧奨員制度の運営、採用選考における差別待遇の是正等については、左記によることと致したので御了知のうえ、学生就職対策都道府県本部（又は労働主管部局）および商工（経済）主管部局は相互に緊密な連絡を保ち関係行政機関および民間団体、特に中小企業関係機関の理解と協力を得て、これら就職対策の効果的な実施に遺憾のないよう格段の御配慮を煩わしたい。

おつて本件については、その円滑なる実施を期するよう別紙写のとおり日本中小企業団体連盟あて協力方について依頼してあるので申添える。

記

一、中小企業および中小企業協同組合その他中小企業団体への就職促進

中小企業の分野への就職を促進するため、労働、商工（経済）関係部局が中心となり関係行政機関の協力の下に、中小企業中小企業等協同組合その他中小企業団体

に対し、次により強力なる雇用勧奨を行うこと。

(一) 各都道府県は、日本中小企業団体連盟地方組織その他関係機関と大学卒業者の中小企業への就職促進に関し、具体的に協議を行い、中小企業等協同組合等で、組合自体に職員の採用余力のあるものに対して雇用勧奨を行うとともに、個々の企業についてもこれらの組合を通じて、あるいは雇用勧奨員による事業所訪問、雇用勧奨状の発送等により求人への獲得に努めること。

(二) 中小企業診断の実施に際しては、当該主管部局は、診断員を通じ個々の中小企業経営者または中小企業等協同組合の幹部に対し、必要な従業員の確保について適切な啓発普及を行い、有能な大学卒業者の雇用を勧奨するよう指導すること。

二、雇用勧奨員制度の設置

学生就職対策都道府県本部（以下地方本部という。）または各県職業安定主管部局における求人開拓活動を強化し、求人への確保を図るため地方の実情を勘案して、必要に応じ次により雇用勧奨員の設置、運営を図ること。

(一) 雇用勧奨員の委嘱

地方本部または各県職業安定主管部局において雇用勧奨員を委嘱する場合は、各種経営者団体、中小企業団体、中小企業等協同組合等の役職員の中から適任者の推せんを受け委嘱すること。

(註) これに関する経費は、地方本部必置都道府県にあつては、「大学卒業生就職促進対策委託費」から支出するものである。

(二) 雇用勧奨員の業務

雇用勧奨員は、当該所属経営者団体加入の事業所を訪問し、雇用勧奨、求人開拓等を実施するとともに、受理求人を地方本部または当該主管部局に提出すること。

なお、地方本部または当該主管部局は、雇用勧奨員の活動状況について一定期間ごとに把握し、本制度の効率的運営を図ること。

三 採用選考に関する学生就職対策中央本部決議事項の啓発広報

(一) 両親または片親を欠く者および夜間部卒業生等環境に恵まれない学生に対し、採用選考上差別的取扱をせず、公平なる選考を行うよう学生就職対策中央本部において決議されたので、この点地方本部および職業安定機関は、適切な措置を講じ、これが啓発広報に努めること。

(二) 履歴書を「ペン書」に改めることについても前号同様決議されたので、あわせて啓発広報に努めること。

昭和三十年度新規大学卒業者の就職促進について

(右と同日、同通牒番号にて日本中小企業団体連盟会長あて)

大学卒業者の就職問題につきましてはかねてから格別の御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、このたび大学卒業者の中小企業、中小企業等協同組合その他中小企業団体に対する就職を促進するため、各都道府県知事あて別紙写のとおり通達いたしましたのでありますが、これら一連の施策を効果的に実施するためには、貴連盟はじめ、会員各位の御協力をうることが、きわめて肝要であると存じますので、特に左記事項につき貴連盟地方支部に対し、その協力方しかるべく御通知下さるよう御依頼申し上げます。

記

- 一、所属会員の事業協同組合等においてできる限り、大学卒業者を採用されたいこと。
- 二、各都道府県が行う雇用勧奨、求人開拓について協力方御配慮を願うとともに、機関紙、定期刊行物等による啓発広報を通し大学卒業者の就職対策活動に協力せられたいこと。

『時報』

昭和三十一年二月三日

〔五一―一五三〕労働省職業安定局長・調達庁労務部長より各都道府県知事宛通達(職発第一〇五号・調発第一四二号)

駐留軍及び国連軍労務被解雇者の就業対策について

駐留軍及び国連軍(以下「駐留軍等」という)の予算削減並びにその移駐及び撤退に伴い、労務者の解雇が行われつつあり、貴都道府県においても、これが就業対策については、万全を期していることと存ずる。については二月三日別紙「特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について」の閣議了解があったので、差しあたり、左記事項について、速かなる措置を講じ、その運営に遺憾のないようせられたい。

記

- 一、自衛隊部隊要員への採用について
自衛隊の移駐又は拡充に伴う要員については、極力駐留軍等労務解雇予定者及び被解雇者(軍直用労務者を除く。以下同じ)を以て充足するよう現地部隊

等と常時密接な連絡をとり、これが円滑なる専務の遂行を図ること。

二、駐留軍等への再採用について

職業安定機関及び渉外労務管理機関は、駐留軍等の採用については、次により措置すること。

- 1 駐留軍等労務者の求人を受けた公共職業安定所は、求職申込をしている駐留軍等労務被解雇者中より適格者を紹介することとし、渉外労務管理事務所は、これらの者の中より優先的に採用するよう努めること。
- 2 公共職業安定所は、前号によるも紹介人員が求人申込人員に満たないことが事前に明らかなきとき、又は駐留軍等労務被解雇者を紹介するも、なお充足し得ないときは、渉外労務管理事務所と充分連絡のうえ、一般求職者を紹介し、渉外労務管理事務所は、これらの者より採用を行うこと。
- 3 公共職業安定所は、前各号の職業紹介を円滑に行うため、渉外労務管理事務所と密接な連絡をとり、駐留軍等労務者の大量解雇が行われたときは、速かに職業相談を行い、駐留軍等労務被解雇者の状況を常時把握しておくこと。

この場合、その者が他の公共職業安定所管内に就労を希望する場合は、当該公共職業安定所に求職連絡を行うこと。

三、自営業を行うものに対する援助について

駐留軍等労務被解雇者が自ら営業を行い、又は企業組合等を結成して事業を営もうとする向に対しては、中小企業指導機関等を通じ事業の選定、経営等につき、能うる限りの援助指導を行うこと。

又右のため、事業資金又は生業資金の貸付を希望する向に対しては、各都道府県において可能な限り配慮するとともに、国民金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等金融機関に対し資金融資の潤弁方につき適当なあつ旋を行うこと。

なお、国民金融公庫、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫において下部組織に対し、駐留軍等被解雇者より融資について申し出があったときは、可能な限り要望に応ぜられたい旨の指示がなされているので申し添える。

四、失業対策事業等への就労について

昭和三十一年度予算案においては、一般失業対策事業、特別失業対策事業の充実に図るとともに、新たに臨時就労対策事業を創設し、公共事業への失業者の就労促進の措置と相俟って、失業者の吸収強化を期することとなっているが、特に特需の減少、駐留軍の引揚等のため、著しく失業者の増加した地方に対し

ては、地方公共団体の財政状況を勘案し、失業対策事業の補助率を引上げる等、所要の措置を講ずることとなったから、これが実施について万全を期すること。

別紙
特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について（昭和三一・二・三、閣議了解）

駐留軍及び国連軍に使用されている労務者は、昭和三〇年一二月末現在一五万人六千人であり、軍関係の直備労務者及び特需関係産業の労務者を加えると約二二万人に上ると推計される。

しかるに駐留軍の引揚げ並びに特需の漸減に伴って、毎年大量の人員整理が、地域的、時期的に集中して行われることを余儀なくされ、この傾向は、今後益々強くなるものと予測せられる。

政府は、かかる事情を特に考慮し、一般失業対策にあわせて、左記の諸対策を講ずるものとする。

記

第一 事前措置

一、人員整理又は発注量の削減に当っては、その量及び期間を按配して、計画的且つ漸減的となるよう要望するとともに、整理又は削減予定の事前通報が相当期間前に受けられるよう更に強力に要望すること。

二、駐留軍及び国連軍の使用する施設、機器等のうち、軍の引揚又は発注減に伴い遊休化するもの又は使用度が著しく低くなるものに関しては、次のような対策を行うこと。

(1) 提供施設で日本側需要についても利用し得るものについては、共同使用も認めるよう要望すると共に、軍隊の引揚又は特需の発注減に伴い遊休化する提供施設及び区域の返還の促進をはかること。

(2) 提供施設及び区域に所在する駐留軍所有の設備、機械器具等の中、日本側にとつて必要なものは譲渡するよう要望すること。

(3) 駐留軍によって占有されている民有の旧賠償指定機器の早期返還につき要請するとともに、これが使用料の支払につき解決の促進に努めること。

三、特需関係産業にあつては、企業の責任性を一層明確にし、特需の減少に備え予め自主的に経理の万全を期するよう努めさせるとともに、離職予定者に対しては、極力同一企業内又は系列企業への配置転換を行うよう指導し、失業者をなるべく少くするように努めること。

また特需関係産業における補充増員にあつては、特需関係産業離職者の優先的採用及び配置転換による充足をはかるよう指導すること。

四、駐留軍労務者の補充増員にあつては、既に整理されたものの優先的採用及び配置転換による充足を要請すること。

五、自衛隊要員の補充にさいしては、駐留軍特需関係等労務者を採用するように努めることとし、その計画については、事前に関係庁に連絡すること。

六、駐留軍特需関係労務者の転職を可能ならしめるため、職業指導、職業補導等の実施に努めること。

七、特需の減少、駐留軍、国連軍の引揚等のための大量の離職者を生ずる府県及び地元市町村は、これら労務者の就業斡旋、配置転換、自営援助その他総合的離職者対策の推進をはかるため特別の措置を講ずること。

第二、事後措置

一、第一の二より譲渡をうけた設備、機械器具及び返還を受けた国有財産については、特に離職者の吸収措置を考慮し、最も効果的な活用をはかり得るよう措置すること。

二、防衛庁の車輛等の修理発注にあつては、特需の調達のために使用されている機械、器具等（米国所有のものを含む）を有効に活用するように配慮すること。

三、特需の減少に対処して、企業が自主的発意と計画とによって行う事業のうち、適当なものに対しては、融資斡旋等の方法により援助すること。

四、離職者の自立更生を促進するため離職者による企業組合の育成について援助指導を行うとともに、事業資金及び生業資金の融資については、これを潤弁ならしめるよう配慮すること。

五、特需の減少、駐留軍の引揚等のため著しく失業者の増加した地方に対しては、地方公共団体の財政状況に応じ、昭和三一年度においては、失業対策事業の補助率を上げる等所要の措置を講ずること。

六、失業者の就労対策としての各種事業を、失業状況に応じて適切に実施し、再就業までの間の労働力保全に努めること。

七、特に重要と認める具体的案件については、特需等対策連絡会議において協議し、これが解決の促進をはかるものとする。『行政三』

昭和三十一年四月七日

〔五―一―五四〇〕労働部長より共同作業所長宛（三一職補第八七号）

神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の制定について

神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱の制定について昭和三十一年度より共同作業所作業員に対する作業賃はすべて委託料をもって支出すべく予算に計上されることとなつたので、今般標記の処理要綱を制定したから之に基づき処理することといたされたい。

神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱

（目的）

第一 神奈川県営の共同作業所（以下所という）において実施する作業並びに作業に伴う作業収入金及び委託料の処理については、条例・規則その他別に定めるものの外、この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第二 この要綱において次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 原材料作業…歳出予算に基づいて購入した資材（以下原材料という）をもつて行なう受注作業及び見込生産のための作業をいう。
- 2 受託作業…所外からの依頼に応じ依頼者の提供する資材（以下受託資材という）をもつて行なう作業をいう。
- 3 製 作 品…原材料作業及び受託作業において製作された製品をいう。
- 4 委 託 料…原材料作業及び受託作業において製作を委託した作業員に對し支払われる料金又は外注加工料をいう。
- 5 加 工 料…受託作業及び原材料作業において委託料見合いとして作業委託者又は発注者から領収する料金をいう。
- 6 作業収入金…製品処分の代償として得た製作品品払下げ代価、加工料等の諸収入をいう。

（加工料の決定）

第三 加工料（委託料）の額は所長の申請に基づき労働部長がこれを定める。

（作業委託契約の締結）

第四 作業員が新たに入所したときは様式第一により作業委託契約を締結するも

とする。

（受注又は受託契約の締結）

第五 作業の委託又は注文を依頼しようとする者は「製作（修理）依頼者」（様式第二）を提出し、これに對し所長は「製作（修理）受託者」（様式第三）を發行するものとする。

2 契約金額は第九の1の引渡価格とする。

（作業資材の受渡）

第六 原材料の受渡は作業毎に「物品請求伝票」（様式第四）によつて行なわれなければならない。但し各作業に共通して使用される同種類の資材は予め一括して受渡ができるものとし、定期的に作業資材の清算を行なうものとする。

（作業の委託）

第七 作業員に對し作業を委託する場合は、個人別の「作業委託簿」（様式第五）によつて行なうものとする。作業委託簿は所長がこれを保管するものとする。

2 作業員は作業を完了した時は、直ちに製作品品に残存資料をそえ所長に引き渡すものとする。

3 作業員の責に帰すべき理由によつて製作品品又は作業資材を損失したときは、所長は作業員をして損害を賠償せしめる事ができるものとする。

（製作品品の収納）

第八 作業員から引渡を受けた製作品品の収納方法は神奈川県費所属物品会計規則の定めるところにする。

2 製作品品の評価額は製作に使用した原材料の購入価格に委託料を加えて得た価額（以下製品価格という）とし、その算定は「製作品品引継明細書」（様式六）によつて行なうものとする（製作品品の処分及び引渡）

第九 受注又は委託による製作品品の引渡は原則として当該会計年度内に完了するものとし、引渡価格は第八の2の評価額とする。但し特別の事情あるものについてはこの限りではない。

2 見込生産による製作品品の処分は、原則として当該会計年度内に完了するものとし、その処分手続きは神奈川県契約条例及び神奈川県財務規則の定めるところによる。但し特別の事情あるものについてはこの限りでない。

（作業収入金の収納）

第一〇 作業収入金の収納方法は神奈川県財務規則の定めるところによる。

2 作業収入金はこれを作業員に對する委託料見合いの加工料と、その他とに

区分し、加工料は予算科目節「共同作業所作業員委託収入」に、その他は「共同作業所作業収入」にそれぞれ収納するものとする。

3 所長は特別の事情があると認める場合は収入金の一部を分割又は後納させることができる。但し後納期限は製作品の引渡後五ヶ月以内とし、且つ会計年度を超えないものとする。分割回数は引渡の時の収納を含め六回以内とする。

4 分割後納を認める場合は「分割後納個人別整理簿」(様式第七)及び「分割後納月別整理簿」(様式第八)を備え、その収納状況を明らかにしなければならない。

(作業員委託料の支払)

第一一 作業員に対する委託料の支払は毎月一回以上日を決めて行なうものとする。

2 委託料は様式第九により所長が作業員の委任を受けて一括現金庫より受領し、作業員に支払うものとする。

(報告)

第一二 所長は作業収入金の収納状況を、その月における「作業収入金収納状況報告書」(様式第一〇)によつて翌月十日までに、その会計年度未現在における製作品及び原材料の数量を「共同作業所製作品並びに原材料決算報告書」(様式一一)によつて次会計年度の五月十日までにそれぞれ労働部長に報告しなければならない。

(その他)

第一三 この要綱実施に必要な事項は労働部長が別に定める。

第一四 この要綱は昭和三十一年四月一日から実施することとし、昭和二十八年一月二十九日職補第二一号通達による「横須賀共同作業所の作業及び作業収入金並びに加工賃等処理要綱」はこれを廃止する。

(様式第一) (編注…以下略)

『神類集』

昭和三十一年四月二八日

〔五十一―五五〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第四八六号)

体力検査実施要領の一部改訂について

標記の件については昭和二十九年八月二十五日職発第四七三号労働省職業安定

局長通達別紙「公共事業等に対する失業者吸収強化措置要領」七の1の①に基づく体力検査実施要領によつて実施してきたところであるが、背筋力の測定については被検定者の身体状況等により事故の発生が懸念されるので、体力検査実施手引(昭和二十九年八月二十五日)の一部を左記のとおり改め、女子の全部及び五十才以上の男子については背筋力測定を取り止め握力の測定をもつてこれに替えることとしたから右御了承の上遺憾なきよう取計らわれない。

記

一、目的及び対象者

この握力検査は次の者に対して背筋力検査に替えて行なうものである。

① 女子全部

② 五〇才以上の男子

③ 五〇才未満の男子であつて筋骨薄弱なりと認められる者

二、体力検査実施手引(昭和二十九年八月二十五日)「六、背筋力」の次に「七、握力」の項を加える。

(挿入分は別紙)

三、検査結果の判定は次のとおりとする。

軽作業 二〇kg以上

重作業下 三八kg以上

重作業上 四二kg以上

別紙

七、握力

(一) 器具 握力計には己フソ握力計とスタッドレー握力計とがあるが、握力は掌の大きさと器具の把手の大きさととの関係によつて影響されるから、器具の把手の部分の大きさを掌の大きさに調節できるスタッドレー握力計の方がよい。

(二) 測定法 右手の握力を測定する。二回測定して値の大きい方をとる。

スタッドレー握力計の場合は、内外両鑑形の間隔を被検査者の掌の大きさに合わせるために、外側の鑑の外側を拇指の附根とし、内側の鑑形の外側が残り四指の第一と第二関節のところらにぴったりあたるように内側の鑑をまわして調節する。

コラン握力計、スメッドレー握力計に共通指針を二本とも〇にそろえる。

器具の把手の掌にしっかりと握り（スメッドレーの時は内外の錠を握ることになる）、両脚を自然にやや開いて立ち、握力計を握った手を自然に体側になげ、その手が腕部にふれないよう、体を曲げないように力一杯に握らせる。『年鑑』

昭和三十一年五月九日

〔五―一―五六〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第五二八号）

駐留軍及び国連軍に関係離職者の就業対策について

駐留軍及び国連軍関係離職者の就業対策については、二月三日「特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について」の閣議了解により一般的対策方針が示されたところであるが、更に先般発表をみた広島県呉地区における国連軍の全面的引揚の及ぼす影響の莫大な点に鑑み、政府はこの対策の基本方針として去る四月二四日別紙（略）のとおり閣議了解をもって「呉地区国連軍引揚に伴う対策」を決定し、これに基いて今回の国連軍引揚の事態に即応した具体的対策を講ずることとしたのであるが、本対策は閣議了解本文中に明記されているとおり今後各地において生ずる同様の事態に対しては、その実情に応じ本対策に準じて対処することと致した次第である。労働省としては、右閣議了解に基き離職者の大量に発生する府県に対しては「駐留軍（又は国連軍）関係離職者就職対策本部」（仮称）を設置せしめるとともに、随時、本省主催による離職者就職促進連絡会議を開催して、その就職の促進を図ることとし、又離職者の就業転換を容易にするため、必要に応じ職業補導事業の拡大実施を図る一方、失業対策事業についても離職者の発生状況に即応して、これを実施するほか、失業者の多発する特定地誠に対しては当該地方公共団体の財政状況に応じ、高率補助の措置を講ずる等今後更に一段と積極的な就職対策を推進することと致したので、貴都道府県においても、現地の実情に即応した万全の対策を講じられるようお願い致したい。なお、「駐留軍（又は国連軍）関係離職者就職対策本部」（仮称）の設置及び離職者就職促進連絡会議の開催については別途指示するから申し添える。

『行政三』

昭和三十一年六月一四日

〔五―一―五七〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第六九〇号）

駐留軍及び石炭山関係離職者の就職促進について

目下駐留軍関係労務者の大量解雇の発生を見つつあり、又石炭合理化に基き、石炭山関係労務者について離職者の発生を見つつある現況であるが、これ等離職者については今般更に左記のとおり措置することとしたので御了知の上格段の御配慮を煩わしい。

記

一、駐留軍関係離職者について

駐留軍離職者については、基地間の配置転換、自衛隊部隊要員への吸収、自県内の職業あつ旋及び職業補導の活用等については遺憾のないことと存するが、なお解雇の発生した当該都道府県内においてのみには吸収を図ることが極めて困難と思料されるので次により広域に亘る地域間紹介を積極的に行うこと。

（一）駐留軍関係離職者について他都道府県に就職を希望する者については左の点に留意の上職業相談を実施すること

1. これ等離職者は概ね、失業保険受給資格を有するものであるが、往々にして受給期間中は就職の熱意に欠けるおそれがあることに鑑み、長期且つ定着性のある職業については受給期間中と雖も積極的に就職するよう充分指導すること。

2. これ等離職者の従前の賃金は概ね一般民間のそれより高額であるから、希望賃金については、一般民間に就職可能な額とするような求職条件の緩和に努めること。

3. 希望職業及び希望就職地については、概ね第三希望まで把握して就職の機会を拡大するよう努めること。

4. 就職希望地の決定に当たっては、単に求職者が漫然と特定地を希望し、あつ旋の際には、これを拒否するが如きことの生じないよう指導すると共に、就職希望地における寄寓先は就職の重大な要件となるから、たとえ一時的な寄寓先でも、できる限り設定するよう指導すること。なお寄寓先は通勤距離の関係があるから具体的に記入すること。

（二）職業相談の結果については左の事項を内容とする求職状況一覧表を作成すること。

1. 希望職業名（第三希望まで）及びその職業の経験年数

2. 希望就職地（第三希望まで）

3. 年令

4. 退職年月日

5. 退職前の賃金及び希望賃金
6. 寄寓先（できる限り具体的に記入し、寄寓先が数ヶ所あるときはその総てを記入すること。）

7. 扶養家族数及び扶養家族を有する者の単身赴任の可否
8. 住込希望の有無
9. その他参考事項

(三) 右求職状況一覧表を、求職情報として、就職希望先都道府県に送付すること。なおこの場合、求職連絡を同時に行っても差支えない。

(四) 求職状況一覧表又は求職連絡を受理した都道府県は駐留軍関係離職者対策の重要性に鑑みその者に対する積極的な求人開拓を行うと共に特に求人者に対してはこれ等の者の離職状況を充分説明して採用方を要請すること。又求人者においてその採用に当りその出身地を問わないものについては、これ等の求職者を採用せしめるよう努めること。

二、石炭山関係離職者について

石炭山関係離職者については三月十二日職発第三三七号及び六月一日職発第六四一号通達によるほか石炭労務の特殊性に鑑み、原則として次により就職あつ旋を行うこと。

(一) これ等離職者の発生した場合は極力同一企業又は、他の石炭鉱業に配置転換を行うよう指導すること。

(二) 右により措置し得ない離職者に対しては、他の一般産業へのあつ旋に努めること。この場合職業補導所への入所及び広域に亘る地域間紹介の積極化については、前記駐留軍関係離職者の例に準じて措置すること。 『行政三』

昭和三十一年一月一日

〔五一―一五八〕労働事務次官より各都道府県知事宛通達（職労第一号）

団結権、団体交渉その他団体行動に関する労働教育行政の指針につ

こゝ（要旨）

(一) 労使関係と労働法制

労働組合運動は、本来自然発生的なものだといわれているが、わが国戦後の組合運動は、占領政策及びそのもとにおける労働立法並びに行政の保護育成によるところが大きい。すなわち、労働組合法は組合運動によって生み出されたというよりは、むしろ

る大部分の組合運動が労組法によって推進されたといえよう。わが労組法は単に組合運動を公認することとどまらず、それを保護育成する意図のもとに立法されたものであり、労働組合に対して諸外国に例をみない程の厚い規定を設けている。

今日、わが国の労働組合で労働法制を公然と否認し、非合法運動を呼号するものは稀である。しかし、それは必ずしも労働組合が違法な行為をしないということではなく、違法な行為をしていても、それを違法だと自認しないにすぎない場合が少なくない。違法な行為を合法であると強弁したり、そこまで行かなくても、合法性の限界を極限以上に押し上げようとする傾向が強い。

判例、命令、学説についても、わが国では労働法の歴史が浅いために、普遍性、安定性に乏しく、振幅が広いといえる。

労働法は、他の法規に超越して罷り通るものではなく、諸法域の諸法と調和を保ちつつ憲法下の法秩序の一環をなすものである。従つて、我々は何よりも法秩序全体から眺めて正しい法解釈を行わなければならない。それが健全なる労使関係のあり方についての最小限の要求である。

(二) 労使関係の基本的な考え方

労働者が労働組合を結成し、使用者と対等の立場で労働条件を集団的に交渉し決定するということは、自由にして民主的な国家において、等しく行われているところである。産業の平和を保ち、経済の興隆を図るため、労使関係の円滑を期するには、かくするよりほかにないことは、歴史の証明するところである。

そこで、わが憲法は、これを単なる自由の領域に放置することなく、勤労者の団結権、団体交渉その他の団体行動権を保障することによって、憲法上の社会制度にまで高めた。労組法もまたその趣旨に即し、かつその範囲内において労働者の団結、団体交渉その他の団体行動を保護保障するものである。

労組法の規定する労働組合、団体交渉、労働協約、争議行為に関する保護も、労働条件の集団的決定という制度の一環として解せられるべきであり、四者はそれぞれ密接不可分な関連において、はじめて保障あるいは保護されているのである。

(三) 労働組合

労働組合とは、労働者が主体となつて、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を主たる目的として組織する団体又はその連合体である。労組法の労働組合及び労働者に対する保護も保障も、また規制も、この目的の範囲内において行われるのである。

労働組合は、労働者の自由意思に基く団結である。労働組合がその組織を強化する

ため、一人でも多く加入させようと努めることは、当然のことであるが、それは、労働者や労働組合の啓蒙、宣伝あるいは説得により、あくまでも個々人の自由意思に訴えるのが本筋である。

いわゆるシヨップ制なるものは、自由なる団結の例外をなすものである。シヨップ制については、労働者側にとって無条件に有利な如く考える向もあるが、わが国のように、労働組合が企業別組織を原則としているようなところでは、労働市場の独占という機能を論ずる余地がないのみならず、シヨップ制は往々にして、使用者の組合支配の手段に用いられる危険すらあることを考えるべきである。

労働組合の統制権についても、組合本来の目的を達成する限度内でのみ認められるものであって、これ以外の目的、たとえば、公職選挙において、特定の候補者を支持応援するために統制権を行使することは、許されるべきではない。

労働組合というからには、その組織及び運営が自主的であり、使用者から独立であることを必然的条件とするが、わが国の労働組合の中には、組合員をふやすことに急なる余り、組合員としての義務の履行を期待し難い者をも組合に入れようとしたり、使用者から組合運営の経費を消極的に受けるのではなく闘い取ればよいのだという考えが、未だ払拭されないものようであるが、反省すべきである。

労働組合の活動分野としては、労働条件に関する活動、福利共済活動、政治活動の三つがある。労働条件に関する活動が、労働組合の本質的かつ不可欠の活動であることはいうまでもない。福利共済活動は、労働組合の団結の強化、労働者の連帯意識の向上に、極めて大きな役割を果すものであるが、今日までのところ、わが国の組合運動においては、福利共済活動はかかる機能を十分営んではこなかった。

団結を強化する無理のない手段としても、福利共済活動は再認識されるべきである。これに対し、労働組合が政治活動を行うのは本来筋違いである。わが国労働組合、特に上部組織の離合集散が、特定政党とのつながり、政治的イデオロギーの対立、労働組合の政治活動を契機としている点が顕著であることに鑑み、労働組合と政治活動との関係は深く反省すべきものがある。

四 不当労働行為制度

不当労働行為制度は、憲法第二八条の目的をより効果的に担保せんとするにある。すなわち、団結権、団体行動権を侵害する使用者の行為の類型を明確にして、これを禁止し、その違反に対しては裁判所の保護に加え、労働委員会による簡易迅速な救済措置が講じられているのである。しかし、使用者はあえてこの制度にまたなくても、労働者の団結権、団体交渉その他の団体行動権を尊重すべきことは当然である。

労組法は、使用者の不当労働行為のみを規定している。しかし、団結権、団体行動権に影響を与えるからといって、かかる使用者の行為のすべてを禁止しているのではない。すなわち、それは使用者の正当な行為を禁ずるものではなく、また、労働者側の不当な行為までも保護するものではない。労働組合の行為の正当性の問題は、不当労働行為制度の中心問題であるが、それは法の目的に従って判断されるべきである。すなわち、労働者の経済的地位の向上のため、使用者と労働条件について交渉するという目的に関係する行為という枠内において問題となりうるのであって、それ以外の行為は、労組法の関知するところではなく、それぞれ関係法規によって決せられるべき問題である。

五 団体交渉

法の保護助長する団体交渉とは、本来、労働組合が労働条件を定める労働協約を結ぶための交渉にかぎられ、労働組合と使用者との間の交渉や協議のすべてではない。たとえば、他の使用者と労働組合間の紛争のように、その使用者が処分権を持たない事項や、労働条件や労働者の待遇の基準と明確な関連を持たない企業の経営方針、企業の役員員の人事等、使用者に処分権があっても、およそ労働協約になじまない事項に関する交渉は、法の保護助成せんとする団体交渉ではない。

又、労働協約を締結するための交渉であっても、常に使用者に団体交渉に応ずべき義務を負わせているにわけではない。使用者は、正当な事由があれば、団体交渉の全部又は一部を拒否しうる。たとえば、労働協約有効期間中、労働組合がその協約に定めるところと矛盾抵触する内容の要求を行った場合とか、労働協約や協定によって団体交渉手続が定められているとき、これに反する団体交渉手続がとられた場合、あるいは交渉が喧騒や吊し上げにわたり、不当に長時間の交渉を強要されたり、暴力行為が行われ又はそのおそれがあるとき、円滑に交渉を進め難いと認められる場合には、使用者は団体交渉を拒否しうる。

六 労働協約

労働協約は、一面、労働契約に優先する効力を賦与されているものであり、実質的な労使対等の労働条件の決定を担保するという意味において、労働者の利益のための制度であることは明らかであるが、他面、労使関係の安定を約束するものであり、この意味において、使用者もこれから利益を受けること極めて大である。

しかるに今日、労働協約の有効期間中に、協約所定以外の事項について要求を行い、要求が容れられないときには争議行為をもつてしてもこれを貫徹し、別個の協約ないし協定を締結することの是非については、ほとんど反省がなされていない。

ある事項について労働協約を締結した場合に、その有効期間中に他の事項について団体交渉を行い、これについて争議行為を行うならば、いうところの平和義務は実質上無意味と化し、何ら協約期間中の産業平和を約束することにはならない。

労働協約が、その有効期間中の産業平和と円滑なる業務の運営を約束するものたるしめるためには、ばらばらの労働協約を締結せずに一本化した体系的な労働協約を締結し、これにその有効期間中に予想される一切の問題点を網羅することに努めるべきである。

(七) 争議行為

ストライキは、団体交渉の行き詰りを打開する最後の手段として認められるものであって、労働者の集団的な労務提供の拒否という不作為がその本質である。ピケとかデモとかは、ストライキに本質的のものではない。

ストライキは、団体交渉の行き詰りを打開する最後の手段として認められるとしても、決して無制限に是認されるものではない。そのストライキが労働組合の正当な行為として民事、刑事の免責を受けるためには、労働条件の集団的決定制度の枠内におけるものであることが必要であり、ストライキに対する制限法規はもとより、労働協約、組合規約にも違反することなく、また暴力行為その他の不法行為を伴うものでもないことを必要とする。いずれかの点において違反があれば、それ相応の責任を生ずるのはいずれまでもない。

法は労働組合が労働条件に関して使用者と交渉するために団体行動を是認しているのであるから、この目的をはなれ、しかも使用者の処分しえない事項を目的とするストライキ、たとえば政治ストの如きは、それが直ちに違法な行為とならば限らないが、制度として認められるストライキとは、全く性質を異にするものであって、何ら免責や保護を受けるものではない。

権利の行使、義務の履行、法令又は労働協約、協定、就業規則、契約の解釈適用等に関する、いわゆる権利争議は、賃金その他の労働条件等の決定をめぐる利益争議とは、性質上画然と区別される。それは、当事者間での話し合いや、紛争解決機関による自主的な解決がつかなければ、最終的には裁判所、労働委員会等の国家機関によって解決しうる性質のものであって、争議行為を必然としない。かかる事項についてまでストライキを行うことは、深く反省すべきである。

ロックアウトは、使用者が労働争議において多数の労働者の労務の受領を拒否する行為であるが、ストライキと同様な制度的必然性をもっていない。従って、積極的攻撃的ロックアウトを行うことは許されない。

争議行為は労使に損害をかけることはいうに及ばず、公衆にも迷惑をかけるものであるから、できるだけこれを回避するように努めなければならない。労使の実情に即した争議の円滑な解決を図るためには、労使の合意により、自主的な調整機関を設定するのが望ましいが、この点については、わが国の労使慣行は未熟であり、今後大いに考慮すべき問題である。自主的解決機関の設置運営が困難な状況にあるならば、少くとも労働委員会を尊重活用して労使関係の平和的進展に一層の努力を払うべきである。

『行政三』

昭和三十二年一月二五日

〔五一―一五九〕労働部長より共同作業所所長宛（三二職補第二八号）

共同作業所（内規）基準の制定について

神奈川県共同作業所等に関する規則（昭和三十一年十月三十日、神奈川県規則第八十号。以下規則という。）の制定に伴い、規則に定のあるもののほか運営その他必要な事項は、知事の承認を得て定めることになったので、内容の統一を図るため別紙のとおり、その制定基準を定めたから、これに準じ、左記事項御留意のうえ、作成し、承認の手続きをとられたい。

記

一、制定規準第五条の始業・終業・休憩時間は一応の基準であつて列車時刻、寮における給食時間等の都合により若干の繰上げ又は繰下げはさしつかえない。
二、来る二月十五日までに職業補導課あて二部提出のこと。

神奈川県共同作業所規則制定規準

（総則）

第一条 この所則は、神奈川県共同作業所等に関する規則（昭和三十一年十月 神奈川県規則第八十号。以下規則という。）に定めるもののほか、神奈川県共同作業所（以下作業所という。）の運営その他必要な事項を定めるとともに、作業所の目的、作業員の心得等を明らかにしたものである。

（作業所の目的）

第二条 作業所は、特別な技能を要する職業につこうとする者に技能訓練を施し、作業に対する委託加工料を得させながら就業の機会を与えることを目的とする。

(作業員の心得)

第三条 作業員は、常に作業員としての本分を自覚し、規則、緒規程、その他指

示事項を守り、健康に留意して常に勤勉でなければならない。

(作業時間)

第四条 作業時間は次のとおりとする。

平日 土曜日

始業 午前九時 午前九時

終業 午後四時三十分 正午

休憩 正午から午後一時まで

2 前項に定める作業時間のほか、受注品の納期等止むを得ない理由により、

作業員が作業を行なおうとする場合は、あらかじめその理由を所長に届け

出て、許可を受けなければならない。但し、原則として午後九時までを限

度とする。

(作業の委託、作業の方法、及び委託料金)

第五条 作業の委託、作業の方法、及び委託料金等については別に定める「委託

料金等処理要綱」による。

(就職のあつ旋等)

第六条 作業員の就職については、公共職業安定所を通じてあつ旋を行い、自営

を希望するものに対しては、自営するに必要な助言又は勧告をする。

(授業料)

第七条 授業料は徴収しない。

(失業の認定等)

第八条 失業保険に基し、失業の認定及び生活保護法、身体障害者福祉法、戦傷

病者授護法、児童福祉法、母子福祉法等の適用について必要な便宜を与え

る。

(労務加配米)

第九条 作業種目により労務加配米を受けることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める「配合要領」による。

(寮)

第十条 (神奈川県共同作業所) 入寮者に対しては、食費は実費程度とし、他はす

べて無料とする

2 その他寮に関する必要事項は、所長が定める。

(雑則)

第十一条 規則第四条に基て誓約書の保証人は父兄又はこれに代わる身元引受人

とし、在所中保証人を変更するときは、直ちにその旨を所長に届け出なけ

ればならない。

第十二条 作業員は、その住所又は戸籍に異動を生じたときは、直ちにその旨を

所長に届け出なければならない。

附則

1 この所則は昭和 年 月 日から実施する。

2 「神奈川県横須賀共同作業所作業員就業心得」は廃止する。

『神類集』

昭和三十三年七月一日

(五―一―六〇)労働事務次官から労働福祉事業団理事長宛(労働省発監第一号)

労働福祉事業団法の施行について

第二十六回通常国会において成立した労働福祉事業団法は、昭和三十三年五月二

十日法律第二百六十六号をもって公布施行され、これに伴い、労働福祉事業団法施行令

(昭和三十三年政令第六十一号)及び労働福祉事業団登記令(昭和三十三年政令第

百六十二号)は、六月二十八日をもって、労働福祉事業団法施行規則(昭和三十三年

労働省令第十四号)は、七月一日をもって、それぞれ公布施行された。

これらの法律に基き労働福祉事業団は本日成立されることになったものである。

労働福祉事業団設立の目的は、法第一条に明記されているように、労働者災害補償

保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うこと

により、労働者の福祉の増進に寄与することにあるが、事業団の運営に当っては、同

法及び同法に基く法令によることは勿論、従来の経緯等に鑑み左記の点に特に留意し

て、事務の運営等に遺憾なきを期せられたい。

右命によつて通達する。

記

一 事業団は、早急に組織、機構を整備し、事業計画の達成を期すること。

二 事業団の本米の公共性に鑑み、その業務の運営については、法令を遵守し、適正

に執行するよう十分の考慮を払うこと。特に事業団の財務及び会計については事業

団の事業の能率的な経営と予算の適切な執行を図るため、万全の措置を講ずること。

三 事業団の任務は、本来国が行うべき事業を国に代って行ういわゆる代行機関であつて、労災病院等の労災保険施設については、労災保険業務と密接な関連があり、職業訓練施設等の失業保険施設については、職業補導事業等との一体的運営が必要とされるのであるから、常に労働省と一体不可分となり、その業務の運営に当るべきものであること。

四 事業団は、新たな構想と組織をもって発足するものであるから、従来の経緯等にとらわれることなく、清新にして明朗な体制を樹立し、役職員一体となりその業務に当らねたいこと。

五 副参事以上の職員の任命並びに理事の担当については事前に労働大臣の承認を求めねたいこと。

六 失業保険の福祉施設については、都道府県等との関係より、十月以降に事業団に切り替えられる予定であること。 『福祉』

昭和三十三年七月一九日

〔五一―一六一〕労働福祉事業団監理官から労働福祉事業団理事長宛（監発第一号）

労働福祉事業団の業務に関連し事前に連絡を要する事項について

貴事業団と当省との連絡については、種々御配意を願っていることと存じますが、今後両者の連絡を一層緊密にするため左に掲げる場合においては、事前に当方に連絡せしめられるようよろしく御取計らい願いたい。

記

一 事業団の規程並びに重要な達を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 制定の際大臣の認可又は承認を必要とする規程等の細則を定めようとするとき。

三 事業団の業務運営上、重要な、若しくは基本的な方針又は類似の公的機関における措置との権衡について検討を必要とするような方針を決定しようとするとき。

四 事業団が締結する契約の標準約款を定めようとするとき、又は特に重要な、若しくは異例にわたる契約を締結しようとするとき。

五 次の各号の一に該当する場合で重要なとき。

1 国会又は各省に対し、文書又は資料等を提出しようとするとき。

2 会計検査院その他の外部機関から事業団の業務に関し勧告又は警告等を受け、これに対し措置しようとするとき及びこれ等の機関に対して文書を提出しようとするとき。

3 事業団の職員又は職員の組織する団体から労働条件の改善に関する要求を受け、これに対し態度を決定しようとするとき。

4 訴願、訴訟その他の紛争に関して事業団の態度を決定しようとするとき。 『福祉』

昭和三十三年六月三〇日

〔五一―一六二〕総理府総務長官より都道府県知事宛（総審第一二八号）

駐留軍撤退に伴う離職者の対策について

標記については、昭和三十三年九月三〇日付総審第二〇二号をもって通知をいたし、離職者対策本部の設置をお願いしたのでありますが、今般駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五八号）の施行に伴い、駐留軍関係離職者等の対策機構として、新たに総理府に中央駐留軍関係離職者等対策協議会（中央協議会）が設けられることとなり、都道府県は、条例で都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会（都道府県協議会）を置くことができることとなりました。

このため政府においては、従来の特需等対策連絡会議を廃止し、また対策の実施の推進及び都道府県協議会との連絡にあたるため総理府に駐留軍関係離職者等対策推進本部を設ける等所要の措置を講じたのであります。

貴□におかれても同法の趣旨に則り速かに都道府県協議会を設置し、その協議会の設置、運営について労働省の通達によられるほか、左記の事項に留意せられ、対策の推進に遺憾なきを期せられるようお願いいたします。

記

1 協議会の事務措置機構を明確にし、協議会の事務の一元的運営を図ること。

2 右の事務担当機構は協議会で連絡・調整された対策の推進にもあたり、特に駐留軍関係離職者の再就業について必要な個別の相談、斡旋等に努めること。

3 協議会で協議された事項中政府の措置を必要とするものその他対策推進のため必要な事項については、右の事務担当機構において随時駐留軍関係離職者等対策推進本部との運営に努めること。 『行政三』

V 2 部 公共職業補導関係

昭和二十二年一月三十一日

〔五十二―一〕神奈川県告示第三六号

神奈川県立厚生職業補導所規程

第一条 左に掲ぐる者ニ対シ生業ニ必要ナル技術及知識ヲ修得セシムル為神奈川県立

厚生職業補導所（以下補導所ト称ス）ヲ横須賀市公郷町五七九番地ニ設置ス

一、特別ノ公務ニ因リ又ハ之ニ関連シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

二、戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

三、終戦ニ因ル内地（本州、四国、九州及北海道以下同シ）以外ノ地域ヨリノ引揚

者中傷痍又ハ疾病ニ因ル不具廢疾者

四、法令ニヨリ徵用セラレ又ハ当該業務ニ従事シタル者ニシテ業務上ノ事由ニ因リ

又ハ業務ニ関連シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

五、厚生年金保険法及船員保険法ノ被保険者ニシテ業務上ノ事由ニ因リ又ハ業務ニ

関連シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

六、其ノ他国又ハ県ニ於テ職業補導ヲ必要ト認ムル者

注①不具廢疾トハ恩給法施行令第三十一条ニ規定シアル程度以上ノ障碍ヲ貽セルモノヲ言フ

②戦時災害トハ戦争ノ際ニ於ケル戦闘行為ニ因ル災害及之ニ起因シテ生スル災害ヲ言フ

③第一号乃至第六号ニハ女子ヲ含マサルモノトス

第二条 補導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 一名

書記 若干名

技手 若干名

雇 若干名

助手 若干名

司長 若干名

講師 若干名

第三条 所長ハ主事ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 所長以下雇以上ノ職員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第五条 所長ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

書記ハ上司ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

技手ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ニ従事ス

第六条 補導所ニ於ケル教育科目、修業期間、收容人員等ハ別表ノ通トス

別表ニ定ムル科目以外ノ科目ニ付教育ヲ受クルコトヲ希望スルモノアル場合ハ必要

ニ依リ公私ノ施設ニ委託シテ教育ヲ行フコトを得

第七条 補導所入所志願者ハ入所願（様式第一号）ニ左ノ各号ノ書類ヲ添ヘ知事宛ト

シテ所長ニ提出スヘシ

一、履歷書

二、①第一条第一号ノ該当者ニ対シテハ思給証書写又ハ裁定通知書写（思給未タ決

定セサル者ニアリテハ恩給受給見込証明書其ノ他傷痍軍人又ハ傷痍軍人トナル

見込証明書）転免役賜金受給者ニ付テハ転免役賜金証書写（転免役賜金未タ決

定セサル者ニアリテハ転免役賜金受給見込証明書

②第一条第二号ノ該当者ニ付テハ戦時中本人ノ居住セル市区町村長ノ証明書

③第一条第三号ノ該当者ニ付テハ引揚民援護局長又ハ引揚後居住スル市区町村

長ノ証明書

④第一条第四号ノ該当者ニ付テハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時当該事業ニ従

事シアリタル工場事業場長ノ証明書

⑤第一条第五号ノ該当者ニ付テハ傷害年金証書写（障害年金未タ決定セサル者ニ

在リテハ傷害年金受給見込証明書）

三、健康診断書（伝染性疾患ノ有無特ニ結核性疾患ヲ經過セル者ニ対シテハ健康ノ

良否ニ付国立、公立病院、療養所又ハ保健所ニ於テ診断シタルモノ）

四、戸籍抄本

第八条 入所願ヲ受理シタル時ハ左記事項調査ノ上入所決定セラレルコト

一、本人ノ性行

二、教育科目ノ適否

三、其ノ他参考トナルヘキ事項

第九条 入所ヲ許可セラレタル者（以下訓練生ト称ス）ハ直チニ誓約書（様式第二号）

第十条 訓練生ハ補導所附属寄宿舎（以下寮舎ト称ス）ニ入舎スヘシ但シ私宅又ハ縁

故者ノ許ヨリ通学セントスル者ハ所長ノ許可ヲ受クヘシ

第十一条 所長ハ職業補導中ノ者ニ対シ其ノ教育上又ハ所内ノ秩序保持上必要ナル指

示ヲナスコトヲ得

第十二条 所長ハ職業補導中ノ者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退所ヲ命スル

コトヲ得

一、素行不良又ハ心身ノ状況ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、規律ニ違反シ又ハ所長ノ命ニ従ハサル者

三、其ノ他所長ニ於テ已ムヲ得サル事情アリト認メタル者

第十三条 所定ノ課程ヲ終了シタル者ニ対シテハ様式第三号ノ証書ヲ授与ス

第十四条 本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル細則ハ知事ノ承認ヲ經テ所長之ヲ定ム

附 則

別 表

補導科目	訓練期間	収容人員 (一ヶ年分)
事務科	四ヶ月	七人
電気科	六ヶ月	一〇人
製図科	六ヶ月	一〇人
機械科	六ヶ月	一〇人
木工科	六ヶ月	一〇人
農機具科	六ヶ月	一〇人
養蜂科	六ヶ月	五人

様式第一号（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十一年七月一二日

〔五―二―二〕 勤勞局長より各地方長官宛（勤發第三〇七号）

職業補導実施要綱に関する件

職業補導事業運営の益々緊要なるに鑑みこれが実施に万全を期するため、この度別紙要綱が定められたから御了知の上其の趣旨に副ひ一層これが事業運営の適正と其の成果の昂揚に努められたい。

職業補導実施要綱

一、趣 旨

職業補導は戦争終結に伴ふ産業離職者、復員軍人、海外引揚者、戦災等失業者中直ちに就職し得ざるものに対し、所要の技能を補ひ、健全なる職業に円滑且つ速やかに就業し得る様指導し、以つて民生安定を図ると共に戦後の産業復興に資することを本旨とする。

二、開 所

職業補導所は、厚生省の指示する所に従ひ都庁府県において左記事項に留意し計画立案し、厚生省の承認を得て開所すること。

(一) 名 称

原則として「何々職業補導所」とすること。

(二) 経営主体

原則として地方庁の経営とすべきも職業補導協会支部其他適切なる団体を指導して委託経営をなさしむることを得ること。

(三) 位 置

失業者の分布状況、産業事情、交通事情並びに既存建物の利用可能の有無等を勘案すると共に補導種目の実習に便なる場所を考慮すること。

(四) 建 物

原則として専用の建物として事務室、教室、実習（作業）場等必要なる施設を設けること。

寄宿舎を設けることは望まじきも食糧事情、経費、建物等現下の状況に鑑み差当り通勤を建前とすること。

(五) 機械器具其の他の設備

職業補導所は実習教育の充実にあることに鑑み、補導用機械器具の整備計画に万全を期すること。

なほ補導用機械器具其の他の設備の不足なる現状に鑑み、常に之が確保に努むると共に其の能率的活用を工夫勘案すること。

(六) 補 導 種 目

補導種目の選定に当りては我が国衣食住の生活の安定に眼目を置き戦災の復旧、戦後産業の振興に必要な職種につき、其の地方の戦災の状況、産業事情等を充分勘案すること。

(七) 定 員

職業補導事業運営の益々緊要なるに鑑みこれが実施に万全を期するため、この度別紙要綱が定められたから御了知の上其の趣旨に副ひ一層これが事業運営の適正と其の成果の昂揚に努められたい。

建物の収容能力、設備の状況、指導員確保の難易等の事情を勘案し、補導の徹底を期し得る程度に依り決定すること。

三、職員

(一) 職業補導所には原則として専任の所長を置くこと。所長は斯道に關し経験と深き理解を有し、人格、識見共に職業補導所の経営管理に適格なる人物につき、これを選定すること。

(二) 事務職員としては、職業補導事業に關し相当の理解と識見とを有し人事管理、物品管理及び会計経理事務に當るの才能を有する者たること。

(三) 指導職員としては次の条件を具備する者たること。

① 夫々担当の専門作業につき学校教員たるの資格を認定されて居ること。

又は夫々専門作業につき体系的学理を概略了得し、実際作業につき概ね五年以上の体験を有する者たること。

② 教育的識見を有し指導力を有する者たること。

(四) 補導生の指導に當りては懇切丁寧に其の技術並びに心身の錬磨に努むると共に、進んで補導生の身上相談等に与かる様心掛けること。

四、補導生の募集並に選定

(一) 補導生の募集は適切なる周知方法に依り勤労署を通じ公募するを原則とすること。

(二) 補導生の選定に當りては左の条件を具備する者の中より其の候補を定むること。

① 将米其の職種の職業に従事する意志強固なるものたること。

② 適格性と興味とを有するものたること。

③ 身体的障害あるも其の職種に適性を有する者、生活の余裕乏しき者は力めて之を選定する様留意すること。

(三) 入所は前項の候補者につき本人の略歴、家庭事情及び将来の希望等につき聴取の上各人の身上調書を作成し之等の書類及び本人につき審査の上決定をなすこと。

(四) 入所決定に際しては誓約書を提出せしむることを可とする事。

五、補導生入所中の処遇

(一) 補導生は職業補導所長の指導の下に自主的に規律ある行動を為さしむること。

(二) 補導生入所中の補導に要する経費は之を徴収せざること。

(三) 補導生にして中途退所せむとする場合は其の理由を具して所長の許可を受けしむること。この場合事由に依りては入所中の実費を徴し得ること。尚成績著しく不良にして補導生として適当ならずと認めたる者に対しては所長に於て退所を命じ得ること。

六、補導教程

各種目につき厚生省に於て指示する所に依り、其の細目を定め実施すること。但し厚生省に於て未だ指示せざる職種に就ては当該地方専門家の意見を徴し之を決定し厚生省に報告すること。

七、補導生の就職相談及び斡旋

職業補導所長は常に補導生各人につき其の人物性行、技能習熟度及び家庭事情等に留意し補導期間中の概ね後期より逐次各人別の就職（自営を含む）相談を実施す。

補導生修了前に於て予め関係勤労署に連絡し其の就職斡旋に關し万全を期すること。

八、經理

(一) 經理は最も厳正ならしめ、関係簿冊は明確に整備し置くこと。

(二) 実習作業に依る製品は補導協会地方支部等をして出来得る限り統一をとり一般の価格に依り通常の系統を通じて販売すること。

(三) 実習に依る収益は其の經理を明確ならしめ補導生の補導を受くるに必要な經理又は共同福利施設等の經理に充つること。『失対三』

昭和二十一年八月一日

〔五―二―三〕 神奈川県告示第三二九号

神奈川県横浜木工補導所設置規程

第一条 失業者の中建具又は家具製作の技能者にならうとする者を入所せしめて短期の補導を実施し以つて失業救済と戦災復興に資する為神奈川県横浜木工補導所（以下補導所と云ふ）を横浜市南区永田町一九六二番地に設置する

第二条 補導所に左の職員を置く

所長 一人

書記 一人

指導員 四人

雇 一人

講師 若干人

第三条 所長は二級地方事務官又は二級地方技官を以つて充てる

第四条 所長は所務を総理し職員を監督する

所長事故ある場合は所長の指名したものが所務を代理する

書記は上司の命を承けて庶務に従事する

第五条 指導員は所長の命を承けて技術の指導に当る

第六条 所長は左の事項に就いて予め知事の承認を受けること

一、宿泊を要する県外出張に関する事項

二、其の他重要な事項

第七条 所長は左の事項に就いて之を専行することが出来る但し第二号に関する

事項は執行都度遅滞なく知事に報告すること

一、職員の県内出張

二、職員の事務分掌

三、制限定例に依る願届書に関する事項

四、寄贈物品及図書の受理

五、其の他軽易な事項

第八条 所長は主掌事務に関して職名又は所名を持って文書の往復をすることが

出来る

第九条 備付の印章は所長が保管する

第十条 所長は時折業務成績を知事に報告すること

第十一条 補導所の補導科目並に補導生の定員は左の通りとする

建具科 一五名

家具科 一五名

第十二条 補導期間は一補導期間六ヶ月とし年二回実施する

第十三条 入所志願者は左の三つの事項を調査の上入所が決定せられる

一 本人の性行

二 身上関係

三 其の他参考となるやうな事項

第十四条 入所を許可せられた者（以下補導生と云ふ）は直ちに誓約書（様式第

一号）を所長に提出すること

第十五条 所長は補導中の者に対して左の各号の一つに該当するときは退所を命

ずることが出来る

一、素行不良又は心身の状況に依り成学の見込ないと認めたる者

二、規律に違反し又は所長の命に従はない者

三、其の他所長が已むを得ない事情があると認めたる者

第十六条 定められた課程を終了した者に対しては（様式第二号）の証書を授与する

第十七条 本規程施行に關して必要な細則は知事の許可を経て所長が定める

附 則

本規程は公布の日から施行する

（様式第一号）（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十一年八月一日

〔五―二―四〕神奈川県告示第三三〇号

神奈川県第一語学養成所設置規程

第一条 知識階級の失業者中語学の素養あるものを入所せしめて短期の再教育を

実施し以つて失業救済と進駐軍渉外事務の円滑なる運営に資する為に神奈川県

第一語学養成所要員（以下養成所と云ふを横浜市港北区太尾町大倉山に設置す

る）

第二条 養成所に左の職員を置く

所長 一人

次長 一人

書記 一人

指導員 四人

雇 一人

講師 若干人

第三条 所長は勤労課長を以つて充てる

第四条 次長は日本国際連絡協会専務理事を以つて充てる

第五条 所長は所務を総理し職員を監督する

次長は所長事故ある場合所務を代理する

書記は上司の命を承けて庶務に従事する

指導員は所長の命を承けて語学の指導に当たる

第六条 所長は左の事項に就いて予め知事の承認を受けること

一、宿泊を要する県外出張に関する事項

二、その他重要な事項

第七条 所長は左の事項に就いて之を専行することが出来る但し第二号に関する事項は執行都度遅滞なく知事に報告すること

一、職員の県内出張

二、職員の事務分掌

三、制限定例に依る願届書に関する事項

四、寄贈物品及図書 of 受理

五、その他軽易な事項

第八条 所長は主掌事務に関して職名又は所名を持って文書の往復をすることが出来る

第九条 備付の印章は所長が保管する

第十条 所長は時折業務成績を知事に報告すること

第十一条 養成所の補導科目並に補導生の定員は左の通りとする

通訳科 二五名

英文タイプライター科 二〇名

第十二条 補導期間は一補導期間六ヶ月とし年二回実施する

第十三条 入所志願者は左の四つの事項を調査の上入所が決定せられる

一 本人の学力

二 性 行

三 身上調査

四 其の他参考となるやうな事項

第十四条 入所を許可せられた者（以下補導生と云ふ）は直ちに誓約書（様式第一号）を所長に提出すること

第十五条 所長は補導中の者に対して左の各号の一つに該当するとき退所を命ずることが出来る

一、素行不良又は心身の状況に依り成学の見込ないと認めたる者

二、規律に違反し又は所長の命に従はない者

三、其の他所長が已むを得ない事情があると認めたる者

第十六条 定められた課程を終了した者に対しては（様式第二号）の証書を授与する

第十七条 本規程施行に關して必要な細則は知事の許可を経て所長が定める

附 則

本規程は公布の日から施行する

（様式第一号）（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十一年八月一日

〔五―二―五〕 神奈川県告示第三三一号

神奈川県傷痍者職業補導所設置規程

第一条 左に掲げる者に対して生業に必要な技術及知識を修得せしめる為神奈川

県傷痍者職業補導所（以下補導所と云ふ）を横須賀市公郷町五七九番地に設置する

一、特別公務によるか又は之に關連して傷痍を承けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

二、戦時災害によつて傷痍を受けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

三、終戦に因つて、内地（本州、四国、九州及北海道以下同じ）以外の地域からの引揚者中傷痍又は疾病による不具廢疾者

四、法令に因つて徵用せられ又は当該業務に従事した者であつて業務上の事由に因るか又は業務に關連して傷痍を受けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

五、厚生年金保険法及船員保険法の被保険者であつて業務上の事由によるか又は業務に關連して傷痍を受けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

六、其の他国又は県に於て職業補導を必要と認めたる者

注① 不具廢疾とは恩給法施行令第三十一条に規程しているある程度以上の

障碍を残したものを云ふ

② 戦時災害とは戦争の際に於ける戦闘行為に因つて災害を受けたか或ひは之に起因して生じた災害を云ふ

③ 第一号乃至第六号には女子を言はない

第二条 補導所に左の職員を置く
所長 一名

書記 若干名
助手 若干名
司長 若干名
講師 若干名

第三條 所長は主事を以て充てる

第四條 所長以下雇以上の職員は知事が任命又は囑託する

第五條 所長は上司の命を受け所務を掌る

所長事故ある場合は所長の指名したものが所務を代理する

書記は上司の命を受けて庶務に従事する

技手は所長の命を受けて技術の指導に従事する

第六條 所長は左の事項に就いて予め知事の承認を受けること

一、宿泊を要する県外出張に関する事項

二、其の他重要な事項

第七條 所長は左の事項に就いて之を専行することが出来る但し第二号に関する

事項は執行の都度遅滞なく知事に報告すること

一、職員の県内出張

二、職員の事務分掌

三、制規、定例に依る願届書に関する事項

四、寄贈物品及図書の受理

五、其の他軽易な事項

第八條 所長は主掌事務に関して職名又は所名を持って文書の往復をすることが出来る

第九條 備付の印章は所長が保管する

第十條 所長は時折業務成績を知事に報告すること

第十一條 所に宿直を置き書記技手雇及助手中一人交替に勤務すること

第十二條 補導所に於ての教育科目修業期間収容人員は別表の通りとする

第十三條 補導所入所志願者は入所願（様式第一号）に左の各号書類を添へて所

長に提出すること

一、履歴書

二、① 第一条第一号の該当者に対しては恩給証明書又は最低通知書写（恩

給未だ決定しない者にあつては恩給受給見込証明書）転免役賜金受給者に就いては転免役償金証明写（転免役償金未だ決定しない者にあつては転免役償金受給見込証明書）

② 第一条第二号の該当者に就いては戦時中本人の居住して居つた市町村長の証明書

③ 第一条第三号の該当者に就いては引揚民援護局長又は引揚後居住する市町村長の証明書

④ 第一条第四号の該当に就いては傷痍を受けたか又は疾病に罹つた当該該事業に従事して居つた工場事業場長の証明書

上記工場事業場解散してしまつた場合は居住地市町村長の証明書

⑤ 第一条第五号の該当者に就いては障害年金証明書写（障害年金未だ決定しない者に在つては障害年金受給見込所）

三、健康診断書（伝染性疾患の有無特に結核性疾患を経過した者に対しては健康の良否に就いて国立官公立病院療養所又は保健所に於いて診断したもの）

第十四條 入所願を受理した時は左記事項を調査の上入所が決定せられる

一 本人の性行

二 教育科目の適否

四 其の他参考となるやうな事項

第十五條 入所を許可せられた者（以下補導生と云ふ）は直ちに誓約書（様式第二号）を所長に提出すること

第十六條 補導生は所長の許可に依つて補導所付属寄宿舎に入舎することが出来る

第十七條 所長は職業補導中の者であつて左の各号の一に該当する時は退所を命ずることが出来る

一、素行不良又は心身の状況に依り成業見込がないと認めたる者

二、規律に違反し又は所長の命に従はない者

三、其の他所長に於いて已むを得ない事情があると認めたる者

第十八條 所定の課程を終了した者に対しては（様式第三号）の証書を授与する

第十九條 本規定に定められたるものの外必要な細則は知事の承認を経て所長が定める

附 則

本規程は公布の日から施行する

(別表)

補導科目	修業期間	収養人員 (一ヶ月分)
電気科	六ヶ月	二〇人
製図科	〃	一〇人
機械科	〃	一〇人
義肢科	〃	一〇人
養蜂科	〃	一〇人

(様式第一号)(編注…以下略)

『神公報』

昭和二十一年九月十四日

(五―二―六) 厚生省劳政局長、各地方長官宛(勤発第四七五号)

職業補導所等新設拡充に関する件

職業補導並に授産施設の拡充に関しては、予て御配意中のことと存するも、今般更に経済再建公共事業の一環として、職業補導並に授産施設及び共同作業施設等の新設拡充を図ることとなつたので左記に留意し別紙計画要領に基き期日厳守、至急本件計画書を提出せられたい。

記

一、本件に要する経費は公共事業費より支出せらるゝものであり、之が経理関係等は特に明確に区別する必要があるから既設の職業補導並に授産施設又は他の経費予算を以て運営せらるゝ斯の種の施設との区分を明かにし置く様予め留意を要すること。

二、本件施設については其の実積の如何に依つては爾後の運営に関し考慮せられることもあるべきを以て、その実施については常に適正なる指導を加え十全を期すること。

三、本件施設の一部として「石炭関係技能者補導所」及び「共同作業施設」を新設する予定であるが、之が実施の具体的方策に関しては其の特殊性に鑑み別途通牒せらるゝ見込なること。

四、本件施設に収容すべき者の選定に関しては別途指示せる「公共事業の実施に伴ふ労務配置に関する件」通牒に依り処理すると共に広く本施設設置の趣旨徹底を図るに努むること。

(別紙)

第一 職業補導所新設拡充計画要領

今回の職業補導所新設は経済再建公共事業の一環として行はれるものであるから之が計画の樹立に当つては、単に失業者救済の見地のみならず其の地方は勿論広く我が国産業経済の再建民生の安定に充分貢献する如く特に慎重細密なる注意を以て左記了知の上直ちに実施し得る具体的計画を樹立するものとす。

記

一、新設職業補導所の経営主体

原則として「都道府県」とするも実情に依りては「財団法人職業補導協会地方支部」「市町村」又は他の適切なる公共団体等に委託経営をなさしむるも差支へなきこと。

二、新設職業補導所の規模及び個所数

(一) 職業補導所の種目、補導期間、補導人員は原則として左の通りなること。

補導種目 1. 建築工 2. 建具家具工 3. 和洋裁技能者 4. 手工業関係 5. 機械器具工 6. 食品加工技能者

補導期間六ヶ月但し食品加工技能者は三ヶ月

補導人員一ヶ所 五〇名

(二) 既に「職業補導所設置計画書」を本省に提出しあるも未だ承認せられざるものある場合は本計画中に含め更めて申請すること。

三、都道府県に設置割当すべき補導所の予定は別に指示する見込あること。

四、一個所当経費予算

本年度(自九月至三月七ヶ月分) 一個所当経費予算は平均二〇万円にして其の算出内訳は概ね別紙(職一)の通りなるにつき、之を参考として関係経費予算を計上すること。

五、所要資材に関する計画

補導所設備及び教材等に要する資材の入手に関しては其の品目、数量及び入手方法等につき特に具体的なる計画を樹て新設承認の上は直ちに補導に着手し得る様予め充分なる配意をなし置くこと。

六、計画書の作成及び提出期日

(一) 計画書は概ね別紙(職二)の様式に依り各職業補導所一個所毎に別冊とし明確に記載すること。尚二個所以上の場合には「一覧表」を附すること。

(二) 提出期日

職業補導所一ヶ所当経費内訳

建築工、建具工、機械器具修理工、和洋債手工業、食品加工関係技能者、鋼業関係技能者、各五十人補導

区分	員数	単価	年額	備考
諸職員給費	一	一、二、六〇〇	八一、四八〇	
所長	二	一〇、八〇〇	六一、五六〇	
指導員	三	六、〇〇〇	一八、〇〇〇	
事務員	一	四、三二〇	四、三二〇	
旅費	七	一、二〇〇	八、四〇〇	一人に付家族一・五人一人八〇円
家族手当	二	九六〇	一、一、五二〇	一人に付家族一・五人一人八〇円
建物借上費			三、六〇〇	月 三〇〇円 十二ヶ月分
備品及材料消耗品費			四、八〇〇	月 四〇〇円 十二ヶ月分
備品修理費			四、五〇〇	一人当月二〇円五〇人分十二ヶ月分
消耗品費			一、二〇〇	一人当月一〇円五〇人分十二ヶ月分
材料費			二、七〇〇	一人当月四五円五〇人分十二ヶ月分
補導雑費			三、六〇〇	一人一日二円 五〇人 三六〇日分
小計		一ヶ年分	一七〇、八八〇	
初度調弁費		右七ヶ月分	一〇〇、〇〇〇	
合計		七ヶ月分	二〇〇、〇〇〇	

備考 職員費は八月末発表「官吏給与制度改善要項」に準拠せるものなり

(都道府県名)

一、失業状況・産業経済事状及び設置の事由

(職業補導所を新設すべき地方の失業状況、産業経済事情に関し記述し且つ、補導修了者の主な就職予定先等に関し記述すること)

二、新設職業補導所名

三、委託の場合は其の委託先

四、補導生入所予定年月日

五、設置の場所及び事由

(一) 新設予定地

(二) 設置場所選定の事由

六、補導種目、補導期間及び補導定員(男女別)

七、職員定員(職名別、専任兼任の別定員)

八、建物設備概要

(新設借上の別、坪数部屋割等の規模を記し且つ図面を添付すること)

九、機械器具等の所要数量

(所要機械器具等の備品につき其の品目、数量入手方法を記述すること)

一〇、補導用教材

(木材其の他補導用教材として要する主なる資材につき其の品目、数量入手方法を記述すること)

一一、経費予算

(経費予算書を添付すること)

一二、其の他

(其の他参考事項を記述すること)

第二 授産共同作業施設拡充新設計画要領

授産共同作業施設は失業者就中引揚者復員軍人工場離職者等を対象とし、直ちに就業し得ざる者に対し適当なる職場を提供し、生活の安定を期せしむると共に経済再建に必要な生産に寄与せしめる目的を以つて新なる構想の下に経済再建公共事業の一環として市町村又は適当なる公益団体等に経費補助し作業施設を設置するものであるから之が設置に関しては特に左記了知の上経営主体等を指導し、有効適切なる具体的計画を樹立せしむること。

一、経営主体

都道府県、市町村、公益団体又は共同作業組合等とすること。

二、規模、作業種目及新設個所数

(一) 一カ所の定員は概ね平均五〇名とすること。

(二) 作業種目は繊維生産加工、木竹加工、薬紙加工、食品加工、雑品生産加工等の種目等より地方の実情に応じ選定すること、するも特に生活必需品その他増産を必要とするものに重点を置くこと。

(三) 貴都道府県に割当すべき授産施設の予定は別に指示する見込なること。

三、一個所当経費予算

本年度(自九月至三月七カ月分)補助金は所要経費の二分の一補助とし、一個所平均二万円なること。

四、所要資材に関する計画

機械器具及び生産材料の入手に関しては、その品目、数量及び入手方法につき、特に具体的な計画を樹て、新設承認の上は直ちに事業に着手し得る様予め充分なる配意をなし置くこと。

五、生産品の受注計画

生産品の受注、販路等に関しては予め充分なる見透しの下に計画すること。

六、計画書の作成及び提出期日

(イ) 計画書の作成
計画者は概ね別紙の様式に依り各施設毎に別紙とすること。尚施設一覧表を作成添付すること。

(ロ) 提出期日

昭和二十一年九月末日

別紙

授産施設新設拡充計画書

(都道府県名)

一、設置の事由

二、授産施設名及所在地

三、経営主体

(一) 名称及責任(代表)者氏名

(二) 所在地

(三) その他

(公益団体なる場合其の主たる事業概目を記述すること)

四、作業種目及び生産品
五、収容定員

			施設					
	女	男		居宅				
計								計

六、建物及機械器具設備概要
七、国庫補助対象費

(一) 補助対象費
(二) 右の財源内訳

国庫補助額
県費補助額
経営主体負担額
公共団体補助額
寄付金其の他

計

八、作業員入所予定年月日

九、其の他参考事項

『失対二』

昭和二十一年一月四日

(五―二―七) 勤労局長より各地方長官宛(勤発第五三〇号)

授産共同作業特別施設の設置に関する件

公共事業の一環として従来の授産施設の外新たに授産共同作業特別施設を設置し、失業救済を図ると共に併せて生産振興に資することになったので、次の点に留意し別紙要綱に基づき計画を樹立し期日厳守の上至急提出せられたい。

記

一、本計画の樹立にあたり経営責任者の選定の如何によつては本施設の爾後の運営とその実効に重大なる関聯を有するものであるからその選定にあつては特に慎重を

期すること。

二、本施設の設置計画にあつては資材の確保比較的容易にして国民生活上必要なる事業を選定し且つ事の急を要する事情あるに鑑み直にその工事に着手し急速に事業を開始し得るものに限定すること。

三、本施設の一ヶ所当り補助経費予算は、平均三十五万円であるがその算出内訳は次の通りである。尚施設の内容及規模に依り右予算額は増減せらるることがある。

区分	金額	備考
建物借入費	一〇、〇〇〇 円	二〇〇坪 坪当月額 四円
建物改造費	四〇、〇〇〇	二〇〇坪 坪当 二〇〇円
電気、水道、瓦斯工事費	二〇、〇〇〇	二〇〇坪 坪当 一〇〇円
備品什器需用費	三〇、〇〇〇	
機械器具費	二五〇、〇〇〇	
計	三五〇、〇〇〇	

四、本計画書の提出期日は十一月二十日とする。

授産共同作業特別施設運営要綱

第一方 針

失業者に就業の機会を与へ以て生活の安定を得せしむると共に併せて生産の振興に資する為、公共事業の一環として、本要綱に依り政府の補助を以て、授産共同作業特別施設を設置する。

第二要 領

一、授産共同作業特別施設の設置計画は、厚生大臣においてこれを定める。

二、本施設は、厚生大臣の認可をうけ、地方長官の定める経営責任者にこれを利用せしむるものにして、経営責任者は本施設設置の方針を体して、その責任において事業の運営に当るものとする。

三、本施設に収容せらるべき労務者は引揚者、戦災者、復員者、産業離職者等の失業者とし、これが募集並に銓衡は勤労署の斡旋に依り行ふを原則とする。

四、本施設設置に要する経費は政府が国費を以て補助するものとし、職業補導協会(以下協会と称す)を通じてこれを交付する。

五、利用に関しては協会と経営責任者との間に契約を締結せしむるものとする。
六、経費責任者の事業運営に要する資金及資材は経営責任者自ら之を調達確保するものとし、これが調達確保困難なる場合協会は其の斡旋確保に付経営責任者に協力するものとする。

七、厚生大臣又は地方長官は本施設の運営に関して、経営責任者に対し必要なる指導監督を行ふ。

八、本施設は差当り概ね木材加工、機械器具製造修理、製材、手工業、食品加工等の種目に付き一ヶ所収容定員概ね一〇〇人とし一〇〇個所を設置する。

第三 実施 手続

一、施設の設置

(1) 地方長官は本施設設置の計画を樹立しこれが計画書を厚生大臣に提出する。
(2) 計画書には次の事項を記載する。

- ① 設置の場所
 - ② 設置に要する経費予算
 - ③ 事業概要
 - ④ 収支見込書
 - ⑤ 経営責任者の氏名及経歴
 - ⑥ 協会と経営責任者との契約条件
 - ⑦ 収容すべき失業者の職種別員数及運営方法
 - ⑧ 其の 他
- (3) 厚生大臣は右計画書を審査し適切なる計画に付てはこれが実施を決定すると共に、その経費は協会本部を経て協会支部にこれを交付する。
- (4) 地方長官は厚生大臣の承認を受けたる施設の設置を協会支部に命ずる。
- (5) 施設設置の工事は、地方長官の定めたる経営責任者の協力を受けて、協会支部がこれを行ふ。但し地方長官の許可を得たる場合協会支部はその工事を経営責任者其の他適当なる者に請負はしむることを得る。

二 事業 運営

(1) 経営責任者は協会支部との利用契約書に基き本施設設置の方針を体し自己の責任において生産事業を行ふものとする。
(2) 本施設の利用は原則として経営責任者において協会支部に対し一定の使用料を支払ふことを条件とする。但し経営責任者において希望するときは本施設を払下げることを得る。

(3) 使用料は原則として第一年月は無料とし、爾後の年額は事業の種目及経営上における収支見込等を考慮して協会支部をしてこれを定めしめる。
その金額は次の合計額とする。

- ① 施設設置総額の五分以上に相当する額
 - ② 売上高に應ずる一定の率に相当する額
- (4) 経営責任者より施設払下の申出ありたる場合は協会支部をして施設の払下契約を定めしめこれを払下げることを得る。
- (5) 払下は概ね五年賦乃至十年賦とし事業種目及経費上における収支見込等を考慮して定むるものとする。
- (6) 事業実施に依り得たる純収益の使途は経営責任者が地方長官の承認を得てこれを定むるものとする。
- (7) 経営責任者が事業種目、事業計画を変更せんとする場合は地方長官の承認を受けるものとする。

三 授産共同作業特別施設指導委員会の設置

(1) 本事業の経費の適正を期して厚生大臣又は地方長官の諮問に應じ且本施設運営に関する事項を審議する為必要に應じ協会本部並に各支部に授産共同作業特別施設指導委員会（以下委員会と称す）を設置する。

(2) 委員会の定員は概ね本部二〇名、支部概ね一〇名程度とし必要に應じ臨時委員を増置し得る。

(3) 委員の選定については斯業に密接の関聯ある商工経済会、各種同業組合又は工場会社、銀行等における実務専門家、学識経験者、関係官公吏中より適性者を任命する。

(4) 委員会において取扱ふべき事項は概ね次の通りとする。

- ① 授産共同作業特別施設の建物の選定
 - ② 設備内容の検討及びこれが設計
 - ③ 事業計画の審査及利用条件の決定
 - ④ 資金、資材の斡旋確保
 - ⑤ 事業運営の実施指導に関し必要なる事項
 - ⑥ 其の他授産共同作業特別施設に関する調査研究
- (5) 中央委員会には必要に應じ部会を設くることを得る。

第四 指導監督並に報告

一 地方長官は各施設の事業の運営及経理状況につき常時これが査察を行ひ事業の

促進並に指導監督に当る。

二 本施設の趣旨に反したるとき、事業進行困難なるとき又は経営責任者事業継続の意なしと認めたるときは厚生大臣又は地方長官は経営責任者に対し事業種目の全部又は一部の停止若は施設の返還を命ずることを得る。

三 協会支部と経営責任者との契約を締結したるとき、これが変更又は解約を為したるとき及経営責任者事業を開始するとき協会支部は其の都度地方長官及協会本部に報告するものとする。

四 経営責任者は事業運営状況特に次の事項を協会支部を経て地方長官に報告するものとする。

- (1) 経営上における事業の総合的状況
- (2) 生産の促進状況及生産数量
- (3) 失業者の収容人員数
- (4) 物資原材料の入手状況

五 協会支部は経営責任者の事業運営状況並に履行の状況等を別に定むる所に依り地方長官及協会本部に報告するものとする。

六 本部は各支部よりの報告を取纏めの上厚生大臣に報告するものとする。

七 経営責任者は毎年度事業開始に先だち事集計画書（正副四通）を作成し協会支部に報告する。

協会支部は副本一通を以て地方長官に、副本二通を以て協会本部に、協会本部は

副本一通を以て厚生大臣に報告する。

第五 使用料及払下金の処置

協会本部及支部が経営責任者より徴収したる使用料及払下金の処置に関しては別途指示する。 『失対三』

昭和二十二年三月四日

〔五―二―八〕 勤労局長より各地方庁官宛（勤発第九八号）

昭和二十二年職業補導並びに授産共同作業実施計画調の件

昭和二十二年職業補導費並びに授産共同作業予算に關しては未だ正式決定を見ないが予算成立後なるべく早期に経済安定本部の認証を受けるの要あり且つ昭和二十二年度においては具体的計画に基き認証を受けることになる見込みであるから別紙参照の上之が実施計画書を期日厳守提出せられたい。

尚昭和二十二年度は本年度に於て一般予算を以て施行中のものも総て公共事業費として一本になるから区別を要しない。

一、昭和二十二年職業補導施行計画書

一、職業補導

(1) 既設補導所として継続を要するもの（各補導所別）

名 称	所在地	補導種目	種目別定員		補導期間	職 員 調		委託の場合 は委託先	備 考
			寄宿舎に収容するもの	通勤のもの		定員	現員		

備考欄には予算総額を記入すること

補導所別経費予算細目（別紙(1)職業補導所一ヶ所当り経費内訳を参照として作成すること）及び職員に關する現員現給調（別紙(2)の様式に依る）を添付すること。

(2) 提出期日三月二十日迄とするが別に電報を以て指定する見込み。

(3) 新設は原則として認められないが希望の向は参考と致し度いから同日までに提出されたい。

職業補導所一ヶ所当り経費内訳

〔建築工、建具家具工、木船工、建築関係技能者、機械器具〕
〔修理工、手工業、食品加工関係技能者、和洋裁、事務関係〕

(注) 本表は建築家具建具木船の通常の場合の標準を示せるものにして其の他の種目並に宿泊の場合に付ては備考欄の通り相違あるに付留意せられたい。
尚委託補導の場合は俸給費等の実情に即し減額する事。

区分	員数	単価	金額	備考
諸職員給	一	一五、六〇〇	一三〇、六八〇	事務関係内訳 所長一名 一八、〇〇〇円
指導員	二	一〇、八〇〇	九九、六〇〇	講師四名 六二、〇〇〇円
事務員	一	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇円	事務員一名 九、六〇〇円
助務員	三	三一、二〇〇	三二、四〇〇	備人一名 八、四〇〇円
事務員	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	旅費六名 五、七六〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	家族手当一〇名 一二、〇〇〇円
勤務地手当	一	九、九六〇	九、九六〇円	勤務地手当 九、八四〇円
家族手当	七	九六〇	六、七二〇	計 一二六、〇〇〇円
家族手当	二	一、二〇〇	一四、四〇〇	一人に付き家族一・五人一人一〇〇円
庁費			三、六〇〇	職員費の一割
建物借上費			四、八〇〇	宿泊の場合は七二〇〇円
備品及材料消耗品費			四四、四〇〇	機械器具修理 五四、〇〇〇円
備品修理費			一二、〇〇〇	事務 一五、〇〇〇円
消耗品費			六、〇〇〇	建築関係技能者及和洋裁 三六、〇〇〇円
材料費			一八、〇〇〇	手工業 三七、〇〇〇円
動力費			二、四〇〇	食品加工 三六、〇〇〇円
工具補充費			六、〇〇〇	
募集銓衡費			六、〇〇〇	
補導雑費			三六、〇〇〇	
営繕費			七五〇	

すること。結局本報告書は右の三種類に付夫々別紙として作成し各二通宛計六通提出することになる。

㉞ 「事業主体」には職業補導に在っては「都道府県名」授産に在っては「市町村各種公益団体」共同作業特別施設に在っては「職業補導協会都道府県支部」と書くこと。

㉟ 「事業内容」には昭和二十一年十二月二十三日勤発第九三号「公共事業月報提出に関する件」通牒「記載上の注意」第二ノ(一)の認証番号及事業名の分類により記入すること。即ち共同作業特別施設に在っては「厚1、木工関係」「厚2、機械器具」「厚3、製材関係」…等、授産に在っては「厚6纖維関係」「厚7、本竹関係」「厚9、食品関係」…等、職業補導に在っては「厚11、建築工」「厚12建具家具」「厚13、和洋裁」…等と分類して各行毎に列記すること。

㊱ 「本年度計画書」には本年度に於ける年間収容計画人員数を計上すること(五人六ヶ月規格の補導所に於ては一〇〇人となる)尚人員数の右側に括弧を以て施設箇所数を示すこと。

㊲ 「実施済量」には前項の計画に対する実績を記入すること、尚括弧を以て施設箇所数を示すこと。

㊳ 「本年度計画に対する%」には㉞㉟二項に依り計上された人員に付その完成率を示すこと。

㊴ 「全計画に対する%」は記入の要ない。

㊵ 「事業場所」には〇〇県下〇〇箇所と施設の合計数を記入すること。

㊶ 「資金」欄の「労務費」「資材費」「その他」は昭和二十一年十二月三日勤発第五六六号「第三、四半期公共事業報告の件」通牒□記第二ノ二ノ㉞に示すところによること「年度総額」には補助の対象となつた事業の全事業費について記入するのであるから「授産」に於ては補助額を補助率〇・五で割つた額を計上すること。

㊷ 「補助費」欄の「年度総額」には国庫補助指令額を記入すること。

㊸ 「資材」欄には別紙安定本部作成の記載要領に依り遺憾なく記載すること。

㊹ 「労務」欄の「現場員」とは所長、指導員、助手、事務員、小使等当該施設の職員を指し「非熟練者」とは補導生、作業員等を指すこと。従つて「熟練者」は該当ない。

「計画」欄の()内の実人員には非熟練者に在つては年間計画収容人員(例五人六ヶ月規格の職業補導所では年間一〇〇人となる)につき計上すること。

㊱ 「稼働日数」とは「補導並作業日数」を示すこと。

㊲ 「延人員」は実人員に稼働日数を乗じた数を計上すること。

㊳ 「賃金単価」欄は記入の要がない。

㊴ 「事業効果」には当該事業の実施に依り発生した経済的效果等を例へば「家具類〇〇点」「繊維製品〇〇部」「食品加工〇〇貫」等出来得る限り正確に数量を以て表示すること。

㊵ 其の他前記(A)失業応急事業に関するもの「の記載注意並に別紙安定本部作成の記載要領に依り作成上遺憾ない様にする。」

(C) 公共職業安定所庁舎復旧工事に関するもの。

(編注…中略)

別紙

公共事業年間実績報告書に就いて

(編注…後略)

『失対三』

昭和二十二年六月五日

(五―二―一〇) 厚生省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第三二二九号)

授産共同作業特別施設の設置に就いて

本年度標配施設実施計画調種々関係方面との接渉の結果爾今別紙要綱に依り実施する様改められたから左記事項につき改め期日厳守の上至急提出せられたい。

尚認可箇所数については第一、第二、四半期半数づゝの予定である。

記

(1) 既提出分の設置計画中共同作業組合の組織及び運営基準により得るものは其の旨電報を以て報告すると共にその組織及び運営計画を至急作成の上提出せられること。

(2) 既提出分の中前号により得ない為中止するものはその旨報告すること。

(3) 新たに適当な計画がある場合は本要綱により計書を作成の上提出すること。

(4) 提出期日 第一四半期 六月二十五日

第二四半期 七月二十五日

授産共同作業特別施設運営要綱

第一方 針

失業者に 就業の機会を与え之を以て生活の安定を得せしめると共に、併せて生産

の振興に資するため、公共事業の一環として、本要綱により政府の補助を以て、授産共同作業特別施設を設置する。

第二要 領

一、授産共同作業特別施設の設置計画は、厚生大臣においてこれを定める。

二、本施設に要する経費は、厚生省より地方庁に対し、これを補助するものとする。

三、地方庁は、厚生大臣の定めたる計画に基づき、本施設を設置し共同作業組合にこれを利用せしめるものとする。

四、共同作業組合は、本施設設置の方針を体し、地方庁と利用契約を締結し、その責任において共同経営的精算事業を行うものとする。

五、共同作業組合は、地方庁に対し施設の利用料又は払下償還金を納付するものとする。

六、前項の納付金は、地方庁より政府に返還すべきものとする。

七、本施設に加入せんとする労務者、引揚者、戦災者、復員者及び産業離職者等の失業者とし、これが募集及び銓衡は、公共職業安定書の斡旋により行うを原則とする。

八、共同作業組合の事業運営に関しては、左記条件を遵守しなければならない。

(1) 共同作業組合の原料材料等資材は、正規の経路による公定価格により入手すること。

(2) 共同作業組合の製品は、正規の経路を通じ公定価格を以て販売すること。

(3) 従業員の賃金は、労働基準法により定めらるべき、最低賃金又は当該地方の同種事業従事者に通常支払はれる賃金と同等又はそれ以上の額でなければならないこと。

(4) 従業員の労働時間その他の労働条件は、すべて労働基準法により定めらるる条件と同等又はそれ以上であること。

(5) 他の公共事業に適用せらるる諸規定は、すべて共同作業組合において遵守せらるべきこと。

九、共同作業組合の事業運営に要する資金及び資材は、組合員自らこれを調達確保するものとし、これが調達確保困難なる場合地方庁はその斡旋確保につき組合に協力するものとする。

十、厚生大臣及び都道府県知事は、本施設の運営に関し、共同作業組合に対し必要なる指導監督を行うものとする。

十一、本施設は、一ヶ所収容人員概ね五〇人乃至一〇〇人程度（組合員にして表決

権あるもの六〇%以上なること）とし木材加工、機械器具製造修理、製材、手工業及び食品加工等の種目につきこれを設置するものとする。

第三実 施

一、施設の設置の手續

(1) 都道府県知事は、本施設設置の計画案を樹立し、これが計画書を厚生大臣に提出する。

(2) 計画書には、次の事項を記載する。

① 設置の場所

② 設置に要する経費予算

③ 事業計画概要（自己資金、資材に関する事項を含む）

④ 収支見込書

⑤ 収容すべき失業者の職種別員数

⑥ 本施設を利用せんとする共同作業組合の名称、代表者の履歴、組合の組織概要

(3) 厚生大臣は右計画書を審査し、適切なる計画については、これが実施を決定すると共に、その経費は、国庫より地方庁にこれを交付する。

(4) 都道府県知事は、厚生大臣の承認を受けたる施設を設置を自らこれを行うか、又は組合に請負はしめる。

二、組織及び運営

(1) 共同作業組合の組織及び運営は別紙(一)に定める基準によるものとする。

(2) 地方庁と組合との利用契約は別紙(二)に定める基準によるものとする。

(3) 使用料は、原則として第一年は無料とし、爾後の年額は事業の種目及び経営上における収支見込等を考慮して、地方庁をしてこれを定めしめるが、その年額は、差当り施設設備設置総額の五分に相当する額とする。

(4) 地方庁は組合より施設払下の申出ありたる場合は、払下契約を結んで本施設を払下げることができる。

(5) 払下は、概ね五年賦乃至十年賦とし、事業の種目及び経営上における収支見込等を考慮して定めるものとする。

(6) 組合が事業種目、事業計画を変更せんとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第四 授産共同作業特別施設指導委員会の設置

一、本事業の運営の適正を期し、且つ本施設運営に関する事項につき、厚生大臣又

は都道府県知事の諮問に応ずるため、授産共同作業特別施設指導委員会（以下委員会と称す）を設置する。

二、委員会の定員は、概ね厚生省二〇名、地方庁一〇名程度とし必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

三、委員は、関係ある実務専門家、学術経験者、引揚者、戦災者の代表者、組合関係専門家及び関係ある労務者の代表者、並びに関係官公吏中よりこれを任命する。

第五 指導監督並びに報告

一、都道府県知事は、各施設の事業の運営及び経理状況につき常時これが査察を行い事業の促進及び指導監督に当たる。

二、本事業の趣旨に反したるとき事業遂行困難なるとき又は組合の事業継続の意思なしと認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事は組合に対し事業種目の全部又

は一部の停止若しくは施設の返還を命じ又は組合の幹部の変更を命ずることができらる。

三、共同作業組合は、毎年度事業開始に先立ち、事業計画書を、又毎事業年度終了後遅滞なく施設整備の利用による事業の概要を記載した報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書を添付）を都道府県知事及び厚生大臣に報告しなければならぬ。

四、共同作業組合は、毎月及び毎四半期毎に、厚生大臣の定める所定の方式による報告書を地方庁を通じ、厚生大臣に提出しなければならない。

別紙 第一 共同作業組合組織並びに運営基準（編注：略）

別紙 第二 契約書準則（編注：略）

『失対三』

昭和二十二年六月二一日

〔五―二―一一〕 厚生省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第三九五号）

公共事業四半期報告について

標記の件について今回経済安定本部からの通牒に基き別紙の通り報告様式並びに提出の時期を変更したから所掲事項御留意の上夫々遺憾なきを期せられたい。
なお左記各通牒は本通牒により廃止せられることとなるから承知されたい。

記

一、公共事業実施状況報告	昭二一、一〇、二九	勤発第五二三号
二、簡易公共事業実施状況報告	昭二一、九、一三	勤発第三五号
三、簡易公共事業実施報告	昭二一、一一、一九	勤発第一七九号
四、簡易公共事業費決算書		
五、公共事業実施に伴う知識階級救済事業	施行概要	
六、右	同	施行経費決算書

別紙

公共事業四半期報告書について

一、本報告書は、四半期毎に別紙様式により、職業安定局長に提出しなければならない。但し、第四、四半期報告は、先に通達した年間実績報告書の提出があるので、これを省略して差支えない。

三、本報告書は左の認証事業別に提出を要する。
イ、失業応急事業

二、本省においては、この報告書に基き各事業の進捗状況を統計的に整理し、経

- 1 食糧増産等生産増強事業
- 2 公衆衛生等社会福祉事業

済安定本部に提出すると共に、事業の実情を把握し、その総合運営に遺憾なきを期し、且つ爾後の認証の資料とする。

3 飲食物衛生監視等事務補助事業
ロ、職業補導事業

1 職業補導施設

2 授産共同作業施設

3 授産共同作業特別施設

四、提出期限は各四半期の末月の翌月十五日迄（第一、四半期分は七月十五日、

第二、四半期分は十月十五日、第三、四半期分は翌年一月十五日迄）とする。

五、報告書は、末端から中央までの夫々の機関で事業の実態を正確に把握する上に、極めて重要な役割を果たすものであるから、各中間機関は末端機関から厳

第一、失業応急事業によるもの。

① 第一表（編注…略）

第二職業補導に関するもの

第一表（第二表は必要なし）

記載注意（頭記のあらびあ数字は報告書の欄に打たれた記載番号を示す）

記載 番号	欄 目	記 入 事 項
(1)	略	
(2)	認証順位	B1である。
(3)	認証番号	建築工職業補導 建築関係技能者職業補導 家具建築工職業補導 木船工職業補導 和洋裁職業補導 手工業職業補導 機械器具修理工職業補導 食品加工技能者職業補導 事務職業補導 石炭関係技能者職業補導 傷痍者職業補導 繊維関係授産共同作業施設 木竹関係授産共同作業施設

正確な報告書を集め、之を集計提出すると共に、日常業務の運営に活かすは勿論、提出期限に遅滞せぬ様特に注意せられたい。虚偽の報告、提出の遅延又は提出を怠る等のがあったときは、爾後の認証を打切られ、又は補助を停止する場合があります。

六、報告書の記入要領は別紙によられたい。

公共事業四半期報告書記入要領

公共事業四半期報告書は左記要領で記載すること。

但し頭記の数次は報告書の欄に打たれた記号（番号）を表はす。

(19) 補助事業資金	(14) 認証済総額	(13) 年間予算額	(10) 実績量	(9) 年間計画量	(8) 事業内容	(7) 事業主体	(6) 事業名	(5) 事業類
補助事業資金 欄の「年間補助額」は年度当初内示された額（変更された場合はその額）である。	認証済総額 「労務費」「資材費」「其の他」の欄は左に依り記載すること	年間予算額 年度当初内示された年間国庫補助額と地方費負担額を合計したものである（計画変更の認証を受けた場合は変更された年間予算額）	実績量 前項の計画に対する実績（実際収容人員）を記入すること。尚括弧を以て施設箇所数を示すこと。	年間計画量 〇〇県下〇〇箇所と施設の合計数を記入すること。	事業内容 本年度に於ける年間収容計画人員数を計上すること。尚人員数の右側に括弧を以て施設箇所数を示すこと（五〇人六月企画の補導所に於ては 一〇〇人となる） 年度当初より当該四半期末迄の収容計画人員数を記載すること尚人員数の右側に括弧を以て施設箇所数を示すこと。 （五〇人六月企画の補導所に於ては第一第二四半期に五〇人第三、第四四半期に一〇〇人となる）	事業主体 「職業補導」「授産共同作業施設」「授産共同作業特別施設」の別を記載すること。 職業補導にあつては「都道府県名」授産共同作業施設にあつては「市町村各種公益団体」授産共同作業施設にあつては「都道府県名」を記載すること。	事業名 「第十二類職業補導及授産」と記載のこと。	事業類 藁紙関係授産共同作業施設 食品関係授産共同作業施設 雑品関係授産共同作業施設
	一、補導所の場合 諸 給……………労務費として記載 設備及材料消耗品費＋初度調弁費……………資材費として記載 庁費＋建物借上費＋補導雑費＋募集費＋営繕費……………其の他として記載							
	二、授産共同作業施設の場合 諸給与……………労務費として記載 事業費……………資材費として記載 事務費……………其の他として記載							
	三、授産共同作業特別施設の場合 指導事務費……………労務費として記載 機械器具費……………資材費として記載 建物借入費＋建物改造費＋電気水道瓦斯工事費＋備品什器類需要費…其の他として記載							

注	②⑦	②⑥	②⑤	②④	②③	②②	②①	(20)	状況
(3)	(2)	(1)							「認証済補助額」は年度当初より当該四半期末迄に交付されるべき国庫補助額の累計である。 「資材状況」 年度当初からの四半期末までに工実施上必要であった資材の数量 物動割当、手持、市場購入等入手にかゝりはりなく実際必要であった資材量である。 物動で割当られ而も実際に入手した資材の数量―現物化しない部分は書かないこと。 手持又は物動割当数量以外に特に市場で購入取得した資材数量である。 工事に実際使用し又は加工を了した資材の数量を上げること。 尚この欄の右の空欄となつてゐる資材名の部分には普通鋼材、鉄鋼二次製品、木材、セメント等以外の素材につき同様記入すること。 欄にはその期内容及年度初よりその期末迄に収容した実人員を記載すること。 実働人員に補導並に作業日数を乗じた数を計上すること。 「現場員」とは所長、指導員、助手、事務員、小使等当該施設の職員を指す。 「非熟練者」とは補導生、作業員等を指す。 「熟練者」は該当なし。 欄は記載を要しない。 当該事業の実施により発生した経済的効果等を、例えば「家具数〇〇点」「繊維製品〇〇点」「食品加工〇〇貫」等出来る限り正確に数量を以て表示すること。 授産共同作業特別施設については昭和二十一年度の分は報告の必要はない、尚本年度の認証事業については追て通牒する。 本記載要領によるの外は「失業応急事業の記載要領」よること。 本職業補導に関しては第二表は必要なし。

㊦ 第二表 (編注…以下略)

『失対三』

昭和二十三年二月一六日

第一 補導種目の選定に関する事項

〔五―二―一二〕労働省職業安定局長より都道府県知事宛 (発職第一三三号)

職業安定法施行に伴う職業補導実施に関する件 (抄)

職業安定法及同法施行規則の施行に伴い職業補導に関しては、今後新たな方針で実施されることとなり、従来とはその内容においても極めて大なる変更を見ているので、本法の運用に当たつては、左記各項に御留意の上所期の目的を達成するに萬遺憾なきを期せられたい。

補導種目選定の適否は、職業補導の死命を制するものであるから、在来の如く安易に流れることなく、労働力の需給状況に関する適確詳細なる資料に基づくものとし、これが決定については、職業安定法第十二条による都道府県職業安定委員会の議に附すること。

なお労働力需給の現状からみて一般的に不足していると認められる種目で補導上適当と認められるものは、大体次の如きものであるから参考とされたい。

記

製図工、鍛冶工、機械工、機械器具組立修理工、印刷工、漆芸工、大工、夕

イピスト、筆耕、洋裁師、陶工、義肢工

第二 職業補導所の設置、経営に関する事項

一、職業補導所の数及び位置については、労働力の需給状況によって決定すべきことは勿論であるが、目下の諸情勢に鑑みて通勤の利便を充分考慮すること。

二、設置の場所に関する施行規制第二十三条第七項の規定は同一場所にある

これに類似の施設によって、職業補導所が営利その他の目的に利用され補導を阻害せられることを防止する趣旨であること。

三、特別の事情により、市町村以外のものに経営を委託する場合は、左の各項によることとし、契約は概ね別紙の基準によること。

(一) 経営の委託は、都道府県知事の責任において行うべきものであるから、その経営の状況については、常に厳重な監査によりこれが実態を確実に把握しておくこと。

(二) 前項の監査の徹底を期するため、監督官を定め、補導の状況及び補助金の経理状況等にし、絶えず監督を行わしめること。

(三) 経営の委託を不相当と認めるときは、遅滞なく補助金の停止又は返還を命ずる等適切に処置を講じ、必要に応じ都道府県自らこれが経営に当たること。

四、営利を目的とする団体又は人に対しては、総体に委託してはならないこと。

文部省又は厚生省所管の施設において職業補導が行われる場合において、その補導種目が労働市場の需要に適合し且つその運営が職業安定局長の定める基準に合致するときは、職業補導施設として補助金交付の対象とすることができること。

五、職業補導所の名称は、公共職業安定所の文字を用いると共に、必ず経営主体を明瞭ならしめる文字を冠すること。

例 ○○県○○○公共職業補導所

○○市

財団法人 何々

六、なお、職業補導所は学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十

六号)第八十三条の各種学校として同法の適用を受けることになっているから、留意せられたいこと。

第三 職業補導所の規模等の基準に関する事項

一、職業補導所の定員は、施設の効率的な運営を考慮し、一種目について、最低三十人を下らないものとする。

(備考) 昭和二十三年度豫算においては、職業補導所の規模は定員は五十、百、二百五十の三種を標準として要求中であるので、参考とせられたい。

二、作業場における危害防止及び衛生に関しては、労働基準法に準拠するものとし特に左の事項に留意すること。

① 動力によって運転する機械のうち危害を生ずるおそれのあるものには、必ず安全装置を設ける外、これに接近して作業に従事する者には、適当な帽子及び作業服を着用させること。

② 建築物には、その規模に適應する貯水池、消火器、水槽その他の消火設備を適所に設けること。

③ 作業場においては粉塵防止又は換気、採光等について適当な措置を講ずること。

④ 作業場には負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備えること。

三、補導設備については定員及び補導教程を勘案して、その種類及び数量に充分の検討を加え、補導に支障を来さざるようその最小限度は必ず之を整備すること。

なお、補導種目及び規模別の設備の種類及び数量に関する基準については、當局において目下準備中であるから、これが決定した場合は、その基準によるべきものとする。

四、補導期間については、当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補導をうける者の生活状態とを勘案し、概ね六ヶ月を標準とするも、補導種目の如何により、これを一時延長し、又は三ヶ月を降らざる範囲において短縮しても差支えないこと。

補導期間を一年を超えて定めようとする場合は、職業安定局長の特別の承認を要すること。なお、主要な補導種目別の補導期間の基準については近く通牒の豫定であること。

五、補導教程の実施については補導全期間における進度に関して、精密な計画を樹立し、指導員相互の緊密な連絡の下に、計画的、系統的な補導を行うものとする。

補導種目別の教程の基準は、建築工、木船工、和洋裁及び公民科について、既に通牒せる基準によること。

(注) 昭和二十二年二月四日勤発第四二号、同年二月二十四日勤発第八八号、同年六月六日職発第三三一号、同年八月八日職発第五四号

機械工、自動車修理工、自轉車修理工、時計修理工、鋳物工、鍛冶工、熔接工、電気機械修理工、ラヂオ組立修理工の教程に關しては、近く通牒する豫定であるが、その他の種目については、これが決定に至る迄は各補導所毎に教程案を作成し、貴職の承認をうけしむるものとする。

六、職業補導所の所長は原則として、指導員の内一名をもってこれにあてると。指導員は原則として、補導生二十人に一人の割合について、これをおくものとし、その資格については、担当の学科或は技術については相当の学力又は実地の経験を有するものであること。なお、指導員の資格に關する具體的の基準については実情調査の上今後逐次決定し、通牒する予定であること。

第四 職業補導生に關する事項

一、募集、選考は、公共職業安定所が、これを行うものであること。

二、職業補導を受けるべき者は、義務教育修了者に限ること。

三、施行規則第二十一条第五項による申出を受けた公共職業安定所は、その旨を、その希望する職業補導所の所在地を管轄する公共職業安定所に連絡すること。

四、施行規則第二十一条第四項の「希望に基いて」とある趣旨は、職業補導を受けようとする者を、強制してその希望せざる補導所に入所せしめてはならないとの意図であること。

五、補導手当については、予算決定次第別途通牒の豫定であること。

六、施行規則第二十一条第三項は、補導生を職業補導の目的と関連のない業務(例、タイピスト補導所における封筒張或は農耕等)に強制的に従事させることによつて補導を不純にすることを禁ずる趣旨であり、これが実施については充全の措置をとること。

七、寄宿舎設備の必要あるときは、寄宿舎の附設或は適當なる家屋に対する寄宿舎の斡旋等について、極力配慮すること。

第五 身体に障害のある者に關する事項

一、身体に障害のある者に対する施行規則第十八条第二項の原則は、通常の補導を行うことによつて、これらの者に自信と希望を持たしめ、通常の職業に就くことを、容易ならしめることを本旨とすること。

二、前項の趣旨を徹底するため充分なる宣伝、啓蒙を行つて可及的多数の者を

吸収するに努めること。

三、選考に當つては、障害の原因について絶対に差別することなく、且つ官公立医療機関(国立病院、保健所、大学病院等)と緊密なる連絡を保持して、遺憾なきを期すること。

四、補導に當つては、特に技術的な指導方法に留意し、必要に応じ期間の延長等の考慮をするも妨げず、且つ医療並びに寄宿設備については可及的に考慮すること。

五、特別補導所については、その特殊性に鑑みて安全衛生等について、特に考慮すると共に、作業設備の改善、補導種目並びに義肢修理等についても適切なる方策を図ること。

六、身体に障害のある者に対する職業補導に關する以上の措置を充全ならしめるために、都道府県に必ず担当官をおくこと。

第六 共同作業施設に關する事項

一、職業補導施設としての共同作業施設に対する補助は、当該施設で行う作業の訓練が職業の補導と認められる場合に限り、これを行うものであること。

職業補導と認めらるる作業の訓練とは、現在行われているものについていへば、縫製、製帽、製蓆、竹細工の如くその技能を全面的に習得するには、少くとも一ヶ月以上を要するものをいい、討筒張り、鼻緒作り、製縄等の如く三十日未満の短期間で容易に修得できるものは、補助の対象とならないものであること。

二、前項に該當する作業の訓練を行う共同作業施設であっても、その施設の經營者が補助金をうけることによつて、資材の入手その他經營について何等かの特別の利便を得ようとする意図であると認められるものに対しては、補助金の交付をしてはならないこと。特に作業の訓練に要する資材としては、必出資として特別の援助は行わないこと。

三、施行規則第十九条第三項の趣旨はかかる施設は、公共性のある職業補導施設として認めることが不適當であるという見地から排除せられたものであるからこれが適用に當つては、従来の關係等に左右されることなく、嚴重にこれをを行うこと。

四、作業の訓練を行う共同作業施設に対する補助金は、作業の訓練を受くべき者の数に依りて、必要の限度において交付せられるものであり、これが配分を適正ならしめる爲には、作業の訓練を受くべき者の数を施設毎に確認する

ことが必要であるので、詳細なる人名一覧表を備付せしめると共に、常に指導監督のため実地監査を行わしめること。

なお、居宅作業員は補助の対象としてはならないこと。

五、共同作業特別施設については、職業補導として、従来の如き補助金の交付は行わないものであり、必要のあるときは法第三〇条の援助を行うものであること。

六、学校の生徒又は職業補導所の補導生で学校又は補導所の時間外に、共同作業施設において作業の訓練を受けるものに対しては、補助金の交付をなし得ないこと。

七、作業の訓練に対する補助金をうけて居ることを理由として、地方税を免除してはならないこと。

第七 工場事業場に対する技術援助に関する事項

一、法第三十条は職業補導の一環として、従業員に対する技術訓練を行う工場事業場に対して、技術的な援助を与えんとするものであるから積極的に、この規定の趣旨の徹底を図ること。

二、前項の援助は、これを受けようとする工場事業場より、その行わんとする作業訓練計画を提出せしめ、これを審査して必要なる指導をなし、又その内容に応じて参考資料の送付或は職員又は指導員の派遣等必要と認められる方法によつて行うものであること。

第八 国庫補助金の申請に関する事項

一、国庫補助金の交付申請書（計画変更申請書を含む）は様式第一号によること。

二、国庫補助金の申請書の提出期限は、今回に限り三月十日迄に本省に到着するように提出すること。

第九 報告に関する事項

一、施行規則第二十三条の規定による昭和二十三年度職業補導実施状況の定期報告は別紙様式第二号及び第三号によること。

二、各補導所より様式第二号第二表の報告書を作成、翌月五日までに都道府県に提出せしめ、都道府県は右報告を集計し様式第二号第一表の総括表を作成し十日までに第二表の報告書を附し本省に提出すること。

三、様式第二号第三表は様式第二号第二表の備考欄該当者（身体障害者）を障害部位別に作成するもので、様式第二号第一表にない総括表を作成添付提

出すること。

四、本年度分は従来通りとすること。

第十 その他

一、職業補導の実施については特に施行規則第二十三条第四項の規定を活用して連絡を密にし、その内容の充実につとめること。

二、補導生が生活に困窮し又は困窮する恐れのあるときは、関係機関と緊密なる連繫を保持して、生活保護法、失業保険法、失業手当法等の円滑なる運用に留意して、生活の安定に遺憾のないよう措置すること。

三、職業補導所に少くとも左の簿冊を備えなければならないこと。

① 総体に関するもの

法例その他例規通牒の綴

② 文書に関するもの

1. 文書台帳

2. 文書授受発送簿

③ 経理に関するもの

1. 会計出納簿

2. 各種證憑書類

3. 実習収益使途明細書

④ 物品に関するもの

物品台帳（土地、建物を含む）

⑤ 資材その他配給物資に関するもの

1. 資材受払簿

2. 製品受払簿

3. 配給物資受払簿

⑥ 職員に関するもの

1. 履歴書綴

2. 勤怠簿

⑦ 補導生（作業訓練生）に関するもの

1. 勤怠簿

2. 補導（作業訓練）手当支給簿

3. 作業訓練生賃金支払簿

4. 補導生（作業訓練生）

調査表（入所、退所、就職、個性、身上、成績に関する諸調査）

⑧ その他

1. 補導（作業訓練） 日程表
2. 定期、随時報告綴

（別紙）

契約書準則

〇〇公共職業補導所の経営に関し〇〇都道府県知事（以下甲という）は、その経営責任者として指定せられたる〇〇（以下乙という）と左の契約を締結し、乙はその契約の条項を誠意をもって履行し職業補導の使命達成に努めることを誓うものとする。

第一条 乙は〇〇公共職業補導所の経営に関し、職業安定法施行規則並びにこれに基づく基準（以下法令と稱する）及び甲の定める所に従わなければならない。

第二条 甲は乙に対して、経営に要する昭和 年度分経費として金〇〇円を、四半期に分け交付するものとする。

第三条 乙は本契約締結後直ちに施設々備の整備に着手し、年月 日より職業補導を開始するものとする。

第四条 乙は〇〇公共職業補導所において、左により〇〇（種目名）に関する職業補導を行うものとする。

- 一、定員 名
- 二、期間 月
- 三、方法
- 四、入所月日

第五条 乙は前節の事項を変更し又は〇〇公共職業補導所の経営を廃止しようとするときは、甲の承認をうけなければならない。

第六条 乙は常に公共職業補導所と密接なる連絡を保持して、定員の充足に努めるものとする。

第七条 乙は補導生に対する危害防止衛生及び厚生に関する施設に関して責任を有し且ついやくも補導生に対し職業補導目的に反するが如き処置なきよう努めるものとする。

第八条 乙は補導機械に関して法令に適合するに努めるはもとより常に補導に支障を來さざるよう萬全の措置を講ずるものとする。

第九条 乙はその職員の指導監督について、萬全の措置を講ずるものとする。

第十条 乙は交付金の経理に関しては厳に甲の指示する所に従いその適正を期するよう努めるものとする。

第十一条 甲は乙に対し四半期毎に定員を基準として、補導手当の全額を交付するものとする。

乙は四半期終了後、当該期間においての支払済額及び残額を、證憑書類を添えて甲に報告するものとする。

甲は前項の報告に基き残額の第一項との差額を次四半期分として交付するものとする。

第十二条 甲は乙が経営に要する経費について不足を生じたときの処置については、甲と協議してこれを定めるものとする。

第十三条 甲は経営に関し必要な資材資金のあつ旋及び技術的援助その他必要なる援助をなすものとする。

第十四条 乙は各四半期終了後直ちに、当該四半期の事業の概要及び経理状況に関する報告を甲に提出し、その承認を求むることを要する。

第十五条 甲はいつでも実地につき経営状況の査察、經理の監査を行い若しくは必要と認める書類の提出及び報告を求むることができる。

第十六条 甲は左の場合には交付金の全部又は一部を停止し、返納を命じ及び契約の解除をすることができる。

- 一、法令或は本契約に違反したと認めるとき
- 二、職業補導の趣旨に反したと認めるとき
- 三、事業の継続を不適當と認めるとき

本契約成立の証として本契約書二通を作成し、双方記名捺印の上各その一通を保有するものとする。

年 月 日

甲 〇〇都道府県知事

氏 名 印

乙 〇〇〇

氏 名 印

昭和二十三年三月八日

〔五―二―一三〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第一八八号）

共同作業施設の設置運営について

共同作業施設はその本来の目的たる失業者にして就職困難な者に就業の機会を与えてその生活の安定を得させしめると共に、職に就くに必要な知識技能を得せしめる外生産の振興にも寄与せしめる失業対策の見地に立脚して、これを設置運営しなければならぬに鑑み、昭和二十三年度よりは本業務を職業補導課より失業対策課に移管すると共に、従来の設置並に運営方針に相当の変革を加える必要があり、目下左記基本方針の下に具体案作成中であるが、右基本方針による運営上の参考に資したいから別紙諸事項に関して特に考慮を要する事柄につき来る三月二十日迄に御回答願いたい。

なお職業安定法第二十六条第二項の規定により共同作業施設において行う作業の訓練については職業補導課として従来通り取扱うから併せて了知されたい。

記

共同作業施設並びに運営基本方針

- 一 共同作業施設は、その目的たる失業者にして就職困難な者に対し就業の機会を与え、その生活の安定に資せしめると共に職に就くに必要な知識技能を得せしめる外生産の振興にも寄与せしめる施設であつて、公共的性格を有し且つ失業対策の一環とするものであるから、これが設置並びに運営に要する経費に対しては、政府は公共事業費を以てこれを助成するものであること。
- 二 共同作業施設において行う作業の訓練は、職業安定法に定めるところにより

共同作業施設状況

種別	経営主体				作業人員			事業費		作業者の収入		
	都道府県	市町村	公益法人	その他	計	延人員	二月末実人員	人件費	その他	最高	最低	平均
食品			()	()	()							
紙工品			()	()	()							
竹工品			()	()	()							
木工品			()	()	()							
繊維品			()	()	()	人	男 人	円	円	円	円	円
							女 人					

都道府県名

職業補導として取扱われることとなつたからこれに対しては政府は公共事業費以外の一般予算から補助するものであること。

三 共同作業施設の経営主体は、原則として都道府県とする。市町村は都道府県の監督の下に経営することが出来るものとする。

四 共同作業施設における生産又は加工に必要な資材及びその生産又は加工品は正規の経路を経てこれを入力又は販売するものとする。

五 民間経営の共同作業施設に対しては公共事業費よりの補助金はこれを与えぬこととなつたので都道府県においては、その実情に応じ別に育成の方途を考へられたきこと。

六 民間事業主と契約し加工を請負する共同作業施設は公共事業とは認め難いと。

基本方針に対する参考意見

都道府県名

- 一 経営主体について
都道府県又は市町村に限定することについて特に配慮すべき事項。
- 二 経営方法について
(一)基本方針第四項による経営の成否とその事由
(二)経営に必要な資金、資材の入手方法と製品販売の具体的事項
- 三 その他について

藁工品	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

備考

- 一 本調は、従来労働省より国庫補助金の交付を受けている共同作業施設についてのみ記入すること。
- 二 種別は、右により難い場合は、当該名を記入すること。
- 三 経営主体の()欄は、新運営方針によりこれを改変し得るものの数を記入すること。
- 四 作業従人員は自昭和二十二年四月一日至昭和二十三年一月末日迄におけるものとする。
- 五 事業費は、右期間における既支出額を人件費とその他に区分して記載すること。人件費中作業員に対する賃金は含まないこと。
- 六 作業者の収入は、本年二月の月額について調査すること。

『時報』

昭和二十三年六月一〇日
〔五―二―一四〕神奈川県告示第二四七号

公共職業補導所等の各種学校指定

左に掲げる補導所及び養成所は、学校教育法第八十三条の規定による各種学校に指定する。

名 称	位 置	設立者
神奈川県語学要員公共職業補導所	横須賀市港北区太尾町 大倉山文化科学研究所内	神奈川県
神奈川県横須賀公共職業補導所	横須賀市公郷町五七九	同
神奈川県横浜建築工公共職業補導所	横浜市西区紅葉ヶ丘五五九	同
神奈川県横浜自動車修理工公共職業補導所	横浜市神奈川区千若町三ノ一	同
神奈川県婦人公職業補導所	藤沢市藤沢一六六〇	同
神奈川県小田原公共職業補導所	小田原市幸町一丁目 神奈川県工芸指導所内	同
神奈川県平塚公共職業補導所	平塚市本宿一七七八	同
神奈川県与瀬公共職業補導所	津久井郡与瀬町一〇六四	同
神奈川県川崎木工公共職業補導所	川崎市境町四八	同
神奈川県蚕業技術員養成所	高座郡海老名町中新田 二〇一〇蚕業試験所内	同

神奈川県農業技術員養成所

鎌倉市大船町同本一〇一八
農事試験所内

同

『神公報』

昭和二十三年九月二五日

〔五―二―一五〕労働省職業安定局長、神奈川県知事宛（職発第一一八五号）

職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規定との関係について

標記の件に関し、職業安定法に基づく職業補導として行われる実習に対し、労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定が適用されるか否かについて種々疑義を生じているが、これは実施される実習の実体に即して個々に判断せらるべき性質のものであって、一概には律し得ないが、概ね左記により、その運営に遺憾のないようご配慮を願いたい。

記

1. その名義がたとえ徒弟・見習・生徒・補導生であっても労働の対象として報酬をうけ且つ、その勤務の実体が一般従業員と同様である場合は労働基準法第九条の労働者又は職業安定法第四十四条に定める労働者供給事業にいう労働者とみなされ労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定の適用をうける。

2. 補導生の実習が一般の労働者の勤務とその実体を異にすることによって労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定の適用外にあるためには少なくとも左の条件をそなえなければならない。

- (1) 実習作業に従事する者が工場事業場と使用関係に立たないこと。
- (2) 実習が予め定められた補導教程に従って実施されること。

3. 予め右の事項を明らかにして、それに関する紛議をさけるために、各補導所は教程進度表・実習教授細目・実習方法を作成の上関係労働基準監督署及び公共職業安定所に提出すること。『神綴り』

昭和二十三年一月一日

〔五一二―一六〕労働省職業安定局編『職業安定行政手引』

02300 - 03299 職業補導の基準

02300 - 02349 方針

02300 目的

職業補導を行うに当っては本事業の方針に則り直接には労働力需給の状況によりその内容が決定されるべきであるが、本事業に指針を与え、内容に全国的規模においての同一性を持たしめることはともすればおちいりやすい都道府県間における補導内容の不均衡を是正して全国的共通性を持たしめ、足らざるを補ってその質的向上を図る方途となるのでここに必要な基準を定めるのである。

02301 都道府県知事の責任

従って都道府県知事は職業補導の基準の適用に当っては、その意図するところを汲んで、これに完全に準拠するはもとより、更に一層の研さんをなさなければならぬ。

02350 - 02399 職業補導所の規模の基準

02350 原則

補導設備については定員及び補導教程を勘案して、その種類及び数量に充分の検討を加え、補導に支障を来さざる様その最小限度は必ずこれを整備しなければならない。

02351 規模

職業補導所の規模は原則として別表の基準によるものとする。この基準は作業場等及びそこに設けられる設備についての基準であつて、事務室、教室、倉庫

及びそこに設けられる設備はこれを含まない。

02352 基準外定員の場合の規模

この基準に示されていない定員を有する職業補導所の設備については、この基準を基礎としてその定員に応じて適切な設備を有するように都道府県知事は決定しなければならない。

02353 基準未達の場合

この基準に達しない規模を有する職業補導所はその補導の方法について職業安定局長の特別の承認を得た場合に限って当分の間現在の設備で補導を継続することができる。

02354 上項の場合の処置

上項の職業補導所は設備又は建物の借上代用都道府県費による新規補充等の必要な措置を講じその規模を9月末日迄にこの規模に達せしめるよう努めなければならない。

02355 危害防止及び衛生

作業場に於ける危害防止及び衛生に関しては、労働基準法に準拠するものとし、特に下の事項に留意しなければならない。

(1) 動力によって運転する機械のうち危害を生ずるおそれあるものには必ず安全装置を設ける外、これに接近して作業に従事する者には適当な帽子及び作業服を着用させる。

(2) 建築物にはその規模に適応する貯水池、消化器水そう、その他の消化設備を適所に設ける。

(3) 作業場においては粉塵防止又は、換気、採光等について適当な措置を講ずるものとする。

(4) 作業場には負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備える。

02400 - 02449 定員及び期間の基準

02400 定員

職業補導所の定員は、施設の効率的な運営を考慮し一種目について最低30人を下らないものとする。

02401 期間

(1) 補導期間については当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補導を受ける者の生活状態とを勘案し、概ね6ヶ月を標準とするも、補導種目の如何によりこれを1年迄延長し又は最低3ヶ月を降らない範囲にお

いて短縮しても差支えない。

(2) 補導期間を1年を越えて定めようとする場合は職業安定局長の特別の承認を要する。

(3) 補導期間の基準は別表の如くであるからこれによって都道府県知事は適切な補導期間の設定に万全を期しなければならない。

02450 - 02499 教 程 の 基 準

02450 原 則

補導教程の実施については、補導全期間における進度に関して精密な計画を樹立し指導員相互の緊密な連絡の下に計画的、系統的な補導を行わなければならない。

02451 基 準

補導種目別の教程の基準は別表による。

02452 記載外種目の基準

別表に記載されていない種目に関しては各補導所毎に教程案を作成し、都道府県知事の承認をうけしむるものとする。

02500 - 02549 指 導 員 の 資 格 基 準

02500 基 準

指導員の資格基準は別表の通りであるから適格優秀な指導員（助手を含まない）の任用に万全を期さなければならない。

02501 職 務 担 当

職業補導所の所長は原則として指導員の内1名を以てこれにあつる。

指導員（専任でないものを除く）は補導を効果あらしめるために原則として補導生20人に1人の割合についてこれをおくものとする。

02502 教職適格審査との関係

指導員任用にあたっては学校教育法第9条第5号の適用があるから、教職適格審査について充分の措置をとる要がある。

（編注：以下略） 『職業安定行政手引』

昭和二十三年一月六日

〔五一二一一七〕労働省労働基準局長、石川労働基準局長宛（基発第一六〇〇号）

授産施設の労働基準法適用について

過日ブロック会議で質疑のあった標記の件について次のように回答する。

授産施設と作業員との間に労働関係が存するか否かは個々の場合、具体的事実に基づいて判断すべきものであるが、授産施設の経営者が作業員の作業を指揮監督しその行う作業の代償として賃金を支払うという使用従属の関係が成立している場合が通常よくあると考えられる。なお、現在の授産施設の設備等については必要あれば、一般の基準に従い労働安全衛生規則の中の適用除外の規定等の適当な運用を図りたい、念のため。 『時報』

昭和二十三年一月六日

〔五一二一一八〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛（基発第一六〇〇号の二）

授産施設の労働基準法適用について

標記について、石川県知事より別紙写甲の紹介があつたので、石川労働基準局長に対し別紙写乙の通り回答したから了知ありたい。

授産施設の労働基準法適用について照会

昭和二十三年一月一日収厚第五七二号別紙写甲

石川県知事 柴野和喜夫

厚生省社会局長宛

標記取り扱について先般来石川労働基準局と折衝中であつたが同局においては労働省と打合の結果その実態がある以上法の適用を受けることが明らかとなり別記により取扱う旨連絡があつたが、厚生省としての御意見及び方針を承知し度くにつき至急何分の御回報を願いたい。

記

授産所が労働基準法の適用事業か否かと云うことはその作業の実態によるものであつて、實際上その授産所の経営責任者が作業員の労働条件を拘束し且つ作業員の労働の対償として賃金を支払う場合は、その責任者と作業員との間には、当然労働関係があるものであるから、本法の適用を受ける。

但し、現在の授産施設は社会保護対策の一環として公共的に経営されつつあるに鑑みその設備等については、必要あれば労働安全衛生規則の中の適用以外の規定等を活用することとし、施設本来の目的との調和に付留意されたい。『時報』

昭和二十三年一月一日

〔五―二―一九〕労働部長、各職業補導所長宛（二三職第七八〇号）

職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定

法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について

標記について職業安定法に基づく職業補導として行なわれる実習に対し労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働供給事業禁止の規定が適用されるか否かについて種々疑義を生じているが今般之が関係について別紙写のとおり労働省職業安定局長より通牒があつたので御了知の上補導運営に遺憾のないようご配慮願いたい。

（別紙写）

職発第一一五八号

昭和二十三年九月二十五日

神奈川県知事殿

労働省職業安定局長

職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定

法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について

（編注：五―二―一五につき略）

『神類集』

昭和二十四年二月二十六日

〔五―二―二〇〕労働省職業安定局長、都道府県知事宛（職発第二六七号）

公共職業補導所の実習収入金の取扱について

標記の件については、かねてから種々ご配慮を煩わしているのであるが、今般別紙の通り職業補導実習収入金処理要綱を定めたので今後この要綱に従い一層その公正有効な運用を期せられたい。

なお、本要綱中、処理の方法に関する事項については、地方財政委員会の諒解を得ているから、念の為申し添える。

別紙

職業補導実習収入金処理要綱

一、方針

（一）職業補導の実習収入金は、補導生をして所要の技能を修得せしめるために、本省の定めた項目、時間、方法に従って実習を行った結果、自然に生じたものであり、本来それ自体を目的とするものでないから、必要の限度を超え、或は無計画に又は単一項目についてのみこれを行い、徒にその増加を計ってはならないが、計画的合理的な実習の実施により生じた生產品は一般市場の価格、その他を勘案し、合理的にこれを販売、或は処分しなければならぬ。従って生產品の処分代償の中には材料費の原価償却代はもとより、適当なる労務報酬が含まれるのが当然である。

（二）右によつて生じた実習収入金（以下単に実習収入金という場合は材料の原価償却代を除く）は補導手当の不足補充及び補導生並びに指導員の福利厚生のために活用されなければならない。

（三）実習収入金の経理の公正、その能率的運用並びに管下各補導所収入金の統合調整については、職業補導所の経営者である都道府県知事が責任を以つてこれにあたるべきである。従つて、管下各補導所に対する収入金の配布は、単に各補導所の収入金額の多少によつてのみ行つてはならない。

二、方法

（一）右の方針に基き、実習収入金は厳格に経理せしめる必要があるので一般会計の歳入歳出に計上するか又は地方自治法第二百三十九条に基き、都道府県の条例により職業補導実習特別会計を設けて処理することが適当である。

（二）特別会計を設置する場合には、左の事項を留意すること。

1、歳入は管下各補導所の実習収入金、材料の原価償却代金、一般会計より
の受入金（材料費）及び借入金でこれを以てこれにあてること。

歳入にあてるべき実習収入金の金額は、各補導所の実績並びに実情を斟酌してこれを定めること。

2、歳出は補導手当の不足補充、補導生並びに指導員の福利厚生費、実習資材購入費及び借入金の償還金等とし、他に充当しないこと。

3、実習収入金は補導手当の不足補充、補導生並びに指導員の福利厚生費以外に使用しないこと。

4、特別会計の円滑な運用を計るために、各補導所を予算の令達を受ける主体（一部）或は「所」とし所長又は職員のうちからそれぞれ出納員を指名すること。

5、各補導所は当時必要な経費（特に資材購入費）について、資金の前渡

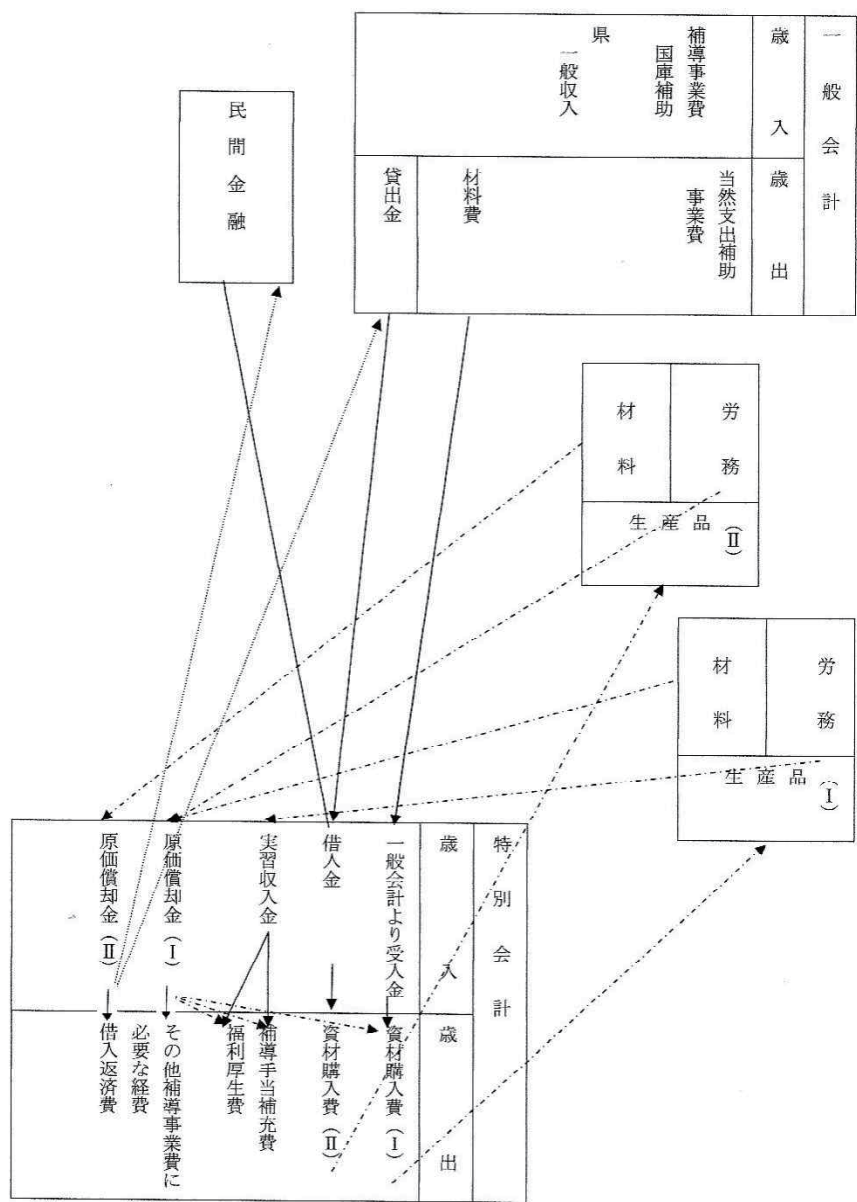
をうけること。

三、報告

1、都道府県知事は、職業補導実習特別会計を設置した場合は、その写を直ち

考 参

に、職業安定局長に送付すること。
 なお本要綱中処理の方法に関する事項については、地方財□□の註解を得ているか
 ら念のため申し添える。
 『神綴り』



昭和二十四年三月一六日

〔五一二―二二〕 労働省職業安定局長、都道府県知事宛（職発第三七七号）

公共職業補導所の経営について

職業安定法が近く改正されるため、標記経営については二十四年度より地方公共団

体以外の者に対する委託は絶対にできないようになるので、右御含みの上、現在該補導所の経営につき市（区）町村以外の者に委託している都道府県にあつては、二十四年度における補導所の整理方針とにらみ合わせこれが措置につき遺憾のないよう至急何分の手配を願いたい。

追つて本省においては二十四年度において相当数の補導所を整理する方針でありこ

れが詳細につき近く二十四年度事業計画書作成基準において指示する予定である。

『時報』

昭和二十四年一〇月一日

〔五―二―二二〕労働省職業安定局『補導事務必携』

職業補導の手引

〇〇〇〇一〇〇〇九 職業補導事業の方針

〇〇〇〇一 目的

職業安定行政の一環として特別の知識技能を要する職業に就かうとする者に対して、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識、技能を授けて適職就業の機を確保し、産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与することを目的としなければならない。

〇〇〇〇二 職業補導の種類

職業補導は公共職業補導における職業補導
共同作業施設における作業訓練
工業事業場等に対する技術援助

の三を包括するが、各その施設及対象者の有する特質に鑑みて、独自の機能を十分に發揮せしめると共に、この三者の統合的運営によってその目的達成を期せなければならない。

〇〇〇〇三 身体障害者に対する職業補導の原則

身体に障害ある者に対する職業補導は、通常の補導生と共に行うを原則とするので、これが必要なる措置を探ると共に、その運用に当つては、技術的考慮以外の特殊な考慮をなさるるよう注意しなければならない。
通常の補導生と共に補導を行い得る身体障害者に対しては、特別の技術的考慮の下に、補導をなしうるもので、前者と相俟つて身体障害者職業補導の完遂を期するより努めなければならない。

〇〇〇〇四 職業安定法及び同施行規則並びに手引の適用補導事業

職業安定法及び同施行規則並びに手引は、国の補助をうけて行う職業補導事業について適用されるものである。

〇〇〇〇〇〇三九 補導種目の選定

〇〇一〇〇〇三五〇 選定の方針

〇〇一〇〇〇一 原則

補導種目の選定は、その適否が補導事業の死命を制するものであるに鑑み、周到精密なる基礎の下に、現に不足し又は将来不足すると認められる労働力を充足するに必要な種目であつて、且つ、経済の興隆に寄与することができるものでなければならない。

〇〇一〇〇〇三五五 選定の方法

〇〇一〇〇〇一 原則

補導種目の選定に当つて、現在及び将来に渉る労働力の需給状況に関する適確詳細なる資料に基く合理的判断を基礎とし、且つ、職業安定法第十二条による都道府県職業安定審議会の議に附して決定しなければならない。

〇〇一〇〇〇〇六八 必要と考えられる職業種目

〇〇一〇〇〇一 例示

現在の労働力の需給状況からみて、一般的に不足していると認められる職業種目であつて、補導上適当と認められるものは、大体次の如くであるから参考として例示する。

機械工、仕上工、鍛造工、鋳物工、熔接工、自動車修理工、印刷工、タイピスト、洋裁師、陶工、義肢工、製図、筆耕、経理事務

〇〇〇〇〇〇三九 職業補導所の設置及び経営

〇〇一〇〇〇〇〇三九 方針

〇〇一〇〇〇一 原則

職業補導のための施設として設けられる公共職業補導所において行われる職業補導は、本事業の中心をなすものであり、労働大臣は、公共職業補導所の規模、補導種目補導内容及び補導期間に関し必要な基準を定め、教科書の編さん、設備又は、資材の確保、その他職業補導所の経営に関し必要な事項について援助をなすものであるから、公共職業補導所の設置主体は国の援助を受ける一方、労働大臣の定める基準に従つて、その運営の万全を期さねばならない。

〇〇一〇〇〇〇〇三五〇 職業補導所の設置

〇〇一〇〇〇一 設置の主体

職業補導所は都道府県知事がこれを設置するを原則とする。

但し、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事はその職業補導事業を行わないとき、その他特別の事情があるときは、労働大臣が設置することができる。

〇三二 設置の場所

(1) 職業補導所の数及び位置については、労働力の需給状況によって決定すべきことは勿論であるが、目下の施設及び交通等に関する諸状況に鑑み、通勤の利便をも併せて考慮することを要する。

(2) 設置の場所に関しては、施行規則第二十三条第七項によってこれに類似の施設で公共職業補導所でないものと同一場所に設置してはならないと定められているが、これは同一場所にあるこれと類似の施設によって職業補導所が営利その他の目的に利用され、補導を阻害せられることを防止する趣旨である。

〇三五 名 称

都道府県知事が設置し、国の補助を受けて運営される職業補導所は、公共職業補導所の文字を用いると共に、必ず経営主体を明瞭ならしめる文字を冠しなればならない。

例 ○〇県○○〇公共職業補導所

○〇市 同

〇四〇-〇四九 職業補導所の経営

〇四〇 原 則

職業補導所の経営は、都道府県知事がこれを行うを原則とするも、都道府県知事は公の機関に限り職業補導所の経営を委託することができる。

〇四一 市町村その他公の機関に対する経営の委託

市町村その他公の機関に経営を委託するは、統制と監督とによって職業補導の基準に常に適合せしめることができるものと認める場合に限り、個々の契約に基いてなすことができるが、次の条項によらなければならない。

(1) 経営の委託は都道府県知事の責任において行うべきものであるから、その経営の状況について常に厳重な監査によりこれが実体を確実に把握しなければならぬ。

(2) 上項の監査の徹底を期するため、担当監査官を定め、補導の状況及び補助金の経口状況等に関し絶えず監督を行わなければならない。

(3) 経営の委託を不相当と認めるときは、遅滞なく補助金の停止又は返還を命

じ都道府県自らこれが経営に当らなければならない。

契約書準則

〇〇公共職業補導所の経営に関し〇〇都道府県知事（以下甲という）はその経営責任者として指定せられたる〇〇（以下乙という）と左の契約を締結し、乙は、その契約の条項を誠意をもって履行し、職業補導の使命達成に努めることを誓うものとする。

第一条 乙は、〇〇公共職業補導所の経営に関し、職業安定法同施行規則並びにこれに基く基準（以下法令と称する）及び甲の定める処に従わなければならない。

第二条 甲は、乙に対して、経営に要する昭和^マ年度分経費として、金〇〇円を四半期に分けて交付するものとする。

第三条 乙は、本契約締結後、直ちに諸施設の整備に着手し、年月日より職業補導を開始する。

第四条 乙は、〇〇公共職業補導所において、左により〇〇（種目名）に関する職業補導を行うものとする。

一、定 員 名

二、期 間 月

三、方 法

四、入所年月日

第五条 乙は、前条の事項を変更し。又は〇〇公共職業補導所の経営を廃止しようとするときは、甲の承認をうけなければならない。

第六条 乙は、常に公共職業安定所と密接なる連絡を保持して、定員の充足に努めるものとする。

第七条 乙は、補導生に対する危害防止、衛生及び厚生に関する施設に関して責任を有し、且つ、いやくも補導生に対し職業補導目的に反するが如き処置なきよう努めるものとする。

第八条 乙は、補導機材に関して、法令に適合するに努めるはもとより、常に補導に支障を来さざるよう万全の措置を講ずるものとする。

第九条 乙はその職員の指導監督について万全の措置を講ずるものとする。

第十条 乙は、交付金の経理に関しては、厳に甲の指示するところに従い、その適正を期するよう努めると共に簿冊等の整理に努めるものとする。

第十一条 甲は、乙に対し、四半期毎に定員を基準として補導手当の金額を交

付するものとする。乙は、四半期終了後当該期間においての支払済額及び残額を証憑書類をそえて甲に報告するものとする。

甲は、前項の報告に基づき、残額と第一項との差額を次四半期分として交付するものとする。

第十二条 甲は、乙が経営に要する経費について不足を生じた時の処置については、甲と協議してこれを定めるものとする。

第十三条 甲は、経営に関し必要な資材、資金のあつ旋及び技術的援助その他必要な援助をなすものとする。

第十四条 乙は、各四半期終了後、直ちに当該四半期の事業の概要及び経理状況に関する報告を甲に提出し、その承認を求めることを要する。

第十五条 甲は、いつでも実地につき経営状況の査察、経理の監査を行い、若しくは、必要と認める書類の提出及び報告を求めることができる。

第十六条 甲は、左の場合には、交付金の全部又は一部を停止し、返納を命じ及び契約の解除をすることができる。

- 一、法令或は本契約に違反したと認めるとき
- 二、職業補導の趣旨に反したと認めるとき
- 三、事業の継続を不相当と認めるとき

本契約成立の証として、本契約書二通を作成し、双方記名捺印の上各その一通を保有するものとする。

年 月 日
甲 〇〇都道府県知事 氏 名 印
乙 〇〇〇〇 氏 名 印
〇〇四五〇〇四九 其 他

〇〇四五 他省所管の職業補導との関係

文部省又は厚生省所管の施設において、職業補導が行われる場合において、その補導種目が労働市場の需要に適合し、且つその運営が職業安定局長の定める基準に合致するときは、職業補導施設として、補助金の交付の対象とすることができる。

〇〇四六 学校教育法との関係

職業補導所は、学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）第八十三条の各種学校として、同法の適用をうけることとなっているから特に同法第四条による届出をしなければならない。

〇二〇〇〇三九 職業補導生

〇三〇〇〇三九 方針

〇三〇〇〇 原則

職業補導が職業安定施設の一環としてその効果の万全を期するためには、補導生の選考、あつ旋は当然公共職業安定所がこれにあたるべきである。これがため、職業安定法においても補導生の選考およびあつ旋は、公共職業安定所が行うよう明示されていると共に、補導期間中の処遇について万全の措置を講ずることに努めなければならない。

〇四〇〇〇四九 基本的措置

〇四〇〇〇 補導生の募集、選考、あつ旋等の担当者

公共職業安定所には、必ず職業補導担当職員をおき、補導生の募集、選考、あつ旋、就職後の補導に関する協力等を担当せしむべきである。補導担当職員は、他の係と密接な連絡を図り、業務の円滑なる遂行に努めなければならない。

〇四〇〇一 公共職業安定所と公共職業補導所の連けい

公共職業安定所は、管内職業補導所の実状を把握し、これと密接な連けいを保たなければならない。

〇四〇〇二 参考資料の整備

公共職業安定所は、管内補導所一覽表、全国補導所一覽表、補導修了者就職状況調その他必要な参考資料を整備して、職業補導を受けようとする者、その他一般求職者に対して、これらの者が随時且つ容易に職業補導所の状況を知り得るより心掛けねばならない。

〇五〇〇〇五九 募集

〇五〇〇〇 補導生募集の手続

公共職業安定所は、管内の職業補導所に入所せしむべき補導生を募集せんとする場合は、当課補導所の募集種目、募集人員、募集期日、入所条件及び通動順路、寄宿施設の状況等必要な資料を作成して、都道府県に提出すると共に、募集地域の公共職業安定所に連絡しなければならない。

都道府県は前項の資料に基づき、募集につき必要な指導援助を行わなければならない。

〇五〇〇一 数都道府県にわたる募集の手続

数都道府県の地域にわたって補導生を募集せんとするときは、当該安定所は募集要項を作成し、都道府県を通じて募集地域都道府県に連絡すると共に、その一通を労働省職業安定局長に提出しなければならない。

〇二五二 募集開始の時期

募集は入所期日の少くとも二ヶ月前より開始することが必要である。

〇二五三 募集の手段

公共職業安定所は、所在地補導生の募集につき新聞、ポスター、立看板、移動展、映画、(幻燈)街頭職業相談等あらゆる周知方法を利用すべきである。

〇二五四 他機関との連絡

市区町村、学校その他関係機関及び団体とは常に緊密な連絡を保ち、その協力を求める必要がある。

〇二五五 他都道府県職業補導所入所申込を受理した場合の処置

他の都道府県の職業補導所へ入所の申込を受けた公共職業安定所は、その希望する職業補導所の所在地を管轄する公共職業安定所に連絡しなければならない。

〇二五六 身体障害者の募集

身体障害者については、当該都道府県及び公共職業安定所は関係病院、療養所その他身体障害者を收容する学校と密接な連絡をはかると共に、出張相談をも併せ行うことが望ましい。

〇二六〇〇二六九 選考

〇二六〇〇 申込受理公共職業安定所の処置

公共職業補導所入所の申込を受けた公共職業安定所は、面接及び必要ある場合は適性検査(身体検査を含む)等を実施の上必要な意見及び評点を附した求職票を入所すべき公共職業補導所の所在を管轄する公共職業安定所に送付する。

特に、身体障害者のみを対象とする特別の公共職業補導所に入所を希望のものについては、特殊の障害のあるものに対し、入所申込の際官公立の病院、療養所、保健所の専門医の健康診断書を添付しなければならない。

〇二六一 採否の決定

当該公共職業補導所長は、前記の書類の送付をうけた公共職業安定所々長の選抜に基いて協議の上、入所を決定し、速かに本人に通知すると共に、関係公共職業安定所に通報する。

〇二六二 選考の基準

補導生(聾啞者を含む)は、原則として、義務教育修了者に限り、その適否の

判定は、その者の能力及び希望に基いて行わなければならない。

身体障害者公共職業補導所並びに一般の公共職業補導所に入所申込の身体障害の適否の判定は、肢体不自由者については次表身体障害者補導種目選択基準(肢体不自由者の部)による。

但し、左の各項の一に該当する者は、当分の間これを避けること。

- (1) 精神薄弱なる者(職業指導業務手引九八二智能検査中団体検査、個人検査実施の結果、再検査におけるとともに精神薄弱と認定されたものをいう。)
- (2) 精神に異状ある者
- (3) 補導を受けることによつて障害部位の再発の恐れ大なる者
- (4) 咀嚼及び言語の中一方又は両方の機能を廃するか、または著しる障害を残せる者
- (5) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、介護を要する者
- (6) 半身不随となり介護を要する者
- (7) 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつた者
- (8) 内部疾患及び伝染性疾患を有する者又は障害部位の固定しなる者

重度の身体障害者のみを收容する公共職業補導所においては、その設置の趣旨に鑑み、恩給法施行令(以下恩給令と称す)を適用される者については款症目症該当者、労働者災害補償保険の被保険者については、労働者災害補償保険法施行規(以下労災則と称す)別表第二身体障害等級表第一〇級以下の者は、これを避けること。但し恩給令を適用される者については第一款症該当者、労災則を適用される者については、第一〇級該当者であっても、一般の公共職業補導所で補導を受けることが適当であると認められる者はこの限りではなる。

なお、恩給令及び労災則を適用される者以外の者につるてもこれに準ずる。(註) 精神薄弱なる者、一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつた者は補導を受けるため特別の介護を要するも、既存の公共職業補導所の現状では附添いを寄宿せしめる規模を有しないため、特別の施設ができる迄これを避けるものであること。

身体障害者補導種目選択基準の説明

- (1) 本基準は職業補導所職員の懇切丁寧なる指導のもとに、身体障害者が相当度の知識技能修得意欲を發揮し、且つ必要なる人工補装装置を装着していることを前提とす。

(2) ◎×各印の区分は左によるものとす。

◎印は左欄記載の身体障害者が上欄の補導種目に従事可能なることを示す。
○印は左欄記載の身体障害者が上欄の補導種目に従事可能なる場合あることを示す。

×印は左欄記載の身体障害者が上欄の補導種目に従事困難なることを示す。
身体障害者補導種目選択基準（肢体不自由者の部）（編注…略）

〇二六三 身体障害者の選考

身体障害者については、官公立医療機関とも緊密な連絡をとりその選考に慎重を期すべきである。

〇二六四 不適格者の処置

不適格者は他の適当な補導種目又は職業につくよう指導すべきである。
但し本人が希望しない補導種目又は職業につくことを強制してはならない。

〇二七〇〇二七九

補導期間中の処置

〇二七〇〇二七九 補導手当等の支給

〇二七〇 趣 旨

職業補導事業を真に効果的に実施するためには、補導生の補導期間中の生活の安定を図ることが極めて必要であるが、失業保険法ならびに生活保護法等の法制上の立前および財政上の実状よりみて、職業補導事業としては、これを無料で実施する外、更に補導生活費を支給することは極めて困難である。従つて、国としては、直接補導を受けるために必要な経費、交通費等の一部を負担し、少しでも補導生の経費の負担の軽減を計り、補導を受けやするようにするために、職業安定法第二十八条第二項の規定に基いて、補導手当を支給するものであつて、その生活費については、原則として補導生自己の負担としその困難なものについては、生活保護法失業保険法等の適用により、その負担の軽減を図るよう努めるべきである。

〇二七一 原 則

上項の趣旨よりみて、補導手当の支給はこれを一律に行うべきものではなく、補導生個々の実状に応じてこれを支給するとともに、補導所実習収入金の補導生に対する合理的な配分とにらみ合わせ、最も効果的な額および支給方法を考慮し、補導事業の円滑なる遂行を期さなければならない。

〇二七二 補導手当

(1) 補導手当の定義

本要綱において補導手当とは、職業安定法第二十八条第二項の規定に基き、職業補導所において、職業補導を受ける者に対し、国がその経費の一部を負担して支給する手当をいう。

(2) 支給の対象

公共職業補導所において、職業補導を受ける者は、補導手当支給の対象であるが、失業保険金の受給者および経済的に補導手当相当額支出余裕あると認められる者は除外せられる。

(3) 補導手当の内容と支給額の算定

① 通勤者に必要な経費（交通費）

交通費は、通勤距離（片道）三軒以上のもので対して支給する。右の該当者を、通勤圏により二或いは三種類に区分し、差等を設け、予算の範囲内で支給日額を定める。

② 入寮生に必要な経費

入寮については、その入寮に要する経費の一部を補助するものとする。

(4) 支給 期 日

補導手当は、毎月十日までに前月分を取まとめ、これを支給する。但し、補導修了月にあつては、特例を設けることができる。

(5) 補導手当は、日曜、祝日その他欠席した日については、これを支給しない。

早退については、一日の補導時間の二分の一以上出席した場合のみ、日額金額を支給する。

(6) 都道府県知事は、右の要領により、予算の範囲内において補導手当支給日額を定め、左記様式により、年度開始前一ヶ月迄に労働省職業安定局長に報告しなければならない。

補導手当支給日額表 都道府県名（編注…略）

(7) 予算の経理

右の基準に従つて、補導手当を支給し、予算上剰余を生じた場合は、これを四・四半期まで留め置き、本省の指示により或いは本省の承認を得て、他の費目に充当するものとする。

〇二七三 作業手当

(1) 作業手当の定義

本要綱について作業手当とは、職業補導実習収入金（〇六二〇〇一〇六二

九九の〇六二〇一参照) および代金返還を必要としない材料費の原価償却代金(〇六二〇〇一〇六二九九の〇六二五一の二、但書参照)の全部又は一部を財源として、補導生(以下補導生という場合は補習生を含む。)に支給する手当をいう。

(2) 支給の目的
本手当は、補導生の生活費の一部を補助する目的を以て支給せられる。支給の対象

本手当は、補導生の経済条件或いは、生活保護法の適用、失業保険金の受給等事情の如何を問わず、すべての補導生に対し、出席日数に応じて支給せられる。

(4) 支給額の算定

① 本手当は実状に応じ、補導生の生活費の一部を補助する目的を果すために、年齢(例えば二十歳以上と二十歳未満)扶養家族の有無等を考慮し、差等を設けて支給日額を定めることができる。

② 支給日額は、当該補導所の収入金の多少によつて、差別してはならないが、その実習内容に従つて、補導種目別の額を定めることができる。

(5) 都道府県知事は、前項の算定に基き、財源の範囲内において、作業手当日額を定め、左記例により、労働省職業安定局長に報告しなければならない。
作業手当支給日額表例(編注:略)

〇二七〇 簿 冊

補導手当及び作業手当の支給に関し、都道府県において別に定めるものほか、公共職業補導所は次の簿冊を備付けなければならない。

作業手当支給簿(別記様式第一号)(編注:以下略)

補導手当支給明細簿(別記様式第二号)

作業手当支給明細書(刷記様式第二号に準ずる)

別記様式第一号 作業手当支給簿(編注:略)

別記様式第二号 補導手当支給明細簿(編注:略)

〇二七〇〇一七五九 費 用

〇二七〇 費 用

職業補導は無料であり、補導生よりは職業補導に関していかなる費用も徴収してはならない。

〇二七〇〇二七九 補導の純粋性の確保

〇二七〇 補導の純粋性の確保

補導生を職業補導の目的と関連のない業務(例タイピスト補導所における封筒張り或は農耕等)に強制的に従事させることは、これによつて職業補導が不純になるので、かかることの絶対に生じないよう完全措置をとらねばならない。

〇二七〇〇二七九 寄宿舎設備の確保

〇二七〇 寄宿舎設備の確保

寄宿舎設備の必要があるときは、寄宿舎の附設あるいは適當なる家屋に対する寄宿のあつ旋について極力努めなければならぬ。

〇二八〇〇二八九 就職のあつ旋

〇二八〇 就職希望、求人調査、就職相談

管轄公共職業安定所において修了前少くとも一ヶ月前より就職面談を実施するものとし、以前に補導生の就職希望調査及び求人調査をなし、その完全就職に努めなければならない。

〇二八〇 職業補導所の協力

公共職業補導所は、補導修了者の完全就職について、公共職業安定所に協力しなければならない。

〇二九〇〇三九九 就職後の措置

〇二九〇 指 導

補導修了者の就職直後の職場への適応状況を調整し、問題あるものに対しては、補導所及び雇用者の協力を求めて適切な指導をなすことを要する。

自営をなす者については、必要に応じて補導所は技術指導をなすものとする。

〇二九〇 調 査

補導修了者の就職後の作業成績、特に作業態度、技能程度等の補導を受けずに就職した者と比較して調査し、雇用者の意向をも徴して、今後の補導事業の改善に資するものとする。

〇三〇〇〇三三九 補習生

〇三〇〇 方 針

職業補導事業は、求職者に対し、できる限り短期間に所要の技能を授けて、適職に就業させることを目的とするものであるから、従来の補導方法に十分なる改善工夫を加え、所定の補導期間内に、補導目的を達成するように努めることとし、補習生の制度は、特別の事情のある場合に限り、これを設けること。

又所定の補導期間を終了した者を一律に補習生にするが如き措置は廃し、できる限り補導終了者の即時就職あつ旋に努めること。

〇三〇一 補習生の定義

公共職業補導所の補習生とは、所定の補導期間修了後なお技能を高めるために、その希望により、当該補導所において、更に技能の訓練を受けようとする者をいう。

〇三〇二 補習科を設置しうる場合

補習科の設置は、方針の項において述べた趣旨によるのほか当該補導生の補導に支障を来さない場合に限ること。

なお、補導期間が一年以上の種目については、補習科を設置しなること。

〇三〇三 補習生の定員

都道府県知事は、公共職業補導所の意見を徴し、当該補導種目の補導定員の半数を超えない範囲内において、その補習生の定員を定めるものとする。

当該補導種目補導定員の半数を超えて補習生の定員を定めようとするときは、必要事由を明らかにして、予め労働省職業安定局長の承認をえなければならぬ。

〇三〇四 補習生の選定

公共職業補導所長は、補導生修了者のうちから本人の希望、習得した技能程度および家庭の事情等を考慮して、補習生を選定する。

〇三〇五 補習期間

補習期間は六ヶ月を超えないものとする。なお、補習期間中と雖も就職の機会あるごとに随時就職せしめるよう努めること。

〇三〇六 指導方法

補習の指導に関しては、実技に重点を置き、而も、本人の自発性を尊重し、自ら工夫、研究を行うよう指導すること。

従つて、指導員は研究課題の選択およびその解決の鍵の指示、新しい技術および製品の紹介のほか補習生の質問に対し、助言を与える程度に止めること。

〇三〇七 補習生の待遇

補習生に対しては、職業安定法第二十八条第二項に基いて、国が経費を負担して支給する補導手当は支給しない。

但し、補導所の実習収入金を財源とし、生活費の一部を補助する目的を以て支給する作業手当は、これを支給するものとする。

〇三〇八 補習生に対する経費

職業安定法第二十八条第一項の経費の中には、補習生に要する経費を含まない。

従つて、国は補習生に要する経費はこれを負担しない。一般補導費以外に、特に補習生のために特別の経費を要する場合、例えば、専任職員の設置、補習生用施設設備の拡充、資材の購入を必要とする場合は、その経費は、都道府県において負担するものとする。

〇三〇九 実習収入金の取扱

補習生の実習による収入金は、一般補導生のそれとともに、〇六二〇〇―〇六二九九に基いて一括処理するものとし、補習生の手当の支給については、〇一七〇〇―〇一七三九の〇一七〇三による。

〇三〇 報告の取扱

補習生に関する諸報告中、一般補導生の数には、補習生を算入せず、両者を區別して記載すること。

〇三〇一―〇三〇九 職業補導の基準

〇三〇一―〇三〇四 方針

〇三〇〇 目的

職業補導を行うに当つては、本事業の方針に則り直接には労働力需給の状況に より、その内容が決定さるべきであるが、本事業に指針を与え、内容に全国的規模においての同一性を持たしめることは、ともすればおちいりやすい都道府 県間における補導内容の不均衡を是正して、全国的共通性を持たしめ、足らざるを補つて、その質的向上を図る方途となるので、ここに必要な基準を定めるのである。

〇三〇一 都道府県知事の責任

従つて、都道府県知事は職業補導の基準の適用に当つては、その意図するところを汲んで、これに完全に準拠するはもとより、更に一層の研さんをなさなければならぬ。

〇三〇二―〇三〇九 職業補導所の規模の基準

〇三〇〇 原則

補導設備については定員及び補導教程を勘案して、その種類及び数量に充分の検討を加え、補導に支障を来たさざるようその最少限度は、必らずこれを整備しなければならぬ。

〇三五二 規 模

職業補導所の規模は、原則として別表の基準によるものとする。この基準は作業現場等及びそこに設けられる設備についての基準であつて、事務室、教室、倉庫及びそこに設けられる設備はこれを含まない。

〇三五三 基準外定員の場合の規模

この基準に示されていない定員を有する職業補導所の設備については、この基準を基礎として、その定員に応じて、適切な設備を有するように、都道府県知事は決定しなければならない。

〇三五四 基準未達の場合

この基準に達しない規模を有する職業補導所は、その補導の方法について、職業安定局長の特別の承認を得た場合に限つて当分の間、現在の設備で補導を継続することができる。

〇三五五 前項の場合の処置

前項の職業補導所は、設備又は建物の借上、代用、都道府県費による新規補充等の必要なる措置を講じ、この規模に達せしめるよう努めなければならない。

〇三五六 危害防止及び衛生

作業場に於ける危害防止及び衛生に関しては、労働基準法に準拠するものとし、特に左の事項に留意しなければならない。

- (1) 動力によつて運転する機械のうち危害を生ずるおそれあるものには、必ず安全装置を設ける外、これに接近して作業に従事する者には、適当な帽子及び作業服を着用させる。
- (2) 建築物には、その規模に適應する貯水池、消化器、水そう、その他の消火設備を適所に設ける。
- (3) 作業場においては、粉塵防止又は、換気、採光等について適当な措置を講ずるものとする。
- (4) 作業場には、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備える。

〇四〇〇―〇四〇九 定員及び期間の基準

〇四〇〇 定 員

職業補導所の定員は、施設の効率的な運営を考慮し一種目について最低三〇人を下らないものとする。但し、一補導所において数種目を実施する場合は、実情により一種目二五名以上を認めるものとする。

〇四〇一 期 間

(1) 補導期間については、当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補導を受ける者の生活状態とを勘案し、概ね六ヶ月を標準とするも、補導種目の如何により、これを一年迄延長し、又は最低二ヶ月を降らない範囲において短縮しても差支えない。

(2) 補導期間を補導期間の基準を超えて定めようとする場合は、職業安定局長の特別の承認を要する。

(3) 補導期間の基準は、別表の如くであるから、これによつて、都道府県知事は適切な補導期間の設定に万全を期さなければならない。

〇四一〇―〇四一九 教程の基準

〇四一〇 原 則

補導教程の実施については、補導全期間における進度に関して、精密な計画を樹立し、指導員相互の緊密な連絡の下に、計画的、系統的な補導を行わなければならない。

〇四一一 基 準

補導種目別教程の基準は別表による。

〇四一二 記載外種目の基準

別表に記載されていない種目に関しては、各補導所毎に教程案を作成し、都道府県知事の承認をうけしむるものとする。

〇四一三―〇四一九 指導員の資格基準

〇四一三 基 準

指導員の資格基準は、別表の通りであるから、適格優秀な指導員（助手を含まない）の任用に万全を期さなければならない。

〇四一四 職務担当

職業補導所の所長は、原則として、指導員の内一名を以てこれにあてる。指導員（専任でないものを除く）は、補導を効果あらしめるために、原則として、補導生二〇人に一人の割合についてこれをおくものとする。

〇四一五 教職適格審査との関係

職業補導所職員の任用にあつては、昭和二年政令第六三号同施行規則の適用があるから、教職適格審査について充分の措置をとる必要がある。

〇四一六 〇四一七 〇四一八 〇四一九

〇四二〇 〇四二一 〇四二二

〇四二三 〇四二四 〇四二五 〇四二六

〇三五 別表 公民科教授細目

題目	時数	要目(編注…以下略)
一、個人と社会	二	
二、家庭	一	
三、家の経済	一	
四、教養(文化) (リクリエーション)	二	
五、労働基準(基本法)	二	
六、生命保障 (社会保険制度)	一	
七、労働組合	二	
八、労働協約と 経営協議会	二	
九、労働争議	一	
一〇、労働委員会	一	
一一、社会の経済	二	
一二、国民と政治	一	
一三、国際関係	一	
十四、社会理想	一	

裁縫補導要項標準時間割表

区分	補導要項		備考	
	小学校卒	中学校卒		
一、普通学科	一、公民	二〇	二〇	別途通牒
	二、服装、常識	四	四	整客(年令、身分、場所、季節、生地、付属品)
	三、衣類、整備	二四	二四	衣服材料、染色、洗濯、汚点抜き、手入保存
	四、服飾、手芸	一二	一二	洋裁科のみ
二、専門学科	一、和裁	八一六	八一六	講義 一五〇 実習 六六六
	二、洋裁	八〇四	八〇四	講義 二六八

合計 裁 八六四 八六四 一ヶ月平均二四日
洋裁 八六四 八六四 一日六時間として算出する

但し 講義実習の時間は材料等により斟酌することが出来る。

普通学科中服装常識は後期に於て取扱う。

和裁科教授細目(教程時間数八一六時間)(編注…以下略)

洋裁科教授細目(教程時間八〇四時間)(編注…以下略)

(備考)

一、補導期間は六ヶ月とし、その補導要項標準時間割は別表によること。但し工具及補導資料の入手状況等に応じ臨機若干の変更をなしても妨げないこと。

二、補導に当つては、所謂完成教育の方針によらず補導期間中は実技に重きを置き、必要な知識及び技能の素地を合理的且つ組織的に付与するに止め、補導修了並びに就職後の自奮自励に依り大成せしめること。

三、前項の技能業拙を培うに当つては、補導生が修了後雇用関係に入るや自営するやに拘らず、共通的に必要な実習教材を集約的に選定してこれを行うこととし、その他は講説に譲るを可とすること。

四、補導期間の後期に於ては、適切なる応用実習又は宿題によりなるべく自ら工夫するの風を涵養するに努めること。

五、実習と講説は総合的に計画を立て両者をできるだけ関連して習得させるように留意すること。

六、余暇時間を利用して教養を高め情操の涵養を図ると共に併せて補導生活の歓喜と潤いを与えるよう努むること。

七、各補導期間の開始に先立ち補導所をして補導教材の全般に付補導日程予定を作成し補導の計画性保持に努むること(余暇利用方法をも含む。)

木船工補導要項標準時間割表

区分	補導要項		備考	
	小学校卒	中学校卒		
一、普通学科	公民	二〇	二〇	
	数学	四〇	一四	教授細目(一)の甲及乙
	物理	四〇	一六	二の甲及乙

建築工補導要項標準時間割表

区分 補導要項 時間割表 備考

小学校卒 時間数
中学校卒 時間数

(一) 普通学科

(1) 公民 二〇 二〇 別途通牒

(2) 数学 六〇 三〇 教授細目(一)甲及乙

(3) 物象 五〇 三〇 同 (二)甲及乙

(4) 英語 二〇 二〇 同

(二) 専門学科

(1) 木構造 四〇 四〇 教授細目(三)

(2) 仕様及積算 一五 一五 同 (四)

(3) 規矩術 一〇 一〇 同 (五)

(4) 建築材料 一五 一五 同 (六)

(5) 附属設備 一五 一五 同 (七)

(6) 工作法 二〇 二〇 同 (八)

(7) 用器画製図 三五 三五 同 (九)

(三) 基本実習

大工道具の使用及手入法、木材の墨掛、接手、仕口の加工実習

(四) 応用実習

小住宅の建設等の現業実習

合 計

一、二〇〇 一、二〇〇 一ヶ月平均二五日、一日八時間として算出する。

備考

一、補導に当つては、所謂完成教育の方針に拠らず補導期間中は実技に重き、将来建築

工たるに必要な知識及技能の素地を合理的且組織的に付与するに止め、補導修了並

に就職後の自奮自励に依り大成せしめるものとする。

二、補導期間は六ヶ月とし其の補導要項標準時間割は別表に依ること。但し工具及補導

資材の入手状況等に依り臨機若干の変更を為しても妨げないこと。

三、別表補導要項並に標準時間割は別表参考表「建築工技能程度別標準案」の第三級を

一応の目標として定めたものであるから、補導修了後と雖も自学自習を怠らず以て

上級の技能に達するの大切なことを充分自覚せしめる要あること。

二、専門学科

船舶一般 一八〇 一八〇

木船構造 二五 二五 教授細目(三)

造船材料 一五 一五 同 (四)

船体艤装 二〇 二〇 同 (五)

造船図法 五〇 五〇 同 (六)

造船工具 一〇 一〇 同 (七)

三、基本実習

三〇〇 三〇〇 同 (八)

六〇〇 六五〇 同 (九)

四、造船実習

小型船(漁船を含む)建造室に修理

一、二〇〇 一、二〇〇 一ヶ月平均二五日、一日八時間として算出する事

合 計

一、二〇〇 一、二〇〇 一ヶ月平均二五日、一日八時間として算出する事

(註)

補導期間を一ヶ年とする補導所に於ては本表を参酌し適切なる時間表を作成すること。

(編注)以下、各教授細目略)

一、補導に当つては、所謂完成教育の方針に拠らず補導期間中は実技に重きを置き、将来木船工たるに必要な知識及技能素地を合理的且組織的に付与するに止め、補導修了並に就職後の自奮自励に依り大成せしめるものとする。

二、補導期間は六ヶ月とし、其の補導要項標準時間割は別表によること。但し工具及補導資材の入手状況等に依り臨機若干の変更を為しても妨げないこと。

三、学科及実習の教授に当つては総合的に計画を立て両者を出来るだけ関連して習得させる様に留意すること。

四、余暇時間を利用して教養を高め、情操の涵養を図ると共に併せて補導生活の欣喜と潤いを与える様努むること。

五、全補導期間を通じ凡ゆる機会を把えて責任を重んじ、規律を守るの精神を涵養し言動を正しくして旧来の弊習を打破するに努むること。

六、各補導期間の開始に先立ち補導所をして補導教材の全般に付、補導日程予定を作成し補導の計画性保持に努むること(余暇利用方法をも含む。)

七、尚公民科の教授細目は公民教科要綱並に標準時表によること。

- 四、学科及実習の教授に当っては、総合的に計画を立て両者を出来るだけ関連して習得させる様に留意すること。
- 五、余暇時間を利用して教養を高め、情操の涵養を図ると共に併せて補導生活に歓喜と潤いを与える様努むること。
- 六、全補導期間を通じ凡ゆる機会を把えて責任を重んじ規律を守るの精神を涵養し、言動を正しくして旧来の弊習を打破するに努むること。
- 七、各補導期間の開始に先立ち、補導所をして補導教科の全般に付補導日程予定表を作成し補導の計画性保持に努むること。(余暇利用方法をも含む)

木工補導要項標準時間割表

区分	補導要項	時間割表		備考	
		小学校卒	中学校卒		
(1) 普通学科	(1) 公民	一五〇	一〇〇	別途通牒	
	(2) 数学	六〇	三〇	教授細目 (1) 甲及乙	
	(3) 物象	五〇	三〇	同 (2) 甲及乙	
	(4) 英語	二〇	二〇		
	(2) 専門学科	(1) 材料	一五〇	一五〇	教授細目 (3)
	(2) 加工工作	四五	四五	同 (4)	
(3) 塗料	一五	一五	同 (5)		
(4) 仕様積算	一五	一五	同 (6)		
(5) 木材製品	一五	一五	同 (7)		
(6) 意匠製図	三〇	三〇	同 (8)		
(3) 基本実習		二〇〇	二〇〇	同 (9)	
(4) 塗装実習		五〇	五〇	同 (10)	
(5) 応用実習		六五〇	七〇〇	各種木工製品製作色付金物硝子取付	
合計		一、二〇〇	一、二〇〇	一ヶ月平均二五日一日八時間として算出	

(編注…以下、各教授細目略)
備考

- 一、補導に当っては、所謂完成教育の方針に拠らず補導期間中は、実技に重きを置き将来木工たるに必要な知識及び技能の素地を合理的且組織的に付与するに止め、補導終了並に就職後の自奮自励に依り大成せしめるものとする。
- 二、補導期間は六ヶ月とし、其の補導要項標準時間割は別表によることとし、工具及び補導資材の入手状況愚に依り臨機若干の変更を為しても妨げないこと。
- 三、別表補導要項並に標準時間割は別表参考表「建築工技能程度別標準案」の第三級を一応の目標として定めたものであるから、補導終了後と雖も自学自習を怠らず、以て上級の技能に達するの大切なことを充分自覚せしめる要あること。
- 四、学科及実習の教授に当っては総合的に計画を立て、両者を出来るだけ関連して習得させる様に留意すること。
- 五、全補導期間を通じ補導生の生活日課を技能習得の一点に集中する如く工夫してあらゆる機会を把えて責任を重んじ、規律を守るの精神を涵養し言動を正しくして旧来の弊習を打破するに努むること。
- 六、余暇時間を利用して教養を高め、情操の涵養を図ると共に、併せて補導生活に歓喜と潤いとを与える様努むること。
- 七、各補導期間の開始に先立ち、補導所をして補導教科の全般につき補導日程予定表を作成し補導の計画性保持に努むること。

機械並びに機械修理補導要項標準時間割表

区分	補導要項	時間表	備考	
一、普通学科	公民	一〇		
	数学	二〇	教授細目 (一)	
	英語	一五		
	安全	一〇	教授細目 (二)	
	二、専門学科	機械大意	一八五	
		機械工作法	三五	教授細目 (三)
		材料	六五	" (四)
		製図	一五	" (五)
		基本実習	六〇	" (六)
	三、実習		八〇〇	" (七)
		四九〇		

合 計 一、〇五〇

一ヶ月平均二五日一日七時間として算出する。

(編注：以下、各教授細目略)
(編注：「備考」無し)

鍛造工補導要項標準時間割表(編注：以下略)

鍛造工補導要項標準時間割表

溶接工補導要項標準時間割表

自動車修理工補導要項標準時間割表

時計修理工補導要項標準時間割表

ラヂオ工補導要項標準時間割表

〇三〇〇 の 別表 職業補導所指導員資格基準

補 導 種 目(甲)

製 図 工	機 械 工	ラ ジ オ 工	漁 労 員	製 綱 工
自 動 車 修 理 工	食 品 製 造 工	鍛 造 工	木 船 工	織 布 工
板 金 工	義 し 工	建 具 工	機 械 修 理 工	漆 工
機 械 木 工	内 燃 機 工	建 築 大 工	車 両 木 工	ミ シ ン 工
配 管 工	工 芸 木 工	農 機 具 工	船 舶 運 転 士	印 刷 工
時 計 工	金 属 彫 刻 士	陶 磁 器 工	電 気 工	電 力 工

指導員の資格

- 一、当該技能に関係ある徒弟契約(従来の慣習による)完了後十年以上の実地経験を有する者
- 二、当該技能に関係ある職業補導所修了後六年以上の実地経験を有する者
- 三、当該技能に関係ある実業学校、工場事業場、技能者養成令による養成施設の課程を修了した後五年以上の実地経験を有する者
- 四、大学又は専門学校に於て当該技能に関係ある学科を修め卒業した後、三年以上の実地経験を有する者

補 導 種 目(乙)

英文タイプ	和文タイプ	珠算簿記	謄写筆耕	製 本 工
洋紙製造工	理 髪 師	製 靴 工	玩 具 工	和 裁 工

石 工 洋 傘 工 洋 裁 工 硝 子 工 和 傘 工
 刺 繡 工 和 紙 製 造 工 左 官 制 帽 工 蔦 職
 竹 籐 細 工(その他の木草細工を含む)
 指導員の資格

- 一、当該技能に関係ある徒弟契約(従来の慣習による)完了後八年以上の実地経験を有する者
- 二、当該技能に関係ある実業学校、各種学校、職業補導所修了後五年以上の実地経験を有する者
- 二、当該技能に関係ある専門学校卒業後三年以上の実地経験を有する者

補 導 種 目(丙)

通 訳 指 導 員 の 資 格

- 一、当該技能に関係ある職業補導所修了後六年以上の実地経験を有する者
- 二、大学又は専門学校に於いて当該技能に関係ある学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者
- 三、通訳の指導員に就いては、特に当該外国語を自由に話すことの出来る者

(備考)

- 一、実地経験の中には、職業補導所に於ける助手の経験をも含むものとする。
- 二、右に掲ぐる者で、その技能が特に優秀なものに就いては職業補導所長の推薦に基づき、本表に定める実地経験年数より各々二年を限度として短縮することが出来る。
- (1) 職業補導所の助手として一年以上の経験を有する者
- (2) 従来の職業補導所指導員で本表に定める資格を有する者
- 三、当該技術に関係のない中等学校修了者にして徒弟完了せる場合は、本表中補導種目(甲)(乙)の一に定める実地経験二年短縮することが出来る。
- 四、補導種目のうち免許状を必要とするものに就いては本表に定める資格の外、当該種目の免許状所有者たること。

〇三〇〇四九 共同作業施設の作業訓練

〇三〇〇四九 方 針

〇三〇〇 作業訓練の定義

共同作業施設は失業者を收容し、これに当該職種についての知識技能を与える

と共に、併せて生計費を得せしめんとする施設であるが、そこに於て知識技能を与えんとする一連の行為を作業訓練といい、職業補導の一環として認めんとするものである。

〇三三〇一 補助の対策

共同作業施設に於て行う作業訓練は、それが職業の補導と認められる場合に限って、当該共同作業施設を職業補導施設として認め、これに対して補助するものである。

〇三三五〇一三九 作業訓練を行う施設の要件

〇三三五〇 設備指導員

作業訓練を実施する施設は、目的達成に必要な設備器具及び適格な指導員を有するものでなければならない。

〇三三五一 基本的適格条件

作業訓練を実施する施設は、公共事業として労働省の認可をうけたもの及び厚生省所管身体障害者授産所でなければならない。

〇三三五一 不適格条件 その一

当該施設の経営が作業訓練のための補助金をうけることによって、資付の入手その他経営について、何等かの特別の利便を得ようとする意図があると認められるものは不適格である。

〇三三五二 不適格条件 その二

経営者が利益のため、又は輸出を目的として物の生産を行う施設は、公共性ある職業補導施設として認めることが不適当であるという見地から排除される。

〇三四〇〇一三四九 作業訓練種目

〇三四〇〇 選定の原則

作業訓練種目の選定は、補導事業の一般原則によるが、特に訓練期間を考慮し、概ね三ヶ月以内に技能修得の目的を達し得るものを選定しなければならない。

〇三四〇一 期間による選定の条件

作業訓練種目は縫製、制帽、製筵、竹細工等の如く、その技能を全般的に修得するには、少くとも一ヶ月以上を要するものをいい、封筒張り、鼻緒作り、製繩等の如く、三十日未満の短期間で容易に修得できるものはこれを含まない。

〇三四〇二 例 示

補助の対象となる種目及びその必要期間は、概ね別表の基準のとおりである。

〇三四五〇一三四九 作業訓練をうける作業者

〇三四五〇 選 考

作業訓練を受けべき作業者は、公共安定所のあつ旋により、当該施設に入所する者のうちより、当該作業に経験が薄く、他の一般作業者に対して同程度の作業をなすためには、特別の訓練を要すると認められるものについて、本人の希望に基づいて当該施設の長が之を定める。

〇三四五一 都道府県と公共職業安定所の連絡

都道府県は、関係職業安定所に対し、作業訓練を行う施設であることを通知しおかねばならない。

〇三四五二 待遇均等の原則

作業訓練を受ける作業者も、一般の作業者と同様当該施設の経営者と使用関係に立つのであるから、賃銀、労働時間その他の労働条件については、当該労働基準法の適用をうけ、且つ作業訓練をうける故を以て、特に他の作業者に比して不利益な取扱いをしてはならない。

〇三五〇〇一三四九 作業訓練の方法

〇三五〇〇 一般原則

作業訓練は、一般の作業と別個に区別して行わなければならない。

〇三五〇一 計画的実施の原則

作業訓練の実施は、全訓練期間を通じ、系統的且つ計画的に行わなければならない。

従つて、作業中における随時的な指導或は指示は作業訓練に含まれない。

〇三五〇二 技能教程関連学科訓練時間の策定

作業訓練を行う施設の長は、技能教程、関係学科及び訓練時間を定め、都道府県知事の承認をうけることを要する。

〇三五〇三 訓練時間の割当

作業訓練を行う施設の長は、当該施設において行われる作業の能率、作業訓練の能率その他の事情を考慮して、作業時間のうち最少限度週二十時間の訓練をうけるものために訓練時間として割当てねばならない。

〇三五〇四 訓練学科訓練時間の予告

訓練学科及び訓練時間割は、予め作業訓練をうける作業者に周知されねばならない。

〇三五五〇一三五九 作業訓練をうける作業者名簿の作成

〇三五〇 名簿作成義務

作業訓練を行う施設の長は、作業訓練をうける作業者の名簿を作成し、都道府県知事に提出すると共に、作業場に備えつけねばならない。

〇三五二 名簿記載事項

補導生名簿にはその氏名、生年月日、本籍、住所及び賃銀を記入すること。

〇三六〇―〇三六九 作業訓練終了後の就職

〇三六〇 原則

作業訓練を終った作業者は、一般の補導事業の原則により、他の工場事業場において就職するようあつ旋される。

〇三六一 訓練終了者と一般作業者

他の工場事業場において適職を発見し得たるもので、希望がある場合には、当該施設の一一般の作業者として作業に従事することができる。

〇三六五―〇三六九 作業訓練を行う施設に対する援助

〇三六五 原則

政府は作業訓練を行うため、当該施設において特に生ずる負担について、予算の範囲内において補助する。

〇三五二 補助の範囲

上項の補助は、作業訓練をうけた作業者の員数、実施された作業訓練期間に就いて行われる。但し、予め認可をうけた訓練作業者の員数、作業訓練期間を超えた部分についてはこれを行わない。

〇三五三 補助除外事項

居宅作業員、或は学校の生徒又は職業補導所の補導生で、学校又は補導所の時間外に作業訓練を受ける者は、補導の対象とせられない。

〇三七〇―〇三七九 その他

〇三七〇 作業訓練を行う共同作業施設に対しては、特に作業の訓練を要する資料として、労働省としては特別の援助を行わない。

〇三七二 作業の訓練に対する補助金をうけていることを理由として地方税を免除してはならない。

〇三四二 の表 共同作業施設作業訓練期間基準（編注…中略）

〇四三〇―〇四七九 工場事業等に対する技術援助

〇四三〇―〇四三九 方針

〇四三〇 目的

従業員に対して技術訓練を行うとする工場、事業場等に対し、これに適切な技術的援助を具えることは、単に職業の安定に資するのみでなく、工場、事業場等の生産技術水準を向上均一化し経済の興隆に寄与すること大なるものがある。これを広く職業補導事業の一環とし、都道府県知事の義務としたものである。

〇四三二 現段階の主要目標

現在の段階においては、これが趣旨の徹底について積極的活動をなすことが必要である。

〇四三五―〇四三九 援助方法

〇四三五 作業訓練計画書の提出

援助をうけようとする工場より詳細な作業訓練計画を都道府県知事に提出せしめる。

〇四三二 計画書の審査

都道府県知事は前項の計画書を審査する。

審査に対しては職業補導関係者その他学識経験者に諮問することが望ましい。

〇四三三 審査の結果必要な指導をなすと共にその内容に応じて援助の具体的措置を定める。

〇四三三 援助の具体的措置

- (1) 参考資料の送付
- (2) 職員又は指導員の派遣
- (3) その他必要と認める措置

〇四八〇―〇四七九 身体障害に対する職業補導

〇四八〇―〇四七九 方針

〇四八〇 身体障害者の定義及びその職業補導の使命

身体障害者とは、精神的或は肉体的に何らかの障害を有する者をいうのであるが、これらの者を通常の職業に就き得るようにするのが三面の使命である。

〇四八一 原則

身体障害者に対する職業補導は、通常の補導生と共にを行うを原則とするが、本原則は、通常の補導を行うことによって、自信と希望とを持たしめて、通常の職業に就くことを本旨とするものである。

〇四八二 特別措置

上項により難い障害を有する者に対しては、技術的に特別の補導所を設置することとし、特別の補導を行うこととする。

又労働大臣が必要であると認めるときは、特別の補導所を厚生大臣と協議の上、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設し補導を行うことができる。

労働大臣が必要があると認めるときは、職業補導所は身体に障害ある者の職業補導を行うため、作業義肢及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

〇四八三 職業補導所に於ける職業補導

〇四八〇 特別考慮

補導に当たっては、特に技術的な指導方法に留意し、必要に応じ期間の延長等の考慮をするも妨げず、且つ医療並びに寄宿設備については可及的に考慮すること。

〇四九〇 特別補導所

〇四九〇 特別補導所については、その特殊性に鑑みて安全衛生等については特に考慮すると共に作業設備の改善、補導種目、補導方法並びに作業義肢及び特殊の補助工具の製作及び修理等について適切な方途を講ずること。

〇四九五 その他の措置

〇四九五 身体に障害のある者に対する職業補導に関する以上の措置を完全ならしめるため都道府県に必ず担当者をおくこと。

〇五八〇 国庫負担金の交付および経理

〇五八〇 事業計画の申請手続

〇五八〇 事業計画の提出
職業補導事業の計画は、別紙様式により毎会計年度開始前四五日までに、これを労働省職業安定局長に提出しなければならない。

〇五八一 計画変更申請書の提出

〇五八一 計画変更申請書の提出
本省の承認を受けた事業計画の全部又は一部を、変更しようとするときは、職業補導事業計画変更申請書を上項の様式に準じて作成し、毎四半期開始前二十日までに提出しなければならない。

〇五八五 国庫負担金の交付

〇五八五 配賦基準

国庫負担金は、都道府県の総人口、労働力の需要供給の状況および職業補導の必要な種目を勘案して配賦する。

〇五八六 国庫負担金交付の方法及びその時期

国庫負担金は、原則として、次の方法により各四半期毎に交付する。
事業計画承認
年度開始前月中旬

年間交付予定額およびその算出基準の内示 同 右

期別国庫負担金の交付 各四半期開始月上旬

上記国庫負担金は、概算交付であるから、諸報告に基く実績により、これを次期交付額において調整する。

〇五八七 国庫負担金交付申請の手続

〇五八七 国庫負担金交付申請の手続
職業補導種目事業の承認により国庫負担金交付予定額の内示を受けたときは、これに対し各都道府県は、地方財政法の規定に基き、政令の定めるところに従って所要経費を負担し、これが各四半期毎の国庫負担金交付申請書を別紙様式により（本書一部写二部計三部）作成の上各四半期開始前月の二十五日迄に、これを労働省職業安定局長に提出しなければならない。上記交付申請書には国庫負担金を歳入とした都道府県議会の予算議決書抄本（抄本一通写二通計三通）を添付しなければならない。

〇五九〇 都道府県費の支出

〇五九〇 都道府県費の支出
公共職業補導所の設置、経営は都道府県知事の責任においてなされるものであるから、その自覚と体制を確立し、施設および運営の充実に努め、経営者としての責任を十分果しうよう、これが経費の負担についても定められた負担割合によるほか努めてその増加を図らなければならない。

〇五九五 経理

〇五九五 国庫負担金の科目区分およびその経理方法

国庫負担金は一般職業補導所費補助として交付されるが、これを申請、経理、又は報告するに当たってはすべて次の区分に従わなければならない。

経	区分		内	容
	区	分		
事務費	人件費		職員俸給・不要手当・勤務地手当等	人に伴うもの（消耗品費・役務費・備品費）および旅費

臨時費	営費	
	事業費	補導用備品材料消耗品費
施設設備費	維持費 補導手当	補導用消耗品器材費、修繕料、光熱及水料、器具費等
		物産品上料、修繕料等
		初年度調弁費、機械購入費等

上記経常費区分中人件費と他の費目相互間において止むを得ない事情により彼此流用しようとするときは、予め本省の了解をうけなければならない。但し補導手当については別に定めるところによる。

施設設備費については、他の目的に使用してはならない。

〇五五二 国庫負担金の支出
上項により交付される国庫負担金は、都道府県の負担額を計上しない限り、これを支出してはならない。

〇五五三 国庫負担金の停止および返還
職業安定法、同施行規則並びにこれに基づく通牒に違反すると認めたときは、国庫負担金の交付は停止されるが、負担金交付の条件に違反したとき、又は事業の運営について著しい不都合があると認めるときにおいても、該負担金の停止、若しくは全部又は一部の返還を命ずることがある。

〇五五三 年度繰越の禁止
国庫負担金の年度繰越は認められない。従って当該年度において生じた不用額は、これを返還しなければならない。

〇五五四 報 告

予算の経理に関し、別紙の様式に従い次の報告書を労働省職業安定局長に提出しなければならない。

- (1) 各四半期毎の予算経理状況報告（四半期終了後一ヶ月以内）
- (2) 各四半期毎の現員現給調報告（四半期終了後一ヶ月以内）
- (3) 年度決算報告（年六月底迄）

五八〇〇 様式第一号

年 月 日

都道府県知事

労働省職業安定局長宛

昭和 年度職業補導事業計画書提出について
昭和 年度職業補導事業計画書を下記により別紙のとおり提出するから承
願いたい。

記

- 一、昭和 年度職業補導事業実施計画総表 五八〇〇の様式第一号第一表
 - 二、公共職業補導所別施設説明細表 五八〇〇の様式第一号第二表
 - 三、職業補導種目、選定資料 五八〇〇の様式第一号第三表
 - 四、公共職業安定所求人、求職情況調 五八〇〇の様式第一号第四表
 - 五、公共職業補導所の位置設定資料 五八〇〇の様式第一号第五表
- (編注：以下、様式表略)

〇六二〇〇六二九 実 習 収 入 金

〇六二〇〇六四九 方 針

一、意 義

職業補導の実習収入金は、補導生をして、所要の技能を習熟せしめるために、本省の定めた項目、時間、方法に従って実習を行った結果、自然に生じたものであり、本来それ自体を目的とするものでないから、必要の限度を超え、或は無計画に、又は、単一項目についてのみこれを行い、徒らにその増加を計ってはならないが、計画的、合理的な実習の実施により生じた生産品は、一般市場の価格、その他を勘案し、合理的にこれを販売、或は、処分しなければならぬ。従って生産品の処分代償の中には、材料費の原価償却代はもとより、適当なる労務報酬が含まれるのが当然である。

二、収入金の使途

上項によって生じた実習収入金（以下単に実習収入金という場合は、材料の原価償却代を除く）は作業手当および補導生ならびに指導員の福利厚生のために活用されなければならない。

三、収入金の経理および調整

実習収入金の経理の公正、その能率的運用ならびに管下各補導所収入金の統合調整については、職業補導所の経営者である都道府県知事が、責任をもってこれにあたるべきである。従って、管下各補導所に対する収入金の配布は、単に各補導所の収入金額の多少によつてのみ行つてはならない。

〇六二五〇〇六二九 経 理 方 法

一、原則

右の方針に基き、実習収入金は、厳格に経理せしめる必要があるため、一般会計の歳入歳出に計上するか、又は地方自治法第二百三十九条に基き、都道府県の条例により、職業補導実習特別会計を設けて処理することが適当である。

二、特別会計の設置

特別会計を設置する場合には、次の事項に留意すること。

(一)、歳入は、管下各補導所の実習収入金、材料費の原価償却代金一般会計よりの受入金（材料費）および借入金を以てこれにあてること。
歳入にあてるべき実習収入金の金額は、各補導所の実績ならびに実状を斟酌してこれを定めること。

(二)、歳出は、補導手当の不足補充、補導生ならびに指導員の福利厚生費、実習資材購入費および借入金の償還金等とし、他に充当しないこと。

但し、材料費の原価償却代金のうち、一般会計よりの受入金に基いて生じた額は、これを上項費目のほか補導事業のために必要な費用に充当しても差支えない。

(三)、実習収入金は、補導手当の不足補充、補導生ならびに指導員の福利厚生費以外に使用しないこと。

(四)、特別会計の円滑な運用を図るために、各補導所を予算の令達を受ける主体（一部）或は「所」とし、所長又は、職員のうちから、それぞれ出納員を指名すること。

(五)、各補導所は常時必要な経費（特に資材講入費）について資金の前渡をうけること。

三、報告

都道府県知事は、職業補導実習特別会計を設置した場合は、その写を直ちに労働省職業安定局長に送付すること。

〇六三〇〇一〇六七九 資材確保其の他の援助

〇六四〇〇一〇三四九 方針 〇六三〇〇 目的

職業補導に必要な資材その他の物資は、運営上重要なことであるので、これが円滑な確保を図らんとするものである。

〇六三〇一 確保並びに製品の譲渡に関する根拠法令

物資の確保製品の譲渡に当つては、臨時物資需給調整法指定生産資材割当規則、指定配給物資配給手続規程、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律、物価統制令、その他物資に関する統制令に則つて処理しなければならない。

〇六三五〇一〇六三九 需要申請

〇六三五〇 需要申請の提出

都道府県知事は、職業補導用資材として、臨時物資需給調整法関係法令による指定生産資材及び指定配給物資を必要とするときは、適確な需要計画を定め、算出基礎を明確にする文書を添え、年間需要申請書、（四半期別内訳明記）を前年度の十二月一日（四半期別需要申請書にあつては毎四半期開始前二ヶ月前）までに職業安定局長に提出しなければならない。（地方に於いて割当を受け得る物資については需要申請書を所管地方物資官庁に提出すること。）

〇六三五一 臨時特配申請書の提出

臨時必要あるときは、その都度指定生産資材（指定配給物資）の特配申請書を提出するものとする。

〇六三三三 指定生産資材及び指定配給物資以外の申請

指定生産資材及び指定配給物資以外であっても、特に必要である場合には、前二項に準じて、職業安定局長のあつ旋を要求することが出来る。

〇六四〇〇一〇六四九九 割当

〇六四〇〇 割当の基礎

指定生産資材及び指定配給物資は、需要申請量、設備及び補導生の状況（繊維品生産用の指定繊維資付にあつては、生産出荷実績）等を考慮して割当を行う。

〇六四〇一 割当取消又は削減

都道府県に関する所定の報告をなさず、又は虚偽の報告をなし、或は正当の事由もなく、著しい生産の遅延出荷の不良等があるときは、割当の取消し、停止又は削減を行うことがある。

〇六四〇二 割当の現物化

都道府県知事は、本割当に基き現物化をしなければならない。

〇六四五〇一〇六四九九 管理

〇六四五〇 簿冊の整備

指定生産資材その他物資及び製品については、その受払及び現在高を明確ならしめるために、必要な簿冊を整備しなければならない。

〇六五一 資材の活用

資材その他の物資の使用に当つては、教程に適合し補導の効果を挙ぐるが如く、最も有効、適切に活用すると共に、盗難不正流用等に関しては、嚴重なる監督を必要とする。

〇六五〇―〇六四九 製品の処理

〇六五〇 配給統制品の処理手続

配給統制を受ける製品については、当該製品の主管官庁の指示により譲渡しなければならぬ。(繊維品については購入割当公文書と引換であること。)

〇六五一 生産統制品の処理手続

生産統制を受ける製品については、当該製品の主管官庁に届出又は報告しなければならぬ。

〇六五〇―〇七五九 報 告

〇六五〇 生産用指定繊維費材の使用報告

繊維製品生産用指定繊維費材については、前月中の入荷在庫仕掛生産及び出荷に関する別表一、及び二の報告書を当該資材を使用した職業補導所毎に取纏め、毎月一五日迄に通商産業局(購入割当公文書を添え)、及び職業安定局(購入割当公文書の写を添え)に提出しなければならない。

〇六五一 義肢用資材使用状況報告

義肢用費材については、前月中の製作修理状況を毎月一〇日迄に職業安定局に報告しなければならない。

〇六五二 石油製品消費状況報告

石油製品については、前月中の消費状況を毎月五日迄に職業安定局に報告しなければならない。

6650 の 1 年 月度布帛製品製造業者調査(編注：略)

6650 の 2 (編注：略)

〇六八〇―〇七五九 監 査

〇六八〇―〇六八九 本省の行う監査

〇六八〇 方 針

職業補導事業に関する本省の行う監査は「第二部組織及び管理二〇〇〇―三九九九監査」に基づき、幕僚又は技術監察として特に技術的、指導監督並びに訓練

のため、原則として都道府県に対して行われるのであるが、本省の定めた方針、手続又は都道府県の発した命令に基く運営の状況を確認するため、公共職業安定所及び職業補導施設についても行われる。

〇六八一 対 象

- 一、都道府県
- 二、公共職業安定所
- 三、公共職業補導所

四、国庫補助を受けて作業訓練を行う共同作業施設

〇六八二 監査を行う場合

監査は、次の場合に行われる。
一、定期 監 査

職業安定法施行規則第二三条の規定により毎四半期開始一ヶ月以後に、職業補導事業の業務執行状況の全般につき、教府県を抽出して行われる。

二、臨 時 監 査

- (1) 全国にわたる新規大計画に着手し、又は着手する場合
- (2) 特殊業務遂行に関して大問題の存在する場合
- (3) 特殊計画に関して、指示を与える必要がある場合
- (4) 実地業務についての情報を得る必要がある場合
- (5) 定期報告若しくは中央監察官又は都道府県から提出された報告書によって明らかになされた不満足な結果を是正するため、特に必要がある場合
- (6) 中央監察官から要請があった場合
- (7) 主管業務についての代表的な状態を知るため、特に必要がある場合
- (8) 本省又は都道府県の監査の結果、指示した事項に対する措置を確認するため特に必要がある場合

〇六八三 監査の方法

- 一、監査は、課長又は課長からその責務を課せられた課員によって行われる。
- 二、公共職業安定所又は職業補導施設の監査を行う場合は、原則として地方監察官又は都道府県職業補導担当職員を同伴すべきである。これは、都道府県の行った監査の結果を明らかにし、又矯正を必要とする頂を委せることができ、且つ多くの場合都道府県監査の活動によって、その場で調査を行うことができるからである。

なお、都道府県監査員は本省の行う監査を見学することによって訓練される。

三、都道府県、公共職業安定所及び職業補導施設の職員に、本省から示された方針、手続、都道府県から発せられた命令に注意を向けさせ、且つ業務執行に当っては、これに準拠することを要求しなければならない。

(1) 方針、手続又は命令が伝達されず、又これに準拠していなかった場合はその方針、手続、又は命令は直ちに伝達し又これに準拠するよう処置しなければならない。

(2) 方針、手続又は命令に対する認識の不足又は理解の不充分は、これを是正し、又は徹底せしめなければならない。

(3) 方針、手続によって行われていることが不充分又は不適當な場合は、これを補足し、又はその状態を是正せしめなければならない。

(4) 方針、手続によって行われていることが、方針、手続そのものについて改善の必要を認められる場合は、充分その事情を究明し、その意見を聞くと共に、具体的に検討しなければならない。

(5) その他発見された欠点について、協議しなければならない。
四、監査は、質問と事実の見定等により、科学的に帰納評価しなければならない。

五、質問は系統的にこれを行い、監査しようとする事項について、相手方をしる具体的はその質問の趣旨及び価値を充分に理解せしめ、その執務上の誤り又は欠点の発見を容易ならしめると共に、監査員の注意を俟つまでもなく、自ら、それらの誤り又は欠点を是正するようにならなければならない。

六、質問によって得た判断を一層明確にするため、質問に対する答弁に關係する書類、帳簿その他の資料の提出を求め、その答弁を確認するようにならなければならない。

七、質問に關連がなくとも、特別にその活動状況に基き、評価を必要とする場合にはこれが資料の提出を求め、或は直接その場に向いて調査しなければならない。

八、質問は課長、係長、係員などの職階の順序によって行うことを原則とし、質問を受ける者以外の助言はさけしめなければならない。

これは、各人につき如何なる責任が課せられ、且つその責任が如何に果されているかを発見しようとするものである。

なお、必要に応じて、補導生又は作業訓練生について質問することができる。

〇六八四 監査事項

業務全般にわたる監査すべき事項は、概ね次の通りである。

一、補導事業に關する都道府県職員の配置状況

- (1) 職員の履歴と担任事務の適否
- (2) 本省から指示した都道府県及び公共職業安定所における各担当職員の設置及びその適否
- (3) 職員の勤怠状況
- (4) 職員の教養訓練状況

二、補導種目の選定状況

- (1) 労働市場の状況その他種目選定判断の基礎資料の有無
- (2) 種目選定の方法

(3) 補導施設の設置場所、定員、期間の適否

(4) 労働市場の要求に適合の度合、特に補導修了生の労働市場において占める地位

三、法令その他例規、通牒類の取扱状況

- (1) 關係方面への周知徹底方法
- (2) 職員に周知せしむべき文書の処理状況
- (3) 例規、重要書類の整備状況

四、補導施設に対する指導監督状況

- (1) 指導監督職員とその指導監督方法
- (2) 指導監督の結果に対する措置状況
- (3) 委託補導所に対する指導監督方法

五、補導施設における職員の配置状況

- (1) 本省から指示した資格基準に適合の有無及び不適格者に対する措置
- (2) 専任所長設置の有無及び未設置の場合はその理由
- (3) 職員の勤怠状況
- (4) 職員の教養訓練状況

六、補導方法

- (1) 本省から指示した教程の活用状況
- (2) 未指示の教程に対する措置
- (3) 補導日程表の作製及びその実施状況
- (4) 学科と実習との結合状況

七、補導生の募集及び選考状況

- (1) 募集の主体及びその方法
 - (2) 選考の主体及びその方法
 - (3) 公共職業補導所の公共職業安定所に対する協力状況
- 八、補導生の定員充足状況

- (1) 入所の経路
- (2) 未充足の原因及びこれに対する措置
- (3) 中途退所の原因及びこれに対する措置
- (4) 補習科の設置及びその補導方法
- (5) 寄宿舎の管理状況

九、補導生の就職あつ旋状況

- (1) 就職あつ旋の主体とその方法
- (2) 自営業を希望するものに対する措置
- (3) 就職後の補導状況
- (4) 特に雇用主について補導修了生の批判調査及びその方法
- (5) 公共職業補導所の公共職業安定所に対する協力状況

一〇、補導事業に対する啓蒙宣伝方策

- (1) 宣伝計画の樹立
- (2) 宣伝の主眼点
- (3) 宣伝の方法及びその内容回数時期
- (4) 宣伝の効果

一一、補導事業に関する身体障害者担当職員の活動状況

- (1) 身体障害者に対する取扱方針
- (2) 身体障害者に対する啓蒙宣伝方法
- (3) 身体障害者に対する募集、選考、就職あつ旋状況
- (4) 身体障害者に対する補導方法

一二、設備状況

- (1) 本省から指示した設備基準に適合の有無
- (2) 基準に達しないものに対する措置
- (3) 危害防止及び衛生に関する措置

一三、資材の入手、使用状況

- (1) 年間計画の樹立
- (2) 所要資材、割当資材及びこれに対する入手状況

- (3) 不足又は入手困難な資材に対する措置
- (4) 資材の使用状況
- (5) 資材購入費に対する措置

一五、補導生の実習による収入金の経理及び使途状況

- (1) 製品の処理方法
- (2) 収入金の経理状況
- (3) 収入金の使途状況
- (4) 監査方法
- (5) 関係簿冊の整備状況

一六、補導生に対する物資配給状況

- (1) 配給物資の種類、数量及び配給方法
- (2) 関係簿冊の整理状況

一七、予算執行状況

- (1) 補導施設え配付状況
- (2) 予算の経理状況
- (3) 不足経費に対する措置
- (4) 補導手当支給状況
- (5) 関係簿冊の整備状況

一八、職業安定法第三〇条の規定による工場事業場等に対する技術援助状況

- (1) 趣旨の徹底方法
- (2) 援助の方法
- (3) 援助の効果

一九、労働省への要望並びに意見

〇六八〇五 結果の措置

一、監査を行ったときは、監査結果報告書を作成し、職業安定局長に提出しなければならぬ。

二、報告書には次のことを記載しなければならない。

① 業務全般にわたる運営状況

② 方針、手続に準拠している事項と、準拠していない事項

③ 方針、手続に基づく運営の結果の成否

④ 発見した長所、欠点

⑤ 欠点矯正のためとるべき手段及び都道府県に対する指示事項

⑥ 業務の刷新、強化のためとるべき方法及び都道府県に対する勧告事項

⑦ 現地において与えた助言、勧告

⑧ 現在の方針、手続による適用の困難にしてこれが改善のため都道府県においてとられている方法

⑨ 現在の方針、手続に関する改正の意見

⑩ 中央監察官に要請すべき事項

⑪ 都道府県その他からの要望及び意見

三、職業安定局長は報告書に基き指示、勧告すべき事項を都道府県知事に示達するものとする。

なお、その事項にして、全国的共通性を持っているものにして、特に必要と認められる場合は、総べての都道府県に通牒するものとする。

四、都道府県知事は、その示達を受けたときは、これに対し、必要な措置をなし、その結果を二十日以内に職業安定局長に提出しなければならない。

〇六五〇―〇六五九 都道府県が行う監査

〇六五〇 方 針

都道府県が行う監査は、職業補導施設における業務執行の状況を実地につき監査し、次の諸点を明らかにし、補導事業の適正且つ円滑なる運営に資するため行われる。

一、職業補導施設の職員が法令通牒の内容をよく理解しているかどうか。

二、業務執行の状況が中央の定めた基準及び政策に一致しており、且つ都道府県が発した命令通りに運営されているかどうか。

三、その運営の結果が成功しているかどうか。

四、その運営の上に改善を要する点はないかどうか。

五、職員が業務能率の向上を図るためその職責を果しているかどうか。

なお、監査は、本省の定めた方針、手続又は都道府県が発した命令に基く運営の状況を確認するため公共職業安定所についても行われる。

特に必要があるときは、地方監察官に、補導施設の監査を要請することができ

〇六五一 対 象

監査は次のものについて行われる。

一、公共職業安定所

二、公共職業補導所

三、国庫補助を受けて作業訓練を行う共同作業施設

〇六五二 監査を行う場合

監査は次の場合に行われる。

一、定期 監 査

毎四半期に業務全般にわたり、総ての施設について行われる。

この監査は、施設における業務執行全般につき、分析的に総合監査を行うもので、当該施設の運営状況、運営上の長所、短所、欠点を検出すると共に、その成績を評価測定し、必要な指導訓練を与えるものである。

定期監査は、予め監査計画を樹て、これに基いて計画的に実施しなければならない。

監査計画は、毎四半期開始前に、職業安定局長に報告しなければならない。

監査計画は、都道府県において必要なるのみならず、本省においても、都道府県における活動状況を知り、監査の効果を測定し、監査の調整に必要なものである。

二、臨 時 監 査

都道府県において必要と認められる場合、又は本省の行った監査の結果又は、都道府県が行った定期監査の結果、指示した事項に対し、施設のとった措置を確認するために行われる。

〇六五三 監査の方法

監査の方法は、「本省の行う監査」の監査方法に準じて行うものとし、なお、次のことを心得ねばならない。

一、監査に当っては、徒らにその非違を挙げることなく、常に懇切公正に指導的態度をもって行わねばならない。

(1) 常に法令、通牒、指示の内容に通暁することに努めなければならない。

(2) 指導、訓練の場合には、最善の措置を簡明瞭に説明できる技術を修得するよう努めなければならない。

二、監査に当っては予め、部課長の指示を受けると共に、帰庁後はあらゆる問題につき、討議検討しなければならない。

三、施設に情報を与え、運営上必要な資料の準備及び変更について援助しなければならぬ。

〇六五四 監査事項

一、法令その他例規通牒類の取扱状況

- (1) 職員に対する周知徹底方法及びその度合
 - (2) 法令その他文書の整理状況
- 二、補導施設における職員の配置状況
- (1) 職員の分担事項に対する認識及び活動状況
 - (2) 職員の勤務状況
 - (3) 職員の教養訓練状況
- 三、補導方法
- (1) 補導教程の活用状況
 - (2) 補導日程表の作製及びその状況
 - (3) 学科と実習との結合状況
 - (4) 身体障害者に対する補導方法
- 四、補導生の募集、選考、就職あつ旋状況
- (1) 補導生の定員充足状況
 - (2) 中途退所の原因及びこれに対する措置
 - (3) 補習科の補導方法
 - (4) 寄宿舎の管理状況
 - (5) 公共職業安定所に対する協力状況
- 五、補導所の周知宣伝方法
- (1) 独自の宣伝方法
 - (2) 都道府県及び安定所に対する協力状況
- 六、施設状況
- (1) 庁舎の管理状況
 - (2) 機械器具その他設備の整備及び管理状況
 - (3) 危害防止及び衛生に関する措置
- 七、資材の入手、使用状況
- (1) 所要資材、割当資材及びこれに対する入手状況
 - (2) 資材の使用状況
 - (3) 資材の保管状況
 - (4) 不足又は入手困難な資材に対する措置
 - (5) 関係簿冊の整備状況
- 八、補導生の実習による収入金の経理及び使途状況
- (1) 製品の処理方法

- (2) 収入金の経理状況
 - (3) 収入金の使途状況
 - (4) 関係簿冊の整備状況
- 九、補導生に対する物資配給状況
- (1) 配給物資の種類、数量及び配分方法
 - (2) 関係簿冊の整備状況
- 一〇、予算執行状況
- (1) 予算の経理状況
 - (2) 不足経費に対する措置
 - (3) 補導手当支給状況
 - (4) 関係簿冊の整備状況
- 一一、その他
- (1) 関係方面との連絡状況
 - (2) 補導生に対する福利施設の設置状況
 - (3) 補導生に対する実態調査の状況
 - (4) 調査資料の活用状況
 - (5) 都道府県及び労働省への要望並びに意見
- 〇六五 結果の措置
- 一、監査を行ったときは、先ず主管部課長に口答復命した上、具体的に監査結果報告書を作成し、都道府県知事に報告しなければならない。
- 二、報告書に記載すべき事項は、「本省の行う監査」の記載方法に準じて作成しなければならない。
- 三、都道府県知事は、報告書に基づき指示すべき事項を施設の長に示達するものとする。
- この指示は、監査の結果発見した方針に準拠していない点、運営上の短所、欠点矯正のためとるべき手段、業務刷新、強化のためとるべき方法につき詳細具体的になすべきである。指示事項中予算を伴うものに関しては、主管部課長と協議の上、都道府県限りに於いて実施できるかどうかを検討し、その可能な事項のみ指示すべきである。
- 指示するに当っては、一定の期間を附しこれに対する措置状況を報告せしめなければならない。
- 指示事項は、予め関係者の討議に於て結論を見出した上、これをなすこと

は有効な方法と思われる。

都道府県知事は、監査の結果に基き、都道府県において措置した事項、施設に示達した事項並びに本省に対する要望、意見を附して、監査修了後三十日以内に職業安定局長に報告しなければならない。

五、補導施設の監査の結果、公共職業安定所職業補導担当職員の職務執行上の誤り、欠点のためとする手段、又は活動の強化を要請する必要があると認められたときは、その旨を地方監査官に連絡しなければならない。

〇七八〇〇八二九 職業補導事業の宣伝

〇七八〇〇七九九

趣 旨

〇七八〇〇 職業補導関係周知宣伝の担任者

職業補導関係周知宣伝の責任者は、職業安定行政全般の周知宣伝を担当する地方庁及び公共職業安定所の周知宣伝担当官である。

〇七八〇一 職業補導担当者との周知宣伝担当者との連絡

職業補導の担当者は、常々右の周知宣伝担当官と密接な連絡を保つと共に、周知宣伝担当官に周知宣伝を要する事項及びその内容、宣伝の時機、宣伝対象、実施計画に関する簡潔な資料を提供して、その担当者に宣伝の実施方を依頼しなければならない。

〇七八〇二 本手引と周知宣伝業務手引との関係

職業安定法の施行に関する宣伝は、周知宣伝業務手引によって実施されるのであるから職業補導の宣伝も当然その手引に従って行われる。従つてこの項に述べたことは、職業補導事業の宣伝について、特に必要と思われる事項を示すものである。

〇七九〇〇七九九 周知宣伝を必要とする事項

〇七九〇〇 周知宣伝事項決定の重点

周知宣伝をなすことによつて、いかなる結果を挙げようとしているかという周知宣伝の目的に照し、又補導事業の現段階において何が最も要求されているかということをも勘案して、周知宣伝事項が定められる。

〇七九〇一 周知宣伝を必要とする事項

職業補導において、一般的に周知宣伝を必要とする事項は、次の通りであるが、その計画の策定にあつては、その時期その組合わせを十分考慮しなければならない。

(1) 職業補導事業の趣旨

(2) 補導所の名称、位置、規模、補導種目、補導期間、定員

(3) 補導生の募集時期

(4) 補導をうけるべきものの条件、及び補導をうけるための手続

(5) 補導期間中の待遇

(6) 現在の補導状況、及び将来の計画

(7) 補導事業の実例、及びその挙げた成果

(8) その他

〇八三〇〇八五四 他の施設・機関との連絡

〇八三〇〇八四九

方 針

〇八三〇〇 目 的

職業補導を円滑に実施し、効果あらしめる為には、設備、運営方法等に関して他の必要なる施設、機関と常に緊密な連けいを保ち、採長、補短以て、その実効を確保する必要がある。

〇八五〇〇八七九 連 絡

〇八五〇〇 運営に関する連絡

都道府県知事は、都道府県内の学校その他の施設における職業教育、その他の訓練に関して、可及的に必要部面について、施設の統一を図ると共に、施設の利用教職員或いは指導員の派遣、教程内容の改善等について充分の措置をなすよう努めることを要する。

〇八五〇一 資材、資金に関する連絡

補導施設運営の為に必要なる資材、資金等に関する措置を完全ならしめるために、関係機関と密接な連絡をなすことを要する。

〇八五〇二 生活保護法、失業保険法、失業手当法、関係機関との連絡

補導生の生活安定のため、関係機関と密接な連絡を保持して、生活保護法、失業保険法、失業手当法等の円滑な運営に留意することを要する。

〇八八〇〇八〇〇 その 他

〇八八〇〇八八九 職業補導所に備付すべき簿冊

〇八八〇〇 目 的

職業補導所の運営及び経理を適確にし、且つ、監査報告等の基礎資料とするた

めに詳細なる簿冊を備付するものとする。

〇八九一 備付すべき簿冊

- (1) 総体に関するもの
- (2) 法令、その他の例規通牒の綴
- (3) 文書に関するもの
- (4) 文書台帳、文書授受発送簿
- (5) 経理に関するもの
- (6) 会計出納簿、各種証憑書類実習収入使途明細簿
- (7) 物品に関するもの
- (8) 物品台帳、土地建物を含む
- (9) 資材その他配給物資に関するもの
- (10) 資材受払簿、製品受払簿
- (11) 職員に関するもの
- (12) 履歴書綴、勤怠簿
- (13) 補導生（作業訓練生）に関するもの
- (14) 勤怠簿、補導（作業訓練）手当支給簿、作業手当支給簿、補導手当支給明細簿、作業手当支給明細簿、作業訓練生活金支払簿、補導生（作業訓練生）調査表、（入所、退所、就職、個性、身上成績に関する諸調査）
- (15) その他

補導（作業訓練）日程表、定期随時報告綴

〇八九〇 職業補導所開設報告

〇八九〇 公共職業補導所開設の場合

公共職業補導所を新たに開設した場合、若しくは、種目を増設した場合は、都道府県知事は、開設の日より一五日以内に次の様式により労働省職業安定局長に報告しなければならない。

〇八九〇 公共職業補導所以外の職業補導施設開設の場合

職業安定法第二六条および第二六条の二に規定する公共職業補導所以外でこれに類した施設を都道府県又は市町村で開設した場合、若しくは、種目を変更した場合、都道府県知事は、その都度、これが名称、設置の場所、種目、定員、経営主体および都道府県の負担金の有無等に関し、労働省職業安定局長に通報するものとする。

様式 職業補導所開設報告書（編注…略）

（編注…段落は一字下げにした。）

『必携』

昭和二十五年六月二〇日

〔五―二―二三〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第四六九号の四）

公共職業補導所における実習について

標記について別紙（一）をもって建設省に対し照会した結果、別紙（二）のとおり回答があったので、右諒知の上職業補導事業本来の使命達成に遺憾のないよう努められたい。

別紙（一）

職発第四六九の（三）

昭和二十五年六月九日

労働省職業安定局長

建設省管理局長殿

公共職業補導所における実習について

職業安定法第二十七条に基づいて設置されている公共職業補導所は、職業安定施策の一環として、求職者に対し、短期間に、労働市場の要求する知識技能を授け就職の機会を増大する目的をもって経営されているものであり、他面学校教育法第八十三条による各種学校としての取扱いを受けている。これらの公共職業補導所の中、建設工事関係の種目を補導する公共職業補導所において補導修了期に近い補導生の実習のため他の委託を受け建設工事を実施する場合があるが、右は建設業法第二条第二項の建設工事の完成を請け負う営業とは見做されず、従って、建設業法の適用から除外されるものと解釈されるが、念のため貴意を得たいので何分のご回答を願いたい。

別紙（二）

建設管発第六七二号

昭和二十五年六月十三日

建設省管理局長殿

労働省職業安定局長殿

公共職業補導所における建設工事に関する実習と建設業法との関係に

六月九日付職発第四百六十九号の三をもつて御照会にかかる標記の件については左記のとおりにつき御了知ありたい。

記

建設業法は建設工事の完成を請負うことを営業とする者をその適用の対象とするものであり、従つて公共職業補導所がその補導生に対して知識、技能を授け職業を与えるために実習として他から委託を受けて工事を施工する場合は、営利行為としてこれを行なうものではないから本法の適用を受けない。 『神類集』

昭和二十五年一月十七日

〔五―二―二四〕 神奈川県告示（第五一〇号）

神奈川県立公共職業補導所設置規程

第一条 失業者のうち建築工、木工、通訳、英文タイプ、謄写筆耕、洋裁、手芸等の技能を習得しようとする者に対して短期の補導を実施し、失業救済並びに経済の興隆に寄与するため神奈川県立公共職業補導所（以下補導所という。）を設置する。

第二条 補導所の名称、位置、補導科目、補導期間及び定員は、別表のとおりとする。

第三条 補導所へ入所しようとする者は、公共職業安定所へ入所の申込をし、その選考を受けた者のうちから、公共職業安定所長と協議の上補導所長（以下所長という。）がこれを決定する。

第四条 入所を許可された者は、誓約書（第一号様式）を所長に提出しなければならぬ。

第五条 所長は、補導生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができ

- 一 素行に不良又は心身の状況により技術習得の見込がないと認める者
 - 二 規律に違反し又は所長の命に従わない者
 - 三 その他止むを得ない事情があると認める者
- 第六条 所定の課程が終了した者に対しては、修了証書（第二号様式）を授与する。
- 第七条 この規程に定めるものの外、必要な事項は、知事の承認を経て所長が定める。
- 附 則

1 この規程は、昭和二十五年九月一日から適用する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 神奈川県横浜公共職業補導所設置規程（昭和二十四年十月神奈川県告示第四百二十四号）
- 神奈川県平塚公共職業補導所設置規程（昭和二十三年一月神奈川県告示第十二号）
- 神奈川県川崎公共職業補導所設置規程（昭和二十二年十二月神奈川県告示第四百九十九号）
- 神奈川県第一語学要員公共職業補導所設置規程（昭和二十一年八月神奈川県告示第三百三十号）
- 神奈川県婦人公職業補導所設置規程（昭和二十二年二月神奈川県告示第八十一号）
- 神奈川県小田原公共職業補導所設置規程（昭和二十五年五月神奈川県告示第二百四十八号）
- 神奈川県第二語学要員公共職業補導所設置規程（昭和二十二年四月神奈川県告示第二百一十一号）
- 神奈川県横浜自動車修理工公共職業補導所設置規程（昭和二十二年一月神奈川県告示第八十二号）

別 表

名 称	位 置	補 導 科 目	補 導 期 間	定 員
神奈川県横浜公共職業補導所	横浜市西区紅葉ヶ丘五九	建築科 謄写筆耕科	一年 六個月	三〇人 五〇人
神奈川県平塚公共職業補導所	平塚市本宿一、二七五	建築科 木工科	一年 一年	二五人 二五人
神奈川県川崎公共職業補導所	川崎市境町四八	建築科 木工科	一年 一年	三〇人 三〇人
神奈川県語学要員公共職業補導所	横浜市港北区太尾町大倉山	通訳科 英文タイプ科	九個月 九個月	五〇人 三〇人
神奈川県藤沢婦人公職業補導所	藤沢市藤沢九六五ノ一	洋裁科	六個月	四〇人
神奈川県小田原婦人公職業補導所	小田原市幸一ノ九〇〇ノ三	洋裁科 手芸科	六個月 六個月	三〇人 三〇人

様式第一号（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十六年九月四日

〔五―二―二五〕労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務部(局)

長宛(補発第一五七号)

公共職業補導所の公民科の取扱いについて

公民科の取扱いに関しては、職業安定業務手引(0254)及びこれに基いて編集せられた教科書「公民の話」に準據し、補導生の人格及び識見の向上に遺憾なきを期しているのであるが、補導教程に指示せられた割当時間数の制新を受け、その教授がややもすれば形式に流れ、空論に走る傾向もあり、これら補導生の未熟な知識による逆効果を見る場合さえある現状に鑑み、別紙「公民科取扱上の要点」を作成したので貴管下公共職業補導所として、これを有効に活用せしめるよう特別のご配慮を願いたい。

公民科取扱上の要点

一、公民科の重要性

職業補導における公民科の役割は次の二つの観点から最近その重要性が著しく高まりつつある。

① 新時代の技能労働者としての人格の向上

職業補導の目的は産業界の要求に適合する技能者の訓練にあることはいふまでもない。しかるに最近の産業界は単に技能だけではなく、人格的にも優秀な技能者を要望する傾向が顕著になっている。

従って、職業補導においては知識・技能の訓練と共に新時代の技能労働者としての必要な人格及び識見の向上を図ることが極めて重要である。そこに公民科の指導を強化する必要が痛感される。

② 青年層補導生の激増

最近の補導所入所者は新制中学新規卒業者が激増し、人生の危機ともいふべき青年前期に相当する者が大部分を占める状態である。これ等の青年層は実社会の人々の考えや行動の影響をうけ易く指導も困難である。従って、その公民科指導の強化が要望される。

二、公民科取扱上の問題点

① 公民科を担当する者

公民科指導を担当する者は原則として補導所長であるが、必要によっては適格な学識経験者を講師として補導所の公民科を担当せしめ、指導上の責任を明確にすること。なお、公民科指導にあたる者は、指導効果を大ならしめるため補導生の理解に努め、絶えず自己の人格と識見とを高め、たゆまない熱意をもってその実施にあたること。

② 計画的な指導学科

公民科の実施にあたっては本省の定めた補導教程基準により必ず実施すること。すなわち単なる思いつきによる散漫な指導に陥らないよう、一定の指導計画の下に統一づけて補導生の人格向上に努めること。

③ 生活との関連づけ

補導生の具体的な生活を把握し、理解してその生活に関連づけて指導を行うこと。すなわち補導生の心身の発達に伴う個性の自覚や内面的な要求に適合した指導を行うこと。また補導生の生活経験の中から価値ある問題を自由に取り上げ、その解決をつうじて補導生の民主的な生活態度を發展させるよう指導すること。

④ 社会・時事問題との関連づけ

新聞・ラジオ等からなるべく具体的な社会問題、時事問題を取りあげて補導生の社会生活に対する正しい理解や合理的な判断力を高めるよう指導すること。特に最近の社会環境は不健全で暗い面が多く、そのような環境の中で広い社会的視野と合理的判断の下に自らの生活を自主的に統制し得るよう指導すること。その点公民科の指導においては地域社会や家庭の協力を得ることが極めて重要である。

⑤ 例話の重複

とかく公民科の指導はいつもいかめしい訓戒やお説教に終ったり、ひとりよがりの観念的な徳目の羅列に陥ったりして無味乾燥になる傾向がある。

⑥ 補導生の程度に即応

補導生はその年齢、経歴、能力等において個人差が顕著である。従ってその指導にあたっては彼等の内面的要求を適格に把握し、彼等の発達に即して無理のない方法でその指導を行うべきである。つまり、個別的指導を加味して画一的な指導の欠陥を補うことに努めなければならない。

三、公民科と生活指導

公民科指導の効果を高めるためには補導生の補導所における生活や余暇生活

記載例

補導種目	補導種目の 開設年月 日、閉鎖年 月日	補 導 定 員	補 導 期 間	補 導 方 法	専任職員数					講 師 数	備 考
					所 長	指 導 員	書 記	用 人	計		
機 械	27. 4. 1 ----- 27. 4. 1	50 (20)	1年 (6ヶ月)	昼 夜	人 ()	4人 (1)	人 ()	人 ()	人 ()	人 1	
木 工	27. 4. 1 -----	50	1年	昼	()	4 ()	()	()	()		
鍛 造	27. 4. 1 -----	30	1年	昼	()	3 ()	()	()	()		
電 機 器	27. 4. 1 ----- 27. 10. 1	40 (30)	6ヶ月 6ヶ月	昼 夜	()	2 (2)	()	()	()		

計		170 (50)			1 ()	13 (3)	2 ()	2 ()	18 (3)	2 (1)	

(乙号様式)

1. 本表は補導所毎に一枚使用することとし、昭和 27 年 4 月 1 日現在の状況について記入すること。
2. 「補導種目」欄には、本省承認の補導種目と定員を記入することとし、臨時の店員は () 内に外数として記入すること。
3. 「建物」欄中「教室」及び「実習場」各補導種目別に記入し、二種目以上共用する教室又は実習場については、当該補導種目の内、主として使用する補導種目の坪数を記入し、他の共用の借用する補導種目については、例えば、木工科の教室 30 坪を建築科で借用しているときは、(建築 30) □ () 内にその主たる種目及び借用する種目の定員を記入すること。なお教室及び実習上以外の建物については、横掛一覧に使用区分毎に記入すること。
4. 「建物規模基準」欄には、各種補導種目毎に実習場の規模基準による坪数のみ記入すること。
5. 「敷地」欄には、一覧にその坪数を記入すること。
6. 「備考」欄には、当該建物の使用区分毎にその耐用年限 (27 年度より起算) 及び構造を例えば (〈事務室・教室〉15 年、木造瓦葺二階建) 等と記入すること。
7. 「建物、敷地」の所有区分欄には上記建物、敷地の所有区分別坪数の内訳を記入すること。
8. 「新增改築部分の絡生年月日及び増改築年月日」欄には、先ず「及び増改築年月日」の文字を削除することとし、昭和 27 年 4 月 1 日以降に新增改築した建物の使用区分、構造、坪数、落成年月日、新增築の耐用年限及び所要額を記入すること。
9. 「買収、借用部分の落成年月日及び買収、借用年月日」欄は先ず「落成年月日及び」の文字を削除することとし、昭和 27 年 4 月 1 日以降買収、借用した建物については、買収、借用別に使用区分、構造、坪数、買収又は借用年月日及び所要額を記入し、敷地については、買収、借用別に坪数、買収又は借用年月日及び所要額を記入すること。
10. 「摘要」欄には、その他必要事項をその都度記入することとするが本省に送分する分には一切記入しないこと。
11. 裏面には綴目を左側として敷地の境界線 (入口を記入)、建物の各階別平面図を使用区分毎に使用名 (特に教室、実習上場は使用の補導種目名も記入) 坪数を記入し、上部横書に補導所名、所在地、電話番号及び方位線を附記すること。(別紙記載例の 1 参照) なお本用紙に記入し得ないときは、その外部 (見取図) のみ記入し (別紙記載例の 2 参照) 別葉に各階別平面図を作成添付すること。

(丙号様式)

1. 本表は各補導所の補導種目毎に一枚使用することとし、昭和27年4月1日現在の状況を記入すること。
2. (補導種目名)の次に当該補導種目名及び定員〔臨時の定員は()内に外数として記入〕を記入すること。
3. 「機械器具名」欄には(基準によるもの)と(基準以外)とに区分して記入すること。
4. 「購入借用年月日欄」には昭和26年度以降購入又は借上げた機械についてのみ記入することとし、これが当該機械器具総数の内数の場合は、その数量をも記入すること。又同一機械器具で自己使用と借上げとがある場合は、購入年月日を上段に借上げ年月日を()内下段に記入すること。
5. 「耐用年限」欄には本年を起算とした当該機械器具の耐用年限を記入する(のであるが本省に送付する分については記入する必要がない。)
6. 「備考」及び「摘要」欄にはその他必要事項をその都度記入すること。(するが、本省に送付する分には記入する必要がない。)

別紙記載例の2(編注:以下略)

『神綴り』

昭和二十七年七月二三日

〔五―二―二七〕労働省職業安定局長より各道府県知事宛(職発第四九七号)
戦傷病者を中心とする身体障害者の公共職業補導所利用促進について

身体障害者職業更生援護対策の重要施策として公共職業補導所への入所あつぱ強化については「身体障害者職業更生援護対策要綱」並に昭和二十七年四月五日職発第二一六号「身体障害者の職業更生援護対策の実施について」により着々御配意中のことと存するが、特に戦傷病者に対する優先的措置を考慮して、今般別紙のとおり公共職業補導所利用促進措置要領を定めたので、貴職におかれても、管下公共職業安定所公共職業補導所を始め関係部局課を督励し、身体障害者の公共職業補導所利用促進に万遺憾なきよう期せられたい。

なお、職業補導手引一六〇二の身体障害者職業補導種目選択基準については全面的改訂を準備中であるが、今回は取敢えず、その原案(特別補導所の部のみ、一般補導所の部については、後日送付の予定)を添付したので、参考とせられたい。

(別紙)

戦傷病者を中心とする身体障害者の公共職業補導所利用促進措置要領

一. 一般原則

(1) 障害の程度が比較的軽度のものは身体障害者公共職業補導所(以下特別補導所という。)に比較的軽度の者は一般公共職業補導所(以下一般補導所という。)に入所せしめることとしその具体的な判定は特別補導所については差当り別表傷害部位別身体障害者職業補導種目選択基準によりこれを行うこと。

(2) 戦傷病者については一般身体障害者に優先して取扱うこと。又同一戦病者については次の順位によること。

傷病軍人

傷痕軍属(外地部隊要員)

その他(一般被徴用者勤労報告隊員・動員学徒・女子挺身隊員等)

二. 特別補導所について

(1) 戦傷病者優先の原則を確立するため各特別補導所における補導定員の2分の1は戦傷病者のために留保すること。但し新設の愛知、広島各補導所についてはその定員の全部とすること。

(2) 前号の戦傷病者定員を充足するため、毎期の募集に当っては原則として募

集人員の半数は戦傷病者中より採用すること。

(3) 毎期の募集人員は次の手続により関係都道府県に割当て充実を図ること。

① 特別補導所所在地の都道府県は入所日の3ヶ月前に当該募集期における都道府県別募集計画書を労働省に提出すること。

② 労働省は右の募集計画書及び都道府県の応募見込状況その他を勘案し関係都道府県に募集人員の割当てを行うこと。

③ 募集人員の割当てをつけた都道府県は関係特別補導所所在地の都道府県よりの情報に基づき管内公共職業安定所、公共職業導所のみならず身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等の関係機関と連絡の上管内身体障害者に周知徹底を図り割当人員の充実に努めること。

④ 以上の措置によっても、なお募集人員の充足できないときは特別補導所は未充足分を一般身体障害者を以て補充すること。

⑤ その他募集連絡に関する取扱手続は「公共職業補導所入所あつ旋並びに修了者の職業紹介業務手引」の定めるところによること。

(4) 補導所修了者の就職あつ旋については身体障害者職業更生援護対策に基づき原則として入所あつ旋した公共職業安定所においてその衝に当たり得る限り出身地において就職できるような措置すること。

3. 一般補導所について

(1) 都道府県庁所在地の一般補導所においては障害部位別身体障害者職業補導種目選択基準を参照の上、その定員の四分の一までは戦傷病者を以て充足するよう努めることを目標としその募集については前項(3)の例に準じ都道府県において措置すること。

(2) 補導所修了後の就職あつ旋については特別補導所の例に準じて取扱うこと。

四. その他

(1) この措置は次回募集期よりこれを実施すること。

(2) 結核回復者については特に現症状を重視し通常の補導に堪える者以外はすべて兵庫公共職業補導所を志望させること。

この場合旧軍人については戦病者(一等症又は一種症)を平病者(二等症又は二種症)に優先せしめること。

訓練成績評定表

補導種目 _____ 科 _____

検査名 _____
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日実施

氏名	番号								
	評定項目								
実技成績	作業態度								
	作業管理力								
	仕事の速さ								
主要な実習項目と成績	仕事の正確さ								
	仕事の手際よさ								
成績順位									

備考

(1) この基準は身体障害者公共職業補導所（特別補導所）の各補導種目には補導を可能とする障害の最高限度を障害部位別に示したものであるが実際には本人の残存能力の回復状況、経験作業方法、作業設備等の如何により多少の相異があるものとする。

(2) 本表中

① 視力については万国式視力表により測定したものとす。

② 聴力については全聾を除き補聴の効果を認められるものとする。

③ その他の障害程度については必要な人工補装具を装着していることを前提とする。

(3) 精神障害については補導種目を問わず原則として不的確とする。

(4) 慢性疾患については軽度で症状増悪のおそれなく且医療管理を要しないもの以外はすべて不的確とする。

(5) 快復期の結核性疾患についてはその回復程度が次の基準に達している場合は兵庫公共職業補導所以外の補導所においても適格とする。

一般症状	赤沈値	喀痰		X線所見	備考
良好	正常値	塗抹 陰性	培養 陰性		
		動物接種 陰性		病巣の吸収石炭化を認め空洞の完全に閉鎖しているもの。	上記の状態が3年以上保たれ一日六〜七時間の軽作業に堪えるもの。

『神綴り』

昭和二十七年八月一日

〔五一―二―二八〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発五三三三号）

身体障害者公共職業補導所における補導生（戦傷病者）の募集計画について

戦傷病者を中心とする身体障害者の公共職業補導所利用促進措置については昭和二十七年七月二十三日職発大四九七号通牒により、着々御配意中のことと存ぜられるが、同通牒別紙要領二の(3)の取扱手続については、次のとおり決定したので、これにより万遺憾なきを期されたい。

記

一、特別補導所を管轄する都道府県における戦傷病者の公共職業補導所利用促進措置要領(二)の(3)④補導生募集計画書は、別紙様式第一により補導生募集要綱を添付し、毎入所期日、三ヶ月前に当局へ提出すること。

但し、今回に限り入所期日本年十一月以前のもの八月末日迄に提出すること。

二、労働省においては前項の計画書を審査し府県別募集割当人員決定後に遅滞なく関係府県に対し、募集連絡を行うこと。

三、募集選考修了後補導所入所状況報告を別紙第二により、入所期日後十日以内に当局に提出すること。

(編注：様式第一は次ページ)

『神綴り』

昭和二十七年一〇月二十九日

〔五一―二―二九〕労働部長より各公共職業補導所長宛（二七職第一二二二号）

所外実習に伴う補導生出張旅費の取扱について

所外で行なう委託実習であつて補導所より実習作業現場までの出張作業のため、鉄道車馬等の有償の交通機関を利用することにより旅費を必要とする場合における補導生の旅費の支給その他の取扱については当分の間次により経理することとしたから遺憾のないよう御留意せられたい。

記

一、委託実習を行なうに要する実習生の旅費（以下実習旅費という）は全額これを実習依頼者（以下発注者という）の負担とする。

二、実習旅費は、実習収入金と別個のものとして準公金の取扱いをする。従つてこの費用の負担については委託実習契約金の中に含めず契約締結時に発注者との間において覚書その他適宜の方法により処理するものとする。

三、実習旅費の授受は原則として実習終了後清算して一括受領すること。この場合補導所長の受領書を発行するものとする。

四、実習旅費の計算は補導所から実習作業現場までの最も経済的な通常の経路及び方法により、算出した距離における所要交通費の実費額とすること。

(編注：以下129ページに続く)

(編注：〔五一二一二八〕の様式)

様式第一

補導生（戦傷病者）募集計画

身体障害者補導所

1. 募集定員
- | | | | | | |
|--|---------|---------------|---|---|---|
| | 戦 傷 病 者 | 一 般 身 体 障 害 者 | 名 | 名 | 名 |
| | | | 名 | 名 | 名 |
2. 補導種目毎定員
- | | | | | | |
|--|---------|---|---|---|---|
| | 戦 傷 病 者 | 科 | 名 | 科 | 名 |
| | | | 名 | | 名 |
| | | | 名 | | 名 |
| | | | 名 | | 名 |
| | | | 名 | | 名 |
| | | | 名 | | 名 |
| | | | 名 | | 名 |

3. 入所期日
昭和 年 月 日

4. 募集期間
自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

5. 都道府県別募集人員

(A) 戦傷病者		(B)一般身体障害者	
都道府県名	人 員	都道府県名	人 員
計			

(備考) 募集区域はブロック区域内を中心とし、且つ従来の都道府県出身人員数等を考慮して定めること。 『神綴り』

(編注…127ページより続き)

受領額と支給額に増減を生じてはならないこと。

五、補導生に対して支給する実習旅費額は前「四」により算出した一人当たり単価にその者の実習従事日数を乗じて得た額とすること。

なお、各人に対する支給は受領後直ちにこれを完済すること。

六、実習旅費の支給その他これについての経理は庶務係においてこれを行なうこと。

七、補導所長は「現金整理簿」(様式第二)及び「補導生実習旅費支給明細簿」(様式第二)を備え付けこれが経理を明確にすること。

様式第一

実習旅費現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残

(註) 1 年月日欄には受払年月日を記入する。

2 摘要欄には指図番号、委託実習従事補導生数及び旅費単価を記入する。

様式第二

補導生実習旅費支給明細簿

整理番号	指	実習期間	実習従事日数		紙数		受領印
年月日	氏名	実習地	旅費(単価)	旅費支給額			

『神類集』

昭和二十七年二月一三日

[五―二―三〇] 労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働部長宛(補発第一三七号)

身体障害者部別職業補導種目選定基準の作成について

標記について別紙要綱により調査研究を実施することとなったがこれが実施に当っては貴管下関係公共職業補導所の協力を得たいので特段の便宜供与方をお願いする。

なお、具体的事項については必要に応じ連絡するので御承知願いたい。

身体障害者部別職業補導種目選定基準作成要綱

一、目的

身体障害者に対する職業補導の実施に当っては、身体障害者の障害部位程度に応じこれに最も適した職業補導種目を選定することが極めて肝要であるので、合理的、且つ実用的な職業補導種目選定の基準を確立し、以って職業補導の効率的運営に資する。

二、実施要領

(一) 基準設定種目

本年度は次の四種目とする。

洋服、洋裁、時計修理、木工

(二) 基準設定調査委員

基準設定調査委員を依頼し調査研究を行うものとする。

他に補助員(大学生)若干名を依頼する。

(三) 調査対象

区 分	一種目の対象人員	四種目分計
身体障害者		
未経験	五〇	一〇〇
補導生	五〇	一〇〇
有経験(補導所修業者を含む)	五〇	一〇〇
小計	一五〇	六〇〇
一般人		
未経験	五〇	
補導生	五〇	一〇〇

有餘(補導所修了者を含む)	五〇	一〇〇
小計	一五〇	六〇〇
計	二〇〇	一、一〇〇

(四)調査期間及び調査日数

昭和二十八年一月八日より三月十九日まで毎週木曜日及び土曜日の計二十日間

(五)調査の手順

- (イ)各種目につき職務分析表を作成する。
- (ロ)被験者の年令、学歴、職歴、障害部位程度、原因等を調査する。
- (ハ)被験者に対し特定の作業動作を課し、その全課程の観察、単位動作の所要時間の測定及びその出来栄えの品等を行う。(測定機器中ヒップスクロメーターは借上げるものとする。)
- (ニ)次のテストを課する。
 - 1 クレツペリン作業調査
 - 2 意志気質検査
 - 3 パーソナリティ、インベントリテスト

(六)結果の整理

調査結果の分類集計、テストの採点、相関係数の算出、総括表(インゲノグラム、パーセントイルプロフィールを含む)の為、臨時集計員(大学生)4名を備上げこれが処理に当らせる。

(七)結論抽出及びその発表
結果整理完了後、調査委員会議を開き、結論を得た上、「身体障害者職業補導種目選定基準その一」として編集、職業安定機関に配布し実用に供するものとする。

(八)その他

調査場所は身体障害者については、主として東京身体障害者公共職業補導所及び神奈川身体障害者公共職業補導所とし一般人については都内関係補導所又は同種施設及び一部日大において行うものとする。

三. 経費

所要経費は本年度、労働本省費身体障害者適職選定基準設定調査費予算をもつて支弁するものとする。

障害部位別身体的障害者補導種目選択基準(案)(編注:略)

『神綴り』

昭和二十八年六月二四日

〔五―二―三一〕労働部長、横須賀作業所長宛(二八職補第二三二号)

作業所作業員の縫製加工賃の承認について

さきに神横共第七一号を以って申請のあった標記加工賃について、左記のとおり承認する。

記

◎ 左記は別紙

二八職補第二三二号の二

昭和二十八年一月一日

労働部長

横須賀作業所長殿

作業所作業員の縫製加工賃の承認について

さきに横共第一七二号を以って申請のあった標記について左記のとおり承認する。

記

◎ 左記は別紙

二八職補第二三二号の三

昭和二十八年一月二二日

労働部長

横須賀作業所長殿

作業所作業員の縫製加工賃の承認について

さきに横共第一二三号(昭和二十八年一月一七日付)を以って申請のあった標記について左記のとおり承認する。

記

◎ 左記は別紙

(別紙)

男子服・女子服及び布帛製品等縫製加工料金

(一) 男子服の部

品名	縫製加工料
背広 三ツ組	二、一五〇円 (昭二八・一〇・一〇改正)
上衣	一、二八〇円 (昭二八・一〇・一〇改正)
下衣 (ズボン)	四九〇円
中衣 (チョッキ)	三九〇円
夏物上下 (毛織物を除く)	一、〇〇〇円
上衣	六七〇円
下衣 (ズボン)	三三〇円
モーニング (三ツ組)	二、九五〇円
上衣	一、九五〇円
下衣 (ズボン)	五六〇円
中衣 (チョッキ)	四四〇円
学生服上下 (詰襟)	一、三五〇円
上衣	八六〇円
下衣 (ズボン)	四九〇円
男児上衣 (K・O型詰襟)	五〇〇円
下衣 (長ズボン)	二三〇円
下衣 (半ズボン)	一八〇円
オーバー	一、五八〇円
ジャンパー	七〇〇円
(二) 女子服の部	
オーバー	一、一〇〇円
スーツ	一、〇五〇円
ジャケット	八〇〇円
スカート	二五〇円
ワンピース	八〇〇円
ブラウス	三〇〇円
ズボン	三五〇円
トッパー (盆ボックスコート)	九〇〇円
スモック	三〇〇円
ジャンパースカート (小学生)	三五〇円
セーラー服 (小学生)	五〇〇円
女児ブラウス	二〇〇円
婦人フード	二〇〇円 (昭二八・一〇・二二改正)

女児用フード	一五〇円 (昭二八・一〇・二二改正)
布帛製品の部	
Yシャツ	一六〇円
開襟シャツ	一四〇円

- 一 本縫製加工料金は、委託者の提供による原材料 (糸を除く) をもって共同作業所の作業員が加工品と引換えに受領する加工賃の最高額とする。
- 二 本表に掲げる品目以外のものの修理及び更正等の縫製加工料金は、本表に掲げるものと最も類似した品目の加工料金の範囲内において所長が定める。
- 三 本表に掲げる品目の裏返し料金についても本加工料金を適用する。
- 四 本表料金は昭和二八年四月一日よりこれを実施する。 『神類集』

昭和二八年七月一日

〔五一―二―三二〕 職業安定局

職業訓練の現況と展望と課題

はしがき

現在わが国に行われている職業訓練の型態は表面上各種各様であるが、その本質は帰るところわが国民経済における生産活動に必要な技能労働力の養成、確保にある点ではすべて同一である。では、現在いかなる型態の職業訓練が行われているかと、企業外で行われる訓練 (学校における職業教育、公共職業補導所乃至は共同作業所における職業補導等) と企業内における訓練 (短期初歩訓練、技能者養成、監督者訓練等) とに大別され、この他職業訓練には含まれないがこれと密切な関係にある職業指導がある。

これらの職業訓練が近年どうして世界的に特に重要視されてきたのであろうか。経済興隆の中核をなすものは結局においては社会的総生産力の増大以外にはありえないことは近代経済学の定説であるが、その社会的生産力を規定するものは、一方において生産力の担い手たる労働力の「量」即ち雇用量であり、他方においてその「質」即ち労働生産性である。ここにおいて「完全雇用の達成」と「労働生産性の向上」とが、戦後各国経済政策の二大スローガンとされるにいたったこともあながち不思議ではない。しかしてこの二大スローガンに到達しうる最も積極的且つ効果的な労働政策とし

第一表 戦後常用雇用量の推移

年次	指数
昭和二十二年	一〇〇・〇
二十三年	一〇一・〇
二十四年	一〇一・二
二十五年	九五・一
二十六年	一〇〇・〇

第二表 戦後労働生産性の推移

年次	指数
昭和七、十一年	一〇〇・〇
昭和二十二年	二六・八
昭和二十四年	五四・〇
昭和二十六年	一〇一・三

(製造工業)

(製造工業)

(註) 右の参考表を見ると特徴的なことは、雇用量においては終戦後殆んど増加を見せていないのに対し、労働生産性は戦後の低位から一躍四倍ほどにはね上がっていることである。

て職業訓練が着目されるに到ったのである。

現況

次に現在行われている各種職業訓練の概況を見ると、別表のようになっている。

一方わが国において職業訓練の対象として問題になる労働力は、非農林就業者中で職業訓練施設による技能労働力養成能力は、年々目ざましい拡充をとげているとはいえ、量的にはまだ前表に見るように年間実績二十一人(高校、大学、職業補導及び技能者養成等基底的なもの)であり、全産業機能から考えて労働市場の充分な要望に応じているとは思えない状態である。

展望

従来労働政策というとなまず労働関係(労政)次に労働保護(労働基準)及び失業対策等が表面に出ていたのであるが、これが真に経済政策の一環として国民経済発展の筋金になるためには、社会的総生産力者大の基礎としての雇用量及び労働生産性の向上に積極的に機能する職業訓練が今後においては表面に浮び上る時期が到来しつつあるといえよう。この意味からILOにおいては一九三九年職業訓練勧告に加えて、先年、一九五〇年職業訓練(成人者)勧告を採択し、国際的見地から本問題の重要性が裏づけ

わが国における職業訓練の概況

種別		企業外訓練		企業内訓練		短期初歩訓練(通産省)	技能者養成(労働基準局)	監督者	訓練	社	年間訓練実績	施設数	訓練期間	目的	根拠法令
職業教(中学)	育(文部)	職業補導(職業)	安定(職業)	職業補導(職業)	安定(職業)										
一、六八二、三九人(昭和二年三月卒業者)	一八、三六八人(同右)	六、九三〇人(同右)	七三、二六五人(七年五月現員)	二四、〇七人(昭和七年四月一、二八年三月修了者)	一、〇三三人(同右)	四五〇人	二、六八二、三九人(六年五月一、七年三月修了者、七年三月末日の現員は五、〇三三人)	一九九、〇五九人(二〇時間講習受講者) 四、五九人(トレーナー)	三月受講者(五年五月一、六年三月)	六三〇人	一	三年	勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させると共に、工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成する。	私立学校法	
二、四四五(三年)	三、三三	五、五六	五、五〇三	二、六八	七	半数位	共同養成体七二	二、四五			一年	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	職業安定法		
五、五六	三、三三	五、五六	五、五〇三	二、六八	七	半数位	共同養成体七二	二、四五			一年	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	職業安定法		
二、四四五(三年)	三、三三	五、五六	五、五〇三	二、六八	七	半数位	共同養成体七二	二、四五			一年	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	職業安定法		

られた。更に一九五一年バンコックにアジア地域人力技術会議が開かれ、後進資本主義国としてのアジア諸国の人力活用について検討され、その決定に基き本年二月から濠洲、比島及びわが国を舞台としてアジア地域職業訓練講習会が行われた。しかしアジア地域における職業訓練計画の中核としての日本の地位は、全世界の注目するところであり、既に前記バンコック会議の結果、ILO及びEC A F E (国連アジア極東経済委員会) では、日本にアジア地域各国の職業補導所指導員に対する養成も、殆んど主として製造工業部門であり、これに年間新たに就職する労働者(昭和二十七年入職率二十五%であるから一六七万人)である。この他鉱業及び建設部門が若干考えられる。これに対し、職業訓練所を設置する構想の下に、わが国に照会をして来た。又、これとは別にポイント・フォアポアに基づく(T C A (技術協力局) 資金によるアジア諸国技能労働者の日本における職業訓練も考えられていて、近く実現を見るようである。かくしてわが国における職業訓練は単に国内的見地からのみでなく、国際的視野から、脚光を浴びるようになったのである。

課題

一九五〇年職業訓練勧告には職業訓練を次のように定義している。「技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は向上させることが出来る雇用のためのあらゆる訓練方法を言い且つ再訓練を含み、訓練が企業内で施されると企業外で施されるとを問わない。」

この見地から、わが国のそれを省みると、今後次のような課題が考えられる。

1 職業訓練の組織化

現在わが国における職業訓練行政の運営は、各省各局にまたがっており、総合性に欠けることが多い。勿論それぞれの訓練型態により、その特質や趣旨も甚だ異なるわけであるが、今後職業訓練の強力な推進のためには、これを広汎な視野から総合的計画の下に管理運営しうるような何らかの組織が不可欠であろう。その第一段階として訓練方式、教程基準、最新技術等について共同的に研究したり、指導員の交流融通を図るための連絡協議機関を設けることが望ましい。

2 職業訓練の適正化

今後は真に産業の要求するあらゆる技術労働力を、完全迅速に供給しうるような、形式や枠にとらわれない効率的職業訓練を実施すべきである。このためには各種訓練施設、機械器具、指導員等の拡充改善はもとより、職業訓練実施種目選定の適性化、訓練対象及び方法の拡大(例一職業補導所における夜間補導の活用による転職に手のとどくような)産業サービスができるような体制をつくるべきである。

3 職業訓練の国際化

前述の如く今後わが国の職業訓練は国際的に、特にアジア地域の規模において考えざるをえなくなると思われる。このため訓練内容、技能標準、使用器具等は出来る限り国際的に普遍性のあるように計画するとともに、海外の資料、情報の入手、わが国の施設や計画の海外広報、更に指導員等の語学能力の培養等に力めなければならぬ。

『時報』

昭和二十八年七月二四日

〔五一―二―三三〕労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務部長宛(補発第六九号)

自動車整備士受験資格について

公共職業補導所自動車整備科修了者に対する三級及び初級自動車整備士の技能検定の受験資格が、左記のように改正されたので御了知ねがいたい。なお、この改正は昭和二十八年二月十四日付運輸大臣達第4号によって各陸運局長に通知済であるから念のため申添える。

記

- (一) 一ケ年の自動車整備科を修了した者については、修了後直ちに三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。
- (二) 六ヶ月の自動車整備科を修了した者については、工場における自動車整備作業に関する一年以上の実務経験を有すれば、三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。

(注) 従来の受験資格は次のとおりである。(昭和二十六年九月二十日付職発第五九〇号記載)

- (一) 一年制の自動車修理科を卒業した者で、旧制甲種工業学校卒業生及び運輸大臣がこれと同等以上の学力を有すると認められた者に対しては卒業後直ちに、その他の者に対しては工場における自動車整備作業に関する一年以上の実務経験を有すれば三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。

- (二) 半年制の自動車整備科を卒業した者で、旧制甲種工業学校卒業生及び運輸大臣がこれと同等以上の学力を有すると認められた者に対しては、工場に

における自動車整備作業に関する一年以上の、その他の者に対しては二年以上の実務経験を有すれば、三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。

(写)

達第四号

自動車整備士技能検定規則に基づく技能検定の受験資格を有すると認める者を定める件(昭和二十六年十一月達第三十一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十八年二月十四日

運輸大臣 石井 光次郎

第四項第四号を次のように改める。

四、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第二十七条による公共職業補導所の半年制の自動車修理科を卒業した者で自動車の整備作業に関して一年以上(補導期間を除く)の実務の経験を有する者又は一年制の自動車修理科を卒業した者。

手引施行後も効力を有する通達

〔分類は例規総覧(旧手引)による〕

第一部 組織及び管理

第一章 一般方針

一、法律施行通達

年月日	文書番号	件名
二三・七・一〇	二三職 五五八	職業安定法の一部を改正する法律の公布施行に関する件
一五・六・九	二五職 四〇三	労働省設置法の一部を改正する法律の公布について
二四・六		緊急失業対策法の実施について
二五・九・一二	二五職 五五八	職業安定法施行規則の一部を改正する省令の公布について
二七・七・一一	二七職 七三〇	職業安定法施行規則の一部改正について
二三・三・三	二三職 八四	職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件
二三・九・一〇	二三職 七三三	職業安定法及び労働基準法施行に関して職業安定機関と労働基準監督機関との連携に関する件

第六部 職業補導

第三章 職業補導所の設置及び経営

二六・九・二〇 二六職一、〇六四	公共職業補導所の火災未然防止措置について
二三・一一・一一 二六職 七八〇	職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について
二五・一一・二二	〔公共職業補導所生産品並びに実習収入金処理要項の改正について〕添付〔公共職業補導所台帳における実習について〕

『神綴り』

昭和二十八年八月二〇日

〔五―二―三四〕労働部長より各職業補導所長宛(二八職補第一八七号)

公共職業補導所補導生用旅客運賃割引証の取扱について

標記については旅客及び荷物運送規則(昭和二十五年五月二十六日日本国有鉄道工事一〇号)第六九条に定めるところにより「通学定期券」の発売指定を受けているのであるが、これが公共職業補導所における取扱については爾後左記によることとしたので、了知の上その取扱に万遺憾ないよういたされたい。

記

一、「学校学生生徒旅客運賃割引証」(以下単に割引証という)の配布申請手続きについては「割引証」は県職業補導課において各公共職業補導所に配布するが、その申請手続きは、(別紙様式一)による配布申請書を必要に応じて提出し配布を受けること。

二、「割引証」の発給手続きについて

一によって配布を受けた割引証は別紙様式(二)に示す受渡法によって整理し置き補導生より交付の請求があった場合はその請求内容を審査し適当と認められた場合に限り別紙様式(三)に示す受渡明細表に所要事項を記入し受領印を押印せしめ交付すること。

三、割引証受渡状況の報告について

各公共職業補導所は毎年一月現在を以て二月十五日までに県職業補導課へ別紙様式(四)により当該年度における受渡状況を報告すること。

別紙様式(一)

学校学生生徒旅客運賃割引証配布申請書

当所補導生用として標記運賃割引証を左記のとおり配布いたされたく申請いたし

なお日本放送協会加入部長から各支局に対し別添寫のとおり通知されているので念のため申し添える。

昭和二十九年三月二四日

殿

加入部長

公共職業補導所における受信設備の取扱について

右については、職業安定法に規定する公共職業補導所において、入所者教養の専用に供する受信設備は、四月一日以降免除に準じた取扱（統計上は基準の第四号に入れ、別保管）をすることとなったからよろしく取計られたい。

なお、昭和二十九年三月一日現在の貴局管内公共職業補導所は別紙のとおりである。『神綴り』

昭和二十九年三月三一日

〔五十二―三七〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第一七八号）

公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について

標記については、今般労働省労働基準局長通達（昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号（別添寫一、参照）により、その試験を免除することとなったので、左記によりこれが取扱について、遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、公共職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度及び実施方法は、労働

様式一

修了成績証明書

学	科	溶接科		実	技
		氏名	生年月日		
		年月日			
		最終学歴			
取扱者氏名	所	現住	本籍地	取扱者氏名	ⓐ

安全衛生規則第四百条に基き都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のもの（別添寫二、参照）とし、その合格基準（別添寫二、参照）に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。

また、アセチレン溶接士免許の申請にあたっては、その修了成績証明書（様式一、参照）を申請書（様式二、参照）に添付すること。

二、公共職業補導所長は公共職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全衛生・関係法規の教育等について都道府県労働基準局長と協議の上、緊密な連繫を保つて、その円滑な運営を図ること。

三、この措置により、公共職業補導所における修了試験の結果、労働安全衛生規則に定めるアセチレン溶接士の免許が与えられることとなったものであるから、労働安全の重要性にかんがみ、貴職においても試験の厳正な実施について十全の指導、監督を加え、その適正を期すること。

参考 労働安全衛生規則抜粋

第四百条 溶接士試験は、左の科目について、これを行う。但し、都道府県労働基準局長が、労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一 アセチレン溶接に関する実技

二 溶接装置の構造及び取扱概要

三 アセチレン、カーバイト及び酸素に関する事項

四 アセチレン溶接に関する法令

第四百一条 溶接士試験を受けようとする者は、様式第三十七号による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

様式二

労働安全衛生規則様式第三十七号

（表面）

（ ） 試験申請書

受験種目	級（種）	住所
		氏名
		生年月日

労働基準局長殿
（備考）

成	溶接装置の構造及び取扱概要	カーバイト、アセチレン及び酸素に関する事項	アセチレン溶接に関する法令	合計	溶接装置の取扱	溶接（切断）の作業	合計	備考
積								

(裏面)

右のとおり証明する。

昭和 年 月 日

〇〇県〇〇公共職業補導所長印

(別添一)
基発第一五九号

昭和二十九年三月三十一日

各都道府県労働基準局長宛通達
労働省労働基準局長

**公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第
四百条但書の規定の適用について**

今般、公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、労働安全衛生規則第四百条但書の規定に基き左記に示す基準により当該試験科目の全部を免除することとしたので、その取扱に遺憾のないようにせられたい。

なお、免許の申請にあたっては、労働安全衛生規則第四百一条の規定に基き第三十七号様式による試験申請書に公共職業補導所長の発行する修了成績証明書を添付せしめられたい。

記

一、補導生に対して行う溶接科に関する修了試験のうち、その科目の範囲、内容の程度及び実施の方法については、「各種技能試験の実施に関する件」(昭和二十四年四月十六日基発第四四七号)に定める基準によらせるものとし、このうち試験問題については、都道府県労働基準局長及び公共職業補導所長が予め協議の上作製したものであること。

二、右の基準によつて行われた試験の成績は、「各種技能試験の実施に関する件」(昭和二十四年四月一六日基発第四四七号)に定める及落決定の基準以上のものでなければならぬこと。

- 一、表題の()内は、汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士、映寫技術者の該当文字を記入すること。
- 二、申請前六カ月以内に撮影したる名刺形半身脱帽の寫真一葉を添付すること。
- 三、試験免許に関する資格その他参考となる証明書があるものはその寫を添付すること。

学歴及び職歴に関する事項

(別添二)

各種技能試験の施行に関する件

- (昭和二四・四・一六日基発四四七号)
- (改正昭和二六・二・二二日基発一〇五号)
- (改正昭和二七・二・一九日基発七八号)

労働安全衛生規則の施行に伴う汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士及び映寫技術者の技能試験に関する試験施行要領並びに労働省労働基準局長の示す試験免許基準については昭和二十三年二月一三日基発二四三号「各種技能試験の施行に関する件」昭和二十三年二月一九日基発二六八号「各種技能試験の施行要領中追加並びに訂正について」昭和二十三年二月二〇日基発二九六号「汽罐溶接士試験の施行に関する件」昭和二十三年三月一五日基発第四四九号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年四月一五日基発第六〇五号「労働安全衛生規則第三一四号の汽罐士試験について」昭和二十三年四月二〇日基発第六二六号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年七月一〇日基発第一〇〇四号「地方鉄道及び軌道における機関車乗務員の技能試験について」昭和二十三年七月三〇日基発第一〇九四号「技能試験免除基準の件」及び昭和二十三年一〇月二一日基発第一五二七号「汽罐士試験免除基準の追加について」により運営されていたが、爾後これ等を廃止し本件により左記事項を留意の上別紙要領並びに基準により実施せられたい。

記

一、試験の施行については左記事項に留意すること。

イ 試験は受験者の便宜をはかり、なるべく毎年二回以上行うこと。

ロ 試験の期日、場所、手続等施行に関する発表は受験希望者の準備を考慮し、相当期間の余裕を置くと共に各方面に徹底を図ること。

ハ 試験場は地理的事情を考慮し、受験者の便宜をはかり数ヶ所に分けて行うも差し支えないこと。

ニ 試験の結果発表は試験終了後なるべく二週間以内にこれを行うこと。

ホ 試験の全部又は一部免除の資格を附与する講習会（昭和二三年四月二八日基案発第三五号及び昭和二三年六月一六日基案発第八九六号（基収第一八二三号）によるものを除く。）はこれを認めないこと。特に必要がある場合は予め本省に稟議すること。

二、試験問題は都道府県労働基準局長の作成によるを原則とするが必要があれば労働省労働基準局長に予め照会すること。但し、特級汽罐士及び汽罐溶接士の試験問題並びに試験日程についてはその都度本省より指示する予定であること。

三、試験を終了した場合には、その都度問題及びその結果を昭和二三年五月一四日基案第七六五号により労働省労働基準局安全課に報告すること。

四、別紙要領及び基準は努めて受験希望者に周知せしめる様取はからうこと。

アセチレン溶接士

第一 技能試験の施行要領

一、試験内容の程度

アセチレン溶接作業及び溶接装置取扱の全般に通じその作業者をして安全且つ正確な業務をさせるために必要な技能

二、試験科目の範囲

1 学科試験

イ 溶接装置の構造及び取扱概要

(1) 発生器の種類、構造、設置及び取扱

(2) 安全器の構造、取付及び取扱

(3) 清浄器、導管及び吹管の構造、機能並びに取扱

(4) 酸素容器の運搬及び取扱

(5) 調整器の取付及び調整

(6) 発生器室、格納室及びカーバイドのかすだめ

ロ カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事項

(1) カーバイドの性状、貯蔵及び取扱

(2) アセチレンの発生、一般性状及び危険性

(3) アセチレンの清浄

(4) 溶解アセチレン

5 圧縮酸素の危険性

ハ アセチレン溶接に関する法令労働安全衛生規則第一編及び第二編第九章中必要な事項並びに第四編第三章

2 実技試験

イ 溶接装置の取扱

(1) 溶接装置の配置（移動式にあつては据付）点検及び準備作業

(2) 溶接装置の手入れ及び使用後の始末

(3) カーバイドの投入、注水及び水位の調節

(4) 安全器（水封式）の取付、注水及び水位の点検

(5) 吹管及び火口の選択、点検並びに火焰の調節

(6) 調整器の取付及び調整方法

(7) 事故の未然発見及び応急処置法

ロ 溶接（切断）作業

種目	型式	材質	厚さ(耗)	長さ(耗)	備考
下向突合溶接	I型	軟鋼板	一—五	一〇〇—一五〇	前進又は後退
下向突合溶接	I型又はV型	軟鋼板	三—一〇	一〇〇—一五〇	溶接について
水平下向すみ肉溶接	T接手	軟鋼板	三—一〇	一〇〇—一五五〇	
垂直溶接	重合せ	軟鋼板	二—一二	一〇〇—一五五	
切断		軟鋼板	一〇—二〇	一〇〇—一五〇〇	

三、試験の方法

1 学科試験

筆記試験を原則とする。但しその必要があるときは口頭試問によることが出る。

2 実技試験

溶接切断作業は、実際について行わせ溶接装置取扱の項は単に操法ついでのみ行わせることも出来る。

実技試験は溶接装置の取扱及び溶接（切断）作業を含む適宜の種目を選択し概ね三〇分以内で出来る範囲とする。

四、採点の方法

1 学科及び実技の点数配分は左の通りとする。

区分	科 目	点数	合計点
学科	溶接装置の構造及び取扱概要	三〇	一〇〇
	カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事項	三〇	
	アセチレン溶接に関する法令	四〇	
実技	溶接装置の取扱	五〇	一〇〇
	溶接（切断）作業	五〇	

2 及第の決定は左の基準による。

イ 学科、実技共一〇〇点をもって満点とする。

ロ 学科及び実技共六〇点以上のものを合格とする。但し学科試験が五〇点以上の場合に限り、学科と実技の平均点が六〇点以上のときこれを合格とする。

ハ 学科試験は各項目中一〇〇分の二〇以下の科目がある場合は前号に拘らずこれを不合格とする。

3 不合格の場合に学科又は実技試験の成績中七〇点以上のものがあるときはその試験施行後同一都道府県労働基準局において一年以内に行う技能試験に限り当該学科又は実技の試験はこれを免除することができる。『神類集』

昭和二十九年四月九日

〔五一―二―三八〕労働部長より横須賀共同作業所長宛（二九職補第一〇一号）

業務運営状況報告について

従来毎月翌月十日までに報告されている標記報告をこのたび左記要領のとおり改めることとしたのでその取扱に遺憾のないよう致されたい。

おつて本改正要領による報告は、本年四月分の報告よりとするので承知されたい。

横須賀共同作業所業務運営状況調査作成提出要領

一、本調査の目的

作業所作業員についての入所前より退所に至るまでの実態を色々の角度から知ることによって、共同作業所の各種業務運営上の参考資料とするもので

二、報告と形式の内容

ある。

本報告の形式は毎月提出する「共同作業所業務状況月報」様式(一)と年を上(四月～九月)下(十月～三月)二半期に分けて提出する「共同作業所業務運営状況」様式(二)の二つであること。

報告の内容は月報の場合は、種目、作業員の入退所状況、作業員の作業賃の状況等であり又期報の場合は作業員についての入退所状況、年齢、学歴、家族関係、作業内容、作業収入状況、身体状況、作業員の就職状況等の十四項目である。

三、報告の作成及び提出期日

「共同作業所業務状況月報」については、毎月その月の状況を翌月五日までに県職業補導課と管轄地公共職業安定所に各一部ずつ提出すること。

「共同作業所業務運営状況」については毎半期の状況を当該期の終了の月の翌月十日までに県職業補導課と管轄地公共職業安定所に各一部ずつ提出すること。

四、報告の作成要領

(一) 「共同作業所業務状況月報」

(1) 報告に含まれる期間

報告内容であるが例えば昭和二十九年四月の場合は昭和二十九年四月一日～昭和二十九年四月三十日というように月の始めと終りの日を明記すること。

(2) 共同作業所の名称及び所在地

共同作業所に定められた名称とその所在地を記入する。

(3) 報告提出年月日

この報告を提出する年月日

(4) 報告責任者職氏名

この報告を實際に作成した職員の職氏名を記入する。

(5) 作業種目

作業種目を記入する。数個の作業種目を有する場合はそれぞれ別欄に一種目ずつ記入する。

(6) 収容定員

それぞれの作業種目に定められた収容定員数を記入する。

(7) 在所者数

報告する月の末日現在の在所者数を

(a) 施設 (b) 居宅作業者の数を男女別に記入する。

(8) 月間中の移動

報告する月の月間中の入退所者数を記入する。この場合公共職業安定所の紹介、あつ旋によって入退所したものの数は当該欄の()内に内数として記入すること。

(9) 作業日数

(7)の在所の中の施設作業者の月間の(a) 作業延日数(b) 一人平均作業日数即ち延日数を作業者数で除いた数を記入する。

(10) 作業員

作業員別作業収入を(a)日額の最高・最低額とその相加平均額を記入する。

(b)月間支払総額は共同作業所においてその月中に作業員に支払った作業賃の総額を施設作業者と居宅作業者分を分けて記入する。

(二) 「共同作業所業務運営状況」

(1) 共同作業所の名称

共同作業所に定められた名称を記入する。

(2) 所在地

(1)の所在地を記入する。

(3) 経営主体

共同作業所を経営しているものの名称を記入する。

(4) 所長職氏名

共同作業所の所見の職氏名を記入する。

(5) 作業種目

この報告は作業日毎に別々に作成するものであるがその種目名を記入する。

(6) 報告に含まれる期間

報告内容である期例えば昭和二十九年度の上半期の方であれば昭和二十九年四月一日〜昭和二十九年九月三十日のように期の始めと終りの日を記入する。

(7) 提出年月日

報告を提出する年月日を記入する。

(8) 報告作成者職氏名

この報告を実際に行作成した職員の職氏名を記入する。

I 定員

1 収容定員この報告に記入する作業種目に定められた定員数を記入する。

II 所在者

2 前期末所在者報告期の前の期の末日例えば昭和二十九年四月〜同年九月三十日(昭和二十九年度上期分)の報告の場合は昭和二十九年三月三十一

日現在の在所者数を記入する。

3 今期入所者報告の期の間に入所した者の数を記入する。

III 退所者

4 今期退所者報告に含まれる期間中に退所した者の数を記入する。

IV 在所者の年齢

5〜11 IIの2、3行目を合計した者の年齢別を記入する。

V 在所者の学歴

12〜15 IIの2、3行目を合計した者の学歴別を記入する。

VI 在所者の前職

16〜24 IIの2、3行目を合計した者が共同作業所入所以前に就いていた職業を記入する。

VII 家族関係

25〜29 IIの2、3を合計した者の家族関係を記入する。

VIII 在所者の作業所外作業収入の有無

30〜33 IIの2、3を合計した者で作業所における作業による収入以外に収入がある者についての、その収入状況を記入する。

IX 入所の動機

34〜39 IIの3に記入した者の入所動機を記入する。

X 入所経路

40〜43のIXに記入した者の入所経路を記入する。

XI 退所理由

44〜49 IIIの4に記入した者の退所理由を記入する。

XII 就職状況

50〜53 IIIの4に記入した者の中XIIの47行目に記入された者の就職の状況を記入する。

XIII 就職者の初給賃金

54〜62 前XIIIの者の初給賃金の状況を記入する。

XIV 身体障害部位

63〜71 IIの2、3の合計された者の中の身体障害者の障害部位を記入する。

昭和二十九年四月一〇日

自動車整備

〔五―二―三九〕労働部長、

平塚相模原

各公共職業補導長宛(二九職補第九一号)

公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について

標記について今般(労働省基準局長通達昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号別添(写一参照))その試験を免除されることになったので、左記によりこれが取扱について遺憾のないようにいたされたい。

記

- 一、公共職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度および実施方法は、労働安全衛生規則第四百条にもとずき都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のもの(別添写二参照)とし、その合格基準(別添写二参照)に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。またアセチレン溶接士免許の申請にあたっては、その修了成績証明書(様式)に添付すること。
- 二、公共職業補導所長は公共職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全衛生関係法規の教育等について神奈川県労働基準局長と協議のうえ緊密な連携を保って、その円滑な運営を図ること。

『神類集』

昭和二十九年四月一六日

〔五―二―四〇〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛(職発第二二〇号)

公共職業補導所補導生の災害補償について

補導生が災害を受けた場合、その災害を補償して補導生の保護を図ることは、職業補導を効果的に実施する上から極めて重要なことである。

そこで今般別添のとおり基準を定め、公共職業補導所における災害補償の内容を一定して、これを効率的に実施することとしたから、左記御了知の上昭和二十九年年度から災害補償はこれに従って実施されたい。

記

一、一般公共職業補導所における災害補償

(一) 災害補償に要する経費は本年一月二十七日付職発第三二号による昭和二十九年一
般職業補導事業国庫補助要綱三ノ一災害治療費をこれに充てること。

(二) 災害治療費の国庫補助金は、同号通達による昭和二十九年一
般公共職業補導所予
算基準に基づく積算額をその所要見込額とし、その4分の1をとりあえず第一―四
半期に概算補助し、第二―四半期以降はその経理状況により国庫補助額を決定する
こと。

二、身体障害者公共職業補導所における災害補償費

(一) 災害補償に要する経費は、本年二月五日付職発第四九号通達による「昭和二十九
年度身体障害者公共職業補導所経営委託費交付基準」に拘らず第一―四半期に本省で
算定した年間所要見込額の四分の一をとりあえず概算交付し、第二―四半期以降は
その経理状況により交付額を決定すること。

三、一般公共職業補導所に要する災害補償費(国庫補助金)と身体障害者公共職業補導所
に要する災害補償費(経営委託費)は、予算種目が異なるから相互融通して支給して
はならない。

四、災害補償基準に該当する事実が発生した場合は、都道府県知事は速やかにその支給を
なし、四半期ごとにその支給状況を翌月までに別紙様式により本省あて報告すること。

五、災害補償の支給については特に慎重に取扱ひ、証拠書類は十分整備しておくこと。
六、災害補償基準第四項の「都道府県知事が相当と認める療養補償支給の範囲」とは、健
康保険法、船員保険法等の社会保険で現在行われているのと同等の範囲(昭和十八年
二月八日厚生省告示第六十六号「健康保険法及び船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要ス
ル費用ノ額ノ算定方法」第一項の別表、診療報酬点数表参照)をいい、それを著しく
こえた場合は、国庫補助金を交付しないことがある。

なお、同項の第四号病院又は診療所への収容から第六号移送までは、やむをえない場
合のみ行うものとし、この場合は本省への報告書にその内訳明細書を添付すること。

別紙

公共職業補導所補導生災害補償費支給状況報告書(第 期分) 都道府県名

公共職業補導所	補導	補導生		災害の種類	災害発生日	災害発生の原因と状況	治療期間	補償の種類	支給金額	備考
		氏名	年齢							

これを要約すれば訓練方法如何ということに帰着する。

さて、経験上明らかなように一口に身体障害者といっても障害部位、程度はまちまちであり、その上、精神的能力、個性の面においても、夫々個人差があつて、職業に対する適応関係も種々雑多な様相を示すのが常である。むろん健全者でも個人差はあるがそれは多くの場合量的な差として考えられる。

しかし、身体障害者の場合、個人間の差異はそれのみでなく質的な差異が大きな比重を占めてくる。

このような量的にも質的にも差異の甚しい人々を集めて同時に同一のやり方で画一的に取扱う場合(グループワーク)には種々の困難と支障を伴い、どうしても個々の特質に応じた取扱(ケース、ワーク)が必要であり、且つその方が効果が大きい。身体障害者の職業補導がケースワークといわれるのはこの故である。

ケースワークについてはここで詳説するいとまを持たないが、簡単にいうとそれは本来医学上の用語で、臨床上、同じ病気でも人によつて必ずしも同一の症状や経過をとらない。その人の体質、生活環境、年令等、あらゆる内的、外的条件によつて大きく変貌する。これがため個人個人の病状に応じた個別的診療が必要である。診療には必ず診療の記録(俗にカルテと呼ぶ)が作成され又一人前の臨床家としては多くの診療ケースの経験及び研究が必須条件とされている。

身体障害者の職業補導においても同じことである。それはケースワークである限り個々の補導生の補導記録(ケースレコード)が必要不可欠である。

この記録によつて個々の身体障害者の特質と職業補導への適応課程を明らかにし、適切な指導に資することができる、ひいては補導効果の発揚に資するわけである。

またこの記録は、その後の同類の補導生の取扱いに際して、有力な参考資料となるものであり、身体障害者職業補導の実際家の臨床経験を豊富にするのみならず、新にこの仕事に携わる人々にとつても、これをひもとけば好個の指導指針を得られるものであることを信じて疑わない。

(2)記録の様式及び構成

(A)この記録の様式内容は別紙のとおりで表紙、身上関係個性調査、補導成績等の総括的事項を記入する補導生補導記録(本票)、身体能力調査票健康管理票およびそれ等の補充記載並びに経過等を記入する補助紙で構成されるものである。

①用紙の大きさは日本標準規格B列5番(一八二mm×二五七mm)とする。

②外枠は下、表面右、裏面左をそれぞれ二〇mm、上、表面左、裏面右を二〇mmあけて作成する。

③各葉とも綴込用の孔をあける。

④印刷は黒色刷とする。

⑤用紙は八〇斤以上のものを用いる。

(B)補助紙はルーズリーフ式とし必要に応じ幾枚でも追加できる仕組とする。

(3)記録の活用方法

(A)この記録は、当該補導生の全部が一元的に把握できるように次の順序に表紙を附して編綴すること。

①補導生補導記録(本票) 一頁 — 六頁

②身体能力調査票 一頁 — 四頁

③健康管理票 一頁 — 二頁

(B)補助紙はその内容に応じそれぞれ補導生補導記録(本票)、身体能力調査票及び健康管理票の末尾に順次に追加編綴するものとする。

(C)この記録は当該身体障害者公共職業補導所の補導主務課(係)長の総括の下に、その指名する訓練事務担当者が主管し、概ね次の区分により記入を分担することができる。

補導生補導記録(本票) 訓練係

身体能力調査票 訓練係

健康管理票 医務職員

補助紙

訓練関係 指導員

身上関係、生活指導関係 生徒主事、舎監

健康管理係 医務職員

(4)記録作成上の一般的心得

(A)この記録の生命は、専ら補助紙の活用如何にあるといつても過言ではない。それ故にこの記録に携わる者は常に補導生の実態を観察し、必要と認められる事実はもれなく収録するよう心掛けること。

(B)この記録はいわば補導生の入所から退所までの日誌であるからたとえ少量でもその都度、記憶の新しいうちに記録するよう努めること。

(C)この記録は自己の日記と思ひ、ありのままを率直に記載するのは勿論、他の担当者の記載した事項についても目を通し、それに関連して必要と考

えられる事柄、参考意見等については進んで記載する労を惜しまないよう心掛けること。

- (D) 補助紙の記入は自由記述とする。
- (E) 必要と認められる事項は図解を施すこと。
- (F) 文章は平易を旨とし功拙を問わない。
- (5) 他の記録調書等との関係

この記録は補導生に関する一切の必要な記録を網羅するように仕組みられているので、無駄を省くため現に補導所で実施中のすべての調書台帳等（各都道府県単独で制定したもの、補導所独自のもの等）はこれを廃止すること。

二、記載要領

- この記録は次の要領により記載するものであるから、注意事項に充分留意すること。然し自明と思われる項目については特別な注意はつけてない。
- (1) この記録は補導生のすべての動静について克明に記入すべきであるが必要可能な欄又は事項のみの記載でも差支えない。
 - (2) 記載事項を変更する場合は必ず朱線を引いて訂正すること。
 - (3) この記録内容が現在の状況と著しく異なり、訂正がきかなくなった場合は新用紙を用いて記載することとする。
この場合旧用紙も一括して添付しておくこと。
 - (4) この記録は可能な範囲において医師、福祉事務所、身体障害者厚生相談所、同指導所等に記載を依頼又は援助を求めてもよい。
 - (5) 各用紙別の記載要領は次のとおりである。

(A) 表紙

「No.」 保管整理上の番号であるから科別及び期別毎の一連番号を記入する。

(B) 補導生補導記録（本票）

「あつ旋安定所名」 補導所へのあつ旋安定所名を記入するものとし安定所名は名称のみを記入する。

都道府県の何れかを○で囲む。

「退所年月日」 修了、中退の何れかを○で囲む。中退の場合は表紙に中退と朱記して理由を添書する。

「氏名」 男女の何れかを○で囲む。

「現住所」 補導所へ入所する以前の住所を記入する。終了後の

「傷病名」

住所及び爾後の住所変更もすべてこの欄に記入する。
身体障害者手帖の傷病名を記入する。手帖を有しないものはそれに準じてわかりやすく記入する。
物語式に簡単に記入する。

「障害の原因」

「受傷・発病年月日」

明治、大正、昭和の何れかを○で囲む。

「身体障害の概要」

「部位」身体障害の部位についてわかりやすく記入する。

「現症状」身体障害の程度及び現症状について詳細に記入する。

「身体障害部位図」は次の要領により記号をつけ、必要があれば同欄下部の記事欄に説明する。

1. 欠損部分は黒く塗ること。
2. 負傷その他のため故障のある部分には「×」印をつける。
3. 知覚麻痺、機能障害その他広い範囲にわたり傷害が有る場合には、その部分に斜線を引くこと。

なお結核回復者施設においては「身体障害部位図」を「レントゲン像」に置換えレントゲン所見を記事欄に記入する。

この場合直接、間接、透視の何れかを○で囲む。

「既往症」

「傷病名」身体障害の原因となった以外の傷病名を記入する。

「罹患年月」明治、大正、昭和○年○月の如く記入する。

「義肢補装具」

「罹患期間」罹患期間を○年○月の如く記入する。

「種類及び名称」作業用大腿義足、肩関節用装具保持用等の如く記入する。

「世帯の構成」同居家族を記入するものとし本欄に記入し得ない場合は同型の補助紙を下部にのり付けして記入する。

「入寮通学の別」

「家庭環境」

入寮通学の何れかを○で囲む。

「職業」できるだけ詳細に職務まで記入する。
「収入」月収を記入する。

「家計状況」資産収入状況等について詳細に記入する。農家の場合には耕作反別も記入すること。

「家庭の特殊事情」公的扶助又は家族等の特殊問題について記入する。公的扶助の適用ある場合には、生活扶助、医療扶助、教育扶助、生涯扶助等の種類、金額その他の必要事項を記入する。

「補導期間中の生活維持」公的扶助、家庭の援助、貯蓄、年金等種類及び金額等を記入する。

「生育歴」

「生育地」主として生育した場所を記入する。

「養育状況」誰にどのようにしてられたか及び発育上の欠陥等について詳細に記入する。

「性癖その他」特異な性格、癖、遺伝等について記入する。

「学校関係」

「学歴」当初及び最終学歴を記入する。

「卒業中退年月日」卒業中退の何れかを○で囲む。

「その他」卒業成績、好きな学科、嫌いな学科、転学等について記入する。

「職歴」

新しいものから古いものへ遡及して記入する。

「備考」特殊技能、転退職の理由等を記入する。

結婚、交友関係、思想、信仰、団体参加の有無、対社会感情等社会生活における事項を記入する。

それぞれ実施した結果を記入する。

「各種検査の結果」

本人に関するすべての情報分析の結果として樹立せられた本人に最も適する職業更正計画を記入する。

「その他」授産所、共同作業所、内職等を記入する。

「総合所見」

本人の身上関係、個性、身体状況、補導成績等あらゆる観点から観察した総合所見を記入する。

「訓練成績の評定」

訓練成績の評定要領については別項のとおりである。

る。

「修了後の就職状況」 「収入」月収を記入する。

「通勤住込の別」通勤住込の何れかを記入する。

「所在地」は「現住所」欄に変更の都度転記するものとする。

(C) 身体能力調査票

身体能力の調査は医師による身体検査の結果又は臨床情報の資料に基いて記入されることが望ましいが本調査票の確かな記入によって補導種目の身体的要件と照合して本人の身体能力の適合性を定めることは必要なことである。

「一般的注意」

判定の書き方は各項目及び各細目について普通人に比べて殆んど同じ場合には◎、大体できる場合には○、やつとできる場合には△、できない場合には×印をもって記入し、義肢補装具をつけているものは、それをつけたところの能力で判定する。

但し備考欄に注記してある動作についてはそれに従って記入する。

各項目の説明は次のとおりである。

「歩く」 前進することを意味し、歩行、横歩き、うしろ歩きは含まない。

「跳ぶ」 足と脚の筋肉作用により上下または水平に体を空中に浮かす。

「走る」 走る動作、歩行するのを含まない。

「平衡をとる」 狭いところ、滑りやすいところ、高所等から落ちぬように身体の平均を保ちながらその上を歩き、立ち、またははしる。

梯子、階段、足場、柱、綱等を手、腕、脚、足等を適時に使って昇り降りする。

「はう」 手と膝、手と足を使い身体を地面につけたまま移動する。

「立つ」 静止して真直に立った姿勢。

「身体をまわす」 立っている状態又は座ったり腰かけたりしている静止状態から部分的に身体を横、後方に廻す。

「かがむ」 膝をのばしたまま腰のところまで脊椎を曲げ、下前方に上半身を曲げる。

「うづくまる」 膝と脊椎を曲げて低い姿勢をとり、下前取に身体を曲げる。

「かがむ」と「うづくまる」は混同しやすすいから特に注意しなければならぬ。

「ひざまづく」 脚を膝のところまで曲げ、片膝又は両膝で座る。
「腰かける」 脚を膝のところまで曲げ、腰掛、椅子などに座る。
「手をのばす」 手と腕を凡ての方向につき出す。
「持ちあげる」 対象物がある水準から他の水準へ上げたり下げたりする。上方に引張るのを含む。

「運ぶ」 対象物を移動する。手と腕で運ぶほか天びん、運搬車など機械補助具を使って行う動作を含む。
「投げる」 手と腕、又は多少機械補助具を使い主として手と腕と筋力によって対象物を投げる。

「押す」 対象物に力を働かせ例えば平手打ち、打つ、蹴るなどしてその対象の力点から向うに動かす。
「引く」 ペダルを踏む作用はこれに含む。
「手を使う」 対象物に力を働かせ力点に向って動かす。
「指を使う」 片手又は両手で把える。持つ、握る、廻す、又はその他の動きをする。但し指を使うとは区別しなければならぬ。

「なでる」 指でむしり、ひねり、廻す、又はその他の動きをする。物を持つ場合のように手、又は腕全体を使用するのではなく、五指の動作をいう。
「打つ」 大きさ、形、温度、または構造のような対象の状態を皮膚の感覚によって知覚する。
「話す」 主として指先、手のひらによる。
「聞く」 片手又は両手で対象物に力を加えるいわゆるたたく動作をいう。
「見る」 しかし対象物は移動しない点において「押す」動作と異なる。言葉によって意志を表現し交換する。
「健康管理票」 耳によって音の性質を知覚する。例えば機械の異常音をききわけるようなことである。
「氏名」 視力によって対象の性質を知覚する。
「生年月日」 男女の何れかを○で囲む。
「既往症」 明治、大正、昭和の何れかを○で囲む。
身体障害の原因となった以外の傷病名、罹患期

(D) 健康管理票

「ひざまづく」 脚を膝のところまで曲げ、片膝又は両膝で座る。
「腰かける」 脚を膝のところまで曲げ、腰掛、椅子などに座る。
「手をのばす」 手と腕を凡ての方向につき出す。
「持ちあげる」 対象物がある水準から他の水準へ上げたり下げたりする。上方に引張るのを含む。
「運ぶ」 対象物を移動する。手と腕で運ぶほか天びん、運搬車など機械補助具を使って行う動作を含む。
「投げる」 手と腕、又は多少機械補助具を使い主として手と腕と筋力によって対象物を投げる。
「押す」 対象物に力を働かせ例えば平手打ち、打つ、蹴るなどしてその対象の力点から向うに動かす。
「引く」 ペダルを踏む作用はこれに含む。
「手を使う」 対象物に力を働かせ力点に向って動かす。
「指を使う」 片手又は両手で把える。持つ、握る、廻す、又はその他の動きをする。但し指を使うとは区別しなければならぬ。
「なでる」 指でむしり、ひねり、廻す、又はその他の動きをする。物を持つ場合のように手、又は腕全体を使用するのではなく、五指の動作をいう。
「打つ」 大きさ、形、温度、または構造のような対象の状態を皮膚の感覚によって知覚する。
「話す」 主として指先、手のひらによる。
「聞く」 片手又は両手で対象物に力を加えるいわゆるたたく動作をいう。
「見る」 しかし対象物は移動しない点において「押す」動作と異なる。言葉によって意志を表現し交換する。
「健康管理票」 耳によって音の性質を知覚する。例えば機械の異常音をききわけるようなことである。
「氏名」 視力によって対象の性質を知覚する。
「生年月日」 男女の何れかを○で囲む。
「既往症」 明治、大正、昭和の何れかを○で囲む。
身体障害の原因となった以外の傷病名、罹患期

間、療養経過等について詳細に記入する。
「身体障害の概要」 補導生補導記録（本票）の該当欄に準じて詳細に記入する。
「疾病の概要」 「療養経過」受傷又は発病後の医療、物資その他の療養経過について詳細に記入する。

「人工補装装着の状況」 装着の有無、補装具の種類、及び名称、現在装着している補装具の適否、並びに爾後装着又は改造の要否その他について記入する。
「現症状」 現症状及び将来予想される病状その他について詳細に記入する。

「身体状況」 各項目について記入するほか必要なものについては空欄を利用して記入する。
「レントゲン所見」 直接、間接、透視の何れかを○で囲み必要がある場合は所見を空白の部分に記入する。

「体重測定」 中央の太線を一〇キログラム単位の本人の体重の最近似値とし、上下に各々一〇キログラムの中を持たせた数字を左の空白部分に記入し毎月の測定値をグラフによって記入する。
「医学的諸検査」 実施した諸検査について種類、実施年月日、結果を記入する。
喀痰検査については塗抹、栽培、集菌等を括弧書きする。

(E) 補助紙

(イ) この記録は補助紙を最大限に活用することによってその真価を發揮するといっても過言ではなく、従って補導生に関するすべての動静は最大もらさず記入するよう心掛けなければならない。記述するにあたって案外軽意に考え、記述の要なしと放置したようなことが将来種々の問題を起す緒口ともなる場合が往々にしてあるので、記述の巧拙にこだわることなくしかも問題の要点を見失うことのないよう克明にありのままを記述するよう特に注意しなければならない。

- (ロ) 記述はできるだけ簡潔を旨とし物語式に記述すること。
(ハ) 補助紙を追加する場合には上部括弧欄に分類項目、番号及び氏名を、又下部横線には本票の頁数と補助紙の頁数を記入する。
(ニ) 補導生補導記録（本票）に追加される補助紙は次の四に分類して使用する

1)。

1. 訓練記録
2. 生活指導記録
3. 修了後の記録
4. その他

『神綴り』

昭和二十九年六月一日

〔五―二―四二〕労働部長より各職業補導所長宛（二九職補第一〇二号）

神奈川県職業補導所補導生の災害補償について

職業補導所補導生の災害防止については各所とも鋭意配慮され、その発生率は極めて低位にあるが、全国的には相当の件数に上がっている現状にある。

よってこれら不測の災害に対処し、補導生の保護を図ることは、職業補導事業の適正な運営を図る上に極めて緊要とされるところであり、かねて労働省の指示に基づき、補導生に対する災害補償制度を設くべく準備のところ、今般別紙のとおり支給要綱を作成したので、今後、補導生の訓練上の災害についてはこれにより処置されると共に災害の防止については倍旧の配慮をいたされたい。

おつて、補導生の災害はすべてこの要綱によつて処置されることとなり、従来
の嘱託医制度は大部分その意義を失うこととなるので、これを廃止することといたしたく、ご諒知願いたい。

神奈川県職業補導所補導生災害補償実施要綱

第一 目的

神奈川県職業補導所の補導生が訓練上の事由によつて負傷、廃疾、死亡等の災害を受けた場合これを補償し、職業補導事業の円滑なる運営を期することを目的とする。

第二 定義

この要綱で災害補償とは補導生の訓練上の事由による負傷、廃疾、（疾病を除く）及び死亡に対し、金銭を支給し、その損害を償い又は慰謝すること
をいう。

この要綱で補導生とは神奈川県総合職業補導所、神奈川県公共職業補導所
及び神奈川県身体障害者公共職業補導所（以下職業補導所という）に在籍

する補導生をいう。

但し、災害補償を受けている者がその中途において修了又は退所したときは災害補償の終了するまで補導生と看做す。

この要綱で訓練とは職業に関する知識、技能の補導を目的とした訓練計画に基づき実施される学習・見学及び実習と補導生の生活態度の向上を図ることを目的として職業補導所長、指導員、その他補導生の指導監督に当たる者の監督の下に行われる生活指導をいう。

第三 適用の範囲

災害補償は補導生が訓練上の自由により災害を受けた場合に適用する。但し、災害の程度が公共職業補導所備付けの救急薬品で治療できる程度の軽微なものについてはこれを摘要しない。

第四 補償の種類

災害補償の種類は次のとおりとする。

- 1 療養補償
- 2 障害慰謝
- 3 打切補償
- 4 葬祭料

第五 療養補償

療養補償は補導生が訓練上の事由により負傷した場合に行う。
療養補償の範囲は次に掲げるものとする。但し第4号以下については、それが止むを得ないものと認められる場合に限り補償する。

- 1 診療費
- 2 薬材又は治療材料費
- 3 処置料、手術料その他の治療費
- 4 病院又は診療所への収容に要した費用
- 5 看護に要した費用

療養補償の額は原則として療養に必要と認められる費用の全額とする。但し、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号「健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の算定方法」に準拠して算定した額（以下社会保険診療報酬額という）を超えないものとする。

補導生が療養中死亡した場合、療養補償費は本人の配偶者、子、本人と生計を一にする者にして葬祭を行う者の順位に従い支給する。

第六 障害慰謝

障害慰謝は補導生が訓練上の事由により負傷し、それが治癒した時に別表に定める程度の身体障害が残存する場合に行う。但し、第七に定める打切補償を受けた者に対しは行わない。

障害慰謝の金額は別表の障害等級表による額とする。

別表に定める程度の障害が二つ以上ある場合は重度の等級によることとし、既に身体に障害のある者が同一部位に障害の程度と加重したときはその障害慰謝に相当する額から従前の障害に应ずる額を差し引いた額を支給するものとする。

補導生が故意又は自己の重大な過失により災害を受けた場合は知事の認定により障害慰謝を行わないことがある。

第七 打切補償

打切補償は療養補償を受けている補導生が療養開始後六ヶ月を経過するも治癒しないときに行う。但し、知事が現在の症状・治癒の見込み等を勘案し療養補償の打切を不当と認めたときは打切補償を行わない。

打切補償の額は二万円以内とする。

第八 葬祭料

葬祭料は補導生が訓練上の事由により災害を受け、死亡した場合にその葬祭を行う者に対し支給する。但し、第七の打切補償を受けた者が死亡した場合はこれを支給しない。葬祭料の額は二万円とする。

第九 災害補償の時期

災害補償は療養補償にあつては療養の終わった時、又は災害発生の時より三十日毎に行い、その他の補償については補償すべき事実の発生した時に行うものとする。災害補償は補償すべき事実の発生した日から三ヶ月を経過した場合はこれを行わない。

第一〇 災害補償の手続き

療養補助、障害慰謝、打切補償を受けようとする者はそれぞれ様式第一号及び第二号に定める知事あての請求書に診療担当医の証明又は認定を受け、之を当該職業補導所長に提出するものとする。

葬祭料の支給を受けようとする者は様式第三号に定める知事あての請求書

に死亡診断書、検死調書、火葬許可書、その他補導生の死亡を証明する書類又はその写しを添付し、当該職業補導所長に提出するものとする。

職業補導所長は請求書の提出を受けたときは請求書に所定の証明又は意見を付し、請求書受領後七日以内に知事あてに提出するものとする。

知事は災害補償の請求を受けたときはこれを審査し、補償の有無並びに補償額を決定して請求者に示達すると共に職業補導所をして支給手続きをとらしめるものとする。災害補償の請求書は知事の決定に対し、異議あるときは知事に対し再審査を求めることが出来る。再審査請求の期限は、補償の通知を受けた日から一ヶ月以内とする。

第一一 災害補償の制限

災害補償は他の法令によつて補償を受け又は補償を受け得るべき場合及び加害者たる第三者が損害賠償を行った場合はその分についての補償を行わないものとする。

災害補償を受くべき権利はこれを他人に譲渡し得ないものとする。

第一二 災害補償審査会

補導生の災害原因の認定、補償額の査定、その他この要綱実施に伴つて生ずる紛議の審査、或いは知事の諮問に答えるため災害補償審査会を設ける。審査会は労働部長、職業補導課長、職業補導所長(三名)及び学識経験者(二名)計七名を以つて構成し、必要の都度知事が召集する。

第一三 其の他

この要綱は昭和三〇年七月一日より実施する。

この要綱実施について必要な事項については別に定める。

備考

- 1 災害の原因及び発生状況はなるべく詳細に記載すること。
- 2 様式中該当しない文字は斜線を引くこと。
- 3 「入院料」「看護料」「移送費」については、それを必要とした理由や費用の領収書及び明細書添付すること。
- 4 「上記以外の療養費」については他の医師等につき療養した費用を記載し、その理由と費用の領収書及びその内訳を添付すること。

補導生療養補償請求書

(同一疾病
について)

第 回

公共職業補導所長の証明	所属	科 期	氏名		生年月日	年 月 日(満 才)					
	傷病発生の年月日時		年 月 日 時頃		負傷の場所						
	災害の原因及び発生状況										
上記のとおり相違ないことを証明します 年 月 日 公共職業補導所長氏名 ㊟											
医師の証明	傷病名					傷病の部位					
	傷病の経過の概要		年 月 日 治癒、死亡、転医、継続中								
	療養の内容		期間 年 月 日から 年 月 日まで診療日数 日間			他の法令による療養の有無		有 無 法令名()			
	療養の内訳	種別							点数	金額	
		初診	年月日								
		往診	距離片道 科	昼間 回、夜間 回、暴風雨 回、診療1時間をこえた場合 回							
		内服薬	水薬 日分、散薬 日分、其他 剤、授与 日分								
			特殊薬	薬名		1日分使用量		瓶	日分		
		外用薬	薬名		1剤 cc 剤分		薬名		1剤 cc 剤分		
		検査料	検査名		検査 回		検査 回				
			レントゲン	透視 回		撮影 枚(使用フィルム 切)					
		注射料	品 名		濃 度	容 量		数 量			
					%	cc		回			
					%	cc		回			
処置料		処置名		処置 回		処置 回					
手術料		手術名		手術		年 月 日施行					
その他											
入院料	自 年 月 日至 年 月 日間				給食の有無		有 無				
理学的療養	療法名		回		療法名		回				
合							計				
上記の事項は事実と相違なく又、療養費を領収した事を証明します 年 月 日 病院又は診療所の 所在地 名称 職氏名 ㊟											
看護科	自 年 月 日至 年 月 日間(看護婦の資格)										
移送科	から		まで 片道、往復		料		回				
上記以外の療養費(内訳、別紙、領収書							枚のとおり)				
合							計				
上記のとおり療養補償を請求します 年 月 日 請求者住所 氏名 ㊟ 神奈川県知事 殿											

補導生 障害 補償請求書
打切

様式第二号

公共職業補導所長の証明	所 属	科 期	氏 名	生年月日	年 月 日 (満 才)	
	傷病発生の年月日時		年 月 日 時頃	負傷の場所		
	災害の原因及び発生の状況					
	所 見					
	上記の通り相違ないことを証明します。 年 月 日 公共職業補導所長名 印					
	療養開始 年 月 日	年 月 日	傷病の治癒した年月日	年 月 日		
	傷 病 名		障 害 の 部 位			
	障害状態又は現在 (打切補償の詳細の場合)				(図 解)	
	上記の通りであるものと認めます。 年 月 日 病院又は診療所 所在地 年 月 日 名 称 職 氏名 印					
障害補償	現在の障害等級		既往の障害等級		支給額	
打切補償	療 養 期 間	診療開始 年 月 日より 月 間 経 過				
	打切を必要とする理由					

上記の通り 障害 打切 補償を請求します。

年 月 日 請求者 住 所 氏 名 印

神奈川県知事 内山岩太郎殿

備考

- 1 補導所長「所見」欄は障害程度又は打切を必要とする理由についての所見を記載すること。
- 2 「障害状態又現症の詳細」については記載欄が不足するときは敵宜補助紙を用いること。障害が外部か明らかに認められない時は、レントゲンフィルム又は写真等を添付する。
- 3 様式中該当しない欄及び文字は斜線に引くこと。

様式第三号

補導生災害補償葬祭料請求書

所属	科 期	死亡補導生氏名	年月日	年 月 日
負傷年月日	年 月 日	死亡年月日	年 月 日	年 月 日
災害の原因 及び 発生状況	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 公共職業補導所長名 ㊟			
葬祭料を受けるべき 者と死亡者との続柄	葬祭料を受けるべき 者と死亡者との続柄		葬祭料を受けるべき 者と死亡者との関係	

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者の住所

請求者の氏名

㊟

神奈川県知事

内山岩太郎殿

備考

- 1 本請求書には補導生の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他補導生の死亡を記する書類又は写しを添付すること。
- 2 災害の原因及び発生状況はできるだけ詳細に記載すること。
- 3 様式中該当のない文字は斜線を引くこと。

別表 身体障害 等級表

等級	金額(円)	身体障害
第一級	二万円	一、両目が失明したもの 二、咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三、精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五、半身不随となったもの 六、両上肢を肘関節以上で失ったもの 七、両上肢の用を全廃したもの 八、両下肢を膝関節以上で失ったもの 九、両下肢の用を全廃したもの
第二級	一万八千円	一、一目が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二、両目の視力が〇・〇二以下になったもの 三、両上肢を腕関節以上で失ったもの 四、両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	一万六千円	一、一目が失明し他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二、咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三、精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五、十指を失ったもの
第四級	一万四千円	一、両目の視力が〇・〇六以下になったもの 二、咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三、鼓膜の全部の欠損その他に因り両耳を全く聾したもの 四、一上肢を肘関節以上で失ったもの 五、一下肢を膝関節以上で失ったもの 六、十指の用を全廃したもの 七、両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	一万二千円	一、一目が失明し他眼の視力が〇・一以下になったもの 二、一上肢を腕関節以上で失ったもの 三、一下肢を足関節以上で失ったもの 四、一上肢の用を全廃したもの

第六級	一万円	一、両目の視力が〇・一以下になったもの 二、咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三、鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 四、脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの 五、一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六、一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
第七級	九千円	一、一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になったもの 二、鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 三、精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 四、胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 五、一手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を併せ三指以上を失ったもの 六、一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廃したもの 七、一足をリスフラン関節以上で失ったもの 八、十趾の用を廃したもの 九、女子の外貌に著しい醜状をのこすもの 一〇、両側の睾丸を失ったもの
第八級	八千円	一、一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二、脊柱に運動障害を残すもの 三、神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 四、一手の拇指を併せ二指を失ったもの 五、一手の拇指及び示指若しくは示指を併せ三指以上の用を廃したもの 六、一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七、一上肢の三大関節中一関節の用を廃したもの 八、一下肢の三大関節中一関節の用を廃したもの 九、一上肢に仮関節を残すもの

第十一級	五千円	<p>一〇、一下肢に仮関節を残すもの</p> <p>一一、一足の五趾を失ったもの</p> <p>一二、脾臓又は一側の臓器を失ったもの</p> <p>一、両目の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二、一眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>三、両目に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四、両岸の眼瞼に著しい欠損を残すもの</p> <p>五、鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六、咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七、鼓膜の全部の欠損その他により一耳を全く聾したもの</p> <p>八、一手の拇指を失ったもの示指を併せ二指を失ったもの又は拇指及び示指以外の三指を失ったもの</p> <p>九、一手の拇指を併せ二指の用を廃したものと</p> <p>一〇、一足の第一趾を併せ二趾以上を失ったもの</p> <p>一一、一足の五趾の用を廃したものと</p> <p>一二、生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>一、一眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二、咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三、十四歯以上に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四、鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの</p> <p>五、一手の示指又は拇指及び示指以外の二指を失ったもの</p> <p>六、一手の拇指の用を廃したものと示指を併せ二指の用を廃したものと又は拇指及び示指以外の三指の用を廃したものと</p> <p>七、一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八、一足の第一趾又は四趾を失ったもの</p> <p>九、一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一〇、一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一、両目の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二、両目の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>三、一眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの</p> <p>四、鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル</p>
------	-----	--

第十二級	四千元	<p>ル以上では尋常の話を解することができないもの</p> <p>五、背柱に畸形を残すもの</p> <p>六、一手の中指又は環指を失ったもの</p> <p>七、一手の示指の用を廃したものと又は拇指及び示指以外の二指の用を廃したもの</p> <p>八、一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廃したもの</p> <p>九、胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>一、一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害をのこすもの</p> <p>二、一眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>三、七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四、一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五、鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨、又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの</p> <p>六、一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七、一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八、長管骨に畸形を残すもの</p> <p>九、一手の中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>一〇、一足の第二趾を失ったもの、第二趾を併せ二趾を失ったもの又は第三趾以下の三趾を失ったもの</p> <p>一一、一足の第一趾又は他の四趾の用を廃したもの</p> <p>一二、局部に頑固な神経症を残すもの</p> <p>一三、男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>一四、女子の外貌に醜状を残すもの</p> <p>一、一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二、眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三、両目の眼瞼の一部に欠損を残し睫毛を残すもの</p> <p>四、一手の外指を失ったもの</p> <p>五、一手の拇指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>六、一手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>七、一手の示指の未関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>八、一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九、一足の第三趾以下の二趾又は二趾を併せ二趾の用を廃したもの</p> <p>一〇、一足の第二趾の用を廃したもの、第二趾を併せ二趾の用を廃した</p>
第十三級	三千元	

第一四級	二千元	もの、又は第三趾以下の三趾の用を廃したものの、又は第三趾以下の三趾の用を廃したもの
		一、 一眼の眼瞼の一部に欠損を残し睫毛を残すもの 二、 三齒以上に対し齒科補綴を加えたもの 三、 上齒の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 四、 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 五、 一手の小指の用を廃したもの 六、 一手の拇指及び示指以外の指骨の一部を失ったもの 七、 一手の拇指及び示指以外の指の未関節を屈伸することができなくなったもの 八、 一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの 九、 局部に神経症を残すもの 一〇、 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一、 視力の測定は万国式視試力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二、 指を失ったものとは拇指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 三、 指の用を廃したものと指の未関節を半分以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（拇指にあつては関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四、 趾を失ったものとはその全部を失ったものをいう。
- 五、 趾の用を廃したものと第一趾は未関節の半分以上、その他の趾は未関節以上を失ったもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一にあつては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 『神類集』

昭和二十九年七月八日

〔五―二―四三〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第二二〇号一）

公共職業補導所補導生の災害補償について

昭和二十九年六月三日二九職補第一〇二号により、貴県労働部長から本省職業補導課長あてに照会のあった標記について、左記のとおり回答する。

記

一、「定義」の項について

問・ 負傷に起因する疾病は補償の対象としないのか。

答・ 例えば、胸部の強打によって肺炎を誘発した場合、負傷部位に細菌が附着してほかの疾病が付着した場合等

問・ 疾病は補償の対象としない。

二、「適用の範囲」の項について

問・ 「訓練」には生活指導が含まれるか。

答・ 例えば機械器具の手入れ、掃除、場内の清掃規律保持のための週番制実施朝礼等直接訓練に関係なく、補導生の躰面の指導を目的として行われる作業又は職務の遂行。

問・ 補導所長又は指導員等補導生の指導監督に当たる者の監督のもとに、技能訓練の一環として行われる生活指導は含まれるか。

答・ 直接訓練に起因する事故の外単に訓練中に起こった事故も「訓練上の事由」に含まれるか。

問・ 例えば、実習中に天井が落ちたとか、見学旅行の途次自動車事故により負傷した場合。

答・ 例示の前の場合は含まれる。後段については、技能訓練の目的で工場事業場等を見学する場合の事故は含まれる。

（此の場合「旅行」という程の遠方に出かけることは好ましくないから、念のため。）

問1. 災害発生の原因のうち左の次のうちいずれを適用範囲とするか。

- (イ) 補導所側の責任に帰すべき理由によって発生した場合
- (ロ) 補導生側の責任に帰すべき理由によって発生した場合
- (ハ) 第三者の側の責任に帰すべき理由により発生した場合
- (ニ) 天災に起因する場合

2. 又、補導生の故意又は過失について「基準五」の障害慰謝についての制限規定を設けている理由如何。

答1. 訓練中の災害についてはすべて適用される。但し、(ハ)の場合については補償て、加害者たる第三者が損害賠償を行ったときは、その分については補償

しないことができる。

2. 「慰謝料」であるという性質上制限を設けたものである。

問・適用の範囲は、補導種目に関係なく全種目適用されるか。

答・全種目適用される。

問1. 補償は補導生の身分に関係なく行われるか。

例えば、療養費は修了後も引続き支給し修了後において在所中の災害に起因して発病又は死亡した場合も療養費の補償障害慰謝、葬祭費の支給を行ってよいか。

2. 又右に関し補償の期限を設ける必要があれば、どの程度の期限が必要か。

答・補導生の災害補償であるので補導生でなくなった以後に発生した災害については、補償の限りではない。但し、補導生として在所中に負傷し、療養中に補導生でなくなった場合（修了、中途退所を問わず）は、その負傷が治るまでは引続き療養補償の支給を行うとともに、その結果その者につき障害、死亡等の事実があった場合は、障害慰謝料、葬祭料の支給を行うものとする。

三、「療養補償」の項について

問・療養費の支給に代えて診療医を指定し、療養の給付を行ってもさしつかえないか。

答・療養の給付を行うことは適当でない。但し、適切な療養がなされるよう十分な配慮の上で、診療医を指定することはさしつかえない。

問・健康保険被扶養者等他の法令による補償と重複する場合、重複額については支給しなくてよいか。

答・御見解のとおり。

四、「障害慰謝」の項について

問・障害等級の繰上げは行わないか。

答・労災保険法施行規則第六条に規定するような障害等級の繰上げは行わない。

五、「打切補償」の項について

問・打切補償を行うことができる場合とは、どんな場合を指すか。

答・療養開始後半ケ年を経過しても負傷が治らず、なお療養が長期にわたると認められる場合を指す。従って、療養半ケ年経過しても、あと僅少な治療費の支給によって治る見込のあるものについては、適用しない方が適當である。

問・打切補償後における身体障害の発生死亡等については補償しなくてよいか。

答・打切り補償後の災害については補償しない。 『神綴り』

昭和二十九年七月九日

〔五―二―四四〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第三八五号）

公共職業補導所修了生の技能者養成認可について

技能者養成規程第十五條第三項の規定による公共職業補導所修了生の技能者養成の認可にあたっては、特に左記に留意し技能者養成と職業補導との連携措置の実施運用に遺憾なきを期せられたい。

記

一、技能者養成規程第十五條第二項に規定する「その者の受けた職業訓練の種目がその者の習得する技能の職種にかゝるものであるとき」とは「公共職業補導所で受けた職業訓練種目と同様の内容を有する職種の技能者養成を行う場合に於ては」の意であること。養成職種と同様の内容を有する職業補導種目は別表の通りであり、同表補導種目欄に掲げる補導種目について職業補導を受けた者を同表職種欄に掲げる職種の技能養成工とする場合、教習事項の一部除外が認められるものであること。

二、技能者養成規程第十五條第二項に規定する「その者の受けた職業訓練の課程に相当する教習事項を除いて教習事項を定めることが出来る」とは、「教習事項の基準に準拠して定めるべき教習事項中から職業訓練においてうけた課程に相当する部分を除外して教習事項を定めることができる」との意であり、職業補導所一年の課程の修了生についての教習事項の制定に当たっては、次の範囲において教習事項の一部除外が認められるものであること。

- (一) 教習年度 第一教習年度
- (二) 教習時間 第一教習年度に属すべき教習時間
- (三) 社会科及び体育 第一教習年度における社会科及び体育
- (四) 関連学科及び実技 今回の職業補導との連携措置に応じ、職業補導課程の内容に対しても、教習事項に関連づける為に必要な調整が加えられる予定であるが、補導課程の改訂が行われる迄の間は、別表に定められるところによること。
- 三、職業補導種目 竹細工、鋳造、鍍金、電工、塗装、製紙及びオフセット印刷はそれぞれ養成職種編組工、鋳物工、メッキ工、電路工、機械塗装工又は塗装工、製紙工及び印刷工に当たるものと考えられるが、現在全国的な標準を定めた職業補導課程基準が未定であるので、これら職種についての技能者養成の認可の申請があった場合には追って通牒するまで技能者養成認可申請書の寫及び参考書類を添付の上、そのつど稟伺すること。
- 四、補導期間一ヶ年以外の課程の修了生についての技能者養成の認可の申請があった場合も、三の場合と同様に取扱うこと。
- 五、第十五條第三項の規定による認可に基いて使用する公共職業補導所の修了生は、出席率八〇%以上の者に限ることとし、技能者養成認可申請書備考欄にその旨を記載させること。

別表

職種	職業補導種目	除くことができる教科科目	
		実	技
彫金工	彫金科彫金 専修	工業数学 物理及び化学 実用外国語 意匠図案のうち図案	工具製作法 工具使用法
鑄金工	銅器科鑄金 専修	工業数学 物理及び化学 実用外国語 意匠図案のうち図案	工具製作法

職種	職業補導種目	実	技
陶工	陶磁器科	窯業学大意 陶磁器製作法 意匠図案のうち図案	成型専修者には成型法 焼成専修者には焼成法 絵付専修者には絵付法
漆工	漆器科	漆器製作法のうち漆塗、加飾 意匠図案のうち模様、漆器、図案 色彩と配色 被服科学のうち衣類整理 実用外国語	塗及び加飾基本実習の基本業 ミシン及び使用法 基本製図基礎縫 採寸法
洋服工	洋裁科	被服科学のうち衣類整理 実用外国語	ミシン及び使用法 基本製図採寸法
鍛工	鍛造科	工業数学 物理及び化学 機械工作法 金属材料のうち鉄鋼の熱処理 製図	工業器具使用法 火造基本作業 熱処理基本作業 火床基本作業
板金工	板金科	工業数学 物理及び化学 実用外国語 製図のうち基本図法 金属材料のうち鉄鋼の熱処理 非金属材料 機械工作法のうち板金加工	工業数学 物理及び化学 実用外国語 製図のうち基本図法 金属材料のうち熱処理法 非金属材料 機械工作法のうち板金加工

時計工	電気製図工	電気組立工	ガス溶接工	電弧溶接工
時計修理科	製図科	科 電気器具修理	溶接科	溶接科
計測機器のうち時計 実用外国語 物理 工業数学 機械工作法のうち時計修理法	電気製図のうち基本図法 材料 機械工学大意 実用外国語 工業数学	電気機械器具のうち電気機械電力 応用 製図のうち基本図法 工業数学 物理及び化学 電気理論	取扱法、電弧溶接法 金属材料のうち鉄及び鋼の通性 鉄鋼の熱処理 製図のうち基本図法	実用外国語 溶接法のうち電弧溶接機の 取扱法、ガス溶接法 金属材料のうち鉄及び鋼の 通性 鉄鋼の熱処理 製図のうち基本図法
工具使用法	直線、曲線、円の墨入れ 文学、数学の書き方 製図用具使用法	巻線絶縁作業 工具器具使用法 仕上基本作業	各種切断基本作業 板棒の溶接と吹管の運行 法	工具器具使用法 溶接各種運行法 切断基本作業

工 内燃自動車	船大工	機械製図工	内燃機関 組立工	仕上工	機械工
自動車整備科	木船科	製図科	科 内燃機関修理	仕上科 専修 機械科仕上	専修 機械科旋盤 旋盤科
自動車工学 実用外国語 工業数学	実用外国語 物理 工業数学 製図のうち基本図法	機械設計法 機械製図のうち基本図法及び基本 材料 機械工作法 実用外国語 工業数学	非金属の通性 材料のうち鉄と鋼の通性 内燃機関 機械工作法のうち内燃機関修理法 実用外国語 物理 工業数学	製図のうち基本図法 機械工学大意 工業数学 実用外国語 機械工学大意	工業数学 実用外国語 機械工作法のうち時計修理法 製図のうち基本図法 機械工学大意
洗じょう 工具器具使用法 計測 仕上基本作業 火造り基本作業	木工具製作法及び使用法	製図用具使用法 文字、数学の書き方 直線、曲線、円の墨入れ 機械要素の写図	計測及びケガキ 仕上基本作業 工具使用法	計測及びケガキ 仕上基本作業 火造熱処理基本作業 工具使用法	工具使用法 計測及びケガキ 仕上基本作業 各種工作機械基本作業の うち旋盤基本作業

石工	左官	家具工	建具工	大工	
石材加工科	左官科	木工科	木工科	建築科	
工業数学 物理及び化学 材料 工作法のうち大割、仕上	工業数学 施工法のうち基礎工作法 材料のうちモルタル、セメント、 タイル、つた 上塗壁剤	工業数学 物理及び化学 工作法のうち木工具木工機械 材料のうち木材、金属、各種接着 剤 設計及び製図のうち基本製図	工業数学 物理及び化学 工作法のうち木工具 木工機械 材料 製図のうち基本製図	工業数学 物理及び化学 実用外国語 設計及び製図のうち基本製図 建設工学大意のうち建設設計及び 建設法規 建築構造学	工業数学 物理及び化学 架設工事 型わく講じ 遺型墨出
工具器具使用法 計測及び墨出 石割基本作業 石材加工基本作業	工具器具使用法 測量墨出	木地作業のうち機械工具 使用法 木地基本作業 組立作業	機械工具使用法 組立基本作業	溶接基本作業 板金基本作業 塗装及び内張作業のうち 塗装作業	

印刷工	製靴科	くつ工		
活版印刷科	工業数学 物理及び化学 くつ製造法のうち基本製甲 工作法及び基底付工作方	製靴科	印刷法のうち活版印刷法	機械工具及び火薬取扱 製図のうち基本製図
製版印刷大意 製版法のうち活版印刷法	工業数学 物理及び化学 くつ製造法のうち基本製甲 工作法及び基底付工作方	工業数学 物理及び化学 くつ製造法のうち基本製甲 工作法及び基底付工作方	印刷法のうち活版印刷法	工具器具使用法 各種印刷機械 基本作業のうち活版印 刷機械基本作業 各種製版機械基本作業 のうち活版印刷用製版 機械基本作業

『神綴り』

昭和二十九年七月十七日

**〔五―二―四五〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第四一三号）
技能者養成制度との連携に伴う職業補導事業の運営について**

今般技能者養成規程が改正せられ、技能者養成制度と職業補導事業との連携の緊密化が促進されることになり、本年六月二十九日その施行通達（別紙寫）が発せられこれに附随して職業安定局長及び労働基準局長連名による「技能者養成と職業補導との提携協力について」の通達及び労働基準局長名による「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」（別紙職発第四二号通達に添付）の両通達が施行されたのである。従って今後は右通達の趣旨に基き職業訓練計画に関し、職業安定機関は労働基準監督機関と常に緊密なる協力体制を維持しなければならないが、その実施について特に左記諸点に留意せられるようお願いする。

記

一、技能者養成規程第一五条改正の趣旨は、総合的職業訓練計画の確立という見地から必要な範囲において連携を図る道を開いたものであって、両制度の本質的な性格については、従来と異なるものではないこと。

二、改正規程第一五条第二項は同条第一項と異り、習得した課程を免除すること

を義務づける趣旨ではなく免除することができるとい意味であるが、職業安定所長は補導所修了生を技能養成工として、就職あつ旋する際は今回の改正の趣旨にかんがみなるべく同条同項の制度を認識活用するよう事業場に対して勸奨すべきこと。

三、公共職業補導所修了後技能養成工に採用された者の技能水準が、他の養成工に比して低く、そのため事業場の技能者養成に支障を来すことのないよう、今後とも一層補導の質的向上のために努力すべきこと。

四、職業補導施設の貸与については次のように措置すること。

① あくまでも本来の職業補導事業にさしつかえないように配慮すること。

② 技能者養成に対して職業補導所の施設を利用させるのは、主として学科及び必要あるときは基本実習を習得する場合とし、応用実習は事業場内で実施させることを原則とする事。

③ 施設管理上必要な事項については労働基準監督機関と協議のうえ、事前に詳細、且つ、具体的に規定しておくべきであるが、技能者養成のために使用する原材料、光熱水料等については、当然当該事業場または共同養成対に負担させるものとする事。

五、補導所修了生を技能者養成に編入する場合に免除し得る科目については、「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」の通達に詳細に明示されているところであるが、この実施にあたっては補導教程についても再検討のうえ、必要がある場合はその改訂を行い、調整を図る予定であること。

六、補導所修了生を技能者養成に編入する場合教習事項から免除し得る学科のうち「安全作業法」が除外されているが、これはケースワークとして、当然他の実習の中に含まれて習得したものとみなされるから、「除くことができる教習科目」に附随して習得した分については省略してさしつかえもないこと。

七、応用実習については、洋裁の服飾手芸を除いて何れの科目も教習事項から免除しえないことになっているが、これは技能者養成制度の性質上、応用実習はそれぞれの事業場の特色をいかして実施すべきものであるという趣旨で免除から除外されたものであること。

別紙

基発第三五五号

昭和二九年六月二十九日

労働基準局長 殿

労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程等の施行について（抜）

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和二九年労働省令第十二号）、女子年少者労働基準規則（昭和二九年労働省令第十三号）及び技能者養成規程（昭和二九年労働省令第十四号）は、昭和二九年六月十九日に公布され、技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令（昭和二九年労働省令第十五号）、教習事項の基準（昭和二九年労働省令第三十一号）、及び技能者養成指導員の検定の学科及び実技（昭和二九年労働省令第三十二号）とともに同年七月一日から施行されることとなった。

今回の改正は、行政事務の簡素化と法令の体系の整備との見地から労働基準法に基く諸規則について、法律に根拠が薄弱と認められる規定の廃止、許可、認可、届出、報告等の手続の簡素化、現下のわが国の経済社会の実情、特に中小企業に過重な負担をおわせていると認められる規定の改正、啓蒙的な規定の廃止等を中心として全面的に再検討を加え、かつ改正に当っては、労働条件の国際的水準を下廻らないこと及び労働者の身体生命に危害を及ぼすおそれのある安全衛生に関する基準を定めた規定は改正しないことを基本的方針として行われたものであって、労働基準法の精神とこれによって定められた労働条件の基準は、この改正によっても毫も変改を加えられるものではなく、従ってまた労働者の実質的労働条件の低下をきたすものでないことは、いうまでもないところである。

労働基準法及び改正三規則の運営に当っては、右に述べた今回の改正の趣旨を十分に理解し、部内は勿論、労使一般に周知徹底させるとともに次の諸点に留意して、労働基準行政の円滑な運営を図るよう努力されたい。

第三 技能者養成規程関係

二、第四条関係

(一) 技能者養成指導員資格認定基準は廃止され、別表第二として、技能者養成規程中に挿入されたが、その内容の中改正されたのは、次の諸点であること。

1. 技能者養成の課程を修了した者について、その必要経験年数を「その修了時に勤務する事業場」におけるものに限っていた従来の制限をとる一方、必要経験年数を四年に延長したこと。（第四号）

2. 短期大学卒業者に指導員資格を認めたこと。（第八号）

3. 旧制大学及び旧制専門学校卒業者と新制大学卒業者の必要経歴年数を同一にしたこと。(第九号)

4. 公共職業補導所その他の労働大臣が指定する施設の指導員に指導員資格を認めたこと。

5. 認定基準第十号を削除したこと。

八、第十五条関係

(一) 第二項は、今回の改正の主要点である職業安定法による公共職業補導所を行う職業補導との連携を図る為に新たに設けられたものであって、職業補導と技能者養成とはその趣旨において相違するものではあるが同じく職業訓練制度たる性質を有するものであり、且つ又、同じ労働省の所管するものであるので職業訓練制度の体系化の趣旨に沿い必要な範囲で、両制度の連携を図る途を開いたものである。公共職業補導所その他の施設において職業訓練を受けた者を技能者養成工とする場合についてはその者が受けた職業訓練の範囲内でそれに相当する教習事項を除いて教習事項を定め、様式第五号により法第七十一条第一項の認可を受けて技能者養成を行うことができる趣旨であるが認可基準その他実施上の細部については、別途通牒によること。

(二) 第二項の適用を受け得る者は、公共職業補導所の修了生その他指定施設における職業訓練の全課程を終了した者であり、課程の一部を修めた者には適用されないものであること。

(三) 旧規程第十五条は、教習事項の基準を下廻らない範囲内での一部変更であれば、特に規定するまでもなく、変更しようとする教習事項について、法第七十一条第一項の認可を受けてこれを行うことができるのであり、教習事項の基準を下廻る変更を認めることは、特にその必要も少く実益も少いと考えられるので削除したものであること。

十、第十八条関係

教習事項の一部除外を受ける公共職業補導所その他の施設の修了生の労働契約の期間は、除外する教習事項の範囲の如何にかかわらず、その者が職業訓練を受けた期間を養成期間から空除した期間の範囲内で定めなければならないものであること。

十一、第十九条関係

(三) 第二項の「当該期間」とは、第十八条第二項の規定による技能養成工については「養成期間から習得期間を空除した期間」同条第三項の規定による技能

養成工については「養成期間から訓練期間を空除した期間」をいうものであること。 『神綴り』

昭和二十九年七月二一日

〔五―二―四六〕労働部長より公共職業安定所長宛（二九失第二五九号）

補導生に対する失業の認定について

補導生に対する失業の認定については、左記のとおり定められたから関係公共職業補導所長と連絡を密にし遺憾のないよう措置されたい。

記

一、受給資格者について、無断欠席、十五日以上の病欠欠席等、労働の意思及び能力がないと認められる日がある場合は、その日について失業の認定を行わないこと。

二、所定の認定日に欠席であっても、補導所に入所中の者については、安定所に出頭しなくて差支えないこととして取扱っているので通常の欠席と同様に扱うものとする。

従って認定日に欠席の場合でも、補導証明により認定期間中に、補導を受けた日があるときは、その日分の失業の認定を行うこと。

三、右の取扱を実施するにあたり公共職業安定所長は、公共職業補導所長に対し証明書を発行する際に欠席の事実を記載するよう依頼すること。 『神綴り』

昭和二十九年八月一日

〔五―二―四七〕労働省職業安定局より各都道府県知事宛（職発第四五三号）

公共職業補導所における追補導の強化について

最近の産業界では、労働生産性の向上を図るために、優秀な技能労働力の充足を強く要請している実情にかんがみ、本年度から公共職業補導所における補導期間は、原則として一年とする。従って現在所内補導期間六ヶ月のものについては、職業安定行政手引第七編職業補導の部一九〇〇を活用して、その後六ヶ月を追補導期間と定め、この期間中に補導所内の訓練で習った技能を工場、事業場における現場実習で完成させることとするから、了知せられたい。

追補導の過程においては、所内補導で訓練した基本実習及び応用実習の過程を総合的に活用することを主眼とし、左記のような方法の中、実情勘案の上、妥当と認められるものを選び、これを重点的、計画的に実施して、補導生の技能向上を図るものとするから、その対策に万全を期するようお願いする。

記

一 通信による補導

通信により絶えず補導生の技能程度、作業態度、その他必要な事項を把握するとともに、これに応じた指示援助を与え、あわせて、現場実習責任者と文書連絡をとり、補導生の効率的訓練を図ること。

二 指導員の巡回

週一回以上担当指導員が実習現場におもむき指導を行うこと。

三 スクーリング

補導生をグループに分け、月一回以上補導所に集合させて、学科及び実技のスクーリングを行うこと。

四 レポートの提出

補導生に、技術についてのレポートを作成させ、その技能向上の一助に資するとともに、技能判定の資料とすること。

五 再訓練

以上の方法を実施しても、なお不十分な場合には、補習生制度を利用して、再訓練を行うこと。

『神綴り』

昭和二九年八月三一日

〔五―二―四八〕労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務部長宛
(補発第五七号)

公共職業補導所補導生に対する旅客運賃の学生割引適用について

今般、公共職業補導所（総合職業補導所を含む）補導生の福利厚生施策推進の一環として、所内補導期間六ヶ月の種目に在所する補導生についても、日本国有鉄道営業局旅客課の了承を得て、その旅客運賃について学生割引が適用されることになったので、その取扱いについては、左記により遺憾のないよう配慮せられたい。

記

一、県規則、告示あるいは要綱等期間についての正式規定の中に次の例文により追補導の実施について、表示すること。

例文

第〇条〇〇公共（総合）職業補導所の種目、定員及び補導期間は次のとおりとする。

種目	定員	期間
機械	三〇	一年
板金	三〇	一年
溶接	三〇	所内補導六ヶ月 追補導六ヶ月 一年

二、右手続きが完了した種目については、直ちに日本国有鉄道地方鉄道管理局に必要書類を添え申請の上適用を受けること。

三、追補導期間中の補導生については、右割引制度の適用がないこと。

『神綴り』

昭和二九年九月二二日

〔五―二―四九〕労働部長より各公共職業補導所長宛（二九職補第二六一号）

公共職業補導所補導生に対する身分証明書の発行について

公共職業補導所補導生たる身分を明らかにし、常に補導生たるのきんじを保たしめ、併せて国鉄その他の交通機関利用等の身分証明のため、来る十月入所及び明年三月修了予定以降の補導生に対して左記により身分証明書を発行することとしたので、その取扱いに万遺憾のないようされたい。

記

公共職業補導生身分証明書所持規程

- 一、この証明書は、公共職業補導所の補導生たることを明確にするため常に所持していなければならない。
- 二、この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 三、この証明書記載の事実と異動を生じたときは遅滞なく発行者に証明書事実の書換え手続きをしなければならない。
- 四、この証明書を亡失し又は損傷したときは所定の手続きを経て発行者から再交付を受けなければならない。

五、この証明書は、退所、修了等によって補導生たる身分を失ったときは直ちに発行者に返納しなければならない。

六、この証明書の発行者は、当該公共職業補導所長とし、その証明記載事項は次のとおりとする。

- (一) 身分証明書の番号。
- (二) 当該公共職業補導所の補導生であることの証明。
- (三) 補導生の科別及び期別。
- (四) 補導生の氏名、年齢、生年月日、住所。
- (五) 発行年月日、発行者の所在地、所名、職名。
- (六) 通学定期乗車券、学生生徒旅客運賃割引証明発行の指定番号。
- (七) 証明書の有効期間。
- (八) この証明書は、補導生の入所後五日以内に交付しなければならない。証明書の書換えは、発行者に証明書を提出し書換えを受けることとし、亡失又は損傷等による再発行は、身分証明書再交付願（別表様式）を、又損傷した場合は、これに損傷した証明書を添えて、発行者から再交付を受けなければならない。
- 九、この規程は、昭和二十九年十月一日より施行する。

別表様式

- 身分証明書再交付願
- 一、身分証明書番号
 - 一、再交付を受けなければならない理由

亡失 右により身分証明書を したので再交付を願いたく始末書を添えて申
損傷 請します。

年 月 日

〇〇公共補導所
〇〇科〇期

氏名

〇〇公共職業補導所長殿

『神類集』

昭和二十九年一月三日

〔五―二―五〇〕労働部長より各公共職業補導所長宛（二九職補第二七九号）

生活指導要領の送付について

補導生の生活指導について最近産業界の要望もあり、その必要性が強調されている処であり、各所とも技能訓練を通じ、各自治会、クラブ組織、父兄会等を組織し、補導生の善導に努めているが方法要領について適当な資料がなく、計画的な指導が困難であったので、今般別冊生活指導要領を印刷し配布することとしたから活用されたい。

生活指導は補導生の多くが終戦後の混乱期を経た青年前期にあり、特に生活指導を必要とする事情にあるが産業界の要求も結局、自己の身につけた技術を誠実に発揮しようとする「働く人間」を要望しているのであって従来の技術偏重の指導に対する批判とも言えることができる。よって今後は先ず人間の完成ということを目指して、所長を中心とし全職員協力の下に指導するよう特段の配慮を煩わしたい。

（註、要領、略、別途印刷の上配布する。）

『神類集』

昭和二十九年一月二日

〔五―二―五一〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第六〇九号）

夜間職業補導の実施について

昭和二十九年初頭に始まったデフレ政策の影響による中小企業倒産に伴う離職者の増加と、アメリカ占領政策の推移による駐留軍労務者の大量解雇や、現在浮動的な職業にいたるために転職を希望する者に対する緊急措置として、昭和二十九年一月二〇日、「夜間職業補導実施要領」が施行せられた。

即ち、この補導には、主として大都市所在の公共職業補導所であって、新たに設備を必要としない所を活用することとし、種目は原則として、機械、自動車整備、板金、塗装、溶接等工業部門より選定し、定員は一種目三〇人とする。

その教程基準は、おおむね、昼間の教程基準に準拠するが、特に実技に重点をおくことは夜間補導の性格上当然で、補導時間は毎日午後五時より午後八時まで、期間は六カ月である。また、その実施に要する経費は、定められた基準の二分の一を

補助する。

現在夜間補導を行っている都道府県、種目数、補導定員は次表のとおりである。

都道府県	種目数	定員
埼玉	2	50
東京	8	190
神奈川	6	210
大阪	4	100
兵庫	3	80
福岡	4	100
計	27	730

『要覧』

昭和二十九年一月一日

〔五―二―五二〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第六六五号）

夜間職業補導における訓練方法について

本年度において実施する夜間職業補導（客月二十日付職発第六〇九号通達）における訓練方法は左記のとおり取扱うこととしたから御了知願いたい。

記

一、技能標準及び教程の作成

都道府県は補導開始前技能標準及び教程を作成し、職業安定局長に提出すること。

技能標準及び教程の作成にあたっては、次のことに留意すること。

1. 補導時間は四三二時間（一日三時間、週六日、月四週、六カ月間）を基準とする。

2. 補導内容は基本実習及び専門学科に重点をおくこと。

3. 新設種目については、公共職業安定所、関係事業所又は団体の意見をきく等により、労働市場の要求に合致するよう努めること。

4. 様式、区分方法等作成要領は既に制定されている技能標準及び教程を扱うこと。

二、補導予定表の作成及び実施

夜間職業補導の訓練を計画的ならしめるため、補導予定表（職業補導提要上

巻五〇（五二頁）を作成し、これに基づいて実施するものとする。

その実施にあたっては特に指導員、講師等の連絡を緊密にして訓練を効果的ならしめるよう努めること。

三、事故防止

夜間職業補導の実施にあたっては、補導生の災害防止、火災その他の事故防止に萬全を期すること。
『神綴り』

昭和三十年二月一日

〔五―二―五三〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（第二〇九号）

学校学生徒旅客運賃割引証の取扱について

標記のことについて別紙写のとおり、日本国有鉄道営業局長より通知があったので、これを貴管下職業補導事業関係の取扱責任者に徹底し、その運営の遺憾のないようにせられたい。

写

営旅第五〇号

昭和三十年一月二十七日

日本国有鉄道営業局長

労働省職業安定局長殿

学校学生徒旅客運賃割引証の取扱について（通知）

学校学生徒旅客運賃割引証の配布に当っては種々御配意をいただいておりますが、従来、しばしば疑義がありました学割証の取扱のことに付いて、文部省当局と協議の結果、下記のとおりその取扱を統一することにしましたので、この趣旨を貴職関係の国鉄の指定学校における学割証取扱責任者に徹底されるよう御配意をお願いいたします。

記

学校学生徒旅客運賃割引証発行要領

一 発行者について

学校学生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の発行者は、日本国有鉄道の指定学校（以下「学校」という。）の長とする。

二 入学者に対する発行について

学校に新たに入学する者に対しては、本人が当該学校の所定の入学手続を完了し、学校の長が、日本国有鉄道の指定する身分証明書を本人に交付した者について、学年の始期以後に学割証を発行することができる。

三、卒業予定者に対する発行について

学校を卒業する予定の者に対しては、学年の終期まで学割証を発行することができる。但し、学年終期前三箇月から学年の終期までの間に発行する学割証の有効期限は、その学年の終期までとする。この場合においては、学割証及び日本国有鉄道の指定する身分証明書に、その有効期限を必ず朱書すること。

なお、身分証明書は、卒業等により学生生徒の身分を失ったときは、すみやかに回収すること。

四、学割証発行上の注意について

学生生徒に対して学割証を発行する際には、次の事項に注意すること。

- (一) 年間各期の学割証所要枚数を勘案し、割当枚数の範囲内で最も利用効果を高めるよう発行計画をたてること。
- (二) 単に各個人当りの枚数を機械的に発行することなく、使用の目的を確かめて、発行し、不正使用の防止についても適切な指導を与えること。

『神綴り』

昭和三〇年二月二日

〔五―二―五四〕労働部長より各公共職業補導所長宛（三〇職補第三六号）

補導生用学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱について

標記割引証の配布については種々配意を煩わしているところであるが、一部取扱に統一を欠いていた向きがあるので今後における配布については、特に左記事項留意の上、その取扱に万遺憾のないよういたされたい。

記

一、発行者について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下学割証という）の発行者は補導所長とすること。

二、新規入所に対する発行について

新たに補導所に入所した者に対しては、入所者が所定の入所手続を完了して身分証明書（別途配布してあるもの）を交付した者について補導開始以後に発行することができる。

三、修了者に対する発行について

修了者については修了式当日まで学割証を発行することができる。但し修了前三ヶ月から修了式当日までの間に発行する学割証の有効期限は修了式当日までとする。従って身分証明書には確実に身分証明書の有効期限を明記（朱記）しておくこと。

四、学割証発行上の注意について

- (一) 学割証は補導生の請求に応じ徒らに発行することなくでき得る限り年間配布の範囲内において発行計画をたて発行すること。
- (二) 使用目的の確認、不正使用の防止等については、特に意を用い適切な指導によりこれらによる事故等の発生しないようにすること。 『神類集』

昭和三〇年三月二日

〔五―二―五五〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職収第一七四九号の

二）

公共職業補導所理容科並びに美容科に通信課程併設について

標記のことについて、宮崎県からの照会に対し、別紙のとおり回答したから御了知ありたい。

〔四〕

二九職収第一七四九号

昭和三十年三月二日

労働職業安定局長

宮崎県知事殿

宮崎公共職業補導所理容科に通信課程併設について

昭和二十九年十二月十四日付発職第三八八号で照会のあった右については、現行の職業補導の運営によりみて承認できないのでご了承願いたい。

すなわち、現行の職業補導は職業補導所内訓練を基本方針として運営されているところであり、現在のところ右の方針をあらため、通信課程を実施する考え

はない。

なお、公共職業補導所が財団法人サービスセンター事務局に加入し、通信課程を実施することは職業補導の趣旨を逸脱するので特に注意願いたい。

発職第三八八号

昭和二十九年十二月十四日

宮崎県知事

労働省職業安定局長殿

宮崎公共職業補導所理容科に通信課程併設について

昭和二十八年年度より設置承認を受け補導実施中の宮崎公共職業補導所理容科は年毎に応募者、求人共に激増の一途を辿り、よって関係方面より内容充実の要望が高まってきたのでこれが対策として理容師美容師法に基づく理容師養成施設としての通信課程を併設したく又、これに要する経費については別添誓約書のとおり宮崎県理容師連合会の寄附によることと致したので、これが実施方につきよろしく御了承願います。

『神綴り』

昭和三〇年四月一日

〔五―二―五六〕労働大臣・神奈川県知事

委託契約書

失業保険施設として行う神奈川県総合職業補導所（以下「職業補導所」という。）の経営委託について労働大臣西田隆男（以下「甲」という。）と神奈川県知事職務代理者副知事矢柴信雄（以下「乙」という。）との間に左のとおり契約を結び甲と乙とは互にその条項を守り使命達成に努めるものとする。

第一条 甲は、職業補導所の経営を乙に委託するものとする。

第二条 甲は、その必要と認める職業補導所の建物及びその附帯設備を設置するものとする。

第三条 甲は、職業補導所の経営について、その必要と認める機械器具を装備するほか、人件費の全部又は、一部を経営委託費として交付するものとし、乙はその他の経費を負担するものとする。

第四条 乙は、職業補導所を神奈川県財務規則に基き、ハイマに指定するものとする。

第五条 乙は、失業保険被保険者及び被保険者となると認められる者を対象として甲の定める補導種目、補導定員、補導期間並びに運営及び訓練の基本方針に従い、職業補導所を経営しなければならない。

第六条 甲は職業補導所の運営について、必要な技術的援助を行うものとする。

第七条 乙は、職業補導所に必要な機械器具の設備については、甲の定める基準に従うものとする。

第八条 乙は、経営委託費の経理については、甲の指示するところに従い、その適正を期するものとする。

第九条 乙は、職業補導所において甲の設置並びに装備した施設設備以外の施設設備を設けようとするときは、あらかじめ甲の同意を得なければならぬ。この場合、その必要な経費は、乙が負担するものとする。

第一〇条 甲は、職業補導所の経営状況及び、経理状況の監査を行うこと並びに必要と認める帳簿書類の提出及び報告を求めることが出来る。

第十一条 乙は、会計年度終了後精算の結果、甲の交付した経費委託費に残額を生じたときは、その残額を国庫に返納するものとする。

第十二条 甲は、次の各項の一に該当すると認めた場合は、経営委託費の全部若しくは一部の交付を停止し、返納を命じ、又はこの契約を解除することが出来る。

一 乙がこの契約に違反したとき。

二 事業の成績がきわめて不振であるとき。

第十三条 乙は、甲がこの契約に定める経営委託費を交付しないときはこの契約を解除することができる。

第十四条 この契約は昭和三十一年三月三十一日まで効力を有する。

昭和三十年四月一日

甲 労働大臣 西田隆男

乙 神奈川県知事職務代理者

副知事 矢柴信雄

『デジ』

昭和三〇年四月十五日

〔五―二―五七〕 神奈川県規則第三四号

神奈川総合職業補導所規則

(目的)

第一条 この規則は、神奈川県が国から経営を受託した神奈川総合職業補導所（以下総合補導所という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(科目、入所時期、期間及び定員)

第一条 総合補導所の補導科目、入所時期、補導期間及び補導定員は、別表のとおりとする。

(入所資格)

第三条 総合補導所へ入所しようとする者は、義務教育修了程度以上の学力を有する者で公共職業安定所が選考し入所予定者としたものでなければならない。

(休業日)

第四条 休業日は、次のとおりとする。但し、所長は、必要と認めたときは休業日に学科又は実習を課することができる。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 年末、年始（十二月二十七日から翌年一月五日まで）

四 開所記念日

五 前四号の外、所長が知事の許可を得て定める日

(入所決定)

第五条 所長は、入所予定者のうちから公共職業安定所長と協議して入所者を決定し、公共職業安定所を通じて本人に通知する。

(誓約書)

第六条 入所を許可された者（以下補導生という。）は、入所後一週間以内に誓約書（第一号様式）を所長に提出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第七条 補導生は、遅刻したとき又は早退しようとするときはその事由を、すみやかに所長に届け出なければならない。

(欠席)

第八条 補導生が疾病その他やむを得ない事由により欠席をしようとするときは、あらかじめ所長に届け出なければならない。

2 補導生が引き続き一週を越えて欠席をしようとするときは、医師の診断書又は欠席の事由書を添え所長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

(休所)

第九条 所長は、疾病その他やむを得ない事由により長期にわたって欠席している補導生に対して休所を命ずることができる。

(退所)

第十条 補導生が退所しようとするときは、退所願（第二号様式）を所長に提出して許可を受けなければならない。

第十一条 所長は、補導生が次の各号の一に該当するときは退所を命ずることができる。

一 素行不良で改しゅんの見込がないと認められる者

二 身心の故障又は成績不良で技術習得の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなく欠席日数が多い者

(修了)

第十二条 所定の課程を修了した補導生に対して修了証書（第三号様式）を授与する。

(ほう賞)

第十三条 前条の規定による修了者のうち成績優秀な者に賞状（第四号様式）を、精励皆勤した者に皆勤賞（第五号様式）を授与する。

(委任規定)

第十四条 この規則に定めるものの外、必要な事項は知事の承認を経て所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

別表

補導科目	入所時期	補導期間	補導人員
電気機器修理	四月	一箇年	三〇人
塗 装 科	同	同	三〇人
自動車整備科	同	同	六〇人
板 金 科	同	同	三〇人
溶 接 科	同	同	三〇人

昭和三十年四月二〇日

〔五―二―五八〕労働部長より各（施設）長宛（三〇職補第一四号二）

補導生補導記録について

さきに一月十三日付本号を以って通達した標記については左記により、本年四月以降在所補導生より作成整備し訓練その他についての適切な資料として活用するよういたされたい。

おって作成上必要とする用紙等については、一括印刷の上別途配布することとしたので承知されたい。

補導生指導記録作成要領

一、作成の目的

公共職業補導所、総合職業補導所の補導生について、入所前より終了後にわたる訓練その他に必要な諸記録を確実・克明に記述して職業補導業務運営の諸材料とするにある。

二、作成方法

(一) 様式及び規格

別紙様式(一)～(三)による。規格はA3版二〇〇斤洋白紙

(二) 作成者

訓練担当職員とし、補導生自身に記述作成せしめてはならない。

(三) 記述方法

(i) 「補導生指導記録」(以下単に「記録」という)は補導訓練上は勿論補導業務運営上の最も重要な基礎的資料であり特に訓練に当たっては、この満足な記述(即ち、作成者以外の者が見ても内容が用意に和悉することができ、補導生個人の全体が知り得る程度に記述する。)によって、その目的が達せられるものであるから各欄とも具体的詳細且つ判然と記述しなければならない。

従って記述事項のない欄については必ず斜線を引いて抹消する。(記述が全く終わってから) ことよって不要欄であることを明確に

しておくことが必要である。

(ii) この「記録」は補導生の入所時に個々の補導生について面接その他の方法により調査記述することは勿論、更に入所中、修了後においても、訓練経過その他からして必要の都度記述して行かなければならない。

このことは(i)に示すことからしても明らかであり、又その段階において記述されることは単に入所時に記述した不備事項(大きな意味ではこうなるが)の補正に止らず訓練過程、修了後における補導及びその他の作業上必要充分な記述であることが必要なのである。

四 「記録」の取扱方法

(i) 「記録」は、毎期入所補導生について入所当初できる限り早い機会に補導生個々に各一枚作成すること。

(ii) 補導生の在所期間中は、様式(二)の中表紙により各科別に仮綴じにして置き記述担当者において保管し部外者に対しては記述事項についての秘密を守るよう注意すること。その取扱は粗雑になるが如きことないよう注意しなければならない。

(iii) 補導生の修了後においては、様式(三)により各期毎に編綴し文書取扱責任者において保管すること。

三、「記録」の記述要領

(一) 別添様式(一)の記載要領

公共職業補導所	当該補導所に与えられた名簿
第 号	「記録」の整理上便宜な番号
科 別	当該「記録」作成の補導生(以下補導生という)の入所科目名
期 別	補導生の期別
番 号	補導生に与えた番号
入 所・修了	補導生の入所、修了或いは中退した年月日
氏 名	補導生の氏名を「ふりがな」付で記入する
年 月 日	補導生の生年月日、年号別は当該年号以外をⅡで抹消する
性 別	当該性別以外はⅡで抹消する

本 籍 簿 補 導 生 の 本 籍 地 を 記 入 す る
 住 所 補 導 生 の 住 所 を 記 入 す る。 電 話 の あ る 場 合 は 番 号
 及 び 通 所 所 要 時 間 を 記 入 す る。
 最 寄 駅 補 導 生 の 乗 車 す る 駅 名。
 学 歴 補 導 生 の 最 終 学 歴 と そ の 学 校 名
 卒 業 ・ 修 了 補 導 生 の 最 終 学 歴 と そ の 学 校 名
 了 右 学 校 の 卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 状 況 及 び 年 月 日 該 当
 以 外 は Ⅱ で 抹 消 す る。
 特 技 補 導 所 入 所 前 に 補 導 生 が 有 す る 特 殊 技 能。
 職 歴 補 導 生 の 入 所 前 の 職 業 歴 を 記 入 す る。 ① 勤 務 期 間
 について は 自 年 月 日 至 年 月 日 と 記 入 の こ と 収 入 は
 月 額 と し そ れ ぞ れ の 勤 務 先 の 最 終 収 入 額 を 記 入。
 家 庭 の 状 況 補 導 生 の 氏 名、 続 柄、 年 齢、 職 業、 収 入、 家 庭 事 情、
 家 計 等 に つ い て 記 入 す る。
 保 証 人 補 導 生 の 保 証 人 に つ い て 記 入 す る。
 入 所 動 機 補 導 生 が 補 導 所 に 入 所 し よ う と し た 動 機 を そ れ ぞ
 れ の 項 目 に 〇 印 (数 字 の 所) を 附 け て 表 わ す。 二
 つ 以 上 あ る 場 合 は 主 たる も の を ② と す る。
 そ の 他 の 項 に 該 当 す る も の に つ い て は () 内 に
 説 明 を 加 え る こ と。
 入 所 経 路 補 導 生 が 入 所 す る た め に と っ た 最 初 の 経 路、 記 入
 方 法 は 前 項 に 同 じ。
 入 所 時 の 生 活 維 持 補 導 生 の 入 所 中 の 生 活 維 持 の 方 法 を 記 入 す る。 記 入
 方 法 に つ い て は 全 心 項 に 同 じ。
 趣 味 ・ 娯 楽 ・ 運 動 補 導 生 の 趣 味、 嗜 好、 娯 楽、 運 動 に つ い て 記 入 す る。
 職 業 適 性 補 導 生 の 入 所 時 の 職 業 適 性 検 査 の 状 況 を 記 入 す
 る。
 入 所 選 考 成 績 補 導 生 の 入 所 選 考 時 の 成 績 を 記 入 す る。
 身 体 状 況 補 導 生 の 入 所 時 及 び 入 所 中 の 補 導 生 の 身 体 状 況 を 記 入 す
 る。
 教 科 成 績 補 導 生 の 入 所 中 の 普 通、 専 門 学 科、 基 本、 応 用 実
 習 等 の 教 科 成 績 と そ の 評 定、 判 定 成 績 を 記 入 す る。
 指 導 経 過、 指 導 上 の 所 見 欄 に は そ れ ぞ れ の 総 括 的

性 格 補 導 生 の 性 格 に つ い て 記 入 す る。
 出 席 状 況 補 導 生 の 出 席 状 況 を 記 入 す る。
 中 退 状 況 補 導 生 が 中 途 退 所 し た 場 合 に 自 己 退 所、 退 所 命 令
 に 分 け て 記 入 す る。 こ の 場 合 左 欄 に は 理 由 を 右 欄
 に は 理 由 の 具 体 的 説 明 を 記 入 す る。
 修 了 後 の 状 況 補 導 生 の 修 了 後 の 就 業 状 況 を 記 入 す る。 進 学 そ の 他 の 場 合
 は 記 事 欄 を 利 用 す る。
 記 事 補 導 生 が 取 得 し た 資 格 ・ 検 定 (勞 働 省 実 施
 の 技 能 検 定 を 含 む) 或 い は 就 職 後 の 補 導 そ の 他 ・
 修 了 後 の 状 況 等 に つ い て 記 入 す る。
 指 導 経 過 補 導 生 の 入 所 中 の 指 導 上 の 経 過 ・ 所 見 等 に つ い て 各 項 目
 (教 科、 実 技、 生 活 指 導、 指 導 上 の 意 見) に 大 別 し
 て 記 入 す る。 こ の 欄 は 補 導 生 の 入 所 中 指 導 上 の み
 で な く 他 の 事 項 に つ い て も 常 時 利 用 さ れ な け れ ば
 な ら ない。
 参 考 事 項 補 導 生 の 入 所 前 に お け る 学 習 成 績 の 他 に つ い て 学
 校、 家 庭 の 意 向 意 見 を も 併 せ て 記 入 す る。
 (二) 様 式 (二) (三) は 省 略 す る。 『 神 類 集 』
 昭 和 三 〇 年 六 月 七 日
 (五 一 二 一 五 九) 神 奈 川 県 知 事 よ り 勞 働 省 職 業 安 定 局 長 宛 (三 〇 職 補 第 一 五 一 号)
神 奈 川 身 体 障 害 者 公 共 職 業 補 導 所 の 経 営 に つ い て
 職 発 第 五 九 六 号 を も っ て 依 頼 さ れ た 標 記 に つ い て 別 紙 契 約 書 に よ り 受 託 す る。
委 託 契 約 書
 神 奈 川 身 体 障 害 者 公 共 職 業 補 導 所 (以 下 「 補 導 所 」 と い う。) の 経 営 委 託 に つ
 い て、 勞 働 大 臣 (以 下 「 甲 」 と い う。) は、 そ の 受 託 経 営 責 任 者 で あ る 神 奈 川 県
 知 事 (以 下 「 乙 」 と い う。) と 左 の と お り 契 約 を 結 び、 甲 と 乙 と は 互 い に そ の 条
 項 を 守 り、 身 体 障 害 者 職 業 補 導 の 使 命 達 成 に 努 め る も の と す る
 第 一 条 乙 は 補 導 所 の 経 営 に つ い て は 職 業 安 定 法、 同 法 施 行 規 則 及 び こ れ ら に 基

き甲の定める業務運営上の基準その他甲の定めるところに従わなければならない。
い。

第二条 甲は、乙に対して補導所の経営に要する本年度経費を四半期に分けて委託金として交付するものとする。

第三条 乙は、補導所を神奈川県財務規則上のかいとし、その組織規程については、甲と協議のうえ決定するものとする。

第四条 乙は補導所長を任命しようとするときは、甲と協議のうえ決定するものとする。

第五条 乙は補導種目、補導定員、補導期間については、甲と協議のうえ決定するものとする。

第六条 甲は補導所の経営について必要な技術的援助を行うものとする。

第七条 乙は、職業補導に必要な機械器具については、甲の定める基準に適合するよう努めるものとする。

第八条 乙は、委託金の経理については、甲の指示するところに従い、その適正を期するものとする。

第九条 乙は、補導所の実習収入金を職業補導以外の経費に使用しないものとする。

第十条 乙は、補導所において甲の配布する予算額を超える経費を必要とする事業を行おうとするときは、甲と協議して決定するものとする。なお、これに要する経費は、乙が負担するものとする。

第十一条 乙は、委託金をもって、購入した物件を甲の所有に帰属させるものとする。

第十二条 乙は、毎年度終了後その事業の概要及び経理状況について、その報告を甲に提出して承諾を得なければならない。

第十三条 甲は、補導所の経営状況の査察、経理の監査を行い又必要と認められる書類の提出及び報告を求めることができる。

第十四条 甲は、次の場合には委託金の全部又は一部の交付を停止し、返納を命じ及び契約の取り消しをすることができる。

一、職業安定法、同法施行規則並びにこれらに基づき甲の定める業務運営上の基準又は本契約に違反したと認めるとき。

二、本事業の成績が極めて不振と認めるとき。

を生じたときは、その残額を国庫に返納するものとする。

第十六条 乙は、甲が委託金を交付しないときは、本契約を取り消すことができる。

第十七条 本規約は、昭和三十一年三月三十一日まで効力を有する。

昭和三十年四月一日

甲 労働大臣 西田 隆 男

乙 神奈川県知事職務代行 副知事 矢柴 信 雄

〔五―二―六〇〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第七三六号）

体育科指導要領の制定について

職業補導所における補導生の体育指導については、かねてからその方法について検討中であつたが、今般別冊のとおり体育科指導要領を制定したので、左記に留意の上管下職業補導所における体育の実施について遺憾のないよう御配慮願いたい。

一、体育指導は補導期間を通して具体的な指導計画をたて計画的、継続的に実施すること。

二、現在、労働省で定めた教程基準は体育の時間を設けていないが、でき得れば一週間に一時間程度正課の体育の時間を設けること。

三、始業前、業間又は休憩時間等職業補導所の実情に応じて毎日十分〜十五分の体育の時間を設け体操を実施すること。

四、体育指導はその職業補導所の指導職員が担当すること。

五、体育指導の担当者は体育の目的と方法をよく理解し、正しい指導をするよう努めること。

六、補導生の男女別、年齢差、健康程度に応じて適切な方法を用いること。

七、補導生に体育の目的とその必要性を自覚させ、自ら進んで行うよう指導すること。

八、体育指導の担当者が必要な知識実技を有しない場合は教育関係機関等の体育

指導援助を求めて、体育に関する知識、実技の習得に努めること。
九、職業補導所における補導生の一般保健体操として職業補導所体操（指導要領 一一の（一）のA）を定めたので始業前、業間、休憩時間等の体育時間および正課の体育の時間にこれを実施して補導生に徹底させること。 『神綴り』

昭和三〇年六月二八日

〔五―二―六一〕労働部長より各職業補導所所長宛（三〇職補第一六六号）

補導所入所、修了、就職状況調査について

標記については二八職補第一二〇号（昭二八・六・一一）・二九職補第八六号（二九・四・六）及び三〇職補第九六号（三〇・四・六）の各号通達を以て指示したところにより、それぞれ調査報告書を願っているのであるが、このたびこれを左記の通り改正整理し昭和三〇年度入所補導生より実施することとしたので、承知の上その取扱に遺憾ないよういたされたい。

なお、左記二に示す「補導生入所状況速報」については昭和三〇年四月入所補導生に限り報告の必要はないから併せ承知されたい。

記

補導生入所修了就職状況調査実施要領

一、目的

公共職業補導所、身体障害者公共職業補導所、総合職業補導所の補導生についてその入所前より修了後に至る実態を、いろいろの角度から知ることに
よって職業補導事業運営上の各種参考資料とするにある。

二、調査報告の形式及び内容

- 別紙第一号様式「補導生入所状況速報」
 - 別紙第二号様式(1)及び(2)「補導生入所状況調査」
 - 別紙第三号様式「補導生修了状況調査」
 - 別紙第四号様式「補導生就職状況調査」
- 以下各報告とも様式番号を以って呼称する。

三、報告の提出日

- (一) 第一号様式については毎朝入所生について入所式挙行日現在の状況を入所式修了後十日以内に県職業補導課へ提出すること。

- (二) 第二号様式については毎朝入所生について入所式後一ヶ月以内に県職業補導課へ提出すること。

なお第二号様式(1)については、一般、身体障害者、総合とも提出、同号(2)については身体障害者のみ提出を必要とする。又様式第二号については入所式修了後における入所者（いわゆる中途退所者）についても提出を必要とする。提出の時期は第三号様式の提出期とする。

- (三) 第三号様式については毎朝補導生の修了式挙行日現在において修了式後十日以内に県職業補導課へ提出すること。

なお、第三号様式(1)については一般、身体障害、総合とも提出すること。

- (四) 第四号様式については第三号様式提出の際就職者のあつた場合に限り修了式挙行日以後未就職者の無くなるまで、それぞれ一ヶ月目の日現在毎に一ヶ月目の日以後五日以内に県職業訓練補導課へ提出すること。

四、報告の作成提出部数

各号様式の報告とも、各々二部作成しその一部を県職業補導課へ提出すること。

五、報告の作成要領

- (一) 第一号様式

1 確認事項

- 所 名・各職業補導所に対して定められた名称を記入する。
- 入所年月日・報告に含まれる期の補導生の入所年月日を記入する。
- 報告作成年月日・この報告を作成した年月日を記入する。
- 報告作成者官職氏名・この報告を作成した者の官職氏名を記入し◎欄に捺印する。

2 調査項目記入要領

a 種目別（期別）

この報告に含まれる補導生の種目別及び期別を記入する。期別（ ）内に記入する。

b 補導定員

その補導種目に定められた定員数を記入する。

c 性別

これは男女別計をしるために設けられてあるが女子の数は計と男子の数の差によって知り得るので女子の欄は省略してある。

d 応募数

報告に含まれる補導種目の該当期の補導生の募集に応じた者全部の数を記入する。従って応募者数は入所決定の対象となった者の数となる。

e 受験数

d 応募数の者中

f 入所数

入所決定に出願した者の数を記入する。

e 受験数の者中入所を許可され実際に補導生となった者の数を記入する。

◎ d・e・f各欄の()内には第二・第三志望によって応募、受験、

入所者数を概数で記入すること。

g 年齢別

1～4については入所者についてそれぞれ入所式当日現在の年齢別数を記入する。

5は最高年齢者の年齢を、6には最低年齢者の年齢をそれぞれ記入する。

h 学歴

1 新規学卒

この欄には入所者(gと同じ)の中の新規学校卒業者の数を記入する。

◎ 新規学卒者とは最終学校卒業後六ヶ月以内の者であつて職業経験(卒業後)のないものを言う。

2 その他

1 以外の者全部の数を記入する。

この欄の1及び2の合計数はf欄に一致する。

i 前職

1 有 この欄には入所前職業経験のある者の数を記入する。

2 無 この欄には入所前職業経験のない者の数を記入する。

この欄の合計はf欄の()外及び()内の合計数と一致する。

j 合計

この欄は各種目別の合計数を記入する。

k 備考

この報告について調査項目以外に記入を必要とする事実を記入する。

(二) 第二号様式

1 確認事項

(1)

○ 所名

○ 各職業補導に対して定められた名称を記入する。

○ 補導種目名

この報告は各種目別に作成するものであるので各々一表の様式に報告される補導種目名を記入する。

○ 期別・第何期生分についてであるかを記入する。

○ 入所年月日・入所式を挙行した年月日。

○ 補導修了予定年月日・この報告に含まれる補導生が補導を修了する

予定の年月日。

○ 報告作成年月日・報告作成者氏名、この報告を作成した年月日。この報告を

実際に作成した職員の官職名を記入し㊦欄に捺印する。

2 調査項目作成要領

I 定員

報告に含まれる補導種目に定められた定員数を記入する。

1 行目 補導員Ⅱ入所者計の欄

II 応募・入所

ここにはその補導種目の当該期の補導生として募集に応じた者の数及び入所を許可され実際に入所した者の数を記入する。

2 行目 応募入所人員

応募者欄 申込者(応募申込をした者の数)

受験者(入所決定に出願した者の数)

入所者欄 入所を許可され実際に入所した者の数

◎ 各欄の()内には第二・第三志望による者の概数として記入すること。以下各調査項目の()内の数も同様とする。

ⅢⅤ及びⅦの項については応募者と入所者相方共調査する。従って

入所者の数は、応募の内数となる。

Ⅲ 補導生の年齢

Ⅲ 補導生の年齢

この欄には応募、入所補導生の入所決定時、入所時の年齢別数を記入する。

IV 補導生の学歴

この欄には、応募入所補導生の最終学歴別を記入する。大学、旧高等専門その他の旧制学校及び不就学者の者については、その他の欄に記入すること。

記入に際しては12行目、その他の欄は合計数をaにはそれぞれ各種別の数を記入すること。

V 補導生の前職

この欄には応募、入所補導生の補導所応募入所前の最終学歴別を記入すること。

◎ 職業別は職業安定行政に共通して使用する職業分類（労働省編職業辞典に集録）の小分類によること。職業分類によって分類され得ない職業についてはその職業名を記入すること。職業経験なき者については「職業経験なき者」欄に記入する。

VI 家庭の職業

この欄には入所補導生についてのみその家庭の職業を前V項に準じて記入する。

◎ 家庭の職業は、主たる家計の担当者の職業とし若し補導生自身が主たる家計の担当者場合は、無業の欄に記入されることとなる。

VII 家族関係

この欄には応募、入所者について世帯主であるか否かを調査し、記入すること。

VIII 補導期間中の生活維持法

この欄には入所補導生について入所中の生活を何によって維持するかを調査して記入する。その他の欄の記入方法はIV学歴別の欄と同一要領とする。

IX 入所の動機

入所補導生の入所動機を調査して記入する。その他の欄の記入要領はIVに同じ。

X 入所の経路

入所補導生が如何なる経路を経て入所したかを調査して記入する。そ

他の欄の記入要領はIVに同じ。

㊦ 居住範囲及び通所所要時間

入所補導生の居住範囲別、通所所要時間を調査し記入する。

㊧ 備考

この欄は各調査項目以外に特に記入を必要とする事項を記入する。

(三) 第二号様式 (2)

この調査報告は身体障害者補導所に限って作成提出を必要とするものであるが、その調査項目の記載要領は職業安定行政手引（区労働市場及び業務報告・公共職業補導生実態調査第二二〇号様式のB、二二〇〇の二二～二六〇(13)傷害事由及び(14)身体障害者の障害部位及び程度と人工補装の項に順ずること）

(四) 第三号様式

1 確認事項

- 所名・各職業補導所に対して定められる名称を記入する。
- 修了年月日・報告に含まれる期の補導生の修了年月日を記入する。
- 報告作成年月日・この報告を作成した年月日。
- 報告作成者官職氏名・この報告を作成した者の官職氏名を記入し、㊦欄に捺印する。

2 調査項目記入要領

- 1 1～3、この欄は第一号様式a～cに同じ。
- 4 入所者、この欄は入所した補導生を
 - a 当所Ⅱ入所式当日出頭した者の数。即ち第一号様式f項及び第二号様式IIの2行目入所者の数と一致する。
 - b 中途Ⅱ入所式修了者の入所者の数を記入する。
- 5 中途退所、この欄は入所補導生4のaとbの合計数の者の中、中途で退所した者数を記入する。aは中途退所者の総数、b～fはそれぞれの退所理由別人数を記入する。
- 6 修了者数、この欄は補導所を修了した補導生の数を記入する。従って4のa+bの数から5のaの数を差し引いた数に合致する。
- 7 就職状況、この項は修了式当日に於ける就職状況を

(五)第四号様式

1 確認事項

- a 就職Ⅱ他人に雇用された者の数
- b 自営Ⅱ自営又は家事従事者の数
- c 未就職Ⅱaにもbにも該当しない者の数
- 8、賃金、この欄にはa就職b自営の各々に分けてその最高と最低の額を記入する。
- ◎ 賃金はその支払形態が色々であるが、一か月分賃金額に換算して記入する。住込み者の場合は特に注意を要する。
- 9、合計、この欄は各種目別の合計数を記入する。
- 10、備考、この報告の各調査項目の中、特に記入を必要とする事項を記入すること。

- 所名・各職業補導所に対して定められる名称を記入する。
- 修了年月日・報告に含まれる期の補導生の修了年月日を記入する。
- 報告作成年月日・この報告を作成した年月日。
- 前回Ⅱ第二回目以後の提出の場合の前の提出の年月日を記入する。

今回Ⅱこの報告提出の第一回目の際の年月日及び二回以上提出の場合その前回の提出年月日を記入する。

- 報告作成者官職氏名 この報告を作成した者の官職氏名を記入し、
◎欄に認印を捺印する。

2 調査項目記入要領

- 1、3について第三号様式に同じ。
- 4 調査対象 この欄はこの調査で調査の対象となる者を記入する。
- a 未就職者数
 - (i) 修了時Ⅱ修了式挙行当日の未就職者数を記入する。この数は第三号様式7のcに合致する。
 - (ii) 前回報告時Ⅱ第二回以降の報告の際に前回の未就職者数を記入する。この数は5のcの数に合致する。

5 就職状況

- a 就職Ⅱ他人に雇用された者の数
- b 自営Ⅱ自営又は家事従事者数
- c 未就職Ⅱ未就職者数(1)c：：は未就職理由の内訳別数、従って未就職欄数は合計数となる。
- 6 賃金 この欄は就職者の賃金を就職、自営に分けてその最高、最低及び平均額を記入する。最高、最低額の記入要領は第三号様式8に同じ。平均額については就職者全員の賃金合計額を就職者数で除いた数。
- 7 合計 各種目別の合計数を記入する。
- 8 備考 この調査項目以外に特に記入を必要とする事項を記入する。

『神類集』

昭和三〇年七月四日

〔五―二―六二〕労働部長、各公共職業補導所長・各共同作業所長宛（三〇職補

第一七一号）

昭和三〇年度事業計画について

昭和三十年三月三日付三〇職補第八九号に基づき提出された標託事業計画については、四月二十一日付三〇職安二〇五号「昭和三〇年度職業安定行政重点目標について」及び去る五月実施した所長会議において説明配布した「昭和三十年度補導係業務予定表」とも勘案の上、その実施に遺憾のないよう致されたい。

おって神奈川県公共職業補導所処務規程第六条による実施状況の報告は爾今別紙様式により毎年四半期終了後十日までに本課あてに提出されたく、又、共同作業所においても右に準じ提出願いたい。

なお、昭和二十九年度分については、年間を一括し同様様式により今期報告に併せて提出願いたい。

様式 昭和 年度 第四期事業状況報告書

一、行事関係

所名

月日	計画事項	実施状況	所要経費並びに効果

註 実施に当たり資料を作成した場合は添付すること。

二、訓練 関係（公共職業補導所のみ）

- 1 訓練進捗の概況並びに措置
- 2 各科別補導進捗表（別紙例示）（編注…次ページ以降に掲載）

昭和三〇年七月三十一日

〔五―二―六三〕労働大臣官房総務課

総合職業補導所の運営要領

総合職業補導所の運営要領は、目下検討中で、その決定は昭和三〇年度初頭になる見込みであるが、大体の構想は次のとおりである。

- 一、従来の補導所における一般補導に準ずる普通過程（マ）をおくとともに、より高度の技能者過程、技術者過程等のコースを設け、長期にわたり専門的な知識技能を授ける。
- 二、産業界内部の職業訓練に対するサービスとして特に受託補導の制度を設け、事業場より推せんされた者に対し、各種の職業訓練を実施する。
- 三、各地方における職業訓練関係指導員、技能者養成指導員等を集めて、技術訓練の方法について研修会を行う。
- 四、夜間、休日等を利用して、斯界の権威者を講師として、講習会等を開催して、新しい産業技術、海外の職業訓練方法を一般に紹介する。
- 五、資料室を設けて、内外の職業訓練に関する参考文献、教材等を備えつけて一般にも公開する。
- 六、その他必要に応じ、技術相談室、作品展示室等を設置するとともに、技能者養成等にも利用せしめることにより、施設の最大限の活用を図る。 『要覧』

昭和30年8月5日

〔5―2―64〕30職補第198号の2

神奈川県総合職業補導所経営委託費配布申請書

労働大臣 西田 隆男 殿

神奈川県知事 内山 岩太郎

昭和30年年度失業保険施設として行う神奈川県総合職業補導所経営委託費第二・四半期分金五拾貳万萬零貳百貳百貳円也（内訳別紙）を配布願いたい。

神奈川県総合職業補導所経営委託費配布申請書

職名	指導員の 担当職種名	氏名	単価（月額）	配布を受けようと する本期分の月数	金額	当該補導所に採 用された年月日	備考
所長		(編注：氏名略)	12,105	2 18 / 30	31,473	30, 7, 11	
庶務部長			12,105	2 18 / 30	31,473	"	
訓練部長			12,105	2 18 / 30	31,473	"	
庶務課長			12,105	3	36,315	30, 4, 1	
訓練課長			12,105	3	36,315		
指導員	電気機器		12,105	/ 3	36,315	30, 4, 28 1	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	30, 4, 1	
"	溶接		12,105	3	36,315	"	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	"	
"	板金		12,105	3	36,315	"	
"	溶接		12,105	3	36,315	"	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	"	
"	塗装		12,105	3	36,315	30, 6, 27	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	30, 4, 1	
"	塗装		12,105	2 8 / 30	27,438	30, 7, 22	
計	15				521,322		

(編注：各所に赤字が入っているが、判読不能で略した。)

『デジ』

(例示)

旋盤科補導進捗表

第 四半期末現在

区分	科目	時間 週	第一過程			第二過程						第三過程														
			1ヶ月 (4月)			2ヶ月 (5月)			3ヶ月 (6月)			4ヶ月 (7月)			5ヶ月 (8月)			6ヶ月 (9月)								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
普通	数学	20																								
専	機械大意	30		力																						
門	機械製図	12		総説																						
学	材 料	20		総説																						
科	機械工作法	50																								
実	基本実習	168																								
習	応用実習	30																								
合	計	390	0	15	15	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	6

註 (.....は進捗を現す)
(——)は予定を現す)

作表に当っては進捗は赤線を以って現すこと。

(編注：〔五十二六二〕の表)

『神類集』

第3号様式

補導生修了状況調査

所名	修了		年月日		報告作成		年月日		作成者		氏名	備考											
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	氏名																
1 種目名 (期別)	2 補導 定員	3 性 別	4 入所者		5 中途退所						6 修了 者数	7 就職状況			8 賃金				10 備考				
			a 当初	b 中途	a 総数	b 病気又 は死亡	c 退所 命令	d 自己 退所	e 就職	f その他		a 就職	b 自営	c 未就職	a 就職		b 自営						
		男																					
		計																					
		男																					
		計																					
9 合計		男																					
		計																					

第4号様式

補導生就職状況調査

所名	修了		年月日		前 回 回	年月日	回	報告作成者		官職氏名	備考						
	年月日	年月日	年月日	年月日				氏名									
1 種目別 (期別)	2 補導 定員	3 性 別	4 調査対象		5 就職状況						6 賃金						備考
			a 未就職者		a 就職				b 自営		a 就職			b 自営			
		男	i 修了時	ii 前回 報告持	a 就職	b 自営	c 未就 職	(a) i	(b) ii	(c) iv	i 最高	ii 最低	iii 平均	i 最高	ii 最低	iii 平均	
()		計															
()		男															
()		計															
()		男															
()		計															
()		男															
()		計															
()		男															
()		計															
7 合計		男															
		計															

『神類集』

補導生入所状況速報

所名	入所年月日	年月日		報告作成		報告作成者		備考						
		年	月	日	年	月	日		氏名					
種目別	補導性	応募数	受験数	入所数	年 令 別						学 歴		前 職	
(期別)	定員別				16才以下	17～19	20～24	25～29	30才以上	最高	最低	新規卒業	その他	有
	男計													
	男計													
	男計													
合 計	男計													

第2号様式の(1)

公共職業		補導所入所状況調査				報告作成年月日		昭和 年 日							
補導所名						報告作成者氏名		備考							
補導種目名		期別	第 期	入所年月日		昭和 年 月 日		修了予定年月日	昭和 年 月 日						
調 区 査 分		応 募 者				入 所 者		調 査 項 目	入 所 者						
		申 込 者 計	男	受 験 者 計	男	計	男								
1	I 定員	補導定員	/	/	/	/	17	VII	生活保護法の保護						
2	II 応募	応募入所定員					18	補生	失業保険金の給付						
3	III 補の 導年 生令	16才～以下					19	導活	生活保護法と失業保険						
4		17～19才					20	期維	近 親 の 扶 助						
5		20～24才					21	間持	そ の 他						
6		25～29才						中法 の	ア						
7		30才以上							イ						
8	IV 補 導 生 の 学 歴	中学校卒業							ウ						
9		〃 中退							d.						
10		高等学校卒業					22	IX 入 所 の 動 機	離 職						
11		〃 中退					23		職 業 の 転 換						
12	その他					24	新 規 求 職								
	a.					25	そ の 他								
		b.						a.							
		c.						b.							
		d.						c.							
								d.							
13	V						26	X 入 所 の 経 路	職業安定所の紹介						
							27		ラ ジ オ						
							28		新 開						
							29		ポ ス タ ー						
							30		知 人 の 紹 介						
							31		修 了 者 の 紹 介						
							32		そ の 他						
										a.					
										b.					
										c.					
										d.					
										調 区 査 分	調 査 項 目	30分 以内	1時間 以内	1時間 30分 以内	1時間 30分 以上
									計	男	計	男	計	男	

昭和三〇年九月九日

〔五―二―六五〕労働部長より各公共職業補導所長宛（三〇職補第二二五号）

職業補導所補導生の災害補償について

標記のことについては、本年六月十五日付二九職補第一〇二号をもって通達したところであるが災害補償のうち療養補償の額については、社会保険被扶養者の適用ある者については社会保険診療報酬額の半額、適用なき者については社会保険診療報酬額を超えない額となっている関係から社会保険の適用ない者についても罹災療養の場合適用者と同様取扱を受けることが望ましい。よって神奈川県医師会を通じ同様の取扱を受けるべく折渉したが、全医師を対象とすることは困難と思われるので各所において適宜医師を選定し個々に折渉し同一取扱を受けられるよう御取計い願いたい。

なお、今後、療養補償の請求を行う場合は、請求書様式中「療養内訳金額」欄に社会保険診療報酬による点数を附記（括弧書）するよう指示されたい。

『神類集』

昭和三〇年九月二七日

〔五―二―六六〕労働部長より各公共職業補導所長宛（三〇職補第二四四号）

入所、修了式等式次第について

標記についてはさきに九月一〇日付職補第二二七号を以って別途経費節減等について通達したところであるが、各所において従来実施してきた入所修了式における式次第、司会等必ずしも一致せず統一を欠くきらいも見受けられるので各所の実情に応じ爾今左記基準を参考として実施するよう御配慮を煩わしたい。

記

1 式次第

- (1) 開式の辞
- (2) 国歌斉唱（一曲）
- (3) 修了証書授与
- (4) 賞状授与（優秀賞、皆勤賞）
- (5) 合格証書授与

(6) 所長式辞

(7) 知事訓示（入所式のみ場合は削除）

(8) 来賓祝辞

(9) 補導生答辞（宣誓）

(10) 閉式の辞

2 司会

司会は通常庶務係長、又は庶務課員が行うものとし、態度厳正、音吐明瞭に発声すること。

発声例

補導生、来賓総べて式場に参集着席のあと

『お待たせいたしました、只今より神奈川県〇〇公共職業補導所第〇期〇〇科補導生の修了式並びに第〇期〇〇科補導生の入所式を挙行いたします。』

『一同起立』『礼』『国歌斉唱一回』『一、二、三』『修了証書授与』『第〇期〇〇科、何某、何某、以上何名代表何某』以下省略

（注）氏名点呼の時は着席の場合は起立し起立の場合は姿勢を正し、ともに活発な返事を行わせること。

3 参列者

招待範囲も出来るだけ小範囲に止め、各麻各庁の業務運営に迷惑を来たさないよう考慮すること。

特に入所式のみ行う場合は管轄安定所長その他直接関係ある者等の参加のみに限定し簡素に施行すること。

『神類集』

昭和三〇年一〇月七日

〔五―二―六七〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第一〇九二号）

作業指導票の作成利用について

職業補導所における指導の方法は、年々進歩をとげ、指導案、作業分解シートによる指導の方法も漸く普及してその効果を挙げつつあるが、実習指導の方法については、さらに改善、向上を要するところが多い。特に、訓練設備や指導員の不足している現状においては、補助教材の活用を図って実習指導の効果をより一層発揚させることが極めて必要である。

右のような見地から、今般別添のとおり「作業指導票作成要領」を定めたので、管下職業補導所に対して、その普及徹底に務められるようお願いする。

おつて、旋盤、仕上、電気溶接及びガス溶接の四種目については、本省において目下その作成を進めており、本年度中に発行する予定である。

作業指導票作成要領

一、作業指導票の必要性

実習指導の効果を一層高めるためには、作業の方法については記述された指導票を、実習の際、補導生に使用せしめることが有効である。

特に、訓練期間が短く、利用し得る施設設備の不足している現状においては、その効率的な使用がきわめて重要である。

二、作業指導票の利点

作業指導票の長所としては、次のようなことをあげることができる。

1. 級又は班の全員に対して作業を説明した場合、その作業を十分理解しない補導生に対してその習得を補足するものとして役立つ。
2. 指導員が説明を繰り返す必要が少なくなり最も重要なところに力を注ぐことができる。
3. 補導生が必要なときは何時でも、その作業指導票を見ることができ、すでに説明したことを繰り返す必要がなく、指導員は計画に従って円滑に指導を進めて行くことができる。
4. 作業指導票の使用によって、補導生が作業についての指示を読み、それに従って作業する方法を習得することができる。これはまた、補導生からの質問に対する指導員の応答の手数を減ずる。
5. 補導生の作業指導票の用い方によって、その補導生の能力の程度を知ることができ、
6. 補導生の能力に応じた指導を与えることができ、多くの補導生が他の補導生達に妨害されることなくできるだけ早く進歩することができる。

三、作業指導票の内容

作業指導票は、実習における作業を指導する際に補導生に使用させるもので、一つの作業を行うときにその順序や急所等を明確に指導するためのものである。作業分解シートは指導員が作業を教えるための覚書であり、作業指導票は補導生が作業を正しく習得するための手引である。

一般に用いられる作業指導票には、その作業の順序、作業の方法、急所及び注意事項、器具、工具、材料、危害予防の注意事項等を補導生にわかりやすく書く。

なお、製品を作るために必要な作業指導票を作成する際には、製品の寸法、形状、使用材料、仕上の程度等の明細と必要な作業の順序などを記入する。また、関連ある作業指導票、教科書及び参考書、研究問題、補導生の行った作業を考査する基準等も記入しておくことが必要である。此の作業指導票にはその要素となる作業の順序と簡単な指示を記入し、作業の方法については、その要素となる作業の指導表にゆずれ、できるだけ簡潔であることが望ましい。その場合、その作業の中に含まれているおのおの要素となる作業の作業指導票を組み合わせ使用する。

四、作業指導表作成使用上の注意

1. 作業指導票は、指導案と密接な関連を持つものである。その目的は同一のものである。従って適切な指導案を用意することはなく作業指導票を作成し、使用せしめてはならない。特に、何等説明なしに作業指導票を補導生に使用することは厳にさげなければならない。
 2. 作業指導票は、できるだけわかりやすく実用的なものであること。そのためできるだけ図解し、簡明に説明すること。
 3. 作業指導案の様式は、作業の種類、指導の内容によって適切なものを作成すること。
 4. 補導生に作業指導票の正しい使い方を示すこと。
例えば、作業指導票によっては段階毎に作業を実演してみせた後、作業指導票に基いて作業させる。
 6. 補導生が常に作業指導票を用いるように習慣づけること。
例えば、補導生が作業指導票をよく読まずに指導員からその回答を求めようとしたら、指導員は作業指導票を補導生自身でよく読むようにしむけなければならない。
- #### 五、様式及び記載要領
- つぎに掲げる様式は例示であるから、種目、作業の種類、指導事項によって最も適切なものを考案し、作成すること。
1. 作業名欄には、指導しようとする作業の一般的名称を、主眼実技の欄には、補導生に習得させようとする主眼実技を記入する。

その他、作業種類により、材料、材質、規格、寸法、重量等を記入し、所要時間の欄には、補導生がその作業を習得するに要する標準的な時間を記入する。

2. 左上部の空欄には、作業の動作、機械操作の方法、器具、工具の取扱い方、製品あるいは仕事の結果等の絵・図または写真を入れる。

3. 説明欄には、作業の方法、急所や注意事項を簡潔に分かり易い表現で、しかも、補導生が理解できる程度に詳しく記述する。できれば適当に項目分けして番号をつけ見やすくする。特に急所はゴシックで表すかアンダーラインを引く。

4. 所要機械工具及び副資材の欄には、各段階毎に使用する機械工具、必要な副資材を記入する。

5. 摘要欄には、作業遂行上特に必要な知識、教科書、参考書あるいは危害防止上の注意等を記入する。

また、この欄に参考のため熟練工の標準的な作業所要時間を記入しておくことも有益である。

6. 作業の中に幾つかの要所となる作業が含まれている場合、その要素となる作業を既に作業指導票の作成されているものがあるときは、参照すべき作業指導票を指示する。

例1

1	番号	作業の順序及び図解	説明	シートNo.								
				所要時間	所要副資材	作業名	実技	主眼技	材料			
				所要時間	所要副資材	作業名	実技	主眼技	材料	材料規格	寸重	寸重

例3

1	番号	作業の順序	説明	シートNo.								
				所要時間	所要知識	作業名	実技	主眼技	材料			
				所要時間	所要知識	作業名	実技	主眼技	材料	材料規格	寸重	寸重

熟練工所要時間	3	2	

(編注) 例2は例1の「作業の順序及び図解」が「作業の順序」に変更されたもので省略。

2			
作業の段階ごとに作業に必要な知識を指導する必要がある場合に作成されたものである。			

例4

番号	作業の順序	速度	送り	切込	説明	シートNo.							
						作業名	実技	材料	資格	寸法	所要時間	所要副資材	
1													
2													

この様式は千番かの旋盤作業の指導票として作成されたものである。			
要 摘			
熟練工所要時間 『神綴り』			

昭和三〇年一月一六日

〔五一―二一六八〕労働部長より各職業補導所長宛（三〇職補二二五の二号）

職業補導所補導生の災害補償について

補導生の災害予防については鋭意配慮中のことと存するが、最近引続き三件発生している状態であるから各所においても、安全觀念の高揚、防止装置の整備について一層の配慮を煩わしたい。

なお、災害発生の場合は予めその状況を承知したので、発生日時、場所、発生の原因、障害程度（推定）、療養所要日数、社会保険扶養者の別等について速やかに主管課あて報告願いたい。 『神類集』

昭和三十一年一月一三日

〔五一―二一六九〕労働部長より職業補導所長宛（三一職補第一一号）

職業補導所修了生名簿の提出について

補導生の入所・修了生状況については、三〇職補第一六六号通達に基づき提出されている諸報告により承知いたしているところであるが、このたびこれが個々の補導生についての状況をも承知いたし職業補導業務運営上の諸資料といたしたいので毎期修了生について左記により標記名簿を提出されたい。

記

一、提出の時期

三〇職補第一六六号通達左記の二の第三号様式及び四号様式と一緒に提出すること。

二、名簿の作成要領及び様式

○この名簿は科別、期別に作成すること。

○作成時期は、修了式当日現在及び就職状況調査（第四号様式）の作成日現在（修了式後一ヶ月目毎の日）

○名簿の様式は別紙様式とし提出部数は一部とする。

三、様式の記載要領

○確認事項

(一) 所名及番号 其所に与えられた名称及び番号

(二) 科 名 其所の科に与えられた科の名称

(三) 期 別 其所に記載される補導生の期別

(四) 修了年月日 修了式挙行年月日

○記載事項

(一) 番号 号 一連番号

(二) 氏 名 修了生の氏名

(三) 年 令 修了生の修了時の年齢

(四) 性 別 修了生の性別

(五) 現 住 所 修了生の住所

(六) 就職先の名称 修了生の就職した事業所の名称を記載するが、上欄には名称とし、下欄には職場の名称を記載すること

(七) 事業所の概要 事業概要を記載し（ ）内にはその修了生が就業している作業の概要

(八) 所在地 就職先の事業所の所在地

四、記載上の注意

第一回の提出時（修了状況報告と一緒に出すとき）は修了生全員について記載し、第二回以降は変更のあった修了生についてのみ作成記載すれば良いこと。

別紙、様式

修了生名簿

所名

科別	番号	氏名	性別	現住所	就職先の名称	修了年月日	事業の概要	所在地

『神類集』

昭和三十一年二月十三日

〔五―二―七〇〕労働省職業安定局長より都道府県知事宛（収第一四七号）

総合職業補導所自動車整備科修了生の自動車整備士技能検定試験受験資格について

失業保険福祉施設総合職業補導所の自動車整備科（補導期間一年制）を終了した者については、今般自動車整備士技能検定に基づく三級自動車整備士の受験資格が別紙のとおり与えられたので、貴管下総合職業補導所にその旨通知されたい。

別紙

◎達第二号

自動車整備仕技能検定規則に基づく技能検定資格を有すると認める者を定める件（昭和二十六年十一月達第三十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年一月二十日

運輸大臣 吉野 信次

第四項第六号に次の一号を加える。

七、失業保険法（昭和二十二年法律第四百六号）第二十七条の二による失業保険福祉総合職業補導所の一年制の自動車整備科を卒業した者

別紙三

建設管発第六十七号

昭和二十五年六月十三日

建設省管理局长 ㊦

労働省職業安定局長殿

公共職業補導所における建設工事に関する実習と建設業法との関係について
六月九日付職発第四六九号の三をもってご照会にかかる標記の件については左
記のとおりにつき御了知あります。

記

建設業法は建設工事の完成を請け負うことを営業とする者をその適用の対象とするものであり、従って公共職業補導所がその補導生に対して知識、技能を授け職業を与えるために実習として他から委託を受けて工事を施工する場合は、営利行為としてこれを行うものではないから本法の適用を受けない。 『神綴り』

昭和三十一年三月三〇日

〔五一―二―七一〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第四六三号）

補導生入所、修了、就職状況調査について（一部改正）

標記については、さきに三〇職補第一六六号（昭和三〇年六月二八日）を以つて通達したところにより調査補報告願っているところであるが、このたび入所状況調査の中、その一部を左記のとおり改めることとしたので承知の上、その取扱に万遺憾のないようにされたい。

記

一、左記五の（一）の 2 の d の「従って応募者数は、入所決定の対象となった者の数となる」を削り、次の事項を入れる。

「然し、ここに云う応募者数は、職業補導所においては、把握することが出来ないもので、管轄地公共職業安定所に問合せ調査すること。」

二、左記の五の（一）の 2 の e を次のように改める。

「d の応募者の中、入所予定者として職業補導所の入所決定の対象となった者の数を記入し、入所決定の選考に出席した者の数を（ ）内に内数として記入すること。」

三、左記 5 の（1）の 2 の f の

「◎ d・e・f 各欄の……」は削除する。

四、左記五の（二）の 2 の II の

2 行目、応募入所人員

応募者欄の中「受験者（入所決定に出席した者の数）」を

「受験者（入所決定の対象となった者の数）」に改める。

又

「◎各欄の（ ）内には、……」は次のように改める。

「◎受験者欄には、（受験者数、入所決定の対象となった者の数）の外、（ ）して選考に出席した者の数を内数で記入し、入所者欄には又第二、第三志望による者を（ ）して内数で記入すること。 『神類集』

昭和三十一年四月二日

〔五一―二―七二〕労働部長より各職業補導所長宛（三一職発第八四号）

職業補導用教科書の取扱について

標記教科書については三〇、四、二〇、三〇職補第一〇六号通達によりその取扱を指示してあったが、昭和三十一年度より左記により取扱うこととしたから知識のうえ遺憾のないようにされたい。

なお、別紙記載の教科書は労働省に申込してあるので、近々中に各補導所に送付予定であるから了知願いたい。

記

一、普通学科の教科書（公民・実用数学・工業数学・物象・産業安全）は各補導所において購入し補導生に貸与すること。その場合は貸与の状況を明らかにしておくこと。但し貸与する教科書が損傷し使用にたえなくなった場合には主務課あて購入申込すること。

二、専門教科書（代用教科書も含む）は補導生に購入させ使用すること。但し指導用の教用の教科書は補導は所において購入すること。 『神類集』（別紙略）

昭和三十一年四月二一日

〔五―二―七三〕 労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第四六三号）

職業補導用代用教科書の指定について

労働省において職業補導用教科書を編さんしていない補導種目に使用する代用教科書については、労働省職業安定局長の承認を受けて使用することとなっているが、左記の図書はその内容が職業補導用教科書として適切であり且つ利用度も高いのでこれを上欄種目の代用教科書として指定することとしたから活用せられたい。

記

なお、指定された代用教科書については、承認を受けることを要しない。

種目名	書名	著（編）者名	定価	出版社
ラジオ・テレビ組立修理	新ラジオ技術教科書（基礎編） 同右 （応用編） アマチュアにできるテレビジョン受像機の作り方①②③	日本放送協会 同右 三熊 文雄 城見 多津一 石橋 俊夫	二八〇 三八〇 各冊一 九〇	東京都目黒区下目黒ノ一三五N HKハウス日本放送出版協会 同右 東京都千代田区神田錦町二の七 理工学社
理容 美容	理容技字 美容技字 理容衛生読本 美容	平良 盛吉 砂川 正亮 同右 同右	一三〇 一七〇 上下 四五〇	奈良市高天町四五番地 奈良市衛生文化協会 同右 同右
ブロック建築 タイル煉瓦	ブロック、タイル、煉瓦の施工 法	中島 義明 小林 凱金	四五〇	東京都文京区森川町七七 有明 書房

『神綴り』

昭和三十一年四月二四日

〔五―二―七四〕 労働部長より職業補導所長宛（三一職発第一〇五号）

補導生用労働加配用普通外米の配給割り当て要領について

標記については、従来内地米（割当基準量によって割合されるもの）割当量の五〇％を申請量に加算して割合されてきたのであるが、来る六月配給分（四月実

績分）よりは左記によることとなったので承知のうえ取扱には遺憾のないようにたされたい。

記

一．趣旨

家庭配給において、大幅に配給数量の規制を緩和されたので労働加配用については、現場給食を実施している工場事業場（港湾荷役に就労している日雇労働者で現場給食を受けている者を含む）を除いては極力一般消費（生産）世帯用の購入通帳により受配することとし割当事務及び個人別配分の煩雑等の簡素化を図る。

二．方針

- 1 工場事業場労働加配主要食糧購入通帳に依るもの
受配代表責任者は一の趣旨に添い予め対象労働者の普通外米受配の希望を徴しこれを「労働加配米穀割当申請書」の一割当申請量欄、欄外に「噸 〇〇米 〇〇」と記入し申請する。

但し、普通外米の数量が内地米申請数量の五割の数量を超えることは出れない。

注 従来内地米、普通外米の総合割当数量を記入し、食率印を押印して来た職種にあつては、前項但書を除いては、内地米数量のみを記入し、食率印は一切押印しないこととなる。

- 三、二により普通外米の割当申請をしなかつた者に対しては普通外米の配給割当を実施しない。

『神類集』

昭和三十一年四月二六日

〔五―二―七五〕 労働部長より職業補導所長宛（三一職発第一〇八号）

職業補導所の実習並びに実習製作品処理要綱について

現行の標記に関する処理要綱は昭和二十八年一月制定されたものであるが、その後県財務規則の制定があり又補導事業の運営面からも多少の変更を行なう必要があると認められるので新たに標記処理要綱を作成し昭和三十一年度より実施することとなったから左記御留意の上、その取扱に遺憾のないよういたされたい。

記

一、前要綱との主たる相違点

- 1、 補導所における実習の原則を明らかにしたこと。
補導所の実習は言うまでもなく指導が目的であるから、補導期の当初に立てられた訓練計画に基づいて計画的に実施していかねばならない。従って所謂自家資材の一部の提供を受けて行なうことを認めることとした。

2、 委託計画を締結すべき範囲を縮小したこと。

前項要綱ではすべて委託契約を締結し、契約金額五千円以上の場合には契約書を作り三万円以上は労働部長の承認を得るよう規制していたが、この締結については条例規則等に別段の定めがなく、ただ安全を期する事前措置として行なうよう規制したものであるから、今回は之を所長の責に一任することとした。ただ建設工事等代金の不払があつた場合に現物の回収や処分に関連な手続きを要する作業についての念のため予の書面をもって契約を締結するよう規制することとした。なお、労働部長の承認は不要とした。

3、 補導用原材料の取扱要領を廃止し、要綱に含めたこと。

取扱要領を簡略化したので形式上問題はあるが要綱にうたうこととした。

4、 製作品の引継ぎ時の評価と処分時の評価とを区分したこと。

製作品の引継ぎ時の評価は物品会計規則により、処分時の評価は契約条例財務規則に基づいて行なわれることとなり、前者は所謂製作原価の算出となり、後者は販売予定価格の算出となる。販売予定価格はその商品価値と需給関係等によって決められることとなる。従来はこの評価の区分が明らかでなかつたので両者をはつきり区分し、製品の引継ぎ価格は原材料に製作費を加えたもの、処分価格は販売可能額とした。

5、 実習収入金の一部について分割後納制を認めたこと。

教材の確保と製作品の処分とを容易にするため財務規則第三〇条第二項但書の規定に基づき特別の場合に限り認めることとした。

二、 要綱運用上の注意

第一関係

補導用原材料……応用実習を行なう場合「原材料費」をもって購入できない例えば石炭、コークス、酸素、カーバイト、溶接棒、洗油、シンナー等は別枠をもって収入見合いの「消耗品」「燃料費」として「原材料費」から流用して計上することとしたので、

之等の資材も、補導用原材料と看做し処理することとした。従ってかかる資材を必要とする場合は予め余裕をもって本課あて流用令達を要求されたい。

製 品……修理加工を行なつた場合、之を物品会計規則上の製作品として扱うことに疑問はあるが主管課の見解がはつきりするまで便宜上製作として取扱われたい。

第三関係

教程作業においては教材は製作品の処分が可能なものを選定し、又その処分方法についても十分な配慮がなされていなければならない。この点補導目的に反するようになるとれるが、それは訓練を主とすべき作品の処分に重点をおくべきかと言つた問題ではなく、補導目的の範囲内において調整するべき問題であることを了承されたい。

第四関係

ここで云う基本実習と応用実習の区別は「用語の意義」の項に示すとおり、物の製作が行なわれるか否かによって区分される。従つて教程基準に云う基本実習、応用実習の概念とは相違している点を注意されたい。これは従来は観点を改め、物の製作が行なわれる実習であればそれが基本段階であつても原材料を使用することとし、消耗品の節約を図ろうという趣旨に基づくものである。

第七関係

実習資材の受渡は実習何毎に行なうことを原則とするが各実習に共通して使用される資材については予め一括して指導員に渡しておくことが出来る。この場合は物品取扱主任は資材の保管使用状況について常に指導監督する責任がある。

実習資材は事務用品と異なり、その性質数量から云つて、その用途が明らかにされるべきであるから出納に当たつては用途を明らかにする証拠書類に基いて行なわなければならない。よつて所においては分割又は一括受渡に使用する便宜な伝票の様式を一定しおかれたい。

第八関係

製作品の評価額は物品会計規則により材料費に製作費を加えた額となっているが、この材料費の中には収入見合いの燃料費、消耗品費をもって購入した資材も含まれる。製作費の中に含まれるべき経費の範囲は明らかでないが、ここでは労務賃、委託加工料等、原材料以外の直接経費を含むものとし、間接経費たる動力費、光熱水料、器具損耗等の経費は含めないこととする。なお之等の間接経費は処分価格に含め回収しようという。立口であるから了知されたい。

「引継製作品証明書」は「実習伺」に対する実習報告であると共に、製作品の評価額算定資料であり之によって評価額と処分予定価格を決めることとなる。

第九関係

製作品は成るべく年度内に処分し次年度に繰り越さないこと。従来売残品が何年も繰り越される事例があったが、之等については処分不能の原因を検討し、価格が高すぎるならば評価額を下回って処分することも止むを得ない。但しこの場合においても全体として歳入欠陥を生じないように配慮されたい。

第十関係

分割後納制は財務規則第三十条第二項但書による特例として認められるものであるから所管地方出納室とも充分連絡の上その取扱には慎重を期されたい。

「特別の事情がある場合」とは教材の確保、製作品の処分が困難な場合を指す。

なお、この制度を実施する場合は、実施種目、適用金額、後納期間、分割回数等を定め、予め労働部長の承認を受けられたい。

職業補導所の実習並びに実習製品処理要綱（内規）

（目 的）

第一 公共職業補導所及び総合職業補導所（以下補導所という。）各科（但し美容科を除く）の実習並びに実習製作品の処理については、条例、規則その他に定めがあるものの外この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第二 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

一、 基本実習、基本的な動作、操作、工作法の基本実技を指導するための実習をいう。

二、 応用実習、基本実技の応用として行なわれる物の製造、加工、修理等と内容とする実習にして製作品の生産を伴うものをいう。

三、 実習教材、補導教程に基づき実習を指導するための指導材料をいう。

四、 実習資材、実習教材により実習を指導するに当たり使用又は消費される諸教材をいう。

五、 補導用消耗品、予算科目節「消耗品費」及び他の節のうち「収入見合以外」の分をもって購入した実習資材をいう。

六、 補導用教材、予算科目節「原材料費」及びその他の節のうち「収入見合」分をもって購入した実習資材をいう。

七、 製作品、応用実習の結果製作された実習作品をゆい修理品、加工品等を含むものとする。

八、 実習収入金、製作品を処分した代償として得た諸収入をいう。

（補導所の実習及び実習教材）
第三 補導所における実習は訓練予定計画に基づき計画的に実施するものとする。

2、 応用実習における実習教材は指導目的に合致し、且つ製作品の処分との関係を考慮し処分可能のものを選定しなければならない。

3、 補導所において適当な教材の選定が困難若しくは不相当と認められるときは、補導所以外から実習教材の提供を受ける事ができるものとする。

（実習資材）
第四 実習資材はすべて補導所において予算に基づいて購入した資材をもってこれにあて、基本実習にあつては補導用消耗品を、応用実習にあつては補導用原材料を使用するものとする。但し、第六の委託実習において特別の事情がある場合には実習資材の一部について委託者の提供する資材（以下委託資材という。）を使用し得るものとする。

2 委託資材の取扱いについては委託者に損害を及ぼさないよう万全を期さなければならない。

（応用実習の実施）

第五 応用実習はすべて様式一によりあらかじめ、補導所長の承認を得て行なわなければならない。

(委託実習)

第六 補導所以外から実習教材の提供を受ける場合（以下委託実習という。）には、補導助長は委託の取消代金の不拂等によつて損害をこうむらないよう教材提供者（以下委託者という。）の選定を慎重に行なわなければならない。

2 補導助長は建設工事等代金不払の場合、現物の回収が困難と認められる委託実習を行なおうとするときは、あらかじめ書面をもつて次に掲げる事項を内容とする委託契約を締結しなければならない。

- 一 契約の内容
- 二 契約金額
- 三 数量
- 四 物件の引渡期限及び場所
- 五 契約金の支払期日及び方法
- 六 その他必要な事項

3 契約金額の算出は第九の2に準じて行い、必要によりその一部を前納せしめるものとする。

(実習資材の授受)

第七 実習資材の授受手続きは神奈川県費所属物品会計規則（以下物品会計規則という。）の定めるところによる。

2 実習資材の授受は、実習項目毎に実習の都度行なうものとする。但し、各実習に共通して使用される資材はあらかじめ一括して受渡ができるものとし、この場合は定期的に使用資材の清算を行なわなければならない。

(製作品の引継ぎ)

第八 製作品の引継ぎ及び出納方法は物品会計規則の定めるところによる。

2 製作品の評価額は製作に使用した補導用原材料の購入価格に外注加工料を加えて得た額とする。

3 製作品を引継ぐときは「生産物引継書」に「引継製作品明細書」（様式二）を添付し、評価額の算定基礎を明らかにするものとする。

(製作品の処分及び引渡)

第九 製作品の処分及び引渡は原則として当該会計年度内に完了することとし、その手続きは神奈川県契約条例及び神奈川県財務規則の定めるところによる。但し特別の事情あるものについてはこの限りではない。

2 製作品を処分する場合の予定価格は評価額及び商品価値を勘案して決定するものとする。但しその価格は原則として評価額を下回らないものとする。

(実習収入金の収納)

第十 実習収入金の収入方法は神奈川県財務規則の定めるところによる。

2 補導所長は特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ労働部長の承認を受けたものについて実習収入金の一部についての分割及び後納制を実施することができるとする。但し、後納期限は製作品の引渡後〇ヶ月以内とし、かつ年度を超えないものとする。

分割回数引渡時の納入を含め六回以内とする。

3 分割後納制を実施する場合は「分割後納個人別整理簿」（様式三）及び「分割後納月別整理簿」（様式四）を備えその収納状況を明らかにしなければならない。

(報告)

第十一 補導助長は実習収入金の収入状況について当月分を「実習収入金納入状況報告書」（様式五）により翌月十日までに労働部長に報告しなければならない。

2 補導助長は製作品及び補導用原材料の数量についてその所属会計年度末における現在数を「製作品及び補導用原材料決算報告書」（様式六）により次会計年度の五月十日までに労働部長に報告しなければならない。

(その他)

第十二 この要綱は昭和三十一年四月一日より実施することとし、昭和二十八年一月二十六日二八職補第三三号通達による「公共職業補導所実習教材並びに実習収入金処理要綱」及び「補導用原材料取扱要領」は廃止する。

様式1（以下略）

『神類集』

昭和三十一年四月二十六日

〔五―二―七六〕労働部長より 長宛（三一職発第一〇九号）

予算経理状況報告について

標記について従来提出願っていた報告様式を昭和三十一年度より別紙様式に改めて報告願いたい。

これが提出期日は毎月分を翌月の十日までとするができる限り期日以前に提出されるよう努力願いたい。

なお年度最終決算については、同様式をもって毎年五月十日までに標題を「昭和〇〇年度決算報告」として提出すること。

（編注…別紙様式は189ページ）

昭和三十一年五月一日〔五―二―七七〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第五三〇号）

身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について

標記補導生補導記録の様式を今般別紙のとおり改正したので、昭和二十九年四月二二日付職発第二三一号補導生補導記録作成要領ならびに先事項を参考のうえ、より一層の利用効果をあげるよう特設の御配慮を願いたい。

なお用紙は別途一五〇部（補導定員分）送付する。

記

一、改正の要点

従来の補導生補導記録、身体能力調査票および健康管理票について従来の実績に鑑み、身上関係等の欄、健康管理の欄ならびに訓練に関する欄等に大別し、合理的にこれを一本化し、補導生補導記録としたものである。

(1) 第一頁、第二頁を身上調査欄として、写真欄を従来より大きくして貼りやすくし、担当福祉事務所欄を新たに設けることとしたが家庭環境欄を整備し、障害に関する事項ならびに生育欄を削除した。

(2) 第三頁を学歴職歴社会生活欄とし、従来細分していた社会生活、趣味し好欄を改正した。

(3) 第四頁は個性調査欄として身体障害者公共職業補導所において職業補導を行なうにあたって、特に参考とすべき知識、環境性格、職業適性の三テスト欄を備け、これ以外で特に必要と認めて実施したテストについてはその他のテスト欄に記入することとした。

第五、六頁を従来の健康管理票にかわるものとし、番号、氏名、生年月日等の欄を削除したが、身体状況欄の項目を新たに設けることとしたほか、結核回復者を対象とする身体障害者公共職業補導所（以下「結核回復者補導所」という）においても併用できうるよう、呼吸器関係欄を詳細にした。

(4) 第七頁は補導状況欄としたが、出席状況欄を簡略にし各種の検定、考査等の記入欄を新たに設けたほか、訓練成績設定欄は一般公共職業補導所で使用している様式に準ずることとした。

(5) 第八頁は身体能力欄としたが、制限される動作に重点をおってそれを詳細に記入する欄を設けた。

(6) 補助紙は必要に応じて末尾に順次追加編綴するものとする。

二、改正した欄の記載要領

(1) 担当福祉事業所

身体障害者公共職業補導所に入所したとき、すでに登録してある福祉事務所がある場合は、その福祉事務所名を記入する。

(2) 家庭環境

① 世帯構成

a 性別

男女別を記入する

b 職業または学校

会社名、学校名等を具体的に記入する

② 家庭環境

a 資産、収入、公的補助

資産と目されるものは、動産、不動産にかかわらず記入し、収入その他公的補助についても具体的に記入する

b 環境その他

生育歴（遺伝、発育等）、職業関係（父兄、地方産業）等につ

いて具体的に記入する。

(3) 応募経路

身体障害者公共職業補導所に入所した動機その他を記入する。

(4) 社会生活

この欄は自由記載方法による。

(5) 身体障害の状況

① 障害の等級

身体障害者福祉法でいう身体障害の等級のほか、労働者災害補償

ではどの等級に該当するかを記入する。

② レントゲン所見

結核回復者補導所において使用する。

(6) 血沈

結核回復者補導所において使用する。

(7) 検痰

結核回復者補導所において使用する。

(8) その他の所見

健康管理について特に留意すべき事項、その他の事項を記入する。

(9) 検定

技能検定、その他の検定、考査等に合格した場合はそれを記入する。

(10) 追指導の記録

実施した追指導の状況を記入する。

① 身体能力

① 評価

普通人と変わらない場合は、空欄、能力に制限のある場合はレ、全く能力のない場合は○とする。

② 身体動作制限の詳細

動作項目とその定義は身体障害者公共補導所入所選考基準によることとし、能力に制限のある項目のみ具体的に記入する。

『神綴り』

昭和三十一年五月一日

〔五―二―七八〕労働部長より共同作業所長宛（三一職発第一二二号）

神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱の実施について

標記処理要項の制定については、先に三一職補第八七号を以って通達したところであるが、なおこれが実施に当たっては左記の点に御留意の上、運営の万全を期されたい。

記

一、加工料の決定

加工料は従前の料金額をもって、本要項による加工料とする。おって、従前の料金額を改訂する必要がある場合は要項第三により手続きされたい。

二、製作指図書の使用

所長名を持って締結される受注又は受託契約に基づき、製作を指示する場合は「製作指図書」により行うことといたされたい。なおこの様式については別途印刷の上配布する。

三、受注製作品の引渡価格の算定

要項第九により引渡価格は評価格―原材料価格に委託料を加えて得た額―となっているが、靴製作修理、鞆袋物製作修理等、使用した原材料価格の算定が困難なものについては、予め標準の価格を算定しおき、これをもって便宜上引渡価格と決定しておいて差し支えないこととする。

この場合は最終的には、実際の評価格と若干の相違を生ずるが、この場合にも収入総額が実際の評価総額を下回り歳入欠陥を生じないよう配慮されたい。

四、作業収入金の区分表示

作業収入金は「共同作業所作業員委託収入」と「共同作業所作業収入」とに区分し収納されるが、この場合の表示は現金領収書の元符に記入し収入手続きの際混同しないよう充分注意されたい。

五、分割後納制の実施

分割後納制は財務規則第三十条第二項但書の規定により、教材の確保が困難な場合に限り特例として認められるものであるから、実施に当たっては特に慎重

を期すると共に手続き等については所管地方出納室とも連絡を密にし遺憾のないよう配慮されたい。

なお、分割後納を認める場合は概ね左の基準によられたい。

1. 製作品の出来栄等の関係から教材確保が困難なもの

- (1) 種目… 神奈川共同作業所の男子服、婦人子供服、靴、鞆袋物、義肢
 (法令に基づく補装具の場合を除く)

- (2) 適用金額 男子服、婦人子供服一件 三、〇〇〇円以上のもの
 その他 一件 一、〇〇〇円以上のもの。

- (3) 分割許容回数および期限

二、〇〇〇円未満	二回	一ヶ月
五、〇〇〇円未満	三回	二ヶ月
一〇、〇〇〇円未満	四回	三ヶ月
一五、〇〇〇円未満	五回	四ヶ月
一五、〇〇〇円以上	六回	五ヶ月

2. 価格が高額なため教材確保が困難なもの

- (1) 種目 横須賀共同作業所の男子服、婦人子供服
 (2) 適用金額 一件 五、〇〇〇円以上のもの。
 (3) 分割許容回数及び期間

六、〇〇〇円未満	二回	一ヶ月
一〇、〇〇〇円未満	三回	二ヶ月
一五、〇〇〇円未満	四回	三ヶ月
一五、〇〇〇円以上	五回	四ヶ月

3. 代金支払い機関の支出手続き上、引替払の困難なもの。

身体障害者福祉法、戦傷病者援護法、児童福祉法、結核予防法、労働者災害補償保険法に基づく補装具については後納制を認めることとする。

『神類集』

昭和三十一年五月一日

〔五―二―七九〕労働部長より各

宛(三一職発第一二二一号の二)

神奈川県身体障害者職業補導所における実習収入金の分割後納制の承認について

さきに貴所より五月一日付にて承認申請のあった実習収入金の分割、後納制については諸般の事情を勘案した結果「神奈川県財務規則」第三十条の三項但書による「特別の事情に該当するものと認められるので」「職業補導所の実習並びに実習製作品処分要綱」第十条の二に基づき、左記の範囲内において分割及び後納を行なうことを承認する。

なお分割後納は、教材の確保が困難な場合に限り特例として認めるのであるから、実施に当たっては特に慎重を期するとともに、手続きについては所管出納室とも連絡を密にして遺憾のないように配慮されたい。

記

分納を行なう場合は概ね左の基準によるものとする。

1. 製作品の出来栄等の関係から教材確保が困難なもの。

1. 男子服、婦人子供服、靴、鞆袋物、時計、義肢(法令に基づく補装具の場合を除く)

2. 適用金額 一件一、〇〇〇円以上のもの。

- 3 分割許容回数及び期限

二、〇〇〇円未満	二回	一ヶ月
五、〇〇〇円未満	三回	二ヶ月
一〇、〇〇〇円未満	四回	三ヶ月
一五、〇〇〇円未満	五回	四ヶ月
一五、〇〇〇円以上	六回	五ヶ月

二、 代金支払期間の支出手続き上引替え困難なもの。

身体障害者福祉法、戦傷病者援護法、児童福祉法、結核予防法、労働者災害補償保険法に基づく補装具については後納制を認めることとする。

『神類集』

昭和三十一年七月二十七日

〔五―二―八〇〕労働省職業安定局長より神奈川知事宛(職発第八二五号)

公共職業補導所補導所台帳の整備について

公共職業補導所補導所の現況を明確に把握するとともに、適切な事業計画の策

定等に質するため、今般新たに公共職業補導所台帳を整備することとしたので、左記ご留意の上、これが記入ならびに整備等について遺憾のないよう措置願いたい。

記

- 一、この台帳は、公共職業補導所補導所（分所を含む。）について、昭和三十一年四月一日現在により三部作成し、各一部を都道府県主務課、公共職業補導所補導所に保管することとし、残余の一部は本省（職業安定局）に八月二十日まで提出すること。
- 二、台帳作成後、新規記入又は訂正等の必要が生じた場合は、その都度記入又は訂正し、常に現況を把握するとともに、移動事項の有無にかかわらず毎年三月末日現在の状況について翌月十五日まで、その期間中の移動顛末について報告すること。

なお、この場合の報告書様式は適宜とする。

- 三、この台帳の後部に庁舎の正面写真及びでき得れば庁舎の全体写真（手札判とすること。）並びに参考資料を添付すること。

- 四、職業安定行政手引（職業補導）八九五二に定められている公共職業補導所台帳様式は廃止する。

- 五、台帳の作成記入については、別紙記載要綱を参照し誤記のないよう留意すること。

- 六、台帳用紙の配布枚数は次によったが不足するときは職業安定局職業補導課あつて申し出られたい。

公共職業補導所台帳用紙	
公共職業補導所一ヶ所につき	三組（六枚）
機械器具内訳	
補導種目一種目につき	三組（六枚）

公共職業補導所台帳記載要領

この台帳は、公共職業補導所、同分所の現況を明確に把握し、公共職業補導所関係施設の維持管理及び業務運営上の参考に資するため本省（職業安定局職業補導課）都道府県主務課、及び公共職業補導所において関係分を各1部あて備付けらるものとする。

ただし分所の台帳は本所においてあわせて管理するものとする。なお、この台

帳は、昭和31年4月1日現在をもって作成するものとし、作成後において訂正又は新規に記入する必要の生じた場合は、その都度記入訂正し、異動事項の有無にかかわらず本省備付台帳の整備が図られるよう毎年3月末日の状況について適宜の様式により報告すること。

〔記入上の注意事項〕

1. 公共職業補導所台帳

(1) 都道府県名 当該都道府県名を記入する。

(2) 名 称 当該公共職業補導所名を記入すること。分所については本所の名称の前部に分所名を括弧書きすること。

(例) (真壁) 稲田

(3) 所 在 地 庁舎名の所在番地を記入すること。

(4) 電 話 番 号 局 局及び番号を記入すること。(例) (39) 6284~6

(5) 設 立 年 月 日 当該補導所の設立年月日を記入すること。

(6) 年 月 日 及 び 沿革 現在の名称に至るまでの職業補導施設としての経過並びに庁舎の移転、新築、増改築及び名称、所在地、坪数、庁舎敷地の所要区分の変動事項について年をおって記入すること。なお、記入欄不足の場合は次葉に記入すること。

事業承認を受けている正式の補導種目名を記入すること。

(7) 補 導 種 目 当該補導種目の開設年月日を記入すること。

(8) 開 設 年 月 日 当該補導所を廃止した場合その廃止年月日を記入すること。

(9) 廃 止 年 月 日 事業承認をうけている当該補導種目の補導定員を記入すること。

(10) 補 導 定 員 なお、補導定員に増減のあった場合には朱線を引き上部に変更定員を記入するとともに摘要欄に変更年月日を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(13) 職員構成 当該欄に補導種目別職員数を記入すること。ただし、所

長、書記、用人については計(小計)欄に記入すること。なお、摘要欄には講師の常勤、非常勤(時間)の内訳を記入すること。

(14) 庁舎概要 庁舎の建築年次毎に当該欄に記入すること。構造概要は「木造瓦葺二階建一部平屋建」等の如く記入する。所有区分には国有、都道府県有、市町村有、私有の区分を記入すること。坪数は述坪とし建坪を括弧書きすること。借上料は年額を記入すること。なお、建築年月日の異なる庁舎についてはその区分(実習場、教室等)を摘要欄に記入すること。

(15) 敷地概要 敷地の状況を当該欄に記入すること。借上料は年額を記入すること。

(16) 庁舎現況拡充分 現況欄は補導種目別に区分に従い記入すること。ただし事務室、倉庫(補導種目別に区分できない場合)、宿舍その他については、計欄に記入すること。摘要欄には参考事項を記入すること。拡充欄には、台帳作成後において拡充したものである当該欄に記入すること。摘要欄には拡充年月日及び整備費を記入すること。なお整備について補助金の交付を受けた場合はその補助額を括弧書きすること。

2. 庁舎平面図

(1) 都道府県名 公共職業補導所台帳記入注意に同じ

(2) 名称 同上

(3) 配置図 余白欄には、配置図を記入すること。なお、建物別にA、B、C・・・の記号を用い各室毎に算用数字をA～1等の如く番号をつけること。なお、配置図には方位を示すこと。

(4) 位置図 補導所を中心とした隣接建造物等の見取図を記入すること。

(5) 番号 配置図の番号を記入すること。

(6) 区分 当該番号で示された建物について、教室、○○科実習

場等の区分を記入すること。

(7) 構造 木造、防火構造、スレート葺当明記すること。

(8) 坪数 区分毎の坪数を記入し、A、B、Cの建物毎に小計の欄を設けてその建物の坪数を記入すること。坪数は延坪とし、建坪は括弧書きすること。

(9) 建築年月日 当該建物の建築年月日を記入すること。若し不明の場合は推定年月日を記入すること。ただし、この場合は同欄の右余白部に(推)と記入すること。

3. 機械器具内訳

(1) 補導種目名 事業承認をうけている正式の補導種目名を記入すること。

(2) 都道府県名 公共職業補導所台帳記入注意に同じ

(3) 補導所名 公共職業補導所台帳記入注意に同じ

(4) 機械器具名

(イ) 現有の施設(炉、モノレー、検車用ピット等)及び機械のすべてを記すこと。

(ロ) 器具については、価格が1点3,000円以上及び単価×所要個数の価格が10,000円以上のものについてのみ記入すること。

(ハ) 名称の異なる機械器具であっても、機能の同じものは、同一の機械器具として取扱うこと。

(ニ) 2つ以上の機械器具の機能をあわせもっているため、基準に記載されている他の機械器具が不要となる場合は当該摘要欄に○○○を兼用と記入すること。

(ホ) 他の科と共用するため専用の施設機械器具を所有しない場合は、所有している種目において完全に記入し、他の科においては機械器具欄のみを記入し、当該摘要欄に○○科と共用と記入すること。

(ヘ) 機械に当□□□□□□□□旋盤に対するチャック、面取等)は記入を要しないこと。

(ト) 記入の順序は、規□基準に示された順序によること。ただし次の補導種目については、別表の施設、機械器具名の順により記入し、その他の機械器具については、(1)に準じて記入すること。機械、板金、溶接、自動車整備、塗装、木工、建築、経理事務、謄写印

刷、和文タイズ、男子服、洋裁

- (チ) 同一の機械器具のうち、規格の異なるものが各種ある場合は、小さなものから大きなものの順に行をかえて記入すること。
 (リ) 基準外の施設および機械器具については、基準に示された施設および機械器具の末尾に記入すること。また、各葉の下段には2～3行の空欄を設けること。

- (5) 規模基準数量 本省において制定又は承認した規模基準数量を記入すること。

(6) 設備数量

- (イ) 施設及び機械器具を自己所有と借上の区分に従ってそれぞれの当該欄に数量を記入し、その計を合計欄に記入すること。

- (ロ) 自己所有のものについては、製作年月日及び昭和31年4月1日現在において職業補導用として今後使用可能と思われる年数を当該欄に記入すること。

ただし、器具については耐用年数を記入する必要はないこと。

- (ハ) 製作年月日が不明で推定したものは、摘要欄に(推)と記入すること。

- (7) 規格 機械器具の規格を記入すること。

- (8) 摘要 破損、使用不能、その他特に参考となる事項を記入すること。

4. その他

この台帳には、庁舎正面写真及びでき得れば庁舎全体写真(手札判)を別紙に貼付し説明を附して編綴すること。

別紙

(機械科)		(自動車整備科)	
鍛造炉	ツールボストグラインダー	鍛造炉	油圧ジャッキ
モノレール	アーバープレス	検査設備	スクリュージャッキ
旋盤	ダイヘッド	洗車設備	チェンゾロツク
万能フライス盤	摺合せ定盤	モノレール	オイルシットポンプ
直立ボール盤	横万力	青図紙付枠	計算尺
		卓上ボール盤	直立ボール盤

卓上ボール盤	電気ドリル	形削盤	両頭グラインダー	鋼盤	タレット旋盤	堅フライス盤	刃物研磨盤
堅万力	プロツクゲージ	ダイヤルインジゲーター	マイクローメーター	ノギス	硬度計	けがき定盤	蜂の巣
焼入炉	焼入槽			金床			

三本ローレル盤	ブローラー	エンジンアナライザ	(板金科)	形削盤
銅盤	ボツクスレンチ	ブレーキテスター	鍛造炉	直立ボール盤
ラインボーリングマシン	オアセットレンチ	ガス溶接用配管	定置式ガス発生器	エアコンゾレツク
コンロツトフラインボリ	両口スナッチ	サンソビソ立て	ガス溶接用配管	エアーコンゾレツク
ソグマシン	横万力	卓上ボール盤	卓上ボール盤	ポーターブルグライン
メタル駆込器	ダイヤルインジゲーター	電気ドリル	電気ドリル	ポーターブルグライン
パナルシートグラインダー	マイクローメーター	両頭グラインダー	両頭グラインダー	フレクシヨンプレス
カーフエスグラインダー	ノギス	パワープレス	パワープレス	動力シヤ
エンジン摺合機	コンソレツクマシン	ハンソスキュリエ	ハンソスキュリエ	震形シヤ
ピストンヒーター	パツキエームゲージ	足踏シヤ	足踏シヤ	電気ばさみ
チェンゾロツク	シリソダーゲージ	発生器	発生器	万能折曲機
教材用自動車	ノズルテスター	交流アーク溶接機	交流アーク溶接機	ホイリソグローラー
教材用エンジン	パナルスクリソグテスター	スレーガン	紐出しシヤ	リベットホージ
カットエンジン	メガー	金床	金床	たたき定盤
自動車整備技術講習	アバチエテスター	蜂の巣	蜂の巣	ニューバツククハン
用スライド	ヘッドライトスター	製図器	製図器	ロー
パナルシート座ぐり	音量計	製図版	製図版	つち
機		作業台	作業台	金切ばさみ
パナルシートコーナー				横万力

コンロツボブライナー		ソールスタンプ		ワイクローメーター
ノギス けがき定盤 移動用ガス 発生器 交流アーク溶 接機 金床 蜂の巣 スプレーガン 製図器 製図版 作業台	(溶接科) 鍛造戸 定期式ガス 発生器 ガス溶接用 配管 サンソビシ 立て 電気ドリル 両頭グラインダー 移動式ガス発生器 交流アーク溶接機 点溶接機 卓上ボール盤 ポータブルグライン ダー 直流アーク溶接機 アルゴン溶接機 自動切断機 破壊式試験機	硬度計 金属顕微鏡 圧力調整器 安全器 溶接吹管 切削吹管 ガウジンク吹管 遮光衝立 溶接作業台 横万力 ノギス 電流計 電圧計 たたき定盤 孔明定盤 けがき定盤 金床	蜂の巣 製図器 製図板 作業台	(塗装科) 灰塵装置 とき場 流し(コンクリート) エアコンゾ レッカー 両頭グラインダー 高温硬化戸 赤外線乾燥スタンプ ポータブルサンダー フイニッシャー スプレーガン すじかんばけ 寸筒ばけ うるしばけ

(はかり 流速粘度計 塗膜硬度計 塗膜折曲試験機 塗膜肉厚測定機 製図器 製図板 塗装作業台	(木工科) 木工機械防護装置 塗装用防護装置 帯鋸盤 万能丸鋸盤 角のみ盤 木工旋盤 両頭グラインダー 電気ドリル	ロクロ盤 糸鋸盤 木工切断機 ベルトサンダー ポータブルサンダー フイニッシャー 高周波発振装置 鋸目立機	スプレー ガン 製図器 製図板 作業台 立割台 坐割台	(経理事務科) 計算器 計算尺 そろばん 謄写印刷機
---	---	--	---	--

横切丸鋸盤 自動一面鋸盤 超仕上げ盤 面取盤 ほぞ取盤 高速ルーター	帯鋸アサリ出し 器 丸鋸アサリ出し 器 鋸刃研磨機 鋸 鋸 のみ 含水率計 エアーコンプレッサー		
---	---	--	--

(和文タイプライター) 和文タイプライター	(謄写印刷科) 謄写印刷機 輪転機 断裁器 やすり	(建築科) 手押鋸盤 自動鋸盤 万能丸鋸盤 角のみ盤 両頭グラインダー 電気ドリル レベール 削台 製図器 製図板 鋸 鋸 のみ	(洋裁科) ミシン アイロン まんじゅう 人体 三面鏡 作業台 裁台	(男子服科) ミシン アイロン まんじゅう 人体 三面鏡 作業台 裁台	『中綴り』
--------------------------	---------------------------------------	---	---	--	-------

昭和三二年八月六日
 〔五一二一八二〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛(職発第八五四号)
代用教科書の取扱について
 標記については、昭和二十六年十月一日職発第六〇八号「訓練基準制定と補導

方法の改善実施計画について」によって定められていたが、その後の情勢の変化により右通達所定の取扱いが適切を欠くに至り、その結果、各都道府県からの代用教科書承認申請手続も区々になり、あるいは同手続未済のまま代用教科書を使用する向きもある。

かかる現状にかんがみ、この度左記の要領で代用教科書の取扱の改善統一をはかることとしたので、今後その取扱については本要領によられたく、貴管下各職業補導所の代用教科書使用について充分指導監督されると共に、承認申請手続未済のものについては至急手続をとられたい。

なお、今後の教科書編さん発行に資するため、各職業補導所で現在使用中の代用教科書全般について把握する必要があるため、貴管下各職業補導所で現在使用中の代用教科書については、別紙様式により取りまとめ、八月末日までに職業補導課長あて提出されたい。

代用教科書取扱要領

記

- 一、代用教科書の使用は、本省において教科書を編さんしていない補導種目についてのみ行なうこと。
- 二、代用教科書を分けて指定代用教科書と承認代用教科書とする。
- 三、指定代用教科書とは、本省が代用教科書としてあらかじめ指定したものをいい、この通牒施行日においては、本年四月二十一日職発第四六三号「職業補導用代用教科書の指定について」によって指定されたものである。
- 四、指定代用教科書の使用については、承認を要しない。ただし、使用にあたっては労働省職業安定局長に報告すること。
- 五、承認代用教科書とは、労働省において編さんした教科書及び指定代用教科書以外の教科書であつて労働省職業安定局長がその使用を承認したものをいう。
- 六、都道府県知事は前項の承認をもうけようとするときは、あらかじめ使用しようとする教科書を一部添付してその使用について労働省職業安定局長に承認を申請しなければならない。

別紙

代用教科書使用状況報告

都道府県

代用教科書名	使用補導所	補導種目	編集者	発行所(者)	定価	備考

註1 備考欄には次の区分に従つてその記号を書き入れること。

- A 本通達に従い、承認申請手続きのとられる代用教科書
- B 本年七月末日現在において、承認申請手続きをとり本省の承認した代用教科書
- C 本年七月末日迄に承認申請手続きをとつたが未だ本省が承認していない代用教科書
- D 本年四月二十一日職発第四六三号「職業補導用代用教科書の指定について」によって指定されている代用教科書

『神綴り』

昭和三二年八月一日

(五―二―八二)労働部長より小田原公共職業補導所長宛(三一職補第二二二二号) **小田原婦人公共職業補導所美容科における実習モデルとなる者及びその者から徴収する料金について**

昭和三〇年厚生省令第二〇号により「理容師美容師法施行規則」の一部が改正され、貴所に於て応用実習を行う場合にモデルとなる者は、生計困難者であり、その者から徴収する料金は、実費程度と規定せられたので、左記の要領に基づき実施されたい。

記

- 一、実習モデルの範囲は次のとおりとする。
 - 1、生活保護法により各種の扶助を受けている世帯の構成員及び同法実施機関が要保護者と認めたもの。
 - 2、母子福祉資金の貸付等に関する法律第二条に該当する女子、及び児童。
 - 3、失業保険法による失業保険金を受給中のもの、及び日雇労働保険者。
 - 4、緊急失業対策法による失業対策事業の就労適格者。
 - 5、求職者及び浮動的職業に就労中のもの。
- 一、徴収料金は実費程度とし、その基準料金は次のとおりとする。但し、原材料は購入価格の変動等に伴い若干、上下することは止むを得ないので、実習の都度使用原

材料の額及び附帶的諸経費を算出し、基準額を勘案のうえ、妥当な料金を徴収するものとする。

- 1、コールドパーマネント 二〇〇円
(セットを含まず)
- 2、パーマネント 六〇円
- 3、セット 五〇円
- 4、美顔料 一三〇円
- 5、カット 三〇円
- 6、シャンプー 四〇円

附 記

- 一、二九職補第二三四号による「小田原夫人公共職業補導所美容科の実習収入金について」はこれを廃止する。
- 一、実習モデルとなる者、及びその者から徴収する料金以外のことについては凡て、三一職補第一〇八号「職業補導所の実習並びに実習作品処理要綱」(内規)に準じて行うものとする。
- 一、実施に当たっては、地元福祉事務所、及び公共職業安定所、並びに地万出納室と連絡のうえ、遺憾のないよういたされたい。

『神類集』

昭和三十一年一〇月五日

〔五一―二一八三〕労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務局部長宛
(補発第六〇号)

職業補導用代用教科書の承認申請手続きについて

標記については、昭和三十一年八月六日付職発第八五四号「代用教科書の取扱について」をもって、未承認の代用教科書について承認手続きをとられるよう、お願いしたのであるが、このことについて手続き不備の向が少なくないので、今後は左記により遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、右通達による「代用教科書使用状況報告」を未提出の向は至急提出されたい。(貴県は未提出であるから至急提出されたい)

記

- 一、一職業補導所の一補導種目について承認申請のなされた代用教科書の数が多すぎると思われる場合があるが、この場合は次の(イ)又は(ロ)によること。
 - (イ) 当該職業補導所において、代用教科書として主に使用するものを決めて、そのみについて承認代用教科書としての承認申請をなし、他は参考書として取り扱うこと
 - (ロ) 多数の書物から抜粋して、当該補導種目の教程基準に合致するようとりまとめ、プリント、テキストを作成してそれについて承認申請をすること。
- 二、「代用教科書使用状況報告」のみ提出し、承認未済のものがあるにも拘わらず、承認申請をしていない向があるが、この場合は直ちに承認申請すること。
- 三、承認申請書のみ提出し、現物を未だ提出していない向があるが、この場合は直ちに現物を提出すること。

承認代用教科書

補導種目	承認代用教科書名	編集者 発行所	補導種目	承認代用教科書名	編集者 発行所
事務科	書籍複製要約	昭和隆字堂	電気関係	最新制電気一般	竹内春太郎 理工学社
電気関係	初等電気	電気学園	初歩の電気工学	交流理論1	松井 弘 (長崎県)
"	初等電気機械	"	電気理論2	和裁縫製	光文社
"	モーター修理の実際	オーム社	和裁縫製	和裁縫製	" 藤田とら
"	小型トランス修理の実際	"	和裁縫製	文化服装講座(男子服編)	文化服装学園 出版局
"	最新内線工事	電気学園	男子服科	洋裁服技能者養成用教科書	紳士服協会 (東京)
"	電気工作物規程	"	"	科書	洋裁社
"	最新電気磁気測定	"	"	裁断・縫製	紳士服の裁断と縫方
"	最新交流理論	青木武コロン社	"	"	竹村克己
"	改訂解説電気工学	"	"	"	"
"	電力回路	"	"	"	"

渡金科 " "	めつき化学 めつき読本	渡金友会 終教社・村上造	—	理美容基礎学(上・下)	砂井正高
木竹工芸 科	木竹工芸 の式高速度編物全集	大日本編物研究 会	—	化学(上巻)	奈良衛生文化 協会平良盛雄
手芸科 " "	新型編物毛糸集 棒編の基礎と物差立 てで作る型紙	婦人図書出版社 竹内 華 (宮城県)	—	JIS(にもとづく)仕上工作法	砂井正高 平良盛雄
水産加工 科	水産通論・水産製造 論	(宮城県) 館山公共職業補 導所	—	最新測量学 農機具入門	千谷利三 久保義人 丸善 二瓶貞一
" "	水産製造	—	—	国語の書き表し方 造船製造	文部省・立春社 造船協会鋼船 工作法研究会 海文堂

補導種目	承認(代用)教科書名	編纂者 発行所	補導種目	承認(代用)教科書名	編纂者 発行所
ゾロツク 建築科	ゾロツク・タイムル 製材技術者必携	有明書房 武田正三	ゾロツク ゾロツク工学	ゾロツク技術教科書上・下 新ゾロツク技術書	日本放送協会 —
" "	鋸目の目立技術	坂井秀春	ゾロツク —	電線事象1.2 電気通論	電気教育研究会 北海道労働部
" "	丸鋸の目立技術	日刊工業新聞社	ゾロツク —	初歩の電波工学	理工学社
内燃機関 " "	内燃機関 ダイヤセル自動車整備解説	—	製図科	機械設計 1.2	実教出版 k.k.
染色科 " "	染色色	南林之裕 柴田書院 文部省	" "	金属材料 機械材料 金属工作	" " " " " "
" "	染色及び仕上	実教出版 k.k. 菱山衛平	" "	実修機械製図	鈴木忠治
" "	意匠	宮下孝雄 実教出版 k.k.	" "	鍛筋科 手芸科 設計製図工	徳丸芳男

" "	織物繊維	成田幸治	" "	標準製図法	大西 清
機織	機械(2)	広川治雄	" "	標準機械製図及び設計	二反田 孝
" "	機械(1)	文部省	" "	基礎機械製図	清家正之助一社
石工科 " "	石材採掘科教科書	岡山補導所 (長野県)	" "	製図用文字	" "
石工加工	石工	(香川県)	" "	JIS製図通則	倉西正口
" "	石工加工	" "	" "	新制機械設計 上下	岡山克三

(編注：取消ラインは、通達後に別途指示されたものと思われる。) 『神綴り』

昭和三十一年一月二十五日

〔五一二一八四〕労働部長より 長宛(三一職補第三二一三号)

職業補導所の事業状況の報告について

標記事業状況の報告について、公共職業補導所に対しては昭和三十年七月四日付三〇職補第一七一号をもって、総合職業補導所に対しては同年十二月十三日付三〇職補第一七一の二号をもって報告様式を指示したところであるが、今般十月一日付神奈川県訓令第三十二号をもって、これ等報告の根拠規定である神奈川県公共職業補導所処務規定、神奈川県身体障害者公共職業補導所処務規程及び神奈川県総合職業補導所処務規程が廃止されたについて、これに代わるべき規定が制定されるまで引続き従前の方式により報告することといたされたい。

『神綴り』

昭和三十一年一月三〇日

〔五一二一八五〕神奈川県規則第七九号

神奈川県公共職業補導所に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、神奈川県行政組織規則(昭和三十一年十月神奈川県規則第六十四号)第三十条の規定により設置した公共職業補導所並びに神奈川県が国から経営を受託した神奈川県総合職業補導所及び神奈川県身体障害者公共職業補導所(以下補導所と総称する。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。(科目、期間及び定員)

第二条 補導所の補導科目、補導期間及び補導定員は、別表のとおりとする。

(入所資格)

第三条 補導所へ入所することができる者は、義務教育修了程度以上の学力を有する者で、公共職業安定所が選考し、入所予定者としたものとする。

(入所の決定)

第四条 所長は、入所予定者のうちから、公共職業安定所長と協議して入所者を決定し、公共職業安定所を通じて本人に通知する。

(誓約書)

第五条 入所を許可された者(以下補導生という。)は、入所後一週間以内に誓約書(第一号様式)を所長に提出しなければならない。

(入寮)

第六条 神奈川県身体障害者公共職業補導所の補導生は、原則として入寮するものとする。ただし、所長が必要がないと認める者については、この限りでない。

(休業日)

第七条 休業日は次のとおりとする。ただし、所長は、必要と認めるときは、休業日に学科又は実習を課することができる。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 年末年始(十二月二十七日から翌年一月五日まで)

四 開所記念日

五 前四号のほか、所長が知事の許可を得て定める日

(遅刻及び早退)

第八条 補導生は、遅刻したとき又は早退しようとするときは、その理由をすみやかに所長に届け出なければならない。

(欠席)

第九条 補導生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ所長に届け出なければならない。

2 補導生が引き続き一週間をこえて欠席しようとするときは、医師の診断書又は欠席の理由書を添え、所長に願ひ出て許可を受けなければならない。

(休所)

第十条 所長は、病気その他やむを得ない理由により長期にわたって欠席している補導生に対して休所を命ずることができる。

(退所)

第十一条 補導生が退所しようとするときは、退所願(第二号様式)を所長に提出して許可を受けなければならない。

第十二条 所長は、補導生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 一 素行不良で改しゅんの見込がないと認められる者
- 二 身心の故障又は成績不良で技術習得の見込がないと認められる者
- 三 正当な理由がなく、かつ、欠席日数が多い者

(修了)

第十三条 所定の課程を修了した補導生に対しては、修了証書(第三号様式)を授与する。

(ほう賞)

第十四条 前条の規定による修了者のうち成績優秀な者に賞状(第四号様式)を、精励皆勤した者に皆勤賞(第五号様式)を授与する。ただし、補導期間が満六箇月に満たない補導科目の補導生については、授与しない。

(委任規定)

第十五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を経て所長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

2 神奈川県総合職業補導所規則(昭和三十年四月神奈川県規則第三十四号)は、廃止する。

別 表

職業補導所名	補導課程		補導科目	補導期間	補導定員
	第一部	第二部			
神奈川県横浜公共職業補導所	同	経理事務科	経理事務科	同	五〇人
	同	和文タイプ科	和文タイプ科	六個月	三〇人
同 (分教場)	同	通訳科	通訳科	一箇年	三〇人
	同	英文タイプ科	英文タイプ科	六個月	同
神奈川県希望ヶ丘公共職業補導所	同	自動車電気科	自動車電気科	九個月	三〇人
	同	小型自動車整備科	小型自動車整備科	同	四〇人

- 一 技能程度
- 二 身上関係
- 三 その他参考となる事項

(誓約書)

第四条 入所を許可された者(以下作業員という。)は、入所後一週間以内に誓約書(第一号様式)を所長に提出しなければならない。

(休業日)

第五条 休業日は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要と認めるときは休業日に作業を課することができる。

- 一 国民の祝日
- 二 日曜日

三 年末年始(十二月二十七日から翌年一月五日まで)

三 開所記念日

五 前四号のほか、所長が知事の許可を得て定める日

(欠席)

第六条 作業員が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ所長に届け出で許可を受けなければならない。

(休所)

第七条 所長は、病気その他により長期にわたって欠席している作業員に対し、休所を命ずることができる。

(退所)

第八条 所長は、作業員が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 一 素行不良又は心身の状況により作業員として適格でないと認められた者
- 二 規律に違反し又は所長の命に従わない者
- 三 他に就職が決定した者
- 四 その他所長が退所させることを適当と認められた者

第九条 この規則に定めるものを除くほか、作業所について必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

共同作業所名		神奈川県横須賀共同作業所	
作業科目	ミシン縫製作業	収容定員	七〇人
	手芸、編物作業		
くつ製作及び修理作業		一〇人	

神奈川県共同作業所		かばん袋物製作及び修理作業		同
義肢製作及び修理作業		婦人子供服製作及び修理作業		五人
男子服製作及び修理作業				二五人

第一号様式(編注…以下略) 『神公報』

昭和三十一年一月一七日

〔五―二―八七〕労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主管部局長宛

(補発第七一号)

自動車整備士技能検定規則の一部改正について

今般、昭和三十一年十一月九日付運輸省令第六十三号により、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部が改正されたので、別添のとおり関係正条項を通知するから、貴官下職業補導所自動車整備科関係者をして周知せしめ、自動車整備士技能検定試験の取扱いに遺憾なきよう期されたい。なお、本年度は修了見込を以って受験資格とする措置は講ぜられないから、この旨了知ありたい。

『神綴り』

昭和三十一年二月三日

〔五―二―八八〕労働長より各職業補導所長宛(三一職補第三四八号)

補導生補導記録の一部改正について

今般、標記記録の一部を別紙のとおり改正したので左記により補導生の訓練上適切な資料として活用するよういたされたい。

記

- 一、本指導記録の記載については、指導記録の裏面に記載してある記載要領により作成すること。
 - 二、旧記録により作成中のものはそのまま使用し、次期補導生により改正した記録用紙を作成すること。
- 『神類集』

昭和三十一年一月二二日

〔五―二―八九〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第五九号）

総合職業補導所の技能者養成規程第一五條第二項の施設としての指定について

今般昭和三十三年労働省告示第一号をもって別紙寫のとおり総合職業補導所が技能者養成規程第十五條第二項の施設として指定されたので御了知ありたい。

なお、この指定により総合職業補導所の一般補導普通課程の修了生はすべて今後技能者養成を受けようとする場合、当該職種については公共職業補導所の修了生と同様に既に本人の受けた職業補導に対して同規程第十五條第二項既教習事項の除外、および第十八條第三項の養成のための契約期間より訓練期間の控除が適用されることとなるので念のため申しそえる。

◎労働省告示第一号（編注・略）

『神綴り』

昭和三十三年二月七日

〔五―二―九〇〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第一〇四号）

職業補導用代用教科書の承認申請に対する決定について

昭和三十一年一月一日付三一職第二九六号をもって承認方申請のあった職業補導用代用教科書について左記のとおり決定したので通知する。

記

承認・不承認の別	補導種目	申請代用教科書名	編集者名	備考
承認	男子服	紳士服図解裁縫の要点	貝島正高	
"	電気	内線工事	電気学園	
"	"	電気工事	沢 莊平	以後は右教科書を使用されたい
"	"	設計製図2	徳丸芳夫	
"	"	標準製図法	大西 清	月中旬に発行される予定であるからそれ

『神綴り』

昭和三十三年四月四日

〔五―二―九一〕労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務（局）

部長宛（補発第一八号）

補導生指導要録、補導生指導手帳の改訂及び補導所体操用レコードについて

標記の補導生指導要録、補導生指導手帳については、左記のとおりこれを整備改訂して三十二年度から用いることとなり、また、補導所体操用レコードについては、作製後相当年月を経過したので、今回一括発注するから必要の向は、枚数、送付先をお知らせ願いたい。

記

一、補導生指導要録について

1. 綴込式の専用表紙と索引表を設け、台帳使用上の利便を図ると共に保存を容易にし、なお、記入事項等の内容は、別紙のとおりとしたこと。
2. 従来の要録一枚一円が改訂後一円五〇銭となったこと。
3. 表紙（索引も含む）は、一組三五円で、あるが一〇〇枚の要録を綴込むことができること。

二、補導生指導手帳について

1. ルーズリーフ式（万年手帳）とし、各欄用紙の増減を容易にして指導員個々の利便を図ったこと。
2. 手帳使用第二年度からは、必要とする用紙のみを購入し、所要枚数の補充を容易にすると共に、差し入れによって手帳としての使用が可能となるよう考慮してあること。
3. 各欄の行数、巾を統一し、氏名欄は補導生要覧（始めの氏名欄）にのみ記入し、他欄の氏名欄は、整理番号で示すこととし、記入手数を省いたこと。
4. 手帳記入要領を作成し、記入方法の統一を図ったこと。
5. 新たに差し入れた主なる項目

(1) 職業補導関係法令抜粋

(2) 国民の祝日、二十四節季及び雑節

(3) 作業指導票作制取扱要領

(4) 指導案作成要領

(5) 補導生指導手帳記入要領

(6) 度量衡換算法

6. 大きさは、従来の手帳と同じであること。

7. 従来の手帳一冊七〇円が改訂後一五〇円となり、なお、差し入れて使用する用紙の値段は、おって連絡すること。

三. その他

補導生指導要録、補導生指導手帳共にその必要枚(冊)数及び送付先は、さきに三十二年度分として貴都道府県から報告のあった処によって今回は送付するが、変更したい向においては、改めて至急報告すると共に補導生要録の表紙の必要部数もあわせて報告願いたい。
『神綴り』

昭和三十二年四月八日

〔五―二―九二〕労働部長より神奈川県身体障害者職業補導所長宛(三二職補第一一〇号)

補導手当の支給額改定について

「神奈川県身体障害者公共職業補導所補導手当支給要綱」第六にもとづく補導手当の支給日額については昭和三十一年三月三十一日付け三一職補第一〇〇号により従来一人一日式拾円を支給してきたところであるが、昭和三十二年四月一日からは一人一日五十円に増額する。

なお、本改訂は貴所における入所対象層の拡大等を目的としているので、この主旨にそうよう今後募集等に当たって遺憾のないようにいたされたい。

『神類集』

昭和三十二年四月一九日

〔五―二―九三〕労働部長より

代用教科書の取扱について

長宛(三二職第一二六号)
標記については昭和二十九年四月九日付職補発第九〇号「代用教科書の取扱い

について」により通達してあるが、今般労働省において別添要領により標記教材の取扱を統一することになったので今後本要領及び左記了知の上その取扱に遺憾のないよういたされたい。

なお、承認申請手続未済のものについては至急手続きをされたい。

記

一、代用教科書を使用するときは別添取扱要領中(6)により労働省職業安定局長の承認を必要とするので、使用しようとする教科書を二部添付し、労働部長に申請すること。

二、労働省指定の代用教科書

1. 新ラジオ技術教科書(基礎・応用編) 日本放送出版協会出版発行
2. アマチュアにできるテレビジョン受像機の作り方 理工学社出版発行
3. 理容技術・美容技術・理容美容衛生読本 衛生文化協会出版発行
4. ブロック・タイル煉瓦の施行法 有明書房出版発行

三、本県で承認済の代用教科書

1. 紳士服図解裁断裁縫の要点 洋文社出版発行
2. 電気工学 理工学社出版発行
3. 内線工事 電気学園出版発行
4. 設計製図 実数出版(株)出版発行
5. 標準製図法 理工学社出版発行

四、右記(二)(三)の教科書を使用するときは労働部長に報告すること。

五、代用教科書の選定については左記に留意すること。

1. 補導教程に適合していること。
 2. 内容及び表現方法が補導生の程度よりみて難解または容易すぎないものとする。
 3. なるべく広範囲の図書中より選択すること。
 4. 内容が最近の産業界の状況におかれていないものとする。
- 六、昭和二十九年四月九日付二九職補発第九〇号「代用教科書の取扱について」通牒は廃止する。

別添

代用教科書取扱要領

一、代用教科書の使用は、本省において教科書を編さんしていない補導種目についてのみ行うこと。

二、代用教科書を分けて指定代用教科書と承認代用教科書とする。

三、指定代用教科書とは、本省が代用教科書としてあらかじめ指定したものをいい、この通牒施行日においては、本年四月二十一日職発第四六三号「職業補導代用教科書の指定について」によって指定されたものである。

四、指定代用教科書の使用については、承認を要しない。ただし、使用にあたっては労働省職業安定局長に報告すること。

五、承認代用教科書とは、労働省において編さんした教科書及び指定代用教科書以外の教科書であって労働省職業安定局長がその使用を承認したものをいう。

六、都道府県知事は前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ使用しようとする教科書を一部添付してその使用について労働省職業安定局長に承認を申請しなければならない。

『神類集』

昭和三二年四月二二日

〔五―二―九四〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第三二七号）

身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について

標記補導生補導記録は昭和三十一年五月十日職発第五三〇号「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について」により取り扱われてきたところであるが、今般様式の一部改正に伴い、記載内容を整備したので今後本記録の作成は、別紙「補導生指導記録作成要領」に基づき、より一層の利用効果をあげるよう特段の御配慮を願いたい。

補導生補導記録作成要領

一、一般的注意

(一) 指導記録は、補導生の全員について入所の直後作成し、補導生在所中の技能訓練および生活指導の記録として、その活用を図ること。

(二) 記録にあたっては、常に補導生の実態をよく観察し、必要と認められる事実を漏れなく収録するよう心掛けること。

(三) 指導記録は、補導主務課（係）長の下に、その指名する訓練事務担当者が主管し、指導員、医務職員、生徒主事、舎監がそれぞれ関係記事を分担し、

あるいは協議して記入すること。

(四) 指導記録は、補導生の全般がよく掌握できるよう次の順序に編成してあるが、その整理に当たっては補導種目別および期別につづり、整理の順序は入所時の出席簿番号とすること。

身上調査欄 一 ― 二ページ

学歴・職歴・社会生活欄 三ページ

個性調査欄 四ページ

健康管理欄 五 ― 六ページ

補導状況欄 七ページ

身体能力欄 八ページ

補助紙は必要に応じて末尾に順次つづり込むこと。

(五) 指導記録は、補導生に関する一切の記録の集成であるので、したがって職業安定行政手引職業補導編八八〇一の補導生調査票は、身体障害者公共職業補導所については適用がないものとする。

(六) 指導記録は、巻首に索引表を付し、所定の表紙につづり込み永年保存とすること。

二、作成の要領

(一) 表紙見出欄

「番号」 整理番号を記入する。

「修了・中退」 該当するものを○で囲む。

(二) 身上調査

「氏名」 年齢は、入所当日の満年齢を記入し、性別の項は、該当するものを○で囲む。（以下この種の欄はこの方法による。）

「番号」 入所時の出席番号を記入する。

「期別」 入所期別を記入する。

「現住所」 補導所へ入所する以前の住所を記入する。なお終了後の住所変更もこの欄に記入する。

「担当福祉事務所」 補導所へ入所したとき、すでに登録してある福祉事務所がある場合は、その事務所名を記入する。

「身体障害者手帳」 手帳所持者について手帳の交付を受けた都道府県名、交付番号、交付年月日を記入する。

「世帯構成」 同居家族を記入する。

「続柄」 本人を基準とした関係を記入する。

「資産」 不動産を記入する。

「収入」 月収を記入する。

「公的扶助」 生活援護による各種扶助、恩給、障害年金、その他公的または有資格者として支給を受けているものを具体的に記入する。

「環境その他」 生育歴（遺伝・発育）生活（家庭・結婚・交友・社会）などについて具体的に記入する。

「職業又は勤務先」 職業は最近のものを記入する。

「摘要」 本人の一人上について相談できる人または世話してくれるような人の状況を記入する。

「応募経路」 補導所へ入所した動機、経路（安定所・学校・ラジオ・新聞・ポスター・ビラ・修了生父兄）を記入する。

（三）学歴・職歴・社会生活欄

「学歴」 最終のものより順次記入する。備考の項には学校中退の理由その他特記すべきことを記入する。

「その他」 卒業成績、好きな学科、嫌いな学科、転学などについて記入する。

「職務」 販売店員、経理事務員、ラジオ組立修理工など実際に従事した職務の内容を記入する。

「従事期間」 月収を記入する。

「社会生活」 結婚、交友、思想、信仰、団体参加の有無、対社会感情など社会生活における事項を記入する。

（四）個性欄

「適性検査」 鈴木式知能検査、環境性格検査、職業適性検査およびその他の検査について実施結果を記入する。

「総合所見」 各種検査結果について観察した総合所見を記入する。

（五）健康管理欄

1. 視覚障害

「傷病名」 身体障害者手帳に記載されている次の傷病名を記入する。
白（緑）内障、角膜混濁、瞳孔閉鎖症、眼球症、網膜包素変性症、

視神経萎縮、網脈結膜萎縮、半盲症等。

2. 聴覚障害

慢性中耳炎、耳硬化病、職業性難聴、ストマイ難聴、先天性難聴等。

3. 平衡機能障害

メヌエル氏病。

4. 音声機能障害

無喉頭、高度の吃音（音声ノイローゼ）等。

5. 言語機能障害

ろうによる言語障害、失語症、高度の吃音、口蓋破裂症等。

6. 肢体不自由

骨髄炎、肉腫、複雑骨折、瓦斯壊疽、轢断創、脊髄性小児麻痺、脳（脊髄）損傷、先天性奇形、はんこん拘しゆく、結核（等）関節炎後胎症等。

「障害の原因」 次の区分により記入する。

1. 疾病の場合

先天性、後天性

2. 災害の場合

戦傷、戦災、産業災害、交通事故等

「障害の等級」 身体障害者福祉法という身体障害の等級のほかに労働者災害補償保除法による等級を記入する。

「療養経過」 受傷又は発病後補導所へ入所するまでの間の療養経過を記入する。

「現 状」

身体障害の程度および現症状について詳細に記入する。
なお身体障害部位図は次の要領により記号をつける。

1. 欠損部分は黒く塗る。

2. 負傷その他のため故障のある部分には「×」印をつける。

3. 知覚麻痺、機能障害その他広い範囲にわたり障害がある場合には、その部分に斜線を引く。

4. 結核回復者施設においては「身体障害部位図」を「レントゲン像」に置換える。

「補 装 具」 装着の有無、装着補装具の種類、名称及び適否、今後の

着装、改装の要否などについて記入する。

「レントゲン所見」 直接・間接透視に分け、所見を空白に記入する。

「体重測定」 中央の太線をキログラム単位の本人の体重の最近値とし、上下に各々キログラムの幅を持たせた数字を左の空白部分に記入し、毎月の測定値をグラフによって記入する。

「血沈・検査」 結核回復者施設において喀痰検査の結果を記入する。

「医学的諸検査」 実施した諸検査について、種類、実施年月日結果を記入する。

「その他所見」 健康管理について、特に留意すべき事項を記入する。

六 補導状況欄

「出欠状況」 月別の出欠状況を明らかにし、その結果について留意すべき事項を備考欄に記入する。

「訓練成績の評定」 学科については、教程基準に示された科目毎に、その得点を百点満点とする。実技については、各項目の合計が百点満点になるように各項目毎に評価せられた得点を記入する。

ここに記入される得点は、補導期間中に実施せられた個々の実技に関するテストの得点の総合平均である。学科における各科目相互間あるいは、実技の各項目間には適当なウエイト（重要度の比率）を設けることが必要であるが、このウエイトは種目毎に、都道府県において統一した基準を設けることとする。

「検定」 技能検定その他の検定、試験などに合格した場合に記入する。

「修了後の更生計画」 本人に関するすべての情報分析の結論として樹立せられた本人に最も適する就職更生計画を記入する。

「追指導の記録」 補導所の職員が就職後の補導を実施した場合、その内容について具体的に記入する。

七 身体能力欄

「評価」 普通人と変わらない場合は空欄、能力に制限がある場合はレ。まったく能力のない場合は○とする。

なお、義肢、補装具をつけているものは、それをつけた

ところの能力で判断する。

「身体動作制限の評価」 動作項目とその定義は、身体障害者公共職業補導

所入所選考基準によることとし、能力に制限のある項目についてのみ具体的に記入する。 『神綴り』

昭和三二年四月三〇日

〔五―二―九五〕労働部長より

長宛（三二職補第一三四号）

補導生入所、修了、就職状況調査実施要領の一部改正について

昭和三〇年六月二八日付三〇職補第一六六号を以って通達した標記実施要領の一部を左記のとおり改正し、本年度前記の「補導生入所状況調査」から適用することとしたから御承知の上報告の適正を記されたい。

記

実施要領「五報告の作成要領」のうち、

一、第一号様式について

2、調査項目記入要領のbの次の項

「◎def各欄の（ ）内には第二、第三志望によって応募、受験、入所者を外数で記入すること」を削除し、新たに、

「def各欄の（ ）内には駐留軍又は特需会社の離職者及び在職者の数を内数として記入すること。」を挿入する。

従って以下削除された事項に係る箇所を抹消する。

二、第二号様式

2、調査項目記入要領の「応募入所」項のうち、

「◎各欄の（ ）内には第二、第三志望による者を外数として記入すること。

以下各調査項目の（ ）内の数も同様とする」とあるのを削除し「◎各欄の（ ）内には駐留軍又は特需会社の離職者及び在職の数を内数として記入すること。以下ⅢⅣⅦⅧⅨの各調査項目の（ ）内の数も同様とする。」を挿入する。

三、第三号様式について

2、調査項目記入要領の「10備考」の次に左の項を加える。

「◎4入所者、5中途退所のa総数、6修了者数、7就職状況の各欄には

駐留軍又は特需会社の離職者及び在職者を内数として（ ）内に記入すること。」

四、第四号様式について

2、調査項目記入要領の「8備考」の左に項を加える

「◎4 調査対象、5 就職状況の各欄には駐留軍又は特需会社の離職者及び在職者を内数として（ ）内に記入すること。」
『神類集』

昭和三十二年五月九日

〔五―二―九六〕労働部長より 長宛（三二職補第一三五号）

身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について

標記補導生補導記録は昭和二九・四・三〇付二九職補第八八号及び昭和三一・五・二三付職補第一二七号「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について」により取り扱われてきたところであるが今般様式の一部を別添のとおり改正されたので今後本記録の作成については別紙「補導生指導記録作成要領」に基づきより一層の利用効果をあげるよういたされたい。

補導生補導記録作成要領

（編注…本要領は四月二二日の労働省職業安定局長職発第三二七号の要領の若干のてにをば、句読点、漢字変換の有無、順序の入れ替えがあるが、大要に変更しないので省略する。）
『神類集』

昭和三十二年五月二〇日

〔五―二―九七〕労働部長より 長宛（三二職補第一六〇号）

「神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱」の一部改正について

今般労働省から身体障害者補導手当の交付について指示があったので本主旨に
そのため現在貴所で運営されている標記要綱の一部を左記のとおり改正するから、その運営に遺憾のないよういたされたい。

記

「神奈川県身体障害者公共職業補導手当支給要綱の一部を次のように改正する。」

第三関係

「補導手当は補導所の補導生に対して支給する。但し補習生に対してはこれを支給しない。」とあるを「補導手当は補導生全員に対して支給する。但し経済状況等を考慮し、良好なるものに対しては減額することがある」に改める。

第四の第一項関係

「補導手当は、日曜、祝祭日であつて職業補導を実施しない日及び欠席した日、並びに休暇（休学）の日については支給しない」とあるを「補導手当は入所式の翌日以降補導の開始された日より修了式の前日までとし、「神奈川県公共職業補導所等に関する規則（昭和三十一年神奈川県規則第七十九号）第七条に定める休業日及び、「神奈川県身体障害者公共職業補導所規則（内規）第十一条に定める日並びに欠席した日を除くものとする。但しこれらの日にあつても補導を実施した日は交付するものとする」に改める。

第七関係

「補導手当は原則として所長の定める毎月一定日に前月分をとりまとめ、これを支給する。但し終了日はこの限りでない。」とあるを「補導手当の支給日は月別とし翌月の一〇日までに当該月分を交付するものとする」に改める。

（注）この改正は昭和三十二年四月一日から適用する。
『神類集』

昭和三十二年六月一日

〔五―二―九八〕労働部長より 長宛（三二職補第二〇二号）

「神奈川県身体障害者公共職業補導所及び神奈川県共同作業所における給食実施要綱」の策定について

給食の実施にあたってはかね／＼御努力を払われているところであるが、より合理的な運営と経理の明確を期するため今般標記要綱を制定したから、今後はこれにより運営されたい。

なお実施にあたっては所管地方出納と連絡の上遺憾のないよう御配意いたされたい。

神奈川身体障害者公共職業補導所及び神奈川共同作業所における給食実施要綱

(目 的)

第一条 この要綱は、神奈川身体障害者公共職業補導所（以下補導所という。）及び神奈川共同作業所（以下作業所という。）において行なう給食について、条例、規則その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めたものである。

(用語の意義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 補導生 補導所に入所を許可され、現に職業補導を受けているものをいう。
- 二 作業員 作業所に入所を許可され、現に作業を行っている者をいう。
- 三 食糧費 予算科目、節「食糧費」のうち収入見合のものをいう。
- 四 食 費 補導生及び作業員が支払う食事代金をいう。
- 五 食料品 給食実施に必要とする諸食料品をいう。

(給食の対象)

第三条 給食は、原則として入寮中の補導生及び作業員に対して行うものとする。

(衛生・保健)

第四条 所長は給食の実施にあたり、衛生及び栄養等について、常に万全の措置を講ずるよう努めなければならない。

(給食主任者及びその任務)

第五条 所長は給食を円滑に実施するため、給食主任者を指名するものとする。

2 前項により指名された給食主任者は、所長の指揮、監督のもとに次の各号の業務を行うものとする。

- 一 常に受給食者の健康を保持するに必要なカロリー等の按分に留意して「献立表」（様式一）を作成し、あらかじめ所長の承認を受けて計画的に給食を実施する。

二 炊事係をして常に衛生的かつ良心的に給食を実施するよう指導、監督を行う。

三 「食券」（様式二）及び「食需伝票」（様式三）の発行、並びに確認を行う。

(食 料 品)

第六条 食料品はすべて食糧費により購入したものを用いなければならない。

(食 費)

第七条 食費は必要な栄養の維持と、受給食者の経済能力を考慮したものでなければならぬ。

2 食費の額は、前項を基礎として算出するものとし、一人一日（朝、昼、晩）七拾円とする。

(給食手続き及び材料の請求)

第八条 給食を享けようとする者は、「給食申込書」（様式四）を提出し、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

2 前項により承認を受けた者は、「食券」及び「食需伝票」を前日の正午までに代表者が一括して炊事係りに提出するものとする。

3 炊事係りは、前項により提出された「食券」及び「食需伝票」に基づき、「食料品請求並びに払出伝票」（様式五）を作成して、給食主任者に対し、当日分の食料品の払出請求を行うものとする。

(食費の徴収)

第九条 食費の徴収は、提出された食券に基づいて行われ、毎月末に集計して本人から徴収する。

ただし、月末が休日に当たるときは、その前日をもって徴収日とする。

(給食の停止)

第十条 所長は次の各号に該当するものに対し、一時又は長期にわたって給食を停止することができる。

- 1 医師の診断の結果、食事を禁じられた者。
- 2 非衛生的な行為をなし、他のものに迷惑を及ぼすと認められた者。
- 3 所定の給食手続きを行わず、又は食費を支払う意思がないと認められた者。

(報 告 書)

第十一条 所長は給食の実施状況について、「給食実施状況報告書」（様式六）を毎四半期後二十日以内に、「給食決算報告書」（様式七）を翌年度の五月十日までに、それぞれ労働部長に報告するものとする。

(委任事項)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項については、そのつど所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十三年四月一日から実施する。

様式（編者略）

(編注…本要綱は冊子形式になっている。)

『神類集』

昭和三二年六月二〇日

〔五一―二一九九〕労働部長から神奈川県横須賀共同作業所長宛(三二職補第二〇六号)

作業所作業員の加工料の額承認について

さきに横共第六五号をもって追加申請のあった標記の件について左記のとおり承認する。

記

種別	品名	加工料金(単位円)	内容	備考
男子服	背広三つ揃え	九五〇	修理	
〃	背広上衣	五〇〇	〃	
〃	チョッキ	一五〇	〃	
〃	ズボン	三〇〇	〃	
〃	オーバー	六〇〇	〃	
〃	モーニング上衣	一、〇〇〇	〃	
〃	背広三つ揃え	三〇〇	ほじき	
〃	背広上衣	一六〇	〃	
〃	ズボン	八〇	〃	
〃	オーバー	一五〇	〃	
〃	チョッキ	六〇	〃	
女子服	レインコート	一〇〇〇	新調	
〃	ジャケット(夏物)	四〇〇	〃	
〃	チョッキ	三五〇	〃	
〃	ワンピース(夏物)	六五〇	〃	
〃	ブラウス(夏物)	二五〇	〃	
〃	デッキ	一〇〇	〃	
〃	ズボン(半)	二五〇	〃	
〃	ジャンパースカート	四〇〇	〃	
〃	スリッパ	一五〇	〃	
〃	和服コート(長)	一、〇〇〇	〃	

〃	和服コート(半)	五五〇		
〃	ボレロ(夏)	二〇〇		
〃	ボレロ(冬)	五〇〇		
〃	ヒダブルマー	三〇〇		
〃	運動シャツ	二二〇		
〃	女児オーバー	六〇〇		
〃	女児トッパ	五〇〇		
〃	女児スカート	一五〇		
〃	女児ワンピース(冬)	四五〇		
〃	女児ワンピース(夏)	三五〇		
〃	女児ブラウス(夏)	一五〇		
〃	スリッパ	一〇〇		
〃	ベビー服上下	三五〇		
〃	オーバー	五〇〇	修理	
〃	ジャケット	四〇〇		
〃	トッパ	四〇〇		
〃	スカート	一〇〇		
〃	ワイシャツ	一〇〇		
〃	オーバー	一〇〇	ほじき	
〃	ジャケット	一〇〇		
〃	スカート	二五		
〃	ズボン	二五		
布帛	ゆかた	七〇	新調	
〃	カーテン	五〇		一間につき
〃	椅子カバー	三五〇		
〃	布団カバー	七〇		
男子服	背広三ツ組裁断料	一〇〇		

注

- 一 本加工料金は最高額とする。
- 二 本表に掲げる品目以外のものの修理及び製作加工料については、本表における最も類似した品目の加工料金の範囲内において所長が定める。
- 三 裏返しは、新調の加工料から仮縫い料を差引いた額に、ほじき料を加えて得

た額をもって加工料とする。
 本加工賃は、昭和三十二年七月一日から実施する。 『神類集』

昭和三十二年八月七日

〔五一二一一〇〇〕労働部長から神奈川共同作業所長宛（三二職補第二六二号）
作業員の加工料の額承認について

昭和三十二年七月二十五日付神作発第八三号をもって承認申請のあった標記の
 件については別添のとおり承認する。

神奈川共同作業所加工料（委託料）

種目	品名	区分	加工料	適用
男子服	背広三ツ組	新調	1,260	
〃	上衣	〃	680	
〃	チョッキ	〃	240	
〃	ズボン	〃	340	
〃	オーバーコート	〃	900	
〃	スプリングコート	〃	900	
〃	レインコート	〃	560	
〃	背広三ツ組	裏返し	920	
〃	上衣	〃	540	
〃	チョッキ	〃	90	
〃	ズボン	〃	290	
〃	オーバーコート	〃	650	
〃	スプリングコート	〃	650	
〃	レインコート	〃	440	
〃	背広三ツ組	裏地交換	720	
〃	上衣	〃	420	
〃	チョッキ	〃	100	
〃	ズボン	〃	200	
〃	オーバーコート	〃	480	
〃	スプリングコート	〃	480	

〃	レインコート	〃	240	
種目	品名	区分	加工料	適用
洋裁	婦人用スカート	新調	240	
〃	婦人用ワンピース	〃	360	冬物
〃	婦人用ブラウス	〃	120	木綿物
〃	婦人用ブラウス	〃	230	毛織物
〃	婦人用セツク	〃	160	
〃	婦人用スリッパ	〃	80	
〃	婦人用トッパー	〃	440	
〃	婦人用オーバーコート	〃	800	
〃	婦人用ズボン	〃	240	
〃	婦人用ジャケット及びスカート	〃	800	
〃	婦人用スプリングコート	〃	800	
〃	婦人用ジャケット	〃	400～600	
〃	男子用ウインヤツ	〃	100	
〃	子供用スカート	〃	70	
〃	子供用ワンピース	〃	290	冬物
〃	子供用ブラウス	〃	130	木綿
〃	子供用ブラウス	〃	180	毛織
〃	子供用スモック	〃	110	
〃	子供用スリッパ	〃	20	
〃	子供用トッパー	〃	300～400	
〃	子供用スカートオーバーコート	〃	400～500	
〃	子供用ズボン	〃		
粗裁料	学生服	新調	480～600	上下
靴料	男子靴 製甲	〃	120	
〃	男子靴 底付	〃	360	
〃	婦人靴 製甲	〃	120	
〃	婦人靴 底付	〃	360	
〃	サンダル 製甲	〃	60	
〃	サンダル 底付	〃	180	

〃	半長靴 製甲	〃	150	
〃	半長靴 底付	〃	400	
〃	院内靴 製甲	〃	120	
〃	院内靴 製甲	〃	360	
〃	補助靴 製甲	〃	300	
〃	補助靴 底付	新調	720	
靴袋物料	抱袋 牛尺三	〃	350	
〃	抱袋 牛尺二	〃	350	
〃	抱袋 豚尺三	〃	240	
〃	抱袋 豚尺二	〃	240	
〃	ダレス靴 牛尺三	〃	350	
〃	ダレス靴 豚尺三	〃	240	
〃	引手靴 牛尺三	〃	350	
〃	引手靴 豚尺三	〃	240	
〃	ボストンバック 牛22～24吋	〃	420	
〃	〃 牛20～18吋	〃	370	
〃	〃 牛16吋	〃	320	
〃	〃 牛14吋	〃	320	
〃	〃 牛12吋	〃	300	
〃	〃 豚20吋	〃	240	
〃	〃 豚18吋	〃	240	
〃	〃 豚16吋	〃	240	
〃	〃 豚14吋	〃	220	
〃	〃 豚12吋	〃	180	
靴袋物料	ジャケット 牛24吋	新調	400	
〃	〃 牛20～2吋	〃	350	
〃	〃 牛16～18吋	〃	300	
〃	三方チャック ケース	〃	250	
〃	引手付 ケース	〃	300	

記

- (1) 本加工料をもって各品目毎の最高額とする。
- (2) 義肢(補装具)関係の新調及び修理の加工料については厚生労働省告示第一二八号「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に掲げる額の2割以内とする。
- (3) 今回承認した品目以外の新調及び修理加工料については、今回承認のうち最も類似した品目の加工料金の範囲内において所長が決める。
- (4) 本加工料は昭和三十二年八月一日から実施し、三〇職補第二二〇号により承認した加工賃は廃止する。 『神類集』

昭和三十一年一月二三日

〔五一二一一〇一〕労働部長より各職業補導所長宛(三二職補第三七一号)

要綱の一部改正について

三一職補第一二二号「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱」の一部を左記のとおり改正したので、実施にあたっては遺憾のないようにされたこと。

記

- 一、三二職補第一二二号「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱」第九の第一項中「引渡価格は第八の二の評価額とする。但し特別の事情あるものについてはこの限りではない。」を「引渡価格は製作価格及び商品価値を勘案し、決定するものとする。」に改める。
- 二、同様様式第六「製作品引継明細書」のうち「処分価格」を「処分予定価格」に改める。

附 記

この改正は昭和三十二年十一月一日から適用する。 『神類集』

昭和三十一年一月三〇日

〔五一二一一〇二〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛(職発第九六二号)

承認代用教科書の申請について

標記については今後左記の方法により申請されるようお願いしたい。

”	理学理論 (3冊分)	
”	美容理論 (3冊分)	
ラジオ・テレビ放送の修理	新ラジオ技術教書(基礎編)	日本放送協会
”	” (応用編)	”
”	テレビジョン技術教書	”
ブロック建築	ブロック・タイル棟の施工法	有明書房

『神綴り』

昭和三十二年一月六日

〔五―二―一〇四〕理事長より各総合職業補導所長宛 (労働福祉発第三五七号)

訓練生の所外実習の取扱について

首題の件について、従来一部総合職業補導所において訓練生が応用実習の段階に入つて就職を円滑にする等の目的のもとに長期間にわたり、工場、事業場等に雇用契約によることなく臨時工の如き取扱いをもつて所外実習を行わしめておる向きもあるが訓練生は原則として所内において教程により所定の技能標準に到達できるように訓練されるべきである。若し、訓練生が所外実習を行う場合指導員の指導監督の徹底を欠き計画的訓練も行われ難く、かつ訓練生が災害を蒙つた場合、これが取扱いに支障を来たすおそれもあり、訓練事業の円滑な運営が期せられない結果となるので、応用実習の段階においては、労働市場の要請する技能を十分取り入れて実習せしめるほか、受託作業をも考慮する等工夫を凝らし所内実習に重点を置いて訓練の実施に当らるべき。

なお、止むを得ず長期間にわたり所外実習を実施する場合は、左記の場合に限られない。

記

1. ブロック建築、電工等所外作業を必要とする場合
2. 各種目の機械設備が国の定める設備基準の第一整備順位(六〇%)以下の場合 『福祉』

昭和三十二年一月二六日

〔五―二―一〇五〕労働省職業安定局長、知事及び労働福祉事業団理事長宛 (職

発第一、〇三〇号)

総合職業補導所に対する委託料の基準について

都道府県がその行う職業補導事業の一部を労働福祉事業団の経営する総合職業補導所に委託する場合の都道府県の負担する委託料の基準については、かねて自治庁と協議中のところ今般協議がととのい別紙のとおり決定されたので予算措置等についてよろしく御配意方煩わしい。

総合職業補導所委託料基準

一、委託料の適正額は

- (一) 種目別の補導生一人当たりの訓練事業費基準額(内訳別表のとおり)に補導生数を乗じて得た額と、
- (二) 総合職業補導所別の訓練事業に必要な電気基本料から一割を削除した額との、合計額をもつてその標準とする。

二、計算の基準となる補導生数は、都道府県の委託予定人員とする。たゞし、入所生数の実績が当初の予定人員と著しく相違する場合は、協議のうえ変更することができるものとする。

三、計算の基礎となる訓練事業に必要な電気基本料は、当該年度の契約キロ数による年間所要額とする。たゞし、都道府県以外からの委託による職業補導事業を行うときは、その人員と都道府県の委託人員との割合により計算の基礎としての電気基本料を減額するものとする。

(編注…別表は次ページの二表)

職発第一〇三〇号の二

昭和三十二年一月二六日

労働省職業安定局長

労働福祉事業団理事長 殿

総合職業補導所に対する都道府県の委託料の基準について

貴職管下の総合職業補導所において都道府県の委託をうけて職業補導事業を実施する場合の都道府県の負担する委託料の基準についてかねて自治庁との間に協議中であつたが、今回別紙のとおり決定し関係都道府県に対し別添のとおり通知したから了解願いたい。

(編注…基準表同一につき略)

『デジ』

(5-2-105別表) 総合職業補導所、種目別、補導生1人当り訓練事業費基準額表

区 分 種 目	事 業 費	収 入	差引委託金	同 左 の 内 訳	
				基本実習	応用実習
機 械	17,690	4,050	13,640	9,320	4,320
仕 上	14,700	3,870	10,830	7,870	2,960
自 動 車 整 備	28,370	16,720	11,650	5,990	5,660
内 燃 機 修 理	22,930	11,430	11,500	6,710	4,790
溶 接	30,740	6,530	24,210	11,550	12,660
板 金	15,740	8,450	7,490	3,980	3,510
電 気 機 器 修 理	15,340	4,930	10,410	3,440	6,970
塗 装	23,390	12,400	10,990	8,480	2,510
建 設 機 械	21,410	3,180	18,230	7,270	10,960
配 管	17,150	980	16,170	7,270	8,900
電 工	6,840	1,340	5,500	2,510	2,990
鋳 造	37,400	27,110	10,290	5,630	4,660
精 密 機 械	19,060	5,100	13,960	6,660	7,300
無 線 通 信	7,070	—	7,070	2,700	4,370
ブ ロ ッ ク 建 築	20,360	15,270	5,090	3,220	1,870
ブ ロ ッ ク タ イ ル	19,740	5,140	14,600	1,520	13,080
活 版 印 刷	15,070	11,300	3,770	3,350	420
オ フ セ ッ ト 印 刷	13,270	4,710	8,560	3,910	4,650
木 工	19,330	13,030	6,300	3,080	3,220
ラ ジ オ テ レ ビ	24,370	16,310	8,060	5,890	2,170
製 函	5,770	250	5,520	2,460	3,060
織 布	14,470	11,020	3,450	3,320	130
義 肢	22,970	17,180	5,790	4,130	1,660
洋 裁	19,500	12,890	6,610	4,030	2,580
男 子 服	24,550	18,830	5,720	4,770	950
和 文 タ イ プ	4,910	1,010	3,900	1,720	2,180
事 務	4,880	1,010	3,870	1,980	1,890
経 理 事 務	3,290	—	3,290	1,450	1,840
膳 写 印 刷	6,400	2,020	4,380	2,660	1,720
鋸 目 立	9,890	6,230	3,660	2,610	1,050

(注) 本基準表には所別訓練事業に必要な電気基本料は含まない

総合職業補導所種目別補導生1人あたり訓練事業費基準額明細表

(単位 円)

種 目	基 本 実 習						応 用 実 習						合 計			
	資材費	機 具 費	光 熱 水 量	機 械 修 理 費	雑 費	小 計	資材費	機 具 費	光 熱 水 量	機 械 修 理 費	雑 費	小 計	収 入	計	収 入	差 引 委 託 金
機 械 上 仕	2,710	5,020	1,190	160	710	9,790	2,800	1,270	2,370	400	1,060	7,900	3,580	17,690	4,050	13,640
自動車整備	2,450	4,580	680	70	710	8,490	2,080	1,490	1,360	220	1,060	6,210	3,250	14,700	3,870	10,830
内燃機修理	4,990	450	690	110	710	6,950	16,530	890	1,390	1,550	1,060	21,420	15,760	28,370	16,720	11,650
溶接	4,990	450	910	50	710	7,110	11,690	1,030	1,830	210	1,060	15,820	11,030	22,930	11,430	11,500
板金	9,970	400	1,490	200	710	12,770	12,550	930	2,980	450	1,060	17,970	5,310	30,740	6,530	24,210
電機機器修理	2,960	590	380	50	710	4,690	8,760	510	750	170	1,060	11,250	7,740	15,940	8,450	7,490
塗装	1,780	260	850	40	710	3,640	7,430	1,350	1,700	160	1,060	11,700	4,730	15,340	4,930	10,410
建設機械	6,280	1,570	560	40	710	9,160	9,420	2,360	1,300	90	1,060	14,230	11,720	23,390	12,400	10,990
配管	4,310	530	1,570	150	710	7,270	2,910	530	3,140	6,500	1,060	14,140	3,180	21,410	3,180	18,230
電造	4,840	500	810	410	710	7,270	5,820	500	1,610	890	1,060	9,880	980	17,150	980	16,170
精密機械	850	130	770	50	710	2,510	1,290	260	1,630	90	1,060	4,330	1,340	6,840	1,340	5,500
無線通信	5,900	610	270	70	710	7,560	26,740	1,210	550	280	1,060	29,840	25,180	37,400	27,110	10,290
プロック建築	3,420	2,400	580	100	710	7,210	6,020	3,340	1,240	190	1,060	11,850	4,550	19,060	5,100	13,960
プロック印刷	1,030	280	680	0	710	2,700	1,540	340	1,430	0	1,060	4,370	0	7,070	0	7,070
活版印刷	1,920	140	340	110	710	3,220	14,640	410	680	350	1,060	17,140	15,270	20,360	15,270	5,090
オフセット印刷	1,500	220	550	30	710	3,010	14,080	330	1,200	60	1,060	16,730	3,650	19,740	5,140	14,600
木工	3,170	230	480	110	710	4,700	7,770	250	1,080	210	1,060	10,370	9,950	15,070	11,300	3,770
ラジオ・テレビ	2,400	230	750	470	710	4,560	4,810	350	1,500	990	1,060	8,710	4,060	13,270	4,710	8,560
製図	1,920	320	480	50	710	3,480	12,400	630	1,630	130	1,060	15,850	12,630	19,330	13,030	5,790
織布	6,210	300	290	0	710	7,510	13,490	1,620	690	0	1,060	16,860	14,690	24,370	16,310	8,060
義肢	1,270	310	150	20	710	2,460	1,370	460	380	40	1,060	3,310	250	5,770	250	5,520
洋裁	3,640	140	330	110	710	4,930	7,270	280	650	280	1,060	9,540	9,410	14,470	11,020	3,450
男子衣服	4,490	440	280	230	710	6,150	13,470	1,330	530	430	1,060	16,820	15,160	22,970	17,180	5,790
女子衣服	3,280	350	350	30	710	4,720	12,200	700	760	60	1,060	14,780	12,200	19,500	12,890	6,610
事務	4,150	220	460	30	710	5,570	16,380	440	1,030	70	1,060	18,980	18,030	24,550	18,830	5,720
事務	730	170	60	50	710	1,720	1,500	320	170	140	1,060	3,190	1,010	4,910	1,010	3,900
事務	1,130	100	50	50	710	2,040	1,440	170	80	90	1,060	2,840	950	4,880	1,010	3,870
事務	650	0	50	40	710	1,450	650	0	80	50	1,060	1,840	0	3,290	0	3,290
印刷	1,640	470	20	20	710	2,860	1,850	460	60	110	1,060	3,540	1,820	6,400	2,020	4,380
立	2,360	210	520	90	710	3,890	3,120	490	1,160	170	1,060	6,000	4,950	9,890	6,230	3,660

(注) 本基準額表には所別訓練事業に必要な電気基本料を含まない。

『ページ』

昭和三十三年一月一三日

〔五一二—一〇六〕理事長より各総合職業補導所長宛（労働福祉発第23号）

労働福祉事業団総合職業補導所委託料基準について

都道府県がその行う職業補導事業の一部を総合職業補導所に委託して実施する場合の適正な委託料の算定基準について、別添「写」とおり昭和三十三年二月二六日職発第一〇三〇号の一をもって職業安定局長より関係都道府県知事あて通達があり、本年四月一日から適用されることとなったので、関係都道府県と連絡のうえ、職業訓練事業のための委託料の折衝その他これが取扱いについて遺憾のないよう配慮願いたい。別紙（写）

総合職業補導所に対する委託料の基準について

昭和三十三年二月二六日

職業安定局長より 知事あて（職発第一〇三〇号の一）

都道府県が行う職業補導事業の一部を労働福祉事業団の経営する総合職業補導所に委託する場合の都道府県の負担する委託料の基準については、かねて自治庁と協議中のところ今般協議がととのい別紙のとおり決定されたので予算措置等についてよろしく御配慮方願わしい。

労働福祉事業団総合職業補導所委託料算定基準

1 委託料の適正額は

(1) 種目別の補導生1人当りの訓練事業費基準額（内訳別表のとおり）に補導生数を乗じて得た額と

(2) 総合職業補導所別の訓練事業に必要な電気基本料から一割を控除した額との合計額をもってその標準とする。

2 計算の基礎となる補導生数は、都道府県の委託予定人員とする。
ただし、入所生数の実績が当初の予定人員と著しく相違する場合は、協議のうえ変更することができるものとする。

3 計算の基礎となる訓練事業に必要な電気基本料は、当該年度の契約キロ数による年間所要額とする。ただし、都道府県以外からの委託による職業補導事業を行うときは、その人員と都道府県の委託人員との割合により計算の基礎としての電気基本料を減額するものとする。

（単位円）

区分 科目	事業費	収入	差引 委託金	同左の内訳	
				基本実習	応用実習
機械	17,690	4,050	13,640	9,320	4,320
仕上	14,700	3,870	10,830	7,870	2,960
自動車整備	28,370	16,720	11,650	5,990	5,660
内燃機修理	22,930	11,430	11,500	6,710	4,790
溶接	30,740	6,530	24,210	11,550	12,660
板金	15,940	8,450	7,490	3,980	3,510
電気機器修理	15,340	4,930	10,410	3,440	6,970
塗装	23,390	12,400	10,990	8,480	2,510
建設機械	21,410	3,180	18,230	7,270	10,960
配管	17,150	980	16,170	7,270	8,900
電工	6,840	1,340	5,500	2,510	2,990
鋳造	37,400	27,110	10,290	5,630	4,660
精密機械	19,060	5,100	13,960	6,660	7,300
無線通信	7,070	—	7,070	2,700	4,370
プロック建築	20,360	15,270	5,090	3,220	1,870
プロックタイル	19,740	5,140	14,600	1,520	13,080
活版印刷	15,070	11,300	3,770	3,350	420
オフセット印刷	13,270	4,710	8,560	3,910	4,650
木工	19,330	13,030	6,300	3,080	3,220
ラジオテレビ	24,370	16,310	8,060	5,890	2,170
製図	5,770	250	5,520	2,460	3,060
織布	14,470	11,020	3,450	3,320	130
義肢	22,970	17,180	5,790	4,130	1,660
洋服	19,500	12,890	6,610	4,030	2,580
男子服	24,550	18,830	5,720	4,770	950
和文タイプ	4,910	1,010	3,900	1,720	2,180
事務	4,880	1,010	3,870	1,980	1,890
経理事務	3,290	—	3,290	1,450	1,840
贈写印刷	6,400	2,020	4,380	2,660	1,720
鋸 立	9,890	6,230	3,660	02,610	1,050

（註）本基準表には所別訓練事業に必要な電気基本料は含まない。

総合職業指導所科目別訓練生1人

当り訓練事業費基準額明細表

(単位円)

科目	基本				実習		応用				合計		差引委託費			
	資材費	機工費	光熱水道	機械修理費	雑費	小計	資材費	機工費	光熱水道	機械修理費	雑費	小計		収入	計	収入
機上	2,710	5,020	1,190	160	710	9,790	2,800	1,270	2,370	400	1,060	7,900	3,580	17,690	4,050	13,640
自動車整備	2,450	4,580	680	70	710	8,490	2,080	1,490	1,360	220	1,060	6,210	3,250	14,700	3,870	10,830
内燃機修理	4,990	450	690	110	710	6,950	16,530	890	1,390	1,550	1,060	21,420	15,760	28,370	16,720	11,650
溶接	4,990	450	910	50	710	7,110	11,690	1,030	1,830	210	1,060	15,820	11,030	22,930	11,430	11,550
板金	9,970	400	1,490	200	710	12,770	12,550	930	2,980	450	1,060	17,970	5,310	30,740	6,530	24,210
電気機器修理	2,960	590	380	50	710	4,690	8,760	510	750	170	1,060	11,250	7,740	15,940	8,450	7,490
塗装	1,780	260	850	40	710	3,640	7,430	1,350	1,700	160	1,060	11,700	4,730	15,340	4,930	10,410
建設機械	6,280	1,570	560	40	710	9,160	9,420	2,360	1,300	90	1,060	14,230	11,720	23,390	12,400	10,990
配管	4,310	530	1,570	150	710	7,270	2,910	530	3,140	6,500	1,060	14,140	3,180	21,410	3,180	18,230
電工	4,840	500	810	410	710	7,270	5,820	500	1,640	890	1,060	9,880	980	17,150	980	16,170
電機	850	130	770	50	710	2,510	1,290	260	1,630	90	1,060	4,330	1,340	6,840	1,340	5,500
鋳造	5,900	610	270	70	710	7,560	26,740	1,210	550	280	1,060	29,840	25,180	37,400	27,110	10,290
精密機械	3,420	2,400	580	100	710	7,210	6,020	3,340	1,240	190	1,060	11,850	4,550	19,060	5,100	13,960
無線通信	1,030	280	680	0	710	2,700	1,540	340	1,430	0	1,060	4,370	0	7,070	0	7,070
プロック建築	1,920	140	340	110	710	3,220	14,640	410	680	350	1,060	17,140	15,270	20,60	15,270	5,090
プロックタイル	1,500	220	550	30	710	3,010	14,080	330	1,200	60	1,060	16,730	3,650	19,740	5,140	14,600
活版印刷	3,170	230	480	110	710	4,700	7,770	250	1,080	210	1,060	10,370	9,950	15,070	11,300	3,770
オフセット印刷	2,400	230	750	470	710	4,560	4,810	350	1,500	990	1,060	8,710	4,060	13,270	710	8,560
木工	1,920	320	480	50	710	3,480	12,400	630	1,630	130	1,060	15,850	12,630	19,330	13,030	6,300
ラジオテレビ	6,210	300	290	0	710	7,510	13,490	1,620	690	0	1,060	16,860	14,690	24,370	16,310	8,060
製図	1,270	310	50	20	710	2,460	1,370	460	380	40	1,060	3,310	250	5,770	250	5,520
織布	3,640	140	330	110	710	4,930	7,270	280	650	280	1,060	9,540	9,410	14,470	11,020	3,450
義肢	4,490	440	280	230	710	6,150	13,470	1,330	530	430	1,060	16,820	15,160	22,970	17,180	5,790
洋裁	3,280	350	350	30	710	4,720	12,200	700	760	60	1,060	14,780	12,200	19,500	12,890	6,610
男子服	4,150	220	460	30	710	5,570	16,380	440	1,030	70	1,060	18,980	18,030	24,550	18,830	5,720
女子服	730	170	60	50	710	1,720	1,500	320	170	140	1,060	3,190	1,010	4,910	1,010	3,900
和文タイプ	1,130	100	50	50	710	2,040	1,440	170	80	90	1,060	2,840	950	4,880	1,010	3,870
事務	650	0	50	40	710	1,450	650	0	80	50	1,060	1,840	0	3,290	0	,290
経理	1,640	470	20	20	710	2,860	1,850	460	60	110	1,060	3,540	1,820	6,400	2,020	4,380
印刷	2,360	210	520	90	710	3,890	3,120	490	1,160	170	1,060	6,000	4,950	9,890	6,230	3,660

『福祉』

昭和三十三年二月二〇日

〔五一二—一〇七〕業務担当理事より各総合職業補導所長宛（労働福祉発第一五三号）

通学定期乗車券発売対象施設としての指定手続きについて

首記のことについては、種々御配慮を煩わしてきたところであるが、なおこれが取扱いについては爾今下記により遺憾なきを期せられたい。

記

- 1 旅客及び荷物運送規則（以下「規則」という。）第六九条第一項第二号の規定に基き国鉄の指定をうけて「指定学校」となった場合は、通学定期乗車券の購入並びに規則第13条による旅客運賃学生割引の規定が適用されるが、右指定取扱いは、各職業訓練種目毎になされるものであること。
- 2 総合職業補導所における職業訓練種目が国鉄指定になるための基準は、職業訓練の期間1箇年、年間授業時間七〇〇時間以上を必要とし、かつ当該種目の訓練定員二〇名以上のものである。従つて右基準に該当する職業訓練種目を有し、いまだ国鉄指定の取扱いを受けていないときは、すみやかに「学校指定申請書」又は「指定部科の追加申請書」を総合職業補導所の所在地を管轄する鉄道管理局長（管理局が遠隔地にあるときは、最寄りの国鉄駅を經由）に提出し、その承認をうるること。
- 3 事業計画の変更等により職業訓練期間が国鉄指定の基準に満たなくなった職業訓練種目或いは廃止された職業訓練種目で、いまだ国鉄指定を受けているものは、「学校指定変更申請書」を管轄の鉄道管理局長に提出すること。
- 4 職業訓練種目又は総合職業補導所の名称を変更したときは、「学校指定変更申請書」を管轄の鉄道管理局長に提出し、名称変更の承認をうるのこと。
- 5 前各号に示した事由が生じたときは、すみやかに総合職業補導所は、規則第六九条に基づく諸手続をとり常に指定職業訓練種目を整備しおくこと。
- 6 前項の手続きをした総合職業補導所は、その都度管轄の鉄道管理局長に提出した書類の「写」二部を本部に送付すること。

『福祉』

昭和三十三年二月二四日

〔五一二—一〇八〕労働省職業安定局長、労働福祉事業団理事長宛（職発第一三

七号）

総合職業補導所の溶接科修了生に対する溶接士試験の取扱について

標記については、今般、労働省労働基準局長通達（昭和三十三年二月十四日付基発第九五号、別添写参照。）によりその試験を免除することとなったので、左記によりこれが取扱について遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

- 一、総合職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度及び実施方法については、労働安全衛生規則第四百条に基き都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のものとし、その合格基準に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。
また、アセチレン溶接士免除の申請にあたっては、その修了成績証明書を申請書に添付すること。
 - 二、総合職業補導所は、総合職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全関係法規の教育等について都道府県労働基準局長と協議のうえ緊密な連携を保つてその円滑な運営を図ること
 - 三、この措置により、総合職業補導所における修了試験の結果、労働安全衛生規則に定めるアセチレン溶接士の免許が与えられることとなったものであるから、労働安全の重要性に鑑み、貴職においても試験の厳正な実施について万全の指導監督を加え、その適正を期すること。
- （別添 写）昭三三・二・一四、基発第九五号通達
- 公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号をもつて、アセチレン溶接士試験の試験科目の全部を免除し、その取扱方について通ちようしたところであるが、今般、失業保険福祉施設である総合職業補導所の溶接科修了者についても、右と同様の取扱をすることとしたので了知されたい。

『時報』

昭和三十三年三月七日

〔五一二—一〇九〕業務部長より各総合職業補導所長宛（労働福祉発第一八八号）

総合職業補導所における訓練生等の取扱について

総合職業補導所における訓練生等の取扱いについては、各施設ともそれぞれ事業団に移管される前の都道府県所則、規則等によって暫定的に運営されている現状である

ので、近く、職業訓練法の制定とも関連して、事業団としての所則（準則）を示し、これが取扱いについて統一を期する考えであるが、さしあたり訓練生の募集、学校学生生徒旅客運賃割引証配付申請の手続等、特に新設の施設にあつてはこれが制定が急がれているので、別添「労働福祉事業団〇〇総合職業補導所所則」を参考として応急的に各施設において所則を制定し、訓練生等の取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、別添所則第四条の規定による職業訓練の内容及びその時間については、労働大臣の定める教程基準に拠り作成すること。

おつて、所則制定後、その写二部を添えてその旨報告願いたい。

労働福祉事業団〇〇総合職業訓練所所則

(目的)

第一条 この所則は、労働福祉事業団の組織規程（昭和三二年規程第四号）第十三条の規定に基づいて設置された〇〇総合職業訓練所において行う失業保険の被保険者及び被保険者であつた者等（以下「訓練生」という。）の養成に必要な事項を定めるとともに訓練生の遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

(職業訓練の基本方針)

第二条 〇〇総合職業訓練所（以下「訓練所」という。）は、訓練生に対し、職業に必要な専門的技術を習得させ、又は向上させるため適切かつ効率的な職業訓練を行うものとする。

(職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間)

第三条 職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間は、別表のとおりとする。

(職業訓練の内容及びその時間)

第四条 訓練生が職業訓練期間中に習得すべき職業訓練の内容及びその時間は、訓練所の所長（以下「所長」という。）が別に定める。

(訓練生となるべき者の資格)

第五条 訓練生は、教育基本法第4条に規定する義務教育の修了者又はこれと同程度以上の学力を有する者でなければならない。

(訓練生の選考及び決定)

第六条 所長は、次に掲げる者のうちから訓練生を選考し決定する。

(1) 公共職業安定所が前条の資格を有する者のうちから推せんした者

(2) 事業主の委任を受けて職業訓練を行う場合にあつては、当該事業主が推せんした者

(3) 前二号に掲げる者のほか、理事長の承認を得て所長が別に定める者

2 所長は、訓練生を決定したときはすみやかに当該本人及び関係公共職業安定所又は関係事業主その他特に通知を必要と認められた者に、その旨を通知しなければならない。

(職業訓練の開始の時期)

第七条 職業訓練の開始の時期は、原則として毎年四月及び一〇月とする。ただし、特別な事情があるときは、所長は、職業訓練の開始の時期を変更することができる。

(訓練生となる手続)

第八条 訓練生となることを希望する者は、〇〇総合職業訓練所入所願書(様式1)に履歴書を添えて訓練所に提出しなければならない。

2 前項の願書の提出は、第六条第一号もしくは第二号の推せん者又は理事長の承認を得て所長が別に定める者を経由して行うものとする。

(誓約書)

第九条 訓練生は、入所した日から七日以内に誓約書(様式2)を所長に提出しなければならない。

(職業訓練の始業及び終業の時刻)

第十条 職業訓練の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前八時三〇分

終業時刻 午後四時三〇分(土曜日にあつては正午)

2 所長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず始業及び終業の時刻を変更することができる。

(訓練生の休日)

第十一条 休日は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休日に学科又は実習を課することができる。

日 曜日

国民の祝日

年末・年始(十二月二十八日から翌年一月五日まで)

労働福祉事業団の設立の日(七月一日)

2 所長は、特に必要と認めるときは、前項に規定するもののほか、別に休日を選定することができる。

(欠席及び休所)

第十二条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その旨をあらかじめ又はすみやかに、所長に届け出なければならない。

2 欠席が引続き七日を超えるときは、欠席届(様式三)に医師の診断書等欠席の理由を明らかにする書類を添えて所長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 長期にわたり欠席することが明らかなきときは、休所を命ぜられることがある。

(退所)

第十三条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由で退所しようとするときは、退所願(様式四)を所長に提出しその許可を受けなければならない。

2 所長は、訓練生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ぜることができる。

- (1) 素行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者
- (2) 成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて引続き1ヶ月以上欠席した者又は出席常でない者
- (4) 所則その他訓練所が定める諸規定に違背する等訓練所の秩序を乱す行為のあった者

(ほう賞)

第十四条 所長は、習得知識及び技能が優秀な者又は他の訓練生の模範となる者を表彰することができる。

(修了)

第十五条 職業訓練の課程を修了したと認められる訓練生に対しては、修了にあたり、修了証書を授与する。

(証明書)

第十六条 訓練生は、在所中又は修了後必要な証明書を請求することができる。

(補習)

第十七条 職業訓練の課程を修了した者であつて更に知識及び技能の習得又は向上を図るため引き続き訓練所に在所することを希望する者があるときは、所長は、訓練生の職業訓練に支障のない範囲内において、その者に職業訓練の補習を許可するこ

とができる。

2 前項の職業訓練を受ける者を補習生という。

3 補習生に関しては、所長が別に定めるところにより職業訓練を行うものとする。(実施に關し必要な事項)

第十八条 この所則で定めるもののほか、訓練生の職業訓練に關する事項、訓練生の遵守すべき事項等この所則の実施に關して必要な事項は別に所長が定めるものとする。

附則

1 この所則は、昭和〇年〇月〇日から実施する。

2 この所則中「総合職業訓練所」の名称は、組織規程附則第三項に規定する理事長が別に定める日までの間は、「総合職業補導所」と読み替えるものとする。

別表

(例示)

(昼間)

職業訓練の種目	訓練生の定員	職業訓練の期間
板金科	四〇名	一年
自動車整備科	五〇名	一年
溶接科	三〇名	一年

(夜間)

職業訓練の種目	訓練生の定員	職業訓練の期間
塗装科	二〇名	六ヶ月
仕上科	三〇名	一年

様式一(編注:以下略)

『福祉』

昭和三十三年三月二五日

(五―二―一〇) 理事長より各総合職業補導所長宛(労働福祉発第二四〇号)

溶接科修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について

標記については、今般労働基準局長通達（昭和三十三年二月一日付基発第九五号、別添写し(1)参照）によりその試験を免除することとなったので、当該種目を有する施設にあっては、下記によりこれが取扱について遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1 総合職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度及び実施方法については、労働安全衛生規則第四〇〇条に基き都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のもの（別添写(2)参照）とし、その合格基準に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。

また、アセチレン溶接士免許の申請にあたってはその修了成績証明書（様式一参照）を申請書（様式二参照）に添付すること。

2 総合職業補導所長は、総合職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全関係法規の教育等について都道府県労働基準局長と協議のうえ緊密な連携を保つてその円滑な運営を図ること。

3 この措置により、総合職業補導所における修了試験の結果、労働安全衛生規則に定めるアセチレン溶接士の免許が与えられることとなったものであるから、労働安全の重要性にかんがみ、各施設においても試験の厳正な実施について万全の指導監督を加え、その適正を期すること。

様式一・二（編注：最後の所長名を除き昭和二十九年三月三十一日職発第一七八号と同様式のため略す。）

別添 写(1)

総合職業補導所の溶接科修了者に対する労働安全衛生規則第四〇〇条但書の規定の適用について

昭和三十三年二月一日

労働基準局長より都道府県労働基準法局長宛（基発第九五号）

公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号「公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第四〇〇条但書の規定の適用について」をもって、アセチレン溶接士試験の試験科目の全部を免除し、その取扱方について通牒したところであるが、今般、失業保険福祉施設であ

る総合職業補導所の溶接科修了者についても、右と同様の取扱をすることとしたので了知されたい。

別添 写(2)

各種技能試験の施行に関する件〔昭和二十四年四月一六日 基発第四四七号〕

改正 昭和二十六年二月二日 基発第一〇五号

昭和二十七年二月一九日 基発第七八号

労働安全衛生規則の施行に伴う汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士及び映写技術者の技能試験に関する試験施行要領並びに労働省労働基準局長の示す試験免許基準については昭和二十三年二月一三日基発第二四三号「各種技能試験の施行に関する件」昭和二十三年二月一九日基発第二六八号「各種技能試験の施行要領中追加並びに訂正について」昭和二十三年二月二〇日基発第二九六号「汽罐溶接士試験の施行に関する件」昭和二十三年三月一五日基発第四四九号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年四月一五日基発第六〇五号「労働安全規則第三二四条の汽罐士試験について」昭和二十三年四月二〇日基発六二六号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年七月一〇日基発第一〇〇四号「地方鉄道及び軌道における機関車乗務員の技能試験について」昭和二十三年七月三〇日基発第一〇九四号「技能試験免除基準の件」及び昭和二十三年一月二一日基発第一五二七号「汽罐士試験免除基準の追加について」により運営されていたが、爾後これ等を廃止し本件により左記事項を留意の上別紙要領並びに基準により実施せられたい。

記

1 試験の施行については左記事項に留意すること。

イ 試験は受験者の便宜をはかり、なるべく毎年二回以上行うこと。

ロ 試験の期日、場所、手続等施行に関する発表は受験希望者の準備を考慮し、相当期間の余裕を置くと共に各方面に徹底を計ること。

ハ 試験場は地理的事情を考慮し、受験者の便宜をはかり数ヶ所に分けて行うも差し支えないこと。

ニ 試験の結果発表は試験終了後なるべく二週間以内にこれを行うこと。

ホ 試験の全部又は一部免除の資格を附与する講習会（昭和二十三年四月二八日基発第三五号及び昭和二十三年六月一六日基発第八九六号（基収第一八二三号）によるものを除く。）はこれを認めないこと特に必要がある場合は予め本省に稟議すること。

- 2 試験問題は都道府県労働基準局長の作成によるを原則とするが必要があれば労働省労働基準局長に予め照会すること。但し、特級汽罐士及び汽罐溶接士の試験問題並びに試験日時についてはその都度本省より指示する予定であること。
- 3 試験を終了した場合には、その都度問題及びその結果を昭和二三年五月一四日基発第七六五号により労働省労働基準局安全課に報告すること。
- 4 別紙要領及び基準は努めて受験希望者に周知せしめるよう取り計らうこと。

アセチレン溶接士技能試験の施行要領

- 1 試験内容の程度
アセチレン溶接作業及び溶接装置取扱の全般に通じその作業者をして安全且つ正確な業務をさせるために必要な技能
- 2 試験科目の範囲
 1. 学科試験
 - イ 溶接装置の構造及び取扱概要
 - (1) 発生器の種類、構造、設置及び取扱
 - (2) 安全器の構造、取付及び取扱
 - (3) 清浄器、導管及び吹管の構造、機能並びに取扱
 - (4) 酸素容器の運搬及び取扱
 - (5) 調整器の取付及び調整
 - (6) 発生器室、格納室及びカーバイドのかすだめ
 - ロ カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事項
 - (1) カーバイドの性状、貯蔵及び取扱
 - (2) アセチレンの発生、一般性状及び危険性
 - (3) アセチレンの清浄
 - (4) 溶解アセチレン
 - (5) 圧縮酸素の危険性
 - ハ アセチレン溶接に関する法令労働安全衛生規則第1編及び第2編第9章中必要な事項並びに第四編第三章
 - イ 溶接装置の取扱
 - (1) 溶接装置C配置（參動式にあつては棚鏝）点検及び準備作業

- (2) 溶接装置○手入及び使用後の始末
- (3) カーバイドの投入、注水及び水位の調節
- (4) 安全器（水封式）の取付、注水及び水位の点検
- (5) 吹管及び火口の選択、点検点火並びに火焰の調節
- (6) 調整器の取付及び調整方法
- (7) 事故の未然発見及び応急処置法

ロ 溶接（切断）作業

種 別	形 式	材 質	厚 さ (mm)	長 さ (mm)	備 考
下向突合溶接	1型	軟鋼板	1—5	100—150	前進又は後退溶接について
下向突合溶接	1型又はV型	軟鋼板	3—10	100—150	
水平下向すみ肉溶接	T接手	軟鋼板	3—10	100—550	
垂 直 溶 接	重合せ	軟鋼板	2—12	100—155	
切 断		軟鋼板	10—20	100—500	

3 試験の方法

1. 学科試験
筆記試験を原則とする。但しその必要があるときは口答試問によることが出来る。
2. 実技試験
溶接切断作業は、実際について行わせ溶接装置取扱の項は単に操法についてのみ行わせることも出来る。
実技試験は溶接装置の取扱及び溶接（切断）作業を含む適宜の種目を選択し概ね30分以内で出来る範囲とする。
- 4 採点の方法
1. 学科及び実技の点数配分は左の通りとする。

区 分	科 目	点 数
学 科	溶接装置の構造及び取扱概要	30
	カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事	30
実 技	アセチレン溶接に関する法令	40
	溶接装置の取扱	50
	溶接（切断）作業	50
		100

2. 及第の決定は左の基準による。

イ 学科、実技共一〇〇点をもって満点とする。

ロ 学科及び実技共六〇点以上のものを合格とする。但し学科試験が五〇点以上の場合に限り学科と実技の平均点が六〇点以上のときこれを合格とする。

ハ 学科試験は各項目中一〇〇分の二〇以下の科目がある場合は前号に拘らずこれを不合格とする。

2. 不合格の場合に学科又は実技試験の成績中七〇点以上のものがあるときはその試験施行後同一都道府県労働基準局において一年以内に行う技能試験に限り当該学科又は実技の試験はこれを免除することができる。

別添 写(3)

公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第400条但書の規定の適用について

昭和二十九年三月三十一日

労働基準法局長より都道府県労働基準法局長宛（基発第一五九号）
今般公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、労働安全衛生規則第四〇〇条但書の規定に基き、左記に示す基準により、当該試験科目の全部を免除することとしたので、その取扱に遺憾のないようせられたい。

なお、免許の申請にあたっては、労働安全衛生規則第四〇一条の規定に基き、第三七号様式による試験申請書に公共職業補導所長の発行する修了成績証明書を添付せしめられたい。

記

1 補導生に対して行う溶接科に関する修了試験のうち、その科目の範囲、内容の程度及び実施の方法については「各種技能試験の実施に関する件」（昭和二十四年四月一六日基発第四四七号）に定める基準によらせるものとし、このうち試験問題については、都道府県の労働基準局長及び公共職業補導所長が予め協議のうえ作成したものであること。

2 右の基準によって行われた試験の成績は「各種技能試験の実施に関する件」（昭和二十四年四月一六日基発第四四七号）に定める及落決定の基準以上のものでなければ

ならないこと。

『福祉』

昭和三十三年五月一日

〔五―二―一一〕労働部長より職業補導所長宛（三三職補第一四一号）

職業補導所安全週（旬）間の実施について

補導生に対する安全教育については鋭意配慮されている処であります。昨年度中の災害発生状況は既報のとおり、発生件数一八、補償額三万円に達し、中に障害を残すもの二件を含む状況であります。

安全作業の徹底、安全觀念の高揚を図ることは、災害予防の見地からばかりでなく職業人としての生活指導上にも極めて重要な事柄でありますので、この点については今後とも一層の御配慮を煩わしたく、については今後、機械、電気、溶接、板金、木工その他危険作業を伴う補導種目を有する補導所においては、所行事の一つとして年間少なくとも二回適当な時期を選び安全週（旬）間を設定して右趣旨の徹底を期することといたされたい。

安全週（旬）間中における行事として左記事項が考えられるが、これが計画の樹立及び実施に当っては成るべく補導生（ホームルーム、自治会）の積極的な参加協力を得て行われることが望ましい。おつて第一回分については、基準局に対する依頼、スライド、録音テープの手配等の都合もあるので、成るべく五月下旬から六月上旬の間を選定し、計画日程を主管課あて通知願いたい。

週（旬）間中に行われる行事

- 1 環境の整備
安全の見地から所内実習場、教室等の整理、整頓、清掃を行う。
- 2 安全施設・設備・装置の点検
監督署の係官に依頼して点検し、必要な措置を講ずる。
- 3 安全作業の徹底
期間中、所定の安全作業について特に観察し、その必要を強調する。
- 4 服装検査の実施
期間中、毎朝安全の見地より補導生の服装検査を行い、必要な指導をする。
- 5 安全講和

6 幻灯の映写
基準局、監督署に依頼し、安全に関する講和を行う。

安全を主題とする幻灯映写会を開催する。安全関係のスライド及び録音テープは本科において用意する。映写器具及びその他のスライド等は各所において市教育委員会図書館等から借用手配する

7 安全に関する座談会の開催

ホームルームにおいて取り上げ実施する。

8 標語、ポスターの募集・掲示

期間中、補導生から標語ポスターを募集し、これを掲示する。『神類集』

昭和三十三年五月二十六日

〔五一二—一一二〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第四一六号）

職業訓練法制定に伴う準備事務について

既に御承知のとおり第二十八回国会に提出された職業訓練法案は、四月二十二日成立をみ、五月二日法律第一三三号として公布されたが、同法は七月一日施行を予定され、目下これがため諸般の準備を進めているところである。職業訓練法は、労働者に対して必要な技能を習得させ及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行うことによつて工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに経済の発展に寄与するものであるが、その主たる事務は都道府県において行われることとなるので都道府県知事各位の格段の御配意と御協力を煩したい。よつて標記のことについて過般の労働主管部長会議においてもその概要を説明した次第であるが、これが具体的処理については左記御諒承のうえ準備事務を進められるようお願いする。

記

一 公共職業訓練について

公共職業訓練は、一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所及び身体障害者職業訓練所並びに職業訓練法（以下「法」という。）第九条の規定により事業主が委託を受けて行う職業訓練であるが、これら公共職業訓練施設の運営については、当面的の方針によるものとする。

(一) 一般職業訓練所

法附則第二条第一項の規定により、都道府県は従前の公共職業補導所を法第五条の

一般職業訓練所として同一性をもつて存続させるために必要な措置をとらなければならないこととされているが、これが措置として次により職業訓練所設置に関する条例を制定するものとする。

1 法施行の日（七月一日予定）までにおける都道府県議会において、職業訓練所の設置に関する条例（以下「条例」という。）を制定すること。

2 職業訓練所の名称は、「職業訓練所」の文字を用いるとともに必ず設置主体及び所在地の名称等を冠するものとする。

(例) 東京都品川職業訓練所

3 職業訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、法の規定による職業訓練計画及び公共職業訓練の基準に従つて、別に都道府県知事が（規則等で）定めるものとする。

4 条例施行の際。現に従前の公共職業補導所の職員である者は、別に辞令を用いずして当該職業訓練所の各相当の職員となり、また補導生である者は訓練生となり、補導期間は、訓練期間に通算するものとする。

5 右のほか、従前の公共職業補導所に関する条例、規則がある場合には、改正し又は読み替え規定をする等必要な措置をとるものとする。

6 家事サービス公共職業補導所又は内職公共職業補導所については、別途条例等によつて設置するものとする。

7 条例は別紙職業訓練所設置条例準則を標準とすること。

一般職業訓練所においては、当分の間もつぱら法第五条第一項により、求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練を行うものとし、同条第二項による雇用労働者に対する基礎的な技能に関する職業訓練については、追つて指示するまではこれを行わないものとする。

(二) 総合職業訓練所

従前の失業保険福祉施設総合職業補導所は、法附則第二条第二項により総合職業訓練所となる。

総合職業訓練所においては、法第六条第一項により、雇用労働者又は求職者に対して専門的な技能に関する職業訓練を行うほか職業訓練指導員の訓練、事業内職業訓練についての援助に関する業務等を行うとともに法第九条により、都道府県の委託を受けて求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練を行うものとする。

(三) 身体障害者職業訓練所

従前の身体障害者公共職業補導所は、法附則第二条第三項により、国が設置した身体障害職業訓練所となり、これが運営は従前のとおり、関係都道府県に委託するものとする。したがって、これが運営に関する事項は、当該都道府県知事が規則等で、これを定めるものとする。

四 職業訓練の基準

公共職業訓練の基準は、法第十条により教科、訓練期間及び設備等について基礎的な技能に関する職業訓練又は専門的な技能に関する職業訓練にそれぞれが、法附則第五条第二項により法施行後一年間は認定職業訓練とみなされ、又法施行日現在において、当該技能者養成を受けている技能者養成工については、その養成が終るまでの間、認定職業訓練とみなされることと鑑み、都道府県労働基準局からの技能者養成関係事務の移管に当っては、技能者養成実施事業場及び技能者養成工である者の把握に遺漏なきを期するものとする。

五 市町村等の行う職業訓練

市町村、民法第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合、その他の営利を目的としない法人が行う職業訓練については、労働大臣が認可した場合に限って公共職業訓練とみなされることとなっており、これが事務処理については、別に指示する予定である。

二 事業内職業訓練について

事業内職業訓練は、従来労働基準法に基いて実施されていた技能者養成を拡充強化するとともに技能者養成を修了した者等に対する追加訓練、技術の進歩、設備の改善等に対処するための技能労働者の再訓練、職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を加えて事業内において行われる労働者に対するすべての職業訓練を含んだものであるが、これが実施に当っては、当面次の方針による予定である。

(一) 事業内職業訓練の認定

事業内職業訓練は、事業主の自由に行い得るところであるが、法第十五条により、事業主の申請があれば、都道府県知事は技能労働者に対して行う追加訓練再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を除き、事業内職業訓練の基準が設定されるものについて認定するものとなっている。

右の事業内職業訓練の基準は、法第十四条により教科、訓練期間及び設備等についてそれぞれ設定されることとなるが、法施行の際は、とりあえず従前の労働基準法に基いて定められた基準を整理し暫定的にこれを定め、法施行後中央職業訓

練審議会の議を経て本格的職業訓練基準を設定するものとする。

事業内職業訓練に関し、従来の技能者養成に関する事務は、都道府県労働基準局から都道府県に移管されるのであるが、これに関しては五月十六日職発第三九一号「職業訓練法の制定に伴う技能者養成関係事務の移管について」によって承知せられたい。

なお法施行日現在において、労働基準法に基き技能者養成の認可を受けている技能者の養成は、法附則第五条第二項により法施行後一年間は認定職業訓練とみなされ、又法施行日現在において、当該技能者養成を受けている技能者養成工については、その養成が終るまでの間、認定職業訓練とみなされることと鑑み、都道府県労働基準局からの技能者養成関係事務の移管に当っては、技能者養成実施事業場及び技能者養成工である者の把握に遺漏なきを期するものとする。

次に改正労働基準法第七十条により、事業主が都道府県労働基準局長の認可を受けた場合には、認定職業訓練を受ける労働者について、契約期間、危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止について特別措置が認められることとなり、都道府県知事は認定職業訓練を受ける労働者が、右の許可に基き特例措置を受けるべきものであるときは、都道府県労働基準局長の意見を聞くこととなっている。

この都道府県知事の認定と都道府県労働基準局長の許可とは、そこを来さないよう都道府県においては認定に際し及び認定後においても常に都道府県労働基準局と密接な連絡を保つものとする。また認定と許可の申請に関しては、事業主の利便を図り及び両者の間の連絡を保持するため、書類提出の窓口をできるだけ統一するよう定められる予定である。

(二) 共同職業訓練

中小企業における職業訓練の実施を容易ならしめ、その振興を図るため、二以上の事業主が共同して事業内職業訓練を行うべく組織した団体その他事業協同組合等の事業主の団体（共同職業訓練団体）が、その構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行う場合に、その訓練が事業内職業訓練の基準に適合するときは、法第十六条第一項により都道府県知事は認定するのであるが、認定を受けた共同職業訓練については、都道府県において財政援助その他の助成措置を講ずるものとする。

また共同職業訓練団体に対しては、できるだけ民法第三十四条の法人格を取得するよう指導するものとする。

昭和三十二年十二月末日現在において共同技能者養成を行う事業場は二二、一四

四件、これらの事業場が構成する共同団休は六六二件を数えるが、これらは(一)と異なり、財政援助の対象となるためには、あらたに共同職業訓練団休としての認定を受ける必要があるので、都道府県においては、関係事務の移管に当って、特に共同団休の実態把握に遺憾なきを期するものとする。

三 職業訓練指導員について

優秀な職業訓練指導員を確保し、職業訓練の実効をおさめるため、公共職業訓練及び事業内職業訓練の両者に通ずる職業訓練指導員の免許制度が採用されることとなったが、これが運用は当面次の方針による予定である。

(一) 職業訓練指導員免許

職業訓練指導員免許に関する事務は、すべて都道府県知事に委任される。従来、都道府県労働基準局において処理されていた技能者養成指導員に関する事務は、都道府県に移管されることとなるが、これが事務移管に関しては、前記五月十六日職発第三九一号・記の五の(二)によるものとする。

(二) 職業訓練指導員試験

職業訓練指導員試験は、準備でき次第逐次実施するものとし、これが実施は都道府県知事に委任される。

(三) 公共職業訓練における職業訓練指導員

法施行の際現に公共職業補導所又は総合職業補導所において職業訓練を担当する者は、法施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなされるが、法施行後二年を経過した後において、引き続き公共職業訓練において職業訓練指導員となろうとする者は、法第二十二条により職業訓練指導員の免許を受ける必要がある。

職業訓練指導員の訓練に当る者については、職業訓練指導員の免許を受ける必要はなく、また講師等として職業訓練の一部(普通学科の全部又は、関連学科の一部)を担当する者についても同様である。

(四) 事業内職業訓練における職業訓練指導員

法施行前に技能者養成指導員免許を有する者は、法施行の日から二年間は同免許証記載の職種について職業訓練指導員の免許を受けたものとみなされるが、法施行後二年を経過した後においては、法第二十二条により職業訓練指導員の免許を受けなければ認定職業訓練における指導員となることができない。

事業内職業訓練において職業訓練を担当する者で、職業訓練指導員の免許を必要

とする者は、認定職業訓練を担当する者のみであり、技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練における指導員については、この種免許を必要としない。

また認定職業訓練においても、講師等としてその一部を担当する者についても公共職業訓練の場合と同様である。

(五) 手数料

職業訓練指導員免許を受けようとする場合、職業訓練指導員の免許証の再交付を受けようとする場合、職業訓練指導員の試験を受けようとする場合は、政令で定めるところによりそれぞれ手数料を納付するのであるが、これらの事務が都道府県知事に委任されることに伴い、手数料納付も都道府県に対して行われることとなる。

従って地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三三〇号)を一部改正する予定である。

なお手数料の種類及び金額については追って連絡する。

四 経費の負担等

(一) 一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に関する経費の負担

一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費に関する国の負担については法第三十四条第一項の規定により政令で、これを定めることとなるが、その内容は概ね次のとおりとなる予定である。

① 国の負担は、都道府県知事が設置及び運営についてあらかじめ労働大臣の承認を受けた一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所について行うものとし、その承認は一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所の設置及び運営が法第四条第一項の規定による職業訓練計画及び法第十条の規定による公共職業訓練の基準に適合する場合に行うものとする。

なお、右の場合、法附則第二条の規定により一般職業訓練所として存続することになった従前の公共職業補導所は、当面右の計画及び基準に適合しているものとして取扱うこととする。

② 国の負担する経費は、一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所の施設費及び運営費とし、その負担の割合は二分の一とする。

③ 右の経費の範囲は、施設費については、建物及び機械器具その他の施設の施設費又は借上料及び敷地の借上料とし、運営費については、法第五条第一項又

は第八条の規定により職業訓練を受ける者の職業訓練実習費及び災害治療費、職業訓練指導員その他の職員の人件費、建物、機械器具その他の施設の維持費、その他の諸雑費並びにその他労働大臣が必要と認める経費とし、その算定基準は労働大臣が定めるところによるものとする。

なお、国の負担する交付金の交付の申請及び決定その他の諸手続は従前のおり「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」によって行うものであること。

③ 共同職業訓練団体に対する補助

都道府県知事の認定を受けた共同職業訓練団体に対し認定職業訓練に必要な経費の一部を都道府県が補助した場合においては、法第三十四条第二項により当該都道府県に対し予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができるとなっているが、本年度におけるこれが基本方針は、概ね次によるものとする。

1 補助対象は基幹産業部門、輸出産業部門に重点を置くこととし、基幹産業部門に属する職種については、現在訓練を受けている養成工を対象とするほか、更に基幹産業、輸出産業等の部門に属する職種の共同職業訓練の実施促進を図ることとし、その増加分をも併せ補助対象として包含するものとする。

2 その他の部門に属する職種についてはこの際検討を加え、訓練上の効果を期待し難いものについては補助を行わないものとする。

3 認定共同職業訓練に必要な経費は、事業主がその1/2を負担し、都道府県が残余の1/2を補助するものとし、国は都道府県の補助する半額（全体の1/4）を補助するものとする。

都道府県においては、右の補助金を交付するに当り、補助対象経費、補助金交付手続等について、交付規程等を定めてこれを行うようせらるべし。

五 技能検定

昭和三十三年度においては検定基準、検定実施方法等の検討その他実施準備に重点がおかれ、技能検定の具体的実施は昭和三十四年度以降となる見込であるが、この実施については、別に指示する。

職業訓練所設置条例準則

(設置)

第一条 職業訓練法（昭和三十三年法律第一三三号）第五条の規定に基き、求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練等を行うため、職業訓練所を設置する。

2 職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置
〇〇県〇〇職業訓練所 〇〇市〇〇町〇〇番地
(委任)

第二条 職業訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、職業訓練法の規定による職業訓練計画及び公共職業訓練の基準に従って、知事が定める。

附 則

1 この条例は、職業訓練法の施行の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に従前の公共職業補導所の職員であるものは、別に辞令を用いずして、当該職業訓練所の各相当の職員となるものとする。

3 この条例施行の際、現に従前の公共職業補導所において職業補導を受けている者は、職業訓練所において職業訓練を受けるものとなり、従前の職業補導を受けた期間は、職業訓練の期間に通算する。
『通達Ⅰ』

昭和三十三年六月五日

〔五―二―一―一三〕労働部長より（各施設長）宛（三三職補第一五八号）

職業訓練法の要点及び施行に伴う当面の措置事項について

既にご承知のとおり職業訓練法は五月二日法律第一三三号として公布され来る七月施行を予定されているところでありますが、職業訓練事業は従来の職業安定法に基づく職業補導及び監督者訓練の制度と、労働基準法に基づく技能者養成制度が統合再編され、これらが系統的一貫した体系として組織的に行なわれることを目的としており、本県においても事業内職業訓練の認定及びこれに対する援助、職業訓練指導員の試験及び免許制の実施、技能検定の実施等が新たな業務として加わるので施行後における職業訓練事業の円滑な実施について左記事項御諒知のうえ、準備にご配慮願います。

記

一・職業訓練法の要旨について

1 根拠法令

現行の職業補導事業の根拠法令は、職業安定法（第二十六条〜第三十一条）及び同施行規則（第十八条〜第三十二条）であるが、施行後はすべてこれに

よるものであること。

2 公共職業補導所の名称変更と設置に関する条例の制定及び関係所規則の改

正

従来の「公共職業補導所」は「職業訓練所」と名称を変更し、第五条第四項の規程により一般職業訓練所の位置、名称、その他所事項については条例で定めることとなっている。

而して法附則第二条第一項の規程により、県では、同一性をもって存続させるに必要な措置をとるため、法施行の日（七月一日予定）までに、県議会において「神奈川県一般職業訓練所設置条例」（仮称）を制定するとともに「神奈川県行政組織規則」「職員の旅費に関する条例施行規則」（別表）「神奈川県財務規則」（別表）の一部改正及び「神奈川県公共職業補導所等に関する規則」の改廃を行なうべく準備を進めている。

なお職業訓練所の名称は次のとおりとなる。

例 神奈川県横浜職業訓練所

神奈川県藤沢婦人職業訓練所

神奈川県身体障害者職業訓練所

3 事業内職業訓練の認定及びこれに対する援助

この法律では新たに労働基準法に基づく技能者養成制度が統合再編されたため、法第十五条に基づく事業内職業訓練の認定並びに第十七条に基づく援助に関する事項が、職権の委任により県の業務として新たに追加されたものである。

4 職業訓練指導員

優秀な職業訓練指導員を確保し、職業訓練の実効をおさめるため、公共職業訓練及び事業内職業訓練の両者に通ずる職業訓練指導員の免許制度が、採用されることとなったが、法施行の際現に公共職業補導所において職業訓練を担当するものは、法施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなされるが、法施行後二年を経過した後において、引続き公共職業訓練において、職業訓練指導員となろうとする者は、法第二十二條により職業訓練指導員の免許を受ける必要がある。

職業訓練指導員の訓練に当たるとしては、当面職業訓練指導員の免許を受ける必要はない方針であり、また講師等として職業訓練の一部（普通学科

の全部又は関連の一部）を担当する者についても同様である。

5 技能検定

法第二十五條による技能検定は、昭和三十三年度においては検定基準、検定実施方法等の検討その他実施準備に重点が置かれ、技能検定の具体的実施は昭和三十四年度以降となる見込である。従って従前の技能検定は廃止されることとなるが、本年度は修了試験という形式で行なわれることも予想されるので了解されたい。

なお実施に当たっては職権の委任により県の業務として行なうものである。

二、各職業補導所において行なう当面の措置事項について

1. 公印の廃止並びに新調について

現在使用している貴所の「公共職業補導所印」「公共職業補導所長印」及び「分任出納員印」はこれを廃止し新たに「職業訓練所印」「職業訓練所長印」及び「分任出納員印」を新調するものとする。これが事務は神奈川県公印規程及び神奈川県出納職員公印規程（以下規程という）に基づき処理するところであるが、統一を取るため概ね次の要領により行なわれたい。

① 規定に基づく新調届けの手続きは一括職業補導課において行なう。

② 法の施行期日は七月一日予定であるから、各所に追い手は六月二十五日までに公印を新調するよう準備すること。（ひな形、寸法については規程により七分×七分とする）七月一日以降の使用については別段の指示がない限り新調した公印を使用して差し支えない。

印・登録・公示等については現物を必要とする場合は追って連絡する。

③ 廃止した当該各公印（分任出納員印を除く）は七月五日までに職業補導課へ持参すること。

但し分任出納員印は各所において確実に廃棄処分するものとする。

2. 文書記号について

神奈川県出先機関文書取扱規程第十条に基づく文書の記号は次のとおりとする。

新規の記号		従来の記号	
横訓	川訓	横補	川補
藤訓	鶴訓	藤補	鶴補

平訓	平補
小訓	小補
相訓	相補
須訓	須補
横婦訓	横婦補
神身訓	神身補
秦訓	秦補

3. 補導生の旅客運賃学生割引に関する学校指定変更手続きについて

所名に変更を見た場合は、「学校指定変更申請書」を所轄鉄道管理局長に提出することとなっているので、貴所においては法施後直ちに所定の手続きを行なうこと。

なおこれが事務については、昭和三十三年二月二十四日職補第六〇号「職業補導生の旅客運賃に関する事務取扱について」により取扱われない。

4. 法第五条第二項に基づく事業内職業訓練の援助に関する業務について

一般職業訓練所においては、当分の間もつばら法第五条第一項により、求職者に対する基礎的な技術に関する職業訓練を行うものとし、同条第二項による雇用労働者に対する基礎的な技能に関する職業訓練については、追って指示するまではこれを行なわないものとする。

5. 例規・通達等について

法施行の際、現に効力を有している通牒、要綱、内規等の「職業補導所」或は「職業補導生」等の語句は、当分の間「職業訓練所」或は「職業訓練生」等と読みかえ効力を有するものとする。

6. 門札、標示板の書換について

七月一日を予定に準備すること。

7. 職業訓練の基準について

公共職業訓練の基準は法第十条により教科訓練期間及び設備等について基準が設定されることとなるが法施行の際はとりあえず、従前の基準を整理して暫定的に之を定め、法施行後中央職業訓練審議会の議を経て本格的基準が設定される予定である。従って教程基準等は別段の指示であるまで現行のもの基準として処理する。

なお訓練生の募集、就職あっ旋、訓練生の処遇等についても別に定められるまでなお従前通りとすること

8. 予算科目について

予算科目については当分の間現行通りとすること。

『神類集』

昭和三十三年六月九日

〔五―二―一―四〕理事会決定

総合職業訓練所訓練生災害手当支給要綱

(目的)

第一条 この要綱は、職業訓練上の事由による総合職業訓練所の訓練生（以下「訓練生」という。）の負傷、廃疾又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、災害手当を支給し、もって訓練生の福祉を図るとともに職業訓練事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱で「災害手当」とは、職業訓練上の事由による訓練生の負傷、廃疾又は死亡に対し、当該訓練生又はその遺族等に金銭を支給してその損害を軽減し、又は慰謝することをいう。

2 この要綱で「職業訓練」とは、訓練生に対し、職業に関する知識、技能を習得させ、及び向上させることを目的とした訓練計画に基いて実施される学習、見学及び実習指導と、訓練生の生活態度の向上を図ることを目的として総合職業訓練所長（以下「所長」という。）、その他訓練生の指導監督に当る者の監督のもとに行われる生活指導をいう。

3 この要綱で「訓練生」とは、職業訓練を受けるために総合職業訓練所（以下「訓練所」という。）に在籍している者をいう。ただし、災害手当の支給を受けている者がその中途において修了又は退所したときは、災害手当の支給を要する事由の存続する間又は災害手当の支給がなされるまでの間は、この要綱にかかる訓練生とみなす。

(実施の範囲)

第三条 災害手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって災害を受けた場合にこれを支給する。ただし、災害の程度が訓練所備付の救急薬品で治療できる程度の軽微なものについては、この限りでない。

2 災害が職業訓練上の事由によるものであっても、当該訓練生の故意又は重大な過

失に基くものであると認められる場合には、災害手当を支給しないことができる。
災害手当の範囲

第四条 災害手当の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 療 養 手 当
- (2) 障 害 手 当
- (3) 葬 祭 手 当
- (4) 打 切 手 当

(受給者)

第五条 前条第一号、第二号及び第四号に掲げる手当は、災害を受けた訓練生又は当該訓練生の親権を行う者等にこれを支給する。

2 前条第三号に掲げる葬祭手当は、葬祭を営む者にこれを支給する。
(療養手当)

第六条 療養手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって負傷した場合にこれを支給する。

2 前項の療養手当の範囲は次のとおりとし、第五号及び第六号に掲げるものについては、それがやむを得ないものであると認められる場合に限りこれを支給するものとする。

- (1) 診 察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看 護
- (6) 移 送

3 療養手当は、原則として、前項に掲げる範囲内において要した費用の全額とする。ただし、昭和十八年厚生省告示第一七七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に準拠して算定した額を超えることはできない。

(障害手当)

第七条 障害手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって負傷し、それが治癒したとき、なお別表に定める程度の身体障害が残存する場合にこれを支給する。

2 障害手当の額は、別表に定める身体障害の等級に対応する額とする。

3 別表に定める身体障害が二以上残存した場合には、最も重い身体障害の該当する等級によることとし、既に身体障害のあった者が、同一部位について身体障害の程度を加重した場合には、現在の身体障害の該当する等級による障害手当の額から、既にあつた身体障害の該当する等級による障害手当の額を差引いた額とする。

(葬祭手当)

第八条 葬祭手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって死亡した場合にこれを支給する。

2 葬祭手当の額は、二万円とする。

(打切手当)

第九条 打切手当は、療養手当の支給を受けている者が、療養開始後六ヶ月を経過しても、なお当該負傷が治癒しない場合にこれを支給することができる。

2 打切手当の額は、二万円以内とする。

3 打切手当の支給及びその額の決定は、療養開始後六ヶ月を経過したときにおいて、当該負傷の症状、治癒の見込み等を勘案し、個々の事例について、客観的に判断してこれを行うものとする。

(災害手当の請求)

第十条 療養手当、障害手当、打切手当の支給を受けこうとする者は、それぞれ請求書(様式一又は二)に診療担当医師等の証明又は認定を受け、これを所長に提出するものとする。

2 葬祭手当の支給を受けようとする者は、請求書(様式三)に死亡診断書、検死調査書、火葬許可書及び埋葬許可書、その鮑訓練生の死亡を証明する書類又はその写を添付し、これを所長に提出するものとする。

(支給についての決定等)

第十一条 所長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査して災害手当支給の要否及び支給金額の決定を行い、特別の事情のない限り、請求書を受理した日から七日以内に請求者とその支給に関する通知を行うとともに、すみやかに災害手当を支給するものとする。

2 療養手当は、毎月一回以上これを支給するものとする。

(災害手当支給の制限)

第十二条 この要綱にかかる災害手当は、他の法令によつて補償又は手当等を受け、又は受け得べき場合及び加害者たる第三者が損害賠償を行った場合には、その分についてこれを支給しないものとする。

(手当の返還)

第十三条 虚偽の請求書の提出により手当の支給を受けた場合は、その全額を返還せしめるものとする。

(報告)

第十四条 所長は、災害が発生し、これに災害手当を支給した場合は、すみやかに労四福祉事業団理事長に対し、報告書(様式4)を提出しなければならない。

附則

この要綱は、昭和三十三年七月一日から適用する。

別表

等級	手当の額	等級	手当の額
第1級	20,000円	第8級	8,000円
第2級	18,000円	第9級	7,000円
第3級	16,000円	第10級	6,000円
第4級	14,000円	第11級	5,000円
第5級	12,000円	第12級	4,000円
第6級	10,000円	第13級	3,000円
第7級	9,000円	第14級	2,000円

(注) 障害等級に応ずる身体障害の区分は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十三年労働省令第二二号)の別表第一(身体障害等級表)を準用する。
○年労働省令第二二号)の別表第一(身体障害等級表)を準用する。
様式一(編注:以下略) 『福祉』

昭和三十三年六月二一日

〔五―二―一五〕神奈川県労働部長より労働省職業安定局職業補導課長宛(三

三職補第二九号の二)

神奈川新身体障害者公共職業補導所の経営委託契約について

昭和三十三年六月二十か付補発第四〇号をもって標記の契約書を別添のとおり再提出するからよろしくお取り計らい願いたい。

委託契約書

神奈川身体障害者公共職業補導所(以下「職業補導所」という)の経営委託について、労働大臣(以下「甲」という)と神奈川県知事(以下「乙」という)とは、次のとおり契約を締結する

第一条 甲は、職業補導所の経営を乙に委託する。

第二条 乙は、職業安定法及び同法施行規則並びにこれらに基き甲の定めるところに従つて、職業補導所を経営しなければならない。

第三条 乙は、別紙一「昭和三十三年度身体障害者公共職業補導所事業内容」(以下「事業内容」という)により、身体障害者の職業補導事業(以下「職業補導事業」という)を行うものとする。

第四条 乙は、甲の承認を得ないで事業内容を変更してはならない。甲は事業内容を変更しようとするときは、乙と協議のうえ行うものとする。

第五条 甲は、乙に対して職業補導事業を行うために必要な経費を委託金として、別紙二「昭和三十三年度身体障害者公共職業所経営委託金交付書」のとおり交付する。

前項の委託金は、原則として各四半期毎に交付する。

第六条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、前条の委託金を増額し、又は減額するものとする。

一、事業内容を変更したとき。

二、施設設備の整備計画において変更したとき。

第七条 乙は、職業補導所の施設設備の整備拡充を行おうとするときは、甲の承認を得なければならない。やむを得ない事由により、甲の承認を得た施設設備の整備拡充について変更する必要があるときも同様とする。

第八条 乙は、委託金を職業補導事業以外の経費に使用してはならない。

第九条 乙は、委託金を神奈川県の歳入歳出として予算に編入するものとする。

第十条 乙は、職業補導所を神奈川県のかいとする。

第十一条 乙は、委託金として交付された人件費、事業費及び施設費を相互に流用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合にこの限りでない。

第十二条 乙は、実習収入金を神奈川県のかいとして予算に編入し、補導事業の予算化経費として使用するものとする。

第十三条 乙は、甲の定めるところにより補導生に対して補導手当を支給するものとする。

第十四条 乙は、委託金をもって取得した物件を甲の所有に帰属させなければならない。

第十五条 乙は、甲の定めるところにより、職業補導事業の実施状況に関する報告を甲に行わなければならない。

第十六条 甲は、職業補導事業の実施状況に関して監査を行うことができる。この場合において必要があるときは、乙に対して帳簿書類の提出を求めることができる。

第十七条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、委託金の全部若しくは一部の交付を停止し、返還を命じ、又は契約を解除することができる。

一、第二条、第四条第一項、第七条、第八条、第十一条、第十四条又は第十五条の規定に違反したとき。

二、職業補導事業の成績が著しく悪いとき。

第十八条 乙は、昭和三十三年度末において、甲の交付した委託金に残額を生じたときは、その残額を甲に返還しなければならない。

第十九条 甲は、この契約の有効期間中必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を変更することができる。

第二十条 この契約は、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで効力を有する。

昭和三十三年四月一日

甲 労働大臣 石田博英
乙 神奈川県知事 内山岩太郎〔印〕

建設費内訳

内 訳	金 額	備 考
製図科機械 器具購入費	200,000	
計	200,000	

別紙一 昭和33年度身体障害者公共職業補導所事業内容

区 分 所 名	補導種目	補導 定員	補導 期間	職員 定員	備 考
神奈川県 身体障害者公共職業 補導所	洋 裁	20人	1年		33年6月30 日まで定員 25名 " " " 定員15名 33年7月1 日補導開始
	男 子 服	20人	1年		
	時計修理	15人	1年		
	経理事務	20人	1年		
	製 靴	20人	1年		
鞆 袋 物	10人	1年			
製 函	15人	1年			
	義 肢	10人	1年		
計	8種目	130人		24 人	

別紙二 昭和33年度身体障害者公共職業補導所経営委託金交付書
神奈川県

委 託 金 金 9,067,000 円

内 訳

人 件 費	事 業 費	施 設 費	備 考
6,387,100 円	2,479,900 円	200,000 円	

昭和三十三年六月二十五日

〔五―二―一―一六〕 達第六号

総合職業補導所の名称変更に関する件

総合職業補導所の名称変更に関する件を次のように定める。

第一条 組織規程（昭和三十三年規程第四号）附則第三項、職員に関する規程（昭和三十三年規程第八号）附則第二項、職員給与規程（昭和三十三年規程第一四号）附則第七項、内国旅費規程（昭和三十三年規程第一五号）附則第二項、職員健康管理規程（昭和三十三年規程第一一号）附則第二項及び一般会計規程の一部を改正する規程（昭和三十三年規程第一五号）附則第二項の理事長が別に定める日は、昭和三十三年六月三〇日とする。

第二条 次長を置く総合職業補導所の指定に関する件（昭和三十三年達第七号）附則第二項及び職務手当の支給率を一〇〇分の二〇とする総合職業訓練所長の指定に関する件（昭和三十三年達第三号）附則第二項の理事長が別に定める日は、昭和三十三年六月三十日とする。

第三条 北九州総合職業補導所の部の組織四を定める件（昭和三十三年達第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州総合職業訓練所の部の組織を定める件

第一条中「北九州総合職業補導所小倉職業補導部及び八幡職業補導部」を「北九州総合職業訓練所小倉職業訓練部及び八幡職業訓練部」に改める。

第四条 一般会計の会計機関の設置及び任命に関する件（昭和三十三年達第九号）の一部を次のように改正する。

失業保険施設の項中「総合職業補導所」を「総合職業訓練所」に、「北九州総合職業補導所」にあつては各職業補導部長を「北九州総合職業訓練所」にあつては各職業訓練部長に改める。

附 則

この達は、昭和三十三年六月二十五日から適用する。ただし、第三条及び第四条の規定は、昭和三十三年七月一日から適用する。 『福祉』

昭和三十三年七月一日

〔五―二―一―一七〕 神奈川県条例（第一九号）

神奈川県一般職業訓練所設置条例

（設置）

第一条 職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）第五条の規定に基き、求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練等を行わせるため、一般職業訓練所（以下「訓練所」という。）を設置する。

2 訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
神奈川県	横浜職業訓練所	横浜市西区紅葉ヶ丘五九番地	
神奈川県	鶴見職業訓練所	横浜市鶴見区市場町五〇四番地	
神奈川県	横須賀職業訓練所	横須賀市浦郷町四丁目三一番地	
神奈川県	横須賀須賀職業訓練所	横須賀市公郷町三丁目七六番地	
神奈川県	川崎職業訓練所	川崎市境町四（番地）	
神奈川県	平塚職業訓練所	平塚市平塚一、二七五番地	
神奈川県	藤沢職業訓練所	藤沢市藤沢九六五番地	
神奈川県	小田原職業訓練所	小田原市幸一丁目九〇〇番地の三	
神奈川県	相模原職業訓練所	相模原市上鶴間四、七六〇番地	
神奈川県	秦野職業訓練所	秦野市曾屋字清水窪一、二一〇番地の二	

（委任）

第二条 訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他訓練所の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、職業訓練法施行の日から施行する。

『神公報』

昭和三十三年七月一日

〔五―二―一―一八〕 神奈川県規則（第六八号）

神奈川県一般職業訓練所等に関する規則

（総則）

第一条 神奈川県一般職業訓練所設置条例（昭和三十三年神奈川県条例第十九号）により設置された一般職業訓練所及び県が国から経営を受託した神奈川県身体障害者職業訓練所（以下「訓練所」という。）の運営その他必要な事項に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（入所資格）

第二条 訓練所へ入所することができる者は、義務教育修了程度以上の学力を有する者で、公共職業安定所からあつ旋されたもの（以下「入所予定者」という。）とする。（入所の決定）

第三条 訓練所の長（以下「所長」という。）は、入所予定者の5ちから入所者を決定し、公共職業安定所を通じてその旨を本人に通知する。

（誓約書）

第四条 入所を許可された者（以下「訓練生」という。）は、入所後一週間以内に誓約書（第一号様式）を所長に提出しなければならない。

（入寮）

第五条 神奈川県身体障害者職業訓練所の訓練生は、同所の寮にはいらなければならない。ただし、所長が必要がないと認める者については、この限りでない。

（休業日）

第六条 訓練所の休業日は次のとおりとする。

- 一 国民の祝日
 - 二 日曜日
 - 三 年末年始（十二月二十七日から翌年一月五日まで）
 - 四 開所記念日
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、所長が知事の許可を得て定める日
- 2 所長は、必要と認めるときは、休業日においても学科又は実習を課することができる。

（遅刻及び早退）

第七条 訓練生は、遅刻したとき又は早退しようとするときは、その旨及び理由をすみやかに所長に届け出なければならない。

（欠席）

第八条 訓練生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ所長に届け出なければならない。

2 訓練生が引き続き一週間をこえて欠席しようとするときは、医師の診断書又は欠

席の理由書を添え、所長に願ひ出て許可を受けなければならない。

（休所）

第九条 所長は、病気その他やむを得ない理由により長期にわたつて欠席を必要と認める訓練生に対して休所を命ずることができる。

（退所）

第十条 訓練生が退所しようとするときは、退所願（第二号様式）を所長に提出して許可を受けなければならない。

第十一条 所長は、訓練生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 一 素行不良で改しゆんの見込みがないと認められる者
 - 二 身心の故障又は成績不良で技術習得の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく別に所長が知事の承認を得て定める日数以上欠席した者（修了）
- 第十二条 所定の課程を修了した訓練生に対しては、修了証書（第三号様式）を授与する。

（ほう賞）

第十三条 前条の規定による修了者のうち成績優秀な者には賞状（第四号様式）を、精励皆勤した者には皆勤賞（第五号様式）を授与する。ただし、訓練期間が満六箇月に満たない訓練職種の修了者については授与しない。

2 前項本文に規定するもののほか、神奈川県身体障害者職業訓練所の修了者のうち、精励した者には精勤賞（第六号様式）を授与する。

（委任規定）

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。
 - 2 神奈川県公共職業補導所等に関する規則（昭和三十一年神奈川県規則第七十九号）は、廃止する。
 - 3 この規則施行の際現に公共職業補導所に入所している者は、この規則の規定により訓練所に入所した者とみなす。
- 第一号様式（編注…以下略）

『神公報』

昭和三十三年九月十五日

〔五―二―一九〕労働部長より各職業訓練所長宛（三三職訓第二三八号）

所則の内規の制定について

さきに公布された神奈川県一般職業訓練所等に関する規則（昭和三十三年神奈川県規則第六十八号）第十四条の規定に基づき、規則に定めるもののほか必要な事項は、知事の承認を得て所長が定めるので、従来の所則を改正するに当たり、内容の統一を図るため、別添のとおり制定の基準を定めたから、これに準じ、諸事項御留意の上作成し、承認手続きをなされたい。

記

一、準則第五条に示す始業、終業、休憩時間は一応の基準であるから、列車時刻、寮における給食時間等の都合により、若干の繰上げ又は繰り下げは差し支えない。

二、準則第九条の夏季休暇は、身体障害者職業訓練所において八月中に七日間、一般職業訓練所は八月中に三日間とする。

冬期休暇は、身体障害者職業訓練所において十二月二十五日から翌年一月七日まで、一般職業訓練所は、規則第六条第三号の年末年始のみとする。従って所則（内規）には定めないものとする。

三、※印の箇条は、身体障害者職業訓練所のみ適用するものであるから、一般職業訓練所においては、この箇条を削り、以下順次繰上げる。

四、承認手続きは知事宛とし、所則案二部添付のうえ来る九月二十日までに職業訓練課へ必着のこと。

五、昭和三十一年十二月二十日付職補第三七四号による準則は廃止する。

六、従来の所則は、昭和三十三年六月五日付職補第一五八号の通牒に基づき、新所則が承認されるまでの間効力を有する。

別記 横浜、川崎、鶴見、藤沢、平塚、小田原、横須賀、横須賀婦人、相模原、秦野身体障害者、各職業訓練所。

神奈川県〇〇職業訓練所（又は神奈川県身体障害者職業訓練所）所則準則

（総則）

第一条 この所則は、神奈川県一般職業訓練所等に関する規則（昭和三十三年神奈川県規則第六十八号。以下「規則」という）第十四条の規定に基づき、神奈川県〇〇職業訓練所（又は神奈川県身体障害者職業訓練所）（以下「訓練所」という）の運営その他必要な事項を定めるとともに、訓練所に入所を許可された者（以下「訓練生」という）の心得を明らかにしたものである。

（訓練生心得）

第二条 訓練生は、常に訓練生としての本分を自覚し、規則その他指示事項を守り、知識、技能の習得に努めるとともに、人格を鍛錬し、明朗な気持ちを堅持し、健康の増進に留意して、将来有能な技能者として社会に貢献しえよう心掛けねばならない。

（保護規定）

第三条 訓練生は、訓練期間中訓練に関連のない業務に強制的に従事させられることはない。

（訓練内容）

第四条 訓練所において履修すべき訓練内容は、普通学科、専門学科及び実習とし、各訓練職種別訓練教科及び訓練時間数は、所長が決める。

（訓練時間）

第五条 訓練時間は、次のとおりとする。

第一部

始業 午前九時

終業 午後四時三〇分（土曜日は正午）

休憩 午後零時から同一時まで

2 前項の規定にかかわらず、必要のある場合は、訓練時間外又は休憩時間中において特別講義又は実験、実習を課することができる。

（所外実習）

第六条 所長は、訓練期間中、訓練上必要と認める場合は、訓練生を訓練所以外場所又は施設において実習させることができる。

（遅刻・早退・欠席の免除）

第七条 所長は、訓練生が忌引き・法事・結婚・公民権行使その他止むを得ない理由のため出席できない場合には、その都度所長の認める範囲において、

遅刻・早退又は欠席の取扱をしないことが出来る。

(出席の制限)

第八条 所長は、訓練生が、つぎの各号の一に該当するときは、出席を許さない。

- 一 修学に必要な危険物を携帯する者
- 二 酒気を帯び又は挙動不穏と認めたる者
- 三 修学上不適当な服装をしている者
- 四 前各号に掲げる理由のほか、所長が出席することを不相当と認めたる者

(休業日)

第九条 規則第六条第五号に基づく休業日は、次のとおりとする。但し、夏季休暇中他の休業日と重複する日がある時は、その日数を延長する。

- 一 開所記念日 月 日
- 一 夏季休暇 月 日から 月 日まで
- 一 冬期休暇 月 日から 月 日まで

(成績評定)

第一〇条 所長は、第四条の履修学科及び実習について随時試験又は観察を行い、その成績を評定する。

(履修基準等)

第一一条 修了は、学習成績及び出席日数がおおむね次の基準に適合する者について所長が認定する。

- 一 学習成績の評定点が、訓練教科を修得したと認められる者
 - 二 全期間の出席率が八五%以上である者
- 2 所定の訓練期間内に修了の判定を与えられない者は、訓練期間満了と同時に退所させる。

(特典)

第一二条 授業料は無料とする。

第一三条 教材及び実習に要する機械・器具は訓練期間中無料で貸与する。但し訓練生が自己の責に帰すべき理由で損又は亡失した場合は、現品又は代価を弁償しなければならない。

第一四条 訓練期間一カ年の課程を履修する訓練生に対しては、学生割引定期券の購入又は学生生徒旅客運賃の割引を受けるに必要な通学証明書その他の証明書を発行し、交付する。

第一五条 訓練生に対しては、失業保険法に基づく失業の認定及び生活保護法、

身体障害者福祉法、戦傷病者援護法、児童福祉法、母子福祉法等の適用について必要な便宜を与える。

第一六条 訓練生は、訓練職種により、労務加配米の配給を受ける事が出来る。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める「配給要領」による。

第一七条 訓練生が訓練上の理由により負傷・廃疾・死亡等の災害を受けた場合は、別に定める「要綱」によりこれを補償する。

第一八条 修了後就職を希望するものに対しては、公共職業安定所を通じて就職のあっ旋をし、自営を希望するものに対しては、自営に必要な助言援助をする。

第一九条 訓練生に対しては、入所中若干の訓練手当てを支給することが出来る。

2 訓練手当ての支給方法については、別に定める「支給要綱」による。

第二〇条 規則第五条に基づく入寮者に対しては、食費は一日〇円(朝・昼・晩三食)とし、その他は全て無料となる。

2 前項の外寮に関する必要な事項は、所長が別に定める。

(雑則)

第二一条 規則第四条に基づく誓約書の保証人は、父兄又はこれに代わる身元引受人とし、所在中保証人を変更するときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

第二二条 訓練生は、その住所又は戸籍に移動を生じたときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

附 則

1 この所則は、昭和 年 月 日から適用する。

2 神奈川県〇〇公共職業補導所所則(昭和三年〇補等〇〇号)は廃止する。

『神類集』

昭和三十三年一月一日

〔五二二—二二〇〕理事長より各総合職業訓練所長宛(労働福祉収第二五九三号)

総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について

標記については、さきに七月七日付事務連絡をもって通知したところであるが、今般別添のとおりその具体的事務について、労働省職業安定局長から都道府県知

事あて通達された旨連絡があったので、同通達に示す事項について下記に留意のうえ都道府県と密接に連絡をとり、職業訓練事業が円滑に運営されるよう特に配慮されたい。

記

(1) 九月二〇日付職発第六九三号通達（以下単に「通達」という。）の記一について、

各総合職業訓練所においては、次年度の予算案及び事業計画案を本部において作成する前に、当該訓練所の次年度における事業計画案（主として種目別訓練生定員等）を定め、それに基づき必要な予算（主として訓練事業費（都道府県の委託費を含む。））等を推計して都道府県と協議し、その結果を本部に報告すること。

協議方法は、あらかじめ都道府県と協定しておく必要があるが、つとめて運営協議会において協議した結論に基づいて、文書で知事あて協議するのが望ましい。

(2) 通達記の二については、本部が直接関係都道府県に送付すること。

(3) 通達記の三及び四については、運営協議会の活用等により常に連絡を密にすること。

(4) 通達記の五については、本部において処理すること。

別紙 「写」

職業訓練法の施行について

昭和三三年九月二四日 監発第六号の三

労働大臣官房労働福祉事業団監理官より 労働福祉事業団理事長あて

標記のことについては、七月三日付監発第六号をもって通知したところであるが同通知記二の（一）の（へ）「総合職業訓練所の運営についての指導監督に関する事務」の内容について今般別添写のとおり職業安定局長より都道府県知事あて通達されたので、これが実施にあたり遺憾なきを期せられたい。

別紙 「写」

総合職業訓練所の運営について

昭和三三年九月二〇日 職発第六九三号

労働省職業安定局長より 各都道府県知事あて

職業訓練法第三三条第二項の規定により、労働大臣はこの法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、労働福祉事業団に対して、総合職業訓練所の運営に関して、報告を求め、及び必要な命令をすることができることとなっているが、これが職権は、職業訓練法第三六条及び同法施行令第三三条の規定により、都道府県知事に委任されている。

右に関して、総合職業訓練所の運営については、左記によって処理されたく、御了承願いたい。

なお、本件に関しては、自治庁及び労働福祉事業団と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 労働福祉事業団（総合職業訓練所）は、事業年度ごとの予算及び事業計画を作成しようとする場合には、あらかじめそれぞれの総合職業訓練所に関する部分について、その施設の所在地を管轄する都道府県知事に協議するものとする。

2 労働福祉事業団は、労働大臣の承認を受けた事業年度ごとの予算事業計画及び資金計画並びに財務諸表を関係都道府県知事に送付するものとする。

3 都道府県知事は、当該管轄区域内に所在する総合職業訓練所を利用する者の選定、訓練、福利厚生、修了後の取扱い、その他総合職業訓練所の運営に関し都道府県の行う職業訓練と関連を有する事項について指導監督するものとする。

4 都道府県知事は、当該管轄区域内に所在する総合職業訓練所において行う求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練について指導監督するものとする。

5 労働福祉事業団は、総合職業訓練所の職員の主要な人事について関係都道府県知事に協議するものとする。 『福祉』

昭和36年4月1日改正

〔5—2—121〕北九州総合職業訓練所所則

（目的）

第1条 この所則は労働福祉事業団の組織規程（昭和32年規程第4号）第1

3条の規程に基づいて設置された北九州総合職業訓練所において行う失業保険の被保険者及び被保険者であった者等（以下「訓練生」という）の養成に必要な事項を定めると共に訓練生の遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

（職業訓練の基本方針）

第2条 北九州総合職業訓練所（以下「訓練所」という）は訓練生に対し職業に必要な専門技能を習得させ、または向上させるため適切かつ効率的な職業訓練を行うものとする。

（職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間）

第3条 職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間は下表のとおりとする。

職業訓練の種目	訓練の定員	訓練の期間	備考
機械科	25	2年	小倉職業訓練部
塗装科	25	〃	〃
自動車整備科	30	〃	〃
フロッツク建築科	25	〃	〃
活版印刷科	25	〃	〃
機械科	50	2年	八幡職業訓練部
板金科	25	〃	〃
溶接科	20	〃	〃
鋳造科	20	〃	〃
電工科	30	〃	〃

（職業訓練の内容及びその時間）

第4条 訓練生が職業訓練期間中に修得すべき職業訓練の内容及びその時間は、所長が別に定める。

（訓練生となるべき者の資格）

第5条 訓練生は教育基本法第4条に規定する義務教育の修了者またはこれと同等以上の学力を有する者でなければならぬ。

（訓練生の選考及び決定）

第6条 所長は次に掲げる者のうちから訓練生を選考し決定する。
（1） 公共職業安定所が前条の資格を有する者のうちから推せんした者

（2） 事業主の委任を受けて職業訓練を行う場合に当たっては、当該事業主が推せんした者

（3） 前2号に掲げる者のほか理事長の承認を得て所長が別に定める者
2、所長は訓練生を決定したときはすみやかに当該本人及び関係公共職業安定所長または関係事業主その他特に通知を必要とする者に、その旨を通知しなければならぬ。

（職業訓練開始の時期）

第7条 職業訓練開始の時期は毎年四月とする。ただし特別な事情があるときは、所長職業訓練開始の時期を変更することができる。

（訓練生となる手続）

第8条 訓練生となることを希望する者は、北九州総合職業訓練所入所願書（様式1号）に履歴書を添えて訓練所に提出しなければならない。

2、前項の願書の提出は第6条第1号もしくは第2号の推せん者または理事長の承認を得て所長が別に定めるものを經由して行うものとする。

（誓約書）

第9条 訓練生は入所した日から7日以内に誓約書（様式2号）を所長に提出しなければならない。

（職業訓練の始業及び終業の時刻）

第10条 職業訓練の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分
終業時刻 午後4時30分（土曜日にあつては正午）

2、所長は特に必要と認めるときは、前項の規定に拘らず始業及び終業の時刻を変更することができる。

（訓練生の休日）

第11条 休日は次のとおりとする。ただし必要があるときは休日に学科又は学習を課することができる。

日曜日 国民の祝日 年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）
労働福祉事業団設立の日（7月1日）

2、所長は特に必要と認めるときは、前項に規定するもののほか別に休日を選定することができる。

（欠席及び休所）

第12条 訓練生は病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするとき

はその旨をあらかじめまたはすみやかに所長に届出なければならぬ。

2、欠席が引続き7日を超えるときは欠席届(様式3号)に医師の診断書等欠席の理由を明らかにする書類を添えて所長に提出しその許可を受けなければならない。

3、長期にわたり欠席することか明らかなきときは、休所を命ぜられることがある。

(退所)

第13条 訓練生は病気その他やむを得ない理由で退所しようとするときは退所願(様式4号)を所長に提出しその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第14条 所長は訓練生が次の1に該当する行為のあつたときはその程度により退所、登所停止又は戒告処分を行う。

1、退所処分は次の何れかに該当する場合に行う。

(イ) 素行不良で改しゅんの見込が無いと認められる者。

(ロ) 成業の見込がない者。

(ハ) 正当の理由がなく引続き1ヶ月以上欠席した者又は出席常でない者。

(ニ) 所則その他訓練所が定める諸規定に違背する等訓練所の秩序を乱す行為のあつた者

2、登所停止処分は(戒告)次に該当する場合に行う。

過失の程度が前項に準ずるが或期間の登所停止により又は情状によっては戒告によって反省悔悟し正道に返り得ると認められる者。

(ほう賞)

第15条 所長は習得知識技能が優秀な者または訓練生の模範となる者を表彰することができる。

(修了)

第16条 訓練課程を修了は出席を要する日数の80%以上の出席者であつて、平素の成績及び考查によつて所長が認定する。

2、職業訓練の課程を修了したと認められる訓練生に対しては修了に当り修了証書(様式5号)を授与する。

(修了書)

第17条 訓練生は在所中又は修了後必要な修了書を請求することができる。

(補習)

第18条 職業訓練の課程を修了した者であつて更に知識及び技能の習得又は向上を図るため引続き訓練所に在所することを希望する者があるときは、所長は訓練生の職業訓練に支障のない範囲内においてその者に職業訓練の補習を許可することができる。

2、前項の訓練を受ける者を補習生という。

3、補習生に関しては、所長が別に定めるところにより職業訓練を行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第19条 この所則で定めるもののほか訓練生の職業訓練に関する事項、訓練生の遵守すべき事項等この所則に關して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1、この所則は昭和33年4月1日から実施する。

附 則

1、この所則は昭和36年4月1日から実施する。

様式一(編注：以下略)

V 3 部 技能者養成関係

昭和二十二年一月九日

〔五―三―一〕労働次官より各都道府県労働基準局長宛（労働省発第五三三号）

労働基準法中技能者の養成に関する規程の施行に関する件

労働基準法中、技能者の養成に関する規定は、十一月一日から施行されることとなり、十月三十一日附官報号外を以て「技能者養成委員会官制」及び「技能者養成規程」が公布されたが、これらの規程は、わが国の劣悪労働条件の一つの象徴であつた徒弟制度の旧来の悪習慣を是正することを主眼とし、併せて労働の過程において技能者を養成する必要のある特定の業務について、労働基準法の原則的な諸条件を一定の基準まで調整して技能の習得を促進し、以て合理化した技能者養成制度を確立せんとするものであり、従つてわが国労働の民主化及び産業の再建にとつて重大な意義を持つものであるから、労働者並びに使用者はもとより、一般国民に対しても充分に法の趣旨徹底を図ると共に、特に左記事項に留意して運用の萬全を期せられたく、命によつて通牒する。

記

法第六十九条関係

(一) 本条はわが国における従来の徒弟制度にまつわる悪習慣を是正し、特に酷使の典型である雑役への使用を禁止する趣旨であるから、その監督取締を厳格に行うこと。特に今なお封建的色彩の強い中小規模の事業の使用者に対しては、先づ本節の趣旨を周知徹底させるよう努めること。

(二) 本条第一項については、技能の習得を目的とする者であることを理由としない場合は、労働者を酷使してもよいという反対解釈を許す趣旨ではないこと。

(三) 本条第二項の「家事その他技能の習得に關係のない作業」中には、機械、道具、器材等の出し入れ、整備、事業場の整頓、清掃等当該技能を習得するに必要と認められる作業は含まれないが、従来免角かゝる作業の範囲を超えて雑役に使用した弊が多かつた実情に鑑み、個々の場合につきその範囲を具体的に判断し、監督取締を適切に行うこと。

法第七十条関係

(一) 規程別表第一に指定する技能以外のものについても、必要と認められる場合には、逐次これを追加指定する予定であること。なほ別表第一に指定する技能以外のものについて指定の希望があり、貴局に於てこれを必要と認めた場合には、その具体的な事情について本省に意見具申せられたいこと。

(二) 規程第十三条の規定による技能教程、関連学科及びその他の教習事項の基準並びに規程第十四条の規定による検定の方法については、別途告示する予定であること。

(三) 規程第十八条第四号の「他の法令」とは、学校教員の資格並びに免許に関する法令等を指定する予定であり、これについては目下関係当局と協議中であること。

(四) 使用者の規定第十八条及び第十九条の規定によつて技能者を養成する資格がない場合でも、規程第二十条の規定により右の資格を有する他の者をして技能者の養成を行わせることが出来ること。

(五) 養成契約の解除については、規程第七条乃至第九条の規定は契約の当事者に、民法第五百四十条にいう「解除権」を有せしめる趣旨であること。従つて此の場合に於ける解除は、損害賠償の原因とはならないものであること。なお又右の規定は、法第二十条の解雇予告について例外をなすものではないこと。

(六) 規定第十条の認可は、解除しようとする事由につき、その具体的状況を特に客観的基礎において判断し、解除が己むを得ないと認められる場合に限りこれをなすこと。特に規程第九条第三号の事由による場合については、精神又は身体の鑑別若しくは診断に基て解除の、認可申請が妥当と認められる場合に限り許可すること。

(七) 規程第二十四条中「に要する時間」とは、既習事項を習得する場所（この場所が事業場内にある場合を含む）への往復に要する時間についても、これを含める趣旨であること。

なお、技能習得者であるとの事由による、時間外及び休日の労働並びに深夜の労働に関する特例は認められていないから、これについては法の一般の取扱ひによること。

(八) 規程第二十五条第二項の「提供」とは、與へる場合のみならず貸す場合を含む趣旨であること。

(九) 規程第十七条の規定による別表第三については、追つて決定の上これを追加する予定であること。

法第七十一条関係

(一) 本条第一項の認可は、次の基準によつて取扱うこと。

(1) 賃金の基準については、法第二十八条の規定に基く最低賃金が定められる迄は、

当該事業の所在する地方におけるその事業の一般の賃金事情を考慮して、技能習得者として妥当と認められる場合に限りこれを認可すること。(規程第二十六条は、最低賃金の定められた場合の規定である。)

(2) 賃金の支払の方法については、規程様式第三号により、特にその賃金支払の方法の欄に、規程第二十五条第一項により控除しようとする費用の種類及びその控除額を記入せしめ、それが受容と認められる場合に限りこれを認可すること。

(3) 賃金については、一般経済事情等の変動に留意し、必要な修正を怠らざる様且つ認可申請書記載事項に変更があつたときは、遅滞なく変更認可申請を行はしめるよう指導すること。

(二) 本条第二項の証明書の用紙は配布が遅れる予定であるから、規程様式第五号によって便宜作成の上交付されたいこと。
法第七十二条関係

本条は、法第七十条及び第七十一条の規定の適用を受ける労働者は、或る種の労働条件について一般労働者より不利なる取扱いを受けることとなるため、特にその内の未成年者に対しては、年次有給休暇については、一般労働者より高い基準によって取扱う趣旨であること。
『時報』

昭和二十三年三月一〇日

〔五一三一一〕労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛(基発第四三八号)

東京都立工業専門学校技術専修科生募集依頼について

標記の件別紙の通り東京都立工業専門学校より依頼して来たが、右は目下の所技能者養成規程第十八条の規定による指導員資格に適合する者の養成に適切なる全国唯一の施設と認められるから、貴管下監督署をして関係ある公共職業安定所と協力して本施設の周知方御取計い願いたい。

工専発第一一一三号

昭和二十三年三月十一日

労働基準局長

都立工業専門学校長 清家 正

江口見登留殿

新入生募集依頼について

当校技術専修科は元厚生省機械技術員養成所をそのまま継承したものであり、今般施行せられた技能者養成規程第十八条の規定による指導員資格に適合する者の養成を念願とするものであります。然る処当時は全国より新入生の募集が出来ましたが、都立の現在に於ては応募者が東京地方に偏するをまぬがれず、全国的に優秀な青年を募集せんとする創立当初の趣旨に反するので、この施設の周知方につき貴局の御援助を受けたく別紙概要を添へ御依頼申し上げます。

(別紙) 都立工業専門学校技術専修科及指導員養成科生徒募集案内(編注…略)

『デジ』

昭和二十三年三月一六日

〔五一三一一三〕労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛(基発第四五四号)

技能者養成既定中別表第一に指定する技能に関する件

標記の件指定技能の内容について疑義が多いと思はれるので、之が取扱方別紙の通り取り図らわれない。

技 能	技 能 概 要
一、理科学機械工	試験検査機械器具、理科学用機械器具、医療用機械器具、測量用機械器具、度量衡器等の理科学用機械器具の組立、調整修理における技能
二、精密機械工	光学機械(写真機を含む。)軸受、ミシン、時計(電気時計を除く。)等の精密機械器具の仕上、組立、調整、修理における技能(所謂治工具及び金型仕上を除く。)
三、電気機械組立工	発電機、電動機、変圧器、整流器、配電盤、コントローラー等の所謂重電機の巻線、配線、組立、調整、修理における技能
四、鑄物工	銑鉄鑄物、可鍛鑄鉄、網鑄物、合金鑄物、アルミニウム鑄物等の工業用鑄物の鑄型、熔解、鑄込等鑄造における技能(工芸的鑄金を除く。)
五、鍛工	鍛冶、機械火造、刃物、農具等の鍛造における技能(所謂農鍛冶を含み、工芸的鍛金は除く。)

六、彫刻版工	捺染ロール、印刷製版等の金属製の版の彫刻における技能（腐蝕法によるものを含み、木、石、骨、甲牙の工芸的彫刻は除く。）
七、精密印刷工	紙幣、証券類、地図等の如く極めて精巧なる印刷における技能
八、鍍金工	鍍金、彫金、鍍金及び鍍等金属工芸品制作における技能
九、カットグラス工	所謂カットグラス（切りガラス）の制作における技能（所謂グラブールの製作を除く。）
十、レンズ研磨工	光学機械用レンズの粗研、芯出し、芯取り等の研磨における技能
十一、陶工	陶磁器の原料配合、成型、施釉、焼成、絵付け等の作業における技能
十二、漆工	漆器の素地、漆加飾（蒔絵等）等の作業における技能
十三、竹藤細工職	工芸的な竹藤細工に於ける技能（台所用品の製作を除く。）
十四、手捺染職	型紙捺染、描友禅、スクリン捺染等の手捺染における技能
十五、手織工	織物の手織りに於ける技能（意匠、図案及び調紋を含みず。）

『時報』

昭和二十三年六月二十九日

〔五一三―四〕労働次官、各都道府県労働基準局長宛（基発第一一八号）

技能者養成規程中別表改正並びに同規程第十三条の規定に基づく告示に関する件

標記の件は別紙のとおり六月廿日官報外登載の予定（されること）となつたが、右は、

(一) 同規程第十七条の規定に基づく別表第三（就業可能業務及び防護方法基準の表及び第十三条の規定に基づく告示）教習事項に関する告示が従来欠如していたのに対しその一部を定め

(二) 同規程第二条の規定に基づく別表第一（指定技能表）については、指定の範囲を拡張して、従来の十五種を四十七種に改め、これに伴って、別表第二（養成期間

表）及び、第四（使用者資格表）を改めたものである。

技能者養成規程は、一面において従来の徒弟制度の弊害排除を目的とし、他面において産業再建のため特定技能者の積極的養成を目的とするものであるから、この運用に当たっては、昭和二十二年十二月九日労働省発基第五十三号次官通牒によるの外、左記事項に留意してこれが運用上萬全を期せられたい。

記

一 別表第一関係

(一) 今回の改正は、戦後の荒廃せるわが国の産業を再建し、他面貿易再開を目途にひかえ、将来之が振興に重要な地位を占めると思われる技能、即ち㊦が国古来の伝統に基づく工芸方面における特定の技能 ㊧通常の事業場においても将来の中堅として、その所属労働者中一定割合の員数につき特別の組織的教育を要する技能 ㊨通常の学校教育においては習得し得ぬ特殊の技術が要求せられる技能を中心として改正せられたものであること。

従つてこの指定によつて、この技能に該当する年少労働者は全部特別扱いとする趣旨ではないこと。特に前段㊩については、様式第三号の「技能習得者数及びそれ以外の労働者現在数」欄及び「技能習得者として雇入れようとする者の年間概数」欄において十分制限し、規程の乱用に流れぬよう慎重を期すること。

(二) 別表第一指定技能に関し法第七十一条の規定による認可申請があつた場合は、従来の徒弟制度に趨るおそれのないことを確認した上でこれを行うこと

(三) この場合左に掲げる技能は、従来の徒弟制度に趨るおそれが多いものと認められるから、これが認可については、前項の趣旨に従い特に慎重を期すること。

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 一ノ一金属工芸師 | 一ノ二金属彫刻工 | 一ノ三七宝細工職 |
| 一ノ四宝石細工職 | 一ノ五カットグラス工 | 一ノ六グラブール工 |
| 一ノ七陶工 | 一ノ八漆器師 | 一ノ九竹藤細工色 |
| 一ノ十金属玩具工 | 二ノ一織物工 | 二ノ四染色工 |
| 二ノ三船大工 | 二ノ四義肢工 | 三ノ三五自動車修理工 |
| 五ノ一電気工 | 五ノ二(二)電路工 | 六ノ一大工 |
| 六ノ三建具職 | 六ノ三家具職 | 六ノ四タイル張工 |
| 六ノ五配管工 | | |
- 四 従来の徒弟制度に趨るおそれなからしめるには、各事業場が夫々単独で養

成施設を設けるの外、例えば同業組合の経営に係る施設等を設けることが適当と考えられる場合もあるから、共同養成施設等を設けることが適当と考えられる場合もあるから、その場合には使用者が自発的にかかる措置を講ずるよう勧奨することは差支えないこと。

(五) 認可申請のあった技能で、別表第一に該当するかしないか明確でないものについては、その都度具体的事情を具して本省に稟伺すること。

二 認可後の雇入関係

別表第一に指定する技能で、法第七十一条の規定による認可をうけた場合においても、技能習得の暁において従事すべき業務が女子年少労働基準規則第十四条に掲げる業務に該当すること明らかなるときは、技能習得者として女子を雇い入れさせないものとし、様式第三号技能者養成認可申請書末尾「その他必要な事項」欄にその旨記載させること。

三 別表第二関係

別表第二に示す養成期間は、従来の徒弟制度を改めるため、養成上必要な最少限度の期間を示したものであるから、之を実行するに当っては使用者側において相当の用意が必要であること。

四 別表第三関係

(一) 就業可能業務は、教習受講を習得するに必要なもののみについて認められているものであるから、労働安全衛生規則及び女子年少労働基準規則に定める危険有害業務で右に掲げられないものに対しては、たとえ技能習得者としても之が就業を認めるものでないこと。

なお、個々の具体的業務が就業可能業務に該当するかしないかについて疑義のある場合は、その都度具体的事情を添えて本省に稟伺すること。

(二) 防護の方法の基準については、概ね④指導者の監視 ⑤保護具の使用 ⑥作業時間の制限 ⑦作業条件の制限 ⑧作業後の措置の諸点から考究の上規定されたものであるから、此等の要素を理解して適切なる監督を行うこと。

(三) 前二項に関しては、随時実情を臨検の上、違反のある場合は、直ちに法第七十三条の規定により認可を取り消すこと。

(四) 別表第一に指定された技能の中、今回別表第三に定められなかった技能については、目下鋭意研究中であるが、右は技能習得上絶対必要なものの外、規定されない方針であるから、法第七十一条の規定による認可申請で、満十八歳未満の年少者の危険有害業務就業を含む申請に対しては、当分の間認可

しないこと。

特に三ノ四電弧溶接工、三ノ五ガス溶接工、三ノ二十三艤装工、五ノ二電路工については、将来においても、その業務の性質上満十八歳以上においてはじめて実習を為し得ることとなる見込であること。

但し三ノ三製罐工、三ノ八鍛工、六ノ一大工、六ノ二建具職、六ノ三家具職等については、少なくとも第一年度の実習事項に之等の制限業務を含まない場合に限り一応認可して差支えないこと。

(五) 規程第三十五条第二項の規定による機関車乗務員に関する「就業可能業務及び防護方法基準の表」は既に成案を得たが、手続きの関係上公布に若干の日時を要する見込みであるから、之が公布せられるまでは違反としては取扱わないこと。

五 教程告示関係

(一) 告示に示されてある教習時間は最低を示したものであるから年間一四七〇時間以外の労働時間(法第三十二条、第三十六条及び第六十一条の規定による労働時間を含む)も勿論教習に充てるべきものであるが、この時間は、主として実習にあてるよう指導すること。

(二) 別表第一に指定された技能の中今回の告示に定められなかった技能の教習事項に関しては、別途告示されるまで使用者をして今回告示の教程に準じて教習事項を作成せしめ、暫定的に認可するも差支えないこと。

(三) 規程第三十五条第二項の規定による機関車乗務員に関する教習事項については、別表第三関係第五項と同様であること。

(四) なお、本省においては、本規程の適用をうける技能習得者の数を勘案し、将来教習細目及び教科書を編さんする予定であること。『デジ』

昭和二三年七月八日

〔五―三―五〕労働次官、各都道府県労働基準局長宛(基発第九八四号)

技能者養成所教職員適確審査の伺について

標記の件について横浜市文寿堂工場付設技能者養成庶務係より、別紙写甲の如く照会があったので、別紙乙の通り回答したから了知有りたい。

別紙写甲

昭和二十三年五月廿四日

横浜市中区箕沢二十九番地

文寿堂工場付属

技能者養成所庶務

労働省労働基準局監督課 御中

技能者養成所教職員適確審査の伺いについて右について恐縮ながら左記の点御教示願います。

- (1)労働基準法第七十条の規定により特定の技能者の養成をする教職員は、所定の教職員適格審査を受けなければならないか。
- (2)右を受けるとすれば如何なる方法手続によるか。
- (3)労働省令第六号技能者養成規程第三十二条による技能者養成所の教職員(講師)は教職員適確審査を受けなければならないか。
- (4)右受けるとすれば如何なる方法手続によるか。以上四件につき至急御回答願います。

別紙写乙

基発第九二四号

昭和二十三年六月二十三日

労働省労働基準局長

神奈川労働基準局長 殿

技能者養成所教職員適確審査の伺いについて

標記の件について五月廿四日付文書を以て貴管下文寿堂工場付属技能者養成所庶務係より当局監督課宛照会があったから貴局より次のように回答せられたい。

記

- (一)及び(二) 技能者養成規程による使用者は、「教職員の除去、就業禁止及び復職等に関する政令」第二条に該当しないから教職員適確審査を受ける必要はない。
- (三)及び(四) 技能者養成規程第三十二条の規定に該当する技能者の養成については、「教職員の除去、就業禁止及び復職等に関する政令」の施行に関する規則別表第二に掲げる者に該当しない限り教職員適確審査を受ける必要はない。

『デジ』

昭和二十四年二月八日

〔五一三一六〕労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛(基発第一五三号)

技能者養成制度の運用に関する件

労働基準法の施行に伴って新たに設けられた技能者養成制度は各地区において漸次活用せられつつある。昨年十二月日現在におけるその状況は別紙の通りであつて認可件数六七件、之に基く雇入技能習得者数、一、九六八名に及んでいるが、謂うまでもなく新しい技能者養成制度は劣悪な労働条件の温床であつた徒弟制度の悪弊を排除することを主眼とし、併せて、日本経済の再建輸出振興上現下の急務である技能の向上を労働の過程において達成する重要な意義を有するものであり、封建的徒弟制度に対する監督実施の実質的な裏付となるものであるから、今後指定職種に係する事業場で懇談会を開催する等の方法により労働者並びに使用者はもとより一般国民に対しても充分に本制度の趣旨を徹底せしめ、本制度の積極的活用を計るよう指導せられたい。尚、指定職種についての教習事項防護基準の未決定分及び検定基準も近く決定せられる運びであるから申し添える。

『デジ』

昭和二十四年二月二四日

〔五一三一七〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛(基発第一、四四〇号)

技能者養成規程の一部改正並びに同規程第十八条の規定に基づく技能者養成指導員資格検定規則施行について

標記については十一月十六日付労働省令第二十七号及び労働省令第三十一号を以て、公布され即日施行されたが、右は技能者養成規程の円滑なる運用を図るため従来解釈に分明を欠いた字句の修正、技能者養成使用者資格の免許制度実施に伴う規定の改正又は追加、技能者養成修了証明書に対する公的証明制度採用に関する規定の挿入、形式的事務の簡素化のための規定の追加等諸規定を整備すると共に、技能者養成指導員資格の検定を具体化し速かに之を実施せんとするものである。

然るにわが国現在の経済情勢下において技能者の養成を促進、助長するは、極めて多くの困難な問題を伴い、動ともすれば技能者養成制度の本来の目的を遂行し得ない結果を招来する虞なしとしないので、本規程の運用に当っては従来を通牒は勿論のこと、左記事項につき充分了解の上、所期の成果を収め得るよう格段の力を致されたい。

記

一、技能者養成規程関係

(一) 第十三条

旧条文中における「技能教程」の字句は労働省告示第二十三号（昭和二十三年六月）に示す教習事項中の「実技」のみを指すものであって、その他のものを含まないのであるから、これを明確化するため「実技」に修正されたものであること。

なお、「実技」の順位の変更は右の教習事項に倣い、改められたものであること。

(二) 第十四条関連

旧条文中における「技能教程」の字句は労働省告示第二十三号（昭和二十三年六月）に示す職種毎に定められ夫々の教習事項を指すものであるから、前条の字句の修正と相まって、これを明確化するため「教習」に修正されたものであること。但し右の「教習」の進度に応じた技能の検定は当分の間関連学科及び「実技」についてこれを実施し、その他の事項については実施しなくても差支えないこと。

(三) 第十八条関係

本条の改正は事業場臨検の際、技能者養成の指導員なる資格を有するか否か、監督する場合の手がかりがなかったたのでこれらの点から技能者養成のための免許制度採用に基くものであること。

(四) 第十八条の三関係

本条は従来前条第一号のかゝる検定制度的実績に鑑み、第十条第二号乃至第四号に該当する者の免許制度申請が相当広範囲に亘り予想されるが、指導員としての人格の面を加味して適当なる人材を選定するために免許申請関係書類の審査に当っては十分に本条各号の規定に留意して免許を与えること。

第一号については精神又は身体の鑑別若しくは診断に基き、第三号については第一号の場合に該当せざるも実質的にこれに相当する状況下にある者、例え

ば、浪費者、賭博常習者、盗癖ある者、其の他人物素行が指導員として不適格である者、指導員検定制規則第二条第三号及び第四号により指導員検定の受検資格を有しなかつた者で第十八条第二号乃至第四号に該当するに至つた者等についてもその具体的状況を把握し、これらを客観的基礎の下に判断して決定すること。但し、これが事由につき判定困難な場合は本省に協議すること。

(五) 第十八条 三関係

本条は技能者養成の効果を一層高め且つ指導監督を有効にするため免許証を与える趣旨であるから、これが保存については特に注意せしめると共にこれを交付した場合はその交付（再交付）番号、交付（再交付又は取消）年月日、氏名、性別、年令、本籍地、現住所、勤務場所、再交付又は取消の事由、其の他当該種目等の欄を設けた技能者養成資格免許証交付台帳を各監督署別に備え付けること。

右の免許証は本年度分を本省において一括印刷の上送付する予定であること。

なお、免許証交付に要する手数料は別途定められる予定であること。

(六) 第十八条の五関係

本条は従来かゝる免許証が一般的に濫用され易かつた実情に鑑み、これが弊害を防止しこの免許制度の目的を達成する趣旨であるから、常に濫用をせざるよう指導に努めること。特にこの免許証は写真を用いないため実際上の識別は容易ではないので、常時注意を怠らず、悪質のものに対しては、嚴重に監督取締を行うこと。

(七) 第二十二條關係

本条の改正は使用者の便乘的養成を戒しめると共に当該技能習得者の技能各付の信憑性の確保または招来の労働条件の優位性の保持等のため技能者養成修了証明書を一層権威あらしめる手段としての公的証明制度を採用したのもであること。

この証明制度は強制的なものではなく、労使双方それ／＼の立場において証明を受けることが出来るのであるが、本制度の趣旨からなるべく使用者をしてこれをなさしめるよう指導すること。

なお、証明方法については、追つて通牒する予定であること。

(八) 第三十二條の二關係

技能者養成上特別必要なものを除きなるべく形式的な手続事務の簡素化を図

らんとする趣旨の追加規定であるが、免許申請又は報告に用うべき様式はこれを含まないものである。

二、技能者養成指導員資格検定期則関係

(一) 第四条及び第五条関係

本条の検定の実施については、その要領を追って通牒する予定であること。

なお、検定を実施する場合は、当分の間、予め実施職種等につき本省へ協議すると共に、隣接都道府県労働基準局と連絡の上、実施することとし、自都道府県において実施せざる職種については該職種につき受検希望者のある場合も予想されるので右実施職種の周知を図りなるべく受検希望者に便宜を与えるよう努めること。

(二) 第六条関係

本条の申請は、現在養成実施工場、事業場に在籍すると否とを問わず優秀なる指導者を選定確保する上から広範囲に亘り之を受理すること。
受検料については別に定められる予定であること。

なお、検定合格者に対しては合格証書を交付すること。但し、本年度分は本省において一括印刷の上送付する予定であること。 『デジ』

昭和二四年一月二六日

〔五―三―八〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛(基発第一、四四
一号)

技能者養成指導員資格検定に関する件

技能者養成指導員資格検定期則に基づく技能者養成指導員資格検定については左記事項に留意の上、別紙検定実施要領により実施せられたい。

記

一、検定の公示

指導員検定を行う都道府県労働基準局長(以下局長という)は検定技能種目、検定実施場、日時、申請書の受付期間、その他検定に必要な事項を、受検志願者の準備を考慮して相当期間の余裕をおき掲示、報道機関その他適当な方法により公示すること。

他の労働基準局において検定を行う技能種目について受検者より問合せありたる場合には、親切に受検すべき基準局名及びその所在地等につき知らしめる

こと。

二、受検の申請

(一) 受検の申請は、所定期間中に所定の様式(検定期則様式第一)の検定申請書に検定料を添え提出せしめること。

(二) 出願の締切りは受検の日よりなるべく一ヶ月前とすること。

三、検定実施場

実技の検定実施場は職種毎に一ヶ所を選定して同時に行うを原則とする。

四、検定所要時間

検定は一日八時間以内において実施するを原則とする。

五、検定委員

局長は、必要に応じ検定を補助せしめ且つ左の事項につき諮問するため、便宜検定委員(検定技能種目毎に学識経験者五名以内とする)を依頼することができる。

(一) 検定技能種目の選定に関する事項

(二) 検定実施の日時及び場所の決定に関する事項

(三) 検定試験問題の作成に関する事項

(四) 検定に必要な資材、道具等の選定に関する事項

(五) 学科目及び実技の採点に関する事項

(六) 免除科目の審査に関する事項

(七) その他検定に必要な事項

六、合格者の発表

合格者の発表は検定終了後なるべく二週間以内に掲示すると共に合格者に対する通知によりこれを行うこと。

七、合格者名簿

当該都道府県労働基準局長において様式第一号による合格者名簿を作成し、保管すること。

八、その他

(一) 検定科目の一部免除の資格を付与する講習会は認めないこと。

(二) 検定が終了した場合には、発表後一ヶ月以内に問題及びその結果を様式第二により労働省労働基準局技能課に報告すること。

(三) 本年度の検定における学科試験問題は本省で作成するものであること。
別紙

技能者養成指導員資格検定実施要領

一、検定の程度

技能者養成指導員資格検定規則（以下検定規則という）による指導員の検定は、技能者養成規程による技能習得者を、事業場において養成する資格があるか否かを検定するもので、その試験及び試問の程度は、事業場において、技能者の養成に相当期間を従事し、且つ、事業場の実務に通曉し、現に技能者の養成にあたる者、例えば技能者養成規程別表第四使用者資格表に掲げる者の通常保有する知識技能に相当する程度について行うものである。

二、検定の範囲

検定は筆記試験、実技試験及び口頭試問とする。

関連学科、技能習得者の指導方法及び技能者養成に関する法令は、筆記試験及び口頭試問により指導員としての一般的な常識を有するか否かを試験する。

(一) 関連学科

検定規則別表に掲げられた科目について行う。但し規程第十三条に基く教習事項の基準の範囲内で、検定規則別表に掲げる検定科目に関連した必要ある事項について試験若しくは試問することができる。

(二) 技能習得者の指導方法

- (1) 指導方法の基本的心得に関する事項
 - (2) 適正作業及び能率に関する事項
 - (3) 技能進度の測定に関する事項
 - (4) 教習事項の作成に関する事項
- (三) 技能者養成に関する法令
- 労働基準法第七章及び技能者養成規程

四 実技

実技の試験は概ね左の事項につき規程第十三条に基く教習事項の基準に事項の範囲における作業とする。

- (1) 教習事項（規程第十三条）に示された基本工作或は基本作業
- (2) 応用作業

前項の(1)及び(2)は併せて問題を作成することができる。

実技試験における課題、製作品若しくは加工品の規格及び作業の範囲は概ね別表の通りとする。但し、一応の基準であるから、設備、材料、地域の事情を勘案してこれに準ずる程度の課題を選択することができる。

なお材料は当該都道府県労働基準局においても一定のものを支給することを原則とするも局長が所定のものなることを確認した場合は受検者の持参したものの使用を認めることができる。

三、採点方法及び合格基準

(一) 採点の基準は左の通り

科目	満点	備考
学科	一〇〇点	学科とは関連学科(四〇点)指導方法(三〇点)法令(三〇点)をいう
実技	一五〇点	工作法、製品の出来上りの他に作業の段取、作業速度、作業態度等の採点を加味する。

(二) 合格基準は総点数百五十点以上（学科及実技について、免除科目がある場合はその科目を除いた総点数の六〇％以上）とする。但し、総点数百五十点以上の者でも実技について九十点以下の者は不合格とする。

四、検定科目免除の基準

(一) 学科目免除基準

- (1) 関連学科
旧制大、旧制専門学校及び新制大学において当該技能に関する学科を修め卒業した者

(2) 実技

左の各号の一に該当する者で同業組合、技能者の団体、その他の団体の行う技能協議会において技能優秀と認められた者には局長の指定する実技の一部を免除することができる。

イ、従来の慣習による徒弟契約完了後五年以上の実地経験を有し現に養成の実務にあたる者

ロ、当該技能に関係ある実業学校或は、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した後三年以上の実地経験を有する者

ハ、当該技能に関係ある旧制大学、旧制専門学校及び新制大学（例えば美術学校、工芸専門学校）を卒業し引きつづき一年以上実地作業に従事している者に、技能者養成規程による当該技能について養成を終了し、三

年以上実地経験を有する者

(二) 指導方法関係□□については免除せざるものとする。

別表 実技課題の基準（編注…略）
様式第一 合格者名簿（編注…略）
検定実施計画報告（編注…略）

『デジ』

昭和二十四年一月二七日

〔五―三―九〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛（基発第四、〇一七号）

告示されていない指定技能の養成実施について

十二月十日付滋基監一七六六号で別紙甲の照会があったので別紙乙のように回答したから了知せられたい。

別紙乙号

基収第四、〇一七号

年 月 日

局長

滋賀労働基準局長宛

告示されていない指定技能の養成実施について

十二月十日付滋基監一七六六号を以て照会のあった標記の件は、昭和二十三年六月二十九日付発基第一一八号通牒記の五教程告示関係(□)及び本年六月二十三日付け基収第一六九五号の通り取扱って差支えないが、織機調整工の教習事項は、関連学科については織物工の関連学科中図案を除く他の関連学科目及び教習時間と、実技については織物工の実技種目及教習時間と同じようにきめられる予定であるから右お含みの上指導されたい。

別紙甲号

滋基監一七六六号

昭和二十四年一月十日

滋賀労働省労働基準局長

労働省労働基準局長殿

告示されていない指定技能の養成実施について

標記の件について当管内織物関係工場においては織物調整工(二ノ三)を共同

組織で養成すべく計画を進めているが、教習事項未定のため行詰りの形にあり織物工の教習内容には共通すると思われるものも相当あると思われるのでこれを基準として織物機調整工には如何なるものを追加すべきであり如何なるものが不必要であるか、又時間の配分についても至急御指示煩わしい。

『デジ』

昭和二十五年一月二六日

〔五―三―一〇〕労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛（基収発第二二六号ノ二）

技能者養成指導員資格の検定について

昭和二十五年一月十九日附広基発第六四号で別紙甲の照会があったので別紙乙のように回答したから了知せられたい。

（別紙乙）

技能者養成指導員資格の検定について

（昭和二十五年一月二十六日基収第二二六号）

労働省労働基準局長

広島労働基準局長宛

昭和二十五年一月十九日附広基発第六四号で照会のあった標記の件次の通り回答する。

記

一、技能者養成規程第十八条第一号に規程する指導員とは、技能習得者に対し直接実技及び関連学科の教習にあたる者を謂う。従って、関連学科、社会科若しくは体育のみの指導にあたる者は指導員ではないから検定を受ける必要はない。
二、検定実施要領二、検定範囲（四）の②中「加工品の規格及び時間」については追って学科試験問題と共に送付する「実技課題」の中に示す予定である。

三、貴見の通り

四、昭和二十四年度中に検定を実施すべき労働基準局、技能種目及び検定期日は昭和二十五年一月二十四日基発第五九号通牒の通りである。

検定科は昭和二十五年一月二十五日付労働省令第四号により三〇〇円と決定した。

他局において実施さるべき検定技能種目は技能情報創刊号「指導員検定実施予定速報」及び右の基発第五九号通牒を参照されたい。

五、試験問題は三月五日頃迄に送付する予定である。

六、検定実施に要する経費は二十四年度中実施の府県には近く追加配賦の予定である。
(別紙甲)
技能者養成指導員資格の検定について御伺い
(昭和二十五年一月十九日広基発六四号)

広島労働基準局長

労働省労働基準局長宛

標記の件について左記の通り疑義がありますので至急御回答煩わたく御願ひ申上げます。

記

一、技能者養成規程第十八条第一号に規定する指導員とは具体的に如何なる者を指すか。例えば現に技能者養成を大規模に実施している事業場では、指導員は関連学科、実技等については夫々専門的に限られた一部の関連学科、実技等の指導をなしているのが実状であり、これらの者も一率に所謂指導員として指導員資格の検定は受けなければならぬと思われるが、社会科体育の指導に当たっている者若しくは当らうとする者についても検定を受けなければならないか。

二、検定実施要綱二、検定範囲(四)の(2)中「加工品の規格及び時間」については別表に示す通りとあるにかゝらず別表に示されていないが今後示されるか。

三、検定委員は二以上の種目について兼ねて依頼して差支えないか。

四、検定の公示、受験の申請、検定実施場の選定、検定委員の依頼等の必要もあり、当局において実施すべき検定技能種目、検定期日及び検定料を明示されたい。

又、他局において実施さるべき検定種目をも明示されたい。

五、本局において検定期日を決定しても学科試験問題がなければ検定は実施されない
ので検定期日も決定できないが、本局において期日を決定し本省に報告すれば検
定当日までに学科試験問題を送付して頂けるか。

六、検定実施に要する会場借上費、材料費委員手当、委員旅費等の予算は第四四半期
の支出負担行為計画、並に支払計画中には計上して無いようであるが追加配賦して
頂けるか。
『時報』

昭和二十五年二月一日

(五―三―一一) 技能者養成監督官伺

技能者養成指導員資格検定問題作成依頼について

首題の件につき通商産業省工業技術庁長官に対し別紙案の如く依頼してよろしい
かお伺いする。

案

年月日

通商産業省

工業技術庁長官宛

技能者養成指導員資格検定問題作成について(依頼)

昨年十一月十六日労働省令第三十一号をもって技能者養成指導員資格検定規則の
公布をみたのであるがこれが第一回の検定を来る三月中旬施行することになった
ので、貴庁機械試験所長に新しいこの検定問題の作成を左記により依頼致したく
御繁忙の処、甚だ恐縮であるが格別の御配慮を賜りたい。

追って、施行期日も切迫し取り急いだので貴庁機械試験所長とは下打合済である
ので念のため申添える。

記

問題作成依頼技能職種名 機械工、仕上工、精密器械工、理科学機械工、

程度 別添付の別紙(一) 技能者養成指導員検定実施要領「二、検定の程度」

の通り。

範囲 関連学科 別添付の別紙(二)技能者養成指導員検定規則 別表

実技 右「実施要領の別表「実技課題の基準」に掲げられた右職
種該当の科目

作成期限 昭和二十五年二月二十五日

以上

(編注…本案は二月一六日に基発第一二五号で発信された模様) 『デジ』

昭和二十五年二月二八日

(五―三―一一) 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛(基発第一五〇号)

技能者養成資格免許証の交付について

標記については客年十二月二十四日付基発第一四四〇号通牒により種々配慮中
のことと思慮せられるも技能者養成使用者資格の免許制度採用の趣旨に鑑み特に

左記事項留意の上遺憾なきを期せられたい。

記

- 一、従来の資格を有する使用者に対する免許証の交付については相当広範囲にわたる申請が予想されるのでこれが資格審査にあたっては書類審査のみに限定せず必要に応じて面接を行う等慎重を記すること。
- 二、技能者養成指導員資格検定合格者にして技能者養成資格の免許を受けようとする者は更めて技能者養成資格免許申請を必要とするものであること。

『デジ』

昭和二十五年二月二十八日

〔五―三―一三〕 労働省労働基準長、都道府県労働基準局長宛(基発第一五号)

技能者養成規程第二十二條第三項の規定に基づく証明の取扱いについて

技能者養成規程第二十二條第三項の規定に基づく技能者養成修了証明書に対する証明は左記の要領により取り扱われたい。

記

- 一、使用者が交付する技能者養成修了証明書に対する証明は昭和二十四年十二月二十四日付基発第一四四〇号通牒の通り新たに規定されたのであるからこれが取扱は慎重を期すること。
- 二、使用者又は技能習得者よりの技能者養成修了証明書に対する証明の申請は所轄労働基準監督署を経由せしめ、又審査にあたっては技能習得者の教習状況、指導員の資格、規程第十四條の技能検定の結果に基く、所轄労働基準監督署長の意見その他技能者養成の参考資料を厳密に調査し、技能者養成規程に定める教習の過程を修了したことが明らかである場合に証明を行うこと。
- 三、使用者が交付する技能者養成修了証明書の形式は一定されていないが証明の必要もあるのでなるべくその形式は次によるよう指導すること。

日本標準規格B4判

番号

() 技能者養成修了証明書

本籍 都道府県

氏名

生年月日

右者当社(所)における()としての技能者養成に関する教習過程を修了したことを証明する。

年月日

事業主 氏名 印

番号

審査の結果技能者養成規程に定める()としての教習の過程を修了したことを証明する。

年月日

都道府県労働基準局長 氏名 印

都道府県労働基準局長 氏名 印

記載心得

標題の()内は技能種目の該当文字を記入すること。

『デジ』

昭和二十五年四月四日

〔五―三―一四〕 労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛(基収第八九四号)

号)

労働基準法の疑義について

標記の件について別紙甲の如き照会があったので別紙乙の通り回答したから了知ありたい。

別紙乙 労働基準法の疑義について、

(昭和二十五年四月四日基収第八九四号)

労働省労働基準局長

日本国有鉄道運輸総局職員局長宛

昭和二十五年三月七日附職労第一三九号を以て照会のあった標記の件について左記の通り回答する。

記

保健婦、助産婦、看護婦法に基づき厚生大臣の指定を受けた看護婦養成所の生徒は原則として労働者とみなすべきではないがその実態において労働基準法第九条にいう労働者とみなされる場合も少くないので生徒の身分を一般職員と明確に区別し昭和二十

十四年六月二十四日付基発第六四八号「看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について」通牒による労働基準法を適用すべきものの各号に該当せざる場合は貴見の通り取扱って差支えない。

別紙甲 労働基準法の疑義について、

(昭和二十五年四月四日基収第八九四号)

(昭和二十五年三月七日職労第一三九号)

日本国有鉄道運輸総局職員局長

労働省労働基準局長宛

国有鉄道における鉄道病院附属看護婦養成所は、本年四月以降、保健婦助産婦看護婦法(昭和二三、七、三〇法律第二〇三号)に基き、厚生大臣の指定を受けた看護婦養成所として、看護婦の養成を行うこととなりましたが、この養成所の生徒については左の理由によって労働基準法上の労働者に該当しない者と解しますが、これが取扱方について何分の御指示をお願いいたします。

記

一、この養成所は、前記法律に基いて設置するものであって、その内容は学校教育法(昭二二、三、三二法律第二六号)第一条又は第九十八条の規定による学校及びこれらの学校に附設する同法第八十三条の規定による学校に準ずるものである。

二、従って国有鉄道においては、この養成所に入所する者については労働基準法上の労働契約は一切行わず且国有鉄道の職員としての身分及び給与を与えない。

『デジ』

昭和二十五年四月二一日

(五一三一―一五) 労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛(基収第一、〇五七号)

技能者養成資格の免許について

標記の件について昭和二十五年四月十二日付富基監第三八八号で別紙甲の照会があったので別紙乙のように回答したから了知せられたい。

(別紙乙)

技能者養成資格の免許について

昭和二十五年四月二一日(基収第一〇五七号)

労働省労働基準局長

富山労働基準局長宛

昭和二十五年四月十二日付富基監第三八八号で照会のあった標記の件について次の通り回答する。

記

技能者養成資格の免許は技能者養成規程第十八条の各号の一に定める要件を具備し且つ同規程第十八条の二に定める欠格条項のいづれにも該当しない限り年令の如何に拘らず與えられるのである。従って設問一の場合は、満十五才未満の者でも規程第十八条の二の欠格条項のいづれにも該当しない限り技能者養成資格の免許を与えて差支ない。

設問二の場合は、満十八才未満の者でも規程第十八条第一号の検定に合格し而も規程第十八条の二の欠格条項のいづれにも該当しない限り、免許の申請があれば技能者養成資格の免許は與えられなければならないが、一般的には満十八才未満の者は技能習得者の指導にあたるに必ずしも十分な人物、学識及び技能を具備しているとは考えられないから、技能者養成の資格ありとは認め難い場合が多い。

従ってかかる場合は規程第十八条の二第三号によって取扱うべきか否か個々の場合によって決定すべきである。

(別紙甲)

技能者養成資格の免許について

(照会)

昭和二十五年四月十二日(富基監第三八八号)

富山労働基準局長

労働省労働基準局長宛

技能者養成規程第十八条の二の規定に該当する者は技能者養成資格の免許は與えないことになっているが次の者に対しては免許を與えてもよいかいさか疑義があるの
で至急何分の御指示を願いたい。

記

一、規程第十八条第一項第二号に定められている要件を具備する満二十五才未満の者
二、規程第十八条第一項第一号の検定に合格した満十八才未満の者

『デジ』

昭和二十五年四月二一日

(五一三一―一六) 労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛(基収第一、一

三四号)

技能者養成指導員の資格について

標記の件について昭和廿五年四月三日附奈勞基監第二八三号で別紙甲の照会があったので別紙乙のように回答したから了知せられたい。

(別紙乙)

技能者養成指導員の資格について

昭和二十五年四月二十一日(基収第一一三四号)

労働省労働基準局長

奈良労働基準局長宛

昭和二十五年四月三日附奈勞基監第二八三号で照会のあった標記の件について次の通り回答する。

記

設問の場合は技能者養成規程表第四使用者資格表に掲げるいづれの場合にも該当しないから、免許を与えることはできない。

なお、このような場合は技能者養成指導員資格検定期則による指導員資格検定を受験せしめるよう指導されたい。

(別紙甲)

技能者養成員指導の資格について

昭和二十五年四月三日(奈勞基監第二八三号)

奈良労働基準局監督課長

労働省労働基準局技能課長宛

左記の様な経験を有する者は技能者養成規程第十八条第二号の別表第四に定める資格者として免許してよろしいかお伺いする。

記

一、技能 自動車修理工

一、経歴 昭和十七年六月大阪工学校第三学年第一学期終了後中退、昭和十四年奈良トヨタ販売株式会社社員見習として入社、昭和二十三年一月奈良トヨタ自動車株式会社サービス部職長勤務

以上

『デジ』

昭和二十五年四月二八日

(五―三―一七) 労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛(基収第一、二二二二号)

指導員資格の疑義について

標記の件について大阪労働基準局長より別紙甲の通り照会があったので別紙乙の通り回答したから了知せられたい。

(別紙乙)

指導員資格の疑義について

昭和二十五年四月二十八日(基収第一二二二二号)

労働省労働基準局長

大阪労働基準局長宛

標記の件について昭和二十五年四月十九日付大第三四八号を以つて貴局監督課長より照会があったので別紙乙の通り回答したから了知せられたい。

記

技能者養成規程別表第四使用者資格の第一号は、あきらかに従来の慣習による徒弟契約を締結しその契約に従って一定期間技能を習得し、然る後十年以上の実地経験を有する者をいうのであって単に十年以上の実地経験を有する者をいうのではない。

(別紙甲)

指導員資格の疑義について

昭和二十五年四月十九日(大監第三四八号)

大阪労働基準局監督課長

指導員資格の疑義について

標記の件について左記の疑義がありますので何分の御回答をお願いいたします。

記

技能者養成規程別表第四使用者資格の第一号は「従来の慣習による徒弟契約完了後、十年以上の実地経験を有すること」となっているが、本号は小学校(尋常科又は高等科)卒業後、通常の労働者として工場に入り、その後十年以上の実地経験を有するが、いわゆる徒弟契約を経っていない者も含むか。

『デジ』

昭和二十五年六月六日

(五―三―一八) 労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛(基収第一、四八一号)

技能者養成規程に関する疑義について

標記の件について群馬労働基準局長より別紙甲の照会があつたので別紙乙のように回答したから了知せられたい。

別紙乙

技能者養成規程に関する疑義について

昭和二十五年六月六日（基収第一四八一五号）

労働省労働基準局長

群馬労働基準局長宛

昭和二十五年五月十七日群基発第八一三三号を以つて照会に係る標記の件について左記の通り回答する。

記

設問の場合は、規程第十八条第二号による技能者養成の資格は認め難いが、その者が徒弟契約を締結した他人たる徒弟と同様に、使用者たる父親の下で技能習得に専念した事実が、同県組合又は技能者の団体等により客観的に証明される場合にはこの限りではない。

別紙甲

技能者養成規定に関する疑義について

昭和二十五年五月十七日（群基発第八一三五号）

群馬労働基準局長

労働省労働基準局長宛

右規程第十八条第二号の資格について左記の通り差迫つて疑義を生じたので至急何分の御回示を願いたい。

記

一、徒弟契約は了せざるも自宅に於て父親等より一定期間徒弟と同様に技能を習得した後十年以上の実地経験を有するものは規程別表第四使用資格表各一の資格あるものと同様に取扱つてよいか。

具体的事例

別紙履歴の如きものに免許を与えて差支ないか。

履歴書

本籍 群馬県邑楽郡館林町大字一、五〇三番地

現住所群馬県邑楽郡館林町大字一、四九八番地

野村徳次郎

明治四十五年一月二十八日生

学業

一、大正八年四月八日

館林尋常高等小学校入学

一、大正十五年三月三十日

同校高等科二年卒業

一、昭和元年十月一日

館林補修学校入学

一、昭和三年一月三十日

同校二年卒業

職業

一、大正十五年四月一日、自宅に於て建具職修業

一、昭和七年三月三十日、同修業終る

一、昭和七年四月一日、自宅に於て建具屋を営業現在に至る。

賞罰

一、なし

右の通り相違ありません

昭和二十五年三月 日

右

野村徳太郎 ㊟

『デジ』

昭和二十五年六月六日

〔五―三―一九〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基収第一、六一号）

技能者養成規程第十八条別表第四使用者資格第一号の疑義について

各都道府県労働基準局長宛

標記の件について石川労働基準局長より別紙甲の照会があつたので別紙乙のように回答したから了知せられたい。

別紙乙

技能者養成規程第十八条別表第四使用者資格第一号の疑義について

昭和二十五年六月六日（基収第一六六一号）

労働省労働基準局長

石川労働基準局長宛

昭和二十五年五月二十七日付石基発第一四六四号を以つて照会のあつた標記の件につき左記の通り回答する。

記

一、技能者養成規程別表第四使用者資格表第一号の徒弟契約完了とは、原則として規程別表第一指定技能表に掲げる職種の一について（例外的には密接に関連ある二、三職種について例えば地方的特殊事情により和家具と建具とが未分化のため建具職、家具職の二職種について教習をうける場合等がある）徒弟契約期間中当該技能の教習を受けた場合を云うのであつて、設問の如く数職種について業務に従事しても各職種共に十分な基本的訓練を受けたとは考えられないから、たとい徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有するもそれぞれの職種に付技能者養成指導員の資格ありとは認め難い。但し、その者が数職種の中特に専門とする職種があり、徒弟契約期間中その技能について主として教習を受け、担当概職種に関して十年以上の実地経験を有する場合は技能者養成、指導員の資格を与えて差支えない。

なお、二以上の職種について技能者養成指導員の資格の免許を受けようとするものは、昭和二十五年一月二十五日労働省令第四号「技能者養成指導員資格の免許並びに技能者養成指導員資格検定の諸手数料に関する件」第一条の規定に基き免許を受けようとする職種毎に申請書を提出し、それぞれ手数料を納めなければならないから念の為。

二、昭和二十五年六月六日付基収第一、四八一号の通牒によられたい。

三、(1)従来の慣習による徒弟契約の期間は各職種によつて異なるが、概ね五、六年以上を普通とする。従来の徒弟制度においては、三年未満の契約期間では、十分な基本的訓練を受け得たとは考えられないが、然し職種によつては五年未満でも当該地方における一般的な慣行であり、その契約期間中技能の教習を受けたことが確認されるならば徒弟契約完了として取扱つて差支えない。
(2)貴見の通り取扱つて差支えない。

別紙甲

技能者養成規程第十八条別表第四使用者資格第一号の疑義について

昭和二十五年五月廿七日（石基発第一四六四号）

労働省労働基準局長宛

標記について左記の疑義がありますので御回答を御願ひします。

記

一、技能者養成規程第十八条別表第四使用者資格の第一号の該当者にして一人で機械工、仕上工、鍛工、機械組立工、内燃機組立工、ガス溶接工の六技能種目について免許の申請があるが、右の取扱を如何にすればよろしいか。

免許と一乃至二技能種目に限定すべきものであるか、多能工の養成の趣旨より免許規定の条件を具備しておれば、免許して差支えないか。ちなみに申請人の履歴を示すと、明治三十五年生、大正三年三月高小卒、大正五年徒弟契約により某町工場に入所、大正十年徒弟契約完了、爾後同所に勤務、昭和四年自営鉄工業開業今日に至る。

尚徒弟契約をなした事業場は小規模の謂ゆる町工場であつて申請の各技能種目に申請人が従事し、且習得なしたことを右工場は証明しており、且ガス溶接工についても、現在アセチレン溶接士の免許を有しており、その程度の技能を有しているものである。

二、大正四年生、昭和六年三月高小卒、爾後家業（漆加飾）の蒔絵見習、修得従事、昭和十五年文部省主催美術展覧会（文展）入選以後六回入選。

右の履歴の者より、漆加飾師の技能者養成資格免許の申請があるが、右は規程別表第四使用者資格の何れの号にも該当しないが、使用者資格第一号の「従来の慣習による徒弟契約」に家業（漆加飾）の従事を準用することが出来ないか、又欠格として指導員資格検定を受験せしむべきか。

履歴に示す技能よりみて如何に取扱ひすべきか。

三、規程第十八条別表四四使用者資格第一号に規定される「従来の慣習による徒弟契約完了」について左記御示し願ひたい。

①右における年限は三ヶ年もあり五ヶ年もあり八ヶ年もあるのであるが「従来の慣習による徒弟契約完了」はその要件を満たしておれば年限の長短を考慮しないであらうか。

②「徒弟契約完了」の確認の方法として当局は上記契約事業場の証明を以つてなしているが何分にも年を経ている関係上該事業場の証明を得られないものもあつて免許に差支えが生じているが、右確認について同業組合等の証明にても差支えないか、これについて具体的な基準があれば示されたい。『デジ』

石川労働基準局長

昭和二十五年六月三〇日

〔五一三―二〇〕 茨城労働基準局長、労働省労働基準局長宛（茨基発第六一八号）

技能職種に関する疑義について

貴監督管内青山医療器製造株式会社における注射筒製造について事業主側の積極的な希望もあり目下技能者養成の指導中ですが先に関し聯か疑義がありますので至急ご回答下さるよう照会します。

記

一、注射筒製造には別紙の通りの作業工程を必要としますがこのような技能を習得するための技能者養成は本法の適用対象となるか（即ち長期の教習を必要とする特定の技能に該当するか）
二、適用対象となる場合、技能者養成規程別表第一指定技能の何れに該当するか。何れにも該当しない場合は追加指定されることになるか
右についての当局の意見

1.一について、別紙記載の技能習得に必要とする年限は事業場の申立てに基き調査した結果一応妥当なるものと判定した□で熱処理、研磨を通じて体得する技能は長期の教習を必要とする技能に該当するように考える。

2.二について、1.により適當することの可能な職種であるとした場合、注射筒製造は概念的には指定技能表三ノ一六理化学機械工に該当するように考えられるが、教習事項の基準によると寧ろ指定技能表の一の五カットグラス工に類似点が多い。然し前記二職種とも注射筒製造の教習事項としては不適切な点が多いので新一職種を指定し、それに基づく教習事項を定めることが最も適切と考える。

別紙（編注…略）

基収第二〇七八号

昭和二十五年七月二十五日

労働省労働基準局長

茨城 労働基準局長 殿

技能職種に関する疑義について

昭和二十五年六月三十日付茨監発第六一八号を以って紹介のあった標記の件について次のように答ずる。

記

質疑の技能職種は技能者養成規程による技能者養成の対象たり得るが、規程別表第一中に該当する技能職種がないから追加指定するまで暫定的にカットグラス工に準じて養成せしめられたい。 『デジ』

昭和二十五年八月三〇日

〔五一三―二二〕 労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第七九

一号）

技能者養成指導員資格検定と自動車整備士検定との関係について

技能者養成指導員資格検定規則に基づく自動車修理工等の技能者養成指導員資格検定と自動車整備士検定規則（昭和二十四年九月三日運輸省令第五〇号）に基づく自動車整備士検定とはその目的は異なるがその検定方法については類似せる点があるので同程度の検定については一方の検定の合格者に対し他方の検定科目の一部を免除する等受_レ格者の便宜を図るように運輸省自動車局と折衝中であるが、二、三の局より照会もあり且つ結論を得るまで、なお相当日数を要するので現在までの折衝経過を左記の通り通牒する。

追て、本件について運輸省自動車局整備部長より別紙写の通り交渉経過中間報告が陸運局整備部長宛通牒されているから申添える。

記

一、自動車整備士一級に合格した者は技能者養成指導員資格検定に際し、技能者養成に関する法令及び指導方法を除き他の学科及び実技の検定を免除する。

二、技能者養成指導員資格検定に合格したもの（技能者養成規程第十八条第二号の規定に基づく別紙第四使用者資格表に掲げる者を除く）は自動車整備士一級の検定試験に際し、自動車整備に関する法規の試験を除いた他の学科試験及び実地試験を免除する。

三、技能者養成規程による養成終了者に対しては、終了の際の技能検定の内容を検討して自動車整備士三級の検定試験の免除を考慮する。

四、自動車整備士の種目は自動車シャシー整備士等十一種目あり、技能者養成指導員の技能種目中自動車整備士と関係ある種目としては自動車修理工、自動車組立工、その他機械工、電気工等があるが、これらの種目中相互に試験を免除しあう技能種目については現在検討中である。

自動車整備士及び技能者養成指導員資格検定に関する労働省労働基準局技能課との交渉経過中間報告について

昭和二十五年八月十七日（自整整第一六五号）

陸運局整備部長宛

運輸省自動車局整備部長

自整整第一〇一号書面にて通達済みの労働省施行指導員資格検定試験との関係についてはその後も引き続き交渉中であり、結論を得るまでには尚期日を要するので現在までの経過を報告する。

尚技能者養成指導員に関する別紙参考資料を参照されたい。

一、自整整第一〇一号第四についてはその後の折衝の結果次のようになった。

即ち労働省として無試験検定において、自動車整備士三級の資格有しなれば指導員には不資格であるということを地方に通牒することは法律上困難であるので運用によつて、整備士三級の者が指導員の免許をうける際に特別の考慮を払う事にした。

尚単に十年以上の実務経験だけでは指導員の免許を受ける資格はなく、従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有しなければならないのであるから注意されたい。

二、試験の免除について

自動車修理工等の指導員資格検定試験は我々が実施している自動車整備士の検定試験と類似している部分もあるので同程度の試験については、相互に試験を免除し、受験者の便宜を計るよう折衝中であるが現在までの経過は次の通りである。

(一) 自動車整備士一級は指導員資格検定試験に際し、技能者養成に関する法令の試験を除いた全試験を免除する。

(二) 指導員資格検定試験に合格した者（無試験で指導員の免許を受けた者を除く）は自動車整備士一級の検定試験に際し、自動車整備に関する法規の試験を除いた全試験を免除する。

(三) 技能者養成規程（労働省令第六号）による養成終了者に対しては、終了の際の技能者検定試験の内容を験討して自動車整備士三級の試験の免除を考慮する。

（技能者養成規程 第十四条参照）

四、試験を免除する種目について

自動車整備士の種目は十一種目あり、之に対し指導員の種目は自動車修理工については一種であるが、その他機械工、電気工等もあるので相互に試験を免除する種

目については現在検討中である。
以上の如く相互に試験を免除することになれば当然整備士検定規則も一部改正することになると思う。
『時報』

昭和二十五年一〇月二八日

〔五―三―二二〕 労働省労働基準局長、石川労働基準局長宛（基収第三、三二一四号）

技能者養成資格の疑義について

十月六日石基第二七三二号によつて照会のあつた標記の件について左記の通り回答する。

記

東京機械技術員養成所は、昭和十年四月六日東京府訓令第十号告示第一八六号及び第一八七号により東京府機械工養成所として発足（其の後昭和十六年五月二十四日勅令第六〇四号及び商工省令第五二二号により商工省東京機械技術員養成所に改められ、昭和十八年十月廿日厚生省に、昭和二十一年三月廿一日東京都に移管現在に至る。）したもので旧制中学校又は甲種実業学校卒業者に修業期間一ヶ年の実技を主とする訓練によつて中堅機械技術員を養成する施設である。従つて設問の場合は、技能者養成の指導員資格は認められない。

石基発第二七三二号

昭和二十五年十月六日

石川労働基準局長

労働省労働基準局長 殿

技能者養成資格の疑義について

技能者養成資格申請者中に昭和十九年旧制中学校卒、昭和二十年七月厚生省東京機械技術員養成所卒以来機械工として今日まで経験のある履歴の者あり機械工の免許申請をなしておるが、厚生省東京機械技術員養成所とは如何なる程度のものであるか御指示ありたい。

（編注…以下東京機械技術員養成所の概要…略）

『デジ』

昭和二十六年二月四日

〔五―三―二三〕 労働省労働基準局長発（基発第一一八号）

技能養成指導官規程の施行について

標記については、昭和二十六年二月十二日労働省訓令第一号を以て公布、即日施行（二月十二日官報登載）され昭和二十六年二月一日より適用されることとなつたが、右は、国際経済への全面的復帰を目前に控え、特にわが国産業の発展、経済の自立化に必要な技能労働力を維持培養し、技能水準の向上と労働能率の増進を図ることの緊要なるに鑑み、この際積極的に技能行政を円滑適正に運営し以て所期の目的を達成せんとするものである。ついては、本制度の重要性を十分了解せられ、左記事項に留意の上遺憾なきを期せられたい。

記

一、技能養成指導官制度設置の趣旨

(一) 技能行政は、指導、助長行政の性格を有するものであり、且つ、従来の実例に徴するに労働基準監督官の官名を以てする場合は、事業主をして、技能者養成の本旨を曲解せしめる結果を生ぜし憾あるに鑑み、技能養成指導官制度を設置したものである。

(二) 本制度に基づく技能養成指導官（以下指導官という。）は、これを補職とし、技能行政に関する業務を専任又は兼任せしめ、以て責任の所在を明確にせんとするものであること。

(三) 本制度の設置により指導官たる補職を受けない者は技能行政に關与する必要がなくなるといふ趣旨ではないこと。

(四) 指導官は、技能者養成規程に基く技能者の養成のみならず、例えば技能者養成指導員の資質向上のための所期的、後期的訓練等養成全般に亘り、各種産業の健全なる発展のために、積極的に協力指導し、技術的援助を与える相談役たる性格を有するものであること。

(五) 本制度設置の趣旨については、能うる限りあらゆる機会を捉え、これが周知徹底に努めること。

二、指導官の任命

(一) 指導官はすべて労働大臣が任命するものなるにつき、職員中より適格者を選定し、その者の履歴書を添付の上内申すること。

(二) (省略)

(三) 地方指導官の数は、別紙の通りであること。但し、この数は暫定的に定め

たものであり、将来は技能訓練計画を進展せしめるための増員を図る見込であること。（別紙省略…出典）

(四) 地方指導官の選定については、技能行政の指導行政たる性格に鑑み、説得力等を重視し適任なるや否やにつき慎重に考慮すること。

三、指導官の査察、指導

(一) 地方指導官に対しては、その職務を円滑且つ適正に遂行せしめるため、貴官において常に必要な指導監督を加え、又中央指導官の要求に応じ、適格なる報告をなし得る如く担当地域内の技能行政の執行状況を的確に把握せしめ置くこと。

(二) 二名以上の地方指導官のおかれた局においては、それぞれ担当地域を定め少くとも六ヶ月を限度として変更することを原則とすること。

(三) 局、署に対する査察、指導等は、その行う技能行政が国の定め政策及び基準に従つて実施されているか否か、又、それが適正にして妥当性をもつものであるか否か、且つ、その実施について隘路となつていないか等の点につき、具体的に詳細に亘り実情に応じ必要な範囲において行われるべきものであること。

(四) 産業に対する査察、指導等は現に実施し、又は、実施せんとする技能訓練計画が、その企業の健全なる発展に寄与し得るものであるか否か、国の定める政策及び基準に照らし逸脱するところなきか否か等の点につき、又、現に技能訓練計画を有しない事業場に対しては、積極的にこれを樹立実施し得るよう指導並びに技術的援助を与える等具体的に詳細に亘り、それぞれの実情に応じ必要な範囲において行われるべきものであること。

(五) 査察、指導の本旨は、技能訓練と担当する者の行う査察、指導等の大原則を示したものであるから、単に、指導官のみに限定することなく、広く技能行政の業務を行う者に対しても十分この本旨に従つてこれを行わしめるように努めること。

四、査察指導計画

(一) 本、査察指導計画は、査察、指導の本旨を具体化し、且つ、技能者養成の積極的实施に役立つに十分なる如く組織的、合理的に樹立すべきものであること。

(二) 査察指導計画は、毎四半期にこれを定むべきものであること。

(三) 事業場に対する査察指導計画は、技能者養成実施事業場を対象とするもの

及び未実施事業場を対象とするものについて、それぞれ作成すべきものであること。

(四) 査察、指導は、右の計画に基いて実施すべきは勿論であるが、臨時にこれを行う必要がある場合はこれを実施することを妨げるものではないこと。

(五) 査察、指導を実施した場合は、査察指導計画に掲げる事項並びに臨時の必要ある事項毎に適宜その結果を報告書に取纏め報告すべきものであること。

(六) 査察、指導等の結果に関する報告書は、例えば、如何なる点について査察を行い、その結果に基いて如何なる指導を行ったか、あるいは養成実施見込に至る迄の経緯、養成を実施し得ざる原因、理由等、査察指導の経過が具体的に示される如く作成すべきものであること。

(七) 査察、指導等の結果に関する報告書は、求めに応じて何時にても示し得る如く常に整備しておくこと。

五 指導官の職務の分担その他

(一) 右の外指導官の職務の分担その他職務の執行上、必要ある事項については、近く指導官執務提要を作成する予定であること。

(二) (省略)

『技通』

昭和二十六年五月八日

〔五―三―二四〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第三四六号）

技能者養成規程及び技能者養成指導員検定期則の一部改正施行について

経済的自主権を回復せんとする日も愈々近く来らんとしている現下の情勢から、わが国産業における技能者養成制度の確立とこれが積極的發展を図ることの極めて緊要なるに鑑み、これに必要な措置として昭和二十六年四月一日労働省令第八号（昭和二十六年四月一日付官報号外登載）をもって技能者養成規程の一部を改正、四月四日から施行されると共に同年四月四日労働省令第九号（昭和二十六年四月四日付官報登載）を以て技能者養成指導員資格検定期則の一部を改正、即日施行されたが、

(一) 技能者養成規程（以下規程という）については規程第二条に基く別表第一の指定技能につき、従来の四十七技能ではその範囲が狭きに過ぎ、これを百二十技能に大幅に追加拡張し、併せて従来指定されていた技能についても産業の実態に即するよう

に整備することの必要上規程中これに係る諸規定を改正したものであり、

(二) 技能者養成指導員資格検定期則（以下規則という）については、今回の規程の改正に即応すると共に、今後技能者養成指導員資格検定を円滑適正に運営するため、規程中の必要な諸規定を改正したものである。

就ては、これ等の運営に当っては従来の通牒は勿論のこと、左記事項につき充分了解の上これが周知徹底に努めると共に指導上遺憾なきを期し、所期の成果を収めるよう格段の努力を致されたい。

技能者養成規程関係

一、第十二条関係

本条は別表第二「養成期間表」を削除し、従来の別表第一「指定技能表」を「指定技能及び養成期間の表」として統合したのに伴う改正であること。

二、第十八条関係

本条改正は、技能者養成資格の免許について過去の事例に徹するに従来の規定のみを以てしては、必ずしも優秀なる指導員を確保し得ない実情に鑑み、検定期則を原則とし、学識経験共真に指導員として十分なる者を選定することとしたものである。然しこの原則を貫徹すれば、今回の指定技能の追加拡張並びに急速に検定を實施し得ない実情から必要な指導員は確保し難く、養成の促進上支障を来すと認められ、なお認定制度の存置を必要とするので、従来の資格認定上の不均衡を是正し、広く指導員としての適格者を選定確保せんとする趣旨であること。

従つて本条は技能者養成指導員資格検定期則に基く検定に合格した者に免許を与えることを原則とし、従来の規程における第二号以下をすべて削除し、新たに技能者養成指導員資格認定基準（以下認定基準という。）を定め、その基準に該当する者の中から都道府県労働基準局長が適当と認めた場合に免許を与えることとしたものであること。

認定基準は昭和二十六年四月三十日労働省告示第八号を以て告示せられたので、これが取扱については別途通牒によること。

「都道府県労働基準局長が適当と認め」とは「免許を受けんとする者が規程第十八条の二の規定の各号に該当せず、学識経験並びに素行人物につき指導員として適格であり且つ養成に当ることが確実であると認め」の意味であること。

三、第十九条関係

本条は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の施行により、衆議院議員選挙法

(大正十四年法律第四十七号)の廃止に伴う改正であること。

四、別表第一関係

規程第二条に基づく別表第一「指定技能表」の改正は指定技能を百二十技能に追加拡張すると同時に、各技能毎の養成期間を同表に統合するを便宜とするによるものであること。

各技能毎の技能概要については将来の中堅工たるに十分な「多能工たるべき素地をもつ熟練工」の養成という技能者養成の趣旨に基き決定したものであること。

分類番号は、一を工芸関係、二を繊維関係、三を金属関係、四を電気関係、五を精密機械関係、六を一般機械関係、七を造船関係、八を車両関係、九を化学関係、一〇を建設関係、〇をその他雑関係として大別整理したものであること。

指定技能の改正内容については、概ね次のとおりであり、従来の別表第一指定技能(以下旧技能という。)のそれぞれが改正後の別表第一指定技能(以下新技能という。)のいずれの技能に該当するか、又旧技能及び新技能のそれぞれが次の各号のいずれに該当するかについては別表「改正指定技能新旧対照表」参照のこと。

なお別表新技能欄に掲げられていない新技能については第六号に該当するものと解すること。

1、旧技能中、過去の実績その他にてらし現段階においては指定の必要度の薄いものと認められるもの一技能を削除したこと。

2、技能名に変更なきも、技能概要につき改正したものは次のとおりであること。

イ、技能の実態は従来通りであるが、従来の技能概要中の字句を変更することが適当であると認められるもの二十三技能について合理的な字句を用いることとしたこと。

ロ、技能の実態について多少の変更を加えると共に、技能概要を改正することが適当と認められるもの二技能につきその概要を改正したこと。

3、技能名を改めると共に技能概要を改正したものは次のとおりであること。

イ、技能の実態は従来通りであるが従来の技能概要中の字句を変更することが適当であると認められるもの一技能について合理的な字句を用いることとしたこと。

ロ、技能の実態について多少の変更を加えると共に、技能概要を改正することが適当と認められるもの五技能につきその概要を改正したこと。

4、旧技能中二以上の技能を一技能に吸収統合することが適当と認められるもの

のが七技能あったのでこれ等を吸収統合し三技能としたこと。

5、旧技能中一技能として指定されていたものでこれを二以上の技能に分離し新たに指定することが適当と認められるもの三技能について、これを分離し六技能としたこと。

6、以上の外、従来の別表第一に指定されていなかったもの七〇技能を新たに追加指定したこと。

新旧技能の関係については、別表に示す通りであるが、旧技能中、織物工、木型工、鍛工、艀装工、現図工、精密機械工、理科学機械工、通信機械組立工については新技能に切り換えるに当り、次の事項に留意の上取扱うものなること。

1. 織物工については、手織工に変更され、技能内容も当然変更されることとなったが、機械織を主とする織物等において、手織工に切換えることが困難である場合は、附則第二項により取扱うこと。

なお、手織工或は織機調整工等の新技能のいずれかに切り換え得る場合は、出来る限り附則第三項によること。

2. 木型工については、技能名は変更泣きも現図作業が加えられることとなつたので、木型工の取扱については出来る限り附則第三項によること。

3. 鍛工については、新技能においては鍛工と刃物工に分離指定されることになり、当然技能概要もこれに伴い相当の変更を加えられたが、鍛工の取扱については出来る限り附則第三項によること。

4. 艀装工については、技能名が造船艀装工と改正せられたのみで、その技能の実態は従来と変わらないものであること。

5. 現図工については、技能概要に多少の変更を加え鋳物用木型現図を木型工にふくませしめることを明かにしたものであるが、現図工の技能概要という鋳物用木型現図とは一般鋳物用木型現図を指すものであり、鋳物用木型現図といえども造船特有の鋳物用木型現図(例えば船舵、推進器等)は当然現図工にふくませしめるものであること。従つてこれが取扱については、出来る限り附則第三項によること。

6. 精密機械工及び理科学機械工については、これらを再検討し別表に示す通り四技能に分つこととしたが、これをについては教習事項の基準にてらし、技能の実態に即するよう十分検討の上出来る限り附則第三項によること。この場合測量器具については、計測機器工とすべきものと光学機器工とすべ

きものがある点、度量衡器については計測機器工とすべきもの（材料試験機の製造等）と理科学機械工とすべきもの（パイロメーターの製造等）とがある点に留意すること。

従来精密機械工に属し、別表に示す四新技能にふくまれないもの、例えばミシンの組立調整の作業等は、それぞれ工程に応じ、機械組立工等にふくまれることとなるから、これ等の点については、附則第三項の適用につき特に慎重を期すること。

7. 通信機組立工については、技能概要につき多少の変更を加え従来の技能概要中に含まれていた真空管の排気作業を除き、通信機組立工という本来の作業を専習せしめることとしたものであるから出来る限り附則第三項によるのは勿論であるが、指導上遺憾なきを期すること。新旧技能の関係については別表に示す通りであるが、規程別表第一の改正に伴い附則第三項の適用についてはあらゆる角度から検討し、いずれの技能に切換えるべきかにつき慎重に取扱うべきものであること。例えば前項第五号においては現図工、木型工、のいずれに切換えるべきかにつきその実態を充分検討の上決定せしむること。

又規程別表第一の改正に伴い当該事業場にいずれの技能が含まれるかという点についても充分研究すること。例えばレントゲンの製造においては、レントゲンの機械部品の製造工程については機械工、ガス溶接工、電弧溶接工、仕上工等がふくまれレントゲンの管球の製造工程については特殊真空管工がふくまれその他の工程については塗装工、メッキ工、プレス工等がふくまれ、レントゲンの組立調整の工程については、理科学器械工がふくまれる等極めて広範囲にわたることとなることに留意すること。

五、別表第三関係

就業可能業務及び防護基準の表は、規程別表第一の改正に伴う改正であること。

六、様式第三号記載心得関係

「技能者養成認可申請書記載心得の改正は、免許制度の採用並びに今回の規程第十八条の規定の改正に即応するため□□の」であること。

「規程第十八条但書の規定に該当する者にあつては、その旨明記すること」

とはその事実を適宜の方法により明示すべきことを明かにしたものであり、その目的を達し得れば如何なる方法によるも差支えないこと。

七、附則関係

附則第二項以下は今回の規程改正の際、従来の規程によつてゐる者のための措置を定めたものであるが、複雑な事項もあるのでこれが運用につき過誤なきを期すること。

1、第二項関係

本項は、改正の際現に技能者養成の認可を受けて養成を実施中の使用者は、現在技能習得者として雇い入れている者について行ふ養成に関しては、そのまま従前の規程により養成を継続終了し得ることを明らかにしたものであること。

本項により得る場合は、残余の養成期間極めて短きか或は地方的特殊事情その他により旧技能によることが適当であり、新技能に切換えることが全く不可能である場合のみ本項によるべきものなること。

従前の例によるとは技能習得者の技能職種、防護方法の基準等何れも改正前の規程によつてそのまま継続実施して行くべき意味であること。

2、第三項関係

本項は、附則第二項該当の使用者で改正後の規程によらんとする場合は、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、改正後の規程による技能者養成に切換えて継続実施し得ることを明らかにしたものであること。

この場合認可を受けしめることとしたのは、切換え後の養成が有効適切に実施し得るか否か即ち指導員の補充、教習事項の変更並びに運営等が円滑に行われるか否かの点につき検討し、又切り換え後の指導に遺憾なきを期せんとするための措置を必要と認めたによるものであること。

現に養成を実施している事業場に対しては、能うる限り本項によらしめるよう指導すること即ち残余の養成期間が一年以上あり、最低教習時間一四七〇時間の合理的運営により切り換え可能なる場合はすべて本項によるべきであり、従来事業場の希望等により旧技能にふくまれていなかった技能につき便宜適當なる技能に含め、養成を実施していたものについては当然本項によらしめるべきである。

認可については別記様式によるよう指導することとし、認可に当つては次の事項に留意すること。

(1) 教習事項については、新技能の教習科目の中既習の分を差引いた残りの分を残余の教習年度における教習時間で教習し得るか否かについて検討すること。

(2) 指導員については、切換えるべき新技能のそれぞれについて技能者養成資格の免許を有する指導員が充足されているか否かについて検討すること。

認可した場合には、養成契約書及び技能習得者名簿中の「従事すべき業務の種類」を新技能名に書き改めしめると共に技能習得者雇入届出中の「習得せしめようとする業務の種類」を新技能に訂正すること。

3、第四項関係

本項は改正の際現に旧技能について技能者養成の認可を受けているが、未だ養成を実施するに至っていない使用者は、当該認可の条件に変更のない限り新技能についてそれぞれ技能者養成の認可を受けたものとみなし改めて認可申請をしないこととなく新技能について養成を実施し得ることを明らかにしたものであること。

右の場合新技能中何れの技能につき認可を受けた者とみなすべきかについては概ね別表によるべきであるが、別表により難い場合及び「別表第一関係第四項（改正の内容）第六号」該当の技能に切換えんとする場合は、実施せんとする技能者養成の実施に即し決定すること。

養成を開始した場合は、当該認可の条件に従い養成が行われて居るか、当該条件を不利に変更し技能習得者が不当な取扱をうけることはないか等の点につき充分監督し、指導に遺漏なきを記すること。

4、第五項関係

本項は、改正の際現に旧技能について技能者養成資格の免許を受けている者は、新たに免許の申請をすることなく、新技能についてそれぞれ技能者養成資格の免許を受けた者として認めることを明かにしたものであること。

この場合新技能中の何れの技能につき免許を受けた者とみなすべきについては別表により決定すること。但し「別表第一関係第四項（改正の内容）第五号」該当の技能については、当該免許所有者が現に指導に当り又は当らんとする新技能のいずれか一技能について免許を受けたものとみなし、その決定は養成の実態に即して決定すること。

旧技能について技能者養成資格の免許を受けている者は、附則第二項による場合は当該免許証に記載された旧技能の養成に附則第三項による場合は、旧技能に該当する新技能の養成に当り得るものであること。

技能者養成指導員資格検定規則関係

一、第一条関係

規程第十八条の改正に伴い、本条中第一号の字句を削除したものであること。

二、第四条関係

第一項中「労働省労働基準局長の示す基準に従い」を削り、第二項を「前項の学科及び実技の検定に関し必要な事項は、その都府県労働基準局長が定める」と改め、第三項を削り第二条の趣旨に沿うこととしたものであること。

但し、全国的に調整する必要がある事項については、昭和二十六年五月一日付基発第三二四号「技能者養成指導員資格検定に関する件」によるべきこと。

改正指定技能新旧対照表

旧技能	新技能	改正の内容
一ノ一 金属工芸師		
(1) 鍍金師	一の二 つい金工	3
(2) 彫金師	一の二 彫金工	3
(3) 鋳金師	一の三 鋳金工	3
(4) 鋳師	一の四 かざり工	3
一ノ二 金属彫刻師	二の六 擦染ロール彫刻工	3
一ノ三 七宝細工師	一の五 七宝師工	3
一ノ四 宝石細工職	一の六 宝石工	3
一ノ五 カットグラス工		
一ノ六 グラヴィール工	一の七 ガラス工	4
一ノ七 陶工	一の八 陶工	2
一ノ八 漆器工		
(1) 漆素地師		
(2) 漆塗師	一の九 漆工	4
(3) 漆加飾師		
一ノ九 竹籐細工職	一の一〇 編組工	3
一ノ一〇 金属玩具工	一の一〇 金属がん具工	2
二ノ一 織物工	二の一 手織工	3
二ノ二 紡機調整工	二の二 紡機調整工	2
二ノ三 織機調整工	二の三 織機調整工	2

二ノ四	染色工	二の五	染色工	2
三ノ一	機械工	六の一	機械工	2
三ノ二	板金工	三の十三	板金工	2
三ノ三	製罐工	三の十五	製かん工	2
三ノ四	電機溶接工	三の十六	電弧溶接工	2
三ノ五	ガス溶接工	三の十七	ガス溶接工	2
三ノ六	鋳物工	三の一	鋳物工	2
三ノ七	木型工	三の二	木型工	2
三ノ八	鍛工	三の八	鍛工	5
		三の九	刃物工	5
三ノ九	車両木工	八の四	車両木工	2
三ノ一〇	造船木工	七の八	造船木工	2
三ノ一一	現図工	七の一〇	現図工	2
三ノ一二	仕上工	六の二	仕上工	2
三ノ一三	治工具及	六の三	治工具仕上工	3
	金型仕上工	五の五	レンズ研磨工	2
三ノ一四	レンズ研磨工	五の一	光学機械工	5
三ノ一五	精密器械工	五の二	計測機器工	5
三ノ一六	理学器械工	五の三	時計工	5
三ノ一七	電気機械組立工	五の四	理学器械工	5
三ノ一八	通信機組立工	四の五	電機組立工	3
三ノ一九	内燃機組立工	四の六	通信機組立工	2
三ノ二〇	機械組立工	六の六	内燃機組立工	2
三ノ二一	自動車組立工	六の五	機械組立工	2
三ノ二二	自動車修理工	八の一	内燃自動車工	4
三ノ二三	舩装工	七の一	造船舩装工	3
三ノ二四	義肢工	七の九	舩大工	2
四	精密印刷工	削	除	3
五ノ一	電気工	〇の一	印刷工	3
		四の四	電機運転工	3

五ノ二	電路工	四の三	電路工	2
六ノ一	大工	一〇の一	大工	2
六ノ二	建具職	一〇の二	建具工	3
六ノ三	家具職	一〇の三	家具職	3
六ノ四	タイル張工	一〇の六	タイル張工	2
六ノ五	配管工	一〇の七	配管工	2

〔五―三―二五〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第三四七号）

昭和二十六年五月一二日

技能者養成指導員資格認定基準について

技能者養成規程第一八条但書の規定に基き、標記基準が、昭和二十六年四月三十日労働省告示第八号（昭和二十六年四月三十日附官報登載）を以て別紙の通り告示せられ、同年四月から適用されることとなつたので、左記事項につき留意の上これが運用上万全を期せられたい。

記

一 技能者養成資格の免許申請に当つては、認定に必要な資料を出来る限り添付せしめることとし、単に履歴書のみに基づき認定を行う等のことは、これを避け参考資料をも併せて検討し、認定上遺憾なきを期すること。

二 技能者養成資格の免許は、工芸関係の特定の技能における如き特殊の事情あるものの外は、二以上の技能につき免許を与え得る場合はないと認められるが二以上の技能について免許申請のあつた場合は、その資格を充分備えているか、又それらの技能について免許を与えることが適当であるか否かについて慎重に検討の上免許を与えること。

三 認定基準の各号に示される経験年数は、所定の年数につき継続して経験を有することを原則とすること。

四 認定基準の各号の改正内容は次の通りであること。

第一号関係

本号中は、従来徒弟契約に関し「従来の慣習による」とのみ記され契約期間については明確に示されて居らなかつたので後の各号との関係を勘案し、三年

以上と定め、その期間を明確にすると共に所謂工場徒弟或は法令によらず事業場独自の立場において実施した三年以上の技能者養成に関する課程も該当するものであることを明確にしたものであること。

第二号関係

本号は従来の規定と同様であること。

第三号関係

本号は、従来「機械技術者検定令に合格したこと」とのみ規定し、その作業試験との関係については何等定めて居らなかったため、今回の指定技能の拡張に伴い、作業試験についても、当該技能に関するものを選択して居ることを要することとしたものであること。

旧機械技術者検定令においては、筆記試験と作業試験を課して居り、作業試験は製図及び専門作業に分れ、専門作業は機械作業、仕上げ組立作業、木型及び鑄造作業、火造り及び熱処理作業、製缶及び溶接作業、機械設計作業の六作業について行われ、これ等の作業については、受験者がそれぞれ各自の専門により選択することとなって居たものであるから認定上この点に留意すること。

第四号関係

本号は、従来養成修了者についての規定が設けられて居らなかったため今回新たに定めたものであること。

技能者養成は、他の技能訓練制度に比し、その内容、程度共極めて高度のものであると認められるので、実地経験年数において、他の各号に比し、細かい年数を以て免許申請をなし得ることとしたものであること。

養成修了者にして三年以上の実地経験を有するも、本号に該当しない者については、第十号により取り扱うこと。

第五号及び第六号関係

第五号及び第六号は、従来の規定において「実業学校」とのみ規定し、所謂甲種、乙種の別につき明確を欠いて居った点を明確にしたものであること。

第五号は所謂旧制甲種実業学校卒業生を指すものであること。

第六号は所謂旧制乙種実業学校卒業生を指すものであること。

第五号及び第六号中「当該技能に関する学科」とは、機械工にあつては機械科を指すものであること。

第七号関係

本号は、従来、旧制高等学校卒業生についての規定が設けられて居らなかったため、今回新たに定めたものであること。

本号は、所謂新制実業高等学校卒業生を指すものがあること。

本号中、「当該技能に関する科目」とは、機械工であれば機械関係の単元を指すものであるが、単に当該技能に関する単元を修めて居ることではなく、機械工については機械科を修めたものであることを要するものであること。

第八号関係

本号は、従来の規定においては、実地経験三年を必要として居ったのであるが他の各号との関係において二年に短縮したものであること。

本号は、所謂旧制大学及び旧制専門学校卒業生を指すものであること。

本号中、「当該技能に関する学科」とは、単に当該技能に関する単位又は科目を修めて居ることではなく、機械工については機械工学科或は工作機械科等を指すものであること。

第九号関係

本号は、従来新制大学卒業生についての規定が設けられて居らなかったため、今回新たに定めたものであること。

本号中「当該技能に関する学科」とは、第八号関係第三項に準ずべきこと。

第十号関係

本号は、前各号の外これ等と同等以上の学歴又は資格及び経験年数を有し指導員として適格である者を選定確保せんがため定められたものであること。

従来の規定に掲げられて居り認定基準に掲げられて居らないものについては、本号により取り扱うこと。

本号の適用についてはその都度本省に稟伺いすべきこと。 『基準』

昭和二十六年七月一日

〔五―三―二六〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第四九九号）

技能者養成規程第十三条の規定に基づく教習事項の基準について

標記については昭和二十六年五月四日労働省告示第九号（昭和二十六年五月四日付官報号外登載）をもって別添の通り告示されたが、右は昭和二十六年四月一日労働省令第八号「技能者養成規程の一部を改正する省令」による規程別表第一

の指定技能の改正に伴い新たに追加指定された技能並びに従来教習事項の基準が未告示であった技能について、それぞれ教習事項の基準についても全面的に検討を加え、一層合理的なものとして、これを新たに定めたものである。については左記事項に留意の上これが運用に遺憾なきを期せられたい。

記

一、教習事項の基準

1. 教習事項の基準は、将来の中堅工たるに十分なる「多能工たるべき素地をもつ熟練工」の養成という、技能者養成の趣旨に沿って作成設定せられたものであること。

2. 教習事項の基準は、右の趣旨を具体化する為に必要なる最低限度の教習科目並びに教習時間について定められたものであること。

3. 教習事項の基準は、各教習科目（社会科、体育、関連学科、実技）並びにこれ等に含まるべき項目、それぞれの教習科目に対する教習時間の配当等について示したものであり、教習科目毎の各項目の内容程度については、当該事業場において決定せしめんとするものであること。

4. 教習事項の基準において、各教習科目毎の各項目の内容程度を具体的に示すことは、それぞれの事情を異にする各事業場における技能者養成を画一化することとなり、各事業場における技能者養成の健全なる発展に支障を来すおそれがあるので、前項の措置をとったものであること。

5. 事業場において養成計画を樹立するに当り、その教習事項を作成する場合は、教習事項の基準を基として、当該事業場に於て要求される具体的事情を考慮し、可能なる範囲において基準を上廻る教習事項を作成し、養成を一層効果的ならしむるよう指導すること。

6. 右の場合には、労使代表者、技能者養成指導員及び当該事業場の各部門の代表者よりなる技能者養成に関する企画運営機関を設置せしめこれをしてその衝に当らしめることが望ましいこと。

7. 教習時間はすべての技能を通じて年間一、四七〇時間を基準としているものであること。

8. 右は労働時間を一日七時間、労働日を年間三五週として算定したものであること。

9. 年間の教習時間を最大限に推定するときは二千四百時間余となるものであるから、年間の教習時間を基準以上にして、当該技能の教習内容を豊富にす

るよう勧奨することが望ましいこと。

10. 右の場合においては、技能者養成の趣旨から能うる限り実技に多くの教習時間を配当することが望ましいこと。

11. 教習事項の基準は「技能者養成規程の一部を改正する省令」（昭和二十六年労働省令第八号）により指定された二〇技能全部についてこれを定めたものであり、その概要は次の通りであること。

イ. 新たに追加指定された技能七〇種目（別表一の記号1）について定めたこと。

ロ. 従来教習事項の基準が未告示であった技能三種目（別表一の記号2）について定めたこと。

ハ. 従来技能を分離或は統合した技能九種目（別表一の記号3）について定めたこと。

ニ. 従来技能中その実態に変更を加えた技能七種目（別表一の記号4）について定めたこと。

ホ. 従来技能中その実態に変更を加えられなかった技能三一種目（別表一の記号5）についても技能者養成の趣旨を一層明確にし且つ従来の教習事項の基準の内容中用語、教習科目並びにその各項目の各教習年度に対する配当、教習時間等について調整することが適当と認められるものについて整備し、適性を期さんとしたこと（別表二参照）。

ヘ. 右の外技能については特に安全作業法を追加したこと。

12. 「技能者養成規程の一部を改正する省令」（昭和二十六年労働省令第八号）附則第三項及び第四項の適用に伴う教習事項の基準の取扱については、昭和二十六年五月八日付基発第三四六号「技能者養成規程及び技能者養成指導員資格検定期則の一部改正施行について」四、別表第一関係及び七附則関係を考慮の上、次の事項に留意し、新基準に満たざるものについては残余の養成期間において基準に達する如く教習を行うよう指導すること。

イ. 前項のロの技能については、これまで昭和二十三年六月二十九日付発基第一一八号「技能者養成規程中別表改正並びに同規程第十三条の規定に基づく告示に関する件」五、教程告示関係第二項によつて取扱つて来たが、今回教習事項の基準が定められたから、これによらしめるべきであること。

ロ. 前項のハの技能については、教習事項の内容に相当変更が加えられたこと。例えば、従来カットグラス工として養成していたものは、ガラス工に

切換えられたこととなり、従つてその教習事項についてはグラヴィール工の教習事項其の他が追加され、又従来鍛工として養成していたものを刃物工に切換える場合は関連学科については熱処理法、メッキ法、実技については仕上基本作業、熱処理基本作業、刃物機械作業、研ま作業等が含まれることとなったこと。

ハ、前項の二の技能については、技能の実態に変更を加えたため追加された部分及び従来の教習事項の基準につき検討の結果、新たに追加する必要があると認められたため追加した部分のあること。例えば木型工については、基本現図画法、安全作業法、現図作業、材料仕分及び処理作業、木型用現図型製作作業、木工機械調整及び刃物の研ま、製品検査等を追加したこと。

ニ、前項のホの技能については、別表二に示す通り変更になった部分があること。

13. 第二号は、従来社会科については各技能毎にその項目を教習事項の基準の表中にかかげていたが、この科目は全技能を通じて共通的な事項であるので、これを第二号として統合表示することとし、その内容についても従来のそれよりは、広く拡張し弾力性あるものとし、又体育についてはその内容を示して体育の趣旨を明かにしたものであること。

14. 第三号は、使用者が養成計画樹立に際し、その主たる内容となる教習事項の作成について当該事業場の実情に適した合理的な教習事項たらしめ、必要とする技能者の養成□□を図るために定めたものであり、告示に定める教習事項の基準は当該事業場における教習事項を作成するに当たつての基準となるものであることを明かにしたものであること。

二、社会科

1. 社会科の趣旨は、技能習得者の体験する労働生活を中心として社会生活上の知識を与え、健全にして有能な社会の一員としての公民的資質を涵養せしめると共に統率指導力ある中堅工たるの教養を培わしめんとするものであること。

2. 社会科は右の趣旨に基いて設けられたものであるから、他の科目と同様慎重に取扱うべきであり、教習時間の配当の僅少であることを以て、この科目を軽視するが如きことなきよう指導すること。

3. 社会科において教習すべき具体的内容については、当該事業場において、その趣旨に沿うよう適宜必要な項目を選択せしめること。

4. 社会科は他の科目と異り、各技能毎にその程度内容について特に相違あるべきものではないこと。なお、養成期間四年の技能については、第四年度において社会科を課すことになっていないが、これ等の技能については第四年度においても社会科の教習を行うことが望ましいこと。

5. 社会科のみの教習にあたる者は、技能者養成資格免許証を有することを要しないが、この場合は、この方面の学識経験を有する者を以てこれに当らしめること。

6. 社会科の教習に当たっては、必ずしも定期的に行う必要はなく、当該事業場の具体的事情に応じて弾力性ある教習を行うも差支えないこと。

7. 社会科の具体的教習方法は、教室における教授方式、討論方式等事業場内の教習のみならず事業場外における見学等も効果ある方法と認められ、社会科の趣旨を具体化し得る方法であればいづれの方法によるも差支えないこと。

8. 社会科の項目中「作業と能率に関する事項」とは、技能の進歩の様相、技能の進歩と作業能率との関係及び能率増進のための各種管理方法を習得せしめ、この教習によつて技能習得者をして職場管理についての素養を与えんとするものであること。

三、体育

1. 体育の趣旨は、健康を維持し、進んで心身の健全な発達をはかるにあり、発育途上の年少労働者を作業動作、作業環境等労働の場にあることから生ずる奇形的発達、疾病及び危害より護ると共に疲労の回復を図り、さらに労働に適する体力並びに明朗健全なる精神を育成せんとするものであること。

2. 体育は右の趣旨に基いて設けられたものであるから、この科目の教習は必ず厳重に実施せしむべきものであること。

3. 体育において教習すべき具体的内容については、当該事業場において、その趣旨に沿うよう、当該技能に即した種目を適宜選定せしめること。

4. 体育の教習に当たっては、一年中平均して教習を行うべきものであること。但し、毎日実施することが不可能又は不適当な場合は、一週に三十分宛二回又は一時間一回行う等企業の実情を考慮に入れ、適当な措置を講ずることは差支えないが、この場合といえども毎週一回一時間を下ることのないよう指導すること。

5. 体育の教習に当る者については社会科の場合と同様であること。

6. 体育の具体的教習方法は毎日或は特定の日に一定時間、一定の体操或は体育競技を講ずる方法、毎日作業の前後或は中途において行う方法等が挙げられるが、体育の趣旨を具体化し得る方法であればいずれの方法によるも差支えないこと。但し特に座業を主とする作業においては、後者の方法を採用することがのぞましいこと。

7. レクリエーション、運動会等を実施する場合には、之を実施する日のふくまれる週については、これ等の行事を以て体育にかえることは差支えないこと。従って他の週については、前記4.の方針によつて実施するよう指導すること。

四、関連学科

1. 関連学科の趣旨は、実技の理論的裏付けとして、体系的知識を与え、共に、作業に対する総合的分析的思考能力を涵養せしめんとするものであり、関連学科の教習により旧来の直観的経験的教習を排除し、組織的系統的訓練を施し技能の習得を効果的ならしめんとするものであること。

2. 関連学科において教習すべき具体的内容については、当該事業場において行う実技の教習の内容程度に応じて決定すべきものであり、従つて関連学科の内容と実技の内容とは遊離せざることが肝要であること。

3. 関連学科の教習にあたる者は、技能者養成資格免許証を有することを建前とするが、昭和二十六年五月一日付基発第三二四号「技能者養成指導員資格検定に関する件」別紙「技能者養成指導員資格検定実施要領」九、検定科目免除の基準(一)学科免除の基準(1)に該当する者及びこれに準ずる者であれば差支えないこと。

4. 関連学科の教習については、併行式(実技の教習と併行して相互関連せしめつつ教える)綾織式(一週間程度の期間について計画をたて、例えば一週間のはじめの二日を学科にあて、他の四日を実技にあてる等の如く、学科と実技を交互に教える)段落式(長期の期間について計画をたて、その期間の初め、中途又は終りの一定期間を定めて、学科をまとめて教える)等の方式が挙げられ、これ等のうちいずれの方式を採用するかは当該事業場の事情によつて決定すべきであり、いづれの方式を採用する差支えないがなるべく、併行式を□一とし、綾織式を□二とし、段落式を□三としてこれを□わしめるよう指導すること。

5. 段落式を採用する場合には、その期間をあまりに長期にわたつて設

定することは、養成の効果を減ずるおそれがあるので、三ヶ月程度を以てその一期間としてその間に綾織式を併用するよう指導すること。

6. 関連学科の具体的教習方法は、特別に教室を設けて教習する必要はなく、むしろ作業現場で実技の教習中その都度実技の裏付けとなるべき学科を教習することが望ましいこと。従つて教室を設ける場合といえども特定の設備を施す必要はなく、工場の一隅、休憩室、食堂等をこれにあてることも差支えないものであること。

7. 関連学科の教習順序は実技の教習進度に合致するよう指導すること。但し比較的類似の教習能につき関連学科を同時に教習する場合等の如く両者の進度を一致させ難い場合は、前述の技能者養成に関する企画運営機関において実技と関連学科との関連を十分検討の上予め相互の関連を技能習得者に徹底せしめる等の措置を講ぜしめること。

8. 教習事項の基準の表には、各教習年度に対する関連学科の各項目の配当を◎印を以て示しているが、これは必ずしもその教習年度にその教習を行はしめんとするものではなく、一応の基準を示したものであること。

9. 関連学科の教習は当該事業場で行う実技の教習に密接に関連せしめることが肝要であるから、必要がある場合は、関連学科の各項目の各教習年度に対する配当を実技の教習順序に応じて変更することは差支えないこと。

10. 但し、右の場合といえども初年度に学科の教習を集中し自余の年度において関連学科の教習を全く行はぬこととなるが如きは厳にいましめらるべきこと。

11. 関連学科の各項目の各教習年度への配当を変更した場合、関連学科の教習総時間(例えばつい金工では六三〇時間、製鉄工では五六〇時間、光学機械工では六六五時間)を下廻ることは許されないものであること。

12. 関連学科の項目中、工業数学は物理及び化学、並びに実用外国語は全技能にわたり共通に講せられて居るが、これ等の内容程度は当該産業の要求する必要限度以上のものであれば差支えないこと。

①工業の数学については、例えば工芸関係の技能では、数学を実際の生産面に利用し得る能力を与える程度、

②物理及び化学については、例えば陶工では無機化学を主とし物理は概念を与える程度、機械工では物理において力学、電気等に重点をおき、化学は概念を与える程度、

◎実用外国語については、当該技能に関係ある用語を解説出来る程度、
五、実技

1. 実技を分つて基本実習、応用実習としたのは、生産作業の基礎となる単純な作業より、これ等の集成総合された作業としての実際の生産における作業と段階をふんで組織的系統的教習を行わしめ、養成を一層効果的ならしめんとしたものであること。
2. 技能によっては実技が基本実習と応用実習とに区分されていないものがあるがこれらの技能についても右の趣旨に基き指導すべきものであること。
3. 基本実習は、当該技能に関係ある各種作業の基礎となるべき作業法全般について習得せしめんとするものであること。
4. 基本実習においてはその項目全般にわたり一通りの口習を行うべきものであること。
5. 応用実習は、実際生産につかせながら各種基本実習により得たる単純技能の結合、応用を通じて直接生産に必要な複雑多様な技能を習得せしめ真に技能的熟練を体得せしめんとするものであること。
6. 応用実習においては、当該産業において其の要となる項目に主きをおき他の項目については一通りの技能を習得せしめるよう教習を行うべきものであること。
7. 右の場合、重点をおくべき項目のみに教習時間の配当を集中し、他の項目の教習が名目的に行はれる等のことは厳に避けるべきであること。
8. 実技において教習すべき具体的内容については、当該企業の要求する程度に応じ決定せしめること。
9. 実技の教習順序は、前述の技能者養成に関する企画運営機関において充分検討の上、生産と直結せる組織的教習を通じて養成の効果を十分あげ得る如く決定することが望ましいのであり、現場生産より遊離した実習工場等に見られる如き公式的訓練に墮することなきよう留意することが肝要である。
10. 実技については各教習項目の各教習年度に対する配当について、何等の定めもしていないが、これは、各事業場において生産現場の事情を勘案しつつ決定することがより適切であると認めたことによるものであること。

別表一（編注…以下略）

『デジ』

昭和二十六年一月一日

〔五―三―二七〕労働省労働基準局長より（基発第七〇五号）

査察指導の実施について

査察指導の実施については種々配慮中のことと存せられるが、講和条約の締結に伴い愈々技能水準を積極的に向上せしめ、労働生産水準を高めることの緊要なるに鑑み、すべての産業における合理的技能者養成計画が特に要請せらるゝに至った。

就ては本年二月一日付基発第一一八号「技能者養成指導官規程の施行について」通牒によるは勿論、左記事項料地の上有効適切な計画を樹立し、査察指導の実施に遺憾なきを期せられたい。

記

- 一、査察指導は一般的に形式に流れ、一定の計画の下になされていない嫌いがあるので今後必ず合理的組織的計画に基いて実施するよう努めること。
- 二、査察指導の実施に当っては形式違反に対する嚴重取締等により事業場を徒らに刺激し、誤解によって技能行政の目的達成を阻害することのないよう留意すること。
- 三、事業場に対する査察指導は画一的に実施することなく、実情に応じて弾力性を有する有効適切な方法により効果を挙げるよう努めること。
- 四、査察指導は単に技能養成指導官に限ることなく、職員全体をして能率的に活動せしめ、場合によっては局長、課長、署長自らこれに当ること。
- 五、査察指導計画については机上の計画とせず、職員数、能力、事業場の分布状況、交通事情等を勘案し、実施可能の範囲で最大の効果を挙げ得るよう綿密周到に樹立すべきこと。
- 六、査察指導計画の樹立に当っては金属工業、機械工業、化学工業、紡織工業等基幹的重要産業及び地方的特殊産業より順次選定すること。
- 七、同一業種にあつては、大規模事業場を優先順位とすることを原則として経営状況、所在地、実施の可能性その他の諸要素を勘案の上選定すること。
- 八、計画はその大綱につき各四半期毎に樹立すべきであるが、別に査察指導の對象、実施の日時、実施担当者等を定めた月間実施細目を作成すること。
- 九、査察指導は対象によってそれぞれその重点、方法等が異なるから、監督署、要請実施事業場、未実施事業場毎に計画を樹立すること。
- 十、監督署に対しては主として左の事項について査察指導を行うこと。

(一) 技能行政の運営状況

署における技能行政運営組織状況
署員の技能行政に対する認識程度
担当官の資質

事業場の把握状況

管内の技能者養成状況

他の業務との関連性

(二) 査察指導計画及びその実施状況

計画樹立の適否

計画の実施状況

対象事業場の選定状況

(三) 査察指導方法

実施事業場に対する査察指導方法

未実施事業場に対する査察指導方法

他官庁、関係諸団体との連絡協調状況

十一、実施事業場に対しては主として左の事項について査察指導を行うこと。

(一) 養成組織及びその運営状況

事業場の養成に対する認識程度

労働者又は労働組合の要請に対する関心協力程度

技能者養成運営委員会の運営状況

養成組織と現場との関連性

(二) 養成計画

教習計画の状況

技能養成工技能試験状況

技能者養成指導員に関する事項

技能養成工に関する事項

(三) その他訓練計画

生活管理対策

(四) 定着対策

(五) 労働能率増進対策

十二、未実施事業場は概ね左の通りに区分し、それぞれに適合した有効な査察指導を行うこと。

(一) 実施予定事業場

(二) 実施の意志を有し、又は過去において養成の経験を有する事業場

(三) 養成に対する認識を有せざる事業場

十三、実施事業場は勿論、未実施事業場中特に技能者養成の実施が必要且つ可能と認められる事業場については台帳を作成し置くこと。

なお情報資料の蒐集に努め整備すること。

十四、養成実施の促進指導の具体的細目については別途通牒によること。

『技通』

昭和二十六年一月一日

〔五―三―二八〕労働省労働基準局長より（基発第七〇六号）

技能者養成促進指導の実施について

査察指導の実施については本日基発第七〇五号を以て通牒したところであるが標記については従来の実績に徴し特に留意すべき事項の解明に努め今後一層の成果を収めたく、については別紙要目により個々の事業場の経営状態に即し妥当性ある適切な勧奨を行い積極的且つ強力な促進指導を展開するよう万全を期されたい。

技能者養成促進指導実施要目

一、技能者養成未実施事業場に対する促進指導

未実施事業場に対しては、概ね次の事項に留意し強力な指導を行い、事業の重要性、経営の状態等諸般の状況からみて、技能者養成を必要とし、且つ実施可能と認められる事業場に対しては反覆継続して指導勧奨すること。

(一) 総合促進指導班による促進

(1) 大規模事業場又はその地方における有力事業場に対して、技能者養成を実施せしめることは、国及びその地方の産業振興上緊要であることは云々までもないが、この種事業場における養成実施の有無は他の事業場に及ぼす影響が極めて多大なものがあるから、他に先じて促進するよう配慮すること。

(2) この種事業場に対しては、ようすれば局長、給与課長、署長が率先して総合促進指導班を編成し、対象事業場の生産と技能の関係について概ね次の項目につき技能診断を行い、客観的資料に基き技能者養成の必要性を強

調し積極的に促進勧奨すること。

① 事業の概要

② 労務配置状況

③ 技能構成状況

④ 一般工と熟練工との比率

⑤ 熟練工の減耗状況

⑥ 職場訓練状況

⑦ 技能未熟に起因する災害発生状況

⑧ 参考事項

a 養成経験の有無

b 技能者養成希望の有無

c その他

(二) 生産、労務管理部門並びに現場作業者の意見聴取

(1) 前号以外の対象事業場についても、生産管理、労務管理部門等（例えば

生産課、技術課、労務課等技能者養成を担当すべき部門）につき、前号、
(2)に掲げた事項に準じて調査し、技能者養成に関する意見をきき、技能者養成の必要度、実施可能性の有無を把握して促進指導の手立をたて、これに基づき着実な勧奨を行うこと。

(2) 熟練工の過不足、技能者養成の要否については必ず現場作業者の意見をきき、出来得れば熟練工需要の見透し等計数的観察を行い、促進勧奨の有力な資料とすること。

(三) 事業主との面接勧奨

従来の事例に徴すると、技能者養成制度について、事業主が理解に乏しい場合、或は技能者養成を担当すべき部門の無理解又は発言力の稀薄から事業主に通じない場合等があるから、実施の成否は、その事業の最高責任者が決定するという当然のことを弁え、単に技能者養成を担当すべき部門に対する勧奨に止めることなく、必ず事業主に面接して相手の意見を充分聴取の上、具体的詳細に解明し、前号による資料を活用して勧奨すること。

(四) 養成計画運営機関

(1) 技能者養成の開始には、どのように養成するかという養成計画がその要旨となるものであり、このことを理解不十分のため養成実施を躊躇する向もないとしないから、概ね次の項目について養成計画の樹て方を説明する

こと。

① 養成対象職種

② 養成対象人数

③ 指導員の選定

④ 養成形態

⑤ 教習事項

⑥ 教習程度

⑦ 養成期間

(2) 養成計画はその事業場に最も適切に樹てさせることが肝要であるから、適当な実例があればこれを紹介する等、指導助言を与え、場合によっては共に計画作成にあたる等労をいとはず援助することが、養成を実現せしめる方途であることに留意すること。

(3) 養成実施運営の良否は、養成制度の存廃を左右するものであるから、運営方針を決定する機関（例えば養成委員会、運営委員会等）を必ず設置しなければならないことを銘記させること。

(4) 右の機関は、養成効果をたかめ且つ教習のために種々な損失を生ぜしめないために、教習と生産を関連あらしめるよう運営方針を決定すべき任務を負うものであることを徹底させること。

(5) 右の任務を十分円滑に遂行し、技能者養成制度が事業経営から浮き上った存在とならないよう考慮しこの機関の構成員には、使用者、労働者を代表する者、養成労務担当部門に属する者の外、少くとも次の如き者を参加させるよう指導すること。

① 製造（生産現場）部門に属する者

② 企画部門に属する者

③ 現場指導者

④ 営業部門に属する者

(五) 指定職種の選定

(1) 指定職種の選定にあたっては、やゝもすると労働者数の多い代表的部門のみに偏し、補助部門を忘却しやすく、又事業場における呼称職名にとらわれ技能の内容程度の検討を軽視し勝ちであり、ためにこの制度の目的を逸脱して一般工の養成を勧奨し、勧奨すべき職種を看過することのないよう充分注意すること。

(2) 従前織物工場に対し、一般女子工員全員を対象として、織物工の養成実施を勧奨した事例があったが、技能者養成の狙いは、将来一般女子工員を指導する立場に立つ多能工たるべき素地を有する者を養成することにあるのであるから、たとえ指定職種名と同一呼称名で使用されている場合でも、その必要とする技能の内容と程度を把握し、徒らに養成制度の主旨について事業主に混乱を抱かしめるような観念的、機械的勧奨は厳に慎むこと。

(3) 従って、本年五月十二日付基技発第二二号をもつて送付した産業別指定技能名一覧を参照し、工程毎に技能構成、技能程度を検討し、呼称名の如何に拘らず指定職種に相当する技能が含まれている場合は、その職種に従事する熟練工の需要減耗の見透しをたしかめ、必要な職種を選定するよう助言指導すること。

(六) 養成の対象範囲

従来の徒弟、見習工、養成工の觀念に左右され、技能養成工の対象を、年少労働者のみに限定するような誤解を抱き易く、又新たに雇入れなければならぬものと曲解している向もあるから、次のことを徹底させること。

- ① 満十五才以上であれば年令に制限がないこと。
 - ② 性別を問わないこと。
 - ③ 現に雇用中の労働者を対象として差支えないこと。
- (七) 雇入技能養成工の数

(1) 技能養成工数の算出については、その事業の将来の見透、事業の規模、熟練工減耗状況、熟練工対一般工の比率等諸般の具体的実情を綜合勘案し、労働者移動率により歩止りを見込み、技能職種毎に、毎年何名又は現熟練工の何割とすべきものであることを指導し、考慮すべき要素及び算定方法について適切な援助助言を与えること。

(2) 技能養成工数の決定は、飽くまでその事業場に自ら各職種毎に必要な数を算出させ決定させるべきであり、指導にあたっては、前記による援助助言に止め、すべて熟練工の一割という如く一定率で機械的に算出決定させる等は厳に慎むこと。

(八) 教習方法

(1) 社会科、体育、関連学科の教習について、必要以上に厳格に或は大袈裟に考えたり、又教習時間の配当について窮屈に考え、教習方法の難澁をあげて実施の隘路としている事例も多いから、本年七月七日付基技発第四九九

号「技能者養成規程第十三条の規定に基く教習事項の基準について」の通牒にもとずき懇切に説明し、その事業の実情に即した指導を行うは勿論、同業種の優良実施事業場の実例を紹介する等、凡その範囲程度等を理解させ、無用に誇大な負担感或は煩瑣感を抱かしめないよう注意すること。

(2) 関連学科の教習と実技の教習との関連については、養成効果の上から両者が遊離しないよう併行式によって行うのが最も望ましいことを理解させるように努められたいが、画一的に併行式を採用出来ない場合もあるから、この方式を盲目的に強制するが如き感を与えないよう留意すること。

(3) 事情により併行式を採用出来ない場合は、教習効果を考慮しつつ、しかも実施に容易感をもたせるよう工夫し出来るだけ併行式の線から遠ざからない程度においてその事業場の実情に即した各種方式を紹介し促進に努めること。

(4) 業務が一時的に繁忙となるとか、技能者養成指導員が連日の教習にあたれない等の事情がある場合には、実技と関連学科を数日おきに交互教習する緩織式を紹介指導すること。

(5) 各技能養成工の配属している作業場が地域的に遠距離のところには散在しているとか或いは一定期間出張作業に従事する場合で出張地においては関連学科の教習をうけられないような場合等は、一定期間毎に、実技と関連学科を交互に教習する段落式を紹介指導すること。

(6) 教習時間の算定基礎を説明し、特に関連学科の教習時間を週又は日に割当てて示し、時間的負担の少いことを理解させること。

(九) 養成形態

(1) 中小企業における技能者養成実施の成否は、関連学科の教習にあたる技能者養成指導員（講師）の確保難その他養成経費の問題にかゝっていることが多いから、適切な養成形態、養成方法の事例を示し、この隘路を打開するための援助助言を与えること。

(2) その一方途として、地域的に近接している二以上の事業場に対しては、関連学科の教習にあたる技能者養成指導員（講師）及び養成施設を確保し、且つ養成経費の節減を図るため、学校官公立各種試験場その他団体に委託して行う共同養成（同一職種）又は集団要請（多種職種）の方法を周知させると共に、事業主との斡旋に努めること。

(十) 養成の利益

技能者養成の利益について、避難がましい質問を受けることがあるが、これに対しては次の一般的利点をあげる外、質疑については出来る限り具体的に説明し、現に養成を実施している事業場の生の意見を伝え、技能者養成は必ず利益をもたらすものであることを納得させること。

④ 技能養成工は同時に採用した一般労働者の約二倍の速度で技能を習得し、労働生産性が向上することは定説となつていていること。

⑤ 創意工夫判断力が涵養され、生産能率をたかめること。

⑥ 応用力が培養され、新生産方式の採用、施設設備の改新に際し速かに対応できること。

⑦ 責任感がたかまり、信用がおけること。

⑧ 一般労働者に好影響を与え、職場規律が確保され、全体的技能水準、生産能率がたかまること。

⑨ 教習が生産と直結するよう工夫計画すれば養成経費は損失とならないこと。

(11) 労働組合の養成に対する認識啓培

労働条件に影響を及ぼす理由で、労働組合が技能者養成に反対であるからという事由を養成実施の隘路として指摘する向もあるが、技能者養成は早期に技能を向上させ、災害を防止し、労働生産性をたかめる結果、労働条件の改善向上を推進し、全労働者の福祉を増進するものであつて、教習のためのやむを得ない事項について技能養成工の労働条件が緩和されていることによつて全労働者の労働条件を索制する向があるとすればそれを阻止する上からも、寧ろ労働組合は積極的に技能者養成に関する労働協約を締結し、率先養成実施を推進すべきであることの認識啓培について指導を加えること。

(12) 技能養成工の労働条件

技能養成工の労働条件が一般労働者のそれと異なる扱いとなり一般労働者の反対を買うという理由によつて養成を渋る向もあるが、例えば未成年の技能養成工には、年次有給休暇として一二労働日を与えなければならぬのは、技能を習得する特殊の立場から他の労働条件については低い基準で使用されることがあるので能う限り保護育成しなければならぬ等その他技能者養成の目的を達成するための必須の要件から一般労働者と異なる取扱となることはやむを得ないものであることを納得させること。

(13) 定着措置

① 技能養成工の退職移動等離脱による損失をあげて養成を実施しない向に対しては、労働条件の再検討を行わせ、向上改善に努めさせるよう助言することは勿論であるが、更に技能習得に対し適切な生活指導（本要目二の（五）参照）を行うと共に、地域的に養成実施事業場の会合を設ける等の方途により、事業主相互が徳義的連携を保つことも、定着措置として有効且つ重要であることを理解させること。

② 現に各事業場が採用している定着対策を大別分類すること、概ね次の如きものであるから、これらの点を紹介し、前記理解の裏付けとすると共に対策樹立の資に供すること。

① 身分待遇上他の一般労働者より優遇すること。

② 精神的方面から定着を図ること。

③ 職場環境の改善を図ること。

④ 外部との連絡を密にすること。

⑤ 技能養成工雇入の際定着性ある者を採用すること。

(14) T・W・Iその他監督者訓練と技能者養成制度との関係

① 最近T・W・I (Training Within Industry) M・T・P (Management Training Program) C・C・S (Civil Communication Service) 等の訓練方式によつて技能者の養成が可能であると誤解している向が可成り多いのであるが、次に摘録する如く監督者訓練は技能者の養成確保を目的としているものではなく、技能者養成制度のみが技能者を育成確保するものであることを特に強調し誤解の一掃に努めること。

② T・W・Iは主任、伍長、職長、係長等監督者の監督技術の訓練を目的とするものであり、主として統率及び組織能力の基礎訓練を行い、労働者の管理と統率及び作業の編成と遂行を目標としているのであり、M・T・P、C・C・Sは部、課長級を対象として監督技術を訓練するのが目的であるから、これら監督者訓練の目的と技能者養成の目的の異なるものであることを認識させること。

(15) 職業補導と技能者養成制度との関係

職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を与える目的で経営される施設における作業訓練として行われるものであつて、その目的とするところは新規就職希望者転廃業者、失業者等に対し、一つ

の仕事について初期的訓練を施し、職業に就く必要な職業的知識技能を与えんとするにあるから、職業補導のみでは、その修了者に直ちに技能者養成制度によってのみ得られる概ね次の如き本質的要素をそなえた技能者たることを期待するのは困難であることを理解させること。

- ① 事業場の実態に即した技能をそなえること。
- ② 多能工或は多能工たる素地を有すること。
- ③ 将来の基幹中堅工たり得ること。
- ④ 事業場の技能水準を維持し且つ向上を図り得ること。
- ⑤ 学校教育と技能者養成との関係

定時制高等学校、各種学校を設置している事業場においては、学校教育によって技能者の養成が実現し得ると思ひ違いをしている向もあるから、次の点に留意し、技能者養成制度と併置して彼此の機能を活用してこそ熟練技能者が確保されることを強調すること。

- ① 次の例によつても明かなように学校教育のみでは実地技能が不十分であること。

	某事業場に設置してある 各種学校機械科(三ヶ年)	技能者養成規程機械工(三ヶ年)
社会科	一五〇	二一〇
体育	八〇	一〇五
関連学科	一、二七〇	六六五
実技	一、〇〇〇	三、四三〇
計	二、五〇〇	四、四一〇

- ② 実技についても相当教習を行っている場合は、多能工としての素地を与えるに充分であるか 否か検討を加えること。

- ③ 技能者養成規程の定めによつてうける利益について説明すること。
- ④ 諸手続等の指導と援助

- ① 技能者養成実施に関する諸手続は懇切に指導し、場合によつては、申請書、届等を代書してやる程度迄に積極的に援助すること。
- ② 養成契約の雛型、模範的技能者養成運営規程の実例等を示して参考に供すること。

- ③ 技能者養成指導員(講師)又は養成施設の斡旋についても労を惜まず援助を与えること。
- ④ 局相互間の連絡

- ① 対象事業場の本社に対し又は他の事業場に指導、影響力をもつ事業場に対して促進勧奨を行うことが、より効果的であると認められる場合で、それが他局管内に所在する場合は、その勧奨を所轄局に依頼協力を求め、相互に緊密な連絡を保ち実施促進に努めること。

- ② 本社が東京に所在し、全国的組織を有する事業で、本省において促進指導することが効果的であると認められる場合は、その旨本省に連絡すること。

(19) 要望事項の報告

勸奨促進にあつて各事業場から要望又は苦情のあつた事項で、技能行政の円滑な運営上参考となる事項は速かに本省に報告すること。

二、技能者養成実施事業場に対する指導

実施事業場に対する指導にあつては、特に技能者養成制度の合理化を中心に技能水準の向上、労働能率の増進、その他労働条件の適正化を推進することを本旨とし、違反事実の発見を事とするようなことは厳に戒むべきであり、次の事項に留意して、養成がよりやり易く且つ効果をあげ得るよう配慮すること。

(一) 養成計画の有無と適否

- (1) 養成計画の有無又は適否が、養成制度合理化の成否と養成効果の優劣を決する鍵となるものであることを徹底させること。

- (2) 無計画の事業場に対しては計画の重要さを理解させ、模範的養成計画を紹介する等計画樹立について具体的詳細に亙り指導すること。

- (3) 計画を有する事業場に対しては、それが、事業場の実情に適合するものであるよう、又現実に実施するよう指導すること。

- (4) 養成計画についての指導は、概括的であつては効果が稀薄となる虞があり、各項目夫々重要であるから次に掲げる主な点に留意し、項目毎に検討して指導すること。

- ① 養成計画は事業場の事情を充分反映せしめ、且つ実施せしめ得る者によつて、樹てらるべきものであること。(要目一・四、二・(一)参照)

- ② 養成計画職種は、その事業場の全工程に亙つて検討し決定すべきも

のである。(要目一・(五)参照)

㊦ 技能養成工の技能職種の決定は、定着対策の上からもゆるがせに出来ないものであるが、能力の検査、性格、希望、両親兄弟の職業等を勘案して合理的に慎重になすべきものであること。

㊧ 教習計画は、学校教育の弊を押し、技能養成工の個人差をも考慮して、真に技能者養成制度の妙味を活かすように、短期間毎に細密に樹てるべきものであること。

㊨ 関連学科の教習と実技の教習との関連は、事業場の実情に即し、しかも充分養成効果が期待し得る如き方式を採用すべきものであること。(要目一・(九)、二・(三)参照)

㊩ 指導員は適任者を採用すべきものであること。

(二) 運営機関の有無と適否

(1) 事業場の実情に即し、生産と直結する養成を行うための運営方針の決定、養成計画の樹立等にあたる機関(例えば養成委員会、運営委員会等)が設置されているかどうかを検討して必要な指導を加えること。

(2) この機関が事業(生産)経営から遊離することなく、この機関本来の目的が完全に果し得るよう少くとも前記一の(二)に掲げた各部門に属する者が構成員に参加しているかを検討し適切な指導を加えること。

(3) この機関が活発に活動するためには、少くとも毎月一回は会合をもち、その記録を備えるよう指導すること。

(4) 特に共同又は集団養成の場合は、参加事業場が概ね小規模であり、しかも地域的に散在している等の関係から、この機関を設置していないところが多く、又設置されているところでも単に形式的である場合が多いから、この機関の持つ養成実施運営上の諸般の事項についての重要な任務のあることを認識させること。

(三) 教習方法の適否

(1) 教習方法については、教習計画が、告示の教習事項に準じ、その事業場の実情に適合した合理的なものであるか、且つ確実に実施されているかどうか等について、本年七月七日附基発第四九九号通牒に基き検討し、更に次の点に注意して指導すること。

㊰ 体育の教習は休憩時間に行われないう、又ハイキング、野球等にその週の教習時間をあてるとは差支えないが、殆ど年間の全教習

時間をこれにまとめて振当てるようなことがあってはならないものであること。

㊱ 実技の教習については、何ら組織的、系統的なものでなく只漫然と野放しに行われるようなことがあってはならないものであること。

㊲ 基本実習は、直接生産に関連ないため、往々粗略に取扱われている場合が多いから直ちに生産に利用出来る如く教材を使用するよう工夫研究すべきものであること。

㊳ 関連学科と実技は、原則的には併行して教習することが望ましいのであるから、この調整が行われなければならないものであること。

㊴ 共同又は集団養成においては、実技と関連学科の教習進度が計画的連絡なく放恣に流れるようなことがあってはならないものであること。

鑄物工を例にとると、各事業場の実際作業順序は、午前中型込作業を行い、午後は注湯作業を行っている場合に、関連学科の教習を事業場外の施設で午前中に行い、午後から実技教習を各自事業場で行うような年間教習計画であれば、型込作業の実技教習はうけられない結果を生ずることになる。

このような画一的形式的教習計画であるため、事業場の実情に即さず、実技と関連学科の関連がはばまれるようなことがあってはならないものであること。

(2) 技能者養成指導員指導書は、関連学科及び実技の指導要項として理想的な教習範囲を示しているものであり、同書に示す各教習要領にもとづく詳細な教習を必ずしも要求しているのではないから、細目を取捨選択して個々の事業場の実情に即応するよう教習内容を決定するよう指導すること。

(四) 技能養成工の技能試験

技能養成工の技能試験は、これによって養成の効果、教習の進度を適格に把握し、又事後の養成方法の基礎的資料となし、或は技能者養成修了証明書に都道府県労働基準局長の証明をうける際の重要資料となるものであることなどを徹底させると共に特に次の点を注意して指導すること。

㊵ 試験を合理的ならしめるため、適任者を以て構成する実施運営機関(技能試験評議会等)を設置すること。

㊶ 右の機関において、試験実施計画を樹て、技能者養成指導員にのみ委

かせることなく、一切が運営されること。

⑥ その事業場で定めた技能等級の基準は、各教習年度に応じて、事業の実態に則し定められよう、又教習事項の内容と遊離しないものであること。

⑦ 検定試験問題の内容、程度は、その事業場で定めた技能等級の基準に示す能力を充分判定し得る総合的なもので、且つ実際のなものを選定すべきものであること。

⑧ 技能試験には必ず平常の習得成績を加味すべきものであること。

⑨ 平常の習得成績は習得態度、教育中計画的に課した口頭又は筆記諮問の成績等によつて常に整備しておくべきものであること。

⑩ 実技の判定は単に製品の出来上がりについてのみ行うだけでなく、作業段取、作業方法作業速度、作業態度等技能の各要素についても行うべきものであること。

⑪ 試験結果は記録保存されなければならないものであり又養成計画、指導方法、技能者養成修了者の各付等にこの検定結果を検討し利用すべきものであること。

(五) 技能養成工の生活指導

(1) 技能者養成は優秀な技能と円満な人格を備えた労働者を輩出することにあるが、このことは常時技能養成工の生活を通じて指導することによって大きな効果を収めるものであり、又技能養成工の浮動性は、交友の示唆による場合がその大半を占めている事例からみても、定着対策の一つとして生活指導が如何に重要なことであるかを充分認識させること。

(2) 技能者養成担当者として技能養成工並びにその家族相互の意志の疎通をはかると共に、家庭の協力を求めて生活管理に万全を期するよう、概ね次の如き措置を講ずるよう勸奨指導すること。

① 父兄会等技能養成工の家庭と技能者養成担当者の連絡をはかる会合を設けること。

② 技能養成工の自治会を組織せしめ、この会を通じて示唆と援助を与え、自主的に生活を管理させること。

③ 技能者養成担当者と技能養成工の家庭との相互訪問又は通信を行い家庭連絡を密にすること。

④ 趣味の会合等を設け余暇指導をはかること。

(六) 指導員の資質向上

(1) 技能者養成指導員の資質の良否は、技能者養成に影響するところ大なるものがあるから、指導員に対しては絶えず実地についての技能の錬磨と実技指導法並びに技術的知識と一般教養等の向上をはかる措置を講ずるよう指導すること。

(2) 特に技能者養成規程第四条第一号該当者として無試験検定で免許をうけた者は、現技能者養成指導員中九七%（昭和三十年十二月現在）を占めており、その大部分が所詮徒弟上りの親方である事実についてみても、これら指導員を対象として常に資質向上をはかることが急務であること。

(3) 右の方法については、事業場をして概ね各種講習会、研究会、懇談会の開催、模範事業場の視察等を実施させ、相互の意見、経験等を交換させる措置を講ずるよう勸奨指導すること。

(4) 局、署においても自ら又は関係団体に委託して次の点に注意し、講習、研修等を実施すること。

① 対象は原則として、職種単位又は親近性ある職種群を単位とすること。

② 実施期間、日時、場所については作業に支障を来さないよう周到に配慮が必要であること。

③ 講習、研修等の内容については、対象指導員の知識程度に応じ、講習、研修等の科目中特に重点を置くべき科目を選択するよう配慮するは勿論、教習手順の樹て方、実技教習方法（作業分析を含めて）テストの構成、成績評価等について充分勘案すること。

(七) 養成記録の整備

(1) 養成の状況、即ち教習事項、教習時間、教習進度、技能養成工の習得状況、技能試験状況等を適確に把握することは教習指導上から云つても亦査察指導上から云つても極めて必要なことであるから別表一各月習得記録票、別表二年度別習得記録簿を備付けるよう指導すること。

(2) 習得状況について別表三実習日誌を技能養成工に対して記載させるよう指導すること。

(3) 共同又は集団養成においては、関連学科の教習が殆ど事業場外で行われることとなるので関連学科教習に出席すると称して外出し、教習をうけていない事例もあるから、このような怠業を防止するため出席簿等の使用によつて常に養成状況を明瞭にする措置を講ずるよう指導すること。

(八) 技能者養成修了者の指導

技能養成工が中堅工として完成するためには、養成修了後の指導が極めて重要であるから、その点についても十分留意し、それが善導について適切な助言を与え注意を喚起すること。

(九) 地域的養成関係事業場の連絡協調

(1) 技能者養成の効果、養成経費、その他養成業務全般について合理的運営を図るためには、養成実施事業場相互間において知識経験を交換し、研究しあうことが最も肝要であるから、ようすれば地域的に養成実施事業場が自発的に研究会等を設けるようその気運の醸成に努めること。

(2) 右の如き会合にはなるべく出席するよう留意し、この会合が真に技能者養成制度の合理化に貢献するよう指導すること。

(十) 養成事業場に対する激励

事業主並びに技能者養成指導員及び技能養成工を鼓舞激励することは、技能者養成に対する熱意を高揚し、養成効果をたかめるものであるから、入所、終了式に出席し祝辞を述べるは勿論、巡察指導その他あらゆる機会を捉えて講演、懇談を行うなど適当な措置を講ずること。

三、啓蒙宣伝

技能者養成制度のより飛躍的促進を期するためには、特に宣伝普及期間等を設ける要はないが次の事項に留意し、引続きあらゆる機会を捉えて実行ある方策を講ずること。

(一) 公共団体その他各種団体との連絡提携

(1) 技能者の養成は、一事業場の繁栄に止まらず地方産業の発展に裨益するものであるから、都道府県等公共団体又は各種団体の理解に努めると共に積極的な協力を求めるよう配慮すること。

(2) その一方途として、教育委員会、職業安定機関、労政機関、市町村教育課関係等の代表をもって、技能者養成指導促進連絡会議等を設け、各機関をして便宜の供与その他啓蒙宣伝に協力を得るよう措置をとること。

(二) 技能者養成関係団体の育成指導

技能者養成関係団体が設立されている場合又はこの種団体結成の気運ある場合には、この育成助長に努め、健全な発展に可及的援助を与え技能者養成制度の発展に寄与させるよう配慮すること。

(三) 宣伝機関の利用と普及会の開催

各事業場並びに各事業団体に対し、技能者養成制度を普及徹底させることは勿論一般に対してもこの制度に関心を抱かせることは、養成の促進と合理化に間接的推進の役割を果すものであるから概ね次の様な措置を講ずること。

① 講演会、座談会等出来るだけ頻繁に開催することが望ましいこと。

② 地方新聞、又は各種団体、各事業場の機関紙、或はローカル放送等を積極的に利用すること。

四 養成所の標示

(1) 技能者養成実施事業場又は共同、集団養成施設掲示する標示は、この制度の普及と当該事業場に矜持をもたせ、養成に対する熱意を涵養する上に効果の多いものであるから「労働省認可」の文字を当該技能者養成所名に冠させるは差支えないこと。

(2) 標示内容の如何によつては逆効果を生ずる虞があるから、指導にあつては強制感を与えないよう留意し、学校又は学院等技能者養成制度の趣旨を没却する感のある名称は避けさせること。

各月習得記録票（編注・略）

年度別習得記録簿（編注・略）

実習日誌（編注・略）

『技通』

昭和二十六年一月二七日

〔五―三―二九〕労働省労働基準局長より工業技術庁長官宛（基発第八四三号の

三）

技能者養成実施促進に関する協力方について

標記について本日別紙の通り、工業技術庁長官並びに都道府県知事宛依頼したから右了知の上、それぞれ関係機関と緊密な連絡を図り、技能者養成制度の確立発展に努められたい。

基発第八四三号

昭和二十六年十二月二十七日

労働省労働基準局長

工業技術庁長官殿

技能者養成実施促進に関する協力について

今回の講和条約批准を契機として、わが国経済の急速な自立化が強く要請されることになりましたが、これに対処するためには、今後積極的に技能労働力の維持培養を図り、労働の生産性を高めることが必要であり、而して又、この問題の解決を図るためには、企業における合理的な技能者養成制度の確立発展を図ることが最も肝要な措置であると思考されるのであります。

幸い近時同業組合等が中心となり関係官公署の指導援助を受け、共同又は集団的な技能者養成の実施をみるに至り、漸次各地にこの制度の浸透をみている状況であります。現在企業経営上幾多の困難な問題に直面している中小企業において、技能者の養成を推進することは至難な実情にあります。殊に教習用資材、用具、施設等に要する経費、適切な指導者の確保等におおむねの隘路が残されているのであります。

このような事情にある中小企業において技能者養成制度が発展向上を期するためには、本制度に対する関係御当局の深い御理解と御援助を得ることが何よりも肝要なものと存する次第であります。

ついては右の趣旨を御了承の上、今後一層本制度の円滑な運営について御協力を得たいので、左記事項につき特別の御配慮を煩わしたく御依頼致します。

記

一、技能者養成実施のため、要請ある場合には、積極的に次の協力を得たいこと。

① 貴庁所管にかかる技術指導機関の施設を利用せしめる等の物的協力

② 技能養成工の関連学科及び実技の教習等について、貴庁所管にかかる技術指導機関の人的協力

二、貴庁及び貴庁所管技術指導機関主催の諸会合等の際、できうる限り本制度の趣旨徹底について配慮を得たいこと。

右の場合、必要に応じ労働基準監督機関を利用されたいこと。

三、その他技能者養成制度運営に関し、労働基準監督機関より協力方申出ある場合はできうる限り便宜を得たいこと。

基発第八四三号の二

昭和二十六年十二月二十七日

都道府県知事 殿

労働省労働基準局長

技能者養成実施促進に関する協力方について

(編注…工業技術庁長官宛と同様内容のため略)

『技通』

昭和二十七年二月七日(編注…起案日)

(五―三―三〇)(労働省労働基準局長、一―一六―基収第四、九二八号)

技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について

別紙乙 案の一

年月日

局長名

岐阜労働基準局長宛

技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について

客年十月十五日付二十六岐労第七六九号をもって照会に係る標記については、学校教育法第八十三条の除外規定に該当するものにつき見解の通り。

なお本件については文部省と打合せ済みであるから念のため。

案の二

年月日

局長名

都道府県労働基準局長宛

技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について

標記の件について、岐阜労働基準局長より別紙甲の通り照会があったので別紙乙のように回答したから了知せられたい。(編注…甲乙は次ページ)

二十六岐労第七六九号

昭和二十六年十月十五日

岐阜労働基準局長

労働省労働基準局長殿

技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について

法第七十条に基づく技能者の養成において、左記のような教育施設が相当数の養成事業場より技能者養成規程第二十条による委託を受けて関連学科の集団教育を行う場合、当該施設は学校教育法第八十三条第一項により各種学校の適用を受け

ないものと思料されますが関係監督庁においてはこれに関する通牒がないためその取扱いにいささか疑義があるので何分の御指示を仰ぎたく稟伺致します。

(乙) 昭和27年2月25日
労働省労働基準局長 殿
文部省大臣官房総務課長 相良准一
技能者養成における関連学科の
集団教育を実施する教育施設に
ついて
御協議にかかる標記の件について下記の通り
回答します。
記
本件については労働基準局長御回答の通り
と解します。

(甲) 昭和26年10月16日
岐阜県教育長 殿
文部省中等教育局庶務課長 内藤誉三郎
学校教育法第83条の除外規定に
ついて(回答)
御照会の件についてお答えします。
労働基準法第70条に規定する技能者養成に
関する□□は、その養成期間、教習事項、教習
時間及び技能者養成資格に関し、技能者養成規
程(昭和22年労働省令第6号)及び技能者養
成規程第13条の規定に基き教習事項に関し指
定の件(昭和23年労働省告示第23号)によ
って労働大臣が定めていること、その他労働基
準法第7章の他の規定によると解して、学校教
育法第83条の除外規定に該当するものと考え
られます。
御協議にかかる標記の件について下記の通り
回答します。

記

- 一、学校の名称 大垣技能専門学校
- 二、所在地 事務所 大垣市郭町三丁目
校舎 大垣市南頬町
大垣商工会議所大垣市精算協同組合内
- 三、開校年月日 昭和二十六年九月一日
- 四、生徒数 機械科五十名 木工科四十五名 計九十五名
- 五、運営方法 別紙運営会会則による
- 六、教官
校長 中島徳松 朝日興業株式会社 社長
教官 (社会) 稲川行雄 大垣市生産協同組合 専務理事
(英語) 茨木定徳 大垣商工会議所 業務課長
(数学) 宇野敏之 大垣工業高等学校 教官
(物理) 右に同じ 右に同じ
(木工) 渡辺憲吉 右に同じ
(機械) 松岡和男 日本合成化学(株)大垣工場設計課勤務
- 七、教習科目及び時間
イ 英語 毎週二時間
ロ 数学 " "
ハ 物理 " "
ニ 機械工作 毎週二時間 (機械科)
ホ 木工工作 " " (木工科)
ヘ 社会 " "
ト 製図 " " 計 十二時間
- 八、授業日数 毎週 月、水、金曜日
- 九、教材 文部省検定工業高等学校用教科書
- 十、設立の経過
本年五月以降、当局は大垣監督署を指導して集団による技能者の養成を勧奨
し来った処、大垣市生産協同組合において規程に基く関連学科の教育を目的と
する前記学校の設立をみた。

なお、監督庁は児童福祉法による保育所、職業安定法による職業補導所に限り
通牒によって適用を排除しておりますから念のため。

大垣技能高等学校設立趣意書（編注…略）

二十六基収第四、九二八号

昭和二十七年二月二十七日

労働省労働基準局長

岐阜 労働省労働基準局長 殿

技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について
客年十月一日付二十六岐労第七六九号をもって照会に係る標記については、
学校教育法第八十三条の除外規定に該当するものにつき見解の通り。

なお、本件については文部省と打合せ済みであるがこの種の施設について「専門学校」の名称を使用することは適当でないと史料されるので、他の名称を使用するよう指導せられたい。

『デジ』

昭和二十七年三月五日（編注…起案）

〔五―三―三一〕労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛（基発第一二九号）

（案）

年月日

製パン工技能者養成運営機関の設置について

製パン工の技能者養成については、近時全国的に活発化する趨勢にあるので、これが合理的運営について種々配慮中のことと存するが、製パン企業は大部分が小企業に属し、その労働条件には、今なお封建的慣習の残存している虞なしとせず、且つ概して養成制度に対する理解が浅く又経費の負担能力が乏しい等の諸条件がため養成実施上の隘路となつてゐる。

右の実情に鑑み、所期の養成目的を達成せしめるためには、その運営の母体となる強力な機関を設置することが望ましく、なお既に右の如き機関の設置し着々その成果を収めつゝある地方よりは、更に全国的運営機関の設置方につき強き要請がなされているについては、左記事項に留意の上特段の配慮をなされたい。

記

一、全国的運営機関は、一貫せる事業運営を期するため、各地方運営機関を基盤とする組織とし、各地方運営機関の設置をまつてそれらの代表者の協議により

定められるものであること。

二、全国的運営機関の発足は四月末日を目標とされていること。

三、全国的運営機関が行う事業項目は、概ね次の如きものであること。

1. 養成制度の調査研究

2. 合理的教習計画の樹立

3. 指導方法の研究

4. 指導員の資質向上対策の樹立及び実施

5. 技能習得者の技能検定並びに技能等級の基準の作成

6. テキスト及び参考書の編集並びに刊行

7. 巡回教習及び通信教育、その他講習会等の開催

8. 技能習得者の生活指導の研究

9. 技能習得者の労働条件の調査研究

10. その他必要事項

四、地方的運営機関は、運営の調整、統一を図り且つ強力な実施効果を挙げるため権威ある指導力を確保する必要があるので、原則として都道府県単位の設置することが望ましい。

五、右の如き機関が既にされている地方においては、その機関に対し、全国的運営機関設置の意義について了解せしめるよう努めること。

六、地方的運営機関の未設置の地方においては、次の事項に留意し、運営機関の必要性を周知させ、これが設置機運の生じたときは充分これに協力すること。

1. 対象は製パン業者の団体ある場合はその団体、その他の場合は養成実施事業場及び養成実施予定事業場とし、予め業界の実情を充分把握の上偏倚のそしりを招くこと等のないよう注意すること。

2. 都道府県食糧関係主務部局又は課の協力を得ることが効果的であるから、これと緊密に連絡を保つこと。

七、地方的運営機関の設置をみた場合は、次の事項について報告すること。

1. 名称

2. 所在地

3. 役員の使命及び所属団体名

4. 設置年月日

5. 規則等その他参考資料

八、右の報告は設置をみた地方においては四月十五日までとし、設置をみざる地

方においては、設置された際速やかになすこと。

『デジ』

昭和二十七年四月八日

〔五―三―三二〕労働基準局長、都道府県労働基準局長宛（基発第二〇四号）

技能者養成指導員資格検定実施について

本年度第一回の標記検査については、来る五月下旬実施の予定であるが、これ迄の検定結果に徴するに本制度が優秀なる指導員の選定確保について充分なる効果をもたらしていない憾なしとしない実情に鑑み、今後の検定実施に当っては客年五月一日付基発第三二四号通牒中「技能者養成指導員資格検定実施要領」によるは勿論、特に左記事項留意の上遺漏なきを期されたい。

追って、次回の検定実施期日、その他必要なる事項については近く別途通牒するにつき申し添える。

記

一、検定委員の選定

①適確なる検定の実施は一に適当な検定委員の選定にかゝるものであるから、検定委員の選定に当っては、形式的に流れることなく、委員の現職、学歴、経験年数等を充分検討し、技能種目毎に必ず二名以上とすること。

②検定委員を一事業場からのみ選定しているところがあつたが、これは検定が委員所属の事象の技能に偏したり、或は公平に行われない虞れがあるから必ず二以上の事業場から選定すること。

③関連学科については検定能力を有するも、実技の検定能力については充分でない者を選定しているところもあつたから斯ることがないよう注意すること。

④又従来検定委員を同業者団体の役員から選定しているむきもあるが、これらの者の中には、必ずしも充分なる検定能力を有しているとは限らないから、その選定に当っては慎重に検討を加えること。

二、検定範囲並びに程度

検定範囲及び程度については、既に通牒済みであるが、特に関連学科においては、右通牒別表第一に掲げられた各項目の範囲によつていなかったり、又よつては居るが出題箇所が余りに小部分に限られていたり、或は余りに地域産業の特殊のみに偏することがあり、これらの点は実技検定が検定時間、検定のた

めの機械、設備、材料及び費用等の諸般の事情よりその内容に相当の制限を受けることと相俟つて、技能の検定を充分になし得ない結果となつてゐる。従つて、検定委員に「技能者養成指導員資格検定基準」及び後日送付する「昭和二十六年第二回検定文部省と打合せ」等の資料を提示する等の処置によつて検定の範囲並びに程度を徹底させた上問題作成に当らせること。

三、検定問題作成

①検定問題の作成を検定委員に依頼する場合は特定の委員のみにその作成を委すでなく、必ず全委員に充分なる説明を行い且つ審議を行わせた上で作成すること。

②関連学科各項目の検定問題は所要時間を一時間程度として、問題の数及び内容を選定すること。従つて、出題数は問題の内容程度から一概に言えないが概ね各項目について四題乃至五題程度とすること。

③「技能者養成指導員資格検定基準」及び「昭和二十六年第二回検定問題」は飽くまで検定の範囲並びに程度（技能者養成指導員資格検定基準の一部の技能種目については充分検定範囲を示し得ていないものもあるので注意のこと。）を示すための参考資料であるから、出題の全部をこれらの中から出題することは厳に避けること。但し、問題の形態或はそのねらいを変更したり、若しくは一部分の出題に止めるが如き程度は差支えないこと。

④問題中の用語、図面、規格等については誤りのないよう注意すること。これらの誤は題意を不明確にするのみならず、甚だしき場合は解答不可能のものとなし、国家検定の權威を失墜するが如き結果となるのでこれらのことについては、慎重に注意を払うこと。

⑤技術的用語、図面、規格は努めて標準のものを用いること。但し、地方の事情によつてはこれのみにては受検者によく理解出来ない場合は地方で用いられるものを併記すること。

⑥関連学科の問題の形式は機械工学大意、造船学大意、建設工学大意等の如き特定の項目は別として一般のものについては学術的、理論的問題よりも直接生産に関係ある實際的且つ具体的問題を出題するように努めること。

例えば、家具工、大工の材料の問題として「木材の材積を求める計算式を示せ」とだすよりも「次の寸法数量の木材の石数はいくらか」と出し、機械工の製図の問題として特殊な立体図形の相貫体の問題を出すよりも機械部品を与えてスケッチさせるとか、或は機械部品の見取図から工作図を製図させ

る問題の方が好ましいこと。

- ⑧ 口述実技の検定問題はその技能の特殊性からして実地作業を行わせ難いために行うものであるから、その検定問題の内容もこの趣旨に照らして現場作業において直接作業に関係ある実際の事項、即ち、生産工程中技能上重要な箇所における機械器具装置の運転操作、各種測定要領、資材、材料、製品等の取扱要領、安全作業法等について試問するものでなければならぬ。

四、検定実施

- ① 配点基準は学科、実技ともあらかじめ、問題作成の際定めておき実技についてはその審査を適確且つ公平ならしめるため、作業の要素毎の観察点並びに観察点毎の配点を詳細に定めて実技検定個人審査表を作成しておくこと。

- ② 検定に使用する機械、器具、工具、材料等は検定実施の際支障を来たさないよう、厳重な点検を行い準備しておくこと。

学科検定といえども技能種目によっては、特殊な用紙、或は絵具、製図器具等を準備しなければならないことがあるから注意すること。

- ③ 実技検定問題は受検者の有する技能を広く検定し得るものを出題すべきであるが、その問題内容に或る程度の制限を受ける場合もあるから、審査は問題に必要な技能を見るだけでなく、その作業内容を通じて受検者が有している技能のすべてをも勘案して審査すること。

- ④ 右は受検者の作業に対する馴れ等からして推定されるものであって、作業の段取、工手法、作業態度の採点結果にも表われて来るのであるから、これらの作業の要素についても厳密に審査すること。

- ⑤ 個人審査表に定める観察点は別紙記載例の通り出来るだけ詳細に定め審査結果も具体的に記入させること。

(編注：審査評は次ページ)

(編注：次ページの表の裏書き)

組織の変化の関係は作業の性質、材料の特性、季節、作業位置によって異なるので、それ等の条件を考えて行うべきである。厚板溶接の場合に、組織が均一になることは残留応力除去の問題と共に材料的見地から最も重要である。

薄板の場合は母材の温度が上り易いので多層溶液をして柱状組織の残る問題はないが、薄板では单相又は二相位で使用されること、母材が過熱されること、特殊鋼材の焼入効果に留意せねばならない。薄板溶接の場合は温度上昇を起し易いから溶接速度を速くしなければならぬ。单相のまま使用するものは厚板のときと異り余り溶着金属が平たくなることは望ましくない。又歪の発生も大きく残留応力による亀裂も起る。

『平ジ』

昭和二十七年四月一日

〔五一三—三三〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛(基発第三二二二号)

技能者養成指導員研修について

技能者の養成は、急速に進歩発達しつつある技術を理解吸収し、これを伝授し得るに足る知識と能力を備えた技能者養成指導員によってこそ遅滞なく所期の効果を収めることができる。

しかるに現在指導員の中には、新たな技術の知識に欠ける者もなしとしないので、これら指導員に対する資質向上の措置が強く要請されるに到った。

については、今般実技の理論的裏付となる関連学科及び指導方法に関する科目等を主とした研修を実施することとしたから別添技能者養成指導員研修要領に基き実効を期せられたい。

技能者養成指導員研修要領

一、目的

この研修は、技能者養成指導員としての教養を高め且つ技術の発達に対応し得るに必要な知識を涵養し、その資質向上を図るを以て目的とする。

二、対象

(1) 研修の対象は、技能者養成指導員及び今後免許をうけようとする者とする

実 技 検 定 個 人 審 査 表

技能種目	鋳 物 工	課題番号	2 7 A - 2 1	局 名	〇〇労働基準局
配点成績 作業要素	観 察	配点	受検者の成績及び検定委員の意見	採点	累計
段 取	<p>養成工を指導する指導として鋳造全般に涉つての工程段取りの能力の有無を方案、中子製作造型に三つに分けて観察した。</p> <p>(1) 方 案 (2) 中子製作 (3) 造型</p>	<p>(1) 25 (2) 5 (3) 10 40</p>	<p>採点通りの結果を得たので指導員としての資格はあると認めた。</p> <p>(1) 木型、拾型、湯口について行ったが受検者簡単なマリエール製品のみ製造しているの でこの様な複雑な木型については余り知らず 木型方案が出来が悪かった。今后 大いに勉 強の要を認める。</p> <p>(2) 中子製作 } 何れも大体良好であった。 (3) 造 型 }</p>	<p>(1) 11 (2) 5 (3) 8</p>	24
工 作 法	<p>実技の指導に当って全般の実技の指導をするに 足る工作の技能の有無を観察した。</p> <p>(1) 方 案 (2) 中子製作 造型については製品としての出来上がりに於て 審査観察した。</p>	<p>(1) 15 (2) 5 20</p>	<p>採点通りの結果を得たので指導員として の資格はあると認めた。</p> <p>(1) 段取の項に記載した如く木型について は 充分な知識なく点が悪い。今后大いに 勉強の 必要がある。</p> <p>(2) 良好であった。</p>	<p>(1) 8 (2) 5</p>	13
製 品 出 来 上 り	<p>実技の程度を出来上った成品によって採点した 出来上りとして外観、疵、寸度、歪等を見た。</p> <p>(1) 湯廻り、中子の入れ違ひ、型崩れ、口の身喰 ひ、その他の疵なく模型通りで致命的な傷のな い合格品であること。</p> <p>(2) 小砂の荒され等がなく肌の良好なもの (3) 湯じわ、外ひけ、歪のないもの (4) 砂かみ、ノロかみ、型の喰い違い、フクレ、バ リのないもの但し(2)以下については合格した成 品について採点した。</p>	<p>(1) 20 (2) 5 (3) 9 (4) 6 40</p>	<p>受検者の成績は検査豪華君で実際に使用出来 るものであったのでまたその結果も下の如くで 指導技術あるものと認める。</p> <p>(1) 有料であつて (2) 肌については不十分な点が認められた (3) 湯じわが認められた (4) バリが少々あつた</p>	<p>(1) 20 (2) 3 (3) 8 (4) 5</p>	36
作 業 速 度	<p>当該課題の標準時間内に於て完成されるか否かを 観察した 制限時間は 1 時間 余裕時間は 3 0 分としそれ以後は作業を 行わせない。 1 0 分毎に遅れる毎に 2 点減点する。</p>	20	<p>標準時間内で完成しなかつたが余裕 時間内にて終了した 作業時間は 1 時間半で余裕時間一杯 使用したので 1 0 分につき 2 点減点し 計 6 点の原点となつた。</p>	14	14
作 業 態 度	<p>指導員として恥ざる態度を用うるか否かを観察 した (1) 造型作業を始めてより終了するまでの作業態度 及び工具の選択、取扱い方 2 注湯作業より砂落しまでの作業態度</p>	<p>(1) 20 (2) 10 30</p>	<p>人格的に見て優秀と認めるが、やゝあがり気 味であつた様に認める技術の指導も大切である が、実際に作業する場合において態度の悪いも のは優秀な製品が出来ない思考されるのでこの 点について受検者にも十分に注意しておいた</p> <p>(1) 作業 (造型) 中の態度は上記の理由により良 好ではなかつた。 (2) 注湯後の態度も同様理由で良好でなかつた。</p>	<p>(1) 10 (2) 5</p>	15
	検定委員		(編注：氏名略)	合計	102

『デジ』

こと。

(2) 研修員数は、経費、研修効果、会場の収容能力その他の事情を考量し、適宜決定して差支えないが、なるべく多数研修せしめるよう配慮すること。

三、主催

都道府県労働基準局とすること。

四、開催時期

五月乃至六月中とすること。

五、開催期間

指導員が職場を離れるために生産に与える影響を最小限に止め、且つ研修の充実を期するよう配慮し、おおむね次の目標により効果的な開催期間を決定すること。

(1) 昼間の場合 三日間

(2) 夜間の場合 六日間

六、開催場所

指導員の便宜を考慮し、事情の許す限り数地区に開催することが望ましいこと。

七、研修科目

(1) 主として養成計画、指導方法に重点をおき、各技能種目に共通するおおむね次の科目を選定すること。

① 養成計画の樹立方法

② 実技及び関連学科の指導方法

③ 防護方法の基準

④ 技能検定方法

⑤ 作業能率

⑥ 労働関係法令解説

(2) 単一または近似性のある技能種目についてのみ養成を実施している地方においては、関連学科を併せ選定するも差支えないこと。

八、研修範囲

① 養成計画の樹立方法については、運営の要点、教習計画の要点。

② 実技及び関連学科の指導方法については、教えるための準備、停止(説明)、応用(実習)、試験、討論、批評等の教習段階に関する概要。

③ 防護方法の基準については、危険有害業務、教習上の防護基準の意義、安全作業法に関する事項。

④ 技能検定の方法については、検定計画の樹立方法、技能等級基準、検定委員の選定等に関する事項。

⑤ 作業能率については、適正作業及び作業能率に関する事項。

⑥ 労働関係法令解説については、労基法、労組法等の概説。

⑦ 関連学科については、教習の範囲と程度、教育の重点、教習上特に注意すべき事項。

九、研修日程の編成

研修日程編成の如何が研修の実効を左右するものであるから ① 研修者の能力 ② 研修者の便宜 ③ 研修科目の範囲 ④ 講師の確保状況 その他諸条件を考慮し、次の例示を参考として慎重に編成すること。

昼間の場合

日程	研 修 科 目		研 修 時 間
第一日	局長挨拶 労働関係法令解説	養成計画樹立方法 実技及び関連学科指導方法	六時間
第二日	各国養成状況 又は関連学科	防護方法の基準 技能検定方法	〃
第三日	作業能率 産業事情	経営者及び労働組合の立場よりみた 技能者養成 又は関連学科 研究懇談会 修了証授与	〃
計			一八時間

夜間の場合

日程	研 修 科 目		研 修 時 間
第一日	局長挨拶	労働関係法令解説	三時間
第二日	養成計画樹立方法	実技及び関連学科指導方法	〃

第三日	各国の養成状況又は関連学科	時事解説又は関連学科	〃
第四日	防護方法の基準	技能検定方法	〃
第五日	作業能率	産業事情	〃
第六日	経営者及び労働組合の立場よりみた技能者養成又は関連学科	研究懇談会 修了証授与	〃
計			一八時間

一〇、講師の選定

講師は、できる限り次の要件を具えた適格者と研修科目に応じ適当員数を選定すること。

- (1) 技能者養成制度を理解し、本制度の普及に熱意を有すること。
- (2) 担当科目に精通していることは勿論充分な能力を有する者たること。
- (3) 関連学科担当講師については、実技と関連学科の両面について広い知識・経建を有する者たること。

一一、修了証書の授与

履修者には、事情の許す限り次の様式による修了証を授与すること。

修了証書

〇〇工技能者養成指導員

何 某

右者昭和二十七年 月本局主催の技能者養成指導員研修会において所定の課程を修了したことを証する。

昭和 年 月 日

〇〇労働省労働基準局長 何 某 ㊦

一二、公告

この要領に基き慎重に研修計画を樹て、細目的実施要綱を定めて、少なくとも実施二週間前に公告し、周知を図ること。

一三、報告

研修終了後十日以内に、実施状況を報告すること。
一四、経費

講師謝礼その他の経費は配布済みであること。

『デジ』

昭和二十七年四月一七日

〔五―三―三四〕労働省労働基準局長、高知労働省労働基準局長宛(基収第一、三八六号)

職業補導所に於ける既往の教育を受けた者に対する取扱について

本年三月二〇日付二七高基監第一五七号をもって照会にかゝる標記の件について回答する。

記

技能者養成と職業補導とはそれく異った制度であり、その教習内容は当然一致すべきものではない。従つて、職業補導において履修した事項が技能者養成の教習事項の一部に類似したものであつても、これをもって技能者養成規程による教習課程を修めたものとは認め難い。

なお、職業補導と技能者養成制度との関係については、客年十月一六日付基発第七〇六号通牒「技能者養成促進指導について」一の(二五)を参照されたい。

二七高基監第一五七号

昭和二十七年三月二十日

高知労働省労働基準局長宛

労働省労働基準局長殿

職業補導所に於ける既往の教育を受けた者に対する取扱について照会

右に関し管内高知県立職業補導所は就職のための職業補導として一年間 内燃自動車工、家具工、建具工に対し別紙科目を教授しており技能者養成科^ニ課程における第一年度を免除し各事業場に就職後第二年度に編入するよう申立が有りましたが、聊か疑義がありますので何分の御指示賜りたく照会致します。

尚内燃自動車工に於ては各事業主に於ても二年目に編入するを妥当として受入を承諾していただきますので申添えます。

昭和二十六年四月一日 自動車修理科教授要目 高知県総合公共職業補導所(編

注：略)

同木工科 (編注：略)

『デジ』

昭和二十七年四月二一日

(五―三―三五) 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛(基発第三三五号)

技能者養成指導員資格検定問題参考資料送付について

四月十日付基発第二〇八号により予め通牒しておいた標記検定問題作成のための資料として別添の通り送付するから参考とされたい。

技能者養成指導員資格検定問題参考資料

(昭和廿六年度第二回検定問題な科本省によって作成した十五技能種目の分)

労働省労働基準局技能課

紡機調整工 (編注：以下、各工科とも問題参考資料は略)

織機調整工

染色工

洋服裁縫工

電弧溶接工

ガス溶接工

仕上工

機械製図工

舟大工

内燃自動車工

大工

家具工

建具工

製パン工

『デジ』

昭和二十七年一月五日

(五―三―三六) 労働省労働基準局長、労働省労働基準局長宛(基収第七六七号)

昭和二十七年第二回技能者養成指導員資格検定問題基準答案について

昭和二十七年十月二一日付基発第七三五号をもって送付した標記検定問題に関する基準答案を別添の通り送付するから遺憾のないよう取扱われたい。なお、洋服工の基準答案は、被服専門審議会開催の関係もあり十一月八日送付するから了承されたい。

記

技能名	部数	洋裁工	部
内燃自動車工	部	大工	部
建具工	部	家具工	部
製パン工	部	指導方法	一部

『デジ』

昭和二十七年一月二五日

(五―三―三七) 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛(基発第八一―号)

技能者養成に対する地方公共団体等の援助について

標記については去る三月、調査を煩わした処であるが、其の後、中小企業の各方面から技能者養成に対する国家的助成金制度を確立されるよう強く要望されて来、又関係方面においてもその対策研究を始めた実情に鑑み、今後の施策の資料として技能者養成に対する地方公共団体等の金銭的援助について調査したいので、別紙様式により十二月十五火までに必着を期し報告されたい。 『デジ』 (編注：別紙様式は次ページ)

(編注：[5-3-37]の様式)

様式（記載例）

技能者養成に対する地方公共団体等の援助調

昭和27年11月1日現在

() 労働基準局

援助団体名	養成体名	援助金額												備考
		昭和27年度				昭和28年度								
		決定額				要求額				確定額				
人件費	設備費	その他	計	人件費	設備費	その他	計	人件費	設備費	その他	計			
	〇〇市単大工養成所	円 50,000	円 200,000	円 0	円 250,000	円 50,000	円 100,000	円 0	円 150,000	円 50,000	円 100,000	円 0	円 150,000	（主計部）
	〇〇町共家具工共同養成所	50,000	0	0	50,000	50,000	50,000	0	100,000	50,000	50,000	0	100,000	
〇〇県	〇〇町共鑄物工共同養成所	50,000	200,000	0	250,000	50,000	250,000	0	300,000	50,000	250,000	0	300,000	知事の査定終了（々上）
	〇〇町共機械工共同養成所	0	0	0	0	50,000	100,000	0	150,000	50,000	100,000	0	150,000	（々上）
	計	150,000	400,000	0	550,000	200,000	500,000	0	700,000	200,000	500,000	0	700,000	
	〇〇市単自動車修理工養成所	0	0	0	0	50,000	100,000	0	150,000	50,000	100,000	0	150,000	市長の査定は終わらないが確定的なり。
〇〇市	〇〇市共建設業共同養成所	0	0	0	0	50,000	100,000	0	150,000	50,000	100,000	0	150,000	
	計	0	0	0	0	100,000	200,000	0	300,000	100,000	200,000	0	300,000	
	〇〇市共〇〇織物共同養成所	0	0	0	0	100,000	100,000	0	200,000	未定	未定	未定	未定	二十八年度分未定
〇〇市	〇〇市共〇〇機械工共同養成所	0	0	0	0	50,000	100,000	0	150,000	50,000	100,000	0	150,000	二十八年度略確定
	計	0	0	0	0	150,000	200,000	0	350,000	50,000	100,000	0	150,000	
〇〇町	〇〇町集〇〇共同養成所	50,000	0	0	50,000	50,000	50,000	0	100,000	未定	未定	未定	未定	二十八年度分未定
〇〇町	〇〇町集〇〇地区共同養成所	50,000			50,000	50,000	100,000	0	150,000	50,000	100,000	0	150,000	
:	:													
〇〇町 〇〇共同組合	集 〇〇共同養成所	50,000	100,000	0	150,000	50,000	150,000	30,000	230,000	50,000	150,000	30,000	230,000	
〇〇町 〇〇共同組合	集 〇〇共同養成所	100,000	200,000	50,000	350,000	100,000	250,000	50,000	400,000	100,000	250,000	50,000	400,000	
合 計		750,000	1,350,000	50,000	2,150,000	1,200,000	1,200,000	80,000	298,000	950,000	1,450,000	80,000	2,480,000	

☆ 記 載 上 の 注 意 事 項 ☆

- (1) 本調査は県・市・町・村及び各種団体等が単独及び共同又は
集団技能者養成体に対して行っている金銭的援助（支払金額）の実
際について調査するものであること。
従って、県・市・町・村及び各種団体等が提供（有償無償をとわず）
している施設・器材等の評価額は除外する者であること。
- (2) 調査基準時は和二十七年十一月一日現在であること。
- (3) 援助金額については昭和二十七年度における決定額及び昭和二十八
年度における要求額並びにその確定額を援助団体別・養成体別に
「人件費」「設備費」「その他」「計」に区分して記入し、援助団体
別にその計を記入するものであること。
従って、二以上の援助団体から援助を受けている養成体は夫々の援助
団体別にその援助金額を記入するものであること。
- (4) 養成体欄には単独は「単」、共同は「共」、集団は「集」と夫々
記入すること。
- (5) 備考欄には各養成体に対する援助団体内の所管部局名を記入
すること

『デジ』

昭和二十七年一月五日

〔五―三―三八〕労働基準局技能課長、（編注…局長宛何か）基発第八四二号）
技能習得者の技能検定期間問題の調査について

技能者養成規程第十四条に基づく技能習得者の技能検定期間についてはさきに昭和二十六年十月十五日付基技発第四十三号「技能習得者技能検定期間基準案」をもって参考にしたが、同検定期間は養成効果の実際を把握し養成計画の再検討資料として重要な意味をもっている。

よって本制度実施以来三年有半を経過し、地方局においても検定期間問題の内容、程度について充分研究し、指導監督に遺憾のないよう実施しつゝあると思料されるので、先ず技能習得者数千人以上を超えたる織機調整工、染色工、洋服工、鋳物工、機械工、仕上工、内燃自動車工、大工、建具工、家具工、製パン工の十職種について技能検定期間問題を年次別に左記要領によつて調査し、これを収録して今後の技能検定期間の資に供したい。

なお、御高裁の上は別紙案により関係労働基準局長宛施行してよろしいか併せてお伺い致します。

記

1. この調査は年度末検定期間の参考資料として送付するものであること。
2. 検定期間問題の記入は別紙様式により職種別、年次別、実施事業場別に記入する。
3. 同一職種について多数の事業場が検定期間を実施したる場合はそのすべてを報告する要はなく、その代表的二、三の事業場において実施されたる問題を記入すればよいこと。
4. 基準答案並びに配点基準については不要であること。
5. 標記通牒中、技能習得者の技能検定期間の方法に関する規則（案）によらず、特殊な検定期間実施について有効と思料されるものは資料添付の上併せて報告すること。

（職種名別技能検定期間問題調べ）（編注…略）

（別紙）案（編注…次の技能習得者数と入れ替え）

（編注…ここに次ページの表が入る）

(編注：前ページの(別紙)の表)

職 種 府 県 別	織 機 調 整 工	染 色 工	洋 服 工	鋳 物 工	機 械 工	仕 上 工	内 燃 自 動 車 工	大 工	家 具 工	建 具 工	製 パン 工			
(1)北海道	18	3	1504	27	77	49	11	217	67	138	332			
(2)青森			320	4	12	1	54	74	8	4	31			
(3)岩手			44				1	90	6	13	90			
(4)宮城		6	282		23	13	36	53	65	45	118			
(5)秋田			91	39	23	10	4		14	31				
(6)山形	34		191							6				
(7)福島				4	32	30				21	87			
(8)茨城			162	10	75		32			30				
(9)栃木		81	60	15	41	10	6	13		10	90			
(10)群馬		154	155	12	21	9	11	190	35	26	298			
(11)埼玉	77	122	25	247	169	21	17			54				
(12)千葉			274	6	101	26		47	42	54	210			
(13)東京		30	8	20	273	75					415			
(14)神奈川	3	178	131	76	295	135		6		73	463			
(15)新潟	1	16	12		5				1	1				
(16)富山			82					310	18	15	44			
(17)石川			105	25	37	9		4	89	4	58			
(18)福井	69		50						8					
(19)山梨			64		9			9						
(20)長野			151	58	137	35	47	818	283	157	55			
(21)岐阜								62	66	30				
(22)静岡		10	410	98	10	10	19	690	139	86				
(23)愛知	12	38	521	196	231	140	5				19			
(24)三重			145	44	11	10	30	10		35	42			
(25)滋賀	44	23		1		30								
(26)京都	556	854	477	87	248	68	71	39	2	20	234			
(27)大阪	45	4		65	166	30					213			
(28)兵庫				123	337	222		8						
(29)奈良			97	9	5	2	44	12	23	8	6			
(30)和歌山			105	30	35	28	65		13	13	41			
(31)鳥取			98								54			
(32)島根	17		366	21	33	2	17	77	3	11	42			
(33)岡山	57	27	31	51	90	35		61	23	26				
(34)広島	219	175	449	208	92	15	38	110	216	173	701			
(35)山口	21	30	46	72	194	70	94	71	130	117				
(36)徳島			10		3	4	18		4	90				
(37)香川		6		24	45	6	6		38	7				
(38)愛媛	41		247	6	21	8	38		31	26				
(39)高知			208				45				214			
(40)福岡		21	554	30	62	17	30	18	9	188	254			
(41)佐賀			70	6	10	24	20	991	59	39				
(42)長崎			200	20	57	22								
(43)熊本			470	18	16	26	6	132	44	48				
(44)大分				18	23	16	10	11		63	4			
(45)宮崎			44	7	6		26	577	8	73	10			
(46)鹿児島			221		2			193	6	3				
合計	1,214	1,786	8,818	1,685	3,124	1,216	1,100	4,893	1,450	1,684	4,149			

(編注：「洋服工」の欄の取り消線は職種名を含めて入っている。)

『デジ』

(別紙)案

年 月 日

関係(別添)労働基準局長宛

局長 名

技能習得者の技能検定問題の調査について

技能者養成規程第十四条に基く技能習得者の技能検定についてはさきに昭和二十六年十月十五日付基技発第四十三号「技能習得者技能検定基準案」をもって参考にしたところであるが、同検定は養成効果の実際を把握し養成計画の再検討資料として重要な意味をもっているので貴局においても、本制度実施以来三年有半を経過し、検定課題の内容、程度については充分研究の上これが指導と監督に遺憾のないよう実施されつゝあると史料される。ついでには同検定の重要性からして全国的調査の要もあり、標記調査をすることとしたから左記事項に留意の上別添様式により調査し、昭和二十八年一月十五日までに必着するよう報告せられたい。

記

施行注意

伺の記1〜5を移記し6として次の項を加えること。

6. 貴局において調査する職種は次のものであること。

織機調整工、染色工、洋服工、鋳物工、機械工、仕上工、内燃自動車工、大工、建具工、家具工、製パン工

施行注意 関係局にて不要の職種は消削すること。

『デジ』

昭和二十八年五月二十九日

〔五―三―三九〕労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛(基発第四一五号)

技能者養成規程の一部改正施行について

わが国経済力の基盤を強固にするため、これが施策の一として、既に大幅に指定技能を拡張し、広く生産企業内における合理的技能者養成の実施を促進して来たところであるが、就中基礎産業たる鉱山におけるこの制度の確立とこれが積極的發展とを図ることは、極めて緊要であるに鑑み、客年七月労働基準法が改正され、鉱山における技能養成の途がひらかれた。

右に伴い今般石炭鉱山における技能者養成実施上の必要な措置として技能者養成審議会を経て昭和二十八年労働省令第三号(同年五月一日付官報登載)を以て技能者養成規程の一部が改正され、併せて昭和二十八年労働省告示第八号(同年五月一日付官報登載)を以て教習事項の基準一部が改正されそれぞれ即日施行された。

ついては、今回の改正の趣旨に則り、石炭鉱山における技能者養成の積極的な実施を促進しなければならぬことは勿論であるが、坑内作業環境が、年少労働者の心身に及ぼす影響を充分考慮し、防護の措置に遺憾なきよう、これが運営にあたっては、従来の通牒によるの外左記事項了知の上、労使双方は勿論関係団体等に対して周知徹底に努めるとともに、指導上万全を期し、所期の成果を収めるように格段の努力を致されたい。

なお、金属鉱山における技能者養成実施上の必要な措置については、今回は規定するに至らなかったが目下検討中であるので申添える。

記

一、技能者養成規程第十七条について

本条は、法第七十条の改正に伴い鉱山における技能習得者の坑内労働を実施する上に、必要な措置をとるため、改正されたものであること。

二、別表第一について

1、石炭鉱山における技能種目は、石炭坑内直接夫、石炭坑内機電夫及び石炭鉱山測量夫の三技能について指定されたものであること。

2、石炭坑内直接夫は、一般に採炭夫、掘進夫、支柱夫(仕練夫)及び充填夫と呼ばれる職種の技能が相互に密接不可分の関連があるので、この四種目を包括したものであること。右技能の内容には発破作業における技能は含まれないものであること。

3、石炭坑内機電夫は、一般に機械夫及び電気夫と呼ばれる職種の技能を包括したものであること。

右技能の内容には機関車等の運営における技能は含まれないものであること。

4、技能概要については、昭和二十六年五月八日付基発第三四六号「技能者養成規程及び技能者養成指導員検定規則の一部改正施行について」通牒と同様、将来の中堅鉱夫たるに十分な「多能鉱夫たるべき素地をもつ熟練鉱夫」の養成という技能者養成の趣旨に基き決定されたものであること。

三、別表第三について

(一) 就業可能業務

1、就業可能業務の範囲及び就業可能業務として掲げられた作業の呼び方は、客年八月二十日付基発第六一二号「技能者養成規程の一部改正施行について」通牒と同様の趣旨によるものであること。

2、「遊離珪酸分を多量に含有する粉じんが著しく飛散する場所」とは、昭和二十三年八月十二日付基発第一一七八号「労働基準法施行規則第十八条、女子年少者労働基準規則第十三条及び労働安全衛生規則第四十八条の衛生上有害な業務の取扱基準について」通牒に示す通り遊離珪酸分五〇%以上を含有する粉じんが、作業する場所の空気一立法センチメートル中に粒子数七〇個以上又は一立方メートル中一〇ミリグラム以上を含む場所をいうものであること。

3、労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務のうち、就業可能業務として掲げられていないものについては、特例は認められないものであること。

4、個々の具体的業務が、就業可能業務に該当するか否かについて疑義のある場合は、その都度具体的事情を取って、本省に稟伺の上決定すること。

(二) 防護方法の基準

1、労働者の危害防止のための基準であつて、労働安全衛生規則に定められているもの、例えば保護具の使用等については、特に防護方法の基準に掲げられていないが、これらの基準を遵守せしめるべきことはいまでもないこと。

2、坑内作業につかせる時期を教習第二年度より認めることとしたのは、第一年度において、災害に対する心構を養い、併せて坑内労働に必要な基礎知識を与える趣旨であり、且つ教習進度を考慮したものであるから満十六才以上の者であつても教習第一年度においては坑内作業につかせることはできないものであること。

3、技能習得者の体格及び健康の基準については、初めて坑内作業につかせる際において当該年令の基準に適合していればよいのであつて、満十六才で入坑した者が満十七才になったときに改めて当該年令の基準に適合することを要求するものではないこと。

4、初めて坑内作業につかせる際に行う健康診断及び年三回以上行う健康診断の記録は、労働安全衛生規則第五十三条に準じて作成するよう指導すること。

5、「技能者養成指導員の適確な指示及び厳重な監督の下に」とは技能習得者を坑内作業につかせる場合には、指導員が付添うべき旨を定めたものである。従つてこゝにいう「監督」とは、教習上必要な指導監督の趣旨であつて、この条項に基いて技能者養成指導員に鉱山保安法に定める保安に関する権能を附与する意味では

ないこと。

6、「出水、ガスの突出、自然発火及び大規模の落ばんまたは崩壊等に伴う特に危険な作業」とは出水の場合におけるえん堤の閉扉及び築堤の作業、ガスの突出による危険発火のおそれが多い場合の先進さく孔の作業、自然発火の場合における充てん及び密閉の作業、断層を通過する際の大規模の落ばんまたは崩壊を防止するための支柱作業等がこれに含まれるものであること。

7、坑内作業につかせるにあつては、できる限り、出水、ガスの突出、自然発火及び大規模の落ばんまたは崩壊等のおそれがない作業場を選定するよう配慮させること。

右選定にあつては、慎重に決定させるよう指導すること。

8、前項に掲げる以外の場所においても危険が多いと認められている場合においては、作業させないよう指導すること。

9、坑内気温は、乾球温度計の示度によるものであること。

10、坑内気温に関する防護方法の基準については、教習年度によらず、年令に応じて定められていることに留意すること。

11、満十六才以上満十七才未満の者についての摂氏二十度以下の作業場における作業時間並びに満十七才以上満十八才未満の者についての摂氏二十四度以下の作業場における作業時間は、労働基準法及びこれに基く命令に定める一般原則によるものであること。

12、防護方法の基準に定める作業時間は、当該場所における作業又は当該作業に従事する時間をいうものであつて、入坑から出坑までに要する時間をいうものではないこと。

13、事業場における具体的な防護方法については、防護方法の基準によることはもとより、労働安全衛生規則及石炭鉱山保安規則中の関係諸規定を参照し、当該事業場における具体的な諸事情をも充分考慮の上、適切妥当な防護方法を定めさせるよう指導すること。

四、教習事項の基準について

1、体育については、特殊な作業環境のもとで作業につかせるものであるから、特に健康管理の必要上各教習年度とも七〇時間としたものであること。

2、探鉱学大意は、石炭鉱山の全般的概念を与えることを目的としたものであるから、探鉱学大意を教習すれば足りること。

3、石炭鉱山測量夫に対する関連学科のうち、工業数学及び鉱山測量学は、この技

能について特に重要であるから、他の関連学科目より多くの教習時間を配せしめるよう指導すること。

4、その他教習事項については昭和二十六年七月七日付基発第四九九号「技能者養成規程第十三条の規定に基く教習事項の基準について」通牒により指導すること。
五、技能者養成の認可について

1、石炭鉱山における技能者養成の認可は、慎重に取扱う必要があるため、認可申請事業場の実態を充分調査の上、次の基準を満たすものに限りこれを与えること。

① 技能者養成の必要性を充分認識しており便乗的養成に陥るおそれがないと認められること。

② 施業計画及び経営状況からみて、事業の継続性があると認められること。

③ 当分の間、原則として、労働者数五百人以上を有する事業場であること。

④ 保安管理及び衛生管理が良好であること。

⑤ 労働基準法及び鉱山保安法の遵法状況が良好であること。

⑥ 養成計画の内容が合理的であり且つ実現の可能性があるものであること。

⑦ 技能習得者を坑内作業につかせる際作業場毎に少くとも一名の技能者養成指導員を配置し得る程度にその数が確保されていること等養成実施のための組織が整備されていること。

⑧ 坑内労働に対する防護方法の基準を満たすとともに教習に適し且つ技能習得者を適切に配置し得るだけの坑内作業を有すること。

⑨ 坑外に教習のため必要な施設を有すること。

⑩ 教習計画の内容が、暦年の三ヶ年を満たすように科目及び教習時間ともに充実していること。

2、その他の認可基準及びその運営方針については、昭和二十二年十二月九日付労働省発基第五三三号「労働基準法中技能者の養成に関する規定の施行に関する件」通牒及び昭和二十三年六月二十九日付労働省発基第一一八号「技能者養成規程中別表改正並びに同規程第十三条の規定に基く告示に関する件」通牒等によること。

3、認可の可否を検討する際、保安管理状況及び鉱山保安法の遵法状況については、所轄鉱山保安監督部長の意見を求めること。

4、技能者養成の円滑な実施を図り所期の目的を達成せしめるため、養成計画、養成方法その他養成に関する事項について協議し、その運営にあたる、技能者養成運営機関を設置せしめるよう、認可の際特に指導すること。

5、養成の実施については、相当数の技能者養成指導員を確保せしめる必要があるから、その資格については、差当り認定制度によって免許を与えるよう配慮すること。

六、その他

1、石炭鉱山における技能者養成の円滑な運営を図るため、鉱山保安監督部その他の関係官庁並びに関係各種団体と緊密な連携を保持し、その積極的な協力を得るよう配慮すること。

2、技能者養成に関する指導監督を実施するにあたっては、鉱山保安法に定める保安に関する事項は、労働基準監督機関の権限の外にあるものであることに留意されたいこと。
『時報』

昭和二十八年九月二十九日

〔五一三一四〇〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第六四六号）

技能者共同養成費補助金交付規程の施行について

今般昭和二十八年労働省告示第二十号（昭和二十八年九月二十六日付官報登載）をもって技能者共同養成費補助金交付規程が別添の通り告示された。

右は、中小企業のもつ特殊性よりしてこれら企業の行う技能者共同養成に対し、その充実発展を図ることが極めて重要なに鑑み、昭和二十八年度予算において新たに技能者共同養成に対する国家的助成制度が設けられるに至ったので、これが補助金の交付その他の取扱を適正ならしめることを目的として制定されたものである。

ついでには、この規程の運用の適否は、今後における技能者養成の発展の上に重大な影響を及ぼすこととなるので、左記事項良知の上遺憾なきよう格段の配慮を致されたい。

記

第二条関係

一、この補助金は、技能者共同養成の内容の充実とその積極的発展とを図ることを目的として公布するものであり、単なる報償金ではないから、この趣旨を徹底周知せしめること。

二、補助金は予算の範囲内で公布するものであるから、国又は当該地方の産業に

における重要度、技能者共同養成の実績並びに将来のみ透しを綜合勘案の上、補助金交付の目的に合致すると認められる技能者共同養成体について補助するものであること。

三、第二項に掲げる補助の対象となる経費の内容は次の通りであること。

1 第一号の経費は、技能者共同養成施設において実際に社会科、関連学科等の教習に当る者に対して支払われる給料又は手当に要する経費をいうものであること。

2 第二号の経費には、例えば次ぎのような経費が含まれるものであること。

イ 各種の測定用器具、試験器等実験用機械器具の維持及び更新に要する経費

ロ 黒板、椅子、机その他の備品の維持及び更新に要する経費

ハ 光熱水料

ニ 建物の借上に要する経費

3 第三号の経費には、例えば次のような経費が含まれるものであること。

イ 教科書の購入、作成に要する経費

ロ 掛図、模型等の教材に要する経費

四、補助金の交付対象の範囲は、次の通りであること。

1 補助金の対象となる「技能者共同養成体」とは、労働基準法第七十一条第一項の認可を受けた二以上の事業場の事業主によって構成される集合体で、事業主に代って教習事項の一部（主として社会科、関連学科等）の教習を行うものをいうものであること。

2 技能者共同養成体が二以上の労働基準監督署の管轄区域に跨っている場合、例えば、全国又は都道府県単位に構成されている場合には、原則として労働基準監督署所轄の共同養成施設毎にそれぞれ一単位の共同養成体として取扱うものであること。

第三条関係

一、申請の手続については、次により指導すること。

1 申請書は、労働基準監督署単位の技能者共同養成体毎に作成するものであること。

2 計画書は、四月一日から翌年三月三十一日の期間に係る事業年度の計画について作成するものであること。

3 事業年度が右と異なるもの、例えば事業年度が毎年六月一日に始まり、翌年

五月三十一日に終るものについては、前年六月一日から当年五月三十一日までの事業計画及び当年六月一日から翌年五月三十一日までの事業計画についてそれぞれ個別に作成するものであること。但し、この場合でも、残余の期間が極めて僅少である等の理由により、当年六月一日より開始される事業計画についてのみ補助金の交付を希望し、当年五月三十一日に終わる事業の計画については、補助金の交付を希望しない場合には、当年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る事業計画についてのみ計画書を作成すれば足りること。

4 計画書の作成に当たっては、計画の内容が誇大に互らぬよう実際についてこれを記載すること。

5 事業計画の概要の項には、当該事業の概略を把握し得るよう記載するものであること。

6 事業運営の責任者については、共同養成体の代表者を記載すれば足りるが、なお、実際に事業計画の運営に当る役職員についてそれぞれ記載することが望ましいこと。

7 事業の運営組織の項には、共同養成体の代表者を中心当該事業が如何なる組織系統によって運営されているかを把握し得るよう記載するものであること。

なお、出来得れば、運営組織図及びそれぞれの部門において所掌する事項を記載することが望ましいこと。

8 技能種別教習年度別技能習得者数の表の作成に当たっては、技能習得者の内訳が補助金交付額の決定の要素として重要であるから特に正確を期すること。

9 技能種目別教習年度別教習計画実施予定の表は、技能種目及び教習年度別にそれぞれ別個に作成するものであること。

10 技能種目別教習年度別教習計画実施予定の表中、備考欄には、例えば段落式を採用し、関連学科の教習が特定の月に集中することとなった場合、その理由を記入するものであること。

11 教習方法の項中、教習方式及びその実施方法については、共同養成施設において連日教習を行うか、一週のうち特定の日を選んで教習を行うか、又は特定の時期に集中的に教習を行うか等のいずれの方式によるかを記載し、更にその具体的実施方法を説明するものであること。

12 教習方法の項中、共同養成施設における教習と事業場における教習との連絡調整の方法については、例えば教習に関する連絡簿の採用、定期的連絡会議の開催等連絡調整の方法を具体的に記載するものであること。

13 教習方法の項中、その他教習上特に配慮している事項については、例えば実地見学、討論会、習得の震度の遅れている技能習得者に対する特別措置等に関し、具体的に記載するものであること。

14 技能者養成指導員（講師を含む。）については、技能者養成資格免許書有すると否とを問わず、技能者共同養成施設において教習に当る者のずてについて記載するものであること。

15 技能者養成指導員（講師を含む。）の表中、職業（勤務先）欄は具体的に記入すること。

16 技能者養成指導員（講師を含む。）の表中、備考欄には、資格その他の参考となるべき事項を記入するものであること。

17 建物その他の設備の表中、備考欄には借料その他の使用条件等を記入するものであること。

18 教習用物品の表中、備考欄には、貸与、支給の別等を記入するものであること。

19 技能検定計画の表中、検定委員選定の計画については、技能種目毎に技能検定の検定委員選出の具体的方法、例えば使用者を代表する者何名、労働者を代表する者何名、〇〇試験所技師何名、その他〇〇共同組合幹部何名等のように具体的に記載するものであること。

20 その他の事業計画の項には、例えば技能者養成指導員の研修、見学、研究会、技能習得者の運動会等事業別にその実施予定時期、参加予定人員、実施方法等を記載するものであること。

21 所要総経費の項中、支出の表には、事業計画の実施に要する総経費について科目別に記入し、収入の表には右の経費を賄うために要する収入につききよ出金、寄付金、補助金等科目別に記入するものであること。

22 技能者共同養成開始後現在に至るまでの実績の項中、技能習得者の出席率については、前事業年度の分につき作成するものであること。

出席率は、延出席時間を延教習時間で除して算出するものとし、その算式（ $\frac{\text{延出席時間}}{\text{延教習時間}}$ ）を明記するものであること。

23 技能者共同養成体構成事業主及びその事業場の項には、構成事業場の名称、所在地、事業主氏名、事業の内容、労働者総数、技能者養成認可年月日、技能種別の習得者数を記載するものであること。

24 地方公共団体その他の団体よりの援助状況の項には、各年度別に過去に於ける国、地方公共団体その他の団体からの補助金の交付、建物又は設備の提供、人的物的援助につき記載するものであること。

25 前事業年度における経理状況の項には、五経費の様式に準じその予算並びに決算額について詳細に記載するものであること。

26 この計画書に記載すべき事項を具備する書類がある場合には、その書類の添付をもってこれに代えてさしつかえないものであること。

二、技能者共同養成体の事業年度については、国の会計年度と一致せしめるよう指導すること。

三、昭和二十八年年度分の申請書の提出期限については、昭和二十八年労働省告示第二十一号（昭和二十八年九月二十六日付官報登載）をもって昭和二十八年十一月三十日と定められていること。

第四条関係
補助金の交付について参考となる書類の提出については、必要がある場合その都度指示するものであること。

第五条関係
補助金交付に関する通知は、都道府県労働基準局長を経由して行うものであること。

第八条関係
収支帳簿については、補助金の収支に関する帳簿を一般経理に関する帳簿と別個に作成せしめる趣旨ではなく、補助金の使途が明確にされるような帳簿を作成せしめんとするものであること。

第九条関係
計画の変更については、変更した部分につき様式第二号に準じて作成提出せしめること。

第十一条関係
一、労働基準監督署長が「労働大臣に提出する書類」を受理した場合には、その内容を充分審査の上、意見を付して都道府県労働基準局長に進達すること。
二、都道府県労働基準局長は、前項の書類を受理した場合には、その内容を審

査の上、意見を付して労働大臣に進達すること。

三、特に申請書の進達にあたっては、都道府県における労働行政上必要ある場合において共同養成体の行う養成計画に関する当該都道府県労働主務部長の意見を徴するとともに計画実施についての協力を求め、労働主務部長としての意見があればその意見を申請書に添付すること。

四、労働大臣に提出する書類のうち、副本一通を労働基準監督署長、他の副本一通を都道府県労働基準局長がそれぞれ保管すること。

第十二条関係

一、補助金の経理に関する監査については、当該技能者共同養成体の全般的事業内容と照合しつ、行うものとする。

二、監査の実施は、当該会計年度内に適宜これを行い、当該会計年度の中間及び終了直前には必ず行うものとする。

三、「その他の関係職員」とは、中央技能者養成指導官、地方技能者養成指導官その他労働基準監督機関の職員を指すものであること。

第十三条関係

都道府県労働基準局長は、本条第一項各号の一に該当する事由ありと認める場合には、意見を付して遅滞なく労働大臣宛報告すること。

第十四条関係

本条第二項の申請書に添付すべき「代表者たることを証明する書面」は、労働基準監督署長の証明をもってこれに代えることができること。 『神綴り』

昭和二十九年二月二二日

〔五―三―四一〕労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛（基発第九一
号）

技能者養成修了者に対する労働安全衛生規則第四十四条に定める特殊技能者の免許について

今般、汽かん工、起重機運転工及びガス溶接工の技能者養成修了者に対しては、左記により労働安全衛生規則第三百十四条、第三百七十二条及び第四百条但書の規定に基づき当該試験科目の全部を免除して、汽かん工については二級汽罐士、起重機運転工については起重機運転士、ガス溶接工についてはアセチレン溶接士の免許を与えることができることとしたので、右了知の上方遺憾なきを期せられたい。

記

一 技能者養成規程第十四条に定める最終技能検定については、別添検定の基準を勘案して実施せしめること。

二 右検定にあたっては、検定の課題、合格基準、採点方法及び合格者の決定等について、都道府県労働基準局の安全及び技能主務課並びに当該技能者養成実施事業場の検定責任者が、予め協議してこれを定め実施せしめること。

三 右検定の公正を期するため、その実施にあたっては、都道府県労働基準局又は所轄労働基準監督署の職員が立会うこと。

四 二級汽罐士、起重機運転士及びアセチレン溶接士の免許は、当該技能のこの検定に合格した者に対して与えるものであり、不合格者にして右の免許を受けようとする者は、改めて都道府県労働基準局長の実施する当該特殊技能者試験を受験せしめること。

五 免許の申請にあたっては、労働安全衛生規則に定める様式第三十七号による試験申請書に技能者養成規程第二十二条第三項による当該技能の技能者養成修了証明書及び最終技能検定に合格したことを証する書面を添付せしめること。 『通達』

別添「検定基準」（略）

昭和二十九年六月二十九日

〔五―三―四二〕労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛（基発第三五
五号）

労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程等の施行について

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十九年労働省令第十二号）、女子年少労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）及び技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）は、昭和二十九年六月十九日に公布され、技能者養成指導員免許証の公布及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令（昭和二十九年労働省令第十五号）、教習事項の基準（昭和二十九年労働省令第二十一号）、及び技能者養成指導員の検定の学科及び実技（昭和二十九年労働省令第三十二号）とともに同年七月一日から施行されることとなった。

今回の改正は、行政事務の簡素化と法令の体系の整備との見地から、労働基準法に基く諸規則について、法律に根拠が薄弱と認められる規定の廃止、許可、認

可、届出、報告等の手続の簡素化、現下のわが国の経済社会の実情、特に中小企業に過重な負担をおわせていると認められる規定の改正、啓蒙的な規定の廃止等を中心として全面的に再検討を加え、かつ、改正に当っては、労働条件の国際的水準を下廻らないこと及び労働者の身体生命に危害を及ぼすおそれのある安全衛生に関する基準を定めた規定は改正しないことを基本的方針として行われたものであって、労働基準法の精神とこれによって定められた労働条件の基準は、この改正によって毫も変更を加えられるものではなく、従ってまた労働者の実質的労働条件の低下をきたすものでないことは、いうまでもないところである。

労働基準法及び改正三規則の運営に当っては、右に述べた今回の改正の趣旨を充分に理解し、部内は勿論、労使一般に周知徹底させるとともに次の諸点に留意して、労働基準行政の円滑な運営を図るよう努力されたい。

記

第一 労働基準法施行規則関係（編注…中略）

第二 女子年少者労働基準規則関係（編注…中略）

第三 技能者養成関係

一、第二条関係

(一) 使用者が技能者養成の一部又は全部を他の者に委託して実施することは、禁止されるものではなく、従って、共同養成は従来のとおり認められるものであること。

(二) 技能者養成認可申請書の提出があつたときは、申請者たる使用者が指導員免許を与えられているかどうか、申請者指導員免許を与えられた者でない場合には、技能者養成指導員が指導員免許を与えられているかどうかを審査すること。

二、第四条関係

(一) 技能者養成指導員資格認定基準は廃止され、別表第二として技能者養成規程中に挿入されたが、その内容の中改正されたのは次の諸点であること。

1、技能者養成の課程を修了した者について、その必要経験年数を「その修了時に勤務する事業場」におけるものに限っていた従来の制限をとる一方、必要経験年数三年を四年に延長したこと。（第四号）

2、短期大学卒業者に指導員資格を認めたこと。（第八号）

3、旧制大学及び旧制専門学校卒業者と新制大学卒業者の必要経験年数を同一にしたこと。（第九号）

4、公共職業補導所その他の労働大臣が指導する施設の指導員に指導員資格を認めたこと。

5、認定基準第十号を削除したこと。

(二) 別表第二該当者に対する指導員免許の附与に当っては、単に履歴書のみによることなく、卒業証明書その他の証明資料によって、該当の有無を審査すること。

(三) 別表第二に定める「養成職種に関する学科」の具体的範囲については、別途通牒すること。

(四) 新規程施行の際技能者養成資格の免許を申請している者は、あらかじめ新規程による申請書を提出する必要があるが、（附則第六項）その者に対する免許は、別表第二各号を適用して行うべきものであること。但し、技能者養成指導員認定基準第四号又は第十号に該当する者の申請の処理については、なお認定基準第四号又は第十号を適用して免許すべきものであること。（附則第七項）

三、第五条関係

(一) 第一号乃至第三号該当の有無については、指導員免許申請書に添付すべき履歴書その他の書類にその旨を記載せしめることとし、原則としてその記載内容によって判断すること。

(二) 第四号の適用については、破廉恥罪に該当する行為、労働基準法の重大な違反又は児童福祉法に違反する虐待行為をした者、屢々暴行、脅迫、監禁又は卑しい行為を行う者、賭博常習者、盗癖のある者等、その者の具体的状況を把握し、客観的基礎の下に判断して行うものとし、本号を適用した場合に、事後に本省に報告すること。

(三) 第四号該当者は、指導員検定の資格者から除外されているので、（第十二条第一号）検定合格者であっても本号に該当する者については、免許を与えるべきではないこと。

四、第六条関係

(一) 申請書を提出すべき都道府県労働基準局長は、本人の勤務する事業場の所在地（勤務する事業場のない場合には本人の住所地）の都道府県労働基準局長であること。

(二) 但書の規定は、検定合格者については、あらかじめ免許申請書を提出することを要せず、検定申請書の提出をもつて指導員免許申請書の提出にかえる

ことができる趣旨であること。

なお検定合格者は、免許手教料を納めることを要しないものであること。

五、第八条関係

(一) 第二項第一号は、履歴詐称指導員検定についての不行為等の不正の事実に基づいて免許を与えられた場合をいい、第二号は免許証を不正の目的をもって自ら使用した場合のみならず、不正の目的をもって他人に貸与した場合をも含むものであること。

(二) 免許の取消しの処分をする都道府県労働基準局長は、本人の勤務する事業場の所在地（勤務する事業場のない場合にあつては、本人の住所）の都道府県労働基準局長であるが、取消の処分をした都道府県労働基準局長と免許を与えた都道府県労働基準局長とが異なる場合においては、取り消しの処分に都道府県労働基準局長は、返還された免許証を添えて、その旨を免許を与えた都道府県労働基準局長に通知すること。

六、第十一条第十三条関係

指導員検定の学科、実技の免除基準その他第十条から第十三条までに規定する指導検定の実施に関し必要な事項については、別途通牒によること。（免除基準の巾を若干拡げる外は、概ね従来と同様とする予定である。）

七、第十四条関係

新たに、教習事項の基準（昭和二十九年労働省告示第三二一号）が定められたが、次の二点の外は、字句的な修正であること。

1. 圧延伸張工の基本の実習として安全作業法が^こえられたこと。

2. 製パン工の実技の教習時間が第一教習年度一一二〇時間、第二教習年度一〇八五時間、第三教習年度一一五五時間とそれぞれ改められたこと。教習事項の基準の運営方針については概ね従来の通牒によること。

八、第十五条関係

(一) 第二項は、今回の改正の主要点である職業安定法による公共職業補導所を行う職業補導との連携を図る為に新たに設けられたものであつて、職業補導と技能者養成とはその趣旨において相違するものではあるが同じく職業訓練制度たる性質を有するものであり、且つ又、同じ労働省の所管するものであるので職業訓練制度の体系化の趣旨に沿い必要な範囲で、両制度の連携を図る途を開いたものである。公共職業補導所その他の施設において職業訓練を受けた者を技能養成工とする場合についてはその者が受けた職業訓練課程

の範囲内でそれに相当する教習事項を除いて教習事項を定め、様式第五号により法第七十一条第一項の認可を受けて技能者養成を行うことができる趣旨であるが認可基準その他実施上の細部については、別途通牒によること。

(二) 第二項の適用を受け得る者は、公共職業補導所の修了生その他指定施設における職業訓練の全課程を終了した者であり、課程の一部を修めた者には適用されないものであること。

(三) 旧規程第十五条は、教習事項の基準を下廻らない範囲内での一部変更であれば、特に規定するまでもなく、変更しようとする教習事項について、法第七十一条第一項の認可を受けてこれを行うことができるのであり、教習事項の基準を下廻る変更を認めることは、特にその必要は少く又実益も少いと考えられるので削除したものであること。

九、第十七条関係

(一) 技能養成工の労働契約が解除された場合の証明書の交付は、本人の申請があつた場合に限られるものであること。

(二) 第三項の都道府県労働基準局長の証明は、従来通りの方法により行うこと。

十、第十八条関係

教習事項の一部除外を受ける公共職業補導所その他の施設の修了生の労働契約の期間は、除外する教習事項の範囲の如何にかかわらず、その者が職業訓練を受けた期間を養成期間から控除した期間の範囲内で定めなければならないものであること。

十一、第十九条関係

(一) 旧規程に於ては、別表第一に定める期間の範囲内で技能習得者の養成期間を定め、その養成期間について労働契約の期間を定めるべきものとし、この契約期間の延長については、先づ一旦定められた養成期間を一年の範囲内で所轄労働基準監督署長の認可を受けて延長し、その結果として労働契約の期間が延長されるという建前をとっていたが別表第一に定めることができ、養成期間を超えてこの契約期間を延長する場合に於てのみ、本条の認可を受くべきものとしたこと。

なお、養成期間内の延長については、第二十四条に規定するところにより変更せんとする契約期間について法七十一条第一項の認可を受け直すことによつて行うものであること。

(二) 本条の認可は、本人の災害疾病等による長期の欠勤、事業場の資材入手難

による休業等技能養成工自身又は事業場の諸事情に起因する相当の事由により養成期間内に所定の教習を修了することが客観的にみて困難と認められるに至った場合に限られるものであること。

(三) 第二項の「当該期間」とは、第十八条第二項の規定による技能養成工については「養成期間から習得期間を控除した期間」同条第三項の規定による技能養成工については「養成期間から訓練期間を控除した期間」をいうものであること。

十二、第二十條關係

(一) 旧規定を改正したのは、旧規定によれば、満十八才に達する時期が個々人によって異り、養成実施上支障を来す場合が多いと認められることにより最終教習年度に属する所定の教習を行う期間について請負制を認めたのは、この時期には、体力の面からみても、技能の面からみても、請負制の採用によって養成効果が著しく阻害されることはないと考えられることによるもので、本来本文の趣旨は、従来の趣旨と同様であること。

(二) 「最終の教習年度に属する所定の教習を行う期間」とは、当該事業場において定めた教習事項中、最終教習年度に教習すべきものとして掲げられた教習科目について教習を行う期間の意味であり、「最終教習年度」とは、養成期間三年の養成職種については、第三教習年度、養成期間四年の養成職種については第四教習年度をいい、これは、第十五条第一項又は第二項の規定により教習事項を定めた場合についても同様であること。

十三、第二十二條關係

技能養成工の教習時間は、すべて労働基準法にいう労働時間であることを明確にしたものであり、技能養成工が共同養成その他の場合において事業場外の教習を受ける場所へ往復するに要する時間も労働時間に含まれることは、従来通りであること。

十四、第二十三條關係

別表第三については、形式を多少変更し、従来の「就業を制限されている業務（根拠規定）」の欄を廃止し、「同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準」を「防護方法」に、「同上中技能習得者を就業させることのできる」を「就業可能業務」に改めた外は、内容、趣旨とも従来と全く同じであること。

十五、第二十四條關係

本条但書の趣旨は、第十五条第三項の規定により認可を受ける場合は、改めて本条本文により認可を受ける必要はないことを明らかにしたものであること。

十六、第二十五條關係

雇入れと同時に技能養成工の職種を決定し難い場合には、予定職種を記載することとなったが、職種決定後には、速かに決定職種を届出せしめるように指導すること。

十七、附則第十四項關係

(一) 昭和二十六年労働省令第八号をもって養成職種が百二十職種に追加拡張された際に指定職種から除外され、或いは技能概要が変更された職種の技能者養成につき、同省令改正の際技能習得者として雇い入れている者については、同省令附則第二項により従前の規定により養成を行うことができることとされてきたが、これらの技能習得者の技能、養成期間、教習方法については、今後も尚その養成が終了する迄従来の規定によって技能者養成を行うことができるものであることを明らかにしたものであること。

(二) 本項に該当する職種は、金属彫刻工、カットグラス工、グラヴィル工、漆素地師、漆塗師、漆加飾師、竹籐細工職、織物工、鍛工、精密機械工、理科学機械工、通信機組立工、自動車組立工、自動車修理工、精密印刷工、電気工であるので、これらに該当するものについては、その取扱に留意し、当該技能者養成が支障なく終了し得るよう指導すること。

十八、削除規定關係

(一) 養成契約に関する規定は、今回の改正で削除されたのであるが養成契約を書面により作成しこれに、旧規程第三条各号に規定された事項を記載せしめることは、望ましいと考えられるのででき得れば書面による労働契約を締結するよう指導すること。

(二) 旧規程第二十五条第一項（賃金の一部控除）の削除により技能養成工の賃金より居住費、賄費を控除する為には、法第二十四条第一項但書に定める書面による協定が必要となったこと。

(三) 法第七十一条第二項に規定する技能養成工の証明書の様式は、旧規程様式第五号と同様の様式によること。

(四) 技能習得者名簿の調製及び備付義務旧規程（第三十一条）はなくなり、法第一百七条の労働者名簿を備付けるべきものとなったが、改正に伴い新たに労働

働者名簿を調整する必要はなく、従来の技能習得者名簿がそのまま労働者名簿となりうるものであること。(施行規則第五十九条の二参照)

『労政』

昭和二十九年七月二日

〔五―三―四三〕労働省労働基準局長（基発第三六四号）

技能者養成教習指導について

技能者養成の進展に伴い養成内容の充実を期するため教習指導方法の向上を図ることが最も喫緊の要務として要請されているにかんがみ、今般別紙の通り技能者養成教習指導要領を作成したから、左記事項に留意の上、これを十分活用し養成目標の策定、教習内容の整備、教習指導方法の改善等につき、事業場の実情に即し、適切な指導援助を行い、養成の実効をあげられるよう万全を期されたい。

記

- 一、指導の実施に先立ち、関係職員に対し、本要領の趣旨、内容等を十分理解せしめ、教習指導に関する知識の涵養に努めること。
- 二、指導の対象は、本年四月二十二日付基発第二二五号「昭和二十九年労働基準行政運営の細部について」に基き、差し当り基幹産業部門に属する大規模事業場とし、管下養成実施状況に応じ漸次他に及ぼすよう配慮すること。
- 三、指導の実施に当っては、福祉行政の本旨に則り、強制するが如き感を抱かれないよう十分留意し、事業主及び技能者養成指導員に、教習指導方法の重要性を理解せしめた上、本要領の諸方法を採用させるよう勧奨すること。
- 四、指導の内容としては、作業分析に基づく教習計画の樹立、教習票及び指導票による教習の励行、教習指導方法についての理解の徹底に重点をおくこと。

技能者養成教習指導要領

- 一、要領の目的
- 二、養成目標
 - (一) 養成目標設定の必要性
 - (二) 養成目標程度
- 三、作業分析
 - (一) 作業分析の目的

- (二) 教習内容の構成要素
- (三) 作業分析の方法
- (四) 作業分析表の作成
- 四、教習計画
 - (一) 教習計画の骨子
 - (二) 教習実技課題及び関連学科の選定
 - (三) 教習内容の選択
 - (四) 教習内容の配列
 - (五) 教習時間の配分
 - (六) 年間、月間、週間教習計画
 - (七) 教習票及び各種指導票の作成

- (一) 指導上の心得
- (二) 教習の準備
- (三) 技能養成工の習得準備
- (四) 呈示
- (五) 実習
- (六) 試験
- (七) 指導討論
- (八) 質問の仕方
- (九) 教習補助用具の使用法
- 六、習得方法の指導
 - (一) 習得方法の指導の重要性
 - (二) 習得方法の指導上の注意事項
- 七、生活指導
 - (一) 生活指導の意義
 - (二) 生活指導上の基本的心得
 - (三) 生活指導の方法

一、要領の目的

この要領は、企業における技能者養成の教習計画樹立方法、教習指導方法等について指導援助を行う場合の手引として、次の目的をもつものであること。

- 1 技能者養成の目標を定めるについて示唆を与えること。
- 2 具体的教習計画をたてるにあたっての考え方について示唆を与えること。
- 3 養成の目標を実現するに最も適した教習内容の選定方法及びその組織のし方について示唆を与えること。
- 4 一般的教習方法を示し、これを基として、技能者養成指導員が創意工夫をこらし、有効な教習が行われるように示唆を与えること。
- 5 技能養成工に対する習得の方法の指導について、示唆を与えること。
- 6 技能養成工の生活を理解補導することによってその習得を完遂せしめるよう助力することについて示唆を与えること。

二、養成目標

(一) 養成目標設立の必要性

1. 企業の要求する多能熟練工たるに必要な技能、知識、態度を習得させるには、その到達すべき具体的目標がたてられてこそ、合理的に、これを実現することが期待されるものであること。
2. 養成目標程度は、次の一般的目標を指標として定めるよう指導すること。
 - (1) その企業において必要とする計画設計及び製図の技能、材料の加工及び組立の技能、製品の製造の技能、工具及び機械の使用、調整、修繕、試験、検査の技能を習得せしめること。
 - (2) 技能の学理的根拠を理解せしめ、技能を高めるために必要な知識を習得せしめること。
 - (3) 合理的、計画的にかつ正確に活動する能力を涵養し、応用力、創造力を伸ばし、技能の進歩向上に寄与せしめ得る能力を備えしめること。
 - (4) 企業の経済的構造をその社会的意義を理解せしめ、労働者の立場を自

- 覚せしめること。
- (5) 共同的に責任ある行動をする態度を涵養すること。
3. 養成目標は、次の目的及び作用を果すものでなければならぬものであること。
 - (1) 目指す方向と終局の目的を示すものであること。
 - (2) 目標が達成される時期を決定するのに役立つものであること。
 - (3) 教習内容を決定する手引として役立つものであること。
 - (4) 教習指導方法を選定するに役立つものであること。
 - (5) 技能試験の指針として役立つものであること。
4. 養成目標は、概ね次の事項について調査検討の上、これを総合勘案して決定すべきものであること。
 - (1) 企業の現状
 - (2) 企業の将来の計画
 - (3) 企業の生産計画との調和
 - (4) 同種産業の他の企業における技能程度
 - (5) 企業が必要とする技能及び知識の目標程度

(二) 養成目標程度

1. 養成目標の程度は、技能職種別、教習年度別、実技及び関連学科別に定めしめること。
2. 実技の養成目標を定めるにあたっては、その目標を構成する各要素を析出選択し、その要素毎の養成目標程度が織込まれるよう配慮せしめること。
3. 一般的な養成目標構成要素とその各教習年度において到達すべき養成目標程度を例示すれば、次の如きものがあげられること。

⑨安全作業 作業態度	⑩作業段取り 作業手順 作業方法 作業速度 製品の出来上がり	命ぜられた範囲内での定型的な作業についてはその都度指示を受けないが予め順序の定めのない作業については作業中しばしば上級指導者から詳細な指示及び細部のな検閲及び技術的指示を受ける。	普通程度の作業については上級指導者より作業前あらかじめ大略の指示を受け作業を行い特に稍高い程度の口習又は稍多い程度の修習又は稍多い経験を要する作業についてはその都度指示を受けつゝ作業出来ること。	特に困難な特殊作業についてのみ指導者から技術的に指導を受けつゝ作業を行い普通程度の作業についてはその方法手順等を効果的に計画し実作業が出来ること。
	自己の担当する作業についての危険性を	普通程度の作業においては安全作業法に熟	該当技能について安全作業が安全に出来災害事故の防	
	一年	二年	三年	

職種 鍛工

4. 関連学科の養成目標は、少くとも教習科目毎に定めしめること。
 5. 具体的養成目標を例示すれば次の如きものであること。

⑩ 判断力	認識し基本作業の安全作業が出来ること。	達しており該当技能全般において通常発生する災害に対する知識を有していること。	止突発事故の応急措置が出来該当技能を含む産業全般に通常発生する災害に対し知識を有していること。
⑨ 識別力		普通程度の作業について大略の指示を受けるとその作業方法に対して正しい判断を下し得る場合によっては自ら或る程度の判断を下し得ること。	や、高い程度の作業について指導者から大略の指示を受け本人の存する知識と経験を基礎にしてその作業の作業方法、作業手順、製品の不良原因及びその対策に対して判断を速やかに下し得ること。
⑧ 独創力		自己の担当する作業についてはその正誤優劣を識別することが出来ること。	該当技能全般において通常の対象となる事物についての正誤優劣を識別することが出来ること。 作業上有益な新しい着想創意工夫を考案すべき心があること。
⑦ 統率指導力			同程度の技能者のた集りにおいては自然的にその仲間のリーダーとなる素養を有していること。
⑥ 交渉力			仕事を進めるために他人と折衝して自己の意図目的を相手方に了承させ相互の作業連携協力をなしうること。
⑤ 研究心		自己の担当する作業について絶えず関心を持ち特に作業方法について優良な製品が作られるように研究すること。	該当職種全般の作業業務絶えず関心を持ちこれをより効果的に能率的に行うように勤めることが出来ること。
④ 作業業務に関する知識	該当技能に関する限定された範囲の事項に関して基礎的な知識をなし、担当する範囲内で限定された程度に応用しうる。	該当技能における根幹となる部門について充分な実際の知識を有し実地作業を行う場合その作業をよりよく理解しうること。	該当技能に直接関係する専門的な学理についての知識を有するのみならず該当技能を含む産業全般についての概略の知識を有し自らの技能のその産業における立場についての知識を有すること。
学 科			
教習 第一 年		教習 第二 年	
(機械工学大意)		(機械工作法)	
1. 金属工業の概要に関して知識を有すること 2. 機械の主要部分の要素について機構学的知識を有すること 3. 原動機の種類用途及び鍛造の概要についての知識を有すること 4. 一般産業機械の名称用途、構造の概要の知識を有すること (機械工作法) 1. 金属加工法全般の概要についての知識を有すること 2. 火造基本作業とこれの用語を理解していること 3. 鍛造用工具の名称形状用途及び取扱についての知識を有すること		1. 鍛造機械の種類、名称、用途並びに各部の名称、構造、機能について知識を有すること 2. 各種加熱炉の名称、構造、機能及び使用する炉用材、燃料について知識を有すること 3. 型鍛造に関する知識を有すること 4. 鍛造温度、仕上げ温度の金属材料学的な知識とこれが製品に及ぼす影響について知識を有すること 5. 材料取りに関する知識を有すること (金属材料) 1. 金属材料学的用語を理解していること 2. 組成変形による金属組織の変化に関する知識を有すること 3. 炭素の変化による鋼の性質への影響と、これによる熱処理々論に関する知識を有すること	
教習 第三 年		教習 第三 年	
(機械工作法)		(機械工作法)	
		1. 鍛造作業後の工程の工作法を知り鍛造作業が各種工程に及ぼす影響に関する知識を有すること 2. 鍛造品の不良原因とその対策及び検査法に関する知識を有すること 3. 金型の製作法がいようについて知っていること (金属材料) 1. 表面硬化法に関する知識を有すること 2. 非鉄合金一般についてその概要を知っていること 3. 材料識別法、材料試験法についてその概要の知識を有すること 4. 材料規格に関する知識を有すること (材料力学) 計算式を示すことよってキーピン、コック、ボルト、軸等の引張り、剪断、曲げに対する基礎的計算が出来ること	

<p>4. 一般的加熱炉及びその付属装置について構造、用途、各所の名称、取扱いにつき知識を有すること</p> <p>(展 開)</p> <p>1. 簡単に物体の基本的画法が出来ること</p> <p>2. 機械部品図面を理解出来ること</p> <p>3. 鍛造用現図について概要の知識を有すること</p>	<p>4. 特殊鋼の種類、性質、用途、成分に関する知識を有すること</p> <p>5. 鑄鉄の一般的性質と種類、用途の概要を知っていること</p> <p>(材料力学)</p> <p>材料力学の基本的用語を理解していること</p>
---	--

実 技		
教習 第一 年	教習 第二 年	教習 第三 年
<p>1. 鍛造用手工工具の使用が出来ること</p> <p>2. 火床の取扱石炭コークスの焚焼くが出来ること</p> <p>3. 象の火造基本作業が出来ること</p>	<p>1. 先手として簡単な機械部品の火造作業が出来ること</p> <p>2. 先手を指揮して火造基本作業が出来ること</p> <p>3. 簡単な普通材料の加熱作業が出来ること</p> <p>4. 鍛造用機械の基本的取扱が出来ること</p> <p>5. 普通炭素鋼の簡単な機械部品の熱処理作業が出来ること</p> <p>6. 安全作業法に習熟していること</p>	<p>1. 一般的機械部品の火造作業が出来ること</p> <p>2. 材料の見積がほぼ出来ること</p> <p>3. 目測により普通材料の温度の判断が出来ること</p> <p>4. 一般的機械部品の鍛造段取が出来ること</p> <p>5. 鍛造機械の操作が指揮を受ければ一般的機械部品の鍛造が出来ること</p> <p>6. 鍛造製品の不良箇所を発見してその原因をほぼ判断出来ること</p> <p>7. 特殊鋼(工具鋼、高速度鋼)の熱処理が出来ること</p>

6. 定められた目標は、企業の発展に伴い進歩する生産技術に即するよう常に検討を怠らず、必要に応じ改善すべき者で有ること

三、作業分析

(一) 作業分析の目的

1. 作業分析は、合理的に教習計画を樹立する上に教習すべき事項、その内容、教習順序等を選定する根拠となるものであること。
2. 作業分析は、次の目的をもつものであること。
 - (1) 教習を必要とする実技課題及び関連学科項目を科学的に選定できるところ。

- (2) 教習上の重要点を相対的に明瞭ならしめること。
- (3) 適切な教習指導の順序を明かにすること。
- (4) 適切な技能養成工の技能試験の基礎資料となること。
- (5) 養成目標程度を定める資料となること。

(二) 教習内容の構成要素

1. 教習内容は、次の要素から構成されているものであること。
- (1) 要素作業

- (2) 関係知識
 2. 一の仕事は、いくつかの単位となる作業の複合により成立しているものであり、この単位となる作業を要素作業ということ。
 3. 要素作業は、原則として次のうちどれか一つの操作を包含するものであること。
 - (1) 描写すること。
 - (2) 成形すること。
 - (3) 形削りすること。
 - (4) 組み立てること。
 4. 一の作業を行うのに不可欠或は一層よく遂行するために役立つ知識がある。これを関係知識といい、更に分類して前者を基礎的知識、後者を一般的知識ということ。
 5. 基礎的知識とは、一の仕事をする場合に、必ず知っていなければならない知識であること。
 6. 基礎的知識は、他の関係知識に先立って教習しなければならないものであること。
 7. 一般的知識とは、一の仕事をする場合に、知っている方がよりよい知識であること。

あつて、特に中堅幹部たるべき多能熟練工たらしめる者に対しては重要な知識であること。

(三) 作業分析の方法

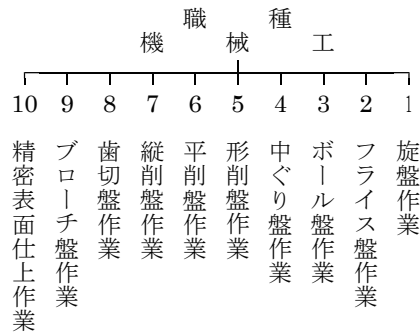
1. 作業分析は、次の順序で行うものであること。

- (1) 職種のブロック区分
- (2) 各ブロックの代表的仕事の選定
- (3) 各代表的仕事の要素作業の折出
- (4) 各要素作業 k 関係知識項目の折出

2. 職種のブロック区分

(1) 一の職種に含まれる作業の中の一の部分だけで、十分一の仕事として成立する部分をブロックといい、作業分析を行う場合は、一の職種の全作業を各ブロックに分ける必要性あること。

(2) ブロックの区分を例示すると次の通りであること。



(3) ブロックに分けることによつて簡単なものから複雑なものへの指導順序を明かにすることができること。

(4) ブロックの区分は、各事業場の実情に応じて行うものであること。

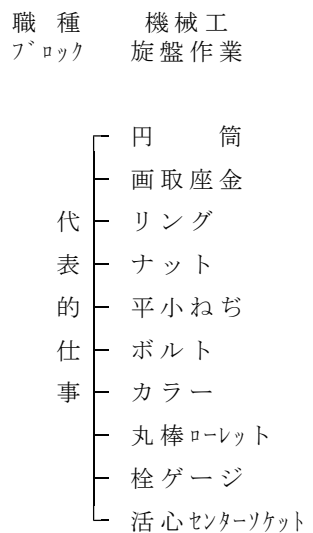
3. 各ブロックの代表的仕事の選定

(1) 各ブロックの中から、その作業をしなければ完成することが出来ない、

そのブロック固有の代表的仕事を選定すること。

(2) 代表的仕事を、旋盤作業というブロックについて例をとると次のような

仕事があげられること。



(3) 作業分析は代表的仕事について実施するものであること。

(4) 代表的仕事の呼び名は、事業場で一般に呼びならわされている呼び名で適宜に示せばよいものであること。

4. 各代表的の要素作業の折出

(1) 要素作業を見分ける要点として次の諸点があげられること。

① 原則として描写、成形、形削り或は組立の作業を包含していること。

② 画一的な内容を持ち、一つの職種ではあらゆる事業場で一定していること。

③ その要素作業を完成したときに、ある満足できる到達点に達する明確な仕事の単位であること。

④ 他の要素作業と組合わせたときに、要素作業相互間に間隙がなく、重複もなく、更に重要なものを製作し修理することができること。

⑤ 明確な進行の段階に分けられること。

⑥ 教習に足る内容を持ち、実技の教習に適する程度の時間的長さを有すること。

(2) 描写に関する要素作業とは、スケッチ、設計又は製図に関する作業の単位であること。

(3) 成形に関する要素作業とは、加熱、溶接、鑄造、曲げ等による材料の形の変化に関する作業の単位であること。

(4) 形削に関する要素作業とは、刃物又は研磨機によつて材料の形を変えることに關する作業の単位であること。

(5) 組立に關する要素作業とは、部品等加工によつてきたものを組立てて、あるものを製作する作業であること。

(6)要素作業には、関係知識の項目として採り上げた方がよいと思われる程度に知識を含んでい るものがあるが、ある程度の手の仕事、或は機械の仕事が含まれていれば、これを要素作業とすること。
 (7)生産に直接的ではないが、生産に不可欠な補助的性質をもつ作業も要素作業とすること。

(8)ブロック「旋盤作業」の中の代表的仕事「円筒」の要素作業を例示すると次の如きものであること。

- ① 旋盤を掃除、注油、点検する
 - ② 旋盤を指導、停止、逆転する
 - ③ けがき、心立てする
 - ④ 砥石車にドレッサーをかける
 - ⑤ バイトをとぐ
 - ⑥ バイトを刃物台に取付ける
 - ⑦ 両センターをそろえる
 - ⑧ 回転速度と送りをきめる
 - ⑨ 材料をセンター間に取付ける
 - ⑩ 端面削りをする
- 以下省略

5.各要素作業の関係知識項目の析出

(1)関係知識の項目は、要素作業と同様に、それ自身完全であり、重要であり、要素作業の一部分では無い、主要な単位で、独立して一の教習項目となるものであること。
 (2)基礎的知識は、「原理」「事実」と言われるものはすべてこの中に含まれるもので、専門技術 に関する知識、専門用語、安全に関する知識等であつて、その職種の仕事に関する技術的事項はすべてこれに含まれるものであること。
 (3)一般的知識には、間接的ではあるが、その職種の作業に関する科学的或は技術的知識が含まれること。

(四) 作業分析表の作成

1.作業分析の結果は、次表の如き分析表を作成記録せしむること。

職種 ブロック
 機械工 旋盤作業分析表Ⅰ

要素作業	代表的な仕事													
	円筒	面取座金	リング	ナット	平小ねじ	ボルト	カラー	丸棒ローレット	栓ゲージ	活心センターソケット	円筒	面取座金	リング	
旋盤を掃除注油点検する														
旋盤を始動、停止、逆転する														
けがき、心立てをする														
砥石車にドレッサーをかける														
バイトをとぐ														
チャックに材料を取付ける														
バイトを刃物台に取付ける														
両センターをそろえる														
回転速度と送りをきめる														
材料をセンター間に取り付ける														
端面削りをする														
円筒削りをする														
段付削りをする														
寸法を測る														
やすりがけをする														
みがく														
面取りをする														
面取りをする														
突切りをする														
ドリルで孔あけをする														
ローレットをかける														
リーマ仕上をする														
中ぐりをする														
ダイスでさう														
タップを立てる														
複式刃物台によりテーパ削りをする														
刃物の逃げみぞをきる														
換え歯車をかける														
旋盤でねじを切る														
テーパ中ぐりをする														

某写真機製造工場における教習第一年度の機械工の技能養成工に対する代表者は仕事を技能課において分析したもの

2.作業分析表は、各ブロック別に、代表的仕事を右側に、要素作業を上欄に列挙して、代表的仕事に対する要素作業にチェックし、作成するものであること。

3.作業分析表によって、多くの代表的仕事に対し共通の要素作業と、極く少数の代表的仕事に対する要素作業があることが判然とするから、必要な教習の実技課題と教習の順序を選定する基礎的資料となるものである

四、教習計画
 (一) 教習計画の骨子

職種 ブロック
 機械工 旋盤作業分析表Ⅲ

要素作業	左の要素作業に関連し、これと前後して指導すべき関係知識	
	基礎的知識	一般的知識
旋盤を掃除注油点検する	旋盤の安全作業法:スパナの種類と決定	旋盤の種類、性能及び構造
旋盤を始動、停止、逆転する	読図法:伝導装置取扱い方、電気機器の取扱い	電気機器:
けがき、心立てをする	読図法:けがき放:仕事の段取りの仕方:	
砥石車にドレッサーをかける	研削材の種類と選定:	研削材の製造:
バイトをとぐ	バイトの種類と選定:材料の工作上的特質 J.E.S の金材の分類:「ラインダ」の安全作業法	工具用材料の性質:主要金属材料の性質:
バイトを刃物台に取付ける	スパナの種類と選定方法	
両センターをそろえる		
回転速度と送りをきめる	送りと速度の計算:歯車の速度比の計算	
端面削りをする		
寸法を測る	測定器の読み方:	
面取りをする		
円筒削りをする	読図法:切削材と冷却材容合と公差:	切削理論:ゲージの制作
やすりがけをする	やすりの種類と選定	やすりの製作:
みがく		
チャックに材料を取付ける	チャックの種類と選定	
突切りをする		
ドリルで孔あけをする	ドリルの種類と選定	ドリルの製作:治具の実例:
材料をセンター間に取付ける		
段付削りをする		
ローレットをかける	ローレットの種類と選定	
中ぐりをする		
ダイスでさらう	ダイスの種類と選定	
タップを立てる	タップの種類と選定	タップの制作
複式刃物台によりテーパ削りをする	テーパの種類と選定	
刃物の逃げみぞをきる		
換え歯車をかける	歯車の速度化の計算:	
旋盤でねじを切る	ねじの種類とねじの用口	各種の歯形:各種の歯車:
リーマ仕上をする	リーマの種類と選定	
テーパ中ぐりをする	マンドレルの種類	

4. 前項により各代表的の仕事に含まれる要素作業の多いものから少いものえ、即ち用いられる頻度数に従って要素作業を並べ換えると次表の如くであること。

5. 右の表の上部に位置する要素作業は頻度数が多く、基礎的なものであると

1. 教習計画は、技能職種別に、概ね次の事項について検討の上各教習年度別に樹立せしめること。

2. 教習実技課題及び関連学科項目の選定

3. 基礎的要素作業を反復練習し漸次新しい少数の要素作業を習得させることができること。

4. 各要素作業別の関係知識項目については、次表の如く配列表を作成せしめ

5. いうことができ、この表の代表的仕事を左から右の順序に教習すれば、基礎的要素作業を反復練習し漸次新しい少数の要素作業を習得させることができること。

2. 教習内容の選択
3. 教習内容の配列
4. 教習時間の配分
5. 技能者養成指導員の分担の決定
6. 教習場所の決定

(二) 教習実技課題及び関連学科項目の選定

1. 実技課題は、教習事項の基準を基とし、その技能職種について作業分析を行った結果析出された使用頻度の多い要素作業の多寡、その他その仕事の企業における重要度について彼此較量勘案して選定せしめること。
2. 関連学科の項目は、教習事項の基準を基とし、前項により選定された実技課題の作業分析の際析出された関係知識を包含するものについて選定せしめること。

(三) 教習内容の選択

1. 実技の教習内容の選択にあたっては、概ね次の指針をなるべく多く満たすように考慮すべきものであること。
 - (1) 必要不可欠の基本的なものは必ず選ぶこと。
 - (2) 実際に使われる頻度を勘案して選ぶこと。
 - (3) 難易に留意し、技能養成工の習得能力に応じて選ぶこと。
 - (4) 企業的特色及び必要度を勘案して選ぶこと。
 - (5) なるべく生産に参加し得るものを選ぶこと。
2. 関連学科の教習内容の選択にあたっては、概ね次の指針によらしめること。
 - (1) 実技の科学的根拠となるものを選ぶこと。
 - (2) 実技の向上に資すると共に、応用力、研究力、独創力を培うものを選ぶこと。
 - (3) 問題をより理解し易くする上に必要な基本的、付随的知識の範囲にとどめ、習得能力に応じたものを選ぶこと。
3. 社会科学の教習項目として、教習事項の基準に掲げてある「その他一般教養に関する事項」としての教習内容は、概ね次の指針により選択せしめること。
 - (1) 職業人として、権利と義務とを十分履行できる資質を涵養するもの、例え一般社会、産業経済、時事問題、労働問題等を選ぶこと。
 - (2) 一般教養を高め、立派な人格の形成に資するもの、例え人格的教養、

情緒的教養、歴史、人文地理等を選ぶこと。

4. 体育の教習内容には、体育の実施の外に、体育の趣旨、保健、健康形成保持上の社会的、職業的諸条件についての知識をも含ませることが望ましいこと。

四 教習内容の配列

実技及び関連学科の教習内容の配列にあたっては、概ね次の指針によらしめること。

1. 実技の各課題及び関連学科の各項目の内容により、基本的なものとの関係的なものの二つに分けて基本的なものは一体として取扱ひ、それに関係的なものを配することが便利であること。
2. 作業分析の結果により、要素作業及びこれに関係する知識の実際使用される頻度が多く且つ基礎的なものを含むものから先行すること。
3. 実技課題は、なるべく一の要素作業に対して、これに関係する知識を一体として教習できるように構成すること。
4. 前項の構成が不可能な場合は、相互の関係を考慮して配列換えを行い、その順序で各課題を夫々独立して教習すれば、実技と関連学科が遊離することなく教習できるものであること。
5. 既に習得した経験知識が、これに続くものと十分に関連を保ち、既習の経験知識が十分に生かされるよう配慮すること。
6. 実技課題及び関連学科項目の難易を十分考慮し、できるだけ漸進的になるように配慮すること。
7. 第二号及び第三号を考慮しつゝ、できるだけ作業工程の順序と一致させるよう配慮すること。
8. 複雑にして総合的な実技課題については、作業工程順或は理論的体系に従って配慮することが適切であること。

(五) 教習時間の配分

1. 年間総教習時間を次の方式により算出し、技能者養成規程別表第一に定める養成期間を満たすように定めしめること。

$$\text{年間総教習時間} = \text{各科目の教習時間} \times \text{科目数} + \text{実技時間}$$

2. 各教科科目の教習時間の配分には、概ね次によって各科目の教習時間を算出し、その総和が、年間総教習時間を超える場合は、各科目の算出された教習時間の比及び重要度によって調整を行うよう指導すること。

(1) 先づ実技教習課題のうち、基本実習及び小用実習中呈示を要するものについて、教習時間を算出すること。

(2) 次に基礎的知識を中心に関連学科の教習時間を算出すること。

(3) 次に社会科及び体育の教習時間を算出すること。

(4) 次に試験及びクラブ活動等以外の活動、その他諸行事に要する時間を算出すること。

(5) 最後に応用実習教習時間を算出すること。

(6) 各科目を通じ次の事項を考慮すること。

① 技能養成工の習得準備時間

② 理解させるための時間

③ 練習のための時間

④ 休息（後片付けを含む）の時間

3. 実技の教習時間については、概ね次の算出方法が考えられること。

(1) 選定された実技課題について、呈示に要する時間、技能養成工の理解に要する時間を実際に測定して定めることが望ましいが、これによることが困難な場合は、選定された各課題の標準作業時間がほぼ近似なものをグループにして、各グループの中から代表的と認められるものをを選び、これについて前段の如く測定し、それをそのグループに属する各課題の教習時間すること。

(2) 要素作業が多数含まれ且つ複雑な課題については、(1)の前段により個々に実際測定すべきものであること。

(六) 年間、月間、週間教習計画

1. 技能職種別に前述の手続によって得た諸項目を、教習事項の基準に基いて、各教習年度に適するよう組織して年間教習計画をたてさせること。

2. 年間教習計画は、教習に関する事項、試験に関する事項の外、年間に行うすべての訓練活動を包括したものであること。

3. 年間教習計画をたてるにあたっては、次の事項を考慮すべきものであること。

(1) この年間計画は、最終養成目標に対し、どの部分にあたるかを検討し、その達成に十分な役割を果すものであること。

(2) この年間の養成目標を達成するに十分な程度に各教習科目具体化されていること。

(3) 実技と関連学科の関連は勿論、実技の各課題及び関連学科の各項目をできるだけ相互に関連をもたせるよう配慮すべきものであること。

(4) 生産計画にそうよう十分配慮されていること。

(5) 実技課題及び関連学科項目が適切に配列されていること。

(6) 実技課題及び関連学科項目の内容を考慮した適切な教習時間であること。

(7) 技能者養成指導員の教習科目の分担が予め定められていなければならないこと。

(8) 年間計画には弾力性をもたせ、実施の過程で改善できるものとする。

(9) 年間計画には弾力性をもたせ、実施の過程で改善できるものとする。

4. 年間教習計画に基いて生産計画との調和、教習活動の具体的発展、諸行事の見とおし等も考慮し更に具体的確定的に計画するため、月間教習計画及び習慣教習計画をたてさせること。

(七) 教習票及び各種指導標の作成

1. 教習計画に基き、各要素を組織的計画的に周到に教習するため、選定された実技課題及び関連学科項目につき、次の如き、具体的な教習票を準備することが、養成の要ともいわれる最も大切な仕事であること。

(編注…次ページの教習票がここに入る)

2. 教習票は、教習指導すべき細目を組織するための計画であるから、教習上必要なあらゆる要点を簡潔に記入すべきものであること。

3. 教習票に記入すべき事項としては概ね次如きものがあげられる。

(1) 実習課題又は学科項目名

何の教習かを示すこと。

(2) 目的又は目標

実習課題又は学科項目の直接目標として記すことを簡単に記すこと。

(3) 設備、材料、工具その他

教習に必要な設備、材料、工具、図表等を記すこと。

(4) 教習設備毎の教習の要点

何をどんな順序で教えるかその教習の要点をその教習段階毎に簡潔に記すこと。

(5) 教習指導方法

教習にあたっては用いるべき方法及び技能養成工に行はすべき方法を記すこと。

教 習 票				
課 題	バイトをとぐ			
目 標	1.バイトの正しい角度を教える 2.バイトの正しい研磨法を教えること			
材 料	工 具	設 備	参 考 資 料	
	バイト、油、砥石	バイト研磨盤	知識指導票 12 作業指導票 1	教習時間 □□時間
1. 準 備	1. バイトの正しい研磨をすることが、旋盤作業の基礎であることを強調する 2. 既知程度を聞いて見る			5分
2. 呈 示	1. バイトの種類を教習する 2. 切削作業の理論と角度が切削に及ぼす影響を教習する。 3. 研磨の際バイトに対する熱の影響について教習する。 4. 研磨砥石の正しい使い方を実演し、安全作業法については特に強調する。			30分
3. 実 習	1. 荒削り用バイト三角ネズ切りバイトをとぐ。 2. センターゲージで角度をはからせる。			20分
4. 指 導 討 論	1. 要点が頭に入っているかどうかをたしかめるため質問する。 2. 刃先の研き上げの意義とその方法について討論し批評して仕上を行う。			5分

- (6) 教習段階毎教習所要時間
教習を計画的能率的に行うため、教習段階毎に予め時間の割当を記すこと。
- (7) 平常試験問題
養成工の習得結果を測定するための問題又は養成工に行わせるべき課題を記すこと。
- (8) 新語及び術語解説
- (9) 参考資料その他

作業指導票、知識指導票、参考図書等のリストを記すこと。

4. 教習票は次の効果をもたらすものであること。

(1) 教習上のすべての要点が網羅されること。

(2) 教習にあたって必要なことを脱漏することがないこと。

(3) 教習内容の充実が期されること。

(4) 教習内容が標準化されること。

(5) 自信をもって教習指導にあたれること。

(6) 教習の改善の資となること。

5. 教習効果を更に助長させるため、技能養成工に対し、次の例示の如き作業

及び知識指導票を作成配付することが望ましいこと。

(編注…ここに次の指導票が3枚入る。)

6. 個へ指導を必要とする技能養成工に対しては、指導票の配付を励行させる

こと。

7. 指導票とは、次のような利点があげられること。

(1) 教習指導補足し、理解不十分であった技能養成工の習得を促すものであること。

(2) 教習指導を必要以上に繰返す無駄が省けること。

(3) 技能養成工に対し文書による指針に従う能力を養うことができること。

五、教習指導方法

(一) 指導上の心得

1. 技能者養成指導員が、教習指導にあたって予め理解し、心得ておくべき事項は、概ね次のようなものであること。

(1) 技能習得上使用する器官について、その働く度合いを実験した結果は、

視覚器官 60%、聴覚器官 20%、触覚器官 15%、味覚器官 3%、臭覚器官

2%、とされているから、教習する実技課題及び関連学科項目に応じ、

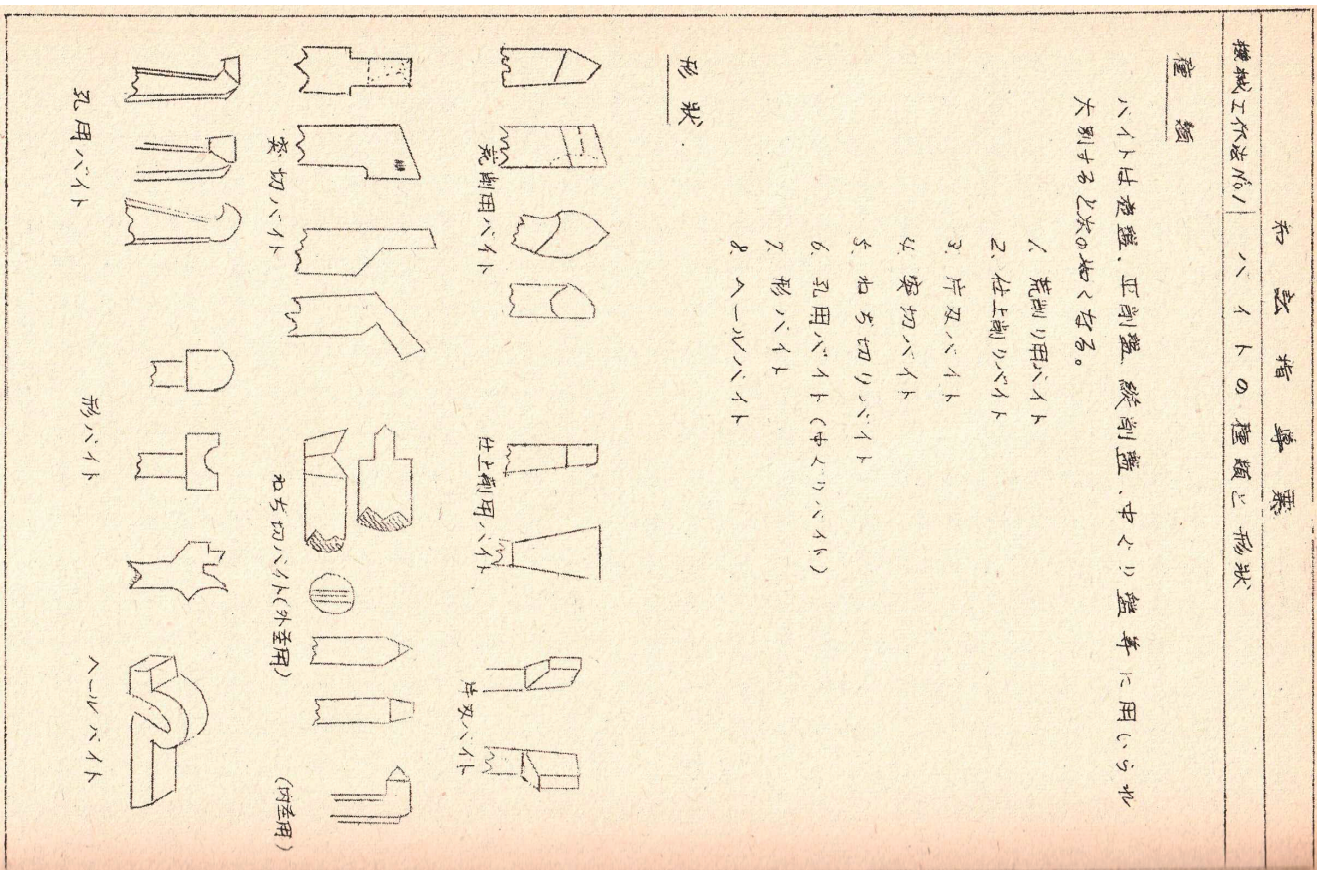
この五感の働きを充分活用するように配慮すること。

(2) 強烈な刺激を与えまた繰返し刺激を与えることによって技能養成工の記憶が永く保持されるものであること。

(3) 健全な教習は、技能養成工の自発性をのばし創意工夫をはってんさせる

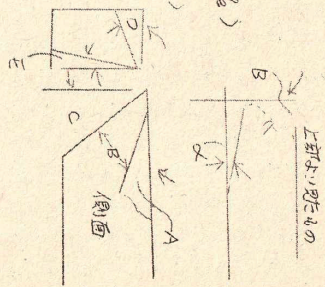
任務を有するものであること。

作業指導票		
旋盤作業	要素作業	バイトをどく
設備	バイト研磨盤	
工具	バイト(遊割)油砥石	
材料	ワシ油	図面番号
	作業順序	急所
<ol style="list-style-type: none"> 1. バイトの形をきめる 2. 保護眼鏡をかける 3. バイト研磨盤を始動する 4. バイトの柄をもつ 5. 両足を自然に開きしゃつかんで立つ 6. バイトを刃物支持台の上ののせる 7. バイトを砥石車の外周に押し当てる 8. バイトを左右に動かす 9. バイトを水で冷す 10. 6~9の段階を繰返してどく 11. 丸味をつける 12. バイト研磨盤を停止する 13. バイトを旋盤の刃物台に取付ける 14. 油砥石に油を塗る 15. 油砥石を両手でもつ 16. 油砥石をバイトの面に当てる 17. 油砥石をバイトの面にそって全面をどく 		
<ol style="list-style-type: none"> 4. 両手でしっかりともつ 5. 前かよみをするな 砥石の正面に立つな 10. 全面逃げ角、側面の傾斜角と面傾斜角の順にとく 		



ハイトの刃先角は次の如き数がある

- LA 前面上送角 (Front rake)
- LB 正面刃先角 (Front tool angle)
- LC 前二者又は前送角 (Front clearance)
- LD 横上送角 (Top side rake)
- LE 横二者又は側送角 (Side clearance)
- LB+LC (側面制り角 (side cutting angle))
- LD 側面角 (side angle)
- LB 前面角 (Front angle)



LA, LDの値は切削条件に重要なものでLDを大にすると切れ味はよくない。前面はざれにせよか、刃先は弱(歪)感減が早くなる

用いられる材料	刃物材料	LA	LC	LD	LE
鋼	高速鋼	6°	7°	15°	8°
	ステンレス鋼	6°	0	6°	0
炭素鋼	ステンレス鋼	6°	4°	12°	0
	カーバイト	6°	5°	14°	8°
鋼	高速鋼	6°	0	6°	0
	カーバイト	4°	4°	14°	0
軟鋼	高速鋼	6°	8°	22°	8°
	ステンレス鋼	6°	0	12°	0
アルミニウム	カーバイト	6°	6°	14°	0
	カーバイト	8°-10°	8°	10°-12°	4°-5°

(4) 技能の熟練には勿論、知識の発達にも、一つの過程を反復練習させることが大切であること。

(5) 技能養成工は、実技課題及び学科項目の最初の部分を容易に習得したとき、満足感を覚え、残りの部分をすんで習得しようとする意欲をもつようになるものであるから、常に導入部は容易に習得できるように教材の呈示に配慮すること。

(6) 賞讃と確認とを適当に使用することは、習得を促進するものであること。

(7) 技能や知識は、永い間使用されないときは次第に減退するものであること。

(8) 最初に得た経験は、容易に身につく、これを改めることは困難なものであるから、当初に正しいものを教習すること。

(9) 教習は、現実的具体的であるものをとりあげて行うことが効果的であること。

2. 技能養成工は、以前にうけた教育、経験等によって、その見解、態度等が異なるものであるから、各人の知能、性格、体力とうについて個人差を把握する等、技能養成工個人に対する理解に努めさせること。

3. 技能養成工に対する一般的な指導の指針を示せば、概ね次のようなものがあげられること。

(1) 習得の速度が一般の技能養成工にくらべ相当渋滞する技能養成工については、その原因例えば、習得方法を知らないが、知能があること等を明らかにし、それによって対策をたてるべきであるが、一般的方法としては、特に配慮した指導票を与えよるか、特別グループを作って指導するとか、場合によっては個人指導を行う等の処置をとること。

(2) 怠慢な技能養成工に対しては、習得の動機づけに留意し、出来るだけ個人指導を行うこと。

(3) 喧嘩で不注意な技能養成工に対しては、正しい習得の動機づけをするよう留意し、一般の技能養成工よりも特に注意深く訓練すること。

(4) 性格の弱い、技能養成工に対しては、激励するとか、その心理的障壁を除去するよう慎重な取扱いをすること。

(5) 優秀な技能養成工に対しては、特に任務を与えるなどの方法でその能力の発達を助長するよう配慮すること。

4. 技能養成工をして、事業場における共同生活に適應せしめ、安定感、自信、

奉仕による満足感、創意工夫力、責任感等を涵養せしめるため、次のような方法を取り、職場における定着を図るべきであること。

(1) 適正に応じて職種を決めること。

(2) 昇進昇給等について理解させ、不平不満は正直に相談させるようにしむけること。

(3) 仕事の重要さや果す役割を認識せしめ、仕事に自覚と責任をもたせること。

(4) 仕事しの目標を示し、仕事ぶりを批評してやること。

(5) 賞罰を適性に行うこと。

(6) 指示、暗示等の刺戟や激励を与えて、積極性や創意を伸ばすよう努めること。

(7) 公正に取扱うこと。

(二) 教習の準備

1. 教習に先き立つての準備は、概ね次のような事項について行うものであること。

(1) 選定された実技課題及び関連学科項目について作業分析によって析出された要素作業、八草的知識及び一般的知識を、教習に最も効果的な単位に分解或は組織すること。

(2) 右の単位を、要点又は中心となるものの周囲に組織し、実技課題にまとめること。

(3) 教具、設備、施設、参考資料等を準備すること。

(4) 教習票及び指導票を作成すること。

2. 一般的な教習の順序は、次のようなものであること。

(1) 技能養成工に習得のための準備をさせること。

(2) 実技課題及び関連学科項目を、説話、広義、討論、実験、実演、図表等によって呈示すること。

(3) 実技課題を実習させること。

(4) 試験によって習得の進歩をたしかめること。

(5) 教習した実技課題及び関連学科項目について、討論及び批評等により、その要点の福集及び要約を行うこと。

(三) 技能養成工の習得準備

1. 教習の第一段階として、技能養成工をして、教習活動に活発に参加させる

ための習得に対する心的準備を整えさせるよう配慮すべきものであること。

2. 技能養成工の習得準備を促進するにあたっては、概ね次のことを心得ておくべきものであること。

(1) 教習しようとする実技課題及び関連学科項目の概要を示すこと。

(2) 習得に興味をもつような動機づけに心掛けること。

(3) 既に教習した実技課題、関連学科項目、以前の教育、経験等と新しい実技課題及び関連学科項目とが如何に関係しているかを示すこと。

(4) この実技課題及び関連学科項目を習得することによって、自分の職業に必要な知識、技能が進歩し、実に高度の問題をかいけつすることができるとを示すこと。

(5) この実技課題及び関連学科項目の重大性を裏書きするような二、三の質問を行うこと。

(6) 習得準備のための時間はできるだけ十分以内とすること。

四 呈示

1. 実技課題及び関連学科項目の呈示にあたっては、概ね次のことを心得ておくべきものであること。

(1) 実習の場所又は学科を教習する場所の状態、教材の準備状況等を予め確認すること。

(2) 呈示は単刀直入に行うこと。

(3) 単調を避けるよう配慮すること。

(4) 動作や姿勢に注意し、技能養成工に好感をもたらせるよう留意すること。

(5) 気おくれを制御すること。

2. 呈示にあたっては、話す法、見せる法、なすことによつて学ばせる法の三つの方法を適切に使い分けることが、最も大切であることを常に念頭におくこと。

3. 呈示の方法は、一般に次のようなものがあげられること。

(1) 講義による呈示

① 講義による呈示の方法は、次のことに留意して、これを採用すべきものであること。

② 考えと原理をはっきりさせることができること。

③ 複雑な実技課題及び関連学科項目の内容を、短い時間で有効に組織

し、概括することができること。

㉓ 一時に多数の者に対して教習できること。

㉔ 講義以外の教習指導方法を実施する場合の有効な手引となること。

㉕ そのときの事情に応じて、容易に内容を変えることができること。

㉖ 実技の教習には適当でないこと。

㉗ 美羽儀は、特に次の場合に使用すれば有効であること。

㉗ a 実技課題、関連学科項目、実習の結果、試験課題等を紹介説明するとき。

㉗ b 技能養成工の習得した事項について補説するとき。

㉗ c 批評指導するとき。

㉘ 講義には、技能者養成指導員の経験、現場における最近の実例等をなるべく織込むよう配慮せしめること。

㉙ 講義は、技能養成工の理解できる言葉を使用し、具体的な表現を用い、記述はできるだけ短くすべきであること。

㉚ 一つの考えから他の考えに移る場合に、その推移を鮮明にすべきものであること。

㉛ 講義の終りには、その目的と重要性、主要点、主な結論を要約して繰返し、技能養成工が簡単に復習できるように配慮すべきものであること。

㉜ 講義の時間は、長くとも一時間を超えない程度にとどめることが望ましいこと。

(2) 図示による呈示

㉝ 図示による呈示の方法は、次のことに留意して、これを採用すべきものであること。

㉝ a 説明だけでは理解させることが困難であり、また状態を現に示すことが不可能な構造や作用の詳細を示すことができること。

㉝ b 図示は断片的であるから、相互の関連あるものを示す場合には、不适当であること。

㉝ c 準備に手数と費用がかかること。

㉝ d 図示の種類としては、図表、写真、グラフ、幻灯、フィルム、模型、サントテーブル、絵図等があること。

㉝ e 図示は、他の教習指導方法と併せ、用いて効果があるものであること。

㉝ f 図示は、教書の要点を強調し、明瞭ならしめるために使用すべきもの

であること。

㉞ 図示による呈示には、必ず説明をつけること。

㉞ 図示の数が多きに過ぎると混乱して効果が少いから、よく選択された適当な図示を少数用いることが望ましいこと。

㉞ 図示は興味本位にながれるおそれがあるから、教習の内容に合致したものを準備すること。

(3) 実演による呈示

㉟ 実演による呈示の方法は、次のことに留意して、これを採用すべきものであること。

㉟ a 実演は、実際の手順または操作を実物について行うのであるから、他の教習指導方法のように、技能養成工が想像、推測等をする必要がないこと。

㉟ b 動くものに対する興味を抱かせること。

㉟ c 操作の正しい方法を会得させることができること。

㉟ d 多数の技能養成工を一度に参加させるには、ややもすると困難な場合があること。

㉟ e 実演による呈示は、次の四つの段階で行うものであること。

㉟ e ㉞ その目的と過程を説明すること。

㉟ e ㉟ 普通で速度で完全な過程を実演すること。

㉟ e ㊱ その過程を繰返し、各段階を演じつゝ説明し、留意すべきことを明確に示すこと。

㉟ e ㊲ 全体の輪郭を把握せしめるために、全体を通じて普通で速度で実演すること。

㊱ 実演による呈示にあたっては、概ね次の事項に留意すべきものであること。

㊱ a 手間どったり、合間をおいたりして、興味を失わせることのないよう円滑に進めなければならないこと。

㊱ b 実演の進行中要点を指摘し、注意を持続させるために質問を發すること。

㊱ c 技能養成工の不明な点を質問させること。

㊱ d すべての技能養成工に見えるように行うこと。

㊱ e 終りに要約して教習すること。

⑤ 実演は操作全体が理解されるよう工夫し、操作をわけて行う場合には、その全体に対する位置や関連をはっきりさせること。

⑥ 短時間であることが効果的であること。

⑦ 必要に応じて繰返し行うこと。

⑧ 実演と実習との間に長い期間をおかないよう配慮すること。

⑨ 実演には、すぐれた熟練者があたるべきであること。

⑩ 安全作業を強調すること。

(4) 指導討論による呈示

① 指導討論による呈示とは、技能者養成指導員と技能養成工または技能養成工同志の会議を手段とする教習指導方法であること。

② 指導討論による呈示の方法は、技能者養成指導員が座長または指導者となつて、実技課題及び関連学科項目を提出し、それに対する意見や知識を発表させ、技能者養成指導員はなるべく教えることを避け、列席者にもれなく発表の機会をもたせるよう配慮し、教習の目的へ導くものであること。

③ 指導討論による呈示にあつては、次のことに留意せしめること。

① 討論の目的を明示すべきものであること。

② 討論は無秩序になりやすいから、技能者養成指導員は、主な傾向、問題点、要点を予め準備しておいて、教習の目的から逸脱しないよう指導する必要があること。

③ 技能養成工の個性人格を尊重し、全員の参加意識と満足感を助長するように努めること。

④ 討論の進行を段階に分解して、目的に近づくように指導すべきものであること。

⑤ 思考の展開をしているのは、技能養成工であつて、技能者養成指導員は、その展開を指導しているだけであることを忘れてはならないこと。

⑥ リードし勝ちな技能養成工に対しては、比較的困難な質問をし、気の弱い技能養成工に対しては、比較的安易な質問を発して勇気づける等
総ての技能養成工を討論に参加させるよう配慮すべきこと。

⑦ 討論に参加する者の数は、多すぎても少なすぎても効果がうすく、二人内外が最も効果的であり、二十五人を超えると困難なものであること。

(五)

① 最後に参加者の意見が一致して得た結論を確認すること。

(五) 実 習

1. 実習とは、技能養成工が習得した知識、技能を応用して、技能者養成指導員の監督と援助の下に、実際に仕事を行つて学ぶことであること。

2. 実習の効果には、概ね次のものが考えられること。

(1) 技能養成工を単独で、各自の速度で作業させ、個々について技能者養成指導員が指導を行う、主として基礎的実習に用いられる個人実習

(2) 技能養成工と同一の速度で全員作業させ、主として作業動作を指導する
集団指導

(3) 技能養成工が交互に志度者被指導者となつて行う交互実習

(4) 技能養成工をそれぞれ生産現場に配属し、技能者養成指導員又は補助指導者の下で、一般作業に受持させつつ仕事を習得させる現場実習

3. 実習の機会は、呈示のすみ次第なるべく速かに与えることが望ましいこと。

4. 実習を行わせるにあつては、次のことに留意すべきものであること。

(1) 優秀な補助指導員を予め選定し、具体的にその担任を定めること。

(2) 実習に使用させる設備、器材及び教習票その他参考資料等を慎重に準備すること。

(3) 実習につかせる前に、その仕事の概要、手順、到達すべき目標について説明し、できれば実際に行つてみせ、安全作業その他注意すべき事項を強調すること。

(4) 技能養成工に、機械や装置を自ら点検させること。

(5) 実習は予定の技能に達するまで続けて行わせることが望ましいが、実習時間が制限されている場合は、基礎的原則的なものについて行わせること。

(6) 誤りは習慣とならない前に必ず訂正すること。

(7) 技能養成工に、実習ノート或は実習日誌等次の事項を含む、実習状況の記録を作らせるよう配慮することが望ましいこと。

① 実習年月日

② 実習の課題

③ 使用設備、器具、材料

④ 仕事の手順、標準作業時間

⑤ 仕事の要所、注意事項及び関係知識

⑤ 図 面

5. 実習の指導にあたっては、概ね次のことに留意すべきこと。

- (1) 実習中の技能養成工が、何をすべきかを知っているかどうかを確かめること。
- (2) 多数の技能養成工が、基礎的な重要点を誤るようであれば、前項(3)による説明と実演を繰返すべきこと。
- (3) 少数の技能養成工のみが追加指導を必要とする場合は、その者に必要な教習を繰返し、手をとるように指導するか、または優秀な技能養成工につけて援助させるとか或は特に詳細な作業指導票を作成して与えるよう配慮すること。
- (4) 技能養成工は、自分が何をしているか、何故しているか、成功するかどうかを、どうしたら判断できるかをしりたがっているものであるから、その判断についての知識、指針を与えられるよう配慮すること。
- (5) 実習の書⑤の段階においては、正確度に重点をおき、段階の進むに従って正確度と作業速度の双方に重点をおき、更に進んだ段階では再び正確度に重点をおいて指導すること。

(六) 試 験

1. 試験の目的及び分類

- (1) 試験の目的は概ね次のように要約できること。
 - ① 技能養成工の習得の程度と能力を測定すること。
 - ② 教習の質と効果を測定すること。
 - ③ 技能養成工自らの習得意欲を促進すること。
 - ④ 技能養成工自身に、自己の誤謬や弱点を認識せしめること。
 - ⑤ 実技課題及び関連学科項目の要約と復習の作用をすること。
 - ⑥ 技能養成工の一般水準を高めるに役立つこと。
- (2) 試験は、その目的によって、次のように分類されること。
 - ① 教習時間の終了の際、その時間中の実技課題及び関連学科項目を復習させるため或は技能養成工が習得したところを実際に用いる機会を与えるための試験
 - ② 実技課題及び関連学科項目の指導単位の終了時に、技能養成工の習得程度の測定或は教習方法の効果の測定のための試験
 - ③ 実技課題終了したとき、技能養成工の技能熟練程度を検査するための

試験

(3) 試験はまたその実施の時期によって次のように分類されること。

- ① 前項①及び②の試験のような平常試験
- ② 教習年度を何期かに区分し、その期間に教習したものについて行う期末試験。
- ③ 教習年度末に、その年間に教習したものについて試験を行い、これに平常及び期末試験の結果並びに観察結果を併せて評価する教習年度末試験。

2. 試験の方法

(1) 試験の方法は、概ね次のものが考えられること。

- ① 口頭による試験
 - ② 筆答による試験
 - ③ 実技試験
 - ④ 観察による試験
- (2) 試験の方法は、その特質を弁え、教習の目的及び内容、試験時期、試験時間、利用施設等を勘案して、最も適切なものを採用すべきものであること。
- (3) 口頭による試験は、教習手段として平常試験に用いられること。
 - (4) 筆答による試験
 - ① 筆答による試験は、期末或は教習年度末試験に最も多く用いられるものであること。
 - ② 筆答による試験は、更に次の二つに分けることができること。
 - a 論文や自由解答の形式をとる主観的試験。
 - b 数、形、語、短文の形式等短い解答をふくむ客観的試験。
 - ③ 主観的筆答試験は、知識、思想、推理力等を試験するのに使用して効果があること。
 - ④ 主観的筆答試験には、次の形式のものがあること。
 - a 論文
 - b 「主なるものを五つあげよ」「知るところを記せ」等の再生法。
 - ⑤ 主観的筆答試験は、次のことを心得て準備すべきものであること。
 - a 当該仕事の理解、関係知識を組織する能力を中心に試験すること。
 - b 試験課題は、技能養成工が当該事項を実際に適用する能力或は習得

した実技、学科をもととして合理的な結論に到達しうる能力を試験できるものとする。

③ 試験課題は、当該事項について比較的重大な点についての知識を試験するものとする。

④ 試験課題は、正確、明瞭でなければならないこと。

⑤ 一の試験課題に、いくつかの要点を含む場合は、課題を分割すべきであること。

⑥ 主観的筆答試験について注意すべき事項として概ね次のことがあげられること。

① 採点が技能者養成指導員の興味や知識に影響され易いこと。

② 解答作成並びに採点に相当長い時間を要すること。

③ 包含する要点が比較的少ないものとなること。

④ 作文の巧拙によって、公平を欠くおそれがあること。

⑦ 客観的筆答試験は、特殊な事実を習得したかどうかを試験するに効果があること。

⑧ 客観的筆答試験の特質は次のようなものがあげられること。

① 主観的判断や個人的意見が除かれるように構成されるから整一な採点ができること。

② 等級が容易に付されること。

③ 試験の実施及び採点が短時間でできること。

④ 標準化ができること。

⑨ 客観的筆答試験には、一般的に次の形式のものがあること。

① 正誤いづれかを「正」「○」「×」等で記載させる正誤判定法。

② 一の未完成の章句に対し、これにつづくべき数個の章句を提出し、完成した章句になるよう「つなげる」集団正誤判定法。

③ 目的、方法、結果等その狙うところを伏せた一の記述に、数種の章句を添えて提出し、この数種の章句の中から、記述の狙うものを選び出せる多数背選択法。

④ 重要な一つ以上の語句が省略されている記述に、省略されている部分を適当な語句で補足させる補足法。

⑤ 教習した術語、法則、要点等を列挙させる列挙法。

⑥ 一方の他項目と他方の各項目と最も関係深い項目を組み合わせる組合

せ法。

⑧ 与えられた符号、部分、部品等からその表わす本来の名称を指示する同一証明法。

⑨ 図を与えて、要点を記入させるとか、または指示して図示させる図解法。

(5) 実技試験

① 実技試験は、物の作製、修理、操作、組立等の仕事について、その速度と正確度を測定し、仕事に関する複雑な要素について、できるだけ客観的に評価するのに用いるものであること。

② 実技試験の目的は、養成目標技能程度に到達したかどうかを測定することにあること。

③ 実技試験は、技能養成工が仕事をするとき経験する特殊の困難をどの種類の試験よりも明確に判明させるものであること。

④ 実技試験は、技能養成工が仕事をする場合に守るべき概ね次のことをかんさつすることができるものであること。

① 道具を効果的に操作するか否か。

② 安全手段を講ずるか否か。

③ 正しい順序で操作するか否か。

④ 正しい姿勢、動作で操作するか否か。

⑤ 困難または仕事の一部の不成功に如何に対処するか。

⑥ 仕事が終わったとき、道具の始末は正しいか否か。

⑦ 実技試験には、次のことに注意すべきものであること。

① 実技試験課題を決定すること。

② 実技試験の正確な目的と実施すべき作業に関する指示を準備すること。

③ 実技試験観察点、配点基準を定め、それらを表にした試験調査表を用意すること。

④ 実技試験を終了したときは、技能養成工に対し、正しい手順、原則、各段階の理由または作業や手順について期待する結果に関し、適当な質問を發して、仕事に対する技能養成工の理解の程度を評価すること。

(6) 観察による試験

①指導能力、仕事に対する関心、態度、習癖籐は、諸種の状況下において技能養成工を観察することによって試験することが適当であること。

②観察による試験は、実技試験の際に併せて実施すべきであるが、一定の期間、一定の観察目的を定め、平常の行動についても行うべきものであること。

③観察による試験には、次のことが留意されるべきであること。

① 幾人かの観察者を定め、それぞれの観察者の判断を比較し総合すること。

② 指導能力を観察しようとする場合には、技能養成工に、他の技能養成工を指導させて、その状況を観察する等、観察の目的を把握し得る行為を定めること。

③ 態度について観察しようとする場合は、勤労心の程度、協同性の程度、責任感の有無等について予め観察点を決定すること。

④ 観察は、個人的特徴等広汎に亙って行うべきものであること。

⑤ 観察を客観的ならしめ且つ正確を図るため、観察点、配点基準を明瞭に定めて、観察票を作成し、これによって観察せしめること。

⑥ 観察状況は、観察直後完全詳細に観察票に記録すべきこと。

(7) 試験目的に適する試験方法の選択

① 実技を試験するには、実技試験並びに観察による試験。

② 事実、原則、手順等の理解力を試験するには、口頭による試験、論文、正誤判定法、集団正誤判定法、多数選択法、補足法、列挙法、組合せ法、同一証明法、並びに観察による試験。

③ 関連学科の習得程度を試験するには、口頭による試験、論文、正誤判定法、集団正誤判定法、多数選択法、補足法、列挙法、並びに組合せ法。

3. 試験実施機関

(1) 試験実施機関の構成

① 試験の適性円滑な実施を図るため、試験の企画と運営にあたる試験実施機関を設けしめること。

② 試験実施機関は、概ね次に掲げる者をもって構成せしめること。

① 使用者を代表する者

② 労働者を代表する者

③ 技能者養成指導員

④ 現場における監督の職にある者

⑤ その他技術団体の代表者等試験実施上必要と認める者

⑥ 共同養成の場合も、勿論事業場その他の中から前項に準じ適当な者を選定せしめること。

⑦ 構成人員は、技能職種、技能養成工の員数に応じて必要数を決定せしめること。

⑧ 構成員は、できる限り次の要件を具備する者であることが望ましいこと。

① 実技、関連学科の双方について知識と経験を有する者であること。

② 技能等級基準の設定、試験課題の構成、試験の実施等試験の管理についての能力を有する者であること。

③ 公正妥当な判断をなし得る能力を有する者であること。

(2) 試験実施機関の任務

① 試験実施機関は、概ね次の事項を取扱うものであること。

② 養成目標に照し、具体的に技能等級基準を定めること。

③ 試験実施計画をたてること。

④ 試験。課題を作成し、観察点を定め、配点基準を決めること。

⑤ 試験に必要な工具、機械設備等の選定及び準備にあたること。

⑥ 試験の実施にあたること。

⑦ 試験結果の採点にあたること。

⑧ 必要な試験記録の作成及びこれの保管にあたること。

⑨ 試験の実施計画は、技能職種別に概ね次の事項について慎重に樹立すること。

① 試験日時

② 試験担当者

③ 試験の範囲

④ 試験課題作成手順の予定と期限

⑤ 使用工具、機械器具、材料資材

⑥ 試験実施要領

⑦ 技能等級判定要領

② 試験実施要領は、概ね次の事項について定めること。

① 試験場の整備に関する事項

② 試験課題等資料の用意に関する事項

③ 技能養成工の試験場内外における注意事項

④ 試験員の心得に関する事項

⑤ 試験開始前における試験員のなすべき事項

⑥ 試験開始手順に関する事項

⑦ 試験終了後の取扱いに関する事項

⑧ 技能等級判定要領は概ね次の事項について定めること。

① 試験員の心得に関する事項

② 実技と関連学科との比重に関する事項

③ 期日の定めある試験と平常試験との比重に関する事項

④ 技能等級判定の手順の明確化に関する事項

⑤ 技能等級基準の解説に関する事項

⑥ 技能等級基準策定上の注意事項

⑦ 技能等級基準は、技能職種別に、その養成目標に基き等級毎に関連学科及び実技について適性かつ具体的に定めるものであること。

⑧ 技能等級は、最終養成目標技能度を一級とし、目標程度の段階に応じ級を定めること。

⑨ 定められた技能等級基準は、進歩発展する生産技術に即応せしめるよう常に検討を加え、必要に応じ改定すべきものであること。

⑩ 試験の範囲は概ね次によらしめること。

① 試験は、教習した範囲において、技能養成工の習得程度、熟練程度、態度並びに能力について、なるべく広汎に亘って測定できるものであること。

② 関連学科及び実技共実際の仕事に即したものであること。

③ 教習した重要点を包含せしめるよう次の事項について総合要約し、試験の対象を決定すべきものであること。

④ 既に教習した実技課題及び関連学科項目の目的を確定すること。

⑤ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑥ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑦ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑧ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑨ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑩ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑪ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑫ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑬ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑭ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

⑮ 技能養成工の習得すべき程度を正確に決定すること。

(3) 試験課題は、重要な実技、関連学科は悉く包含するよう慎重に選択すること。

(4) 試験の目的に応じ、最も効果的な試験方法を採用すべきこと。

(5) 試験時間、設備、仕事の性質等によって、最も試験目的に適合する試験方法を採用し難い場合、例えば実技試験によって実際作業を行わせただけでは技能の測定に不充分である場合又は共同作業のように実技試験が困難な場合には、口頭又は筆答による試験等必要の限度で実行し得る試験方法をとるべきこと。

(6) 試験の構成にあたって注意すべき事項には、概ね次のようなものがあげられること。

① 試験課題の用語、及び指示並びに実技試験上の実施方法についての指示は簡明であるべきこと。

② 試験は無理のない妥当なものであるべきこと。

③ 基礎的事項の習得程度を試験する場合は、教習している仕事に必要な知識、技能、態度に直接関係ある項目のみを包含せしむべきものであること。

④ 一の程度の全般に亘って習得程度を試験する場合は、非常に難しい課題と非常に易しい課題をそれぞれ少数づつ包含せしむべきものであること。

(7) 試験課題は、試験実施機関において、概ね次の事項につき検討せらるべきこと。

① 試験の目的

② 試験の方法

③ 重点

④ 試験の構成

⑤ 試験時間

⑥ 評価基準

5. 成績の評価

(1) 成績評価の目的

① 試験の目的は適切な評価によって達成されるものであること。

② 成績の評価は、次の点で教習を援助するものであること。

③ 技能養成工の習得を促進すること。

④ 技能養成工の習得を促進すること。

⑤ 技能養成工の習得を促進すること。

⑥ 技能養成工の習得を促進すること。

⑦ 技能養成工の習得を促進すること。

⑧ 技能養成工の習得を促進すること。

⑨ 技能養成工の習得を促進すること。

⑩ 技能養成工の習得を促進すること。

⑪ 技能養成工の習得を促進すること。

⑫ 技能養成工の習得を促進すること。

⑬ 技能養成工の習得を促進すること。

⑭ 技能養成工の習得を促進すること。

⑮ 技能養成工の習得を促進すること。

⑥ 技能養成工の誤解または教習の欠陥を具体的に把握し、将来教習の改善及び討論批評の資とすること。

⑦ 技能養成工の適性を把握し、能力を助長する資とすること。

⑧ 資格分類と職務割当の資とすること。

(2) 評価の要素と基準

① 評価の要素は、養成目標の要素とほぼ一致すべきものであるが、次の三つの面から考えるべきこと。

① 関連学科等理論的な面

② 実技等実活動の面

③ 人格の面

② 観察による試験及び実技試験においては、特に前項の要素は、できるだけ細分し、例えば製品出来上り、作業速度、作業態度等を選定すべきものであること。

③ 評価の基準を定めるにあたって、関連学科又は実技のいずれに重点をおくべきかは、その事業の実情及び仕事の特殊性に応じて決定すべきものであること。

④ 評価にあたって、数次を用いることが困難又は不適當な場合は、次の例のような記述尺度を定めること。

評価要素	記	評	準	尺	度
美観	非常にきれいである。きれいである。普通。みにくい。非常にみにくい。				

⑤ 定められた記述尺度を（非常にきれいである）は5、（きれいである）は4、（普通）は3、の如く数次で表現することは採点上便宜であること。

⑥ 採点は、数次、記号、言葉のいずれかの表現を用いるかを決めておくべきものであること。

(3) 評価の手順

① 採点された試験の結果によって、試験課題毎に技能養成工の誤った答の一覧表を作成すること。

② 誤った答を調査し、解釈するには、次のように項目に分類し、集約的

に行うことが便宜であること。

① 教習目標に関する項目

この項目について誤った答を調べ、殆ど全部が誤っておれば、教習が不十分であったことの立証であること。

② 同一内容の項目

この項目について各種試験方法をとった場合の誤りを調べ、例えば同一内容について実技試験と口頭による試験を行った場合、前者には誤った答をし、後者には正しい答をしているとすれば、実技を習得していないか、または実技試験が不適切であったこととなること。

③ 得点の低い技能養成工の解答については、注意深く検討し、その原因をつきとめて、個人指導または特別グループによる援助等を講ずべきであること。

(4) 得点を解釈する上の注意事項

① 得点は、零点が全然何も知らないことを意味しないし、満点はすべてを知っていることを意味するものでもないから、得点にのみ頼って、全体としての評価を軽ろんじないこと。

② 異った試験の得点は、異なった内容、試験構成等を勘案した上で比較すべきものであること。

(5) 技能等級判決上の注意事項

① 技能等級の基準の解釈を誤らず、技能養成工の成績記録の総合判断を適性にして、等級を判定すべきものであること。

② 技能等級の判定を適性にするには概ね次によること。

a 個々の試験の重要度を比較し、その重要度を係数で表わすこと。

b 試験の正確度を比較すること。

c 試験結果は、次のように取扱ひ、その全部を利用し総合すること。

i すべての試験結果が、同じ数次採点で表わされていること。

ii 各種試験の数次得点に、試験の重要度を示す係数を乗ずること。

iii 右によって得た数次得点をすべて加算し、これを試験の数で除した平均数値が、総合的成績を表わすものであること。

③ 技能等級の判定にあたり、試験員の判断を適性公平にするためには、次のことに注意すべきものであること。

① 手順を明確にすること。

⑥ 評価はすべて一貫して同一の数次評価を用いること。

⑦ 試験時期を異にする試験得点を総括する場合に、その重要度は、同一の数次評価(係数)を用いること。

⑧ 最終的数次等級を決定するには同一方法による総括方法を用いること。

⑨ 試験員の僻見を排除すること。

(七) 指導討論

1. 定義及び目的

(1) 指導討論とは、教習の最後の段階であって、教習した事項について、会議方式により要約し、復習せしめる教習方法であること。

(2) 指導討論は、教習した事項について、技能養成工をして、十分理解させ、整然とした観念をもたせるよう次の目的に用いられるものであること。

① 教習した事項を概括し、明瞭にすること。

② 実技の過誤、失敗を是正する方法を示すこと。

③ 実技課題及び関連学科項目の基礎的要点を強調し、実技の手順或は理論的解明について全員が納得のいく、最も有効なものを導き出すこと。

④ 共同協力の精神を涵養せしめること。

2. 指導討論の実施

(1) 一般的な準備は概ね次によるものであること。

① 場所を選定すること。

② 技能が多数の場合は、二十五人以内で組を編成すること。

③ 実技の教習或は試験と指導討論での適当な期間を定めること。

④ 教習票、実習記録を準備すること。

⑤ 必要教習要具を整えること。

(2) 試験の結果についての指導討論の準備には、試験課題、答案、誤りの一覧表、誤りの種類原因とうについて計画すべきものであること。

(3) 技能者養成指導員は、教習中特に実技の教習において、技術上の要点、作業の指示、共同動作、態度等について記録し、これらを指導討論中に包含せしめるよう準備すべきものであること。

(4) 指導討論における技能者養成指導員の説明は、次の三段階の形式で計画すべきであること。

① 実技課題及び関連学科項目或は掲げた問題を概括する序説

② 長所または欠陥の討議

③ 要点を強調するための簡単な概括

(5) 指導討論の時期は、実習及び試験が終了次第できるだけ早く行うべきものであること。

3. 指導討論に関する注意事項

(1) 率直に非個人的に行うべきものであること。

(2) 個人的に指導を要する場合は、その者だけを呼んで必要な指導をなすこと。

(3) 既に教習した事項については注意を喚起し、現に教習中の事項との関連を強調すること。

(4) 試験につづいての指導討論においては、個々の試験課題に対する解明の理由を繰返し説明すべきであること。

(5) 指導計画には、実技課題及び関連学科項目または試験課題の特殊な重要点を取扱うべきものであること

(6) 基礎的事項を強調すべきこと。

(7) 賞讃及び承認を利用し、冷静に忍耐強く、技能養成工の習得を容易ならしめるよう努むべきこと。

(8) 指導討論の結論は、合理的なものであって、参加全員に完全明瞭に理解せしめること。

(八) 質問の仕方

1. 質問は、技能養成工の記憶の測定、思考の促進等教習の手段として大切なものであり、技能者養成指導員は、質問の仕方に熟達しておくべきものであること

2. 質問は、概ね次目的に用いられるものであること

(1) 技能養成工に興味をもたせること。

(2) 技能養成工の注意を促すこと。

(3) 技能養成工の理解を確かめること。

(4) 技能養成工の誤謬や誤解を発見し、これを訂正すること。

(5) 教習の要点を要約し復習すること。

(6) 教習効果を測ること。

3. 質問を効果的ならしめるには、概ね次のことを留意すべきものであること。

(1) 質問は、その目的によって、形式や方法が異なるべきものであること。

- (2) 一時に一つきり質問しないこと。
- (3) 質問はその意味を理解することができるような言葉でなすべきこと。
- (4) 質問は、あまり平易でも、あまり困難でもなく、技能養成工の、能力に一致すべきものであること。
- (5) 当推量を助長するような質問は避くべきこと。
- 4. 質問の仕方については、概ね次のことを留意すべきこと。
 - (1) 質問は技能養成工全体に向って呼びかくべきであること。
 - (2) 座席順序一定の順番を定め質問することは避くべきこと。
 - (3) 質問は常に中心的基礎的なものをめぐってなすべきこと。

(九) 教習補助用具の使用法

- 1. 教習補助用具とは、教習の効果を図り、技能養成工の理解を助長するために用いる、実物、模型、フィルム、図表、その他の例示物であつて、教習及び習得の過程に貢献するものであること。
- 2. 教習補助用具は、それぞれ長所短所を有するものであるから、採用するにあたってはよく検討し、教習目的に最も有効なものを選択するよう配慮すべきものであること。
- 3. 教習補助用具を大別すれば次のようなものであること。
 - (1) 技能者養成指導員指導書、教科書、教習のための各種手引その他参考書等教習準備のためのもの。
 - (2) 模型、実物、図表、フィルム、スライド、作業指導票、知識指導票、その他習得のための手引等技能養成工に教材を呈示するときに使用するもの。
- 4. 教習補助用具飲む利用に便ならしめるため、種類毎に分類し、次の事項を付記した一覧表を作成しておくことが望ましいこと。
 - (1) 所 属
 - (2) 数 量
 - (3) 形状、寸法、容量
 - (4) 使用方法
 - (5) 使用上の準備手続
 - (6) 取扱注意事項及び参考事項
- 5. 教習補助用具の使用にあたっては、次のことを留意せしめること。
 - (1) 注意深く編さんされた教科書、習得手引は、最も有効なものであること。

六、習得方法の指導

(一) 習得方法の指導の重要性

- (2) 実物は、実演による呈示または実習に使用されるが実物の一部分を使用すれば足るような場合は、寧ろ模型、図表、フィルム等を使用して説明する方がより効果的であること。
- (3) 模型は、機械の操作、種々の道具の識別等についての呈示に使用され、また施設や資材の關係を示すのに使用されること。
- (4) 図表は、使用しないときは覆っておくか、伏せておくこと。
- (5) 黒板は、次のことに留意して使用すること。
 - ① 文字や図形は、読み易く、全員に見えるように書くこと。
 - ② 黒板に向かったまゝで説明しないこと。
 - ③ 黒板に書かれたものを指すときは鞭を使うこと。
 - ④ 不必要な文字図形等は必ず拭去すること。
- (6) フィルムを選択する場合の要件は、概ね次のようなものであること。
 - ① 教習の目的を達成するための援助となるものであること。
 - ② 教示が妥当なものであること。
 - ③ 適当な長さのものであること。
- (7) フィルムを使用した場合は、使用後直ちに教示された要点を要約させる等その効果を確かめること。
- (8) フィルム・ストリップやスライドについても前二号の事項に留意して使用するすること。

(二) 習得方法の指導上の注意事項

- 1. 技能養成工が、自ら習得する能力を發展せしめるには、次のような活動に注意すべきものであること。
- (1) 読む方法を能率的にするには、大意、梗概、要点、要約の仕方を指導すべきこと。

(2) 観察を正しく行わせるには、観察した事物、活動を記録させ、報告させる方法によって指導すべきこと。

(3) 記録する方法は、要点を掴み、それにその他の副次的な点をとらせるよう指導すべきこと。

(4) 梗概を掴ませる方法は、主題と副題との区別について指導すべきこと。

(5) 記録する方法は、記憶しようとする事項と事項との関係を判然させ、理解と反覆有効な手段であること。

2. 技能養成工相互が、交互に指導しあう方法が、習得に有効あること。

3. 時間割によって、予習復習をする習慣を形成せしめるよう指導すること。

七、生活指導

(一) 生活指導の意義

1. 優秀な技能者は、卓越した技能を体得させ、これに関する専門的知識、を具備せしめ、更に一般教養を積ませて、立派な人格を形成せしめることによって期待されるものであって、絶えず技能養成工の全人格を指導することの対象とすべきものであること。

2. 従って勤労観の確立、責任感の醸成、協同性の涵養、態度の訓練その他余暇生活における指導が極めて重要なものであること。

3. 生活指導は個々の技能養成工をして、その能力、素質等を十分発達發揮せしめるよう助長し広く自己の完成のために援助を与え、有用な社会人として育成することを目的とするものであること。

(二) 生活指導上の基本的心得

1. 全人としての技能養成工に関心をもつべきこと。

2. 技能養成工には、はっきりした生活目標を把握せしめるよう援助すべきこと。

3. 技能養成工の能力を十分發揮せしめるよう援助すべきこと。

4. 技能養成工の生活範囲即ち事業場、家庭、地域社会の事態等を常に考慮すべきこと。

5. 技能養成工の年令、性格、知能、体力、趣味に適應した指導を行うべきこと。

6. 養成関係者が協力し、養成期間を通じて連続的に指導すべきこと。

7. 目標を定め計画的に指導を実施すべきこと。

8. 集団を対象として指導する場合といえども、本来的には個人に即して行わ

れるべきものであること。

(三) 生活指導の方法

1. 個人指導

(1) 個人指導の方法としては、概ね面接、相談、援助等があげられること。

(2) 個人指導にあたっては、技能養成工の年令個性、生活環境、学歴、知能、健康、趣味、家庭状況、交友状況等を適格に把握し、個人を理解すること。

(3) 常に技能養成工の行動、行為に注意を払い、長期の欠勤、異常な振舞等があった場合は、その原因事実をよく究明し処置すること。

(4) 個々に指導目標を定め、関係者に協力を求めて、あらゆる機会を利用して指導し、一定期間毎に関係者の連絡、成果の討議を行うべきこと。

(5) 個人を理解するため、また指導を有効ならしめるためには、次の活動が効果的であること。

① 生活調査

② 家庭訪問

③ 父兄会

④ 出身校との連絡

(6) 余暇生活の計画化について指導すべきこと。

2. 集団指導

(1) 集団指導の目的としては、概ね次のことがあげられること

① 協同生活の基礎的訓練を与えること。

② 人間関係を体得させること。

③ 余暇利用の方法を見につけさせ、その習慣を助長させること。

(2) 集団の種類としては、次のようなものがあげられること。

① クラス

② 趣味、能力等によって分けられたグループ

③ 自治会等の集会

(3) グループの活動を援助し得る適格な指導者の選定に助言を与えること。

(4) 自治の意義を理解させ、自治活動について指導すること。

(編注…目次(章・節のみ)は元資料では最後に記されていたが最初に回した。)

『技通』

昭和二十九年七月六日

〔五―三―四四〕労働省労働基準局長・労働省職業安定局長発（基発第三七三号）
・職発第三八六号）

技能者養成と職業補導との提携協力について

わが国の経済自立を達成するためには、技能労働力を維持培養し、労働生産性の向上を期することが喫緊の要務である。しかし労働力の技能化を図るには、企業内訓練と企業外訓練とが総合的に運営されることよって有効にその目的が達成されるものである。

技能者養成制度は、企業に組織的訓練を確立発展せしめ、企業が要求する多能熟練工を、労働の過程において、自ら養成するように指導援助を与えんとするものであり、職業補導事業は職業に就こうとする者に対し、それに必要な知識及び技能を習得又は向上せしめ、適職就業の機会を確保しようとするものであって、それぞれその趣旨を異にするものではあるが、わが国産業の振興と労働者の福祉の増進を図り、技能水準の向上を期せんとする同様の目的をもつものであり、又両制度の対象職種、学習内容、指導方法等が近似している点を考慮するとき、双方有機的連携を保持しつゝ運営することよって、より一層両制度の進展が期待されるとともに、労働行政の一元化にそうところでもある。

右の趣旨にかんがみ、今回の技能者養成規程の改正にあたっては、職業補導所修了生を技能者養成の相当学習年度に編入しうる方策を講じ、これに伴い補導課程をその本旨を逸脱しない程度において、技能者養成学習事項の基準に関連づけ得るよう調整を行うとともに技能者養成制度においても亦その趣旨に反しない程度において学習事項の一部除外を認めることとし、両制度の提携が規定されたのである。

については労働基準監督機関と職業補導関係機関は、相互に緊密な連絡を図り、左記事項に留意の上、これが提携協力について特段の配慮を煩わしたい。

記

一、労働基準監督機関並びに職業補導関係機関は、双方協議の上、技能者養成並びに職業補導関係者相互の知識、技能の啓発、交流、練磨を図る等の措置を講じ、両制度の向上に資すること。

二、職業補導施設は、労働基準監督機関から、技能者養成実施に関し、施設の供与、補導所指導員の援助等の要請があった場合は、業務上可能な範囲内におい

て積極的に便宜を与えること。

三、協力の円滑な実施を図るため、都道府県労働基準局長並びに都道府県知事は、次の事項につき調査を行い、協議の上予め協力計画の大綱を定めること。

(1) 協力を要望する技能者養成実施事業場並びに共同養成品ごとの協力要請内容の概要

(2) 職業補導所ごとの協力実施可能な状況

四、労働基準監督署長は、協力計画の大綱に基き協力に要望する技能者養成実施事業場並びに共同養成品ごとの協力を要望する学習場の規模、補導所指導員担当科目、利用曜日、時間、その他詳細具体的な内容を把握の上、それぞれ職業補導所長と協議すること。

五、職業補導所長は、協力計画の大綱に基き、協力を求められた内容と補導計画を勘案し、できる限りこれに応ずるよう配意し、施設管理上特に必要な事項については、労働基準監督署長と協議の上予め定めておくこと。

別紙（編注・冊子の発行時に追加されたものと推測される。）

基発第三八五号

昭和二十九年七月九日

労働省労働基準局長

都道府県労働基準局長殿

公共職業補導所修了生の技能者養成認可について

技能者養成規程第十五條第三項の規定による公共職業補導所修了生の技能者養成の認可にあたっては、特に左記に留意し技能者養成と職業補導との連携措置の実施運用に遺憾なきを期せられたい。

記

一、技能者養成規程第十五條第二項に規定する「その者の受けた職業訓練の種目がその者の習得する技能の職種にかゝるものであるとき」とは「公共職業補導所受けた職業訓練種目と同様の内容を有する職種の技能者養成を行う場合に於ては」の意であること。養成職種と同様の内容を有する職業補導種目は別表の通りであり、同表補導種目欄に掲げる補導種目について職業補導を受けた者を同表職種欄に掲げる職種の技能養成工とする場合、学習事項の一部除外が認められるものであること。二、技能者養成規程第十五條第二項に規定する「その者の受けた職業訓練の課程に相当する学習事項を除いて学習事項を定めるこ

とが出来る」とは、「教習事項の基準に準拠して定めるべき教習事項中から職業訓練においてうけた課程に相当する部分を除外して教習事項を定めることができる」との意であり、職業補導所一年の課程の修了生についての教習事項の制定に当たっては、次の範囲において教習事項の一部除外が認められるものであること。

- (1) 教習年度 第二教習年度
- (2) 教習時間 第一教習年度に属すべき教習時間
- (3) 社会科及び体育 第二教習年度における社会科及び体育
- (4) 関連学科及び実技 今回の職業補導との連携措置に応じ、職業補導課程の内容に対しても、教習事項に関連づける為に必要な調整が加えられる予定であるが、補導課程の改訂が行われる迄の間は、別表に定められるところによること。

二、職業補導種目、竹細工、鋳造、鍍金、電工、塗装、製紙及びオフセット印刷はそれぞれ養成職種編組工、鋳物工、メッキ工、電路工、機械塗装工又は塗装工、製紙工及び印刷工に当たるものと考えられるが、現在全国的な標準を定めた職業補導課程基準が未定であるので、これら職種についての技能者養成の認可の申請があつた場合には追つて通牒するまで技能者養成認可申請書の寫及び参考書類を添付の上、そのつど稟伺すること。

- (1) 補導期間一ヶ年以外の課程の修了生についての技能者養成の認可の申請があつた場合も、三の場合と同様に取扱うこと。
- (2) 第十五條第三項の規定による認可に基いて使用する公共職業補導所の修了生は、出席率八十%以上の者に限ることとし、技能者養成認可申請書備考欄にその旨を記載させること。

別表(編注…以下〔五―二―四四〕参照)

『技通』

昭和二十九年七月八日

〔五―三―四五〕労働省労働基準局長(基発第三七八号)

技能者養成規程別表第二に定める養成職種に関する学科の判定について

技能者養成規程別表第二、第五号乃至第九号中の養成職種に関する学科(新制高等学校及び新制大学に於ては課程)の判定について、左記によつて取扱われた

い。

記

- 一、養成職種に関する学科又は課程は別表の通りであること。
- 二、右一以外の学科又は課程の取扱については、その都度本省に稟伺の上決定すること。

別表(編注…略)

『技通』

昭和三十一年九月二六日

〔五―三―四六〕労働省労働基準局長(基発第六〇五号)

技能者養成指導員研修について

技能者養成が所期の成果を修めるためには技能者養成指導員をして必要な知識、技能、指導能力については勿論、技術の発達に対処し得る資質を不斷に研鑽涵養せしめることが肝要である。

かかる見地から過年度における標記研修については種々御留意を煩し本年七月九日付基発第三九二号「技能者養成指導員研修の結果について」をもつて示したように多大の効果を収めたが本年度においては研修の経過にかんがみ従来の第一種並びに第二種研修に新たに第三種研修として研究討論会議方式による専門的研修を設け別添要領により実施することとしたからこれに基き所期の成果を収めるよう格段の努力をいたされたい。

技能者養成指導員研修要領

一、目的

この研修は技能者養成指導員としての教養を高め且つ技術の発達に対処し得るに必要な知識を涵養し併せて指導能力を啓培し以てその資質の向上を図るを目的とする。

二、対象

- (1) 研修の対象は技能者養成指導員及び技能者養成指導員免許の見込のある者とする。

- (2) 研修員数は経費、会場の収容能力その他の事情を考慮し適宜決定して差支えないが特に研修効果のあがるよう配慮すること。

三、研修の種類

- (1) 研修は左の如く区分して実施すること。

① 第一種研修

はじめて受研するものに対する研修とし主として関係法令、指導方法、作業分析等について実施する初期的研修。

② 第二種研修

すでに第一種研修の課程を修了した者に対する研修とし主として当該職種の関連学科及び実技、作業能率等について実施する職種別の後期的研修。

③ 第三種研修

第一種及び第三種研修の課程を修了した者に対する研修とし、各職種毎に一定の受研者の集団を編成し、その集団があらかじめ選定した専門的事項の討論課題について討論会議方式により研修を実施する専門的研修。

四、主催

都道府県労働基準局とすること。但し必要により関係団体との共催とするこ
とは差支えないこと。

五、開催時期

研修対象職種の業務の繁閑等を考慮し適宜実施すること。

六、開催期間

技能者養成指導員が職場を離れるため生産に与える影響を最少限に止めるよう考慮すると共に研修の効果が最も挙がるよう充分配意し、おゝむね次の基準により開催期間を決定すること。

(1) 第一種研修

① 昼間の場合 二日間

② 夜間の場合 四日間

(2) 第二種研修

① 昼間の場合 二日間

② 夜間の場合 四日間

(3) 第三種研修

① 昼間の場合 一日間

② 夜間の場合 二日間

七、研修別実施要領

(一) 第一種研修

(1) 研修科目及び範囲

第一種研修については主として労働関係法令、養成計画の樹立方法、実

技及び関連学科の指導方法、作業分析、技能者養成工の生活指導に重点を置きおゝむね次の科目及び範囲によって実施すること。

① 労働関係法令

労働基準法（技能者養成規程等を含む）、労働組合法、労働関係調整法、労働者災害補償保険法等に関する事項

② 養成計画の樹立方式

養成計画策定機関の設置、養成計画の要点、養成計画運営の要点等に関する事項

③ 実技及び関連学科の指導方法

一般的教習方法、習得の諸要件、指導訓練の体系化、指導の改善に関する事項

④ 作業分析

作業分析の目的、教習内容の構成要素、作業分析の方法、関連知識の分析等に関する事項

⑤ 適性検査の方法

適性検査の目的、各種検査の方法、検査結果の処理、検査の実例、検査の実施等に関する事項

⑥ 防護方法

防護の趣旨、危険有害業務、防護の方法の基準、安全管理と健康管理等に関する事項

⑦ 技能試験方法

試験の目的、試験機関、試験実施計画等に関する事項

⑧ 技能養成工の生活指導

生活指導の必要性、養成工の個性観察、余暇の善用、寄宿舎管理、家庭との連絡等に関する事項

(2) 研修日程の編成

研修日程の編成にあたっては、研修者の能力、研修者の便宜、研修科目の範囲、講師の確保状況その他の諸条件を考慮し編成すること。

なお、日程は必ずしも連日の必要はなく、研実施の諸条件の全般を勘案して最も適切妥当なる日程を編成するようとくに配意し次の例示を参考として編成すること。

(編注…日程表中略)

(3) 講師の選定

講師はできる限り次の要件を具えた適格者を研修科目に応じ選定すること。

- ① 技能者養成制度を理解し本制度の普及に熱意を有する者たること。
- ② 担当科目に精通していることは勿論、十分な表現能力を有すると共に技能者養成の実際についても広い知識を有する者たること。

(二) 第二種研修

(1) 研修科目及び範囲

第二種研修については主として当該職場の関連学科及び実技、作業能率等に重点を置きおおむね次の範囲によって実施すること。

- ① 当該職種の関連学科及び実技
- ② 当該職種の関連学科及び実技
- ③ 作業能率

能率の意義、技術の進歩と作業能率、生産と管理、科学的管理法等に関する事項

(2) 研修日程の構成

研修日程の構成にあたっては、第一種の場合と同様、研修計画全般の諸条件を考慮し次の例示を参考として編成すること。

(編注…日程表略)

(3) 講師の選定

講師はできる限り次の要件を備えた適格者を研修科目に応じ選定すること。

- ① 技能者養成制度を理解し本制度の普及に熱意を有する者たること。
- ② 担当科目に精通していることは勿論、十分な表現能力を有すると共に技能者養生の実際についても広い知識を有する者たること。

(三) 第三種研修

第三種研修の実施についてはあらかじめ管下要請実施事業場ならびに共同

養成体の養成担当者は勿論、技術指導機関、学術研究団体、同業組合、技能者の団体等と緊密に練けいし、次の要領により討論課題の選定、授研者の集団の編成、座長の選定、使用すべき教材の準備、研修期間等の決定等の研修計画の全般を樹立すること。

本研修は授研者に相当の準備を必要とするものであるから研修実施前相当の余裕期間をみて授研者に充分その計画を周知徹底せしめること。

(1) 討論課題の選定

討論課題は管下養成実施事業場の養成の实情に応じ当該職種の学習上平常問題点になっている専門的事項を選択することとし、とくに関連学科ならびに実技の学習内容、学習方法等重点をおいて選定するものであること。

(2) 授研者の集団の編成

授研者はすでに過去において指導員研修の所定の課程を修了した者を職種別に二十名乃至三十名程度を一集団として編成するものであること。

(3) 座長の選定

第三種研修の成果は座長の選定如何にかかるところ大であるから座長の選定は慎重にこれを行い、技術指導機関、学術研究団体、同業組合、技能者の団体等の積極的協力を得て出来る限り次の要件を具えた適格者を選定するよう配慮すること。

- ① 技能者養成制度を理解し、本制度の普及に熱意を有する者であること。
- ② 担当科目に精通していることは勿論、技能者養成の実状についても広い知識を有する者たること。

(4) 使用すべき教材の準備

研修効果をあげるためスライド、図表、写真等の教材が必要な場合は座長の指示に従い、充分にこれら教材を利用しうるよう準備すること。

八、本要領に基く研修々了者には修了証書の授与が望ましい。

九、報告

研修終了後一ヶ月以内にその実施状況を左記事項留意の上第一種及び第二種研修については別紙一、第三種研修については別紙二の様式により報告すること。

(1) この報告は本通達に基づき実施した研修について研修箇所毎に報告するものであること。

(2) 研修実施の結果を顧みて、とくに意見又は要望等があれば記載の上添付すること。

(3) 研修会資料等参考となるべき書類を必ず添付すること。

十、経費

略

別紙一 技能者養成指導員研修状況報告（編注…以下略）

（編注…本通達は昭和二九年九月二日通達の再送と推測される。）

『技通』

昭和三十一年七月二七日

〔五―三―四七〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛（基発第五〇四

号）

技能養成工にして定時制高校生徒たる者にかかる技能者養成の教習事項の取扱について

近時、技能養成工が定時制高等学校において履修する学科につき技能者養成に関する教習内容の一部省略を認められたい旨の要望があるに臨み、今般これ等技能養成工に対して技能者養成の本旨を逸脱しない限度において一般教科についての省略を認め得ることとし、これについてはさし当り左記により取扱うこととしたので、関係事業場にこの趣旨を充分周知せしめ、これによることを希望し、且つ適当と認められる事業場について実施せしめるようこれが運用に遺憾なきを期せられたい。

記

……（略）……

定時制高等学校の 教科及び科目名	同上につき養成期間中既に履 修したか又は履修すべき単位数	省略することが出来る 技能者養成の教習科目	省略することが出来る技能者養成の教習 時間
社会科のうち社会 数 学 理科のうち物理 理科のうち化学 外国語のうち英語	三単位（一〇五時間）以上 ” ” ” ”	社会科の一部 関連学科のうち工業教学 関連学科のうち物理 関連学科のうち化学 関連学科のうち実用外国語	養成期間を通じ一〇五時間を超えないこ と 養成期間を通じ当該事業場で定める教習 事項のうち工業教学、物理及び化学並に 実用外国語のそれぞれの時間教の範囲内

（以下略）

『連繫』

V 4部 監督者訓練関係

昭和二五年九月三〇日

〔五―四―一〕労働省職業安定局、職業安定行政手引の一部改正

四三〇〇―四七九九 工場事業場の行う監督者訓練に封する技術援助

四三〇〇―四三四九 方針

四三〇〇 援助の意義、目的

工場事業場等（以下事業場という）における職長、指導員等、従業員の指導監督に当る者（以下監督者という）の能力如何は、部下労働者の労働生産力を左右するものであり、従ってそれ等の監督者の監督能力を向上せしめることは、従業員の労働力を最も有効に發揮せしめ、以つて我が国経済の興隆に寄与するところ真に大なるものがある。この技術援助は監督者の監督能力を向上せしめることによつて、上記の結果を実現するをの目的とする。

四三〇一 援助の発動

援助は事業場よりの申請に基いて行い、これを強制してはならない。

四三〇二 援助の種類

援助は、（イ）直接監督者を対象として行う訓練に対する援助と、（ロ）監督者訓練に当る者の養成訓練に対する援助とに分けて行い、事業場の申請に応じ、その双方又は一方を行う。

四三〇三 援助事業の主体

前項（イ）の援助は、都道府県知事又は労働大臣が行う。

そのいずれの援助を受けるかは事業場の自由意志によつて決せらるべきであるが、なるべく都道府県知事より受けるよう勸奨するものとする。

前項（ロ）の援助は専ら労働大臣が行い、都道府県知事はこれを行わない。

四三〇四 援助の対象

援助は職業安定法（以下四七九九までにおいては法という）第三十条の規定により、事業場に対して行うが、法にいう工場事業場等とは、労働基準法第八条の各号の一に該当する事業を行うもの及びその他の官公署又は、それらを会員とする組合、協会等の団体をいう。

四三五一 訓練項目

（一）監督者の具備すべき必要事項

監督者として具備すべき必要事項は、次に挙げる五つである。

（イ）仕事についての知識

監督者の所管の職場における仕事に関する知識、即ち、材料、機械器具、作業（事務）工程その他必要な基礎理論、関係法規等に関する知識である。

（ロ）責任についての知識

監督者に課せられている責任についての知識即ち、与えられている権限、組織内に於ける地位その他監督者が所管の職場において有する権利義務等に関する知識である。これらは明文化されたものもあり、慣習的なものもある。

（ハ）仕事を教える技能

有能なる部下を育成するために、部下に仕事の仕方を教える技能である。

（ニ）作業を改善する技能

部下の労働生産力を高めるために、作業を簡易化し、能率化する技能である。

（ホ）人を扱う技能

職場内において部下を円滑に統率し、人的関係の調和をはかる技能である。

（二）項目

前号に挙げた五つの事項のうち、仕事の知識及び責任の知識の内容は、大部分、事業場毎に独特なものであるから、これ等の知識を与えるための訓練はT・W・I方式においては取扱わない。

仕事を教える技能、作業を改善する技能、人を扱う技能の内容は、各事業場に共通なものであるから、T・W・I方式においては、これ等が技能を体得させるため、規則第二二条第七項に規定する項目について訓練を行う。

（三）訓練項目相互間の関係

前号後段に掲げる三つの技能は、その内容において、異っているから、これらの技能を体得させるための訓練は、それぞれ別個に行われる。

四三五二 職場補導員の派遣

職場補導員により指導される監督者訓練講習会を行うことを希望する事業場から、その訓練に対する援助申請のあつた場合、労働大臣又は都道府県知事は、次の各号に従つて、職場補導員を派遣する。

（一）職場補導員の派遣の日時は、事業場側と充分連絡協議の上、なるべくそのご希望にそつよう努めること。

(2) (前号に関し) やむを得ず、事業場側の希望にそえない場合は、申請順を充分考慮すると共に特定の一事業場又は産業に偏せざるよう注意し、事業場側と合議の上で派遣の日時を決定すること。

(3) 前号により派遣日時を決定する場合でも、出来得る限り、事業場が最初希望した日を中心にして前後二ヶ月以内の日に定めるよう努力し都道府県知事は職場補導員側の都合によつてこれを行うことが出来ない場合は、直ちに労働省職業安定局長に報告すること。

向う三ヶ月間、又はそれ以上に亘つて、新たな援助申請による派遣が不可能な場合も、同様、報告すること。

四三五三 資料の提供

事業場職場補導員により指導される監督者訓練講習会を開催しようとする事業場から、事業体概況調査表(様式一)及び監督者訓練計画書(様式二)をそえて援助申請があつた場合、規則第二十二條の三第十項の規定に基きその希望する訓練項目に応じ、次の種類及び数量の資料を提供する。

(1) 「仕事の教え方」を希望した場合

資料名 数量(受講者十名につき)

監督者訓練報告書(様式三)

二

「仕事の教え方」カード

一

問題シート

一

見本分解シート

一

分解シート

六〇

(2) 「改善の仕方」を希望した場合

監督者訓練報告書(様式二)

二

「改善の仕方」カード

一

現在方法配置図

一

改善方法配置図

一

改善シート

五〇

未完成見本改善シート

一

完成見本改善シート

一

提案シート

一

見本提案シート

一

銅板(厚紙)

七

黄銅板(厚紙)

七

(3) 「人の扱い方」を希望した場合
資料を提供するときには、手交、郵送等、事業場の便を考慮してその方法を決し、でき得る限り速かに配布しなければならない。

四三五四 監督者訓練講習会

職場補導員又は事業場職場補導員が、規則第二二條第五項に掲げる講習会において、監督者の訓練を実施するときには、次の各号を遵守するものとする。

(1) 一講習会につき、受講者は約一〇名とすること。

(2) 一講習会の時間は一〇時間とし、これを一日一回二時間ずつ、五回に分けて行い、一〇日間以内に終了するように行うこと。但し、出来る限り五日間継続して行うこと。

(3) 開催の場所は原則として実施事業場内とすること。

(4) 規則第二二條の三第七項及び本手引〇四三五七に掲げる訓練用図書に正しく従つて訓練を行うこと。

四三五五 補導員養成訓練講習会

規則第二二條第七項に掲げる講習会は、受講者一〇名に達することに、労働省が計画をたて、これを実施する。

開催の場所は成るべく受講者の参集し易い場所を選び、その準備は労働省の指示に従いその地を管轄する都道府県が受講者側と充分連絡の上、これを行う。

この講習会及び前項に規定する講習会は、訓練項目ごとに別個に行い、その名称にはそれぞれ、その項目名を冠するものとする。

(例) 「仕事の教え方」監督者訓練講習会

「改善の仕方」補導員養成訓練講習会

四三五六 訓練用図書(監督者訓練手引、又は手引ともいう)及び職場補導カード
監督者訓練講習会において、職場補導員又は事業場職場補導員が監督者を訓練する場合は、その講習会の運営の手順、方法を詳細に書いた、労働省職業安定局の編纂にかゝる図書(監督者訓練手引)に正しく従つて行われる。

監督者訓練手引は、訓練項目ごとにそれぞれ別個に用意せられ、その名称には、おのおの訓練項目名が冠せられる。

(例) 「改善の仕方」監督者訓練手引

この労働省職業安定局によつて作成せられ、監督者訓練講習会において受けた者に配布される。これを職場補導カードと称し、訓練項目ごとにそれぞれ別個に用

意せられ、その名称におのおの訓練項目が冠せられる。

(例) 「人の扱い方」職場補導カード(又は「人の扱い方」カードともいう)

このカードは、訓練を受けた監督者が常に携帯し、自己の職場に応用し、習得事項を充分体得するための便とするものである。

四三五七 追指導

訓練実施の成果は、追指導を行うことによつて初めて充分に得られるものであるから、監督者訓練講習会終了後二ヶ月以内に少くとも二回、追指導を行い、講習会において訓練した事項が実際に職場において、適切に行われているかどうかを確かめなければならない。この追指導は原則として監督者訓練講習会を指導した職場補導員、もしくは事業場補導員が事業場に行うのであるが、これが困難な時は他の適当な者、又は他の適切方法によつてこれを行う。

四四五〇 職場補導員

四四九九

四四五〇 設置

職場補導員は規則第二二条第一項に基いて原則として職業安定局及び都道府県ごとに設置されるが、欠員ある場合は労働省が指導する都道府県におかれた職場補導員がこれを代行する。

四四五一 資格

職場補導員の能力如何は、この援助事業の成否を決するものであるから、職業安定局長及び都道府県知事は、国家公務員たる資格の外次の各号に該当する資格を具備する者の中から、単に官公庁内部に止らず、広く民間にも人材を求めて人選すること。

(1) 規則第二二条の第一号又は同項第二号に掲げる学歴を有すること。

(2) 事業場において、監督者の経験を充分有すること。

(3) 闊達にして活動的な性格を有すること。

(4) 人格円満にして、表現能力を有し、指導訓練に興味を有すること。

(5) 年齢は三〇才以上であること。

四四五二 職務

職場補導員の職務は、規則第二二条の二条の二第二項に定めるもの外、次の通りである。

(1) 職場補導方式による援助事業に関する啓蒙宣伝の実施。

(2) 事業職場補導員の行う監督者訓練の立会

(3) 事業職場補導員との連絡。

(4) その他この援助事業執行上の事務処理

四五〇〇 事業職場補導員

四四九九

四五〇〇 養成理由

職業安定機関に勤務する職場補導員のみでは、活動におのづから限度があつて全国各種事業場の要望により莫大な数の監督者に当ることは現実には現実上は不可能である。一方、援助を申請する事業場、特に大規模な事業場は、寧ろ監督者訓練計画の一環として、専属の補導員の養成を計画して、これに対する援助を要請する場合が多い。故に現実の事態に即応し、一般の要望に応え、この援助事業を強力に推進するため、労働大臣は、監督者訓練に対する援助事業の一環として、職場補導員以外に、事業場内において監督者の訓練に当る者を養成訓練し、これに職場補導員の資格を与え、これを事業場職場補導員と称し、労働大臣の指導監督の下に監督者訓練を行わしめるのである。

なお、以上の如き趣旨に沿つて、この援助事業を効果的に遂行するため、援助を受けようとする事業場の内、監督者数一〇〇名以上のものに対しては、でき得る限り事業職場補導員を養成するよう勉めるものとする。

四五〇一 養成訓練の実施

事業場職場補導員の養成訓練は、労働省職業安定局に置かれた職場補導員がその職務として行う外、都道府県に置かれた職場補導員、その他の者(民間の者も含む)の中、労働大臣が命じ又は委嘱した者によつて行われる。

四五〇二 受講資格

受講者は少くとも「仕事の教え方」監督者訓練講習会を終了していることが強く要望される。故に「改善の仕方」又は「人の扱い方」補導養成訓練の受講者は規則第二二条の三第二項の規定の外に「仕事の教え方」監督者訓練講習会を受ける様つとめなければならない。

事業場が監督者訓練講習会において訓練を受けていない者を候補者として推薦することを望み、且つ、その事業場自身が当該訓練を行う機会に乏しいときは、でき得る限り速かに当該訓練を受ける機会を与えるよう配慮しなければならぬ。

規則第二二条の三第二項第一号に掲げる大学とは次のものをいう。

- (1) 旧大学令（大正七年勅令第三八八号）による大学
- (2) 学校教育法（昭和二年法律第二六号）第一条に掲げる大学（同法第一〇九条に規定する短期大学を除く。）

(3) 外国の学校で、その学校の課程を修了することにより、一六年以上の学校教育の課程を修了したことになるもの。

規則第二二条の第三第二項第二号に掲げる「これと 同等以上と認められる学校等」とは次のものをいう。

- (1) 学校教育法第九九条に規定する短期大学。
- (2) 旧大学令による大学予科。

(3) 昭和一八年三月八日以降の法令による教員養成機関たる諸学校又は養成所。

(4) 大正七年勅令第三号第二号第二号により指定した学校。

(5) 外国の学校で、その学校の課程を修了することにより、一四年以上の学校教育の課程を修了したことになるもの。

規則第二二条の第三第二項第三号に掲げる「これと同等以上と認められる学位養成所等」とは、

(1) 学校教育法第一条に掲げる高等学校。

(2) 旧師範教育令明治三〇年勅令第三四六号による師範学校本科又は専攻科及び旧青年学校教員養成所令（昭和一〇年勅令四七号）による青年学校教員養成所。

(3) 旧高等学校令による高等学校尋常科

(4) その他の学校養成所等（外国のものを含む）で、それを修了することにより、一〇年以上の学校教育の課程を修了したことになるもの。

規則第二二条の第三第二項第五号に規定する「労働大臣が特に認めた者」とは、概ね監督者訓練に必要な知識、経験、教養等を充分有する実証のある者。

四五〇三 欠格事項

規則第二二条の第三第四項第一号に掲げる「精神又は身体の障害によつて職場補導員として不適格と認められる者」とは、例えば次のような者である。

例えば精神病者（社会通念上の）、人格において円満ならざる者、社会人としての常識に乏しい者、相当強度のきつ音又は言語不明瞭な者、盲者、聾者、哑者、読書不能の者等のごとく社会通念上事業場職場補導員として不適格と認められる者というのである。

同項第二号に「官職につく能力を有しない者」とあるのは、単に条文の引用に過ぎないのであつて、事業場職場補導員が官職の一であるという意味ではない。

同項第三号は、提出された文書に偽りがあつた場合、その作成者が事業主であろうと本人であろうと、又は未遂であろうと既遂であろうとを問わず、本人はその後受講者となる事ができない事を示すものである。

同項第四号は、第一二項の各号の内、第五号以外の号の規定に違反して資格を失つても、再び講習会を受講し資格を得ることが出来る事を示すものである。

四五〇四 名称及び補導員番号

事業場職場補導員には、養成訓練を受けた項目名を冠した職場補導員の資格を与えられるが、その名称にも該項目名を冠せられる。

(例) 「仕事の教え方」事業場職場補導員。

又、職場補導員及び事業場補導員個々に、訓練を受けた項目名の頭字を冠した補導員番号が定められている。

(例) 仕二三、改一〇二、人六〇 等

四五〇五 労働大臣及び都道府県知事の事業場、職場補導員の行う監督者訓練に対する援助。

労働大臣は、事業場職場補導員に監督者訓練手引を交付する外、〇四三五に定める要領によつて監督者訓練講習会用の資料を提供すると共に、事業場職場補導員に対し、労働省における調査研究の結果を通知し、事業場職場補導員相互間の連絡を保つ等迄、種々の方法によつて指導を行い、これを援助する。都道府県知事は、監督者訓練手引の交付を除き、労働大臣と協力して、同様の方法でこれを援助する。

四五〇六 労働大臣に対する協力

規則第二二条の第三第一項に掲げる「やむを得ない事由にあると認める場合」とはお互に次のようなものである。

(例) 本人又は家族の病氣負傷等、出席しなければならぬ冠婚葬祭。

公用出張。

本務たる仕事の多忙等。

同項により指定された者の中、このような事由のため、監督者訓練のできない者は、直ちにその旨を申し出て承認を受けるものとする。

四五〇七 報告書の様式

規則第二二条の三第一二項に掲げる監督者訓練報告書(様式三、様式二二、様式四二)の様式は訓練項目ごとに異なり、おのおの項目名を冠して称される。

追指導報告書(様式一〇二)は各項目を通じて一種である。

四五〇八 失格事項

規則第二二条の三第一三項の規定は、成るべく寛大に解釈し、善意で同項各号に該当する行為をしたと認められる場合は、「やむを得ない事由があるもの」と解して差支えない。

同項各号に該当する行為をした者の中、善意でこれをなした者は、直ちに労働大臣あて理由書を提出し、了解を求めるものとする。

四五〇九 職場補導員との関係

事業場職場補導員と職場補導員とは身分上何等関係がない。故に、例えば、事業場職場補導員が労働大臣から職場補導員を命ぜられても、規則第二二条の三第六項の規定により与えられた資格を失うものではない。

四五五〇 援助申請の手続

四五五〇 様式

事業場が援助を申請する場合は、次の各号に定める様式で書類を提出するものとする。

(1) 補導員の派遣を申請する場合は、監督者訓練援助申請書様式一〇一を提出すること。

(2) 事業場職場補導員を養成訓練しようとする事業場は規則第二二条の三第三号の規定に基づき様式第一号、様式第二号及び様式第三号を提出すること。

(3) 規則第二二条の三第一〇項に基づき、訓練に必要な資料の提供を申請する場合は事業体概説調査表(様式一)及び監督者訓練計書書(様式二)を添えて監督者訓練援助申請書(様式一〇一)を提出すること。但し、同一の事業場が数度に亘ってこの申請をする場合は、様式一は最初一回だけ提出し、様式二及び様式一〇一はその都度提出すること。

四五五一 提出

前項に掲げる書類その他監督者訓練に関し労働大臣あての書類は、すべて、それを提出する事業場の所在地を管轄する都道府県を通じて、これを提出す

る者ものとする。

四五五二 進達

都道府県知事は、前項に掲げる書類を受理したときは、速かに労働省職業安定局職業補導課あて進達するものとする。但し監督者訓練報告書は、規則第二二条第九号に規定する報告に添え進達するものとする。

四六〇〇 その他

四六四九

四六〇〇 都道府県知事の行う報告

規則第二二条第九号一に規定する報告は、職業補導事業月間報告書(様式一〇三)により、毎月翌月一〇日迄に労働省職業安定局職業補導課に到着する様に遅滞なく行わなければならない。

四六〇一 T・W・I方式の質的維持

T・W・I方式は世界各国に紹介若しくは実施されており、既にその名は一種の通称となっているのであるが、吾国においては全く最初の試みであるのでやゝもすればその形態が崩れ、その通称に対する信用を落す恐れがあるから、都道府県労働省と絶えず密接に連絡を保ち、かかる事態を起さよないよう注意しなければならない。

四六〇二 T・W・I方式の研究

T・W・I方式は欧米各国により広く採用せられ多大の成果をおさめているものであるが、これを我が国に於て実施するには、我が国に於ける各種の事情によく適合するよう努めなければならない。このため労働省においては、関係官公庁、事業場及び学識経験者と緊密なる連携を保つと共に、中央職業安定審議会にはかり、又必要に応じて特別の研究機関を設け若しくは既設の機関に委嘱してこの方式の調査研究を行う。

四六〇三 事業場職場補導員との連絡

都道府県は、管下事業場所属の(所属事業場なき事業場職場補導員については管下に住所を有する)事業場職場補導員と常に緊密な連絡を保つと共に関係職員は適時管下事業場における事業場職場補導員の行う監督者訓練に立合い、その状況を労働省職業安定局長に報告するものとする。

四六〇四 隣接都道府県との連携

この事業は事業場よりの申請に基いて行うのであるから、都道府県により、又時期によって繁閑の差があることはまぬがれないから、これを緩和するために隣接

都道府県に緊密たる連携を保ち、相互に援助して、この事業の発展に資するものとする。

四六〇五 禁止事項

規則第二二条第八項の規定は職場補導員又は事業場職場補導員でない者が監督者訓練を行うことを禁じているのではなく、又単に職場補導員を名乗ることを禁じているのでもなく職場補導員を名乗って監督者訓練を行うことを禁じているのである。

四六〇六 労働基準法に規定する技能者養成との関係

法第三〇条に「労働基準法に規定する技能養成を除き」とあるのは、法第三〇条に規定する監督者訓練と労働基準法に規定する技能者養成とは直接関係を有するものでない事を確認しているのに過ぎないのであるから、例えば同一の人が技能者養成指導員と事業場職場補導員とをかねても何等差支えがない。

四六〇七 労資間の関係

この事業は、監督者の監督能力を向上せしめ以て事業場従業員の労働を最も有効に發揮させるのが目的であるから、これが単に企業者の利益にのみ用いられることのないよう特に注意しなければならない。

T・W・I方式による監督者訓練は監督能力の合理的向上によって、明朗且安定にして能率的な職場を実現するものであつて、労働強化をもたらすものではない。

監督者訓練を行う場合は、これらの主旨を徹底して、常によく労資双方の理解を求め、両者の提携による協力の下に行うよう努めなければならない。

(編注…「職業安定行政手引き」に本節が追加された)

『週報』

昭和 28 年 10 月 17 日

〔5—4—2〕労働省職業安定局監督者訓練課長、(訓発第 48 号)

職場補導員候補者の選定について

職場補導員を養成するに当り、その候補者の適否は単に補導員養成講習会受講の成績に関するのみではなく将来の監督者訓練の展開及び成果にも重大な影響を及ぼすものであると思料せられる。

今般別紙「職場補導員候補者選考要領」を作成し適格なる候補者の選考を図ることとしたので、今後事業場より職場補導員養成の申請等のあった場合には、本要領により選考するよう特段の御指導をお願いする。

別 紙

職場補導員候補者の選考について

(一) 職場補導員の任務と重要性

(1) TWI 職場補導員の候補者は、精神的にも身体的にも優秀な人を選考することが大切である。

(2) 職場補導員の任務は、職場の監督者に対して、TWI 訓練の基礎となる最も重要且つ困難な基礎訓練を施すことである。

基礎訓練は、所定の手引に従って会議方式の講習会で行うのであるが、この講習会では、各職場の監督者約 10 名を以て 1 組とし、これに対して毎日 2 時間宛 5 日間に亘り、監督者に必要な技能について、その原則と方法を、説明や実演、或は討議や指導によって教え、監督者に充分理解させると共に、実際の職場でも活用することが出来るようにしようというのである。

(3) 即ち職場補導員の候補者は、職場補導員養成講習会に於て、単に自分自身が、訓練を受けるだけではなく職場補導員になった時には自分が指導者となって、監督者を訓練しなければならない人である。

(二) 職場補導員になるために受ける訓練と資格の取得

(1) 職場補導員養成講習会は、候補者約 10 名を 1 組として 8 日乃至 10 日間の会場訓練とそれに続く実地指導によって行われ各候補者は、この期間内に於て監督者を訓練する為に必要な知識技能を習得する。

(2) この訓練は、監督者訓練指導員により、所定の日程に従って行われるが、集約

的訓練となっている関係上、好条件を備えた候補者によっては易々たるものであるに反し、悪条件を備えた候補者によっては極めて困難である。

(3) 会場訓練を修了した後で、各候補者は習得した知識技能について実地検定を受ける。この際には各候補者はそれぞれ一組宛、実際の監督者の組を担当して、講習会を指導するのであるが、その成績が一定の水準以上であれば、指導員が推薦し、労働大臣が職場補導員の資格を附与することになる。

(三) 職場補導員候補者の選考

(1) 職場補導員候補者を選考するに当たっては、職業安定法施行規則第二十二條の四に規定する条件の他、次の条件をも考慮することが必要である。

- ① 主として身体的条件
- ② 主として心理的条件

(2) 別紙「職場補導員候補者選考要領」は、これらの諸条件を一括として表にしたものである。

(3) 心理的条件は別表の如く、理解力、表現力、態度その他に大別することが出来るが、更にそれを説明すればそれぞれの細目に掲げた通りである。これらは、職場補導員としての心理的適性事項と云うことが出来、これらの事項が、すべて充分に備わっている人が最も望ましいことは勿論であるが、少くとも、これらの事項をすべて著通程度以上に具備していることが必要である。

(4) 別紙要領により職場補導員候補者を選定する場合には TWI 管理者及び人事部門責任者がその候補者の所属する部門の責任者と共に、充分に協議することが望ましい。

(5) 尚既に職場補導員のおところでは、その人の意見を聞き、又その候補者の基礎訓練を担当した職場補導員の意見をも聞くのがよい。

(6) 職場補導員の任務は、重要であり且つ精神的にも肉体的にも負担が大いから、一定期間はなるべく専門職にすることが望ましい。

(7) 職場補導員候補者は、ラインの中から選定するのが、将来職場への浸透に好都合であると云われている。

職場補導員候補者選考要領

一、職業安定法施行規則第二二條の四にある基準

- (イ) 年齢は25才以上であること
- (ロ) 監督者経験を1年以上経ていること
- (ハ) 当該項目の監督者訓練講習会を修了していること
- (ニ) 所属事業場の推薦によること

二、所属事業場の推薦に当り考慮を要すべき事項

- (イ) 主として身体的条件

1. 精神的にも、身体的にも健康であつて、特に伝染性疾患（結核性要注患者を含む）や慢性病がない。

2. 視力は、矯正視力を含め二普通以上である。

3. 聴力は、普通程度であつて、会合や会話に何等支障がない。

4. 音声は、明快であつて、訛音がない。

- (ロ) 主として心理的条件

1. 理解力

○ものごとを、良く観察し、分析する。

○職場の人たちの考えや、空気を、正しくつかんでいる。

○情況判断が良く、臨機応変の正しい処置がとれる。

○話の内容を、正確に、而も速く理解する。

○話の要点は、良く憶えている。

○人の話した意見や、考えを簡単に纏めて、再表現できる。

2. 表現力

○常に要点をとらえ、分り易く話す。

○字は、分り易く、手早く書ける。

○人前で話すのに、慣れている。

3. 態度、その他

○他人の云うことを傾聴する。

○他人を指導することをいとわない。

○自説に固執しないで人の意見も尊重する。

○自分にも不足や、誤りのあることを認めている。

○仕事には熱心であつて、研究心がある。

○時間は、常に守ろうとする。

○動作は緩慢であつたり、粗忽ではない。

○自分の責任は、自分で果たすように努める。

○常識が円満で、ユーモアを解している。

○明朗で、実行力に富んでいる。

○意見や、態度は、協調的で、而も建設的である。 『T W I』

昭和 28 年 10 月 17 日

〔5—4—3〕 労働省職業安定局監督者訓練課長、(訓発第 49 号)

職場補導員研修日程について

T W I 方式を企業内に浸透せしめ生産上に充分なる効果を期待するためには、その確固たる受入態勢の下に T W I プログラムを堅実に推進せしめなくてはならないが就中訓練実施の技術的中核体とも称すべき職場補導員の能力如何はその事業場における T W I の成否を決定する重大な要素である。本省は従来職場補導員の養成に当つては、その重要性に鑑みて厳格なる訓練と資格認定を行つて職場補導員の質の維持に努めて来たのであるが現在までに養成された多くの職場補導員中には初期の養成訓練以後、指導員による指導を受ける機会に乏しく従つて一〇時間基礎訓練講習における指導方法も当初の正規方向を外れて自己流に堕しているおそれもあり、ひいては、T W I の健全な普及発展を阻害することともなるので、これら職場補導員の養成後における質の維持と訓練上の新しい知識を拾得せしめるための積極的な措置が極めて緊要となつている。

別紙「職場補導員研修会日程」はこの目的のため実施される職場補導員研修の一つの指針として作成されたものであるが、これが活用に際しては、左記事項御留意のうえ、貴管下事業場の実情を勘案しその理解と協力を得て自発的に実施されるよう指導方宜しくお願いする。

記

1、この研修会は強制的なものではなく、又義務づけられたものでもないがその重要性を理解認識せしめることよつて事業場及び補導員が自発的積極的に関心又は参加するよう特に指導されたいこと。

2、この研修会は補導員の資格を有する者であつても、現在又は将来補導員として活

動することがないと認められる者については必要がないこと。

3、この研修会はT W I 協会等をして主催せしめ協会未設置の府県にあっては、府県が主催するか、又は管下事業場或は補導員の提唱によって開催するよう指導されたこと。

4、この研修会には監督者訓練指導員をして出来るだけ参加せしめ必要に応じて指導を担当せしめることが望ましいこと。

5、監督者訓練指導員の居らない府県に於いては便宜の指導員に参加と指導を依頼する等の援助を与えられたこと。

なお、この場合依頼を受けた府県に於ては可能な範囲でこれに応ぜられたこと。

6、管下に於いて、事業場監督者訓練指導員の居る事業場が、単独に研修会を行う場合、事情が許せば他の事業場の補導員をもこれに参加することが出来るよう依頼及斡旋せられたこと。

7、この研修会に参加しない補導員といえども既得の資格には何等影響しない。

又研修会における成績の如何によって既得の資格に何等の影響を及ぼすものでもないこと。

8、都道府県の補導員も事業場補導員と同様、この種研修会その他あらゆる機会を利用し技能の向上に努められたこと。

職場補導員研修会日程表の解説

(1) この日程は、単なる1例である。

従って、この例に厳格に従う必要はなく、個々の研、修会の実情に合わせて、適宜内容に修正を加えて実施して差支えない。

(2)この日程は、全国指導員研究懇談会に於ける、各指導員の意見に基づいたもので、次の点を根本的な考え方としている。

㊶ 職場補導員の技能を向上し、併せて訓練実施上の諸問題を研究する。

㊷ 実演を主体として、これに、訓練の展開に必要な事例を添加し、会場訓練の繰返しに陥らないよう留意する。

(3)この日程は次のような場合を想定したものである。

(従って、個々の研修会の実情が、この想定と距りがある場合には、この日程に修正を施す必要があるかも知れない)

㊸ 県内の各地各社の補導員が参集する。

従って、三日間では、参加困難であるし、又一日間では、十分な研修がでない。

㊹ 出席者は、凡そ一〇～二〇名である。

㊺ 出席者は、補導員になった後、始めてこの種の研修会に参加した人が多い。

(4) 次のような場合には、研修内容を適宜修正する必要があると考えられる。

㊻ 事情が許す場合一期間の延長

㊼ 事情が許さない場合一期間の短縮

㊽ この種の研修会に、会って参加した経験のある出席者が多い場合一研修内容の(D)と(E)の比重を変更一問題の在り方によっては、期間の短縮。

㊾ 問題の在り方が、かなり偏っている場合一前項に準じて修正

(5) この研修会の司会者は、主催者又は出席者の一人がこれに当るのがよい。

指導員は、参加者の一人として出席して居り、必要があった時に発言するのがよいと考えられる。

(6) この研修会には、必要を認めた時は、日程の一部(例えば(E)の部分)に於て、職場補導員でない者を参加させてもよい。

(7) 都合によっては、(D)の一部又は(E)の一部の位置を変更してもよい。

(8) 内容について略説すれば、次の通りである。

(A) 開会の挨拶は、主催者が簡単に述べる。

(B) 各出席者が、自分の補導員経験と、直面している問題を簡潔に述べる。

ここでは単に発表するだけで、討議はしない。

しかし、ここで述べられたことから、出席者の問題の傾向を知り、その線に沿って、日程を運営しなければならぬ。出席者の傾向によっては(D)と(E)の比重を大いに変更しなければならないこともあり得る。

但し、訓練展開上の問題の中で、補導員の技能の程度に因るものも少なくないから、(D)を軽視しないことが必要である。

(C) 企業の合理化、従業員訓練、監督者訓練等の全般からみて、T W I はどのような位置を占めるか、他の合理化方策や他の監督者訓練とT W I は如何なる関係を持つか、企業内に於てT W I を展開するには、誰によって如何なることが為されねばならないか、補導員はその中のどの部分を担当するものであるか等を、指導は又はその他の適当な者が話して、職場補導員の心構えを

新たにする。

(E) 必ずしも掲げてある項目全部をやらなくてもよい。又ここに掲げてある項目以外にも、必要があれば追加してよい。出席者の問題点の在り方に応じて、どれかに重点をおくか、又は一部を省略してもよい。

又それぞれの項目は、斯界の権威者、指導員又は参加者の一人によって講演をするという型式にしてもよいし、又皆の討議によってもよいし、あるいは、指導員が講義する型式にしてもよい。

① 有識経験者に依頼して、特定の問題について講演をして貰う。適当な講師が得られない時は、指導員が出来る範囲で、必要な事柄を指導する。

② 会議指導のテクニックを補強するため、会議及び会議指導について必要と認められる講義をする

③ それぞれの種目（J I、J M、J R）の根本的な考え方となっている重要点を再認識させるか、又は一層理解を深めるために討議する。

④ 訓練管理業務にも携わっている補導員に対して必要な事柄について説明又は討議する。

⑤ 追指導をも担当している補導員に対して必要な事柄又は追指導の重要性等について説明又は討議する。

⑥⑦ 特に効果的な実例を紹介する。

⑧ 最初に発表された問題点の中で、残ったものについて討議をする。

⑨ 出席者の中で、特に皆の参考となるような研究結果を持っている人に予め依頼しておいて、発表して貰う。

又この発表の後でそれを中心として皆で討議するのもよい。

⑩ 最近のニュースとして、皆に報告すべき事柄があったら話す。

(D) 各種目（J I、J M、J R）特有の研修内容はそれぞれ別紙に記述した通りである。

研修会の出席補導員が一〇名以上の時は、実演に際しては、適宜一〇名をもって監督者グループ形成し、会場もこれに応ずるように配置するとよい

(9) 研修会の準備について

① 講演又は発表をする人に、予め依頼をしておく。

② できれば、講演又は発表に関する資料を、全員に配布するように作る。

③ T W I の実施状況についての全国的統計資料等。

④ 会場設備及び出席者用名札用紙。

⑤ 出席する補導員には、実演用の作業又は問題を、必要な数だけ持参するように予め打ち合せておく。

⑥ 必要ならば、実演をする補導員（監督者の役をする人をも含む）と予め打ち合せておく。

⑦ その他必要なことを準備する。

⑩ 記録と後の処置について

研修会を開催した場合は、記録をとっておくのがよい。そして、次のような項目については、労働省監督者訓練課あてに報知する。

1. 日 時

3. 主催者

4. ご出席者一補導員番号及び氏名

補導員以外の出席者
出席指導員

5. 研修事項及び討議事項

6. 決定事項及びその処置について

(別紙)

「仕事の教え方」職場補導員研修会日程

(D) の解説

①②③ 出席補導員の1人によって、手引の通り実演しそれについて皆で討議し質問があれば受ける。

討議や質問は、一〇時間講習実施上の問題か、又は追指導段階に現れる問題に重点をおく。

④ 講習会第1回全般に亘って、討議又は質問をする。

又出席者が古い補導員の時には、手引第2版の修正点について、必要と認められる解説をする。

⑤⑥⑧⑨ 出席補導員の1人によって、手引の通り実演しそれについて皆で討議し、質問があれば受ける

討議や質問は、一〇時間講習実施上の問題か、又は追指導段階に現れる問題に重点をおき、特に⑥⑧の実演は、職場の実況を再現するよう

に注意する。

- ⑦ ⑥の美演作業について、出席補導員の一人が、手引の通り美演し、それについて皆で討議し、質問があれば受ける。

特に分解の指導は職場の実況を再現するように注意する。

- ⑩⑪ 講習会第二回～第五回全般に亘って、討議又は質問をする。

又出席者が古い補導員の時には、手引第2版の修正点について、必要と認められる解説をする。

「改善の仕方」職場補導員研修会日程

(D) の解説

- ①～⑤ 章を追って質疑応答、説明指導、美演を出席補導員が順番に行う。出席者の全員が研究発表できるように、予め時間の割りふりを考慮しておくことが望ましい。又全員に公平に発言と美演の機会を与えるようにする。

「人の扱い方」職場補導員研修会日程

(D) の解説

- ①～⑤ 手引の各項目に従って次のことをする。
① 実演 (手順を伴うような所及び特に必要な部分)
② 質疑応答
③ 説明、指導 (再版、その他の理由から特に必要な箇所)
(E) の解説の追加事項

有識、経験者に依頼する講演は、約1時間位とし、その題目には、次のようなものが考えられる。

- 「人の扱い方」基礎訓練受講者のその後の指導方法について
「人の扱い方」と他の訓練との関連について
「人の扱い方」の効果の確認方法について
「人の扱い方」の浸透方法の実例について
TWIの職制協力の実例について
人間関係と労務管理について
監督者訓練について
職長制度について
職場内の訓練について

経営管理について

その他

出席者の研究発表は1時間以内とし、その題目には、次のようなものが考えられる。

- 「人の扱い方」カードの研究について
「人の扱い方」手引の研究について
「人の扱い方」の講習方法について
「人の扱い方」基礎訓練受講者のその後の指導方法について
「人の扱い方」の追指導について
「人の扱い方」と他の訓練の関連について
「人の扱い方」と労務管理の関係について
「人の扱い方」の効果の確認方法について
TWIの職制協力の実例について
「人の扱い方」の浸透方法の実例について
その他

「仕事の教え方」職場補導員研修会日程表 (編注：以下略)

『TWI』

昭和32年4月1日

[5-4-4] 労働省職業安定局

職業安定法施行規則の一部改正について

今般、職業安定法施行規則のうち監督者訓練業務関係の部分が、昭和32年労働省令第2号により改正せられ、この4月1日から施行されるので、今年度からは監督者訓練業務の運営方針が多少改められることとなった。この改正の趣旨は、この業務の発足時必要であった諸般の規制のうち、現今では不要というよりは、むしろこの業務の発展を妨げるようになったものを撤廃することであり、これに併せて受講手数料及び資格附与手数料の徴集を廃し、本業務の一層の発展を図ろうとするものである。

改正の主要な点は、第一に、従来労働大臣が任命することになっていた監督者訓練特別指導員・監督者訓練指導員・都道府県職場補導員を、補職による単なる職務とし、訓令によって労働大臣が別に定めるところにより、監督者訓練指導員又は監督者訓練員の資格を附与されたものとみなし、今後は、労働大臣の行う技術援助としての訓練

は、資格を有する労働事務(技)官、地方事務(技)官が自由に行い得ることとし、労働大臣の行う事項で都道府県知事に委任しているもの(10時間講習と追指導を行う者の訓練)についても同様とされた。

第二に、従来の事業場監督者訓練指導員、職場補導員の資格を、第一に述べた公務員に与える資格と同様の監督者訓練指導員、監督者訓練員とし、従来事業場監督者訓練指導員については受講に、職場補導員については受講と資格附与に必要であったそれぞれの手数料を廃止した。また、これとともに、従来受講に必要であった手数料は、追指導関係についても全廃された。

第三に、従来は、事業場監督者訓練指導員、職場補導員等の遵守すべき事項を厳格に規制していたのであるが、TWI方式の確立した今日、手引不貸与、不譲渡の義務、訓練実施報告の義務、住所・氏名・所属事業場変更届出の義務、指導員の年三回以内訓練実施の義務などは不必要と考えられ、また従来指導員、補導員等について厳重に規制していた受講資格も、必要ではあるが省令をもって規定するよりも、行政指導に譲る方が良いと考えられるので、施行規則からは除くこととされた。

この改正に伴って、4月1日から業務の運営方針を改められることとなり、その具体的内容については、決定次第本誌にも明らかにするが、この改正は監督者訓練方式に実質的変更を齎すものではないから、本訓練が各方面で従前以上に活用されることが望まれる。たゞ、申請書の様式などの形式的な面で、ある程度の変更があるから、この点充分注意していただきたい。

『TWI』

昭和32年5月1日

[5-4-5] 労働省職業職業補導課

職業安定法施行規則の一部改正と、それに伴う監督者訓練業務の今後の運営の方針について

職業安定法施行規則の一部を改正する省令、(昭和三十二年労働省令第二号)によつて、職業安定法施行規則のうち監督者訓練に関する部分が改正せられ、その大意については、既に本誌先月号の巻頭言に登載されたが、このほど、労働省職業安定局長名をもって、全国都道府県知事あてに、昭和三十二年四月四日付、職発第268号通達が出され、主要改正点について説明するとともに、今後の業務運営の方針を示している

ので、これによって、今回の改正の主要改正点と、今後の監督者訓練業務の運営の方針について、少し詳しく説明してみよう。

一 緒 言

監督者訓練には諸種の方式がある。これらはすべて、監督者に必要な共通の指導能力を向上させようとするものであるが、それぞれその特色を持ち、また訓練対象を異にしている。このうち、労働省が民間に対する技術援助として行っているのは、TWI方式と呼ばれるものである。

TWI方式は、米国において、工場事業場等の第一線監督者に適するように工夫されて創り出されたものであるが、労働省は研究を重ねた結果、労働大臣の民間に対して行う技術援助として、TWI方式を採用することに決定し、昭和二十四年五月に、職業安定法第三十条を改正して所掌権限を明らかにし、昭和二十五年三月以来技術援助を行っている。

この技術援助開始以来、TWI方式は、幸い民間各界に好評をもって迎えられ、現在では、監督者の訓練(いわゆる10時間講習)を受けた者の総数は、「仕事の教え方」[改善の仕方]「人の扱い方」の三訓練項目についての延数で、四十万を超え、職場補導員の資格を与えられた者は、やはり三訓練項目の延数で、七千人に及ぼんとしている。それでもなお、民間各界のこの技術援助に対する熱意、関心はきわめて高く、技術援助の要請は非常に多いので、監督者訓練受講者の数は、更に一層増加するものと考えられる。

そこで、労働省は、監督者訓練のより一層の普及発展を図り、職業安定法の産業奉仕の趣旨に徹するため、職業安定法施行規則のうち監督者訓練に関する部分を改正して、本年四月一日から、新しい制度により業務を運ぶこととなった。

この改正は、訓練方式の実質には何ら変化を与えたものではなく、TWI方式は、そのまま踏襲されている。ただ、補導員の資格、手数料、受講資格等、制度の面で多少変更が加えられている。

以下、今回の改正の趣旨に触れながら、主要な改正点について説明し、制度の変更に伴う業務運営方針について述べてみよう。

二 主要改正点

1 補導員

旧規則

第二十二條 法第三十條第一項に規定する特別に訓練された補導員は、監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員（以下特別指導等という。）とし、……

1 特別指導員等は、職業安定局に勤務する、一般職の職員の給与に関する法律第六條に定める職務の級八級以上の労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官の中から労働大臣が命ずる。

新規則

第二十二條 労働大臣は、……法第三十條第二項の規定により、補導員の派遣……について援助するものとする。

2 前項の補導員は、労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官であつて、……監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を有する者でなければならないものとする。

改正前の職業安定法施行規則（以下旧規則という。）の第二十二條においては、職業安定法第三十條に規定する特別に訓練された補導員を、監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員の三種とし、これらは、職業安定機関に勤務する八級以上の国家公務員の中から、労働大臣が命ずるものとされていたが、今回の改正により改正された職業安定法施行規則（以下新規則という。）第二十二條では、斯る規定はなく、旧規則による事業場監督者訓練指導員又は職場補導員の資格に相当する監督者訓練指導員又は監督者訓練員の資格を有する国家公務員が、労働大臣に派遣される補導員として、監督者訓練業務に当ることとされている。

これは、昨年度より、監督者訓練員（級別定数上の言葉、特別指導員等を指す。）が、級別定数から外されたことに伴う措置であるとともに旧規則の下では、特別指導員等が転職、退職等により特別指導員等の地位を失うと、能力を有するにもかかわらず、監督者訓練を行う資格がなくなるといふ不合理があつたので、これを是正せんことを目的とするものである。

2 技術援助の方法

旧規則の第二十二條の二は、労働大臣の行う技術援助の方法に二種類を設けていた。

即ち、労働大臣が監督者訓練に関する各種の講習会を開催することによる方法と、事業場が主催して開催する監督者訓練に関する各種の講習会に資料を提供することによって援助する方法である。

そして、この技術援助の内容としては、同じ第二十二條の二において、監督者訓練の計画設定、監督者の訓練、追指導担当者の訓練、職場補導員養成訓練、監督者訓練指導員養成訓練、追指導員養成訓練及び追指導養成目養成訓練の七種類の訓練を行う旨を規定していた。

新規則の第二十二條は、労働大臣の行う技術援助を、事業場が監督者訓練を行う場合に、補導員を派遣すること又は資料を提供することによって、事業場に対し技術援助を行うこととし、技術援助の内容は、旧規則と同様の七種類としている。

これは、従来は、労働大臣の開催する監督者訓練に関する各種の講習会に、労働大臣が受講を承認するという形式をとり、受講を承認された者は、収入印紙をもって、受講手数料を納付せねばならぬものとされていたのであるが、今回の改正により、監督者訓練に関する手数料はすべて廃止されたので、新規則の下では、労働大臣主催という形式は不必要なものとなったことによるものであつて、労働大臣の行う技術援助の方法には何ら実質的変更を加えたものではない。また技術援助の内容に全然変更のないことは、既に述べたとおりである。なお、一言ここで触れておくが、従来は労働大臣の受講承認という制度に伴つて、監督者訓練に関する講習会のうち、職場補導員養成講習会、監督者訓練指導員養成講習会、追指導員養成講習会及び追指導員養成講習会について、一定の年齢、経験年数等によって受講資格を制限するとともに、禁治産者及び準禁治産者、禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者、及び公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者は、労働大臣の開催する監督者訓練に関する各種の講習会において受講することができないものとされていたが、新規則においては、受講承認制度の廃止とともに、これらの規制はすべて廃止されている。

3 手数料

旧規則

第二十二條の四

2 事業場は……監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員の派遣を受け、又

は……労働大臣が開催する各種の講習会にその推薦する者を受講させるために……申請をし、その申請を承認された場合は、労働大臣が別に定めるところにより、手数料を収入印紙をもって納付しなければならない。

第二十二條の五

2 (職場補導員の資格付与)の申請をしようとする者は、労働大臣が別に定めるところにより、手数料を収入印紙をもって納付しなければならない。

旧規則の第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第二項においては、労働大臣の開催する監督者訓練に関する各種の講習会に受講を承認された場合、及び職場補導員の資格の付与を申請する場合に、労働大臣が告示で定める額の手数料を収入印紙をもって納付せねばならないこととされていたが、新規則では、前にも述べたとおり労働大臣の開催する講習会はなくなり、職場補導員の資格は、監督者訓練員の資格として存続するけれども資格付与に手数料の納付は要さないものとされている。

これは、職業安定行政の一環として行われる監督者訓練が、職業安定法の産業奉仕の趣旨に徹し、より強力に推進されることを目的としているのである。

4 その他

旧規則

第二十二條の二

三 ……監督者訓練講習会において指導を行う技能を有する者(以下職場補導員という。)を……

四 ……職場補導員養成講習会……において指導を行う技能を有する者(以下事業場監督者訓練指導員という。)を養成するため……

新規則

第二十二條

二 ……監督者の訓練を行う技能を有する者(以下監督者訓練員という。)から訓練を……

四 監督者訓練員を養成する技能を有する者(以下監督者訓練指導員という。)を養成……

新規則の附則

3 この省令の施行の際現に、改正前の職業安定法施行規則第二十二條の五第一項

の規定による職場補導員又は事業場監督者訓練指導員である者は、……改正後の職業安定法施行規則第二十二條の二による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格が与えられたものとみなす。

前にも一寸触れたが、新規則においては、旧規則の事業場監督者訓練指導員と職場補導員の資格の名称を、監督者訓練指導員及び監督者訓練員と改め、従来の事業場監督者訓練指導員は監督者訓練指導員の資格を、従来の職場補導員、は監督者訓練員の資格を付与されたものとみなしている。

旧規則

第二十二條の五

4 職場補導員又は事業場監督者訓練指導員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 労働大臣の定める訓練用図書に正しく従って訓練を行うこと。

二 訓練を行った場合は、直ちに労働大臣の定めるところにより、訓練を行った事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること。

三 手引を貸し与え、又は譲り渡さないこと。

四 住所、氏名又は所属事業場に変更を生じた場合は、直ちにその所属事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経て、労働大臣に報告すること。

五 事業場監督者訓練指導員は、労働大臣が特に必要があると認めて訓練を委嘱した場合、やむを得ない事由があるときのほか、一年を通じて三回以内において職場補導員を養成するための訓練を行うこと。

六 事業場監督者訓練指導員が職場補導員を養成するための訓練を行う場合は、労働大臣の委嘱によって訓練を行う場合を除き、その訓練を開始する日前三十日までに、労働大臣にその旨を届け出ること。

第二十二條の六

2 追指導員又は追指導養成員は、労働大臣の定める訓練用図書に従い訓練を行うものとする。

3 追指導養成員は、訓練を行った場合は、労働大臣に報告しなければならない。

また、旧規則においては、前述のとおり受講資格の制限を設けていた他、上にあげ

た関係条文中に明らかなように、事業場監督者訓練指導員、職場補導員、追指導員及び追指導養成員等に対し、手引に従って正しく訓練することと、訓練を行った場合は直ちに報告することとが、手引を貸与又は譲渡してはならないと、いろいろな規制が加えられていたが、新規則においては、これらの規制はすべて廃止されている。これは、監督者訓練発足の当時は、T W I方式による訓練の質的統一を保ち、T W I方式が恣意的に歪められて実施されることを防止するために必要と考えられたために設けられた規制であるが、監督者訓練業務が軌道に乗り、T W I方式が確立している今日、なおこのような規制を存置せねばならない理由はないと考えられるので、新規則では全ての規制、を廃止したものである。

三 業務運営方針

1 補導員関係

新規則の附則

4 改正前の職業安定法施行規則第二十二條第二項の規定による特別指導員等（特別指導員等であった者を含む。）は、労働大臣が別に定めることにより、改正後の職業安定法施行規則第二十二條の二の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えられたものとみなす。

前にも述べたとおり、新規則の下では、労働大臣は、その行う技術援助として、国家公務員である補導員を派遣するものとされているが、新規則の附則で、従来の特別指導員等に監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えられたものとみなしており、昭和三十二年四月一日付職発第 259 号をもって、労働大臣が旧規則による監督者訓練特別指導員と監督者訓練指導員は、新規則による監督者訓練指導員の資格を、旧規則による都道府県職場補導員は新規則による監督者訓練員の資格を与えられたものとみなすと定めたことが通達されている。

また、昭和三十二年四月四日付職発第 268 号通達では、今後は、職業安定局長が補導員としての業務を行う者を選定するものとされているが、上に述べたとおり、従来の特別指導員等に新規則の下の監督者訓練指導員又は監督者訓練員の資格が与えられたものとみなされてるので、さし当り、これらの者がそのまま補導員としての職務を行うものとされている。

また、今後必要に応じ、職業安定局長が別に定めるところによって、補導員として

の職務を行う者を養成又は指定することとされている。この指定というのは、監督者訓練特別指導員というランクがなくなったので、監督者訓練指導員が監督者訓練指導員を養成することとなるが、監督者訓練指導員の資格を有する補導員のうちから、監督者訓練指導員養成訓練を行う補導員を指定することである。

2 援助申請関係

監督者訓練に関して労働大臣の行う技術援助を受けようとする事業場は、新規則においても労働大臣又は都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

新規則の第二十二條の三は、監督者訓練のうち、都道府県知事に委任された監督者の訓練（10 時間講習）と追指導担当者の訓練については都道府県知事に、その他の訓練については労働大臣に申請するものと、しているが、具体的には次のようよう都道府県あて通達されている。

イ 監督者の訓練及び追指導担当者の訓練

監督者の訓練について、補導員の派遣及び資料の提供を受けようとする事業場は、監督者の訓練援助申請書を監督者の訓練について、資料の提供のみを受けようとする事業場は、監督者の訓練用資料交付申請書を、その所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとし、追指導担当者の訓練についても右に準じて訓練援助申請書又は訓練用資料交付申請書を提出するものとする。

ロ 前記イ以外の訓練

監督者訓練員養成訓練について、補導員の派遣及び資料の提供を受けようとする事業場は、監督者訓練員養成訓練援助申請書を、監督者訓練員養成訓練について資料の提供を受けることにより援助を受けようとする事業場は、監督者訓練員養成訓練用資料交付申請書を、その所在地を管轄する都道府県知事を經由して労働大臣に提出するものとする。

監督者訓練計画設定、監督者訓練指導員養成訓練、追指導員養成訓練及び追指導員養成訓練についても、右に準じて行うこととする。

これらの申請書の様式は、ほとんど従来のものを踏襲しているが、多少簡略化されたいうえ、その大きさが従来の半分の B 5 版となり、右綴じとされている。

3 援助実施関係

今回の改正では、監督者訓練の実質的な運営方法は改められていないので、大むね従来どおりの方法で技術援助が実施されることとなるが、具体的には次によるよう都道府県あて通達がなされている。

イ 監督者の訓練及び追指導担当者の訓練

この二種類の都道府県知事に委任された訓練は、訓練援助申請書又は訓練用資料交付申請書を受理した都道府県が、従来どおり実施する。ただし、その都道府県に補導員としての業務を行う者がいない等の理由で、援助が実施できない場合は、その申請を労働大臣に提出するか、最寄の都道府県に依頼して補導員の派遣を求めるか、いずれかの措置を取るものとする。

ロ 前記イ以外の訓練

監督者訓練員養成訓練等、前記イ以外の訓練の訓練援助申請があつた場合には、従来どおり本省において、都道府県から進達される申請を取りまとめて、補導員派遣計画を策定するものとするが、各都道府県においても管下事業場からのこの技術援助に対する要望を勘案して、職業安定局長の定めるところにより補導員派遣計画、その他監督者訓練実施に関する計画を作成して本省に提出するものとする。

各種の訓練用資料交付申請があつた場合は、従来のように必ずしも本省あて進達する必要はなく、従来の監督者の訓練及び追指導関係の資料と同様に、都道府県において適当量を保管し、適宜配付することとしても差支えないこととされた。これは、従来の手引不貸与不譲渡の義務等の規制が廃止されたことに伴い、資料の配付先を限定する必要がなくなったことによるものである。

なお、新規則の下では、実地検定は原則として事業場の希望に応じて行うこととし、強制されないものとする。特に、訓練を受けた者が実際に監督者訓練に携わらないものと認められる場合や、訓練成績が不良で、事業場において監督者訓練に携わることが困難又は不適當と認められる場合には、補導員の判断により、実地検定を省略してもよいこととされた。ただし、実地検定を受けない者は、資格附与の申請は行えないのである。

4 資格附与関係

監督者訓練の資格の附与を受けようとする場合は、新規則第二十二條の二の規定により、監督者訓練員資格附与申請書を労働大臣に提出しなければならない。この資格

附与申請書には、その訓練を実施した監督者訓練指導員の監督者訓練員養成訓練成績書と推薦書を添付しなければならない。

監督者訓練指導員の資格の附与を受けようとする場合も右に準じて行うものとする。

なお、新規則においては、労働大臣の定める基準に従って訓練と実地検定を受けた者ではなければ、資格附与の申請ができないこととされているので、労働大臣の定めた訓練用図書に正しく従って、訓練及び実地検定を行った場合でなければ、監督者指導員は、資格附与の推薦を行ってはならないものである。

また、新規則においては、受講資格の制限を廃止しているが、これは無制限に如何なる者にも訓練を受けることができるようする趣旨ではなく、施行規則をもって一律に、年齢や経歴で受講資格を制限する機械的な制度を改めて、監督者訓練を行うとする事業場の良識にまつこととしたものである。従って、監督者訓練員又は監督訓練指導員を養成しようとする事業場は、監督者訓練員及び監督者訓練指導員の果す役割の重要性をよく認識し、監督者訓練業務に携わる者として、真に適格と考えられる者を選定して、これらの養成訓練を受けさせるよう注意せねばならないのである。

5 業務報告関係

旧規則においては、職場補導員又は事業場監督者訓練指導員は、訓練を行った場合は直ちに労働大臣の定めるところに従って、都道府県知事に報告する義務があり、追指導養成員も労働大臣に訓練実施報告をしなければならないものとされていたが、新規則においてはこれらの規定はすべて廃止されている。しかし職業安定行政の一環として監督者訓練が行われる以上、この訓練が如何に利用され、如何に活用されているかを常に把握しておかねばならないので、今後は職業安定報長が定めるところにより、都道府県に監督者訓練の実施状況調査を依頼することとなるので、監督者訓練員及び監督者訓練指導員は、これらの調査に回答し得るよう、監督者訓練の記録を整備することによって協力されることを望みたい。

『T W I』

昭和 32 年 7 月 1 日

職業安定法施行規則の一部改正する省令及び援助関係申請書等の記載要領について

本年3月15日付労働省令第2号により、職業安定法施行規則のうち、監督者訓練に関する部分が改正せられ、その要点及び今後の運営方針については、既に本前月号に登載されたが、改正された職業安定法施行規則が未だ刊行されていないため、関係条文に登載しようとの要望が多いので、職業安定法施行規則の一部を改正する省令の全文を掲げるとともに、労働大臣及び都道府県知事の行う監督者訓練に関する技術援助の申請書及び報告書の記載要領を示して、大方の参考に供する。

1、職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）の一部を次のように改正する。

第22条から第22条の7までを次のように改める。

（法第30条に関する事項）

第22条労働大臣は、工場事業場等（以下事業場という）が次の各号の一に該当する場合には、法第30条第2項の規定により、補導員の派遣又は資料の提供について援助するものとする。

- 一 職長、指導員等その従業員の指導監督に当たる者（以下監督者という）の訓練計画を作成するとき。
- 二 監督者の訓練を行うとき又は監督者の訓練を行う技能を有する者（以下監督者訓練員という）から訓練を受けた監督者の追指導を行う者の訓練を行うとき。
- 三 監督者訓練員を養成するための訓練を行うとき。
- 四 監督者訓練員を養成する技能を有する者（以下監督者訓練指導員という）を養成するための訓練を行うとき。
- 五 追指導を行う者の訓練を行う技能を有する者（以下追指導員という）を養成するための訓練を行うとき。
- 六 追指導員を養成する技能を有する者を養成するための訓練を行うとき。

2 前項の補導員は、労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官であつて第22条の2第1項の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を有する者でなければならぬものとする。

3 第1項第二号から第六号までの各号の一に該当する場合の援助は、次の各号に掲げる訓練項目について行うものとする。

- 一 仕事の教え方
- 二 改善の仕方
- 三 人の扱い方

第22条の2 労働大臣は、その定める基準に従い監督者訓練指導員から訓練及び実地検定を受け、且つ、その者力諾推薦された者に、その申請に基づき、訓練を行った項目に及び、それぞれその項目名を冠した監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えるものとする。

2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 監督者訓練員又は監督者訓練指導員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失うものとする。

第22条の3 第22条第1項に規定する援助を受けようとする事業場は、同条同項第一号、第三号、第四号、第五号又は第六号に該当する場合には労働大臣に、同条同項第二号に該当する場合には当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に申請するものとする。

第22条の4 都道府県知事は、前条の規定により援助の申請を受けた場合は、その請に係る補導員の派遣又は資料の提供を行うものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の補導員について、これを準用する。

附 則

1 この省令は、昭和32年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和26年労働省告示第21号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額及び納付の方法を定める告示）

3 昭和26年労働省告示第22号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額を定める告示）

この省令の施行の際、現に、改正前の職業安定法施行規則第22条の5第1項の規

定による職場補導員又は事業場監督者訓練指導員である者は、それぞれその受けた訓練項目に応じ、その項目名を冠した改正後の職業安定法施行規則第 22 条の 2 による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格が与えられたものとみなす。

4 改正前の職業安定法施行規則第 22 条第 2 項の規定による特別指導員等（特別指導員等であった者を含む）は、労働大臣が別に定めるところにより、改正後の職業安定法施行規則第 22 条の 2 の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えられたものとみなす。

5 この省令の施行前に、改正前の職業安定法施行規則第 22 条の 4 第 1 項の規定により事業場が労働大臣又は都道府県知事にした援助の申請であつて、この省令施行の日に援助を受けていないものは、それぞれ改正後の職業安定法施行規則第 22 条の 3 の規定により、労働大臣又は都道府県知事にした援助の申請とみなす。

2. 申請書及び報告書の記載要領

1 様式はすべて B 5 版を縦に長く使用し、右綴じとすること。

2 補導員の派遣及び資料の提供について援助を受けようとするときは、次により訓練援助申請書を作成すること。

① 監督者の訓練 様式一

② 追指導担当者の訓練 様式一に準ずる様式

③ 監督者訓練員養成訓練 様式二

④ 監督者訓練指導員養成訓練 様式二に準ずる様式

⑤ 追指導員養成訓練 ” ”

⑥ 追指導員養成訓練 ” ”

3 資料の提供のみについて援助を受けようとするときは、次により訓練用資料交付申請書を作成すること。

① 監督者の訓練 様式一の 2

② ①以外の訓練 様式一の 2 に準ずる様式

4 資格の附与を受けようとする者は、次により資格附与申請書を作成し、訓練を行った監督者訓練指導員の訓練実施報告書、推薦書及び成績書を添えて申請すること。

① 監督者訓練員資格附与申請 様式三

② 監督者訓練指導員資格附与申請

様式三に準ずる様式

5 各申請書は、都道府県知事あてのものも、労働大臣あてのものも、援助を受けようとする事業場の所在地を管轄する都道府県職業補導主管課を経て提出すること。

様式一（編注：以下略）

『T W I 』

昭和 33 年 10 月 1 日

〔5—4—7〕労働省職業訓練部

職業訓練法と監督者訓練

職業訓練法が制定されて、従来、職業安定法に基いて実施されてきた監督者訓練（T W I）が、職業訓練法に基いて実施されることとなった。

職業訓練法は、監督者訓練（T W I）の訓練内容には直接には触れていないが、監督者訓練の法令上の地位、監督者訓練に関する技術援助業務の運営方針は、大幅に改められているので、監督者訓練（T W I）と職業訓練法の関係、今後の監督者訓練援助業務の運営方針等について簡単に説明してみよう。

一 職業訓練法と追加訓練等

職業訓練法は、大まかにいうと、四つのことを規定している。第一は、国、都道府県及び労働福祉事業団という公共の機関が、失業者、雇用労働者等に対して行う公共職業訓練。第二は、事業主が、その雇用する労働者に対して行う事業内職業訓練。第三は、公共職業訓練及び事業内職業訓練を担当する者は、労働大臣の免許を受けなければならないとする職業訓練指導員。第四は、労働者の技能を検定する技能検定である。

このうち、監督者訓練は、いうまでもなく事業内職業訓練の一部となるものである。しかし、職業訓練法は、追加訓練、再訓練、職長訓練、監督者訓練等を、事業内職業訓練の中でも特別なものとして規定している。

すなわち、職業訓練法は、事業内職業訓練について、教科、訓練期間、設備等について、模範的な基準を定め、この基準に準拠して行われる事業内職業訓練を行う事業主から申請があれば、この職業訓練を優良なものとして認定することとしているが、この事業内職業訓練の基準が定める職業訓練は、各職種についての熟練工を養成する

ための職業訓練であって、追加訓練、再訓練、職長訓練、監督者訓練等は、基準の関係では事業内職業訓練から除外されており、また、追加訓練、再訓練、職長訓練、監督者訓練等について規定する第二十条に、「特別の訓練を受けた職業訓練指導員」という言葉が出て来るが、これは、「職業訓練指導員」とは別物であって、この「特別の訓練を受けた職業訓練指導員」は、免許制度をとっていないのである。

職業訓練法第二十条は、次のように規定している。

第二十条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、事業主の行う技能労働者に対する追加訓練、再訓練、職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

- 一 これらの職業訓練について特別の訓練を受けた二職業訓練指導員を派遣すること。
- 二 教科書、教材その他これらの職業訓練に必要な資料を提供すること。
- 三 委託により自らこれらの職業訓練を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

これによって明らかなのは、まず、職業安定法（具体的には、職業安定法施行規則）は、労働大臣が監督者訓練に関する援助を行ふとしていたのに対し、職業訓練法では、都道府県及び労働福祉事業団が、「援助を行うように努めなければならない。」こととしていることであり、また、その援助の内容が。監督者訓練（TWI）に限られず、追加訓練、再訓練、職長訓練その他労働者の指導監督に関する訓練（以下「追加訓練等」ということにする。）に拡大されたこと、及び従来は、監督者訓練の訓練方式が、職業安定法施行規則をもって定められていたのに対し、職業訓練法の下では、追加訓練等の訓練方式は、法令上のものではなくなつたことなどである。

しかし追加訓練等に関する援助業務は、都道府県及び労働福祉事業団に委ねられたのであるが、労働省は、都道府県及び労働福祉事業団が、この追加訓練等の業務を円滑に運営することができるように、追加訓練等の解釈を明らかにするとともに、訓練方式の策定、特別の訓練、を受けた職業訓練指導員の養成、及び資料の作成を行うこととしている（職訓発第三号通牒）。

これによると、追加訓練とは、事業主が、公共職業訓練又は認定職業訓練を修了した程度の技能を有する労働者に対し、生産技術の進歩等に対応するのに必要な技能知識を追加するために行う訓練をいい、再訓練とは、事業主が、公共職業訓練又は認定

職業訓練を修了した程度の技能労働者に対して、復習等により、その技能及び知識をより完全なものとするために行う補習訓練をいい、また、職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練とは、事業主が、職長、組長等直接労働者の指導監督に当る地位についている者及び就こうとしてしている者に対して、労働者の指導監督に必要な技能及び知識を与えることを目的として行ふ訓練をいうとされている。従つて、従来、職業安定法施行規則に基づいて実施されてきた監督者訓練（TWI）は、職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練の一つとして行われるものであり、この点については、前記通牒に「職業訓練法施行規則附則第四条の規定による改正前の職業安定法施行規則第二十条から第二十二條の四までに規定されていた監督者訓練を監督者訓練（TWI）方式とする。」といっている。

二 監督者訓練（TWI）方式

従来の職業安定法施行規則は、実質的な訓練方式のほか、これに関する手続的な規定も含んでいたので、新しい監督者訓練方式は、従来の職業安定法施行規則の監督者訓練に関する規定から手続的な規定を除いたものを中収として構成されている。

（監督者訓練（TWI）方式省略）

三 監督者訓練援助要領

監督者訓練についての都道府県及び労働福祉事業団の援助は、

イ 監督者訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員（監督者訓練指導員又は監督者訓練員である職員）を派遣すること。

ロ 資料を提供すること。

ハ 委託により、監督者訓練を行うこと。

によって行われる。

現在、監督者訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員（監督者訓練指導員又は監督者訓練員である職員）を置いているのは、北海道田、宮城剛、新潟（1）、東京（4）、神奈川（2）、静岡（1）、愛知（2）、大阪（2）、兵庫（2）、広島（1）、福岡（2）であり（新潟、広島及び福岡の各一名が監督者訓練員で他は監督者訓練指導員）、労働福祉事業団にはまだ置かれていないが、労働省では、都道府県及び労働福祉事業団の職員に対し、監督者訓練指導員又は監督者訓練員を養成するための訓練を行うことにより、都二道府

県及び労働福祉事業団が、この業務を円滑に推進できるよう援助することとしている。

なお、労働省は、都道府県が、次のような内容の規則(又は条例)を作るように指導しているので、各都道府県においても、監督者訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員を設置するなど体制が整えられるに伴って、このような規則(又は条例)が作られることとなる。

〇〇県監督者訓練援助規則

(趣旨)

第1条 職業訓練法(昭和33年法律第133号)第20条の規定による監督訓練についての援助は、この規則の定めるところによる。

(援助)

第2条 前条の援助は、事業主が、次の各号の一に該当する場合にその申出により、特別の訓練を受けた職業訓練指導員の派遣又は資料の提供により、及び第1号又は第2号に該当する場合に、その委託により、監督者訓練を実施することにより行う。

1 労働者の指導監督に当る者(以下この条において「監督者」という。)の訓練を行うとき。

2 監督者の訓練を行う技能を有する者(以下「監督者訓練員」という。)の訓練を行うとき。

3 監督者の訓練を受けた者に対する追指導を行うとき。

4 追指導を行う技能を有する者(以下この条において「追指導担当者」という。)の訓練を行うとき。

5 追指導担当者の訓練を行う技能を有する者の訓練を行うとき。
(監督者訓練員技能証明書)

第3条 知事は、特別の訓練を受けた職業訓練指導員によって監督者訓練員の訓練及び実施検定を受け、良好な成績を収めた者に対し、監督者訓練員の技能証明書を交付する。

二 前項の技能証明書は、様式第1号による。

(援助申請書)

第4条 第2条に規定する援助を受けようとする事業主は、特別の訓練を受けた職業訓練指導員の派遣又は訓練の委託により援助を受けようとする場合にあつては様式第2号により、及び資料の提供により援助を受けようとする場合にあつては様式第3号により、知事に申請しなければならない。

(費用)

第5条 第2条に規定する援助を受ける事業主は、費用を負担しなければならない。

『T W I 』

本報告書等は、基盤整備センターホームページの「基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

基盤整備センター

検索



URL: <https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/>

調査研究資料 No. 140

戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》〈中〉

発行	2024年2月
発行者	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 基盤整備センター 所長 高井 宏幸
	〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1 電話 042-348-5075（企画調整課）
印刷	株式会社コームラ 〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぶりとぴあ3 電話 058-229-5858

本書の著作権は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が有しております。